

国際協力機構史

1999～2018



発刊の辞

2008年10月、現在の国際協力機構が発足してから、10年の節目を迎えました。これを機に、統合前の旧組織（国際協力事業団〈2003年10月より国際協力機構〉および国際協力銀行）において、通史が未作成であった10年間（1999～2008年）も対象として、20年間の国際協力機構史を編纂しました。

対象とした過去20年で、国際社会は大きく変容しています。中国やインドなどの新興国は、急速な経済発展を背景に、政治経済面で国際的な発言力を強めています。アメリカの同時多発テロ（2001年）以降、アフガニスタンやイラクでの戦争、過激派イスラム・テロ組織の横行など、多くの国で政情が不安定化し、難民問題も長期化しています。イギリスの欧州連合離脱、アメリカのトランプ政権に代表される自国第一主義や保護主義的な傾向など、世界情勢は大きく変化しています。こうした中で、日本は国際協調主義に強くコミットする国の一つとして、ますますその役割と責任は重要になっています。

開発協力においては、国際社会は「国連ミレニアム宣言」（2000年）に基づくミレニアム開発目標（MDGs）の達成に取り組み、この20年間で開発途上国の経済社会の発展と貧困削減に大きな進展が見られたことは、喜ばしいことです。その多くは、日本が政府開発援助（ODA）を通じて協力した東アジアや東南アジアの国々で達成されたものです。しかし、アフリカや南アジアを中心に、依然として貧困に苦しむ方は多く、先進国でも格差が拡大し、気候変動など地球規模の課題も深刻化しています。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2015年）が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）、気候変動に関するパリ協定（2015年）などの国際合意は、世界共通の課題への取り組みで、その実現のためには一層の国際協調が求められます。

日本政府は、1992年に閣議決定した「政府開発援助（ODA）大綱」を2003年に改定し、更に2015年に「開発協力大綱」として改めました。同大綱では、積極的平和主義のもと、質の高い成長や普遍的価値の共有に加え、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築などに重点を置くことと謳っています。多様化する開発途上国のニーズと日本政府の政策実現を目的として、2003年の旧国際協力事業団の独立行政法人化、2008年の旧国際協力機構と旧国際協力銀行（海外経済協力部門）の統合を経て、以後、新JICA

のもとで、技術協力・有償資金協力・無償資金協力などの幅広い支援スキームを一体的に組み合わせた協力を展開しています。JICAでは、2008年の新JICA発足時に掲げた組織ビジョン「Inclusive and Dynamic Development」を2017年7月に刷新し、「信頼で世界をつなぐ」(Leading the world with trust)と決めました。「人間の安全保障」と「質の高い成長」を二大ミッションとして掲げ、国内外の多様なパートナーと手を携え、信頼を築いて世界をつないでいくことを目指しています。

2018年は、明治維新150年という節目の年です。この機会に、「JICA開発大学院連携」事業を立ち上げました。わが国は、明治維新という大きな改革を行い、伝統を維持しつつも近代化した非西洋の国の中で最初の国です。この発展経験と、JICAが開発協力を通じて培ってきた知見をもとに、成功も失敗も含めて体系化し、日本の大学と協力して、開発途上国の将来のリーダーに対して伝えていく本事業は、日本と世界を繋ぎ、JICAのビジョンを体現するものとして、発展させたいと思っています。

編纂にあたっては、過去20年の取り組みを正確に記すとともに、時代背景や事象の経緯・決定に至る過程についての記録も残すよう努めました。また、JICA内部での改革や、新規事業の検討・実施の歴史、達成した成果についても記述することを心がけました。そのため、専門的な箇所も多くなりましたが、事実を即した歴史書としての質も伴わせることができましたと思います。JICA関係者のみならず、国際協力や開発途上国全般に関心を抱かれる幅広い読者にも本書をご覧頂き、これまでのJICAの軌跡をご理解頂くとともに、今後の世界の中の日本のあり方を考えて頂く一助となれば幸いです。

2019年3月

独立行政法人国際協力機構 理事長

北岡伸一

歴代総裁・理事長

国際協力事業団



藤田公郎 総裁
1994年8月1日～2000年8月31日



斉藤邦彦 総裁
2000年9月1日～2001年8月31日



川上隆朗 総裁
2001年9月1日～2003年9月30日

国際協力銀行



保田博 総裁
1999年10月1日～2001年6月29日



篠沢恭助 総裁
2001年6月29日～2007年9月30日



田波耕治 総裁
2007年10月1日～2008年9月30日

国際協力機構



緒方貞子 理事長
2003年10月1日～2012年3月31日



田中明彦 理事長
2012年4月1日～2015年9月30日



北岡伸一 理事長
2015年10月1日～

写真で見る 国際協力

1999 ▶ 2002年



留学生受入事業を開始〈無償資金協力〉 2000年1月 来日したウズベキスタンの留学生たち



ザンビアでHIV抽出テストを指導する専門家（エイズおよび結核対策プロジェクト）〈技術協力〉 2001年3月



日本ーパラオ友好橋完成（新コロール・バベルダオブ橋建設計画）〈無償資金協力〉 2002年1月



「日本人材開発センター」（通称「日本センター」）事業開始〈技術協力〉 2000年9月 ラオス日本センターでの日本語授業の様子



ジンバブエで小規模金融機関のキャパシティ・ビルディングを行う専門家〈技術協力〉 2001年5月



インド「デリーメトロ」開通（デリー高速輸送システム建設事業）
〈有償資金協力〉 2002年12月



草の根技術協力事業を開始 2002年9月 東ティモールでのコーヒー生産支援



アフガニスタンへの技術協力を開始 2002
年5月 アフガニスタンの中学校で聞き取り調査を行う専門家



タイ・ラマ5世橋開通（ワットナコンイン橋及び付帯道路建設事業）〈有償資金協力〉 2002年6月

2003 ▶ 2005年

2003年10月 1日 独立行政法人国際協力機構設立



独立行政法人国際協力機構設立 2003年10月

JICAの新しいシンボルデザイン 「人」「地球」がテーマです。

●人間的なやさしさ

——「j」と「i」は、人と人が寄り添う姿。お互いの価値観、文化を尊重しながら、自立と発展を支えています。

●ダイナミックな躍動感

——「i」の上部の●は「地球=世界」。世界を舞台に活躍するJICAの躍動感、成長を表現しています。

●「青い地球」をイメージ

——地球上のすべての人々が、国際社会が抱える問題を解決していくという国際協力の理念を表しています。



パキスタン・コハットトンネル開通式（コハットトンネル建設事業）〈有償資金協力〉 2003年6月



カンボジアの看護・助産学校看護師コースでの授業（カンボジア医療技術者育成プロジェクト）〈技術協力〉 2003年9月



ルーマニア・コンスタンツァ南港整備事業竣工
〈有償資金協力〉 2003年11月



スマトラ沖大地震・インド洋津波の被害を受けたインドネシアで救援活動を行う国際緊急援助隊隊員 2004年12月



「青年招へい20周年記念式典」を開催 2004年2月



ウクライナ向け初の円借款貸付契約を締結（ボリスポリ空港拡張事業）
2005年3月 完成後のボリスポリ空港ターミナルビル出発ロビー



Bangladesh の農村住民の話聞く農村開発の専門家（行政と住民のエンパワメントを通じた参加型農村開発プロジェクトフェーズ2）〈技術協力〉 2005年6月

2006 ▶ 2008年



JICA広尾「地球ひろば」オープン 2006年4月



ODA事業として世界初のクリーン開発メカニズム事業に認定されたエジプト・ザファラーナ風力発電所 2007年6月



ナミビア向け初の円借款貸付契約を締結（ルンドゥーエルドゥ間道路改善事業）2006年8月 アスファルト舗装が施された新しい道路の開通式



アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA）第一号案件（バマコーダカール間南回廊道路改良・交通促進事業）の円借款貸付契約を締結 2006年3月 完成後の道路



モルディブ向け初の円借款貸付契約を締結（モルディブ津波復興事業）2006年7月 整備されたフナドゥウ港



中国西部大地震による被災者の捜索・救助活動を行う国際緊急援助隊隊員 2008年5月



食糧増産を支援する「アフリカ稲作振興のための共同体」(CARD) 発足 (技術協力) 2008年5月 ウガンダで稲作技術を指導する専門家



「地球規模課題対応国際科学技術協力」(SATREPS) 創設 2008年4月 泥炭地に向くとされるフタバガキ科の植物を試験栽培しているインドネシアの植物栽培園 (泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト)



イラク向け復興支援のための初の円借款貸付契約を締結 (港湾セクター復興事業) 2008年1月 この協力で完成したウナム・カスル港の様子

2008 ▶ 2010年

2008年10月 1日 新JICA発足



新JICAのシンボルデザイン

- 「円弧」のモチーフを追加し、組織の活発な動きとともに、「循環型社会」「持続可能な開発と発展」「日本の国際協力、国際貢献が日本社会への貢献にもつながること」などを表現しました。
- 「i」に架かる円を赤色とし、「地球=世界」にあわせて「日本」をイメージできるように表現しました。
- 円弧のグラデーションにより、技術協力・有償資金協力・無償資金協力の3スキームを融合させながら、総合的・戦略的に展開・発展する「All Japan」の援助機関であることを示しています。



エジプトで「日本型」工学系高等教育支援がスタート（エジプト日本科学技術大学〈E-JUST〉プロジェクト）（技術協力）
2008年10月



円借款により完成したインドネシアのラヘンドン地熱発電所（ラヘンドン地熱発電所拡張事業） 2009年2月



ガーナのHIV/エイズ教育促進のために官民連携の共同プロジェクトを実施
2009年6月

「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」を開始、20件の採択を決定
2010年12月 西アフリカにおける浄水装置を用いた村落給水事業実証調査に集まってきたセネガルの人々



日本の技術協力によりベトナム・ワクチン公社で製造された麻疹ワクチンを同国政府が承認（麻疹ワクチン製造基盤技術移転プロジェクト、麻疹ワクチン製造施設建設計画）〈技術協力、無償資金協力〉 2009年5月

アフガニスタンの帰還民支援を促進するため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と協議するJICAアフガニスタン事務所関係者（ナンガルハール州帰還民支援プロジェクト）〈技術協力〉 2010年7月



2011 ▶ 2012年



東日本大震災における被災者支援のボランティア活動（宮城県東松島市） 2011年3月



震災の経験を生かすために復興防災関連の研修コース・セミナーを実施 2011年10月



南部スーダンで独立前後を通じ継続的な支援を実施 2011年7月（ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト）〈技術協力〉



ラオスの首都ビエンチャンに供与されたバス（首都ビエンチャン市公共バス交通改善計画）〈無償資金協力〉 2011年3月



無償資金協力により建設されたツバルの公立高等教育学校の教室棟（モトフォウア高等教育施設整備計画） 2011年8月



世界におけるポリオ撲滅を目的に、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団とJICAが業務協力協定を締結、連携第一弾としてパキスタンのポリオ撲滅支援のための円借款に初めて民間資金を活用 アメリカと日本をつないだTV会議により同時署名を行うビル・ゲイツ共同議長（左）と緒方元理事長 2011年8月



医療機器メーカーと初の官民連携研修を実施、メキシコの病院から5名の医師が来日 2011年9月



コスタリカの持続的な経済成長を支えるピリス水力発電所が完工（ピリス水力発電所建設事業）〈有償資金協力〉 2011年9月



カイゼンを取り入れているメキシコの自動車部品製造工場（自動車産業基盤強化プロジェクト）〈技術協力〉 2012年10月



キルギスでジャム作りを指導する専門家（一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト）〈技術協力〉 2012年1月

2013 ▶ 2014年



JICA地球ひろば来館者が100万人を突破 2013年10月



ブラジルの土砂災害現場で斜面崩壊の現象を調査分析する専門家とカウンターパート（統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト）〈技術協力〉 2013年7月



トルコ・ボスボラス海峡横断地下鉄開通（ボスボラス海峡横断地下鉄整備事業）〈有償資金協力〉 2013年10月



横浜で開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）でサイドイベントを実施 2013年6月



「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」を創設〈技術協力〉 2014年11月 モザンビークで調査機材の使用方法を説明する専門家（REDD+モニタリングのための持続可能な森林資源情報プラットフォーム整備プロジェクト）



アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）研修員が初来日（技術協力） 2014年9月



ベトナム・ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビルが運用開始（ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業）〈有償資金協力〉 2014年12月



ナイジェリアの技術者に道路構造物の点検技術を紹介する日本企業の専門家（コンクリートテスター〈CTS〉を用いた道路付帯コンクリート構造物の点検技術の普及・実証事業）〈中小企業海外展開支援〉 2014年3月



2014年はODA60周年。コロンボ・プラン加盟の翌年1955年に開始された研修事業は、技術協力の主要なスキームとして継続発展し、開発課題の解決を担う途上国の人材育成に貢献している。写真は、地域住民と交流し、日本の地域づくりの取り組みを学ぶ研修員たち 2014年8月

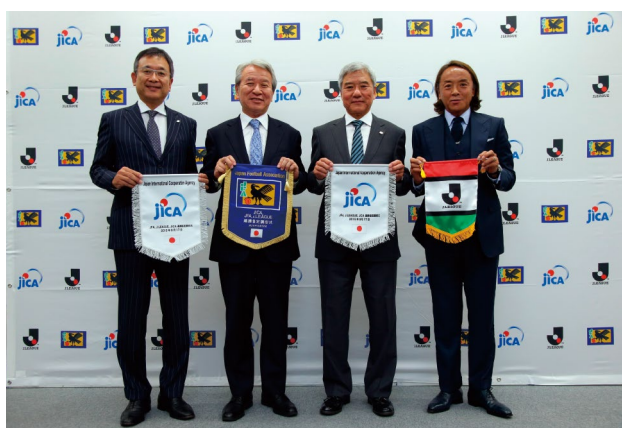


Build Back Better（より良い復興）を旗印に、地方自治体と実施したフィリピンの復興計画策定ワークショップにて、調査団が作成したハザードマップを使って説明する専門家（台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト）〈技術協力〉 2014年7月

2015 ▶ 2016年



青年海外協力隊発足50周年記念式典を開催 2015年11月



スポーツを通じた国際協力で「Sports for Tomorrow」に貢献（JICA・JFA・Jリーグが連携協定を締結） 2015年9月



ミャンマーにおける官民連携「ティラワ経済特別区」Zone A 区域開業（ティラワ経済特別区開発事業） 2015年9月



カンボジア「つばさ橋」が開通（ネアックルン橋梁建設計画）（無償資金協力） 2015年4月



ネパール地震発生後、救助犬とともに捜索を行う国際緊急援助隊救助チーム隊員 2015年4月



ケニア・ナイロビで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）でサイドイベント「ハイレベルパネル」を実施 2016年8月



テロ対策に重点を置く新たな安全対策研修・訓練を開始 2016年10月



青年海外協力隊が「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞 2016年8月

2017 ▶ 2018年



JICAボランティアの派遣人数が5万人を突破 2017年1月



トルコで実施しているアフガニスタンの女性警察官の育成に向けた研修と連携し「女性に対する暴力への対応能力の向上」のためのワークショップを開催（技術協力） 2018年1月



JICAの技術協力により開発された新しい教科書がミャンマー全国の小学校に一斉導入（初等教育カリキュラム改訂プロジェクト） 2017年6月



第3回国民結束の日（全国スポーツ大会）に全国12地域から参加した南スーダンの各地域の選手たち（スポーツを通じた平和促進）（技術協力） 2018年1月



海外移住資料館の来館者が50万人を突破 2017年8月 「移住の道のり」を紹介した資料館の展示品



カンボジアの農園を視察する日本企業の調査団（育苗および生産の近代化による高品質花卉の産地育成事業化についての基礎調査）（中小企業海外展開支援） 2018年9月

国際協力機構史

1999～2018

目次



発刊の辞 独立行政法人国際協力機構 理事長 北岡 伸一

歴代総裁・理事長

写真で見る国際協力

第1部 国際協力機構の歩み 1

第1章 21世紀の幕開け、
わが国の2つのODA実施機関 1999～2008 3

第1節 世界情勢と国際援助の動向 国際援助のグローバル化時代 4

- 1 アジア通貨危機の発生、開発途上国の債務問題 4
アジア通貨危機の発生／低所得国の重債務問題／新興国ブームと「大いなる安定」
- 2 開発目標の世界的合意 6
ミレニアム開発目標（MDGs）策定／モンテレー合意、世界のODA増額と日本の減額、民間資金動員／
援助協調と「パリ宣言」／国際アジェンダとしての「人間の安全保障」
- 3 テロの発生により不安定化する世界 11
米国同時多発テロと世界の不安定化／米国主導の「国家建設」と「脆弱国家論」

第2節 行財政改革とODA トップドナーからの転換期 13

- 1 ODA改革をめぐる議論 13
ODA予算の見直し／ODAに関する中期政策／円借款制度に関する懇談会／外務省改革とODA改革論議／
ODAの戦略性向上／対中国ODA政策の見直し／平和構築／ODA改革の実行／ODA大綱の改定／
ODAに関するさまざまなイニシアティブ
- 2 行財政改革の動きに伴う大変革とODA実施体制づくり 18
行財政改革の推進／特殊法人の整理合理化／政策金融改革／海外経済協力に関する検討会／
国際協力に関する有識者会議

第3節 独立行政法人国際協力機構の発足 22

- 1 JICAの自己改革の取り組みと独立行政法人化 22
業務・組織の改革の取り組み／新たな課題と業務改革の実現／独立行政法人化の決定／

独立行政法人の設立と主たる論点／業務と運営方法／残された課題

- 2 独法JICAの挑戦——人間の安全保障の視点を踏まえて 30
初代理事長就任とJICA改革／在外の体制強化と本部組織の改編／対アフリカ事業強化／
平和構築支援の強化／災害や感染症等への対応／
国内事業改革——市民参加協力事業の推進と国内機関再編／研究機能と発信力の強化／
JICAの組織運営——効率性・透明性の追求

第4節 国際協力銀行の発足と海外経済協力業務の軌跡 40

- 1 国際協力銀行と海外経済協力業務 40
国際協力銀行の誕生／JBICにおける海外経済協力業務／海外経済協力業務の実施体制
- 2 海外経済協力業務のさまざまな改革 42
海外投融資の廃止——特殊法人等整理合理化計画／債務救済方式の変更／
環境社会配慮ガイドラインの改訂と異議申立制度の導入／事業評価の充実
- 3 海外経済協力業務の運営改善 44
海外経済協力勘定の財務状況／民間準拠財務諸表の作成／リスク管理体制の構築／業務運営評価制度の導入
- 4 海外経済協力業務の実績と国際課題への対応 47
円借款／有償資金協力促進調査／海外経済協力業務実施方針
- 5 さまざまな課題への取り組み 50
アジア通貨危機支援／アフリカ支援／貧困削減への取り組み／環境問題への対応／平和構築支援／
防災・災害復興支援／政策制度改善への支援
- 6 開かれたODA——国民参加と連携強化 55
日本の技術とSTEP制度／地方自治体、NGO、大学との連携／JICAとの連携強化／
国際機関や各国開発援助機関との連携強化／研究活動／広報活動

第5節 新JICAへの移行 60

- 1 政策金融改革と新JICA 60
JBIC海外経済協力部門の分離と新JICAへの統合／経済財政諮問会議／海外経済協力に関する検討会／
自民党政策金融機関改革合同部会・海外経済協力に関するワーキングチーム／
新JICAの方向性の決定（行政改革推進法）
- 2 新JICAの組織設計 62
新時代のODA実施体制づくり／国際協力機構法改正にあたっての主な論点／従来の業務に関する変更／
国会審議、新国際協力機構法成立
- 3 実務の統合作業 65
作業体制と業務フロー／組織・機能／人事・制度／本部所在地の選定／在外事務所の統合／
CI——新JICAのシンボルデザイン
- 4 そして統合、新JICA発足 69
新JICA設立記念式典／新JICAのビジョン・使命（ミッション）・戦略、そして「3S」／統合の効果

第2章 統合後の国際協力機構の軌跡 2008～2018 73

第1節 世界情勢と国際援助の動向 グローバル化の光と影 74

- 1 世界金融危機の発生と反グローバリズム 74
世界金融危機の発生／反グローバリズムの隆盛
- 2 国際パワーバランスの変化と新たな国際合意 77
G20サミットの誕生と中国の隆盛／援助アジェンダとしてのインフラ回帰／
持続可能な開発目標（SDGs）の合意／パリ協定の採択

第2節 わが国ODAの新たな展開 82

- 1 民主党政権下でのODA改革 82
ODAのあり方に関する検討／成長戦略の策定／国際社会におけるリーダーシップの発揮
- 2 開発協力大綱の制定 84
政権交代／ODA大綱の見直し／ODA予算の変化
- 3 開かれた国益・国際協調主義——世界共通価値に基づく平和・安全へ 85
地球儀俯瞰外交と積極的平和主義／SDGs達成に向けた体制整備／質の高いインフラ・イニシアティブ／
気候変動とユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの貢献／
普遍的価値の共有に向けて——ホスト国としての貢献

第3節 新たな国際協力機構の基盤整備 90

- 1 組織の変遷と体制の強化 90
組織編制と本部移転／資本金、予算、人員／予算の拡充
- 2 事業仕分け等への対応 94
事業仕分け／事務・事業の見直し
- 3 事業実施基盤の強化と発信力の強化 97
援助事業における戦略性向上の取り組み——統合効果の発揮／ナレッジマネジメント推進計画の策定／
ナレッジマネジメントの4つの具体策の推進／研究機能の強化——JICA研究所の設立／
環境社会配慮ガイドライン／コーポレート・ガバナンス／業務改善の取り組み／経営諮問会議、国際助言委員会
- 4 危機管理と安全対策 104
東日本大震災時の対応と東北復興支援／エボラ出血熱流行時の対応／安全管理／建設工事安全の取り組み

第4節 開発課題への挑戦と貢献 国内外の期待に応える 107

- 1 質の高い経済成長 107

- インフラ開発支援／質の高いインフラ／ASEAN連結性支援／ミャンマー支援／アフリカ支援
- 2 人間中心の開発 121
保健・医療分野の取り組み／安全な水と衛生／教育支援／食料・栄養
 - 3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 129
ガバナンス支援／平和構築支援／難民支援／災害復興支援／ジェンダー主流化
 - 4 地球規模課題への対応 135
環境管理への貢献／森林・自然環境保全／気候変動対策／防災への取り組み
 - 5 多様な担い手との連携強化 140
海外投融資の再開／世界と日本を元気にするODA——大学連携、自治体連携、中小企業支援等／
日本の知識・経験・科学技術テクノロジーの活用／青年海外協力隊発足 50周年／
国際援助機関と対話するJICA
 - 6 世界と日本を信頼でつなぐJICAの使命 146
SDGsへの取り組み／留学制度を活用した日本をよく知る人材の育成／JICA開発大学院連携／
新しいビジョンの策定と5つのアクション

column

- 北海道洞爺湖サミットと九州・沖縄サミット 10
- 対中国ODAの成果と貢献 16
- 初の民間出身理事長誕生 32
- 平和と繁栄の回廊構想実現への協力 36
- ベトナム「カントー橋」崩落事故——工事安全対策強化の原点 46
- 組織統合に寄せる3つの思い 70
- 世界金融危機と世界食料価格危機 81
- 「障害と開発」への取り組み——インクルーシブな社会の実現に向けて 87
- あの日を忘れない——ダッカ襲撃テロ事件 91
- 広尾の慰霊碑 96
- 「デリーメトロ」建設事業 111
- TICAD IV、V、VIにおけるJICAの役割 120
- ドイツ財団との連携によるポリオ根絶への貢献 122
- 国境を越える課題への対応——東南アジアにおける人身取引対策分野での支援 135
- 島サミットとPacific-LEADSを通じた大洋州島嶼国との関係深化 147
- 重要性を増すJICAの役割〈寄稿〉 149

I 技術協力 152

- 1 研修員受入事業 152
研修員受入事業の制度と特徴／研修事業の拡充／本邦研修の展望
- 2 専門家派遣 154
専門家派遣制度の変遷／専門家確保の取り組み
- 3 技術協力プロジェクト 155
技術協力プロジェクトの概要／キャパシティ・デベロップメント／効果向上への取り組み
- 4 開発計画調査型技術協力 157
開発計画調査型技術協力の概要／ファストトラック制度の導入／有機的な連携による効果
- 5 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 158
事業創設の背景／事業目的と概要／事業の事例と展望
- 6 「協力プログラム」の推進と日本の経験の共有——今後の課題 159
「協力プログラム」の推進／日本の経験

II 有償資金協力 161

- 1 円借款 161
旧国際協力銀行 (旧JBIC) における海外経済協力業務／特別円借款、本邦技術活用条件 (STEP) の創設／持続的成長に向けての個別課題への対応／国際協力機構 (新JICA) における円借款／円借款の戦略的活用——国民理解の促進と経済社会開発への支援／制度の拡充／円借款事業によるソフト面の支援と円滑な実施に向けて／さらなる拡充に向けて
- 2 海外投融資 167
海外投融資の役割／海外投融資の事例／支援の拡大と海外投融資のインパクト

III 無償資金協力 170

- 1 制度の変遷 170
実施状況と支援対象／予算と実績／実施体制の変革
- 2 支援効果向上への取り組み 172
国際社会の多様化するニーズ／プログラムアプローチによる案件形成／二国間の関係強化／帰国留学生の活躍／他の援助機関、開発パートナー、国内関係機関等との連携
- 3 無償資金協力の成果 174
国際社会での評価／より効果的・効率的な無償資金協力を目指して

IV 市民の国際協力活動への支援 177

- 1 ボランティア 177
事業目的の見直し／新たな課題への取り組み／日本社会への還元／より高次の事業へ
- 2 市民参加 180
市民との協働による双方向事業／NGO/CSOとの連携／地方自治体・大学との連携／開発教育支援事業／国際協力を日本の文化に
- 3 民間連携・中小企業海外展開支援 184
支援制度の変遷／民間連携事業・中小企業海外展開支援事業の事例／実績と位置づけの変化／一層の連携強化に向けて

V 移住者支援、日系社会支援 187

- 1 海外移住事業と日系社会 187
日本と日系社会／海外移住事業の変遷／日系社会を担う人材の育成
- 2 幅広い連携の推進 188
日系社会との民間セクター連携について／海外移住資料館／中南米日系社会との連携強化

VI 国際緊急援助 191

- 1 国際緊急援助と大規模災害 191
国際緊急援助体制／大規模災害への対応
- 2 対応力の強化 193
救助チーム／医療チーム／感染症対策チーム／緊急援助物資供与

VII 開発人材の養成と確保 196

- 1 人材養成・確保の取り組み 196
人材の養成・確保事業の位置づけ／国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の開設・運営／開発人材の確保／開発人材の養成
- 2 他の開発パートナー、国内関係機関との連携 198
オールジャパンによる国際協力活動のプラットフォーム「PARTNER」／地方人材の活用へ

VIII 調査・研究 200

- 1 調査・研究と組織の特徴 200
JICA国際協力総合研修所／JBIC開発金融研究所／JICA研究所

- 2 それぞれの開発課題への取り組み 201
JICA国際協力総合研修所／JBIC開発金融研究所／JICA研究所
- 3 研究成果とその活用 203
研究成果／独自の貢献の実績と新たな任務の展開

IX 事業評価・広報 205

- 1 事業評価 205
事業評価の始まりと国際基準の導入／「学習と改善」と「説明責任」の両立／事業評価制度の統一／
評価の質のさらなる向上へ／最大限の効果発現を目指して
- 2 広報 207
広報および情報公開意識の高まり／JICAの広報／JBICの広報／新JICAの広報／広報戦略とJICAブランド
- 3 情報システム 211
IT環境の変遷／情報システムと情報セキュリティ
- 4 受託事業 212
効果の発現／受託事業の事例／可能性の拡大

column

- 中南米地域における南南・三角協力 154
- モンゴル「ツェツィー風力発電事業」(海外投融資) 168
- 人材育成を通じた旧ソ連諸国の独立・体制移行支援 173
- ネパール・シンズリ道路 175
- 草の根技術協力事業 10年の振り返りのための分科会 181
- JICA地球ひろば 182
- 海外移住——期限のない「国際協力」 189
- JICA主導による災害医療情報のWHO国際標準化 195
- PARTNERの挑戦 197
- 「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの刊行 202
- なんとかしなきゃ!プロジェクト 209

I 組織 216

- [1] 本部組織等の変遷 216
- [2] 在外拠点の変遷 222
- [3] 国内拠点の変遷 230

II 予算・財務 232

- [1] 一般会計ODA・JICA関連予算 232
- [2] 一般勘定予算 233
- [3] 有償資金協力勘定 出融資実績および財源構成 234
- [4] 財務諸表 236
- [5] 国際協力機構債券（JICA債）発行実績 241

III 事業実績 242

- [1] 年度別事業実績 242
- [2] 年度・国・事業形態別事業実績 244
- [3] 年度・分野・事業形態別事業実績 264
- [4] 国別事業実績 272
- [5] 有償資金協力（円借款）の融資条件 280

IV 表彰 281

V 役員在任期間 282

VI 協定・覚書 284

VII JICA/JBIC関連会議等メンバー 287

VIII 年表 288

主要事項索引 306

編集後記

機構史編纂委員会／機構史編纂事務局／第1部草稿作成者

写真提供一覧

● 凡例

- 1 本書は1999年度から2017年度までを主たる対象期間としているため、原則として1998年度以前は記載の対象としていない。旧組織の変遷や日本の国際協力の歴史については、『国際協力事業団25年史 人造り国造り心のふれあい』（1999年）、『海外経済協力基金史』（2003年）を参照されたい。ただし、必要に応じて適宜、1998年度以前の事項や経緯についても記述している。
- 2 本文は歴史編（国際協力機構の歩み）・事業スキーム編（業務の変遷と実績）の2部構成とし、第1部第1章の主な対象期間を統合前の10年、第2章を統合後の10年とした。
- 3 表の「空欄」は実績なし、「0」は小数第一位の値を四捨五入した値であることを示す。
- 4 人名は、原則として敬称を省略し、役職等は記載時点のものによった。その他の固有名詞についても原則記載時点の名称によっている。

第1部

国際協力機構の歩み

第1章

21世紀の幕開け、
わが国の2つのODA実施機関

1999～2008

第1節

世界情勢と国際援助の動向

国際援助のグローバル化時代

1 アジア通貨危機の発生、 開発途上国の債務問題

◆アジア通貨危機の発生

1997年7月、タイ・バーツの急落をきっかけに、通貨危機の波がアジア諸国を襲った。ASEAN諸国は輸出主導型の経済成長戦略を進めるため、実態的には自国通貨の為替レートを米ドルに連動させるペッグ制をとり、市場介入を続けていた。先進国の金融機関が短期・ドル貸しを中心に大きく融資を伸ばす一方、国内金融機関は為替リスクを意識することなく、この借入資金を内貨建て長期融資に充当した。この結果、国内金融部門は、為替リスク、満期リスクによる「期間と通貨のダブルミスマッチ」を内包したまま、対外民間債務を積み増していった。

タイ中央銀行がバーツのドル・ペッグを放棄して以降、このような水面下のひずみが急激に顕在化することになった。為替下落により、民間銀行のバランスシート上ではドル負債が膨れ上がり、これが自己資本を毀損した。融資返済リスクが高まったと考えた海外銀行は資金を引き揚げ、同様の脆弱性を持つと疑われた韓国、マレーシア、インドネシアへもその動きを伝播させた。マレーシアを除く各国は、国際通貨基金（IMF）の支援プログラムを受け入れて危機対応にあたったが、この時期のIMFプログラムは、金融危機をさらに悪化させたとも評価されている。IMFは資本流出を抑制するため金利の急激な引き上げを行い、また一部銀行の閉鎖勧告と預金保険の全額保護廃止を求めた。しかし金利急騰は債務

者の返済を制約し、また銀行閉鎖と預金保険の厳格な適用は、長期的にはともかく、短期的には取り付け騒ぎを引き起こした。金融パニック時には、資本流出規制を課し、国内金融市場を隔離する対応策はあったが、IMFは与しなかった。こうしたIMFのアジア諸国へ課した政策が却って経済を悪化させる結果となったとの批判が、その後のコンディショナリティの見直しや、開発途上国の投票権拡大などの改革へとつながっていく（IMFが10年後の世界金融危機時の北欧諸国で異なる対応をとったことについては、第2章p.76参照）。

なお、アジア通貨危機に見舞われた諸国は、比較的早期に経済の立て直しに成功した。最も深刻な影響を受けたインドネシアも、2000年に5%の経済成長率に復帰して以降、安定的な経済成長を維持している。1982年のメキシコのデフォルトをきっかけに1980年代のラテンアメリカの累積債務問題が起こってから、1992年の世界銀行による最終的な終息宣言まで10年を要したことに比べれば、迅速な立ち直りであった。

この時期、日本政府はアジア通貨危機の再発を防ぐため、「アジア版IMF構想」と呼ばれるさまざまな提案を行ったが、IMF政策との齟齬を来す可能性から米国が強く反発し、結果的に実現しなかった¹⁾。しかし、この構想の後を継ぎ、2000年5月にはアジア諸国間で外貨準備資金を融通しあう「チェンマイ・イニシアティブ」が、また2011年4月にチェンマイ・イニシアティブの実施支援、マクロ経済サーベイランスを行う機関としてアジア地域マクロ経済研究機構（AMRO）が発足、2016年2月には国際機関化した。またアジア諸国が自国通貨建ての資金調達を容易に行えるよう「アジア債券市場プログラム」も開始された。

◆低所得国の重債務問題

1990年代後半には、上述のアジア通貨危機とは別の形での債務問題も大きく取り上げられた。主にアフリカの低所得国^{●2}を中心とする「重債務貧困国」(HIPC: Heavily Indebted Poor Countries) 問題である。アジア通貨危機が民間資金フロー中心の資本収支危機であったのに対し、HIPCは貸し手・借り手とも公的部門であるという点で、アジア危機とは様相を大きく異にする。先進国、国際機関は、主にアフリカ低所得国の貧困削減に向け、アジア向けを大きく上回る規模の政府開発援助 (ODA) を供与してきたものの、経済成長の高まりには必ずしも結びつかなかった。この結果、公的債務は高水準で高止まりし、債務返済能力の限界に達することになったとして、債務の削減措置を求める声が大きくなった。この動きを後押しするものとして、欧米の非政府組織 (NGO) 等による貧困国の債務帳消しを求める社会運動「ジュビリー2000」^{●3}も発生した。

このなかで、世界銀行・IMFによるHIPCイニシアティブが形成されていく。ジュビリー運動は無条件の債務削減を求めたが、先進国政府は、債務削減後に再び債務危機に陥ることを防ぐため、適切な政策運営ができるとの確信なしに債務削減をすべきではないとの考えであった。このため一定期間、政策トラックレコードを積むことで債務削減措置を受ける資格を獲得し、その後の政策改善措置を完了した時点で、最終的な債務削減を受けるという厳格な枠組みを策定した。また削減規模も、NGO等が全額削減を求めるのに対し、債務の持続可能性を測る閾値水準までの削減にとどめた。これは、健全な経済運営を続けたことにより債務持続可能と判断される国がある一方、持続不可能と判断された国が全額債務削減を受けてしまえば、前者の国に債務を積み上げるインセンティブが働くとの判断による。

こうして厳格な枠組みについて国際社会が合意し、1996年に世界銀行・IMFによるHIPCイニシアティブが始動した。事前に定められた債務指標 (債務現

在価値の輸出比、歳入比) により40ヵ国が対象とされたが (うち33ヵ国がアフリカ諸国)、政策トラックレコードを積むことは容易ではなく、債務削減にまで行き着く事例が出ない状況が続いた。1998年の英バーミンガム・サミットでは、HIPC枠組みの見直しを行う必要が議論され、1999年の独ケルン・サミットでは、二国間ODA債務の全額免除を含む「ケルン債務イニシアティブ」が合意され、ODA債権を100%削減、非ODA債権は90%削減^{●4}とする「拡大HIPCイニシアティブ」が開始された。また当初、国際機関債務は削減対象外とされていたが、2005年の英グレンイーグルズ・サミットにおいて「多国間債務救済イニシアティブ」(MDRI: Multilateral Debt Relief Initiative) が合意され、国際機関向け債務も削減対象に含まれることとなった。

なお、このころから国際機関全体として1980年代の構造調整、市場経済化を政策の基本とする姿勢から、貧困削減を主要なマニフェストとする考え方へと修正されていった。アジア通貨危機を契機としてIMFのコンディショナリティへの批判が高まるなか、対象国自身が「貧困削減戦略文書」(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper) を作成し、これに基づいてIMFは必要最小限のコンディショナリティのみを課す方向へ方針が強化された。またコンディショナリティの中身も、従来のマクロ経済的側面のみから、教育、保健支出等の社会政策の確保を求めるものへと転じていった。

◆新興国ブームと「大いなる安定」

1990年代末には、アジア通貨危機、ロシア金融危機という大きな危機が開発途上国を襲った。また2001年初には米国市場においてITバブルが崩壊、さらに2001年9月には米国で同時多発テロが発生し、世界経済にも暗雲が立ち込めた。このように、21世紀に入った当初、世界経済については明るい見通しが支配的だったとは言い難い。

しかし現実には、その後、世界経済は全体には高

●1 JBICの支援については、第4節「アジア通貨危機支援」(p.50)を参照

●2 HIPCには、ボリビア、ニカラグア等の中南米諸国も含まれるが、圧倒的にアフリカ諸国が多い。

●3 「ジュビリー」運動は欧米NGOが中心となって展開した運動であり、50年に一度、債務により奴隷とされた庶民を解放し、奪われた土地を取り戻すため債務を免除したとの旧約聖書の「ヨベルの年」にならって、2000年までに開発途上国債務の100%免除を達成することを訴えた。

●4 非ODA債権については、九州・沖縄サミットで100%減免へと、さらに拡大した。

成長サイクルに入っていった。特に世界経済を牽引したのは中国であり、資源需要、中間財需要により資源、素材価格は高騰し、一次産品への依存度の高い途上国経済を潤した。ITバブル崩壊後の連邦準備制度理事会（FRB）の金融緩和措置も、米国経済を下支えするとともに、資源価格の上昇を後押しした。経済の好況にもかかわらず、インフレ率も低位安定、資産価格のボラティリティも低下するという状況が続き、世界経済は「大いなる安定」（Great Moderation）の時代に入り、景気の大幅な変動、過度なインフレといった不安定なマクロ経済は過去のものになったとすら主張された。IMFは2007年4月の「世界経済見通し」において、「世界経済のリスクは2006年秋の時点から低下し、世界経済について懸念すべき理由は低くなった」と言い切っている。なお実際には、この秋以降、米国の住宅市況は大きく変調し、世界金融危機へと落ち込んでいった。

このようななかで、途上国が全体として先進国を大きく上回る経済成長を遂げ、世界経済に占めるシェアでも先進国グループに追いついてきた。また一人当たり所得の比較でも、高位中所得国は急速に先進国とのギャップを縮めていき、さらに従来は先進国とのギャップを拡大させてきた低所得国でも、そのトレンドが逆転を始めた。この結果、世界の貧困状況は大きく改善することとなった。

このように新興国による世界経済の牽引、民間資金アクセスの大幅改善は、国際機関を含む開発資金供給サイドに大きな課題を突き付けた。従来は、一部の高成長国を除いては、国際機関、各国のODAが実質的に唯一の開発資金源であり、このため、世界銀行・IMF等を中心とするドナーグループが途上国の政策策定・執行をモニタリングし、政策改善を促すことが可能であった。しかし途上国全般の成長加速、世界的な資金余剰状態のもと、多くの途上国は、ある程度、返済条件は厳しくても、自由かつ迅速に資金調達ができる民間部門借入へと舵を切る。加えて、アジア通貨危機時の対応への批判から、多くの途上国はIMFプログラムの受け入れに後ろ向きとなり、特にアジア新興国は外貨準備を積み上げ、危機に陥ってもIMF支援を必要としない「自己保険」措

置をとるようになった。世界銀行についても、もはや融資機関としての役割は終わったとし、開発に向けた「ナレッジ」を提供するナレッジバンクへの移行すら議論されるようになった^{●5}。IMFは、コンディショナリティの見直しに加え、資源価格の変動等の外部要因による危機時に、プログラムなしに資金供与ができる新たな融資制度等を構築していく。

2 開発目標の世界的合意

◆ミレニアム開発目標（MDGs）策定

2000年9月、国連ミレニアム・サミットにおいて、参加189ヵ国は「国連ミレニアム宣言」を採択した。同宣言は8つの章からなり、第3章の「開発及び貧困撲滅」で2015年までの貧困人口比率、飢餓に苦しむ人口比率の半減等の達成目標が示され、これがミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の原型となった。この目標設定においては、日本も主導して1996年に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）で策定した「DAC新開発戦略」の果たした役割が大きい。同戦略では、開発における自助努力の重要性、それを補完する開発援助の重要性を強調し、そのうえで、2015年までの貧困人口の半減、初等教育の普及といった目標を掲げている。

サミット前、2000年4月に国連がまとめた報告書に「ミレニアム宣言」の原案の提案があるが、ここにはMDGsに近い開発目標だけでなく、貿易市場の開放、債務削減、平和維持、環境保護等、きわめて幅広い目標が掲げられていた。一方、2000年6月にOECD、国連、IMF、世界銀行が作成した共同報告書では、新開発戦略に近い少数の開発目標へ絞り込まれている。これがMDGsとしてまとめられるのは、それから1年後の「ミレニアム宣言の実施に向けたロードマップ」においてであるが、このプロセスは小規模なドナーワーキンググループによる作業が主導した。

●5 「knowledge bank」の用語自体は、1990年後半に世界銀行内部から出てきたもので、当初はあくまで資金供与だけでなく、開発経験を踏まえた知識も提供すべきという議論であった。一方、この時期の議論は、世銀の融資業務自体を不要とする極端な方向にあった。しかし世銀内部では、資金提供は民間に任せ、世銀の融資機能自体を縮小してもよいとの意見には強い反対があった。

これらの目標自体は、従来の議論と大きく変わるものではない。しかし開発課題をわかりやすい形で特定し、単純、明快な数値目標を期限付きで提示したこと、世銀、国連機関等が具体的戦略を策定し、多くの開発途上国と先進国がその達成に向け、開発政策に取り入れていったこと、そして世界全体で達成をモニタリングするシステムを構築したことなど、単なるスローガンを超えた開発行動へとつながったという点で画期的なものであった。

策定プロセスにはDACの影響が強かったものの、MDGs策定の背後には、国連開発計画（UNDP）が1990年以降、作成してきた「人間開発報告書」の考え方があった。ここでは開発の目標を、「人間が自らの意思に基づいて選択と機会の幅を拡大させること」とし、一人当たり所得は、その実現のための手段として引き続き重視しつつも、さらに保健、教育指標も加えて総合評価するアプローチをとっている。1980年代の構造調整政策、市場原理に基づく開発アプローチが、途上国の成長や貧困削減に必ずしも結びつかなかったとの認識に基づき、より直接的に貧困問題へとアプローチする姿勢を示したものといえる。なお、1994年の「人間開発報告書」では、初めて「人間の安全保障」（後述）の概念が取り上げられ、こののちMDGs達成などの目標を支える理念となった。

各国はこの目標を視野に開発援助プログラムを展開し、その多くを達成した。特に絶対的貧困人口比率では、1990年の36%（約19億人）から、2015年には12%（約8.4億人）へと大きく減少させた。飢餓に苦しむ人口比率の半減目標も、1990～91年の23.3%から12.9%へと、ほぼ達成した。その一方で、道半ばとなった目標も多い。初等教育分野では、2015年までの完全普及目標に対し、1990年の80%から2015年の91%への改善にとどまった。また母子保健では、5歳未満児死亡率は3分の1までの削減目標に対し43%までの削減、妊産婦死亡率も4分の1までの削減目標に対し、46%から32%への削減にとどまった。

さらに、地域的なばらつきも大きい。絶対的貧困人口比率については、中国が1990年の61%から2015年の4%へ、東南アジアでは46%から7%への急激な改善を果たしたのに対し、サブサハラ・アフリカ（サハラ砂漠より南に位置する地域）では57%から



フィリピン・コンビス地区のヘルスステーションに予防接種を受けに来た親子（MDGs目標5「妊産婦の健康の改善」に向けてフィリピンで地域ぐるみの妊産婦支援を実施） 2014年

41%への改善にとどまる。東・東南アジア各国は、国際経済システムへの統合を経て、輸出製造業を中心とした雇用創出により貧困状況が改善され、これに伴って社会指標も大きく改善した。しかし国際経済システムへの統合が遅れ、また紛争などの影響が残る地域では、目標達成に大きなギャップを残した。

またMDGsの目標についても、その策定プロセスを含め、課題が指摘された。MDGsがドナー主導で策定され、主として途上国をターゲットとしたため、先進国側の課題（気候変動等）が含まれず、また先進国側からの資金供与規模に焦点が集まり、途上国自身の国内資金動員の視点が欠けることになった。さらに統一的な目標設定により簡潔、明快な目標が設定された反面、国ごとの異なる状況が考慮されていない、また国全体としてのマクロの量的な指標が中心となっているため、逆に人権状況や国内の不平等、平和構築、初等教育の質といった数量化しづらい目標が落ちていると指摘された。これらの批判が、「2030年までの開発アジェンダ」（SDGs）に大きく影響を及ぼすこととなった（第2章p.79参照）。

◆モンテレー合意、世界のODA増額と日本の減額、民間資金動員

MDGs達成に向けた資金確保の課題に対処するため、2002年、メキシコのモンテレーにおいて「開発資金のための国際会議」が開催された。合意の大きな焦点の一つは、MDGs達成に向けた援助倍増のコミットであった。MDGs達成のために追加的に必要な資金額として、国連は毎年500億ドル、世界銀行

は350～750億ドルと試算した。2000年時点でのODA総額、540億ドルからの増額が必要という試算になる。OECD開発援助委員会（DAC）加盟各国には、GNI比0.7%のODA拠出目標額を達成することが求められ、またHIPCイニシアティブの着実な実行、国際的なルールに基づく開かれた平等な多角的貿易システムの構築が提唱された。

この時期、同時多発テロ後の米国は、貧困削減をテロ対策として位置づけており（p.11参照）、3年間で援助を100億ドルから150億ドルへ増額する（GNI比0.15%レベル）方針を表明した。同時に援助資金の提供に際し、被援助国側に汚職追放、人権・教育の改革、衛生状態の改善、市場の開放を条件づけた「新しい開発契約」（new development compact）を求め、これを実施する機関として、ミレニアム挑戦公社（MCC）を創設した。このような事前条件を満たす準備期間を設けたうえで、これを満たした国にのみ5年間の期間を区切って援助資金を供与するという、新しいモデルの援助システムである。

同時に米国は、最貧困国への援助は基本的には無償資金で実施すべきとし、低所得国向け世銀借款（IDA）は、50%を無償援助にするよう提案し、政策実施能力と債務指標に基づき、全額無償資金、無償と借款の混合、全額借款の形で分類する現在の方式が実現した。

欧州諸国も、援助額の増額（従来の約320億ドルから390億ドル）にコミットしたが、1991年以降、DAC加盟22カ国中、最大の援助国であった日本（GNI比でも欧州、米国を上回る0.35%：支出総額ベース）では、すでに2002年度予算でODA予算の

10%減額が決められていた。このため日本はモンテレー合意にコミットせず、またこれ以降、他のDAC諸国がODAを増額するなか、日本では減額が続いた。2015年時点で、支出総額・純額ベースとも日本は米、独、英に次ぐ4位となっている。

またモンテレー合意のもう一つのポイントは、民間資金の活用の重要性について確認されたことである。すでに民間資金フローが公的資金を大幅に上回っていたことに照らし、アナン国連事務総長が民間資金フロー、特に直接投資の開発における役割を指摘し、各国が透明で安定した投資環境を築くために努力することを呼びかけたことを受けて、民間資金を開発目的に振り向けるさまざまな取り組みが各国で導入されていった。

まずフランスが2003年、大統領府内に革新的資金調達の見直し委員会を設置し、2006年に航空券連帯税を導入した。同税は空港税に上乗せして徴収され、エイズ、結核、マラリアなどの医薬品購入や治療費用引き下げに充当されている。2012年には大手企業の上場株式の取得、高頻度取引などを対象に金融取引税を導入し、その最大15%をODA予算に充てている⁶。

また債券による民間資金調達を行う取り組みとして、「予防接種のための国際金融ファシリティ」（IFFIm：International Finance Facility for Immunization）が発足した。2006年に英国の先導で発足した制度であり、将来のODAを担保に国際金融市場で債券を発行し、開発途上国における医療活動に充てている。2007年に創設されたワクチンの事前購入制度（AMC：Advanced Market Commitment）は、ドナー（英国、米国ビル&メリンダ・ゲイツ財団等）が途上国向けの医薬品の買い取りを保証することで、薬品会社のリスクを低減し、製品開発を促す仕組みである⁷。

気候変動対策事業に用途を限定した「グリーンボンド」も、2008年より世界銀行等が発行しているほか、一定の開発成果の達成に対し、民間ドナーを含む外部資金ソースから事後的に資金を供与するDIB（development impact bond）といったスキームも試行されている。JICAがパキスタンで実施したポリオ撲滅事業も、これに近い事例である。



パキスタンでポリオ・ワクチンを接種する専門家

◆援助協調と「パリ宣言」

MDGsの中で、援助モダリティに大きな影響を与えた目標として、目標8「開発のためのグローバル・パートナーシップの推進」がある。この目標達成のために、上述のような民間資金との連携に加え、公的ドナー間の援助協調も課題とされた。その背景には、さまざまなドナーが自国の手続きを押し付け、同種の目的のために個別ミッションを派遣するなど、被援助国側の対応能力に大きな負担をかけているとの批判があった。

この批判に対し、欧州ドナーを中心に、財政支援（プールファンド）のみを優れた援助モダリティとし、個別プロジェクト・ベースの援助を削減すべきとの主張がなされた。特にこの議論を主導したのが英国である。ブレア政権はアフリカ援助を外交の軸の一つに据え、国際開発省（DFID）を設立、1999年のケルン・サミット後、「一般財政支援」の考え方を打ち出した。背景には政治・経済が比較的安定した一部の開発途上国に援助資金が集中し、その行政能力を超えてしまう「援助の氾濫」が援助効果を低下させているとの見方があった。また援助資金の「ファンジビリティ^⑧」が問題視されるなか、援助国が財政支援資金をプールし、途上国予算全体を共



アクラ・ハイレベル・フォーラム 2008年

同でモニタリングすることが、援助効果を高めると主張し、さらに一般財政支援は受入国の制度を通じて援助資金を活用させることで、システム全体の質的向上に資すると主張した。また「援助の取引費用」という観点から、個別プロジェクト支援は無駄な費用を伴う非効率なモダリティと位置づけた。この「援助の調和化」の議論は、その後、2005年3月の「第2回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」で採択された「パリ宣言」へとつながっていく。

日本の場合、財政支援を中核とすることには反対の立場だといってよい。途上国の開発のためには、単に予算制度、会計透明性といったマクロな制度上の制約のみならず、個別のミクロな開発課題への対応のうえでもさまざまな支援が必要であり、このためには援助国と被援助国が相互の信頼関係に基づきながらきめ細かく対話を行い、事業をつくりあげ、実施していくことが不可欠との哲学がある。日本としては政策・制度改革を伴うプログラム援助については個別ベースで判断し、必要があれば他ドナーと協調して資金供与をする一方^⑨、援助供与の大半は個別プロジェクト（技術協力、資金協力）で対応する姿勢を維持してきている。

この姿勢は、パリ宣言の進捗フォローアップのために2008年9月、ガーナで開催された「第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」（アクラ・ハイレベル・フォーラム）においても強く発信された。日本は、援助効果発現のためには特に途上国側のオーナーシップが不可欠であることを指摘し、そのために途上国側の能力開発（キャパシティ・デベロップメント）が必要であることを強く説いた。このような姿勢は、フォーラムの合意文書である「アクラ行動計画」（AAA）にも反映され、「途上国のオーナーシップ尊重」が開発援助における重要な理念として定着していった。

- ⑥ EU諸国は金融取引税の統一的導入に合意したが、当初の導入期限（2016年1月）を先送りしている。
- ⑦ 開発途上国に多い疾病の医薬品開発は、研究投資額に比して支払い能力のある市場規模が小さく、製薬会社にとってリスクが高いことが、ワクチン開発を制約している。このため、事前に価格、買い取り資金をドナーがコミットすることで、将来の長期・大規模な市場を確実とし、開発リスクを低減する。
- ⑧ 援助資金が被援助国政府の政策に従って供与されても、被援助国が資金を当初予算に「追加的に」加えるのではなく、「代替的に」用いることで、当該政策への予算は結果的に増えず、それ以外の（場合によっては非生産的な）用途に予算が用いられるかもしれない。このことを「ファンジビリティ」と呼ぶ。
- ⑨ 多くの場合は、世界銀行などがリードする枠組みに協調融資する形態だったが、気候変動関連等では、JBICが政策枠組みを作り、そこに世銀を含む他機関が参加するという事例もあった。

❖国際アジェンダとしての「人間の安全保障」

かつてのような国家間の武力紛争の発生が限定的になるなか、国連は人々の生命や生活を脅かす事態の発生を抑える支援に重点を移していった。グローバル化、相互依存が深まる世界においては、旧来のような紛争のみならず、貧困や環境破壊、感染症、経済危機等、個々人の生存・生活に脅威を及ぼす要因は、容易に国境を越えて及ぶ。この脅威へ対処するためには、「国家」が国境と国民を守るという従来のアプローチだけではなく、「人間」に焦点を当てて、さまざまな主体および分野間の相互関係を包括的に捉える必要があるとされた。

小渕恵三総理は、「人間の安全保障」の観点を具体的な施策に反映するために国内外に向けて積極的にイニシアティブを発揮していくことを表明し、1998年にベトナムで行った政策演説で、日本が5億

円（約420万ドル）を拠出して、国連に「人間の安全保障基金」^{●10}を設置することを提唱した。また2000年には森喜朗総理が国連ミレニアム総会で人間の安全保障のための国際委員会創設を呼びかけた。

これを受けて2001年1月、国連アナン事務総長の来日時に、緒方貞子国連難民高等弁務官とアマルティア・セン・ケンブリッジ大学トリニティーカレッジ学長を共同議長とし、12名の有識者からなる「人間の安全保障委員会」の創設が発表された。同委員会は、その後、世界各地での対話集会などを経て、2003年5月に人間の安全保障の概念構築と国際社会が取り組むべき方策について、最終報告書「安全保障の今日的課題」を提出した。この中で、人間の安全保障は「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義され、人々の生存・生活・尊厳を確

column »

北海道洞爺湖サミットと九州・沖縄サミット

日本はこの時期、九州・沖縄サミット（2000年）と北海道洞爺湖サミット（2008年）の2つのサミットを主催し、開発途上国が直面する課題を主要国G8が対応すべき重要課題として位置づける努力を行った。

九州・沖縄サミットでは、非G8諸国、国際機関等とのパートナーシップの強化が必要との認識に基づいて、途上国首脳（アルジェリア、ナイジェリア、南アフリカ、タイ）を招き、サミット前にG8首脳および国際機関代表と直接対話する機会を設けた。

コミュニケでは、21世紀において貧困削減が開発の重要な目的であることを明記、2015年までの貧困半減目標が示され、同年9月のMDGs合意を後押しした。具体的な議題としては、途上国のHIV/エイズ、結核、マラリア等の感染症問題を主要議題の一つとして取り上げた。当時、日本のODA予算は減少傾向であったが、サミットにさきがけて5年間で30億ドルをめぐとする支援策を公表、この動きは翌2001年5月の米国の2億ドル拠出、6月の国連エイズ特別総会でのG8各国の支援表明（日本の2億ドルを含む）を経て、2002年1月の「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」（グ

ローバル・ファンド）の設立へとつながった。HIPC債務削減についても、実施迅速化の必要性（2000年中に20カ国への適用を目標）につき合意された。

北海道洞爺湖サミットが開催されたのは、世界金融危機の発生直前の2008年7月であったが、開催前から最優先課題とされていたのは気候変動問題だった。米国等からは先進国のみが削減義務を負う枠組みへの批判が強く、中国、インド、ブラジル等の大口排出途上国を含めた「主要排出国会合」があわせて開催された。

なおこの時期、投機的資金が一次産品市場にも大きく入り込み、原油価格は高騰を極めていた。さらに食料価格にまで投機の波が及び、本来は農産物価格の改善が裨益すべき途上国で、逆に一般市民が価格高騰に苦しむという状況になっていた。このため、サミット初日は、アフリカ開発問題や食糧問題を主な議題として、G8諸国にアフリカ主要7カ国を加えた拡大会合が開かれた。サミット首脳宣言の冒頭でも、世界経済の不確実性と下方リスク、一次産品（特に原油、食料価格）の価格上昇への強い懸念を表明したうえで、金融市場における深刻な緊張に対処するため、金融安定化フォーラムの勧告の早急な実施を求める声明が盛り込まれた。また食料価格高騰に対しては、「世界の食料安全保障に関するG8首脳声明」を发出し、「農業・食料安全保障に関するグローバル・パートナーシップ」の構築を呼びかけた。

保するため、人々の「保護（プロテクション）」と「能力強化（エンパワメント）」のための戦略の必要性が訴えられた。また暴力からの解放には、国家間の紛争のみならず家族内での暴力まで含め、さらには家族を養い、健康を維持し、子どもに教育を受けさせられないという不安からの解放も含む概念として定義された。

上記のように人間の安全保障が国際アジェンダとして認識されるに従い、1999年にカナダとノルウェーにより「人間の安全保障ネットワーク」が設立され、また2003年9月に「人間の安全保障基金」の運用について国連事務総長に助言するため、「人間の安全保障諮問委員会」が創設された。また2005年および2010年の国連首脳会合、G8、OECD、APEC、TICAD（アフリカ開発会議）など、さまざまな国際会議の成果文書等において、地球規模課題に取り組むうえでの重要な概念として人間の安全保障が取り上げられるようになり、2012年9月、国連総会において、人間の安全保障の共通理解に関する総会決議が採択された。

3 テロの発生により不安定化する世界

◆米国同時多発テロと世界の不安定化

2001年9月11日の同時多発テロを機に、米ブッシュ政権は大量破壊兵器の保持が疑われたイラクへ侵攻し、またアフガニスタンでもオサマ・ビン・ラディン容疑者の掃討作戦を開始した。同時多発テロの発生以降、世界各地で紛争およびテロの発生は継続しており、紛争に伴って発生した難民の流入により、近隣諸国や欧州にも影響は及んでいる。さらに、内戦後の統治機能の空白がテロ組織の活動の温床となっている。これらのテロ組織の活動は、当該国内のみならず海外にまで及び、国際社会にとっての安全保障上の脅威となっている。

次章の時期にあたる事象ではあるが、2010年、チュニジアから始まり、中東・北アフリカ各国に広

まっていった「アラブの春」は、各国で民主主義体制への移行を促したものの、政治的混乱により民族間や宗派間、党派間の対立を招いた。またその結果、テロ組織が入り込むことを許してしまったケースもある。「アラブの春」の背景には、若年層の高い失業率、経済・社会格差に対する国民の不満があったが、欧米（特に欧州）の先進国でも同様の問題が存在し、社会からの疎外感、貧困、格差等を背景に、国際テロ組織の過激思想に共感を抱く若者が増えた。彼らが戦闘員としてイラク、シリア等で戦闘に参加するほか、自国における「ホーム・グロウン型」のテロ活動を行う事例も増えている。

アラブの春後の地域の混乱を背景に、国外に脱出する難民がヨルダン、レバノン等の周辺国のみならず、欧州でも増加し、人道的観点から難民を積極的に受け入れようとする政府に対して、強い不満を抱く層が拡大している。各国の治安悪化への懸念に加え、世界金融危機から完全に回復せず、特に若年層の失業率が高止まりするなか、自身の雇用に及ぼす影響を懸念する動機もある。これが国内のポピュリズムに火をつけ、EUが進めてきたグローバルな統合への反対圧力となって顕在化してきている。

◆米国主導の「国家建設」と「脆弱国家論」

同時多発テロ後、ブッシュ政権は「貧困がテロを生み出す温床である」との論拠により、テロ防止の手段としてODA予算の拡充に乗り出した。それまでの脆弱国支援は紛争被害者の救済といった人道目的を中心としていたが、同時多発テロ以降、脆弱国家を放置することがテロの誕生につながるとの安全保障上の要請により、平和構築と貧困削減を推進するようになった。ブッシュ大統領は、「ミレニアム挑戦公社」（MCC）および「大統領AIDS対策緊急プログラム」（PEPFAR）を創設、この結果、米政府の対外関係予算^{●11}は2000年の172.1億ドルから、2008年には288.6億ドルへと1.7倍に拡大した。

このような開発援助の量的拡大は歓迎される一方、開発を国防の下に置くかのような論理には強い懸念の声もあがった。国防（defense）、外交（diplomacy）、開発（development）の「3D」は同じ地位を与えら

●10 1999年3月に日本政府が5億円を拠出し、国連に設置されたのち、累次の拠出を続け、2016年現在で拠出総額は453億円となっている。

●11 米国の援助予算には、通常の意味での開発援助のみならず、軍事援助やPKO等、性格を異にする予算も含まれる。

れるべきとの考え方からは、開発が国防の「手段化」されることへの危惧が強かった。また常に共和党内にくすぶる国務省と国際開発庁（USAID）の組織統合は見送ったものの、国務省内に「F Bureau」という局を新設し、国務省とUSAIDの予算を同局予算として統合し、USAID長官に国務省対外援助局長を兼務させるという組織改編を行った。対外関係予算の連携強化を推し進める必要性については高いレベルでの支持はあったが、この組織改編はUSAIDを国務省の下に置くものとも考えられ、批判を呼んだ。

一方、イラク・アフガニスタン復興を支える国際的な枠組みが設置され、両国の復興支援活動では、日本も大きな役割を果たした。米国防総省では、復興事業や警察訓練、インフラ再建を含めて軍がより広範な任務を負ったが、旧イラク軍を、その後の社会統合を確保することなく解体したことに対し、内外から批判を受けている。

このようなプロセスのなかで、紛争国支援のあり方にも変革の必要性が認識されるようになった。1990年代のボスニア・ヘルツェゴビナにおいてみられたような、国際社会の強い介入により当事者の主権を強く制約するアプローチから、東ティモールやコソボ、さらにはアフガニスタンで試みられたような、当該国自身による暫定政権を発足させ、同時に国家再建の主導権を委ねる方式へと修正されていった。

また開発援助のあり方についても、一定の修正が迫られた。開発援助効果は、良好な政策・制度を有する国に供与することで高まると考えられてきたが、被援助国の選別の結果、取り残される国々（aid orphan）では開発・貧困削減は進まず、紛争もやまず、さらに援助資金が滞るという負の循環が発生した。このため、脆弱国への支援には異なったアプローチの必要性が主張されるようになった。従来の復興支援活動は、紛争発生時の難民保護、紛争終結後の兵士の社会への再統合が中心であり、その際、脆弱な行政機能を迂回するため、NGO等を活用して

迅速な基本サービスを提供してきた。しかし新たなアプローチでは、国家への信頼を回復させ、治安の確保を含む基本サービスの提供システムを回復させるため、「国家機能の構築」（state building）の重要性が認識されることとなった。また通常の開発援助事業にあっても、事前の紛争予防配慮を適用することが求められ、紛争予防自体が貧困削減の前提と考えられるようになった。

一方、治安維持活動の側でも、従来は、国際社会の関与による平和維持活動、武装解除や武器の回収・管理、国軍の再編支援などが中心であったが、当該国自身による文民統制や透明性、アカウンタビリティに基づく治安・司法制度の整備が不可欠と認識されるようになった。このような政治・外交、軍・警察、経済・社会復興等、すべての関係機関の協力関係において、紛争予防、治安維持、復興プロセスを捉える「政府全体による統合的関与のアプローチ」（Whole of Government Approach）の考え方が強く求められ、治安維持活動を実施する軍・PKO等と開発援助機関との間の協力関係の必要性が認識されることとなった。



職業訓練を受ける
ルワンダの除隊兵士
2013年

第2節

行財政改革とODA

トップドナーからの転換期

1 ODA改革をめぐる議論

◆ODA予算の見直し

日本は1954年にコロombo・プランに加盟して以来、ODAを国際貢献の重要な柱として積極的に推進してきた。そして、累次にわたる中期目標を設定してODA予算を拡充し続けた結果、1989年にはアメリカを抜いて世界最大の援助国となり、1990年代を通してトップドナーとして世界のODAを牽引した。

しかし、その後バブル景気の後退等による経済環境の変化により、財政が危機的な状況に立ち至ったことから、1997年6月、橋本龍太郎内閣は財政再建のために「一切の聖域なし」で歳出の改革と縮減を進めることを決定した。閣議決定「財政構造改革の推進について」では、外交に関する世論調査で国民からの支持に陰りがみられたODAについても、「政府は、政府開発援助について、(中略)その量的拡充から質の向上へと転換を図るものとする」方針が明確に示され、1998年度のODA予算は対前年比で10%削減されることとなった。同決定を立法化した「財政構造改革の推進に関する特別措置法」は、長引く不況の影響で1998年12月に執行が停止され、ODA予算は1999年度に微増したものの、翌年度からは再び削減されることとなり、この傾向は2015年度まで継続する。

したがって、この10年間は、一貫して予算が削減されるなかであって、いかに透明性を高め、効果的・効率的にODAを実施することで国民からの支持

を回復していくかということが大きな課題であった。

◆ODAに関する中期政策

政府は、量から質への転換を果たすべく、ODAをめぐる議論を始めた。1998年1月には外務大臣の私的諮問機関である「21世紀に向けてのODA改革懇談会」の最終報告書、また同年6月には内閣総理大臣の諮問機関である対外経済協力審議会による意見「今後の経済協力の推進方策について」、さらに同年11月には対外経済協力関係閣僚会議幹事会申し合わせ「ODAの透明性・効率性の向上について」が相次いで発表された。

一連の議論を踏まえ、1999年8月、対外経済協力関係閣僚会議および閣議を経て、ODA政策の指針となる「政府開発援助に関する中期政策」が策定された。政策の取りまとめにあたっては、国会での議論やODA改革に関する各界の提言を踏まえたほか、NGO代表との意見交換を行うなど、国民各層の意見を最大限取り入れる努力が行われた。

中期政策は、1992年に閣議決定された政府開発援助大綱（ODA大綱）のもと、日本のODAの基本的考え方、重点課題、地域別援助のあり方などを内外に体系的に示したものであるが、従来の中期目標のような量的目標を含まず、質的改善を最大限重視した点に最大の特徴がある。また、国別援助計画の策定・公表を定め、ODA大綱—中期政策—国別援助計画の三層の政策的枠組みを設けることで透明性の向上が図られた。

さらに、中期政策は、開発援助における国際的に共通のガイドラインとして定着しつつあったOECD開発援助委員会（DAC）「新開発戦略」の目標を念頭に、人間の福祉向上に配慮した「人間中心の開

発」の考え方、および種々の脅威から人間を守る「人間の安全保障」の視点を重視した。従来以上に貧困対策や社会開発の側面および人材育成などソフト面での協力を重視しているほか、環境保全等の地球規模問題に引き続き積極的に取り組むなどの具体的な重点課題を明らかにしたことも特徴である。

❖ 円借款制度に関する懇談会

日本のODAの中でも、相手国に債務負担を課す有償資金協力（いわゆる円借款）については、1999年6月にケルンで開かれたサミットにおいて重債務貧困国の問題が大きく取り上げられたことを受け、小淵総理よりそのあり方を再検討すべきとの指示がなされ、中期政策にも「適時適切な見直しを行う」ことが明記された。

これを契機に、外務省経済協力局長の私的諮問機関として、石川滋一橋大学名誉教授を座長とする円借款制度に関する懇談会が設けられた。同懇談会は2000年1月に第1回会合を開催して以降、精力的に議論を重ね、8月に河野洋平外務大臣あてに報告書を提出した。

報告書では、今後の円借款の具体的方向性として、①効果的・効率的かつ重点的な円借款の実施、②多様な開発ニーズへのきめ細かな対応、③開発途上国の国造りへの知的貢献と援助協調への積極的参加、④説明責任の向上と広報の強化を四本柱に、26の具体的な施策が提言された。

❖ 外務省改革とODA改革論議

ODA改革の議論はさらに続き、2001年5月には外務大臣の私的諮問機関として、渡辺利夫拓殖大学国際開発学部長を座長とする第二次ODA改革懇談会が設けられた。

他方、2001年7月にはプール金問題による外務省職員の逮捕等の外務省をめぐる事件が発生した。このため、新たに就任した川口順子外務大臣は、就任直後の2002年2月に「開かれた外務省のための10の改革」（骨太の方針）を発表して外務省改革に乗り出し、その具体的な検討のために、宮内義彦オリックス会長を座長とする外務省改革に関する「変える会」が設けられた。骨太の方針の柱の一つには、外務省が政策官庁となるODAの効率化・透明化があげられ、ODA改革は、外務省改革の文脈からも議論さ

れることとなった。

第二次ODA改革懇談会の最終報告書は2002年3月に川口大臣に提出された。この報告書は、ODAへの国民参加を中心概念として、そのために、①国民の心、知力と活力を総結集したODA、②戦略を持った重点的・効果的なODA、③ODA実施体制の抜本的整備の3つの柱からなるODA改革を提言した。それぞれの柱には、開発人材の発掘・育成やNGOとの連携推進、外務大臣の私的諮問機関として国民各層の代表からなる「ODA総合戦略会議」の設置、無償資金協力、技術協力、円借款の連携強化などの具体的な政策提案を示した。

この報告書を受けて、2002年6月、ODAへの国民参加を具体化し、ODAの透明性を高めるとともに、国別援助計画の策定等を通じてODA調整官庁としての外務省の機能強化を図ることを目的とする「ODA総合戦略会議」がさっそく立ち上げられた。

ODA総合戦略会議は、川口外務大臣を議長、渡辺利夫座長を議長代理として、開発専門家、国際機関経験者、NGO、経済界、ジャーナリストなど18名で構成され、ODA大綱の見直し、国別援助計画の策定・見直しなどの基本政策や主要課題について、原則月1回のペースで議論を行った。

これと並行して、川口大臣による外務省改革は着々と進み、7月9日には「できるものからすぐに実施する」として、「ODA改革・15の具体策」が発表され、国民参加・透明性確保・効率性向上を柱に、①監査、②評価、③NGOとの連携、④人材の発掘・育成・活用、⑤情報公開・広報の5分野15の具体策が提示された。

外務省改革に関する「変える会」も7月22日に最終報告書を取りまとめて、これを公表した。この報告書においてもODAの効率化・透明化が一つの柱となっており、この中では無償資金協力の選定・実施過程の透明性確保のための施策や、ODA評価を拡充し有効性を検討するための施策、関係省庁間に分散している機能・役割を徹底的に見直すことなどの施策が提示された。

外務省は、「変える会」の最終報告書から1ヵ月後の8月21日には、同報告書の提言を受けて外務省改革「行動計画」を策定し、各提言についての外務省の実施方針が、具体的実施期限とともに明確化されることになった。

一方、同じころ、7月2日には自由民主党でも外交三部会において「自由民主党外務省改革案―国益を担う外交の再生：政治主導で断行すべき31の提言―」を取りまとめた。この中ではODAに関して、国際協力庁の創設、実施体制と評価システムの見直し、などが含まれていた。自民党は政務調査会対外経済協力特別委員会の下にODA改革ワーキングチームを設置してODA改革を継続検討することとなった。

◆ODAの戦略性向上

この時期、いわば援助関係者によるODA改革の議論を超えて、より幅広い立場からもODA戦略が議論された。小泉純一郎総理の私的諮問機関として設けられた「対外関係タスクフォース」は2002年11月28日に「21世紀日本外交の基本戦略」を取りまとめて総理に提出したが、それに先立つ7月25日に「わが国のODA戦略について」を発表している。このタスクフォースは岡本行夫内閣官房参与を座長とする有識者9名からなり、その中には田波耕治国際協力銀行副総裁、のちに国際協力機構理事長となる北岡伸一東京大学教授も含まれていた。

この提言は、厳しい財政事情を認識しつつも、国際的な潮流からODAの減額は望ましくないとし、またODAの戦略に関しては、わが国のODAを「国益に直結した援助」と「国益に直結するとは言い難いものの国際社会の一員として引き受けるべき応分の負担」とに大別したうえで、「国益に直結した援助」については、重点地域としてASEANおよび後発東アジア諸国、インド亜大陸、中東、中央アジア、カスピ海沿岸諸国などをあげ、重点分野として東アジアの経済統合と成長を支援するための基盤整備、環境・エネルギー、貧困の除去、平和構築、対日理解を促進するための援助などをあげている。

また、2000年9月の国連総会において採択されたミレニアム開発目標（MDGs）を達成するために、国際社会では援助水準を大幅に引き上げる流れとなっているにもかかわらず、日本ではODA予算削減が続いていることへの危機感がこの提言で示されている。

予算については、ODA総合戦略会議からも民間委員有志の名前で「ODA予算に関する緊急提言」がなされた。この提言は、少なくとも現在の予算規模は維持し、日本の経済力・国際的責任に見合った規模

のODAの確保を強く求める、との趣旨で行われたものであり、ODA総合戦略会議に小委員会を設けて、議論を継続することとされた。

◆対中国ODA政策の見直し

外交戦略との関係では対中国ODAをめぐる議論が注目される。この時期、中国が経済発展を遂げ、軍事力を増強するなかで、対中外交政策はいかにあるべきか議論が高まるとともに、ODAの中でもひときわ規模の大きい対中国ODAへの注目が集まることとなった。

対外関係タスクフォースの提言でも、対中基本戦略の構築と並行して、中国に対するODA供与の問題を改めて議論し見直すべきとされた。

こうした事情を背景に、対中国ODA、とりわけ規模の大きな円借款は2000年度の2144億円の承諾をピークに、2001年度、2002年度と2年連続で25%近く絞り込まれた。次いで、2004年10月のタウンミーティングにおいて町村信孝外務大臣が初めて公の場で、また翌月には小泉総理が、公の場で中国のODA卒業に言及した。同月には参議院ODA調査団が「対中国ODAを引き続き推進することの必要性は見当たらなかった」として、中国に対する円借款の供与停止を提言している。

その後、政府部内で方針が検討され、2005年3月にその内容が中国側に伝えられ、2008年の円借款終了に向けて両国間で緊密に協議していくことで一致した。その結果、中国に対する円借款は2007年12月21日承諾分をもって新規供与を終了した。ただ、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症等協



大気汚染改善に向けて円借款（北京市環境整備事業、2002年）により導入されたガスタービン



北京の日系企業を対象とするセミナーで講師を務める専門家

力の必要性が真に認められる分野における技術協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力などはその後も継続された。特に技術協力については、日中双方が適切に費用を負担する方法も実施されてきた。

しかしながら、日中両国が世界第2・3位の経済大国となった今、日本が中国を一方向的に支援するのではなく、両国が対等なパートナーとして共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識が支配的になった。これを踏まえ、2018年10月25日から27日の安倍総理中国訪問の際、2018年度をもってすべての対中国ODAの新規供与を終了することを決定した旨伝達し、開発分野における対話や人材交流等の新たな次元の日中協力を推進することに

column »

対中国ODAの成果と貢献

中国に対するODAは、中国政府が改革開放政策を採用した直後の1979年に始まり、中国の経済成長に寄与するとともに、日中関係を複層化・緊密化する重要な道具として成果をあげてきた。マクロ的にみると、日本のODAの中国のGDPに対する「押し上げ効果」は、1999年時点で0.84%であった（三菱総合研究所「対中ODAの効果調査」による）。

1990年代から2000年代にかけて中国は飛躍的な経済成長を遂げ、それに対しODAは一定の役割を果たした。これを踏まえて、日本政府は2001年に「対中国経済協力計画」で主な協力対象分野を環境、貧困対策、人材育成、民間支援に、また協力対象地域を内陸部に絞りこんだ。そして、円借款は2007年12月の承諾分、JICA実施分無償資金協力は2011年7月の閣議決定分をもって終了した。

円借款事業における大きな成果は、鉄道、港湾、下水処理場といったインフラ整備事業において発揮された。ODAで電化された鉄道路線は2000年には中国電化路線総延長の25.8%を占めた。また、ODA対象の汚水処理場の総規模（990万 m^3 /日）は、都市下水処理能力（6122万 m^3 /日、2006年）の約16%にあたり、結果として中国の都市汚水処理率を1991年の14.9%から2008年の63%へと大幅に改善することとなった。

砂漠化防止等のための植林支援では、1999年から

2003年の植林増加面積約1600万haのうち円借款事業によるものは164万haで、総増加面積の10%を超えた。また、人材育成に関しても、中国全大学のうち22省・自治区の200校（18.5%相当）の整備・拡充に円借款が活用され、事業の一環として約6000人の職員が研修のため訪日し、技術・知識の吸収と両国間の友好親善を図った。

一方、技術協力は、無償資金協力等とも連携しつつ、技術移転という目的を果たしてきた。1984年開院の中日友好医院は東洋医学と西洋医学を結合した総合病院をゼロから建設した、特筆すべき事例である。当初は日本語の通じる医療機関として在留邦人の信頼を集め、2003年のSARS発生時には、感染症患者の受け入れ可能な病院構造と高度な技術・設備を活用した感染者受入病院となった。2008年の北京オリンピックでは指定病院としての役割を果たしている。

また、中国に環境問題の重要性について提起し、1996年に無償資金援助および技術協力により「日中友好環境保全センター」を設立した。中国側政府機関が、「国家環境保護局」から「国家環境保護総局」、そして現在は「生態環境部」と「格上げ」されていくなか、同センターは環境管理分野の人材育成を一貫して担っている。これら北京の「拠点」のみならず、貴州省での貧困対策や黄土高原における植林など、地方・農村部に裨益する案件も多数あった。

日本のODAを通じて両国に大きな資産が築かれている。日本として、これら資産をいかに維持し、活用していくのかについて、さまざまな提案を行っていくこともJICAの使命の一つかもしれない。

ついて両国首脳で一致した。

◆平和構築

平和協力分野におけるODAの一層の活用が、2002年12月の「国際平和協力懇談会最終報告書」で提言された。2001年に発生した米国同時多発テロは、平和構築支援の重要性に対する世界の認識を新たにしており、日本政府でも、小泉総理が2002年5月にシドニーにおいて政策演説を行い、「紛争に苦しむ国々に対して、わが国としても平和の定着や国づくりのための協力を強化し、国際協力の柱とするために必要な検討を行う」旨を述べた。

同懇談会はこの総理方針を受けて、明石康元国連事務次長を座長に16名の有識者を構成員として設置された。この懇談会は、PKO活動と並んで、ODAについて平和構築分野における役割に注目し、その課題と今後の方策を提言した点で画期的である。

◆ODA改革の実行

こうした一連の議論を経て、2002年12月10日、川口外務大臣より、まずは3項目の実施が発表された。①政府開発援助大綱の見直し、②債務救済方式の見直し、③無償資金協力実施適正会議の立ち上げである。

ODA戦略の根幹をなす政府開発援助大綱（1992年6月30日閣議決定）は、策定後10年間に生じた国内・国際情勢の変化を踏まえ、国民の声を広く聞きながら思い切った見直しを行うことが発表された。この改定はこれまでの議論の集大成となるものである。また、債務救済方式の見直しについては、わが国は従来、重債務貧困国など国際的に合意された枠組みに基づく債務救済の対象国に対し、債務救済無償の供与により円借款の債務救済を行ってきたが、開発途上国の債務問題のより早期の解決、債務国の負担の軽減、ODAの透明性および効率性の向上の観点から、2003年度より、債務救済無償に代えて国際協力銀行の円借款債権の放棄を実施することとなった（第4節p.42参照）。

無償資金協力実施適正会議は、無償資金協力の適正な実施と透明性の向上を図ることを目的として、外務省経済協力局長の下に設置された。同会議は金融、開発経済、法律、会計の専門家、NGOのメンバーから構成され、2ヵ月に1回程度、無償資金協

力案件の閣議への付議、入札の実施および案件の具体的実施等のそれぞれの段階について、案件の適正な実施の観点から議論することとされた。この取り組みは、2011年より、無償資金協力事業のみならず、円借款事業も含めたODA案件の適正な形成を確保するため「開発協力適正会議」として継続されている。

◆ODA大綱の改定

2003年8月29日、ODAの基本的な政策を示すODA大綱は11年ぶりに改定された。この改定には一連のODA改革の集大成としての意味合いが強く、改定にあたっては、政府部内における検討に加え、有識者、実施機関、NGO、経済界等との数多くの意見交換、パブリックコメントや公聴会など幅広い議論が行われた。

旧ODA大綱は、ODAを行う目的について、人道的見地、国際社会の相互依存関係、環境の保全および平和国家としての使命をあげていたが、改定されたODA大綱では、これらも踏まえ、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じてわが国の安全と繁栄の確保に資すること」とした。また、ODAを通じた取り組みは、平和を希求する国家である日本にとって国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であると位置づけている。

改定ODA大綱においては、新たに日本のODAのあり方を示す「基本方針」という項目を設け、その中で日本のODAが「良い統治」に基づく開発途上国の自助努力支援であるとの考え方を継承しつつ、男女共同参画の視点を含む援助の公平性の確保、日本の経験と知見の活用、国際社会における協調と連携などを基本方針として明示し、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を新たに記述した。加えて、ODAが取り組むべき課題については、現在の国際的開発課題を考慮しつつ、「貧困削減」「持続的成長」「地球的規模の問題への取組」「平和の構築」を重点とした。特に「平和の構築」は、日本が近年力を入れている分野として新たに掲げられたものである。あわせて、日本と密接な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼしうる地域であることから、引き続きアジア地域を重点地域とした。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図ることとした。

さらに、「援助政策の立案及び実施」においては、これまでのODA改革の議論や諸提言を踏まえ、政府等がどのように政策を立案し、実施するかを明確にした。その中では、政府全体として一体性と一貫性のある援助政策の立案、被援助国との政策協議の強化、現地機能の強化、NGO等幅広い援助関係者との連携や国民参加の拡大等があげられている。

◆ODAに関するさまざまなイニシアティブ

このようにODA予算が削減され、ODA改革が大きなアジェンダとなり、MDGsをはじめとして開発課題に国際的な関心が高まるなかで、日本政府はさまざまなイニシアティブを発表して、主要先進国としての役割を果たすべく努力してきた。

まず、2000年7月の九州・沖縄サミットにおいては、沖縄感染症対策イニシアティブとして、日本のODAで2000年度から2004年度までの5年間に総額30億ドルをめどとする包括的な感染症対策支援を表明した。感染症対策にはその後も日本政府は積極的なイニシアティブを発揮している。

また、2002年8月にヨハネスブルグでの「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD)に先立って発表されたのがいわゆる「小泉構想」である。同構想では、わが国ODAのさまざまな取り組みを網羅しつつ、重点分野および具体的な取り組みとして、人間と希望(人づくり)、自立と連帯(開発)、今日と明日(環境)の三分野に整理した。

さらに、2003年には、第3回アフリカ開発会議(TICAD III)を東京にて開催し、小泉総理から、「人間中心の開発」「経済成長を通じた貧困削減」「平和の定着」を三本柱とする対アフリカ支援方針を表明した。加えて、2008年に横浜で開催したTICAD IVにおいて、対アフリカODAの倍増、対アフリカ民間投資の倍増支援などを打ち出しており、その後もアフリカの開発に対する日本政府の強いコミットメントが続いている(第3節p.33参照)。

また、1997年以降、ODA全体の量的拡大に関する数値目標の策定は控えられてきたものの、ODAの拡大を推進する国際的な援助潮流のなかで、わが国有識者から削減への危機感が表明されたことなどから、日本政府は方針を転換することとなった。具体的には、アフリカ問題と気候変動問題を主要な議題とした2005年7月のグレンイーグルズ・サミットにおい



無償資金協力(モルディブ・マレ島におけるクリーンエネルギー促進計画、2010年)により設置された太陽電池モジュール

て、ODAを増額する方向に転じる方針を表明し、今後5年間で100億ドルを積み増すことと、今後3年間でアフリカへの支援を倍増させることが発表された。ただし、基本的には一般会計予算を抑えつつ財投資金を活用することで事業規模を拡大することが可能な円借款などを用いてODAを増加させる方針であり、一般会計のODA予算縮減はその後も継続した。

気候変動への取り組みについて、グレンイーグルズ・サミットでも日本政府は対応方針を明示していたが、2008年1月、福田康夫総理はダボス会議において、「クールアース推進構想」を提示し、ポスト京都フレームワーク、国際環境協力、イノベーションの3つからなる実現手段を提案して、国際社会の議論をリードすることとなった。この構想は8月に開催された北海道洞爺湖サミット議長国日本のイニシアティブとしてより具体的になっていった。「クールアース・パートナーシップ」においては、民間資金を含み、2008年から5年間で1兆2500億円(おおよそ100億ドル)規模の支援を行うこととされた。

2 行財政改革の動きに伴う大変革とODA実施体制づくり

◆行財政改革の推進

厳しい財政事情のもとで、1994年6月に発足した自社さ三党による村山富市内閣およびそれに続く橋本内閣は、行政改革に不退転の決意で取り組んだ。その中でも特殊法人の整理合理化は大きな柱の一つ

であった。

1995年2月、村山内閣は特殊法人の整理合理化案を発表したが、海外経済協力基金（OECF）と日本輸出入銀行（JEXIM）については別途検討されることとなり、与党政策担当責任者会合にそれぞれの総裁を招いてヒアリングを行うなど検討が進められた。その結果、同年3月14日、与党政策担当責任者会合と政府の会合が開催され、OECFとJEXIMの統合が決定された^{●12}。

1996年1月に誕生した橋本内閣でも、行政改革は内閣が推進する「6つの改革」の一つとしてさらに推進されることとなり、特殊法人についても改めて見直す方針が発表された。その中心的な役割を担った1996年11月設置の行政改革会議は、1997年12月に最終報告を行い、「官から民へ」「国から地方へ」を基本的な視点として提示し、その中で独立行政法人制度の導入等を骨子とする改革を提言した。最終報告発表の翌日には、「行政改革会議最終報告を最大限尊重する」方針が閣議決定され、1998年6月には同方針に従って「中央省庁等改革基本法」が施行された。

同法の具体化は中央省庁等改革推進本部が担当し、2001年1月6日に中央省庁再編が実施された。英国のエージェンシー制度をモデルとする独立行政法人制度についても、1999年7月には独立行政法人通則法、続いて12月に個別法が制定されて、2001年4月に57の独立行政法人が発足するに至った。この法制化を受け、国際協力事業団は2003年10月に独立行政法人国際協力機構となった（第3節p.22参照）。

その後も、郵政改革を筆頭に行財政改革はさらに進み、政策金融改革の結果、2008年10月1日に国際協力機構と国際協力銀行の海外経済協力業務部門が統合することとなった（第5節p.60参照）。

◆特殊法人の整理合理化

行政改革は、続く内閣にも重要な課題として引き継がれ、省庁再編実施に先立つ2000年12月には「行政改革大綱」が閣議決定された。大綱では2005年度末までの間を集中改革期間と設定し、「新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点

からの特殊法人等の改革」を含む改革を行っていくこととされた。

2001年4月に発足した小泉内閣はこの方針を引き継ぎ、特に特殊法人改革については5月7日の所信表明演説において「ゼロベースから見直し」を表明、6月には特殊法人等の改革についての基本方針を定めた特殊法人等改革基本法が成立した。

同法には、内閣総理大臣を本部長とする特殊法人等改革推進本部を設置し、2005年度までの期間を集中改革期間として、集中的かつ抜本的な改革を推進することが定められた。より具体的には、1年をめどに特殊法人等整理合理化計画を定めて、業務については廃止、整理縮小または合理化、組織については廃止、民営化、独立行政法人への移行を中心に講ずべき措置を明らかにすることとされた。

改革のペースは速く、特殊法人等整理合理化計画は1年を待たずに、2001年12月19日に閣議決定された。その結果、118法人について、業務の整理合理化が具体的に定められるとともに、組織形態については「廃止は17法人、民営化等は45法人、独立行政法人へ移行は38法人、現状維持は5法人、集中改革期間内に検討は5法人、経済財政諮問会議で検討は8法人」となった。

このうち、国際協力事業団は独立行政法人へ移行、国際協力銀行は後述のとおり経済財政諮問会議で検討とされた。

特殊法人等から移行する独立行政法人に関しては、2002年10月18日、特殊法人等改革推進本部決定によって「特殊法人等の廃止・民営化及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」が定められ、国際協力事業団も同年12月6日に制定された「独立行政法人国際協力機構法」（以下、「国際協力機構法」）によって、2003年10月1日に独立行政法人国際協力機構が設立されると同時にその一切の権利義務を同機構に承継して解散した。

◆政策金融改革

特殊法人等整理合理化計画の閣議決定に先立ち、2001年11月9日に開催された経済財政諮問会議にて特殊法人等改革が議論されたが政府系金融機関の改

●12 OECFとJEXIMの統合については、1996年末から行われた第二次橋本内閣のもとでの政府系金融機関の整理合理化見直し作業の過程で、再度検討されたものの、「一度決めたことだ」とのことから、予定どおり統合が実施されることとなり、1999年10月1日、両機関を統合した国際協力銀行が設立された。

革についてはまともならず、その後、12月19日の同会議にて、年明けから改めて経済財政諮問会議にて議論することとされた。

年が明けた2002年は長引く不況対策に議論が集中することとなり、同年12月13日の経済財政諮問会議において政策金融改革は、いったん先送りされることが決定した。

その後、小泉内閣は2004年12月24日、「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、それまで行われてきた行政改革の成果を確認するとともに、改めて独立行政法人の組織・業務全般の見直しを含む、行政改革を強力に推進する決意を示した。政策金融改革についても、不良債権処理が順調に進み、集中処理期間が終わろうとする2005年1月27日、同年第2回経済財政諮問会議で議論された「平成17年の経済財政諮問会議における課題」の中で、郵政民営化の推進と「併せて政策金融機関の改革に取り組む」が課題の筆頭に明記され、改革議論が再開されることとなった。

同年8月のいわゆる郵政解散を経て10月に郵政法案が可決して郵政民営化が決着すると、政策金融機関の改革は、同年4月に内閣府に設置された政策金融改革準備室を中心に議論が加速した。

政策金融改革は2005年10月13日の第21回以降、累次にわたって経済財政諮問会議で議論された。第21回の会議では、有識者議員から説明資料「政策金融改革に向けて」が提出され、実現すべき姿として、①民の補完に徹する、②官の既得権を許さない、③構造改革との整合性を確保する、の3点が提示された。同時に、各機関や関係者から集中的にヒアリングを行うことが決まり、さっそく実行に移された。ヒアリング結果は、同年10月27日の第23回経済財政諮問会議にて報告され、小泉総理からヒアリング結果に基づき改革を進めるよう強い指示がなされた。

与党自民党においても政策金融機関改革に関する合同部会が発足し、10月以降、活発に部会や役員会が開催され、経済財政諮問会議と並行して議論が進められた。11月22日の合同部会で、国際協力銀行(JBIC)のODA部門とJICAとの統合を含む「政策金融機関改革について」が提出されたものまともならず、28日に再度開催された合同部会にて、JBICのODA部門はJICAとの統合も視野に別途検討することとトーンダウンする形で最終案が決定し、反対意見

も含めて政府に伝えることで決着した。

経済財政諮問会議での議論は11月29日の第27回会議で「政策金融改革の基本方針」としてまとめられた。この中では基本原則として、政策金融は3つの機能(うち一つが円借款)に限定し、それ以外は撤退などの4点を提示し、この原則に従って、政策金融を再編することが定められた。

同基本方針の結果、再編は民営化2機関、廃止1機関、統合5機関となったが、JBICについては、さらなる検討が必要として、内閣官房長官の下に、有識者からなる「海外経済協力に関する検討会」を設置して、年度内に具体的内容を決定することとされた。

同日には、政府・与党政策金融改革協議会議も開催され、同基本方針に4項目を加えた「政策金融改革について」が合意された。自民党では、「海外経済協力に関するワーキングチーム」を発足させ、海外経済協力に関する検討会と並行して議論を続けることとなった。

◆海外経済協力に関する検討会

海外経済協力に関する検討会は早くも2005年12月16日に、安倍晋三官房長官、与謝野馨経済財政担当大臣出席のもとで第1回会合を開催し、以降2ヵ月半の間に9回の会合を重ねた。

検討会では、「政策金融改革の基本方針」に沿って、①ODAの戦略的活用、外国との競争を睨んだ対外経済戦略の効果的実施のための政策金融機能のあり方、②「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理、③戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内体制のあり方、について関係者からのヒアリングを含め、幅広く議論が行われた。

その結果は報告書に取りまとめられ、2006年2月28日に安倍官房長官に提出された。同検討会報告書では、①海外経済協力の司令塔機能を強化するために、総理大臣、官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣を常設のメンバーとする「海外経済協力会議」を設置すること、②「顔の見える」戦略的なODAの観点から、円借款、技術協力および無償資金協力をシームレスに取り扱い、JICAが一元的に実施することなどが提案され、3月7日に開催された経済財政諮問会議にて正式に了承された。

自民党ワーキングチームにおいても、JBIC、JICA

双方からヒアリングを行うなど積極的な議論が続き、2月8日の自民党政策金融機関改革に関する合同部会におけるJICA緒方理事長ヒアリングを経て、翌9日にはJBICからODA部門を分離してJICAと統合することを党として決定した。その後、2月24日にはワーキングチームの検討を受けて、合同部会において「海外経済協力のあり方について」を決定し、新JICA発足を党として決定したほか、海外経済協力会議の設置、外務省の経済協力局の国際協力局への改組が提案された。

行政改革全体に関して、政府は2005年12月24日、「行政改革の重要方針」を閣議決定し、独立行政法人等の見直しを含む9点の方針を示すとともに、行革推進本部を設置して改革を加速することを定めた。

この方針の内容は、2006年2月28日に提出された海外経済協力に関する検討会の報告書の内容を加えた形で、行政改革推進法案として通常国会に提出され、2006年5月に同法が衆参両院で可決され、翌月に施行された。これによって、2008年10月1日にJBICから海外経済協力部門が分離され、JICAと統合することが正式に決定した。

❖国際協力に関する有識者会議

「海外経済協力に関する検討会」の報告書を受けて、さらに充実した国際協力に関する議論を行うた

めに、外務大臣の私的諮問機関として渡辺利夫拓殖大学学長を議長とする「国際協力に関する有識者会議」が設けられ、2007年3月5日に第1回会合を開催した。

同会議への諮問事項は、①国際協力政策の基本的な考え方、②国際協力を担う人材の育成や教育など、国際協力への国民参加、③ODAの効率化・迅速化、官民連携、NGOとの連携等、ODA案件の形成と実施上の課題、の3項目であり、同会議は2008年1月に中間報告を作成して、高村正彦外務大臣に提出した。

中間報告は、①戦略性（選択と集中）、②アフリカ支援、③官民連携、④ODA案件の形成と実施上の課題、⑤人材育成の各項目について、率直な意見とともに具体的な提案を取りまとめたものである。

このうち実施上の課題については、すでに外務省において2005年12月、2007年2月の二度にわたって点検と改善を取りまとめており、そうした改革努力を踏まえ、たうえでODA体制を見直し、課題を抽出している。そこでは、戦略を海外経済協力会議（「海外経済協力に関する検討会」）の提言を受けて2006年4月に対外経済協力関係閣僚会議に代わる形で発足）、企画・立案を外務省、実施をJICAおよびJBICが担う三層構造に加え、民間企業・NGO等を加えた四層構造と整理することで、国民参加を促すべきとされた。

第3節

独立行政法人国際協力機構の発足

1 JICAの自己改革の取り組みと 独立行政法人化

◆業務・組織の改革の取り組み

2001年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に、JICA（国際協力事業団）は「独立行政法人とする」ことが明記された。国際協力事業団法に基づき1974年に設置された特殊法人JICAを廃止し、独立行政法人通則法に基づく新たな法人を設置するという政府の決定である。歴史的変換点を迎えることになったこの時代の一連の変革プロセスは、独立行政法人化に先立つ自主的な改革とあわせてみることによってその意義がより明らかとなる。

自己改革の取り組みとして特筆すべきは総務部改革推進室が中核となり、各部門の課長クラスや中堅クラスとの議論を経て約1年がかりで議論した業務・組織改革タスクフォースの活動である。タスクフォースの問題意識は、1998年4月に完成したタスクフォースの報告書タイトル「途上国の実情に即した国際協力を目指して」に凝縮されている。すなわち「予算は発足時に比し約9倍に拡充した。しかし、国際協力のニーズはそれ以上に大きく変化した。このままでは、途上国の実情に即した国際協力ができない」という危機感であった。

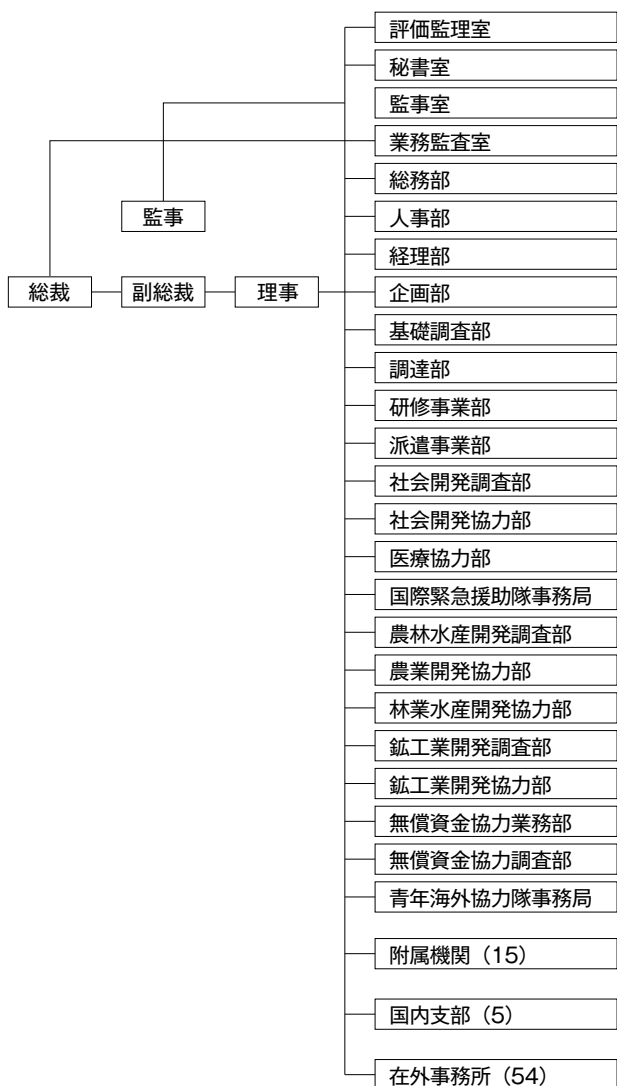
報告書は実施体制について次のように述べている。「現行体制は、業務形態と分野の二軸によって事業部を分けており、それによって等質・類似の業務を部ごとにまとめて実施する体制となっている。この

体制は、年々増大する事業を効率的に実施するという合理的なシステムであるものの、多様化する途上国のニーズや環境・貧困など地球的課題に的確かつ総合的・機動的に対応するためには、国・地域の視点を高めていく必要がある」。また、当時の援助人材確保体制の問題については、「それぞれの実施担当部署が独自に専門家を確保し、派遣する体制にあり、かつ関係省庁からの推薦以外の手段によって広く専門家を確保する体制にないことから、多様化する国際協力のニーズに対応した多様な人材を発掘・確保すること、専門家の審査・評価を的確に実施すること、人材情報を一元的に管理することが容易ではない」と指摘した。

こうした認識に至った背景の一端がわかる当時の体制を見てみたい。図1-1は、タスクフォースの検討が始まる前年1996年の国際協力事業団の組織図である。本部を構成する部門は、官房部門を除けば、業務の形態別（調査、研修、専門家派遣、協力隊派遣等）、事業の分野別（社会開発、医療、農林水産、鉱工業）の組織で構成され、特定の地域や国を総合的に担当する部門を持たなかった。また、関係各府省からの出向者が管理職レベルを含めて多数存在していた。これには理由がある。

第一に、JICAが担う技術協力の性格である。1954年、わが国はコロombo・プランに加盟し、政府ベースの技術協力を開始した。「政府ベース」とは国際約束を根拠とする協力を意味し、実施機関（JICAの前身の一つであるアジア協会等）の役割は、国際約束に基づき政府が負った責務を、政府の委託で実施するというものだった。法的にみると技術協力の実施主体は政府だったのである。ここが、政府系金融機関が法律上の実施主体となって始まった借款によ

図 1-1 組織図 (1996年)



る協力と大きく異なる。技術協力を実際に担う専門家の大半は政府の技術官庁の公務員で、開発途上国の人材研修も、公設の研究所や政府の関連機関で行われた。フィージビリティ調査等も官中心で組織され、民間の技術者（現在の開発コンサルタント）が加わることはあったが、一団員にすぎなかった。そして事業を実際に担う機関には、関係省庁からの出向者によって出身省庁と親和性の高い部門が組織されることになる。供給側の事情が優先した組織形態で、この構造は1962年に特殊法人として設立された海外技術協力事業団（OTCA）、1974年にこれを継承して設置された国際協力事業団（JICA）でも基本的に変わらない。政府ベースの技術協力という性格を考慮すると政策と実施を明確に分離することは難しく、その意味では合目的であった。

第二に、専門家の派遣、研修員の受け入れ、機材

の供与といった協力形態の細目が、OTCAの設置法に限定列挙されたことがある。これにより、協力しうるスキーム（業務形態）をあらかじめ法定し、その範囲内で途上国の要望に応じる協力スタイルがODAの初期段階で確立した。予算構造、組織機構もこの考え方のもとで組み立てられ、相手国の要請を検討する際は、スキームへの適合性が最重要な審査項目となったのである。

JICAは設立当初から、効果的な国際協力のためには国別・地域別にプロジェクトサイクルを回し、案件形成（入口）と評価（出口）を強化することが不可欠と考えていた。そして、さまざまな制度改善（企画部地域課の設置、援助効率促進費の予算化、国別事業ファイルの作成）に取り組んだが、実施の段階におけるスキーム別・分野別の体制が変わっていなかったため、入口と出口をいくら強化しても、ニーズに沿った総合的かつ機動的な協力を行うことは容易ではなかった。関係省庁の利害に直接影響する実施の段階を改革することは現実的でないと考えられていたのである。タスクフォースは「サプライドリブン」（供給優先）から「デマンドドリブン」（需要主導）への転換が喫緊の課題であるとし、大きな議論を呼ぶことを覚悟のうえ実施段階の組織改革に切り込んだ。タスクフォースの提言は、取り巻く情勢が大きく変化するなか、政治主導で始まった行財政改革の提言を背景にした内発的な自己改革の取り組みだった。

タスクフォースの提言の概要は以下のとおりである。

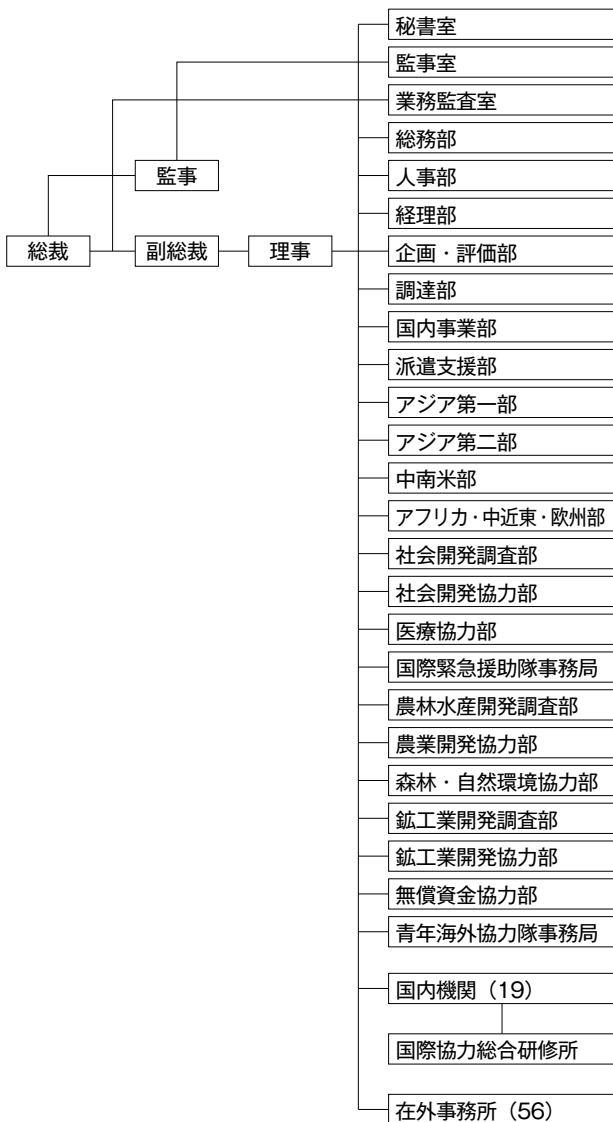
- (1)「途上国及び国際社会の実情に即し、重点課題に的確に答える」ために、①在外体制を強化する、②地域部局を設置する、③要望調査を統一するとともに、国別事業計画を策定する、④技術調査部局を設置する、⑤課題別・分野別指針を策定する。
- (2)「幅広い国民参加を通じて、日本の顔の見える質の高い協力を推進する」ために、①人材確保支援部を設置する、②公募制を拡充する、③全JICAを通じた援助人材データベースを整備する、④NGO・大学等への委託制（コントラクト・アウト制）を徹底する。
- (3)「協力の最前線に対する支援を強化する」ために、①業務管理部門を設置する、②専門家およ

び協力隊員等に対する後方支援を充実する、③業務の効率化を推進する。

- (4)「事業実施から得た知識と経験を国内外に提供する」ために、①調査研究機能を強化する、②インターネットを活用する、③「国際協力情報センター」を設置する、④国内機関を情報窓口として位置づける。

橋本内閣の行財政改革により、1998年度のODA予算は前年度に比し10%の削減となり、「ODA予算は聖域」といわれた時代は終わりを告げた。外務省は、外部有識者からなるODA改革懇談会を立ち上げ、21世紀に向けたODAのあり方の検討を開始した。JICA

図1-2 組織図(2000年1月)



のタスクフォースのメンバーは、懇談会の委員長のブレーンと接触し、改革の方向性について議論を重ね、「援助リソースの多様化を図りつつ、総合的・機動的な支援が可能な体制を作らなければ質の高い支援は不可能」との認識で一致した。改革懇談会の最終提言には、タスクフォースが強調した援助人材の確保・育成の改善、実施機関における国別アプローチ強化のための体制強化が盛り込まれ、これを受け外務省はJICAに対して具体的な改革案の提示を求めることになる。

こうした経緯を経て組織改編案が取りまとめられ、1999年度機構定員要求の結果、図1-2のような組織機構に生まれ変わる^{●13}。移行期間を終え、新しい組織機構の下で業務を開始したのは、2000年1月であった。変更のポイントは、①国・地域の視点で事業を総合的に計画する機能を高めるため、国際協力事業団設立後、地域部(4部)を初めて設置したこと、②援助人材のマネジメントを効率化するため、援助の最前線で活躍する専門家等に対する一元的な支援組織として「派遣支援部」を設置したこと、の2点である。

◆新たな課題と業務改革の実現

当時の国際情勢は事業面にも大きな変化をもたらした。1990年代後半から2000年代前半にかけ、JICAは新たな課題に次々と直面した。第一は、平和の構築と復興に対する支援であった。冷戦後、カンボジア和平やユーゴ紛争など平和の構築と紛争後の復興支援に対するニーズが高まり、JICAも、平和の状況、安全上の問題を確認しつつ平時の技術協力とは異なる形で復興・開発支援を開始することになった。特筆すべきは東ティモールへの支援である。独立運動と政府の弾圧が繰り返されていた東ティモールは、インドネシアのハビビ大統領の決断で、1999年から国連の支援を得て独立に向けた国づくりの道を行っていた。JICAはこのプロセスに全面的に関与し、国連東ティモール暫定行政機構の副代表(人道支援担当)にJICA出身の高橋昭が就任した。協力相手国政府が存在しないイレギュラーな状況ではあったが、国連暫定行政機構に対する支援という名目で復興・

●13 タスクフォースの組織改革案は、妥当性、実現可能性の両面からJICAの理事会で真剣かつ激しい議論が繰り返された。結果的に、あまりに急激な変化は事業の継続性に悪影響があるとの声にも配慮し、国・地域、業務形態、分野の三軸からなる妥協的な組織改編案がまとまった。

開発支援を開始する。設置法上の根拠は「目的達成業務」という普段は使われることのない業務で、その支援内容はインフラの緊急復旧を含み、規模、対象、手法のあらゆる面で従来の技術協力の範囲を大きく超えるものであった。この時期には、東ティモールの他にもミャンマーと平和支援など平和構築に関する業務が始まった。また、2001年の米国同時多発テロ後は、アフガニスタンの復興・開発支援、イラク復興・開発支援、スリランカ平和構築支援とこれまで経験したことのないニーズへの挑戦が続いた。いずれも事業団の設置法との関係では挑戦的な取り組みであった。

第二はアジア通貨危機への対応である。援助拡充期では、技術協力は公的機関の人材育成を通じて中長期的な国づくりに貢献することが主たる役割で、貧困層や一般市民を直接対象とする国際協力は、主に青年海外協力隊の業務とされていた。しかし、アジア通貨危機はJICAの技術協力のあり方に変化をもたらす。貧困層等に直接アプローチする技術協力として「開発福祉支援事業」が1997年度予算で認められ、アジア通貨危機で負の影響を受けた人々に対する直接的な事業として活用された。現地NGO等を主たる援助リソースとする事業で、官主導の技術協力からの脱皮の第一歩となった。こうした流れを後押しする形で、業務・組織開発タスクフォースの最終報告書に「NGO・大学等への委託制（コントラクト・アウト制）を徹底する」旨の提言が盛り込まれた。この事業はのちの「草の根技術協力事業」の前身となる「開発パートナー事業」に衣替えする。従来の分野別実施体制の枠に収まらないニーズへの対応手段として画期的な出来事であったが、JICAの設置法との関係では、「国際約束に基づく技術協力」として実施する以外に方法はなく、相手国政府との関係や国際約束の形成方法など、実施上の課題は尽きなかった。

第三は重要政策の中核への支援である。冷戦後の市場経済移行国に対する支援は「知的支援」ともいわれ、テクノロジーに重点が置かれていたJICAの技術協力の範囲の拡大と高度化が必要になった。官の人材に加え、国際協力分野に詳しいアカデミアを大量に動員し、セクター横断的に取り組むことが不可欠となったのである。地域部体制の確立は知的支援の総合的な推進に貢献した。知的支援の代表例とし

て、ベトナムの市場経済化支援（石川滋一橋大学名誉教授が主査となり開始されたいわゆる「石川プロジェクト」）がある。石川プロジェクトでは、財政金融、国有企業改革、農村・農業開発など複数分野のテーマを同時に扱い、多数の学者・研究者が短期出張を繰り返した。当時のJICAの技術協力では専門家一人ひとりの派遣について関係各省からの推薦や国際約束の形成が必要であり、複数の関係省庁がかかわる分野の人材を同時かつ大量に動員する支援は異例といえる。このため専門家ではなく調査団の一員というイレギュラーな形で知的支援に対応することとなる。業務実施過程の細部に及ぶ政府の関与は、合理的な業務実施の観点から長年の課題であったが、新たなニーズへの対応を通じて政府とJICAの役割分担の明確化が一層強く認識され始めた。

第四は環境社会配慮への取り組みである。環境と開発の問題は1980年代から国連やOECDの場で盛んに議論されるようになり、JICAも企画部に専門の部署を設置し、ガイドラインの作成等を行った。1990年代に入ると、開発プロジェクトで影響を受ける開発途上国住民等の反対運動が世界的な広がりを見せ始め、環境や社会に影響を及ぼす開発プロジェクトへの監視の目が急速に強まる。ODA案件の情報公開不足や環境アセスメントの確認手続きの不備などが指摘され、適切な環境社会配慮は国際協力実施上の最大課題の一つとなった。国会でもODA案件への環境社会配慮強化を日本政府に強く求める動きが強まった。こうした状況を受け、JICAは環境社会配慮の確認手続きを抜本的に見直すこととした。案件採択時における環境レビューのあり方、相手国が行う環境アセスメントに対する支援のあり方、情報公開のあり方を主たる論点とし、関係省庁、有識者、NGO等からなるガイドライン改定委員会が2002年に立ち上がった。JICAは開発プロジェクトの上流段階における調査協力を主に担っていたため、案件採択時の情報公開や調査段階の透明性確保が主たる論点となった。環境社会配慮の確認手続きは、環境レビューの確認主体（JICA）と事業の決定者（政府）が別であることなど、副産物として業務プロセスにおける政府とJICAの責任関係の曖昧さも表出することになった。

こうしたさまざまな変化に直面するなかで、JICAは、国別事業計画の立案、民間市場からの競争ペー

スでの専門家の確保など、途上国のニーズに総合的・機動的に対応するための改革を同時に進めた。

◆独立行政法人化の決定

1999年7月には、独立行政法人通則法が成立し、これと並行して進められたのが特殊法人等の改革である。内閣の下に設置された行政改革推進本部事務局は、JICAを含む163の特殊法人および認可法人を対象に、個別の事務・事業の見直しを行い、「廃止する法人」と「原則として民営化する法人」を選別した。廃止または民営化できない事務・事業のうち、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められうる事業を行う法人は、事業の徹底した見直しを行ったうえで、原則として、「独立行政法人」として生まれ変わることになり、見直し結果は、2001年12月19日に「特殊法人等整理合理化計画」として閣議決定された。ここでJICAの独立行政法人化が実質的に決まり、あわせて以下のような計画が示された。

(1) 技術協力事業

- ①客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価に至る体系的な評価を実施するとともに、評価委員会の設置等による外部評価を実施し、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- ②現在、公益法人等が実施している技術協力のうち、相手国政府の関与の程度等に鑑みて、適当なものについて事業の移管を受ける。
- ③事業が総合的かつ効率的になされるよう、事務処理のあり方を見直す。
- ④技術協力、有償資金協力および無償資金協力を、国別、地域別に総合的に行うことができるよう配慮する。

(2) 開発投融資事業

開発投融資事業は廃止することとし、2003年度以降は、すでに承諾済みの案件に限り融資を行う。

(3) 海外移住事業

入植地事業、移住者送出業務は廃止する。また、融資事業は、段階的に整理し、2005年度末に廃止する。

(4) 無償資金協力事業

(5) 災害援助等協力事業

(6) 青年海外協力隊事業

(4)～(6)については、客観的な事業評価の指標を設定したうえで、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(7) 独立行政法人とする。

政府の決定を踏まえ、2002年4月には総務部内に独立行政法人化準備室が設置され、新法人設立に向けた具体的準備が始まった。

当初、JICAは独立行政法人化を実現するに際して、厳しい現実に直面したが^{●14}、自己改革の準備を進めた。「自己責任」「企業会計原則の適用」「ディスクロージャー」といった独立行政法人化のキーワードを念頭に、組織、業務、人事、経理、開発投融資、移住、無償資金協力、計画・評価などのテーマごとに独立行政法人化に向けたタスクフォースを組織した。また、2002年6月から10月にかけて、川上隆朗総裁の諮問機関として「JICAの独立行政法人化に向けた有識者懇談会」を設置し、これら外部有識者の意見も踏まえ、独立行政法人化の柱を次の4点とした。

(1) 成果重視・効率性

国別・課題別アプローチを強化し、成果重視の戦略的な事業運営を行う。このため、在外事務所の機能と権限を抜本的に強化し、本部地域部の体制の見直しを行う。事業形態別の部署の廃止を通じて重複業務をなくし、業務を効率化する。在外事務所に権限を委譲することで意思決定を迅速にする。

(2) 透明性・説明責任

「経営をガラス張りにする」との方針のもとで、情報提供機能を抜本的に強化する。特に、

●14 最初の目標となったのが無償資金協力業務の外務省からの移管（「無償の本体移管」）である。1980年代後半から本体移管が二度にわたり検討されたが、その度に法改正が壁となって実現しなかった。独立行政法人化を法改正のチャンスと捉えたJICAは、①技術協力と一体で実施することで一層効果的・効率的な無償資金協力の実施が可能になる、②国際協力事業団法で規定される「無償資金協力の実施の促進」は独立行政法人が実施する業務として責任範囲が明確でないこと主張し、無償の本体移管の必要性を政府の各方面に訴えた。しかし、主務省である外務省はこの考えに同意しなかった。独立行政法人化は行政のスリム化が目的であり、特殊法人時代よりも業務範囲が拡大することはあり得ないとの立場だったからである。独立行政法人化を必要最小限の変更にとどめるべきとする外務省と、これを機に改革の総仕上げを成し遂げたいとするJICAの間で埋め難い認識のギャップがあることが明らかになった。

事業評価に関しては、評価内容の客観性の向上や評価対象事業の拡充（青年海外協力隊事業、国際緊急援助隊事業の追加等）、評価結果の公表方法を改善する。

(3) 国民参加

日本の知力を結集した効果的な事業実施および国民のODAの理解増進のため、国民参加事業を事業の柱の一つに据える。従来の青年に加え、NGO、大学、地方自治体、民間企業などによる、途上国への国際協力活動を助長促進する。

(4) 平和構築支援

平和構築支援を主たる業務として明確に位置づけ、そのための人材育成・確保を行うとともに、安全対策の強化を進める。

◆独立行政法人の設立と主たる論点

(1) 独立行政法人化と国際約束

2002年6月、2002年中に特殊法人の独立行政法人化に関する一括法案を成立させて、翌年10月に独立行政法人としてスタートを切らせる工程が政府から示された。設置法案作成の論点は多岐に及んだが、主たる論点は、①JICAと政府との法的関係、②設置法に明記されていない平和構築に関する業務の扱い、③国民参加事業の明確化、の3点で、このうちすべての制度設計の鍵になったのが「JICAと政府の法的関係」で、最大の論点が「国際約束」であった。

独立行政法人制度のポイントは、法人の長に経営の責任と権限を委ねる一方、政府が掲げる中期目標に照らした業績を厳格に評価することで、効率的で質の高い行政サービスを行わせることにあった。このため、独立行政法人の設置法には、法人運営（人事、予算、業務）に対する政府の事前関与規定は原則設けないとの指針が示された。ここで問題になったのが、国際協力事業団法の業務に規定されていた「条約その他の国際約束に基づく技術協力」という文言である。この規定はJICAが技術協力を行う根拠が国際約束にあること、すなわち日本国政府と相手

国政府（または国際法の主体となりうる国際機関）の間での国際法上の確認がない限りJICAは協力を実施できないことを意味している。外務省は、一般的監督権、役員人事、予算、業務実施方針といった特殊法人全体に共通する事前関与の規定を廃止する一方で、「条約その他の国際約束に基づく技術協力」（または国際約束に準ずる外交文書に基づく技術協力）という文言は維持する方針であった。

JICA自身も「条約その他の国際約束」という規定が設置法に残ることは、相手国政府の援助受け入れ体制を構築するうえで必要と考えていた。他方で、「国際約束の内容と形成方法」は独立行政法人制度の趣旨にふさわしいものに変更すべきとさまざまなレベルで政府に働きかけた^{●15}。その結果、国際約束は案件採択レベルで締結する。しかし、投入量および具体的な専門家・研修員の名前は実施機関たるJICAと相手国政府の合意に委ねる。関係行政機関の推薦を根拠としていた専門家の選定は、基本的にJICAが行う、という方向性がまとまった。国際約束の内容も「政府がJICAを通じて〇〇を実施する」から、「〇〇はJICAを通じて実施されるであろう」に変更された。個別の技術協力の実施の主体は、政府ではなくJICAであることが明確になったのである。この結果、案件採択は「国際約束」の締結をもって政府が行い、実施段階はJICAが責任を持って担うという役割分担が明確になった。

(2) 国際協力と平和構築

平和構築に関しては、法人の目的を規定する独立行政法人国際協力機構法第3条に明記すべきか否かが論点となった。独立行政法人化に伴う「焼け太り」は許さないという政府指針があったため、当初外務省は解釈で対応すべきと考えた。これに対してJICAは、復興段階における国際協力は平時の国際協力と性格が明らかに異なるし、新たに設置法で明記することは、平和構築に積極的に取り組む姿勢を内外に示すうえで重要な意義を持つと主張した。最終的に外務省もこの考え方に同意し、法人の目的に

●15 従来の「国際約束」は、研修員受け入れ、専門家派遣、機材供与、調査の実施など事業実施段階の投入要素ごとに口上書を交換して双方の権利と義務を確認する方式をとっており、これが政府とJICAの事務の輻輳を生み出し、JICAの業務運営の自律性を損なう要因となっていたからである。JICAは「国際約束」で確認する内容を業務実施の細目レベルから開発課題／プログラムレベルに格上げし、それを中期目標期間にあわせ複数年一括で確認する形式に変更することを提案した。外交上の必要に応じ機動的に個別案件の採択を行いたいとする外務省や専門家派遣への影響力を維持したい関係行政機関は、JICAの提案に難色を示した。政府サイドからみれば非現実的であったが、独立行政法人制度との関係では理屈が通っていたからである。長時間にわたる主務省間（外務省、経済産業省、農林水産省）での真剣な議論が行われた。

「復興」を追記し、「経済及び社会の発展又は復興に寄与する」とした。文言のうえでは微修正ではあったが、平和の構築を含む復興の業務が含まれる形で法案がまとまった。

(3) 国民参加事業

国民参加事業の明確化も「焼け太り論」を惹起した。JICAは、国際協力事業団法の目的に規定されている「青年の海外の協力活動の促進業務」を、「国民の海外の協力活動の促進業務」とすることを主張した。これにより、国民全体による海外協力活動の助長促進を業務の法律上の新たな柱と明定し、その下で従来のボランティア事業とともに、草の根技術協力事業を位置づける考えであった。関係省庁との議論の結果^{●16}、草の根技術協力事業の個別案件の実施に関する関係行政機関の事前承認を条件に、「国民の協力活動に対する促進業務」を国際協力機構法案の目的・業務に追記することが合意された。

(4) 独立行政法人国際協力機構法の成立と法的枠組み

法令協議は、独立行政法人化後のJICAとの関係に関心を有する多数の省庁からおびただしい数の質問または意見が寄せられた。結果的に主務省の原案で閣議決定がなされ、11月7日の衆議院本会議に、石原伸晃行政改革担当大臣から独立行政法人化に関する関連46法案の一部として提案される。衆議院での採決を経たのち、11月29日に参議院本会議で法案が可決され、独立行政法人国際協力機構法が成立した。

国会の審議では、衆参合計12名の国会議員から質疑がなされた。特に質疑が集中したのが、国民参加事業として実施する草の根技術協力事業の扱いである。個別案件ごとに関係行政機関との協議が必要なことに対して数名の議員から懸念が表明された。これに加え、法人の長は適材を広く内外から起用すべきこと、各省が実施する技術協力はJICAで一元的に実施すべきこと、円借款を含む実施機関の統合を検討すべきなどの意見が表明された。

これら質疑の結果として、衆議院の特別委員会および参議院の外交防衛委員会で附帯決議が採決された。特に参議院の附帯決議では、草の根技術協力事業に対する政府の関与のあり方について具体的な意見が言及されたことで実施段階における関係行政機

関との協議の迅速化が図られた。

主要な論点を含め、独立行政法人国際協力機構の法的枠組みを、国際協力事業団法との相違点として整理すると次のようになる。

- ①法人名称は「独立行政法人国際協力機構」となった。独立行政法人は原則として「〇〇機構」とする政府の指針が適用された。なお、英文名称は法律事項ではなく、JICAをそのまま使うこととした。
- ②役員については、「総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置く」が、「理事長1人、監事2人を置く。副理事長1人、理事6人以内を置くことができる」とされた。法人の長は「総裁」から「理事長」となった。役員の定数は大幅減員となったが、独立行政法人の中ではトップクラスの定数が認められた。
- ③主務大臣の一般的監督権等が廃止された。例外的に緊急の必要に応じ、外務大臣が法人の長に対して必要な措置をとるよう要求できる規定が置かれた。
- ④法人の長が任命する役員は主務大臣の認可が必要であったが、不要となった。
- ⑤政府による毎年度の業務実施方針の指示およびこれを受けて作成する事業計画、予算および資金計画の主務大臣による認可が廃止された。これに代わり外務大臣は、JICAに対して中期目標を提示し、JICAが中期計画を作成、外務大臣の認可を受ける仕組みとなった。
- ⑥平和構築への取り組みを明確化するために、設置法の目的に「復興」を追記した。
- ⑦青年海外協力隊事業、シニア海外ボランティア事業および草の根技術協力事業をまとめて「開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務」とし、設置法の目的と業務の範囲に明記した。
- ⑧開発投融资事業、移住者送出事業、入植地事業および移住融資事業が（段階的）廃止となった。
- ⑨特殊法人の設置法で一般的だった目的達成業務は廃止となった。国際協力事業団法で認可された目的達成業務のうち、新法人に引き継ぐ必要

●16 外務省は国民参加事業の重要性を理解したが、他の主務省（経済産業省、農林水産省）は、この規定（特に草の根技術協力事業）は各府省が実施しているODAの事務と重複する可能性が高いと主張、協議は困難を極めた。国民が主体となる事業であっても、各省庁の政策との整合性や事務の重複回避の観点から政府の関与は必須というのが主務省共通の立場だった。

があるもの（国際機関への協力、日系社会青年派遣等）は、内容に応じ新たに業務の規定の範囲で読み込めるよう実施の要件を整理した。

(5) 海外移住事業と開発投融資事業

法案作成の大きな論点ではなかったが、独立行政法人化に伴い廃止となった業務に海外移住事業の一部と開発投融資事業がある。いずれもJICA史を織りなす中核的な事業であり、その廃止が持つ意味は大きかった。海外移住事業は戦後の移住振興事業を総合的に実施するため1963年に設置された海外移住事業団の業務を引き継いだものであった。整理合理化計画では、新規に移住者を送出する業務と移住者の入植地を整備する業務を廃止し、移住者の事業への資金供給業務の段階的廃止を決定した。これを受け、移住事業は、海外移住資料館等を通じた海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報業務、移住者への福祉支援業務、日系社会の次世代の人材育成業務を中心に実施することとなった。移住事業の目的達成業務として実施していた日系社会に対するボランティア派遣事業や日系社会に対する支援事業は国民参加事業の一環として実施することが決まった。また、移住者に対する資金供給業務は、債権の管理・回収に関する業務が引き継がれることとなる。戦後60年近く国策として実施してきた移住者に対する援助・指導業務の大半が廃止となり、移住事業の重点は日系社会を通じた相手国の経済・社会の開発や二国間関係の強化に移ったのである。

開発投融資事業は、民間企業等が開発途上国で行



海外移住資料館（JICA横浜内）

う開発事業のうち、地域の開発に資する関連施設事業（道路や病院など地域の民生に裨益する施設）や試験的事業（開発効果は高いが事業リスクの高いプロジェクト）に対して譲許的な条件で資金供給等を行うとともに、これら事業のために必要な技術指導を一部負担するスキームであった。開発投融資事業としては、インドネシアのアサハンアルミやブラジルのセラード開発のように大きな成果をあげるプロジェクトもあったが、貸付実績は期待に比し低調で、1990年代になると限りなくゼロに近づいた。その背景には、民間に対して同種の資金供給業務を行う日本輸出入銀行、海外経済協力基金等との間で複雑なデマケーション（役割分担）の問題があったこと、JICAの組織内に投融資業務のスキルが十分蓄積されていなかったことなどがあげられる。そのようななか、特殊法人等整理合理化計画において廃止すべき業務との決定が下された^{●17}。

◆業務と運営方法

法案成立を受け、2003年10月の新JICA設置に向けた準備が本格的に始まった。設置法が成立したことで骨格は固まったが、業務運営に必要な全体像という点では2割程度が決まったにすぎない状況であった。独立行政法人化に向け設置したタスクフォースは約10ヵ月後に迫った独立行政法人となる大きな変化に向けて急ピッチで準備に取り組んだ。

これら課題の中で、最も準備に時間を費やしたのが業績評価制度に基づく新たな業務運営の制度づくりである。業績評価制度は運営費交付金化に伴う予算執行管理体制、会計制度等と一体で検討する必要があったが、これら制度の詳細は政府自身も走りながら考える有様で、参考となる情報がきわめて限られていた。また、独立行政法人の業務は多種多様で、中期目標の内容にも定まったものがなく、ゼロから検討する必要があった。他方、制度の基本的な考え方は明確だった。主務省が独立行政法人に対して3～5年の中期目標（業務の効率化、サービス・業務の質の向上、財務運営の改善等）を定め、これに応じて法人が中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、主務大臣の認可を得る。主務大臣が

●17 開発投融資は、国際協力事業団の時代にだけ存在した事業となったが、民間による開発の触媒としてODAを活用する意味で先見性の高い事業で、制度のコンセプトは今日でも十分に通用する。この制度から得られた教訓を風化させることなく、今後の業務運営に生かしていくことが重要である。

任命する評価委員会が中期計画に基づく法人の業績評価を行い、その結果を総務省の審議会がレビューする。主務大臣は業績評価結果に基づき、法人の組織・業務のあり方を検討し、所要の措置をとるという仕組みである。独立行政法人制度においては、中期計画の内容が客観的な業績評価を可能にする鍵を握っていたのである。

JICAの場合、国際約束が個別案件を実施する根拠となるため、具体的な事業の計画や達成目標をあらかじめ中期計画に記載することができなかった。結局、外務省と協議した結果として、業務の質の向上に関する業績指標は、評価の充実や安全対策などもっぱら業務の実施方法に限られることになり、「どのような国際協力を実施し、いかなる成果をあげたのか」を測る指標はゼロに近い中期計画となった^{●18}。

他方、業務の効率化に関しては、高いレベルの目標設定が求められた。特殊法人等改革推進本部に設置された参与会議の場で、予算規模の大きいJICAは注目される組織の一つであり、一般管理費の削減はもとより、事業費でも単位コストを10%削減する計画とせざるを得ない状況に追い込まれた。中期計画期間中にコストの大幅な削減が必要となり、本部ビルの占有フロア縮減を余儀なくされた。2003年10月から始まった中期計画は、JICAの役割を実態よりも過小評価する一方、効率化に伴う容赦のない経費削減の要求であった。

◆残された課題

独立行政法人化は、1990年代後半から始まった内発的な自己改革の延長線上にあり、その集大成ともいえる。しかし、新しい組織の誕生が改革の完了を意味したわけではない。独法JICAが誕生した10月1日時点では、独立行政法人化タスクフォースの作業の多くが終了していなかった。例えば、業績評価に基づく業務運営に関しては、中期計画と年度計画を各部署の具体的なオペレーションに結びつける仕組みが未完成であった。政府と法人の役割分担の鍵となっ

た国際約束については、新しいフォーマリティについて協力相手国政府の合意を取り付ける必要があった。人事制度に関しては、独立行政法人通則法と整合的な人事評価制度および給与制度のあり方が検討途上であった。財務運営・会計制度については、独立行政法人会計基準に基づく新経理システムの構築とともに、経理人材の育成という息の長い課題が残った。そして組織改革の仕上げが残っていた。基本構想はできあがっていたが、出向ポストを含む関係省庁との調整や物理的なレイアウトなど、詳細な詰めが必要であった。2000年の組織改編でなし得なかった課題部の設置、在外体制の抜本的強化、国内機関体制の総合的見直しなど、独立行政法人の責務を果たすうえで必要な組織改編の課題は尽きなかった。

そして最大の課題は、特殊法人時代に比し自律的かつ柔軟な業務運営が可能になったことで、新しいミッションのもとでいかなる価値を生み出していくかであった。制度の整備はあくまでも改革の手段であり、目指すべきは職員一人ひとりの意識の変革であり、組織力の向上である。平和構築への本格的な取り組み、国民参加型事業の一層の推進など、新たな挑戦が始まった。

2 独法JICAの挑戦

——人間の安全保障の視点を踏まえて

◆初代理事長就任とJICA改革

2003年10月1日、JICAは特殊法人から独立行政法人に移行し、同日付で緒方理事長が就任した。同時期に34の特殊法人・認可法人が廃止・統合により32の独立行政法人に移行したが、トップが主務官庁出身者（官僚）以外から起用されたのはJICAと理化学研究所などごく少数であり、緒方理事長就任は、小泉政権による特殊法人の整理合理化の象徴的存在となった。

独立行政法人化後は、緒方理事長のリーダーシッ

●18 それでもJICAは、援助実施機関としての業績をわかりやすく説明する観点から、案件形成に焦点を当て、その成果を測る指標として「地域別及び課題別の主要課題」を中期計画に含めることを外務省に提案したが合意には至らなかった。JICAの業務の質は、事業のアウトプットや成果ではなく、事業の実施方法やプロセスで測定すべきとの考え方だったからである。国際約束前の「案件形成」は政府の業務であり、その成果を独立行政法人の中期計画で評価することは不適切とし、地域別および課題別の主要課題を中期計画に含めることを外務省は了承しなかった。このように、当初は業績評価制度に対する見解の相違があったが、信頼関係の再構築のプロセスを経て、現在ではJICAの役割を反映した中期計画になっている。

プのもと、「人間の安全保障」「現場主義」「効果・効率と迅速性」を三本柱に組織・事業改革に取り組んだ。一連の改革は、ODA大綱の改定、JICA独立行政法人化に向けた有識者懇談会の提言等とも沿ったものであるが、同時にこれまでの自己改革の流れを独立行政法人化という枠組みの中で実現させようとする試みでもあった。

2004年度から「JICA改革第一弾」、2005年度から

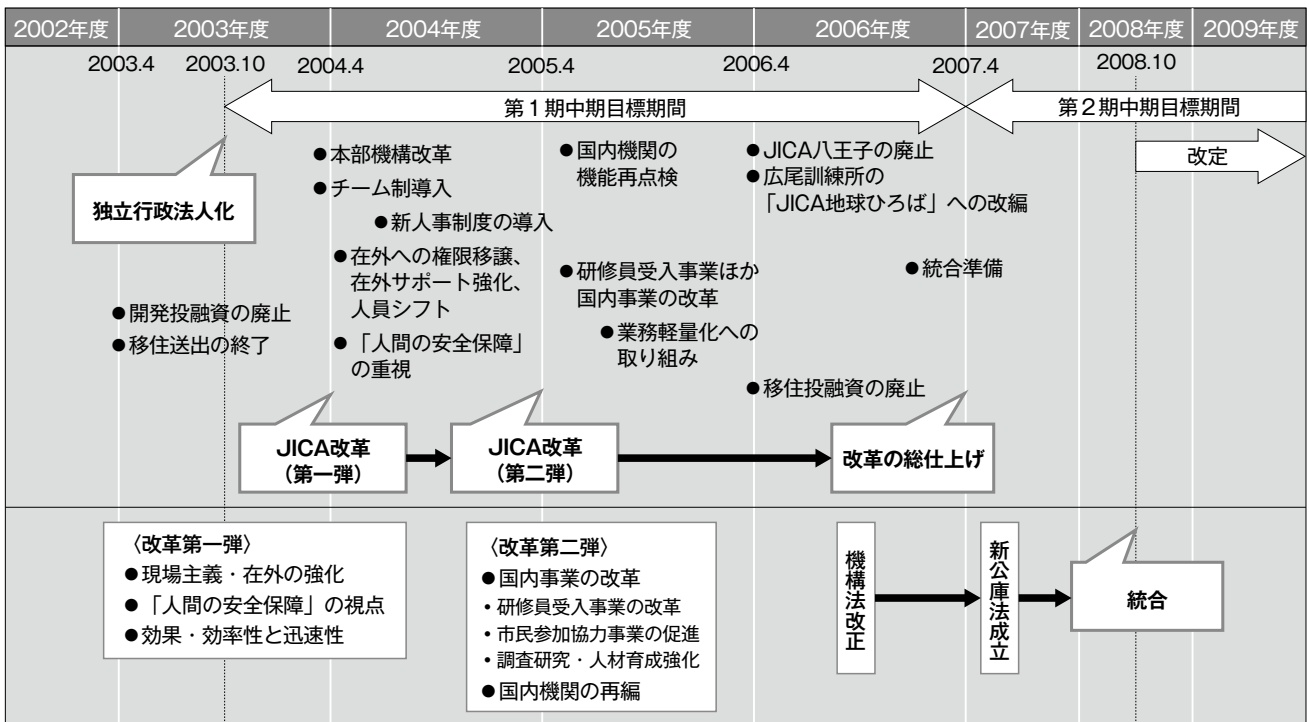
「JICA改革第二弾」、2006年度からは「改革の総仕上げ」と年度当初に改革のメニューを明らかにし、段階的に取り組んでいったのが特徴的であった(図1-3)。2006年の「改革の総仕上げ」は、それまでの改革のレビューを行うのが目的であったが、2006年5月の行政改革推進法の可決により、JICAがJBICの海外経済協力業務を承継することが決定し、統合に向けた準備作業に移行した。

一連の改革の底流に流れている「人間の安全保障」という考え方は、2003年のODA大綱改定でもその基本方針として明記されたものであるが、開発援助機関であるJICAにおいてどのように事業に反映していくのかについては、当初職員の中に戸惑いがあったのも事実であった。そのため、緒方理事長のリーダーシップのもと、人間の安全保障の各種セミナーやシンポジウムを開催したり、事業の実践にあたっての「人間の安全保障の7つの視点」^{●19}を整理したりして、組織の内外へ浸透・普及していく努力を行った。



独立行政法人化に伴うJICA本部の看板の掛け替え作業 2003年

図1-3 JICA改革の流れ



●19 「人々を中心に据え、人々に確実に届く」「人々を援助の対象としてのみならず、将来の開発の担い手として捉え、そのために人々のエンパワメントを重視する」「社会的に弱い立場にある人々、生命、生活、尊厳が危機にさらされている人々、その可能性が高い人々に確実に届くことを重視する」など

column »

初の民間出身理事長誕生

独立行政法人化への準備が進むなかでJICA内では「改革を加速させたい」「より自主的な組織運営をしたい」という思いが強くなり、JICA労働組合や若手職員等による緒方氏擁立活動（労組による理想の理事長アンケートの実施、労組幹部がニューヨークで緒方氏との面談・要請、若手職員が川口外務大臣と面談等）が活発化した。一方、外務省内には「開発行政を深く理解している人を民間から得るのは難しいのではないか」との声もあり、JICA幹部からも「外務省との良好な関係を維持したい」という意見があった。国会（参議院

決算委員会）でも与党、野党双方の議員から新理事長人事に関する質問が出され、川口大臣は「全日本を舞台に適材適所を考えたい」と答弁している。最終的には川口大臣が決断し、緒方氏本人から内諾を得て、政府内での了解を取りつけた。緒方氏は理事長就任を受諾したことについて「日本外交のために何かお手伝いしなければという気持ちがあった。また日本で「人間の安全保障」の実践を行うことが出来ると考えた」とその回顧録で語っている（野林健・納家政嗣編『聞き書 緒方貞子回顧録』）。

ちなみに、国際協力機構法成立時に「独立行政法人の理事長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること」と附帯決議されていた。

❖ 在外の体制強化と本部組織の改編

JICAが独立行政法人化後、最初に取り組んだのが「現場（在外）強化」であった。開発協力に従事する者がこれまで以上に協力対象の人々の環境をその目で見て、その国の政府や他の援助国・機関等と直接対話できるような環境整備を行うことが目的であった。このため、在外への大幅な人員シフトと在外への大幅な権限移譲に着手した。当時56の在外事務所と約30の駐在員事務所、調整員事務所があったが、予算と人員との制約から等しく一律に増強することは困難なため、在外事務所の中から30事務所を「重点推進事務所」に指定し、職員や現地スタッフを増強するとともに、責任と権限の委譲を段階的に行ったこのプロセスは、従来の「在外事務所で実施できるものは在外事務所に移譲する」という考えから「在外事務所ができないことを本部が支援する」という思想の転換に基づくものであった。したがって、基本的に案件形成、事業計画から事業実施監理、事業評価、さらには調達管理や予算管理までを一貫して在外事務所に委譲し（在外主導の案件を「在外主管案件」と呼称）、本部は在外ができないことを支援するという試みであった。さらにケニア、セネガル、南アフリカ、タイ、フィジー、メキシコ

の6事務所を「地域支援事務所」に指定し、上記30事務所以外の中小規模の事務所に対して経理、調達支援およびプロジェクト形成にかかる技術支援等を行った。

これらの取り組みの結果、在外の人員は2006年度までに約20%増員（195人^{●20}を在外ヘシフト）した。在外への責任と権限の委譲によって、各在外事務所が主体的に事業戦略・計画や実施監理に取り組み、相手国政府・ドナーや現地ODAタスクフォースでの協議の質が高まったとの報告が各方面から寄せられた。要請から実施までの期間が大幅に短縮（従来2年以上要していたものが数ヶ月に短縮）されたケースも現れた。また、地域間で類似の案件によるネットワーク形成のような形態も活発化する契機となった。

一方、国際約束は政府が行うため、東京での調整業務が少なからず残ること、在外事務所と本部の地域部、課題部間の役割分担が複雑になること、在外事務所の調達や経理業務の負担が予想以上に重いことなどの課題も指摘された^{●21}。

時期を同じくして本部組織の改革が2004年4月に行われた（図1-4）。上述の「現場強化」の基盤となる本部組織を強化するために、国別アプローチと課

●20 企画調査員等を含む

●21 これらの課題については、「改革の総仕上げ」、統合のプロセスの中で検討され、その都度再調整が行われた。

題別アプローチ体制を整備し、案件発掘・形成機能および課題対応力を強化するのが狙いであった。また同時に独立行政法人化が求める組織の効率性、スピードアップに応えるための組織のフラット化（チーム制の導入）も行った。

具体的には、①国別・地域別アプローチの強化として地域部を4部から5部（アフリカ部を創設）に拡充、②課題部の創設（技術協力プロジェクト5部および開発調査3部を課題5部に再編）、③国際協力機構法に新たに明記された事業の専管部署設置（市民参加協力室および平和構築支援室、ともに部内室）、④独立行政法人としての自律的かつ責任ある経営機能の強化（広報室の新設、業績評価、会計監査、環境・社会配慮審査等の対応強化）を行った。課題部の創設は、2000年の組織改革では分野と事業形態が一部残存した組織形態だったが、この時点で課題を専管する部署への再編という形でようやく一

つの完成形となったのである。

また各部の再編とともに組織のフラット化も同時に実施した。具体的には、従来の課長、課長代理制を廃止し、決裁や予算執行責任をチーム長に集約し、複数のチーム長を総括するグループ長を設置することにした。総括課（計画課、管理課等）は廃止し、その機能をグループ、チームに分散した。このことにより、課長代理以上のポストを削減するとともに、意思決定を大幅に短縮化して迅速化を図る狙いであった。一方、ライン機能を補佐するスタッフ機能を強化するため、主査、調査役、技術審議役をそれぞれのチーム長、グループ長、部長に付けた。これらの改革は人事制度（給与制度、人事評価等）の改革と同時に行われ、その後の長期的な人件費管理とキャリア育成制度の基盤となった。これらの結果、本部の常勤職員を削減（在外事務所へシフト）し、従来の課長代理以上のポストを約1割削減した^{●22}。

独立行政法人になる以前の特殊法人時代であれば、組織や定員の変更には各々政府の承認を得る必要があり、機構定員要求という毎年のプロセスに多大な時間と労力を要したが、独立行政法人化によって初めて自主的な形で迅速かつ柔軟にこのような大規模な改革が可能となった。

◆対アフリカ事業強化

アフリカは長期にわたる経済の低迷により、貧困層の割合が最も高く、また紛争が多発する地域であった。日本政府は1993年からアフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）を主導し^{●23}、2003年9月29日～10月1日にはTICAD IIIを東京で開催してアフリカに対する協力強化の方針を示していた。またミレニアム開発目標で保健や教育のような社会開発分野が中心課題として設定されたこともあり、JICAとしてもアフリカ協力を本格的に取り組む必要があった。上記方針を実現するため、対アフリカ事業の実施体制の強化および対アフリカ事業予算の拡大を同時に進めた。

体制面では前述のとおり、2004年4月にアフリカ部を創設し（それ以前は、アフリカ・中近東・欧州

図1-4 組織図（2004年4月）

理事長室
監事室
監査室
総務部
人事部
経理部
調達部
企画・調整部
アジア 第一部
アジア 第二部
中南米部
アフリカ部
中東・欧州部
社会開発部
人間開発部
地球環境部
農村開発部
経済開発部
国内事業部
無償資金協力部
青年海外協力隊事務局
国際緊急援助隊事務局
国際協力人材部
国際協力総合研修所（国内機関）

●22 また上記、課題部の創設に伴い、それまでの関係省庁（経済産業省、農林水産省、厚生労働省）からの部長出向ポストをすべてローパー化したことも特記すべきことであった（総務部、企画部、財務部を除く）

●23 1993年にTICAD I、1998年にTICAD IIを東京で開催

部のアフリカ課、課員8人)、その下に計画チーム、東部、中西部、南部というサブリージョンごとのチームを編成した。またアフリカにおける在外拠点も15(2003年度)から24(2007年度)に拡充し、シエラレオネ、チャド、スーダン(ハルツームおよびジュバ)、コンゴ民主共和国にフィールドオフィスを設置した。組織全体での取り組みを促進するために、2004年7月には総務・企画担当理事を委員長、アフリカ担当理事を副委員長、関係部長を委員とする「アフリカ支援対策会議」を設置した。予算面では、JICA技術協力予算に占めるアフリカの割合を14%(2003年度)から28%(2008年度)までに倍増させるという目標を設定して取り組んだ。

この結果、アフリカ地域に対する技術協力は2008年度には経費実績ベースで各地域合計額の25.6%に拡大し、無償資金協力は25.6%(2003年度)から45.8%(2009年度)と飛躍的に拡大した。事業面では、この時期アフリカでは難民支援から復興・開発支援に移行する国も多く、JICAが掲げた平和構築や人間の安全保障を具体化する良い経験となった。また対アフリカ事業体制が充実したことで、大陸横断的な協力や、ある国で成功したアプローチの近隣国への普及展開が拡大し、One Stop Border Post(OSBP)、理数科教育、みんなの学校、一村一品(OVOP)運動、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)、感染症対策(HIV/エイズ、マラリア)などのプロジェクトが展開されていった。



マラウイで一村一品(OVOP)運動の活動を支援する専門家

◆平和構築支援の強化

独立行政法人化前からJICAは、カンボジア、東ティモール、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アフガニスタン等で紛争後の復興支援等に取り組み始めていた経験があり、独立行政法人化の議論と並行して、平和構築の概念整理や支援方法についてもJICAが主導する形で準備が進められてきていた^{●24}。

緒方理事長も自身の国連難民高等弁務官事務所(UHCR)での経験から、人道援助と開発援助の間のいわゆる“ギャップ”(紛争終結から復興・社会経済発展への移行期)に、いかに迅速にJICAが関与できるかという問題意識を有していた。しかし、JICAが本格的に平和構築事業に取り組むためには、体制面、制度面、安全管理面での改善が必要であった。

体制面では、2004年4月に企画・調整部内に「平和構築支援室」を創設し、「平和構築ガイドライン」の策定や組織横断的な企画調整を行った(2006年に社会開発部に主機能を移管)。また事業現場には「フィールドオフィス」を設置し、現場での安全情報収集・分析、現場の従事者へのサポート、他のドナーや相手国政府等との連絡調整を行った。フィールドオフィスは、協力事業に応じて柔軟かつ機動的に設置または廃止するものであったが、この時期平和構築事業を拡大していく過程で現地での拠点は増加した。2005年には、平和構築支援事業を担うフィールドオフィスとして、シエラレオネ(フリータウン)、チャド(アベシエ)、アフガニスタン(カンダハル、



チャドのアベシエにあったJICAフィールドオフィス

●24 JICAが主催した「平和構築研究会」(1999~2000年、2001~2002年)で当該分野における政策と実施の方向性を提言。この試みは、「平和構築という新しい課題に実施機関のJICAが主導してボトムアップによる政策化を志向するもの」と評価された(本多倫彬「JICAの平和構築支援の史的展開(1999~2015):日本流平和構築アプローチの形成」、『国際政治』186号、2017年1月)

●25 2005年12月のジェリコ・フィールドオフィスの開設に先立ち、同年9月にジェリコ・フィールドオフィスの分室であるラマツラ・フィールドオフィスが開設された。

マザリシャリフ)、コンゴ民主共和国(キンシャサ)、パレスチナ(ジェリコ)^{●25}、インドネシア(アチェ)、スリランカ(ワウニア)の7ヵ国(8オフィス)が開設された。その後、2006年には、スーダン(ハルツーム、ジュバ)、2007年にはフィリピン(ダバオ)のフィールドオフィスが開設された。このうち、キンシャサ、ハルツーム、ジュバの3オフィスは、のちに在外事務所となる。

制度面では、「ファストトラック制度」を2005年

度に導入し、緊急性の高い案件である平和構築や災害後の復興支援等に関しては、ファストトラック案件として組織的に認定し、一定期間、案件形成と実施にかかる各種手続きの簡素化の特例措置を図った。これは、協力を必要とする人々に目に見える形で協力の恩恵を迅速に届けるための努力であったが、パレスチナ支援や南部スーダン支援、パキスタン地震復興支援で適用され、案件採択後、数ヵ月以内に準備を了して現場での本格事業に着手することにつな

表1-1 平和構築支援活動の展開

アフガニスタン	
2002年1月	アフガニスタン復興支援国際会合(東京、緒方アフガニスタン支援総理特別代表が共同議長を務める)
2002年7月	JICA川上総裁アフガニスタン訪問(カルザイ大統領と会談)
2002年	安全確認調査団派遣 カブール、カンダハルで道路建設や学校建設等の緊急復興支援を開始
2003~2004年	バーミヤン、マザリシャリフに事業展開 和平プロセス、治安分野改革、復旧・復興の3分野で「平和の定着」に協力
2006年1月	ロンドン会議を受けて、緊急復興支援から中長期的な開発段階へシフト 教育、医療、農業等における技術協力 大型インフラ整備に着手(カブール首都圏開発調査(M/P))
2007年7月	韓国人誘拐事件を契機にアフガニスタン全土に退避勧告
ミンダナオ	
2003年	フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)との間で停戦合意
2004年	国際監視チーム(IMT)にJICA職員派遣
2006年9月	緒方理事長フィリピン訪問(ムラドMILF議長、アロヨ大統領と面談)
2006年12月	安倍総理フィリピン訪問(ミンダナオの再建開発支援パッケージ(J-BIRD))
2007年4月	ダバオにフィールドオフィスを設置
南部スーダン	
2004年4月	国連、世銀のニーズ調査にJICAが参加 JICAプロジェクト形成調査 ハルツームでの情報収集、南部スーダン反政府勢力(のちの南スーダン与党)と接触
2005年1月	南北スーダン内戦終結、包括和平合意が成立
2005年4月	スーダン支援国会合(オスロ)
2005年5月	南北スーダン援助窓口関係者に対する本邦研修
2005年9月	南部スーダン発足 ハルツームに援助調整専門家派遣
2006年1月	「ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査」を開始 パイロット事業として除隊兵士や若者に対する職業訓練、ジュバ河川港の整備等を実施
2007年	ハルツームにスーダン駐在員事務所設置

コンゴ民主共和国	
2002年12月	ブレトリア包括和平協定
2004年	「コンゴ国家警察研修」を開始
2006年10月	JICA安全確認調査、第一次プロジェクト形成調査
2006年12月	大統領選挙、カビラ大統領が選出
2007年8月	キンシャサに駐在員事務所設置
2007年11月	コンゴ民主共和国支援国会合
2008年6月	「バ・コンゴ州カタラクト県コミュニティ再生支援調査」を開始
パレスチナ	
2005年1月	大統領選挙でアッバース首相が大統領に就任
2005年5月	緒方理事長パレスチナ訪問
2005年7月	パレスチナ支援(ジェリコとガザ)にファストトラック制度を適用(同制度適用の第一号案件)
2005年9月	ラマッラ・フィールドオフィス開設
2005年10月	中長期的な社会セクターや生産セクター開発のための「パレスチナジェリコ地域開発計画調査」を実施
2005年11月	技術協力協定署名
2005年12月	ジェリコ・フィールドオフィス開設
2006年7月	小泉総理が「平和と繁栄の回廊」構想を提唱
2006年8月	「ジェリコ地域開発プログラム」の実施を決定
2006年11月	農業開発、農産物加工・流通・輸出振興サブプログラムに関するプロジェクト形成調査団を派遣
2007年3月	「ヨルダン渓谷農産加工・物流拠点整備計画F/S調査」実施

がった。

平和構築支援事業を実施するうえでの大きな課題は、現場で従事する要員の安全管理であった。2002年8月に、海外渡航に関する安全管理基準の見直しを行って、外務省渡航情報で「渡航延期勧告」以上の危険度の高い地域についてはそれまでは事業実施を見合わせていたのを、十分な理由がありかつ実施可能な安全対策措置があれば業務渡航が可能との対応に変更した。安全対策強化の具体策として、情報分析専門機関からの安全情報収集の強化、緊急時チャーター機手配のための制度構築、防弾車両の配備増強などの措置をとっていた。平和構築業務の拡大や紛争終結直後の国への拠点設置とあわせてこれらの国への要員を長期滞在の形で赴任させる対応も進むようになり、2004年からは国連の安全管理制度等を参考に、「現地駐在要員の家族同伴禁止」や「特別健康管理休暇制度」等を導入した。また危険度の高い地域に派遣されるJICA関係者の危機管理対応能力向上のために、2002年度からUNHCRが開設した「国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター」（通称UNHCR eCentre）に職員等を参加させていたが、2004年度からこれを本格化させ、安全管理室が

指名する者をこの研修に参加させた^{●26}。

以上のような体制整備を行いつつ、各国で具体的な協力活動を展開した（表1-1）。JICAの活動拠点（要員派遣）の確保、プロジェクト形成調査や緊急開発調査等を活用した迅速な開発計画の立案および緊急事業の実施が特徴的であった。

アフガニスタンでは、2002年の安全確認調査団の派遣を受けて、2003年からバーミヤン、マザリシャリフで協力事業（和平プロセス、治安分野改革、復旧・復興分野）を展開し、2006年のロンドン会議後は、緊急復興支援から中長期的な開発支援（カブール首都圏開発、農業や教育の技術協力）に支援の重点を移した。ミンダナオに対しては、2004年に国際監視チーム（IMT）にJICA職員を派遣し、2007年からはダバオにフィールドオフィスを設置し、「ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援計画調査」を本格化させた。南部スーダンに対しては、2004年のプロジェクト形成調査を踏まえて、2006年に「ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査」を開始、除隊兵士に対する職業訓練やジュバ河川港の整備等を実施し、2007年にはハルツームにスーダン駐在員事務所を設置した。

column

平和と繁栄の回廊構想 実現への協力

「平和と繁栄の回廊」構想は、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの四者による地域協力によりヨルダン渓谷の社会経済開発を進め、パレスチナの経済的自立を促す中長期的取り組みであり、2006年に、小泉総理がパレスチナを訪問した際に提唱したわが国独自のイニシアティブである。

この構想に先立ち、JICAは、2005年に、緊急性の高い平和構築や災害復興支援等に関して、「ファストトラック制度」を策定し、同年7月、その最初の適用案件としてパレスチナ支援（ジェリコとガザ）を認定した。JICAはこれを受けて、ヨルダン渓谷の中長期的な

社会セクターや生産セクター開発のための「パレスチナジェリコ地域開発計画調査」を実施した。

「ジェリコ農産加工団地」（JAIP）プロジェクトは、この開発計画調査をもとに形成された案件であり、JAIPで生産されたパレスチナ産品を、ヨルダンを通じて湾岸諸国等へ輸出することを目指す、構想の基幹事業である。JICAは「観光回廊」の開発も含め、地域間協力を通じたパレスチナ経済の発展と域内の信頼醸成に向けて、積極的に支援している。特にJAIP開発については、JICAと日本政府が連携し、無償資金協力および技術協力を集中的に実施した結果、2018年8月現在、12社がJAIPで操業するまでに開発が進んでいる。2017年12月に、河野太郎外務大臣がJAIPを訪問してJAIPステージ2の開発をスタートさせることを発表したことも受け、JICAは引き続き「平和と繁栄の回廊」構想の実施を支援していく予定である。

●26 研修参加はその後も継続しており、2017年度末までにJICA関係者589人が参加している。

◆災害や感染症等への対応

平和構築事業と並行して、自然災害や国境を越える感染症に対する取り組みも強化された。これらは自然災害に起因する危機への対応であったが、「生命、生活、尊厳が危機にさらされている人々」に焦点を当て、現場ニーズに素早く対応し、緊急期から復興期までを連続して支援し、さらには国境を越えて展開するというようなアプローチは平和構築支援の取り組みと共通するものであった。

2004年12月26日に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波災害は、17万人を超える死者を出す大規模かつ広範囲な災害だった。この災害に対して外務省・JICAは、史上最大規模の国際緊急援助隊（JDR：Japan Disaster Relief Team）による支援を展開するとともに、連続する形で各国において復興支援に取り組んだ（第2部VIp.192参照）。派遣された国際緊急援助隊は、4カ国（インドネシア、スリランカ、タイ、モルディブ）に対して計14チーム、総勢1875人であった^{●27}。災害発生1ヵ月後の2005年1月25日、JICAは復興支援を目的としたプロジェクト形成調査団を現地に派遣し、「緊急開発調査」等を通じた各種緊急支援を各国で実施した^{●28}。

グローバル化の進展によって、新たな感染症の脅威が現実のものとして認識されるようになったのもこのころである。発生当時は原因不明の感染症とされ2003年にベトナムや中国で深刻な被害をもたらした重症急性呼吸器症候群（SARS）やトリからヒト

への感染によりアジア各国に被害をもたらした鳥インフルエンザなどが次々と発生した。JICAは災害援助の歴史で初めて遭遇した新感染症に対し、被害が深刻化していた各国に国際緊急援助隊専門家チームを派遣し、ベトナム国立衛生疫学研究所の検疫能力強化計画プロジェクトを実施するなど、さまざまな支援を行った。

◆国内事業改革

——市民参加協力事業の推進と国内機関再編

2005年からは国内の事業の見直しに着手したが、国内機関の最大の事業は研修員受入事業であり、研修事業はその形態で、プロジェクトや専門家のカウンターパートを対象とする「国別研修」と複数国の参加者を集めた課題単位の「集団研修」に大別されていた。在外事務所への権限移譲の進行を研修事業の観点で補完するために、まず「国別研修」予算を技術協力等のプロジェクトの本体予算に移管し、プロジェクト目標を達成するための投入要素に組み込んだ。「集団研修」は、それぞれの地域特性を生かしていかに関係途上国の課題解決に貢献するかという観点で再検討し（「課題別研修中期編成方針」、いわゆるグランドデザインを作成）、全国レベルで研修コースを再編するとともに研修コースの質の向上（研修員による帰国後のアクションプラン作成とJICAによるフォローアップ支援、評価の強化等）に取り組んだ。



スマトラ沖大地震・インド洋津波災害でインドネシアに派遣された国際緊急援助隊 2004年



キューバ向けの国別研修で訪問先からの説明を受ける研修員

●27 そのうち医療チームは6700人の患者を診察した。なかでもスリランカ医療チームは、津波が到着してから23時間後には成田空港を出発し、他国のチームにさきがけて最も早く現地に到着した海外支援者となった。

●28 具体的には、インドネシアのアチェ州、スリランカに対しては、復興計画の策定と同時並行的に、漁民の生計支援や被害を受けた住民の心的トラウマ対策、し尿処理場の修復等、さまざまなコミュニティ支援を展開した。

市民参加協力事業に関しては、これまでもさまざまな取り組みを行ってきたが、新たに国際協力機構法上の業務として明記されたこともあり、一層の充実を図ることになった。特にNGO、自治体、大学がより草の根技術協力事業に参加しやすくなるよう各種制度改善を行うとともに、NGO等が通常の技術協力プロジェクトにも広く参加できるよう提案型技術協力（PROTECO）^{●29}の活用推進を試みたり、大学との連携協定を戦略的に締結したりした。

また、市民参加協力事業に戦略的に取り組むため、2006年4月に「JICA地球ひろば」を設置した。関連するさまざまなスキーム、予算を集約し、市民参加協力事業のJICAの司令塔機能を強化させ、同時に市民やNGO等に対して情報交換と交流の場を提供するのが目的であった^{●30}。その後、JICA地球ひろばが中心となって2008年9月には「市民参加に関する課題別指針」が取りまとめられ、また各国内機関が各々の地域性を踏まえて「県別アプローチ」を展開することになった。JICA地球ひろばへの入場者は初年度で7万8000人となり、2010年度には入場者が18万人を超えた。

上記のような事業面での見直しと並行して、国内拠点の機能の見直しと再編にも着手した。JICA内に検討委員会を立ち上げ、国内を8つのブロックに分けて、それぞれのブロックごとに各拠点の見直し作業を行った。特に拠点が集中している関東ブロックの首都圏には3機関（東京国際センター、八王子国際センター、広尾青年海外協力隊訓練所）が存在していたが、八王子国際センターの研修業務を東京国際センターに統合し、JICA本部、東京国際センター、八王子国際センターの市民参加協力事業を新設したJICA地球ひろばに集約させることになった。この結果、1976年に設置された八王子国際センターの閉鎖が決定され、2006年4月に東京国際センターの別館になり宿泊施設として利用を継続したのち、2007年3月に閉鎖となった。

関東圏以外では、中部国際センターの建て替え計

画が進行中であったが、施設の利用率や建設コストを考慮してより効率的かつ経済的な内容になるよう調整を行った。また関西ブロックでは、大阪国際センターの利用率（入館率等）の向上のために、近隣大学等との連携や他のセンターから研修コースの振り分け等の調整を実施した。これら国内機関の見直しは、それぞれの拠点の歴史や設立の背景（自治体や地元関係者との関係等）や地域特性（比較優位）を踏まえつつ、利用率やコスト（施設の維持管理費と人件費）の最適化を図るという地道な作業であったが、JICAが自主的に国内機関の再編に取り組んだことは特筆すべきことであった。しかしながら、国内機関のあり方をめぐる議論は、後の「事業仕分け」で再燃することになる。

◆研究機能と発信力の強化

「改革第二弾」のもう一つの柱がJICAの研究機能の強化であった。当時、JICAの調査研究機能を担っていたのは国際協力総合研修所調査研究課であり、ここでは、主に技術協力専門家の技術移転活動などの事例研究が行われていた。その後、順次、国別援助研究、分野課題別の事業戦略、援助手法の分析等へと対象を拡大してきたが、あくまでも援助事業の質の改善という実践的なニーズに応えることが中心であった。しかし、緒方理事長からの政策志向の研究機能の抜本的強化が不可欠ではないかという問題提起を契機として、国際協力総合研修所を「事業の知識・スキルの向上と人材の能力強化を主導する実践的シンクタンク」と位置づけ、①現場の実践経験の概念化・体系化のための調査研究とその成果の対外発信、事業現場へのフィードバック、②課題対応力・マネジメント能力向上のための職員、ナショナルスタッフ、専門家等向け研修、③インターフェース機能の強化（報告書の蓄積、共有、外部有識者とのネットワーク強化）に集中的に取り組むこととなった。

調査研究機能の強化にあたっては、政策・戦略を

●29 NGO等にプロジェクト形成から実施までを一括して委託するスキーム。開発途上国の要請書を踏まえてプロジェクトを公示する要請対応タイプ、JICAが対象国と開発課題を公示してプロジェクトの提案を募り、JICAと共同でプロジェクトを形成する課題開発タイプの二種がある。

●30 開所式には、海部俊樹元総理をはじめ、NGO、大学関係者、国会議員、各国大使館、地方自治体の関係者が参加した。広尾という立地を生かして、①国際協力体験ゾーン（常設・企画展示、地球案内人配置）、②交流ゾーン（セミナールーム開放、喫茶“カフェフロンティア”等）を備えた複合施設となった。

担う本部の部署である企画・調整部に対して、国際協力総合研修所を情報の収集・分析や提言を担当すると整理した。また調査研究のテーマ設定は、ニーズ調査や他の開発パートナー等との交流を通じて現場の問題意識をくみ上げるとともに、企画・調整部や事業部門への提言や対外発信も励行することとした。体制面では、調査研究課を調査研究グループに格上げし、その下に事業戦略チームと援助手法チームの2チームを設置した。これらの改革を通じて、国際協力総合研修所の調査研究機能は大幅に強化され、2008年の統合後に設置された「研究所」の土台になった。

◆JICAの組織運営——効率性・透明性の追求

(1) 業務運営の効率化の取り組み

独立行政法人に課せられた使命として、機構全体の経費の効率化があった。これは開発援助事業の質の向上が内外から強く求められるなかで、きわめて重く厳しい課題であった。第1期中期目標・中期計画では、業務経費、一般管理費ともに10%の削減が求められていたが、第1期中期計画終了時（2006年度）までに、当初設定したすべての項目で目標を達成した。

業務経費においては、事業の主要な投入の単位当たりの経費を中期計画期間中に10%程度効率化することが求められていたが、2006年度までに専門家派遣、研修員受け入れ、機材調達、調査団派遣、コンサルタントのすべての項目で目標を達成した。また一般管理費では、本部賃貸料、公用車、パソコンリース代の削減のほか、外国出張経費や通信費の削減に努めるとともに、人件費削減にも取り組み、2006年度までに11.2%の効率化を実現した。この結果、第1期中期計画期間（2003年から2006年）で、事業費は94億7000万円、一般管理費は11億8000万円削減された。

(2) 業務軽量化の取り組み

こうした経費削減の努力と並行して、組織を挙げて業務の軽量化にも取り組んだ。各種手続きやルール等については、特殊法人時代から見直しがなされていないものが多く、独立行政法人化のメリットを

生かしきれていないのではないかとの問題意識が背景にあった。経理制度の改善（国際情報通信網³¹と新経理システムを活用した予算、出納、決算関連業務の合理化）や調達制度の改善（機材調達の委託化促進、複数年度契約の導入）、専門家等の各種手続きの簡素化、決裁および公電等の電子化、英文化の促進（公電および各種マニュアルの英文化）等に取り組んだ結果、2006年度末までに、累計で29万6000時間/年（全JICAの業務量の10%強）が削減されたと報告された。

(3) 人事制度改革

的確な勤務成績の評価を行い、その結果を処遇に反映するとともに職員の意欲の向上や組織の活性化を図ることを目的とした人事制度改革も実施した。2004年度に資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を導入し、その定着を図った。また職員研修も充実させ、階層別研修、語学研修、専門研修等の実施に加え、国際機関や省庁等との人事交流等を通じた能力開発の強化を行った。

(4) 情報公開・広報

透明性の向上や広報活動の強化のための取り組みも活発に行った。2002年10月に施行された独立行政法人等情報公開法に基づき、JICAも情報公開制度を導入した。法令に定められた法人文書の公開のみならず、組織、業務、財務などの情報をホームページに掲載し、積極的な情報提供を行った。また本部と各国内機関に「JICAプラザ」を設置し、各種情報・資料の閲覧、パンフレットなどの広報資料の配布、視聴覚資料の提供、さらには案件の公示・選定結果等の調達関連情報の提供を行った。

2003年10月の独立行政法人化を機に、新しいシンボルデザインとスローガンを策定、公表した。全職員から意見を集めて検討した結果、新しいスローガンは「よりよい明日を、世界の人々と」に、また新しいシンボルデザインは、「人」と「地球」をイメージするものとなった。これらのスローガン、シンボルデザインは2008年の統合まで使用された（巻頭「写真で見る国際協力」2003年参照）。

●31 専用線による国内・海外拠点間の大規模ネットワーク（第2部IXp.211参照）

第4節

国際協力銀行の発足と 海外経済協力業務の軌跡

1 国際協力銀行と海外経済協力業務

◆国際協力銀行の誕生

1999年10月1日、国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）は、海外経済協力基金（OECF：Overseas Economic Cooperation Fund）と日本輸出入銀行（JEXIM：Export-Import Bank of Japan）の統合によって誕生した。両機関の統合は村山内閣による特殊法人改革の一環として1995年3月に閣議で決定されたものである。国際協力銀行法案は4年の準備期間ののち、1999年2月9日に国会に提出され、衆参両院の審議を経て、附帯決議とともに原案どおり可決、1999年4月23日法律第35号として公布



国際協力銀行

された。これにより、10月1日をもって「海外経済協力基金法」および「日本輸出入銀行法」は廃止、両機関は解散して、その一切の権利および義務をJBICが承継した。

OECFとJEXIM統合の意義は、①両機関ともに、わが国の対外経済関係にかかわる重要な施策を遂行する機関であることから、両機関の有する情報・ノウハウを共有・一元化し、政策目的に応じた機動的・効率的な対応を可能とすること、②業務のスリム化・重点化、役員定数の削減、重複する海外事務所の統合等による合理化効果発揮等^{●32}、と整理された。

◆JBICにおける海外経済協力業務

国際協力銀行法はOECFが行ってきた業務を海外経済協力業務、JEXIMが行ってきた業務を国際金融等業務として、それぞれ第23条第2項および第1項に規定した。海外経済協力業務に関する業務規定は旧海外経済協力基金法の規定を大幅に整理したものとなった。最大の相違は、基金法では条文上区別されていなかった円借款業務と海外投融資業務をそれぞれ第1号、第2号業務として明確に区別したことである。これにより円借款は、「開発途上地域の外国政府等その他の経済企画庁長官が定める者」に対する貸付、海外投融資は「わが国または開発途上地域の法人等その他の経済企画庁長官が定める者」に対する貸付または出資と整理された。

基金法第20条第4号で規定されていたいわゆる「商品借款」は、同じく第23条第2項第1号に「経済の安定に関する計画の達成に必要な資金」と規定

●32 1999年3月23日衆議院商工委員会における堺屋太一経済企画庁長官答弁

し、その用途を物資の輸入資金に限らないこととなった。これは構造調整借款など政策支援型借款の進化に対応した変更である。

さらに、第23条第2項は「資金の供与が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る」との限定が加えられた。これにより海外経済協力業務はODA業務であることが法文上でも明らかとなった。

◆海外経済協力業務の実施体制

(1) 体制整備

1999年4月に実施されたOECD開発援助委員会(DAC)による対日援助審査^{●33}では、両機関の統合について「ODAの全体としての一体性が維持されることが重要である。今後はOECF(OA業務)とJEXIM(非ODA業務)がそれぞれの政策と勘定を持ちODAの透明性を確保することが要請されている」との見解が示された。

この点は統合決定時から懸念されており、閣議決定でも「統合にあたっては、政府開発援助(OA)、非政府開発援助(非ODA)の勘定区分等の明確化、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図ることとする」とされ、「統合は、4年後とし、この間、OECD、世界銀行、IMF等の国際機関および関係諸国の理解を得るよう努める」ことが定められた。このように両業務の独立性を確保しつつ一体性を発揮できるようにすることが制度設計の最大の課題であった。

このため、まず、総務・財務部門に加え、開発金融研究所や環境社会開発室など、両業務に共通する部門は統合し、さらに海外駐在員事務所や国内支店は両業務を実施することで統合効果を最大限に発揮する体制を整えた。

一方、海外経済協力業務と国際金融等業務は勘定区分だけではなく、その運営も区分することとし、組織内の部署編成にもそれを反映させた。業務部門では、もっぱら海外経済協力業務を担当する部署として、同業務の企画・立案・調整を担当する開発業務部と円借款事業を地域別に担当する開発第1部～

第4部を設けた。また、有償資金協力促進調査(SAF: Special Assistance Facility)や事後評価などを担当するプロジェクト開発部、ODAプロジェクトの技術審査を担当する開発審査部^{●34}が、それぞれOECFの開発企画部、開発技術部を引き継いで誕生した。なお、海外投融資は、国際金融等業務を主に担当する企業金融部が担当することとなり、統合効果の発揮が期待された。

(2) 財務制度

JBICではOECFを引き継ぐ海外経済協力勘定とJEXIMを引き継ぐ国際金融等勘定に区分経理されることが法定された。OECF予算はそれまで経済企画庁長官による認可予算であったが、JBIC予算はJEXIM予算を引き継いで政府関係機関予算として国会による議決予算となった。決算もJEXIM同様、半年ごとに行うこととなった。

海外経済協力勘定においては、OECFと同様、利益金は積立金として積み立てることとされたが、積立金の額が資本金の額を超えた場合には、超えた額を国庫納付する規定が新たに加わった。なお、OECFは1998年度決算において繰越欠損金を解消し、積立金を積んだ状態で海外経済協力勘定をスタートさせることができた。

(3) 監督体制

統合を決めた閣議決定に従って、JBICの監督にあたる主務官庁は、国際金融等業務は大蔵省、海外経済協力業務は経済企画庁、総務事項は経済企画庁と大蔵省の共管となった。また、海外経済協力業務の一部に関して、外務省、大蔵省、通商産業省への協議が定められ(国際協力銀行法第55条)、いわゆる4省庁体制も引き継がれた。その他省庁との協議を行うために、海外経済協力業務運営協議会を設置すること(国際協力銀行法第22条)も引き継がれ、運営協議会には11省庁の事務次官が委員に任命された。

2001年1月6日に施行された中央省庁再編後、JBICの主務官庁は、総務事項および国際金融等業務は財務省、海外経済協力業務は外務省へと変更された。総裁、監事および運営協議会委員の任免権者は内閣総理大臣から財務大臣へと変更となり、海外経済協力業務に関する協議規定は、外務大臣から財務

●33 Development Co-operation Reviews: Japan 1999 (DAC)

●34 2002年度よりセクター開発部へと改組

大臣、経済産業大臣への協議へと変更され、運営協議会委員は10府省の事務次官となった。

(4) 業務実施方針

国際協力銀行法第26条は、新たに円借款業務について「業務を効果的かつ効率的に実施するために重点を置くべき分野及び地域その他の事項についての実施方針（海外経済協力業務実施方針）を定めなければならない」と規定した。これはJBICの設立を決めた閣議決定において、「円借款の供与について、より一層国民の理解と支持を得るため、対象の重点化など、供与国たる我が国の存在がより明らかになるための改善措置を講じる」ことが求められたことに応じたものである。同方針は経済企画庁長官の承認を受け、公表することとされた。なお、中央省庁再編に際して、承認権者は外務大臣に代わり、さらにこの方針を承認しようとする場合、「あらかじめ関係行政機関の長の意見を聞かなければならない」と新たに規定された。

2 海外経済協力業務のさまざまな改革

◆海外投融資の廃止——特殊法人等整理合理化計画

JBICが誕生した時期は、ちょうどODAの量から質への政策転換があった時期であり、JBIC海外経済協力業務においても、政府の政策に沿ったさまざまな改革が行われた。政府は2000年12月1日に閣議決定した行政改革大綱に基づき、特殊法人等の整理合理化を検討した結果、2001年12月19日に「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定した。この計画は各法人の業務および運営の改革を具体的に列挙するものであり、JBIC海外経済協力業務については、次のとおり決定された。

①海外投融資業務

○廃止することとし、平成14〔2002〕年度以降は、13年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。

②円借款業務

○ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模の縮減を図る。

海外投融資業務は「近年実績が少なく、政策的必要性が乏しくなっていること」に該当するとされ、廃止対象となった。海外経済協力業務の前身となるOECD業務はもともと海外投融資から始まったが、1990年代にはその10年間の承諾額合計が802億円と円借款承諾額の1%にも満たず、同様の投融資はJBICの国際金融等業務でも可能であることから廃止と判断された。この時期、海外投融資業務の信用を揺るがせた養鰻事件の公判が行われており、JBIC内でも廃止やむなしの声が強かった。なお、海外投融資では出資業務が継続中であったことから継続案件への対応は認められ、その機能は法律上残された。

この結果、海外投融資案件は2000年のタイ・リカバリー・ファンドへの出資を最後に新規案件の承諾を行わないこととなった。なお、それ以前から検討中であった国連大学信託基金への出資は特例として2002年度に新規承諾が認められた。

円借款業務については、政策金融改革の一環として事業規模の縮減は謳われているものの、第二次ODA懇談会や円借款制度に関する懇談会など並行して行われていたODA政策見直しと歩調をあわせて見直しを行うこととされた。

◆債務救済方式の変更

開発途上国の累積債務問題は1999年のケルン・サミットでも大きく取り上げられ、同年、拡大HIPCイニシアティブが導入されるなど、途上国の債務削減の動きは国際的に広がっていった。わが国からの公的債務の多くを占める円借款債務に関して、日本政府は、いったん返済を受けたのちに同額の無償資金を供与する債務救済無償制度によって、債務削減にかかわる国際協調の枠組みに対応してきた。すなわち、JBICは返済を受け、同額を外務省予算である無償資金協力によって供与するやり方である。しかしながら、この制度は債務国の自助努力の支援、資金の使途の限定に資するものの、債務が長期間にわたって残存すること、いったん返済するために債務国に外貨調達負担が課されることなどの問題点が指摘されていた。

外務省に対して2002年7月に提出された「外務省改革に関する『変える会』最終報告書」では、円借款償還審査委員会を設けて、「外務省の予算である債務救済無償協力資金の廃止を前提に平成15〔2003〕

年度以降の債務救済戦略と円借款の量的削減等について提案をすること」が提言された。同委員会は結果的に開催されなかったが、対象債権の拡大に伴い、ODA予算が削減されるなかで債務救済無償資金協力予算を手当てすることに限界がみえたこともあり、日本政府は前向きに検討を開始し、その結果、2002年12月10日に、外務省、財務省および経済産業省の関連3省によって、「平成15〔2003〕年度より、債務救済無償に代えて国際協力銀行の円借款の債権の放棄を実施する」ことが決定された。

対象となる海外経済協力勘定の円借款債権は32ヵ国、約9080億円に上った。債務救済無償方式であれば、JBICに財務負担は生じないが、債権放棄となったため、自ら償却ないし引当を行うことが必要となる。基本的には積立金および各年度の利益金で対応することとなるが、対象債権が巨額であることから、日本政府は「債権の放棄が政府としての政策決定であることに鑑み、国際協力銀行の財務の健全性を維持するため、政府として引き続き遺漏なきを期したいと考える」旨を発表し、その具体策として2003年度予算において300億円の交付金を交付した。

海外経済協力勘定は、この結果、2003年度は9年ぶりに2601億円の赤字決算となったが、交付金を受けて赤字幅は縮小しており、積立金を取り崩すことで欠損金を繰り越さずに対応することができた。

なお、2002年12月の政府決定で、債権放棄により重債務貧困国等への円借款の返済免除が行われたことに起因する債権償却費用に対する財政措置として、外務省はJBICに対して2003年度から2006年度までは毎年度300億円、2007年度は200億円の交付金を交付してきた。新JICA発足の2008年度は、上半期にJBICに対し67億5000万円、下半期に新JICAに対し67億5000万円交付された。2009年度に70億円の交付がなされたのを最後に、2010年度以降は予算措置がなく、交付されていない。

◆環境社会配慮ガイドラインの改訂と

異議申立制度の導入

国際協力銀行法案が衆参両院で可決された際、両院ともに環境配慮の強化に関する附帯決議がなされた。特に衆議院では「環境配慮のため国際水準の内

容を持つ統一ガイドライン等を策定」と具体的な決議となっていた。JBICの環境社会配慮に関する社会的関心はきわめて高く、日本政府も国会の場で統一ガイドラインの作成を約束した。

これを受けて、JBICでは発足直後から両業務のガイドラインを統合した新環境社会配慮ガイドラインの策定作業を進めた。策定にあたっては、透明性の高いプロセスを確保するため、パブリックコメントを募集するとともに、6回に及ぶパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開催してNGO、企業、関係省庁をはじめとするさまざまな立場から意見を求めた。その成果として、2002年4月に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を制定し、関係各国の理解を得たのち、2003年10月から施行した。

JBICでは、ガイドライン制定にあわせて、環境社会開発室の人員を強化したうえで環境審査に特化する環境審査室へと改組し、環境審査体制の充実を図った³⁵。

新たに制定されたガイドラインでは、自然環境面だけではなく、住民移転や先住民族・女性への配慮などの社会面の影響も借入人等が配慮すべき事項として定めた。そして、事業の性質に応じて求める環境社会配慮の水準を示し、その水準を満たさない事業には融資しないことを定めた。特に情報公開を徹底し、事業者のみならずJBICからも、スクリーニング情報や環境レビュー結果を積極的に公開することとした。事業者に対してはプロジェクトの計画段階から現地住民の参加を求め、環境アセスメント報告書の現地公開も義務づけるなど、国際的にみても先進的な内容となった。

環境社会配慮ガイドライン制定後、JBICは直ちにガイドラインを遵守するメカニズムの構築に取り組んだ。具体的にはガイドラインの不遵守に対する異議申立制度の構築である。検討にあたっては、透明性の高いプロセスを確保するため、2002年6月より学識経験者・産業界・NGOなどの参加を得て、13回にわたるパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開催、さらにパブリックコメント募集、開発途上国に対するヒアリングを実施した。

こうして得られた意見を踏まえて、JBICは2003年

●35 環境社会開発室にあった社会開発班は開発審査部に移設され、同部は開発セクター部へと名称を変更した。

5月、「異議申立手続要綱」および「環境ガイドライン担当審査役設置要領」を制定・公表した。これにより現地住民等事業のステークホルダーから環境社会配慮に関する異議申立を受け付ける手続きを整えた。審査役は、異議申立があった場合に、独立・中立的な立場から調査を行い、問題解決を促す役割を担う役職であり、公募により外部有識者の中から2名を選出した。その活動の透明性を確保するため、異議申立の受付状況や審査役の報告書とそれに対する投融資部門の意見書など、プロセスはすべてホームページにて公開することとした。

異議申立手続きについてはホームページに掲載したほか、各国語での冊子作成、途上国の実務者向けセミナーなどを通じて周知を図った。この結果、2008年10月までに、1件のみではあるものの異議申立を受領することとなった。なお、同申立は予備調査の結果、却下している。

◆事業評価の充実

JBICはOECD時代から日本のODA評価の草分けとして、1975年以来、円借款事業の完成後「事後評価」を実施してきた。日本政府が2001年1月に政策評価制度を導入した際にも参考とされるなど、円借款事業評価は先進的なものであったが、ODA事業の質を高めるとともに透明性を確保する観点から、外務省援助評価検討部会（2000年3月）、円借款制度に関する懇談会（2000年8月）など、さまざまな機会に評価のさらなる拡充が求められた。

これらを踏まえて、JBICは外務省、JICAと足並みをそろえて財務省主計局と協議しつつ、事前から事後まで一貫した評価体制の確立に向けて着実に制度を整えていった。まず、2001年度以降に実施する全事業に関し、従来から行ってきた事業審査に加えて、事業事前評価を実施することとした。それにより、事業の成果目標をより定量的な指標を用いて設定するとともに、今後の評価計画を明確にし、その内容を円借款の貸付契約（L/A：Loan Agreement）締結後すみやかに「事業事前評価表」として取りまとめ公表することとなった。

2004年度からは、円借款のL/A締結後5年目に、事業計画の妥当性・有効性等を検証する「中間レビュー」と、事業完成後7年目に有効性、インパクト、持続性等を検証する「事後モニタリング」を導

入することでPDCAサイクルがより充実することとなった。

事後評価については、「3つの100%」を目標に掲げてその充実を図った。これは、全事業を対象として評価を実施すること（カバー率100%）、すべての結果を公表すること（公表率100%）、すべての評価に第三者の視点を入れること（第三者評価100%）を目指すものである。カバー率と公表率は2001年度、第三者評価は2002年度に目標を達成した。さらに2004年度から、個別案件の事後評価結果を客観的かつわかりやすくするために4段階からなるレーティングを付すこととした。多くの事業でおおむね当初予定どおりの効果が発現していることが示されたものの、「不満足」評価となった事業も数少ないながらもみられ、内外から注目を集めることとなった。

事後評価結果の有効活用を図るため、事後評価から得られた教訓をデータベース化して部内で利用することとし、外部との関係では事業関係者にフィードバックするセミナーを国内外で開催して事業実施の改善の要に供した。また、これを一層充実すべく2002年度には外部有識者からなる「円借款事後評価フィードバック委員会」を設置し、多角的な検討を行った。

評価業務では、複数のプロジェクトを対象にしたテーマ別評価の実施、さらには開発途上国政府の評価能力の向上のためのセミナー開催や合同評価などさまざまな取り組みを実施した。特に合同評価ではインドネシア、フィリピン、ベトナム3カ国の政府との間で合同評価を通じて事業の効率的な実施を図ることを目的とした業務協力協定を結び、円借款事業のモニタリング方法や評価手法の技術移転を行った。

3 海外経済協力業務の運営改善

◆海外経済協力勘定の財務状況

行財政改革によって誕生したJBICは、その後も特殊法人、特に政策金融改革の議論に従って、組織運営や財務面でのさまざまな改革を進めた。改革を進めるにあたっては、各界の有識者から意見を聴取することを目的に2005年4月に国際協力銀行評議員会

を設置した。これは、それまでであった参与会を改組したもので、透明性向上の観点から議事概要を公開した。第1回会議は2005年6月に開催し、2007年12月まで計6回開催された。

海外経済協力勘定は、1981年度以来、円借款業務の逆鞘構造のために赤字決算を続けていた。そのため1984年度から交付金を受けて収支の均衡を図っていたが、国内の低金利により徐々に収支は改善し、1997年度から交付金勘案前の単年度収支は黒字となった。赤字を補填するための政府交付金は1998年度で終了し、1999年にJBICが誕生した時点では繰越欠損金も解消して、5兆5095億円の資本金に加えて908億円の積立金を有していた。この時点での出融資残高は10兆1857億円であった。

JBIC誕生後は、順調に黒字基調で進んだが、2002年度決算では2601億円の損失を計上することとなった。これは当該年度に債務救済方式が見直され、対象債権に対する貸倒等引当金3568億円を計上したためである。損失2601億円は当該年度に繰り越した積立金2807億円の範囲に収まり、同積立金を取り崩すことで翌年度に損失を繰り越すことなく対応できた。この見直しに伴い、財務体質を強化するために2003年度から毎年政府から交付金を受けたこともあって、2003年度以降は毎年順調に利益を計上し、その利益金の規模は2007年度には1823億円に達した。これにより、新JICAに移行するには積立金の規模は4976億円に達していた。

海外経済協力勘定は譲許的な条件で開発途上国に円借款を供与するため、その原資として毎年政府から出資金と財政投融资資金を受けている。政府からの出資金は1997年度までは毎年増額されていたが、ODA政策の転換を受けて、1997年度の3865億円をピークに毎年減額されることとなった。出資金が削減されても財投資金が確保されれば事業規模は維持できること、海外経済協力勘定が黒字傾向にあったことから、その削減幅はODA予算全体の削減幅を大幅に超え、2007年度には1590億円とピーク時の4割にまで減少した。

◆民間準拠財務諸表の作成

2001年度には財政投融资改革が実施され、財投機関であるJBICも財投機関債による資金の自主調達が求められることとなった。海外経済協力勘定の財投

機関債発行は行わなかったものの、債券発行を睨んでさまざまな取り組みを行った。

その一つとして、2001年6月に財政制度審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会において特殊法人等に対し、民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コスト計算書の開示を求める報告書が提示された。これを踏まえ、JBICでは2001年3月期より国際協力銀行法第40条に基づいて作成した法定の財務諸表とは別に、民間準拠の財務諸表を含む行政コスト計算書類を作成し、自主的に監査法人の監査証明を取得したうえで公表することとした。

海外経済協力勘定の民間準拠財務諸表では、債務削減対象債権の償却引当方法が法定とは異なることから、2002年度の決算において特別損失8164億円を計上し、当期純損失が5833億円となった。しかし、ここで一気に処理をした結果、翌年度以降の民間準拠財務諸表では法定に比べ、当期純利益が大幅に増加した。

また、JBICは設立当初より、金融庁の金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を実施してリスク管理債権額を把握しており、民間準拠財務諸表ではこれに整合的な引当を行った。海外経済協力勘定のリスク管理債権は、1999年度末で4888億円であり、融資残高10兆3041億円に対する比率は4.7%と、当時の都市銀行平均とほぼ同じ水準であった。その後、債務削減とともにリスク管理債権は大幅に減少し、2007年度末時点では2130億円と対残高比率は1.94%に低下した。

◆リスク管理体制の構築

1980年代以降金融の国際化が進んだこと、1990年代にはわが国金融機関の不良債権問題が深刻さを増したことから、金融機関のリスクマネジメントの高度化が大きな課題となった。政策金融機関であるJBICにもリスク管理体制の充実が強く求められ、2003年には関係政令の改正により、「国際協力銀行の業務（海外経済協力業務を含む）に係る損失の危険の管理に係るもの」は金融庁検査の対象となった。これを受けて2003年9月に初めての金融庁検査が行われた。

こうした要請に応え、JBICはリスク管理をコンプライアンスとあわせて組織的に対応すべき経営課題

と位置づけた。具体的には、統合リスク管理の視点からマネジメントが積極的に関与するとともに、2003年に総務部内に設置した統合リスク管理課を中心に、各種リスクごとの専担部署が連携しながらリスク管理に取り組む体制を整えた。

特に信用リスクに関しては、海外経済協力業務の場合は全案件の融資決定に際し、役員会を経る形としており、融資担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら行った与信の適否に関する検討に対し、最終的にマネジメントによる融資決定の判断がなされる体制をとった。2000年度には資産自己査定を導入、2001年度には行内信用格付を全行的な取り組みとして制度化したことに加えて、独自の信用リスク計量化モデルの開発も鋭意進めた。

JBICでは政府の政策に即応し、情報セキュリティ対策にも力を入れた。内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した情報システムへの不正アクセスへの対応など、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努め

る体制を整えた。

コンプライアンスについても、JBICでは、従来より国際協力銀行法に基づき、監事が業務を監査しているほか、総裁直属の内部監査担当部門として他部門から独立した検査部が本・支店、海外駐在員事務所に対し定期的に内部監査を実施し、法令、規程等に則った公正かつ適切な業務運営が確保されるよう努めてきた。

これに加え、2001年度には、役員および関係部室長からなる「コンプライアンス委員会」を設置し、有効なコンプライアンス体制整備のための検討を行うとともに、JBICのコンプライアンス・ポリシー（基本方針）および遵守すべき法令、ルール、社会的要請等を整理・体系化した「コンプライアンス・マニュアル」を策定・配布したほか、委員会で決定したコンプライアンス・プログラムに基づいて、役職員を対象に研修を行うなど、各種の取り組みを通じて役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の醸成に努めた。

個人情報適切な管理については、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定・公表したほ

column »

ベトナム「カントー橋」崩落事故 ——工事安全対策強化の原点

2007年9月、ベトナムの円借款「カントー橋建設事業」で、建設中の橋げた（長さ約80m）が落下し、多数の現場労働者が死傷（死者55人、負傷者79人）するという痛ましい事故が起こった。わが国ODA史上最大の工事事故であった。

ベトナム政府は「国家事故調査委員会」を事故直後から設置して事故原因を調査し、2008年7月、事故原因は「仮設支柱の基礎が不等沈下したことが事故の直接の原因であり、この沈下がきわめて小さな範囲で起きていることから、通常の設計では予測困難なものであると考えられる」との結論を出した。日本側でも、日本政府主催の「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」が2007年11月に設置され、ベトナムの調査委員会による事故原因の結論を確認するとともに、「円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のた

めの提言」が採択された。

JICAは、同提言を受け、2009年末までに、基本約定（GTC：General Terms and Conditions for Japanese ODA Loans）および調達ガイドライン・標準入札書類、措置規程の改訂、安全対策委員会の設置などを順次進めた。これが現在のODA事業の安全対策強化の原点となっている。

事故後中断していた建設工事は、事故原因の確認と再発防止策策定後の2008年8月に再開し、カントー橋は2010年4月に開通した。現在、同橋は、ベトナムの交通の大動脈である国道1号線上の長大橋として、メコンデルタ地域の社会的・経済的發展に寄与している。

事故現場に近い寺院には慰霊碑が設置され、事故で亡くなった人の名前と年齢が刻まれている。すべての被災者（遺族を含む）に対して、日本企業と下請け企業が中心となり、補償が行われたほか、遺児育英基金が設立され、見舞金等が贈られた。2017年9月には、10周年の慰霊祭が催された。

地下鉄や発電所など大規模インフラ事業が増えているいま、この痛ましい事故の教訓を忘れることなく、さらに工事安全対策を徹底していくことが求められている。

か、2005年4月1日施行の独立行政法人等個人情報保護法への対応として、全役職員向けに個人情報保護研修を実施するなど、各種取り組みを実施した。

◆業務運営評価制度の導入

日本政府への政策評価制度の導入に先立ち、2000年11月、JBICは自主的に自らの活動状況を評価する業務運営評価制度について本格的な検討を始めた。検討にあたっては、外部有識者委員会の助言を得るとともに、諸外国の公的金融機関や国際金融機関の先進的な事例を参考としたうえで、二度にわたりパブリックコメントを受けた。同制度は2002年4月から運用を開始したが、結果的に2001年12月の「特殊法人等整理合理化計画」において、「政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する」と決められたことへの試行的な取り組みともなった。

業務運営評価制度では、まず国際協力銀行法に規定された設置目的をJBICの「使命」とし、それを果たすための「業務方針」を示した。そのもとで中期的な「業務戦略」を定め、さらに戦略を各年度の活動として具体化する「年間事業計画」を策定した。年間事業計画は毎年、業務戦略は3年程度経過したときに評価することとし、次期計画の策定をはじめとする業務運営の経営情報として、評価結果を活用する仕組みとした。また評価自体は総務部に設けた業務運営評価課を中心にJBIC内部で行ったが、評価手法や評価結果は外部有識者委員会に諮り、その意見書をあわせて公表することで評価の客観性を確保することとした。

「業務方針」は、基本運営方針として、民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化、公的資金の適切な利用、国民の理解の増進の3点を掲げたうえで5つの分野別方針^{●36}を掲げた。評価対象となる「業務戦略」はJBIC全体の事業・財務・組織能力に関する基本業務戦略と6つの事業^{●37}に関する分野別業務戦略に分かれ、それぞれに関する基本認識、課題、具体的取り組み、その状況を評価・モニタリングするための指標を記載した。業務戦略は

2002年3月および2005年3月の2回にわたって策定した。業務戦略および年間事業計画は、計画値と実績値を比較明示する定量評価を出発点として定性的な評価を加味して段階評価を行った。

海外経済協力業務と最も密接に関係する事業分野「開発途上国の経済社会開発支援」では、当初の業務戦略として、①アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進、②貧困削減への対応の強化、③途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援、④知的協力の推進、⑤わが国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進、⑥円借款業務の質の向上の6つの課題を設定し、それぞれに取り組み例（例：貧困層への支援を直接の目的とする貧困対策案件への支援）と指標（例：円借款承諾案件のうち、「貧困対策案件」に対する承諾案件数の割合）を明示している。

業務運営評価制度は2008年10月の組織移行を前に、制度自体の評価を行った。それによれば、この制度はアカウンタビリティ確保の手段として非常に充実した内容に整備されており、自律的な業務運営や顧客ニーズへの適時適切な対応を促進した点でも成果をあげた。他方、内部マネジメントへの活用と業務改善に向けた取り組みとしては、その方法が明示的でないことや、部署横断的な知見の共有が限定的であったことが示された。全体としては、JBICの使命と業務課題に対するJBIC職員の的確な認識と能動的な対応を促し、またそれらの成果に対する国民の正しい理解を得る目的を少なからず達成したと評価される。

4 海外経済協力業務の実績と国際課題への対応

◆円借款

1990年代の円借款はODA予算の拡大とともに1兆円前後と空前の承諾規模で推移していた。JBIC誕生

●36 「国際金融秩序安定への貢献」「開発途上国における経済社会開発支援」「我が国の資源の安定確保」「我が国経済のグローバル化への対応支援」「地球規模問題の改善」の5つ

●37 「国際金融秩序安定への貢献」「開発途上国の経済社会開発支援」「我が国の資源の安定確保」「我が国の資本・技術集約型輸出の支援」「我が国産業の国際的事業展開の支援」「開発途上国の地球規模問題への対応支援」の6分野

初年度にあたる1999年度においても、通貨危機から回復しつつあるアジア諸国への支援が続いていたことから、円借款の承諾規模は1兆537億円と5年連続で1兆円台を突破した。

しかし、すでに1997年に日本政府はODAを量から質へと転換することを決定し、ODA予算は減少に転じた。予算規模と事業規模は一対一対応するものではないが、予算減少は2000年度の承諾規模にも反映し、6674億円と前年度の6割の実績となった。以降、単発の大型案件採択によって変動することはあるものの、おおむね5000億円から6000億円台と、1980年代半ばの水準で推移した。

再び増加に転じるのは、日本政府が2005年のグリーンイニシアチブ・サミットにおいてODA事業量を5年間で100億ドル積み増す公約を発表して以降となる。ODA予算は減少傾向が続いていたが、円借款承諾額は、翌2006年度は対前年度比34%増の7637億円、2007年度は9012億円と、8年ぶりに9000億円を突破する規模にまで回復した。

この10年間で地域別にみると、重点地域としたアジア中心は変わらないものの、その内訳は中国向け円借款が1926億円（1999年度）から463億円（2007年度）へと大幅に減少する一方、南アジア諸国向け円借款が399億円（1999年度）から2717億円（2007年度）へと増加したことが目立つ。

また、米国同時多発テロ事件以降、イラクをはじめとする中東地域への円借款が増加したこと、2005年から2007年までの3年間でアフリカ向けODAを倍増する日本政府の方針を受けて、2006年度以降対アフリカ円借款が急増したことが特筆される。円借款



円借款（北部幹線道路建設事業、2001年）により改良されたスワジランド（現エスワティニ）の道路

供与国数は、スワジランド（2018年エスワティニに国名変更）、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ウクライナ、モザンビーク、ナミビアを加えて合計98ヵ国まで拡大した。

セクター別にみると、運輸・エネルギー部門などのインフラ支援が中心であることは変わらないが、貧困削減に直結する社会サービスや農業セクターのシェアが次第に高まったことが指摘できる。一方で、この10年間は、伝統的なセクター分類では捉えられない、貧困削減、環境、平和構築などの重要課題に対応する案件の数が増加した。また、日本の技術を活用するために復活したタイド性借款やソフト面での支援を中心とする政策制度支援型借款の増加も大きな特徴として指摘できる。

海外投融資は、開発途上国の経済開発にとって民間セクターの役割が比重を増してくるに従って、その活用を期待する声もあがったものの（円借款制度懇談会提言など）、行財政改革のなかで廃止の方向に向かっていったため、その実績は低迷した。結局、2005年度から廃止が決まったため、この10年間の実績は融資1件、拠出および出資3件の計4件64億円にとどまった。

しかし、特に出資／拠出案件は、気候変動対策に資する画期的な取り組みである炭素基金事業、タイにおける中小企業再建・育成ファンド事業、国連大学への拠出と政策的に重要な案件が取り上げられたことが特筆される。

◆有償資金協力促進調査

有償資金協力促進調査（SAF：Special Assistance Facility）は、有償資金協力業務の質を向上させるうえで最大の武器となった技術協力制度である。その意義は財政当局にも認められ、JBICの10年間にSAF予算は1999年度の約19億円から2008年度には30億円近くにまで急速に拡大、件数も10年間で400件を超えた。SAFは円借款事業の効率と効果を高めるために有益であったばかりではなく、SAF自体が知的協力の一環として、開発途上国の人材育成、投資環境整備、環境改善や政策・制度改革などに大いに貢献した。

SAFは1986年度に完成案件の事業効果の持続を目的とする「援助効果促進調査」（SAPS：Special Assistance for Project Sustainability）から始まった。1988

年度には案件形成段階で実施する「案件形成促進調査」(SAPROF: Special Assistance for Project Formation)、1992年度から事業実施を支援する「案件実施支援調査」(SAPI: Special Assistance for Project Implementation) が加わった。1999年度には特別円借款制度の導入にあわせて、公正・透明かつ迅速な調達手続きの実施を図るため「調達実施支援調査」(SAPMAN: Special Assistance for Procurement Management) を導入し、さらに幅が広がった。

2001年度には、SAPROFに提案型と発掘型を導入した。これは、途上国のさまざまな開発課題を指定し、そのテーマに経験・知見、ノウハウを有する団体から案件形成の提案を受けて、提案団体に調査を委託するスキームであり、広く国民のODAへの参加を促し、その知見を案件形成に生かす開かれた円借款を促進する目的があった。この調査事業に対しては、大学、NGO、地方自治体を中心に年々応募者が増加したため、2004年度から公示回数を年1回から年2回に増やした。さらにJBICの指定するテーマに収まりきれないニーズを拾うためにフリーテーマ枠を2006年度から導入するなどの改善を重ね、国民各層による援助活動への参加や途上国との交流の促進を図った。

◆海外経済協力業務実施方針

海外経済協力業務実施方針の策定は国際協力銀行法によって初めて定められた。それまで業務の方針なり戦略をまとめた形で示したことはなかったため、最初の実施方針は手探りでの策定となったが、時を経るに従って次第に内外に定着していった。実施方針は3年ごとに定めることとされ、JBIC時代には全部で3回策定した。記載事項はいずれも法に従って、基本的方向、重点分野、重点地域、運営・実施上配慮すべき事項である。

業務実施方針の実施状況は常にモニタリングし、対象期間終了時には外部有識者委員会を交えて評価を行い、次期実施方針にフィードバックするサイクルが確立した。また、最初の実施方針を除き、策定時にはパブリックコメントを求める機会を設けており、寄せられた貴重なコメントを方針に反映した。

最初の実施方針は、関係11省庁との協議を踏まえ、経済企画庁長官の承認を得て、1999年12月に策定・公表した。基本的方向として、「開発途上国の離陸

へ向けての自助努力とその主体的な取組（オーナーシップ）を支援すること」を基本姿勢に、アジア地域に重点を置きつつ、「貧困削減と経済・社会開発への支援」「地球規模問題への取組」「経済構造改革への支援」の3つの課題を掲げた。加えてODAへの世論の支持の低下を背景に「円借款への理解と支持の増進」、開発途上国の累積債務問題への対応から「債務状況への配慮」を掲げた。

実施方針は国際的な援助潮流を踏まえ、ODA大綱やODA中期政策をはじめとする政府のODAに関する基本方針・政策をJBIC業務に落とし込んで策定したものであり、各省との協議においても大きな異論はなく了承されたが、JBIC内部で最も大きな議論となったのは「貧困削減」の扱いであった。それまでインフラ開発を中心とする経済成長への支援と貧困削減のための支援は別物として議論されることが多く、JBICはJICAとの対比もあって、それまで貧困削減を正面から目的として掲げることはなかった。しかし、国際的にもDACの新中期目標からMDGsへと議論が進むなかで、貧困削減を開発援助の主目標とすることが主流となり、JBICでも本方針において、経済社会開発を通じて貧困削減を図ることを初めて明示的に示すこととなった。

2002年4月に策定した2回目の業務実施方針では、基本的な方向とその他の部分との関係を大幅に整理した。新方針では基本的な方向として、「選択と集中」「知的協力の推進」「開かれた円借款」と業務の進め方にかかわる事項を掲げた。これには、厳しい財政事情のもとで行財政改革が続くなか、より一層国民からの理解を得るべく、効果的・効率的かつ透明性高く業務を実施していくことを内外に宣言する意味合いがあった。重点分野には、貧困削減への対応の強化、経済成長に向けた基盤整備、環境改善・公害防止への支援、地球規模問題への対応、人材育成の支援、開発途上国のIT化への支援、地方開発への支援を掲げ、よりモニタリングしやすい分野構成とした。

この方針からは毎年度中間評価を行って結果を役員会に報告することとし、業務運営評価制度における年間事業計画の評価と並行する形でPDCAサイクルを回した。評価に際しては各項目にレーティングを施し、3年間の合計点で最終評価のレーティングを決める手法をとった。結果として最上位の「十分

に達成されている」が26項目中22項目、次位の「おおむね達成されている」が4項目で、おおむね実施方針に沿って業務が実施されたとの評価を得た。

2005年4月に策定した3回目の業務実施方針では、円借款業務への期待が高まってきた時期でもあり、一転して国際的な援助潮流のなかでの円借款業務の意義と役割を前面に押し出した攻めの内容となった。基本的方向に先立って「円借款の意義・役割」の項を設けて、ODA大綱やMDGsと関連づけてODAの必要性を訴えたのち、理論的なサーベイも含めて円借款の有効性、さらには円借款の中心となるインフラ支援の意義、円借款による多様な取り組みをわかりやすく解説した。

基本的方向では、開発成果重視の取り組み、中長期的な取り組み、開かれた円借款への取り組みの3つを掲げ、国際的な援助潮流のなかで主要な援助の担い手としてのJBICの立場を表明した。重点分野は、貧困削減への支援、持続的成長に向けた基盤整備、地球規模問題、人材育成への支援の4分野に整理し、相互の関連とMDGsとのかかわりを説明している。なお、この4分野については、2005年9月に各分野を掘り下げた分野別実施方針を作成し、業務の質の向上を図った。

パブリックコメントも関心を集め、118団体・個人から多数のコメントが寄せられた。インフラ支援の意義をMDGsとの関連で説明したことを評価するコメントや、環境社会配慮や現地機能の強化などの点についてより充実させるべきとのコメントが寄せられ、それらのコメントは方針に反映した。

この方針は当初2008年3月までを対象としていたが、JICAとの統合が決まったため、同年9月まで期間を延長した。最終評価報告書は外部有識者委員会の意見を添えて2008年9月に発表、おおむね良好な評価を得ることができた。

5 さまざまな課題への取り組み

◆アジア通貨危機支援

JBIC誕生前後の最大の課題はアジア通貨危機対応であった。1997年7月に始まったアジア通貨危機に

対して、わが国はIMFを中心とする国際的支援の枠組みの中で最大の二国間支援を行い、国際社会をリードした。1998年前半になるとアジア諸国の為替市場は安定してきたが、実体経済は予想を上回って悪化したため、1998年10月、日本政府は「アジア通貨危機支援に関する新構想」、いわゆる新宮澤構想を発表し、総額300億ドル規模の資金支援スキームを発表した。OECDとJEXIMは、この構想のうち中長期の資金支援として150億ドルを担当した。

JBIC誕生後は、さっそく統合効果を発揮し、国際金融等業務および海外経済協力業務の両業務を通じて包括的な支援を実施することができた。1999年度末にはこの150億ドルのほぼ全額を承諾し、アジア各国の経済再建に時宜を得た貢献を果たした。

◆アフリカ支援

MDGsに合意した国際社会は、その達成の試金石となるアフリカ支援を大きな挑戦と捉えた。2005年は「アフリカの年」とされ、7月のグレンイーグルズ・サミットや9月の国連総会の場で貧困問題が深刻なアフリカ支援が重要な議題に上った。サミットではODA増加分の半分はアフリカに向けられることが合意され、日本政府も2005年から2007年までの3年間で、アフリカ向けODAを倍増することを国際公約に掲げた。

JBICにとって累積債務問題が深刻なアフリカ諸国への支援が難しい状況が続いていたが、拡大HIPCイニシアティブなどによる債務削減策がとられ、その後の構造改革や経済運営は堅調に推移し、債務負担能力を見きわめつつ支援を行う状況が整ってきた。JBICは経済成長を介した貧困削減を中心にアフリカ支援を拡大することとし、その柱となるアフリカ開発銀行(AfDB)との「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」(EPSA for Africa: Enhanced Private Sector Assistance for Africa)を立ち上げた。このEPSAに基づき、2006年度にはAfDBを通じた「民間セクター支援融資」(円借款115億円)をはじめ、3件のインフラ開発事業を承諾した。

日本政府は1993年から2003年まで、5年ごとに東京でアフリカ開発会議(TICAD)を開催しており、平和の定着や農業・農村開発を柱に支援を行ってきた。JBICもTICADでようやく大きな役割を果たすことができるようになり、2008年5月に横浜で開催さ

れたTICAD IVでは、以後5年間で最大40億ドルの円借款供与が約束された。

◆貧困削減への取り組み

2000年に採択されたMDGsは貧困削減が国際社会の共通する目標であることを示した。日本政府もODA大綱にて貧困削減を中心的な課題としている。JBICにおいても貧困削減を業務実施方針に明記し、海外経済協力業務をその目標にあわせて再整理していった。

まず、インフラ開発を中心とする持続的な経済成長への支援を重視することは変えず、それが貧困削減を達成するにあたって不可欠であることをより強く国際社会に訴えかけることとした。加えて、経済成長の成果を公正に分配することが重要であり、そのために直接貧困削減に資する貧困対策案件を積極的に取り上げること、貧困削減効果を高めるべく、円借款事業の実施に際して社会配慮を充実させることを追求した。

(1) インフラ支援と貧困削減

三次にわたる業務実施方針を通じて、経済社会インフラ分野への支援は海外経済協力業務の中心であった。例えば第二次業務実施方針期間中には経済社会インフラ分野への承諾案件数は円借款全体の9割を超えた。大型案件への支援も耳目を集め、トルコの「ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業」やマレーシアの「パハン・スランゴール導水事業」、インドの「デリー高速輸送システム建設事業」、タイの「バンコク地下鉄建設事業」や「第2バンコク国際空港建設事業」など規模も大型化していった。

一方、1980年代の世界銀行の構造調整支援への傾注や1990年代以降の民活インフラへの期待などから、



円借款により2004年に開通したバンコクの地下鉄

わが国を除く先進諸国によるインフラ整備へのODA投入はどちらかといえば低調であった。これに対し、JBICは経済社会インフラ開発への支援を貧困削減にとって欠かせないと位置づけ、そのことを内外に訴えた。その結果、インフラ支援の重要性について国際的に理解が深まることとなった。

その一つは2005年3月に世界銀行、アジア開発銀行と共同で実施した東アジアのインフラ調査である。この中では東アジアの成長と貧困削減にインフラ開発が大きな役割を果たしたことを明らかにした。この結果を受けて、世界銀行においてもインフラ整備への支援が増大し、さらに2005年7月のサミットでは、アフリカ支援に関連し、インフラ整備について国際的に協議する場の設置が提唱されるに至った。

また、1998年にDACに設けられた作業部会「貧困削減ネットワーク」(POVNET: Network on Poverty Reduction)において、2003年6月よりJBICは日本政府を代表して副議長を務め、「経済成長を通じた貧困削減」の議論をリードした。この部会ではインフラ・タスクチームのリーダーも務め、「貧困削減のためのインフラ活用指針」を取りまとめることに成功した。

(2) インフラ支援における社会配慮の充実

個々の事業において社会配慮を充実させることで貧困削減効果を高めるために、JBIC発足にあたって環境社会開発室内に社会開発班を設置した。社会開発班は、円借款の各案件について貧困層、少数民族等社会的弱者やジェンダーへの配慮および住民参加への適切な配慮が行われているかチェックする機能を果たしたほか、社会配慮の具体的方法や留意点を



POVNETにおける貧困削減に向けたインフラ活用に関する議論

まとめた「社会配慮ハンドブック」を作成して、内外への啓発活動を行った。

大型案件における具体的な社会配慮としては、カンボジアの「シハヌークヴィル港緊急リハビリ事業」をはじめとする大規模インフラ事業で建設労働者および周辺地域住民向けにHIV/エイズ対策に関する予防・啓発活動を行ったこと、タイの「バンコク地下鉄建設事業」で障害者配慮のためにユニバーサルデザインの考え方を導入しバリアフリー化を普及させる試みを行ったこと、インドの「バンガロール上下水道整備事業」でスラム地域の女性の管理委員会への参加を実現したことなどがあげられる。

(3) 貧困対策案件の強化

JBICは経済社会インフラ整備による貧困削減に加え、貧困層への支援を直接の目的とする案件にも積極的に取り組むこととした。円借款事業のうち、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの3つの観点から、特に貧困層への支援を直接の目的とする案件を貧困対策案件とし、年間事業計画の中で数値指標に掲げてモニタリングしていった。

貧困対策案件数は年度によってばらつきはあるものの、着実に円借款全体の中で重要な位置を占めるようになった。個別事業においては、地域としての貧困地域の重視、計画段階から貧困層の意見聴取による的確なニーズ把握に努めた。さらにJICAやNGOとの連携により既存資源や経験を有効活用して、貧困層のエンパワメントと参加促進に努め、事業の持続性を高める工夫をした。

とりわけこうした事業では、計画立案、意思決定、施設の運営管理等さまざまな段階で当該事業の受益者による参加を得ることが事業の効果発現や持続性に大きな効果をもたらすことから、案件形成など早い段階で実施されるSAFにおいて住民参加型の社会調査を充実させたことが指摘できる。

貧困対策には、政策支援型借款も大いに力を発揮した。まず、アジア通貨危機への支援に際して、タイへの「経済復興・社会セクター・プログラム・ローン」やインドネシアへの「ソーシャル・セーフティ・ネット調整借款」など経済危機の影響から深刻化している失業問題の緩和や社会的弱者の救済に寄与する政策支援型の円借款を供与した。さらに世

界銀行が主導する貧困削減戦略を、同型円借款を使って支援することとし、対象国は、例えば2007年度にはインドネシア、ベトナム、タンザニア、カンボジア、ラオスの5カ国に上った。

◆環境問題への対応

日本政府は1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミット（UNCED：United Nations Conference on Environment and Development）の際に、環境ODAを大幅に拡充・強化することを発表した。以降、1997年6月には国連環境開発特別総会においてODAを中心とした環境協力の包括的な中長期的構想「21世紀に向けた環境開発支援構想」（ISD：Initiatives for Sustainable Development toward the 21st Century）を発表、12月には気候変動枠組条約第3回締約国会議を議長国として京都で開催した際、ISDの温暖化対策途上国支援として「京都イニシアティブ」を取りまとめた。JBICはそうした政策に即応し、地球規模問題への対応の中心として、環境改善・公害防止への協力および地球温暖化対策に重点的に取り組んだ。

環境分野への円借款では1995年度から通常より緩和された金利を適用するなど、積極的に特別措置をとった結果、その供与は増加傾向をたどった。さらに1997年9月に創設され、同12月に京都イニシアティブの一環として拡充された特別環境円借款制度は、省エネルギー、新・再生エネルギー対策、森林の保全・造成などを含む地球環境問題対策支援および公害対策案件に優遇条件を適用する制度で、よりターゲットを絞った環境協力を強化した。

この結果、環境案件の数は大幅に増加することとなり、特別環境案件も1999年度や2000年度には全承諾額の3割から4割を占めるに至った。以降、環境案件は円借款業務の主要な部分を占めることとなった。

環境協力では、地方自治体や民間企業と連携して、わが国の環境改善・公害対策の経験を生かした協力を力を入れた。例としては、環境案件を中心に円借款を供与していた中国における「日中環境改善セミナー」の開催（2000年度）、北九州市との協力によるフィリピン・セブ市での中小企業の公害対策に関する調査の実施（2000年度）、水俣市や伊万里市と連携したタイでの環境教育に関するワークショップ

の実施（2004年度）、JICAと連携した「環境改善・公害対策セミナー」の実施（2002年度から毎年）などがあげられる。

国際的な場においても、例えば世界銀行が主催する世界ダム委員会や世界水フォーラムに参加してその議論に貢献した。とりわけ2003年3月に182ヵ国2万4000人の参加者を集めてわが国で開催された第3回世界水フォーラムでは、JBICは「水と都市」に関する分科会を主催し、都市部での水道事業のあり方について議論を主導するなど大きな貢献を果たした。

日本政府が力を入れる京都メカニズムの活用についてもJBICは国際金融等業務および海外経済協力業務の総力を挙げて対応し、先駆的な役割を果たした。海外経済協力業務では、2000年に世界銀行が温室効果ガス排出抑制事業を支援するために設立した炭素基金に出資して運営にも参加したことで、2003年7月には国内の政策金融機関では初めて第三者認証機関に認証された排出枠5640トンを獲得した。

円借款事業でも、2007年にはエジプト向け「ザファラーナ風力発電事業」（約135億円）およびインド向け「デリー高速輸送システム建設事業」（第1期総額約1628億円）の2件がクリーン開発メカニズム（CDM）事業として登録されることとなった。

さらにベトナムやスリランカにおいてCDMに関するワークショップを開催したり、JBIC開発金融研究所の主唱により、世界銀行、アジア開発銀行と共同で「気候変動がアジア大都市に与える影響研究」（2008年度、SADEP）を行うなど知的協力にも力を入れ、こうした経験を気候変動枠組条約締約国会合の場において積極的に発信していった。

2008年1月には、日本政府は「クールアース・パートナーシップ」を発表し、その中で「気候変動対策円借款」を創設して、気候変動に対する緩和策を中心に今後5年間で5000億円程度の円借款を供与することが決まった。これを受けて、海外経済協力業務部門に「気候変動対策室」を設置し、開発途上国における気候変動対策支援を一層強化する体制を整えた。

◆平和構築支援

2001年の米国同時多発テロ事件以降、ODAを紛争の予防や紛争後の平和定着の手段として能動的に活

用していくことが国際的な潮流となった。日本政府も2003年に改定したODA大綱に「平和の構築」を重点課題として盛り込んだ。海外経済協力業務実施方針にも平和構築を加え、これにより、それまでODAによる平和構築支援を主に担っていた技術協力や無償資金協力に加えて、JBICによる円借款を用いた対応が本格化した。

制度的には2004年度から「平和構築支援」（平和構築対象国および周辺国において復興等に資する案件）への円借款供与に優先条件を適用することとなった。この第一号となったのは2004年度にスリランカに供与した円借款案件3件である。

平和構築支援にあたっては、第一に、紛争の遠因となった人々の価値観や社会制度を変革し、さらなる紛争を予防することが重要である。政府と反政府勢力タミル・イーラム解放の虎（LTTE）との間に2002年に停戦合意がなされたスリランカに対する上記円借款3件は、発掘型案件形成調査も使って、こうした点に十分配慮して案件形成を行った。

第二に、紛争後の状況の変化に応じて切れ目なく支援していくことが大切である。平和構築は緊急人道支援から復興支援、さらには中長期的な開発支援までを含む。円借款による支援は、復興支援から開発支援に適しており、できる限り迅速に対応することが課題となる。JBICにとってはイラク復興支援がその最大のチャレンジとなった。

2003年10月にマドリードで行われたイラク復興支援会合において、日本政府は、当面の支援として15億ドルの無償資金協力および中長期的な復興需要に対する最大35億ドルの円借款を表明した。対象分野は、電力、教育、水・衛生などに加え、電気通信、



平和構築支援のための円借款（2004年）により建設されたスリランカの学校

運輸などのインフラ整備なども視野に入れることとされた。

これを受けてJBICは、まず2004年2月から国連開発計画（UNDP）と共同で電力セクターの復興に関するマスタープラン策定のための事前調査を実施した。また、現地に入れない難しい状況下で、イラク政府および他ドナー等との協議を重ねつつ、JICAと連携して案件形成に取り組んだ。その結果、2006年3月に、日本政府から、港湾、灌漑、電力の3案件への円借款供与がイラク政府に対して事前通報された。その後、イラク国内での対外借入法制整備を待って、2008年1月、総額1827億円、8件の円借款貸付契約（L/A）の締結にこぎつけた。

◆防災・災害復興支援

地震や火山、台風など自然災害が多発するわが国にとって、開発途上国に対する防災・災害は他人事ではない。阪神・淡路大震災から10年目にあたる2005年1月、兵庫県神戸市で開催された「国連防災世界会議」において、日本政府は、「防災協力イニシアティブ」を発表し、ODAを活用した防災への取り組み強化の方針を明らかにした。

JBICは同会議において、「日本の防災ノウハウ途上国との懸け橋に—地方自治体の防災知見を生かした国際協力—」をテーマに公開シンポジウムを開催した。公開シンポジウムでは、円借款の支援により災害対策に取り組むフィリピンなどの政府関係者や、災害復興の経験を持つ兵庫県神戸市や長崎県島原市の関係者がパネリストとして参加し、途上国の災害復興、防災支援のあり方について議論した。

これに先立つ2004年12月にはスマトラ沖大地震・インド洋津波による未曾有の被害が生じた。この事態に対し、翌1月初旬にJBICは緊急ニーズ調査団を派遣し、JICAや世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関と連携して、インドネシア、スリランカおよびモルディブの3ヵ国で被害状況の把握と復興支援に対するニーズを調査するとともに、各国に対して円借款による支援（具体的には、「アチェ復興事業」〈115.93億円〉、「スリランカ津波被災地域復興事業」〈100.06億円〉、「モルディブ津波復興事業」〈27.33億円〉）を行った。

2005年10月8日のパキスタン北部での大地震に際しては、JBICはJICAや世界銀行、アジア開発銀行と

ともに復興支援ニーズアセスメント調査に参加、結果は震災から1ヵ月後にはパキスタン政府に提出され、11月19日には「緊急震災復興支援借款」として112億2000万円の円借款供与の意図表明にこぎつけた。

◆政策制度改善への支援

開発途上国の持続的な開発を促し、貧困削減を達成するためには、「ハード面」での支援に加えて、開発政策の提言や事業実施能力強化等の政策制度改善への、いわゆる「ソフト面」での支援を積極的に推進することが重要であることは論をまたない。基本的に資金協力をもっぱらとするJBICは、いわゆるハコモノ批判にさらされやすい事情もあり、業務実施方針において「経済構造改革への支援」「制度作り支援」「知的協力の推進」「政策・制度改善への取組」とさまざまな言葉を使って、ソフト面への支援を推進した。

年間業務計画では、例えば「開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進」として「調査業務等を通じた開発途上国に対する各種提言件数」、「問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化」として「開発途上国に対するフィードバックセミナー等、各種セミナーおよび研修の開催件数」を指標としてモニタリングを行っている。前者は年間200件、後者は50件を超えており、海外経済協力業務の大きな比重を占めていたことがわかる。

知的協力を推進するうえで、有効なツールとなったのが開発政策・事業支援調査（SADEP：Special Assistance for Development Policy and Projects）である。この調査は、さまざまな開発課題をテーマにナレッジを深め、開発途上国政府へ政策提言することを目的とし、特定プロジェクトにひもづくものではないため、大学や地方自治体、国際機関等と共同で進めやすい利点があり、さまざまな関係者の英知を結集する有効なツールとなった。

SADEPの事例をあげると、まず2002年度には平和構築・復興支援の議論が深まるなか、「紛争と開発：JBICの役割」をテーマに、「スリランカの開発政策と復興支援」「西・中央アジア地域安定のための開発政策」「平和構築に資する開発援助の理論と

手法」について調査を行った。さらに「中米諸国の開発戦略」「インフラ整備による貧困緩和効果」の調査も実施するなど、SADEPはJBICによる政策・制度改善支援の中心的な役割を果たすこととなった。

翌年度も水セクター整備に関して、「持続可能な上下水道セクターに向けた民活の役割—中南米のケース—」として、上下水道セクター全体の持続性確保という観点から、民活導入がいかなる効果を持ちうるかを再検討した。さらに東アジア地域のインフラ整備のあり方を検討するための世界銀行、アジア開発銀行との共同調査「東アジアのインフラ整備：その前進に向けて」もSADEPを利用して行ったほか、パキスタンの「カラチ再生シナリオ」にも着手している。

2006年度には、「インフラとMDGsの実証研究—インフラの貧困削減と人的資本へのインパクト—」に着手し、既往円借款事業であるインドネシアの「地方インフラ整備事業」やその他の地方インフラ事業による、インフラ整備が貧困削減および人的資本に与えるインパクトを実証分析し、インフラ整備によってMDGs達成が促進される因果関係・経路を明らかにしようと試みた。

6 開かれたODA

——国民参加と連携強化

◆日本の技術とSTEP制度

1998年12月に創設された「アジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款制度」は、経済危機の影響を受けたアジア諸国のインフラ整備を支援すると同時に、同年11月の日本政府の緊急経済対策を受けて、アジア危機による不況に悩む本邦企業に円借款事業での受注機会を拡大する狙いがあった。

このため、特別円借款における調達原則として日本タイドとされた。それまでのアンタイド化政策からの転換であり、タイド借款の復活は1988年以来的こととなる。特別円借款の規模は3年間にわたり上限6000億円、金利は当面1%、償還期間は40年（うち据置期間10年）、支援対象分野は、①物流の効率化（道路、港湾、空港、橋梁、鉄道）、②生産基盤強化（発電所、灌漑、天然ガスパイプライン、上

水道）、③大規模災害対策であった。

この制度は、案件の準備に時間を要したこと、タイド条件であったためOECD輸出信用アレンジメントとの調整が必要となる案件があったこと、そもそも円借款全体が縮小傾向にあったことから、制度の期限である2001年度末時点でも4割程度の執行率にとどまった。

一方、この制度は本格的なタイド借款復活として、産業界からの評価は高く、その存続を求める強い声があがった。こうした声に応じて、日本政府は2001年12月、「わが国円借款の供与条件の改善について」を決定し、その中で特別円借款制度を2002年6月末で終了する代わりに、同年7月から日本の優れた技術を活用してわが国の「顔の見える援助」を促進するための、「本邦技術活用条件」(STEP: Special Terms for Economic Partnership) の円借款を導入することとした。

STEPは、インドネシアの「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（Ⅰ）（Ⅱ）」や「ジャカルタ都市高速鉄道事業（Ⅰ）」、ベトナムの「カイメップ・チーバイ国際港開発事業」「ホーチミン市都市鉄道建設事業」、ケニアの「モンバサ港開発事業」など、日本の技術が有効な大型インフラ案件を中心に供与された。

JBICはSTEP案件を推進したものの、導入に慎重な借入国も多く、右肩上がりに拡大することはなかったが、承諾額に占めるタイド案件の比率は10%



ベトナム「カイメップ・チーバイ国際港開発事業」(2005年)により設置されたコンテナクレーン

表 1-2 特別円借款承諾実績

(単位：百万円)

年度	国名	案件名	承諾金額
1999	ベトナム	ハイフォン港リハビリ事業（第2期）	13,287
	ベトナム	ピン橋建設事業	8,020
	マレーシア	ポートディクソン火力発電所リハビリ事業（2）	53,764
2000	スリランカ	キャンディ上水道整備事業	5,151
	フィリピン	軽量高架鉄道（LRT）1号線増強事業（Ⅱ）	22,262
	フィリピン	カマナバ地区洪水制御・排水システム改良事業	8,929
	フィリピン	スービック港開発事業	16,450
	フィリピン	ミンダナオコンテナ埠頭建設事業	8,266
	フィリピン	新イロイロ空港開発事業	14,724
	フィリピン	第二マグサイサイ橋・バイパス道路建設事業	3,549
	ベトナム	クーロン（カントー）橋建設事業	24,847
	中国	西安咸陽空港拡張事業	3,091
	中国	北京都市鉄道建設事業	14,111
2001	インドネシア	ジャワ幹線鉄道電化・複々線化事業（第1期）	41,034
	スリランカ	アッパーコトマレ水力発電所建設事業	33,265
	フィリピン	海難救助・海上汚染防止システム増強事業	9,356
	フィリピン	地方開発緊急橋梁建設事業	18,488
	フィリピン	中部ルソン高速道路建設事業 ^{*1}	41,931
	フィリピン	北ルソン風力発電事業	5,857
	ベトナム	タンソンニャット国際空港ターミナル建設事業	22,768
	ベトナム	バイチャイ橋建設事業	6,804
2002	インドネシア	南スマトラ西ジャワガスパイプライン建設事業	49,088
	トルコ	イスタンブール長大橋耐震強化事業	12,022
2004	マレーシア	パハン・スランゴール導水事業 ^{*2}	82,040
2007	フィリピン	中部ルソン高速道路建設事業（追加借款）	17,106

※1 中部ルソン高速道路建設事業の2001年度時点の承諾額は41,931百万円

2007年度に17,106百万円の増額変更があり、最終的な承諾額は59,037百万円となった。

※2 2004年度承諾の「パハン・スランゴール導水事業」は、1999年度にマレーシア政府から特別円借款の要請があったもので、2002年6月末までに承諾に向けた準備を終えている。

程度となった。これによって本邦企業の受注率は低落傾向に歯止めがかかり、堅調に推移した。

❖ 地方自治体、NGO、大学との連携

「国民の理解と参加の促進」は三次の業務実施方針でもきわめて重要な課題として、積極的に取り組んできた。都市基盤整備、公害対策、地方行政サービスなどの経験・知見を有する地方公共団体との連携、現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBO（Community Based Organizations）などの市民社会および地域社会との協力、大学との連携によるその知見の活用と、さまざまな分野での連携により、開発成果を高めることが次第に海外経済協力業務において主流化されていった。

年間業務計画においても、NGOや自治体、大学との連携案件数を指標としてモニタリングしており、例えば2005年度には、「NGO・CBO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款対象プロジェクト数」は32件、「地方公共団体・大学の協力を組み入れた円借款対象プロジェクト数」は64件と円借款案

件の大きな部分を占めるに至っている。

その有力な手段となったのが2001年度から導入した提案型SAFである。同SAFの多くはNGOや自治体、大学が提案元となっている。例えばスリランカの「プランテーション改善事業」では、立命館大学とNGO「自立のための道具の会」からの提案を受けて、自らの力による安定的な電力供給、安全な飲料水の確保を検討する調査を実施し、スリランカ政府に有益な提案を行うことができた。

地方自治体との初めての本格的な連携事例は、タイ向け「地方幹線道路網改良事業（Ⅲ）」（2000年度）における、日本の「道の駅」の導入可能性を探る岐阜県との連携調査である。「道の駅」のコンセプトは、さらに千葉県富浦町、愛媛県内子町など日本の他の自治体も参加して、タイの他の事業にも導入されたほか、事業に着目した世界銀行から他の開発途上国に紹介されるに至った。

JBICは円借款業務における国民参加を一層推進するため、2003年1月のタイを皮切りに、毎年1回、「国民参加型援助促進セミナー」（2005年度から「円

借款パートナーシップセミナー」を開催した。このセミナーは、地方自治体、NGO、民間企業などからの参加を得て、円借款事業の現場視察や途上国関係者との意見交換が行われ、その結果、具体的な連携事業が誕生するなど大いに注目を集めた。

NGOとの間では2001年4月から定期協議会を開催した。この協議会の目的は、NGOと情報交換・相互対話を行うことでJBIC業務の透明性を高めること、NGOの地域に根差した活動と連携することで円借款業務の質の向上を図ることであった。定期協議会は3ヵ月ごとに東京で開催したほか、不定期ながら大阪などでも開催した。加えて、NGOからの提案を受け、2002年1月には約100人が参加する「NGO-JBIC一日交流セミナー」を開催した。同様のセミナーは2003年2月にも開催している。

大学との連携では、2003年度に立命館大学および立命館アジア太平洋大学との間で初めて海外経済協力業務に関する協力協定を結んで以降、2004年度には山口大学、早稲田大学、一橋大学、京都大学、名古屋大学、広島大学の6大学と協定を結ぶなど、協力の輪が広がっていった。協定を締結した大学からは、大学院生をインターンとして受け入れる制度も整えた。

大学連携では、案件ベースの協力に加え、早稲田大学との間で事業評価に関する教材を共同開発したり、高知工科大学との間で国際競争入札に基づく契約管理の知識を身につけた実務者を育成するための講座を開発するなど、大学ならではの機能を活用した連携を行ったことが特筆される。

◆JICAとの連携強化

有償資金協力を担うJBICと、技術協力等を担当しているJICAは、円借款事業計画の策定・準備・実施、完成後の維持管理等の各段階で連携を図っており、円借款による支援が単なる資金協力にとどまらず、より包括的な援助を可能とした。

まずプロジェクト策定・準備段階において、JBICはJICAが開催している国別・分野別援助研究会に委員として参加し、援助方針等について積極的に意見交換を行った。また、JICAが開発調査を行う際、当該調査の進捗状況や内容を確認するために設置する作業管理委員会にJBICが必要に応じて参加して意見交換を行った。JBICが承諾したプロジェクト型の円

借款においてJICAがフィージビリティ調査（F/S）を実施した案件数は着実に増加した。連携D/D（詳細設計：Detailed Design）はOECD規制との関係でタイド案件にのみ適用されたため、実施件数は伸び悩んだが、最も多い2000年度には6件の実績がある。

プロジェクトの実施段階においては、その円滑な実施や監理のためにJICAから専門家が派遣され、円借款プロジェクトの実施に必要な技術指導が行われている。

プロジェクトの完成後の事後監理段階でも、従来から行っていたJBIC、JICAによる合同事後評価を実施してきた（1999年度にはタイ「東部臨海総合開発評価」を実施）。また、完成したプロジェクトのうち、その後の事情変更等から追加的な手当てが必要とされるものについて、JICAが無償資金協力を通じた支援を行うスキーム（リハビリ無償）が1998年度から強化された。その第一号として、1999年度にはインドネシアの「グレシク火力発電所1・2号機建設事業（第2期）」およびシリアの「バニアス火力発電所増設事業」の2案件が実施された。

JICAの研修事業に関しては、従来から開発途上国の開発関係省庁等の円借款関係者を対象としたODAローンセミナーを実施していたが、1998年度に円借款業務のニーズに応じた個別テーマに関する研修4コース（開発金融、電力設備の効率的運用、新規・非年次円借款供与向け円借款手続セミナー、公害対策融資）が新設され、1999年度には57人の研修員が参加した。コースは毎年見直され、公的債務管理能力強化、地域主導型地域開発、灌漑・水管理などさまざまなテーマで毎年4～5コースが開設された。さらに、連携強化策が発表されて以降は、集団研修のみならず、個別研修での連携も進み、2005年度には9件の個別研修が実施された。統合を翌年に控える2007年度には研修コース数は17件に達した。

2003年に改定されたODA大綱において、「政府と実施機関（JICA、JBIC）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する」こととされ、具体的な連携方策が実施された。

まず、案件準備段階の調査に関してデマケーション（役割分担）が整理されて、連携F/Sの拡充やSTEP候補案件のロングリスト化における連携・調整、さらにはJICAに有償資金連携専門家を派遣する

枠が1年当たり60人分（長期30人、短期30人）設置された。

体制面においても、双方に連携強化担当の理事と部長が指名されて人事交流が進められ、案件準備段階等での連携を促進するための協議のチャンネルも設けられた。さらに連携スキームである連携D/D、研修員受け入れ・機材供与に関する連携（公的資金協力セミナー、ODAプロジェクト評価セミナーなど）の活用のための具体策を検討し、すみやかに実施に移していくこととされた。特に連携D/Dにおいては、STEPが適用される案件における活用が期待された。

こうした政府決定を受けて、JBICとJICAのさらなる連携強化は進み、新しい形として、2004年度には円借款を供与したベトナムの「カイメップ・チーバイ国際港開発事業」において、港湾管理制度の改善のためのJICAによる技術協力プロジェクト（技プロ）が実施されることとなった。こうした連携はさらに深化し、2005年度には9件の技プロが円借款事業に関連して採択された。統合を翌年度に控える2007年度には31件の技プロが円借款事業に関連して採択されるに至っている。

❖国際機関や各国開発援助機関との連携強化

開発途上国への資金協力をを行う世界銀行やアジア開発銀行（ADB）などの国際機関や、先進諸国の開発援助機関とは、日ごろから融資対象プロジェクトや借入国の開発政策について意見交換を行うとともに、支援方針について協議を行っており、業務実施方針においても国際的な開発パートナーシップの強化を方針に掲げた。

目に見える形での協調としては、まず協調融資があげられる。事業単位での協調融資に加え、アフリカ開発銀行（AfDB）との「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA、2005年）とADBとの「円借款の協調融資促進スキーム」（ACFA：Accelerated Co-Financing scheme with ADB、2007年）と協調融資の枠組みを設けて、援助協調を図った。また、世界銀行とIMFが中心となって各国で推進された貧困削減戦略文書（PRSP）の枠組みにも積極的に参加し、国際的枠組みのもとで協調融資を進めた。

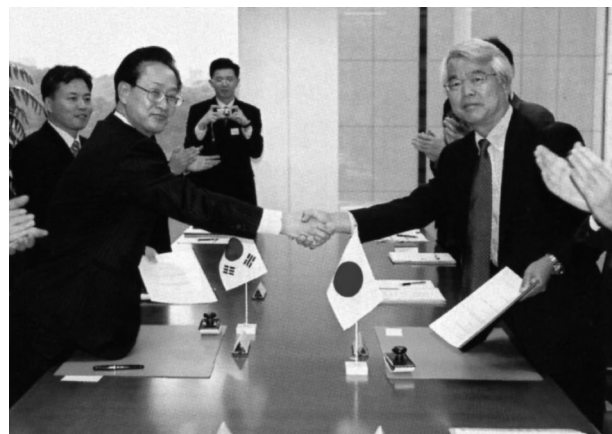
この時期、より力を入れたのは「他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的

協力の推進」である。年間業務計画では、国際機関・海外公的機関との間で開発政策等に関する調整や援助手続き調和化への取り組みを行った件数をモニタリング指標としており、年間100件を超える積極的な取り組みを行った。その中で、国際的な枠組みとしては、世界銀行が提唱した包括的開発フレームワーク（CDF：Comprehensive Development Framework）への参加、DACを中心とした援助機関の間の手続き調和化に関するパリ宣言への積極的な対応が特筆される。

二国間援助機関の中では、借款による協力を大規模に行う点で共通点が多い、ドイツ復興金融公庫（KfW）およびフランス開発庁（AFD）との間で業務協力に関する覚書を締結し（それぞれ2002年、2003年）、3機関で国際セミナーを開催するなど、借款の有効性を国際社会に発信し続けた。新興ドナーとの間でも、2006年度には韓国の対外経済協力基金（EDCF）、タイの周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）との間で業務協力協定を結んで包括的な連携と協調を進めることとした。

こうした協調は、JBIC、AFD、KfWが中心となり、国際機関のみならず新興ドナーであるEDCF、NEDAを加えた「持続可能な都市開発にかかる共同イニシアティブ」（2006年9月）や「持続可能な債務管理に向けた共同イニシアティブ」（2007年5月）などの成果を生み、国際援助潮流に大きな貢献を果たした。

また、米国国際開発庁（USAID）の間では水分野での協調を進め、フィリピンではJBICの円借款資金とUSAIDの保証制度を組み合わせ、地方自治体が実施する上下水道整備事業へ民間資金を導入する



韓国の対外経済協力基金（EDCF）との業務協力協定を締結 2006年

ための新たな支援スキーム「地方自治体上下水道整備事業協力」(MWLFI)を立ち上げ、その第一号案件が2006年3月に実現した。

さらに、2004年度にはユネスコ世界遺産センターとの間で世界遺産保護とそれを通じた貧困削減を目指す業務協力協定を締結し、トルコの地下鉄事業などでの連携を進めた。国連開発計画(UNDP)との間でも2005年度に業務協力協定を締結し、イラクの電力セクター向け円借款案件の実施促進をUNDPに委託するなどの協力を進めた。

◆研究活動

JBICでは、OECFの開発援助研究所とJEXIMの海外投資研究所を引き継いで、開発金融研究所を設立し、さまざまな調査研究を行い、研究交流活動や現地セミナー開催など活発な活動を行った。

研究所は、その成果をリサーチペーパーとして公表したことに加え、定期刊行物として「開発金融研究所報」を創刊し、2000年1月以降、基本的に四半期に1回のペースで発行を続けた。所報から選出して英訳した論文は「JBIC Review」として、2000年5月以降年2回発行し、さらにJBICの業務に関連するデータを収録したハンドブックを「国際協力便覧」として毎年発行した。

開発金融研究所は、世界銀行のイニシアティブで設立されたGlobal Development Network(GDN)の日本およびアジア大洋州の中核的な機関としての役割も担った。GDNは開発関連の研究者間の情報交換、知識の共有化、共同研究活動などを通じて調査と政策の間の橋渡しを行うと同時に、開発途上国研究者の能力向上を図ることを目的として1999年に設けられたネットワークである。事務局のほか、7つの途上国ネットワークと日本を含む3つの先進国ネットワーク、そして1つの先進国・途上国双方からなるネットワークによって構成された。JBICは、国内外から日本の開発関連調査研究情報を入手できる検索エンジンを含むGDN-Japanのホームページを運営するほか、GDNの年次会合で分科会を開催したり、国際開発賞プロジェクト部門の最終選考委員を務めるなどの貢献を行った。

◆広報活動

JBICは円借款業務の透明性を一層高めることによ

り、円借款業務に対する国民の理解と支持を得るとともに、国民の意見を反映して業務を進めていくために、積極的に情報発信を行った。2002年10月には、JBIC本店に「JBIC広報センター」を開設し、各種パンフレット等の広報資料やビデオなどを一般提供し、独立行政法人等情報公開法に基づく文書や、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に基づくプロジェクトの環境影響評価報告書(EIA)、円借款プロジェクトにおける落札情報なども開示した。また、2003年4月には国際協力銀行の情報誌「JBIC TODAY」(隔月刊)を発刊し、JBICの活動について幅広く紹介するとともに、「円借款プロジェクトニュース」(不定期刊)などを通じて円借款業務の事例を紹介した。そして、ホームページでは、円借款事業全案件の検索を可能とし、円借款案件事後評価報告書、各種セミナーの報告、調査の公示情報等、広汎な内容の情報提供を行った。

1999年度から2008年度まで外務省が実施した「ODA民間モニター制度」では、外務省に協力して、日本国民が自らODA事業の現場を訪ねる機会を提供し、これを通じて国民への円借款案件の理解の促進を図った。また、国際協力への理解向上を目的に、毎年、10月6日の「国際協力の日」を記念して開催される「国際協力フェスティバル」(2005年からはグローバルフェスタJAPANと改名)や大阪で開催される「ワン・ワールド・フェスティバル」、名古屋の「ワールド・コラボ・フェスタ」では、外務省、JICA、NGO等と協力して、わが国の官民による国際協力・国際交流活動を紹介した。

メディアへの発信という意味では、2005年に日本経済新聞の経済教室にて「大競争時代のODA」を22回にわたって連載したことが特筆される。この連載は、世界の援助潮流のなかに日本の援助を位置づけ、その特質を踏まえてよりよい援助のあり方を提示するもので、最終的には、①ODAの量の拡大、②東アジアの成功経験をモデル化し、他地域に活用、③国民の知見を総動員した知的支援、④ODA実施のPDCAサイクルの強化、⑤途上国の人づくりの強化を提言した。

第5節

新JICAへの移行

1 政策金融改革と新JICA

◆JBIC海外経済協力部門の分離と新JICAへの統合

JICAとJBICの海外経済協力部門とを統合し、新JICAが誕生したのは2008年10月1日のことである。これによって、新JICAは日本のODAを一元的に実施する機関となったわけだが、実は当初からこのような理想を掲げて議論が進められたわけではなく、むしろ政策金融機関改革の議論の流れで統合が決定されたといつてよい。この意味において、統合の議論の端緒をたどれば、2001年4月の小泉政権誕生に遡ることができる。

小泉内閣では、資金の流れを「官から民へ」構造改革するとの考え方のもとで、郵政民営化、政策金融改革、特殊法人改革、財政投融资改革が進められた。「特殊法人等整理合理化計画」^{●38}によって旧国際協力事業団の独立行政法人移行が決定された経緯については第3節で述べたとおりであるが、このとき政策金融分野については、「経済財政諮問会議で検討を行い、出来るだけ早い時期に結論を得る」ととされた。

その後、内閣府に置かれた経済財政諮問会議での6回にわたる議論を経て、翌2002年12月13日には、JBICを含む政策金融機関8機関に関して、民間金融

機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要があるとの結論が出された。

- ①2004年度末まで（不良債権集中処理期間）：金融円滑化のため政策金融を活用
- ②2005年度から2007年度まで：あるべき姿に移行するための準備期間
- ③2008年度以降：新体制への移行

そのうえで、「民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す」との方針が決定された。またJBICについては遅くとも2007年度末までに「輸入金融、投資金融、アンタイドローンのあり方」に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する、との方針が決定された^{●39}。

◆経済財政諮問会議

上記の政策金融改革スケジュールに則った形で、新JICAへの移行に関する議論が実質的に開始されたのは、新JICA発足3年7ヵ月前の2005年2月末であった。同月28日、経済財政諮問会議の場で、民間の議員4名^{●40}から、政策金融機関の統廃合に向けて「あるべき姿の実現」に関する基本方針を取りまとめるべきとの提案があった。これに対し、議長の小泉総理からは、「これから秋に向けて統廃合、民営化、民間委託、いろいろ議論していただきたい」との発言があった。

●38 2001年12月19日閣議決定

●39 経済財政諮問会議「政策金融改革について」2002年12月13日

●40 牛尾治朗ウソ電機代表取締役会長、奥田碩トヨタ自動車取締役会長、本間正明大阪大学大学院経済学研究科教授、吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授

これを受けて経済財政諮問会議は、2005年10月13日から11月29日にかけて5回にわたり、政策金融改革について議論を行い、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫その他JBICを含む8つの政策金融機関の機能縮小、効率化等の「抜本的改革」について検討を進めた。検討にあたっては、上記の民間議員4名に外部有識者3名^{●41}を加えた「政策金融改革ヒアリング・ワーキンググループ」が組織され、関係機関や関係団体からヒアリングを行った。

経済財政諮問会議における検討のなかで、JBICの海外経済協力業務に関しては、いわゆる援助庁構想、新機関設立など、さまざまな可能性が議論された。11月22日の会議に提出された民間議員による政策金融改革案では、JBICの業務のうち「新機関」に移行させる部分を除いた11兆円（2004年度末出融資残高ベース、JBICの海外経済協力勘定に相当）を「JICAと統合する」という、その後実際に進んだ方向に近い案も示されている。

しかしながら、2005年11月29日に取りまとめられた経済財政諮問会議としての結論「政策金融改革の基本方針」で、JBICについては、次のように実質的に継続検討とする形で整理された。すなわち、同基本方針では、JBICを、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などとともに一つの政策金融機関に統合することを基本としつつ、国際協力銀行については、国策である戦略的援助政策の効果的実施のために、①ODAの戦略的活用、外国との競争を睨んだ対外経済戦略の効果的実施のための政策金融機能の在り方、②「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理、③戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内体制の在り方、の観点からの検討が必要であるため、内閣官房長官のもと、有識者からなる「海外経済協力に関する検討会」を設置し、その検討結果とこの基本方針を総合して、今年度中に、

統合の具体的内容を決定することとされた。これを受けて「行政改革の重要方針」^{●42}の中で、同旨の内容が政府方針として決定された。

これら一連の経緯からは、政策金融機関の統廃合に関する議論が進むなかで、JBICに関しては、他の機関とは一線を画す形で、政策金融改革と同時にODA改革としての側面が意識されていたことが理解できよう。

なお、この間、経済財政諮問会議を所掌する経済財政政策担当大臣は、2005年10月31日の第三次小泉内閣発足に伴い、竹中平蔵大臣から与謝野馨大臣に交代した。

◆海外経済協力に関する検討会

このようにして、議論の場は、内閣官房長官のもとに新たに設置された海外経済協力に関する検討会に移ることとなった。同検討会は、「有識者により構成し、内閣官房長官が開催する」^{●43}こととされ、原田明夫前検事総長を座長とし、葛西敬之東海旅客鉄道会長らをメンバーとする6名の検討会が組織された。同検討会は、2005年12月16日から2006年2月28日にかけて9回開催された。関係省、JBIC篠沢恭助総裁およびJICA緒方理事長からの説明に加え、産業界、学界からのヒアリングも行われ^{●44}、それらを踏まえて海外経済協力の政府内体制のあり方および実施機関のあり方について議論された。その結果は、「『海外経済協力に関する検討会』報告書」として、2006年2月28日に安倍内閣官房長官に提出され、同検討会は活動を終了した。

同報告書は、海外経済協力の政府内体制のあり方に関して、「総理主導の下、内閣としての司令塔的な機能を強化するために閣僚レベルの会議（海外経済協力会議）を新設」^{●45}、実施機関のあり方に関して、「円借款、技術協力、無償資金協力は『新

●41 跡田直澄慶應義塾大学商学部教授、翁百合日本総研主席研究員、宮脇淳北海道大学公共政策大学院院長・教授

●42 2005年12月24日閣議決定

●43 2005年12月12日内閣官房長官決裁

●44 具体的には以下の5名からヒアリングを行った。加えて、別途原田座長が国際協力NGOセンター（JANIC）との意見交換を行っている。
米倉 弘昌 日本経済団体連合会副会長・住友化学社長
佐々木幹夫 日本貿易会会長
草野 厚 慶應義塾大学総合政策学部教授
渡辺 利夫 拓殖大学学長
吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

●45 海外経済協力会議については、2006年4月28日に閣議決定により設置され、同年5月8日の第1回から2009年7月1日まで23回開催されたが、2009年9月の民主党政権への交代以降は、同年12月8日に一度開催されたのみで、2011年10月21日閣議決定により、国家戦略会議の設置と同時に廃止された。

JICA』に統合」「国際金融は『新政策金融機関』に統合」との見直し案を示した。

その後、同報告書は、安倍官房長官によって3月7日の経済財政諮問会議に提出された。会議では、同官房長官から「ODAの実施機関については、円借款、技術協力および無償資金協力の連携をさらに強化するため、国際協力機構（JICA）が一元的に実施することとし、現在の国際協力銀行（JBIC）の国際金融等部門については、簡素で効率的な政府の観点から新政策金融機関に統合したいと考えている。これらのため、必要な措置を今後、政府として順次講じていきたい」との説明があり、与謝野経済財政担当大臣から、「それでは、この報告書を踏まえて、早期に行政改革推進法案の成案を得るとともに、海外経済協力を戦略的かつ効率的に実施するための体制づくりをしっかりと行っていただきたいと考える」との発言があった。

◆自民党政策金融機関改革合同部会・海外経済協力に関するワーキングチーム

政策金融改革および新JICAをめぐる議論で特徴的であったといえるのは、経済財政諮問会議、海外経済協力に関する検討会といった政府サイドの動きと並行して、与党自由民主党サイドでも集中的な検討が行われたという点である。

まず、自由民主党政務調査会（中川秀直会長）と行政改革推進本部（衛藤征士郎本部長）の下に「政策金融機関改革に関する合同部会」（園田博之座長、林芳正事務局長）が設けられ、2005年10月から審議を開始した。11月28日には「政策金融機関改革について」と題する文書を取りまとめ、その中で、「国際協力銀行分野」に関して、「海外経済協力機能（円借款）は、（中略）JICA機能との統合も視野に別途検討する」との案を示した。そして、12月には政府の海外経済協力に関する検討会に対応する党側の検討母体として、対外経済協力特別委員会の下に「海外経済協力に関するワーキングチーム」（伊藤達也座長、武見敬三事務局長）が設置された。

海外経済協力に関するワーキングチームは、2006年1月から2月にかけて、「国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、有識者からのヒアリングを行いつつ、（中略）日本政府開発援助（ODA）を含む外交機能充実の必要性も踏まえ、海

外経済協力の在り方について活発に検討を行った」（ワーキングチーム報告書）。その結果は、2月24日に前述の政策金融機関改革に関する合同部会に報告され、JBICの「円借款業務は、（中略）JICAと統合すべきである。（中略）JICAという名称が国際的に広く認知されていることを踏まえ、新たな援助機関を創設するのではなく、独立行政法人国際協力機構法を改正することにより、円借款業務との統合を行うべきである」（同報告書）との方針が了承された。

◆新JICAの方向性の決定（行政改革推進法）

こうして決まった新JICA移行の枠組みは、行政改革推進法によって規定された。同法の新JICAに関する規定は次のとおりである。

第12条 2 国際協力銀行の業務のうち、（中略）海外経済協力業務は、独立行政法人国際協力機構法（中略）を改正するための措置を講じて、独立行政法人国際協力機構に承継させるものとする。

行政改革推進法案は2006年3月10日に閣議決定され、第164国会（常会）における審議を経て、5月26日に参議院本会議で可決、成立した。こののち作業は国際協力機構法の改正作業に進むこととなる。

2 新JICAの組織設計

◆新時代のODA実施体制づくり

これまで見てきたように、新JICAへの移行は、ODA改革の側面を意識しつつも、議論としては政策金融改革の文脈で決定された。したがって、新JICA移行の具体的作業を開始するにあたり、その意義と目的について、改めてODAの戦略性向上、援助の質と国際競争力の向上等の観点から再定義が試みられたのは当然のことであった。

2006年4月には、JICAに「統合準備室」、JBICに「移行準備室（海外経済協力業務）」が設けられ、外務省経済協力局（その後8月に国際協力局に改組）を中心に検討が進められた。その結果は、「新時代のODA実施体制作り（新JICAの制度設計のポイント）」として取りまとめられ、6月12日に外務省・

JICA・JBICの共同文書として公表された。

同文書は、「今回の統合の狙い」として「総合的な援助機関に相応しい新たな体制と組織文化の創造」を謳い、次いで「統合の際の三原則」として、「効率性・機動性」「相乗効果」「一体感」を掲げた。そして、業務、組織、人事のあり方といった具体的検討に関しては、①統合／簡素化された業務フローの確立を目指す、②地域を中心とした組織の編成、③専門的能力が活かされ、高められると同時に、組織としての一体感を醸成する人事・研修制度、④対外的な窓口の一本化（国際機関、NGO、民間企業、大学・研究機関、地方公共団体等）、⑤ODAに関する知的拠点の確立、を通じて、新JICAが戦略的なODAを機動的かつ迅速に実施に移す役割を担うとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の有機的な連携を図り、援助の戦略性向上、援助効果の一層の拡大を図るとの目標を提示した。

以後、同文書は通称「外JJペーパー」として新JICA移行作業にあたり折に触れ参照されることとなる。

❖国際協力機構法改正にあたっての主な論点

前述のとおり、新JICA移行は、国際協力機構法の改正を通じて行われることとなり、同法を主管する外務省を中心に財務省、JICA、JBICが関与する形で検討が進められた。当時のJBICは、国際協力銀行法によって直接に設立された特殊法人であり、独立行政法人たるJICAの管理・運営とは異なる点を有していたことから、これらの処理が問題となった。以下、順次見ていくこととしよう。

(1) 新JICAの業務

新JICAの業務を法定するにあたっては、JBICから移行する業務（JBICでは「海外経済協力業務」）を「有償資金協力業務」としたうえで、政府間の協力を中心とする業務を、各援助スキームの制度開始時期に従って、技術協力業務（1954年開始）、有償資金協力業務（1958年開始）、無償資金協力業務（1969年開始）の順に新国際協力機構法第13条1項に規定することとした。

(2) 区分経理と議決予算

従来、JICAの予算は、独立行政法人通則法の枠組みのもとで、当年度に必要な業務に充てる財源を外務省が同省の予算からJICAに運営費交付金として交

付し、中期目標期間終了時に残余が生じた場合には国庫納付することが国際協力機構法で定められていた。一方、海外経済協力業務のJBICの予算は、JBIC自身が国会の議決を経て予算措置をし、年度ごとに利益が生じた場合には、財務の健全性維持の観点から、資本金と同額に積みあがるまで、準備金として積み立てることが国際協力銀行法で定められていた。また、決算の時期については、JICAは年一度（3月）、JBICは年二度（9月、3月）とされていた。

新JICAへの移行にあたって、JBICと関係省とは早い段階で、基本的に経理を区分し、それぞれの勘定について移行前の仕組みを維持する方向で認識が共有されていた。しかし、JICAからは、勘定ごとに異なる予算制度を持つことで財務の一体的な運用に支障が生じるとの強い懸念が示され、予算制度の一本化が強く主張された。この点に関しては、JICAから政府、関係国会議員等への働きかけが法案提出の直前まで続いたが、最終的には区分経理とする方向で意思統一が図られた。この結果、新JICAは従来のJICAの勘定を承継する「一般勘定」と、JBICの海外経済協力勘定を承継する「有償資金協力勘定」の二勘定を有することとなり、後者に関しては、予算上国会議決予算とされ、「独立行政法人国際協力機構（有償資金協力部門）」として引き続き「政府関係金融機関」に位置づけられることとなった。

新国際協力機構法では、こうした区分経理に対応する多くの規定が加えられたため、「財務及び会計」に関する章（第17条～第37条）が新たに設けられた。

(3) 中期目標・中期計画との関係

予算面と関連するが、独立行政法人は、主務大臣から示された中期目標に基づいて中期計画を作成し、その中で中期計画期間（5年間）に必要な予算を示して主務大臣の認可を得ることが、独立行政法人通則法によって定められている。そして、中期計画中に示された予算に基づき、主務省が独立行政法人に対し、年度ごとに必要な予算を運営費交付金として交付する。ところが、有償資金協力勘定に関しては、前述のとおり年度ごとに新JICA自身が国会の議決を経て予算措置を行うので、中期計画上の主務省と独立行政法人予算管理の仕組みとは異なるということになる。そこで、予算管理の重複矛盾を避ける観点から、有償資金協力業務の予算に関しては、中期計画には記載しないよう定めることとした（第16条）。

(4) 主務省等

新JICA発足前の体制としては、JICAの主務大臣は外務大臣とされる一方、JBICの主務大臣は、役職員や財務会計その他の「管理業務」については財務大臣、「海外経済協力業務」については外務大臣となっていた。新JICAでは、関係省間の調整の結果、外務大臣を主務大臣とし、「有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項」について、外務大臣と財務大臣との共管とすることとされた（第43条）。また、有償資金協力業務についてのみJBICと同様の金融庁検査に関する規定が設けられた（第39条）。

◆従来の業務に関する変更

上記のような、組織の統合に直接関連した分野だけでなく、従来の業務についてもいくつかの重要な変更があった。

(1) 無償資金協力

新JICA発足前は、無償資金協力は「国の協力事業」であり、その「実施」とは被援助国政府等に対して資金を贈与すること、との考え方があった。このことから、無償資金協力におけるJICAの役割としては、JICAが事業主となって実施する技術協力とは異なり、あくまで国が行う無償資金協力の「実施」を「促進」することにとどまると整理され、その旨法定されていた。これに対し、新国際協力機構法では、援助を効果的に実施していくうえで、現場でのノウハウを含めたJICAの専門的知見を最大限活用していくことが適当であるとの観点から、無償資金協力の「実施のために必要な業務」については、原則としてJICAが行うことが法定された。

これに伴い、目的規定（第3条）に「無償の資金供与による協力の実施」が規定されるとともに、業務規定（第13条1項3号）では、JICA実施分の業務（無償の資金協力の実施のために必要な業務）と外務省実施分への実施促進業務（契約の締結に関する調査、斡旋、連絡その他の必要な業務、契約の履行状況の調査）とが書き分けられ、JICA実施分に加え、外務省実施分についても、必要に応じ実施促進業務を行うことが規定された。また、無償本体資金の交付および管理に関する規定が新設（第35条）され、協力案件決定のたび（閣議決定ごと）にJICAが資金の交付を受け、管理することとされた。そして、事業年度終了時の残余金については「原則国庫返納な

るも、外務大臣の判断により他の新規事業に充当可能」との趣旨が規定された。これにより、それまでは無償資金協力事業では閣議決定額を過不足なく使い切ることを前提としていたが、残余金の他事業への活用が制度上可能となった。

(2) 受託業務

新しい国際協力機構法では、受託業務に関する規定が新たに設けられた（第13条3項）。JICAの業務の範囲内で、他機関から業務を受託すること自体は、独立行政法人通則法の一般解釈に基づき可能であったが、これまで以上に開発途上地域と国内外の国際協力に携わる幅広いリソースと連携し、援助協調や幅広い国民参加を推進するとともに、オールジャパンとしての包括的な協力を寄与する観点から、明文の規定として設けられたものである。

(3) 調査・研究

JBICでは、「業務に関して必要な調査を行うこと」が「業務の範囲」として法定されていたが、JICAで行う各種調査研究は国際協力機構法のもとで機構の「附帯業務」と整理されていた。新国際協力機構法では、ODA改革および国際社会の動向を踏まえて、各種調査研究が援助機関における業務としての比重を増してきたことを受けて、「調査及び研究」を「業務の範囲」として明文で規定することとした。そして、JICA国際協力総合研修所とJBIC開発金融研究所の海外経済協力の関係部署を母体とする「JICA研究所」が、新JICA本部所属の組織としてJICA市ヶ谷ビル内（新宿区市谷本村町）に誕生することとなった。

◆国会審議、新国際協力機構法成立

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案は、2006年10月13日に閣議決定、第165回国会（臨時会）に提出された。審議の経過は以下のとおりである。

衆議院外務委員会 審議

10月25日

同 議決

10月27日 可決（全会一致）

衆議院本会議 議決

10月31日 可決（全会一致）

参議院外交防衛委員会 審議・議決

11月7日 可決（全会一致）

参議院本会議 議決

11月8日 可決（全会一致）

なお、衆議院外務委員会の議決に際して、①有償資金協力、無償資金協力および技術協力各協力間の連携強化、②国別、地域別の、各機能の一体的かつ効果的な運用を図ること、③国際協力機構の円滑な組織改編と適正な人材配置、人材育成、その他について、政府の適切な措置を求める附帯決議が付された。

こうして、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（新国際協力機構法）は、「平成18年11月15日法律第100号」として公布され、新JICA発足の2008年10月1日から施行されることとなった。

3 実務の統合作業

◆作業体制と業務フロー

実務の統合作業にあたっては、前述のように、両機関にそれぞれ「統合準備室」（JICA）、「移行準備室（海外経済協力業務）」（JBIC）が設けられ、取りまとめ、両機関間の調整にあたりるとともに、それぞれの関係部局間で、①業務フロー、②組織・機能、③人事、④財務、⑤調達、⑥調査研究・人材育成、⑦システム、⑧広報・CI、⑨無償の9つのタスクフォースが設けられ、作業にあたった。

以下に、いくつかの論点を紹介する。

まず、新JICAでは、「業務、組織、人事制度等あらゆる面でシンプルで合理的な意思決定と機動的かつ迅速な実施のメカニズムを作り上げ、3つの援助手法を有機的に連携させる相乗効果の発揮、組織としての一体感の醸成を目指し、思い切った発想で新しい制度作りに取り組む」との方針のもと、業務フローに関しては、「技術協力、有償資金協力、無償資金協力（中略）各手法の特性に留意しつつも、例えば国・地域別の業務の実施方針を作る上では、統合・簡素化された業務フローの確立を目指す」（外JJペーパー）こととされた。そして、以下のとおり、統合を好機と捉え、業務フロー・タスクフォースが中心となって、それまでの各スキームの業務手順について改善が施された（図1-5）。

(1) 戦略性・計画性強化

①「地域別援助戦略」の導入

地域別の中期的な協力戦略、協力規模および協力計画を定めた「地域別援助戦略」を策定し、国別援助実施方針作成にかかわる基礎資料などに活用することとした。

②「ローリングプラン」の導入（その後「事業展開計画」に改称）

国別に、中期（5年間）の事業展開計画を整理し、援助重点分野、開発課題、現状と課題、方針、プログラム名、スキームおよび案件準備状況等を記述したローリングプランを作成し、相手国政府・実施期間、他ドナーとの政策対話や情報交換、現地ODAタスクフォースでの協議に活用することとした。

③プログラム化の促進

援助の戦略性向上や協力シナリオの実現に向けて、プログラムを設定し、ローリングプランに反映することとした。策定にあたっては、地域部がプログラム化を図る課題を決定し、プログラム計画書に目標、協力シナリオ、構成プロジェクトおよび全体予算額などを取りまとめる。

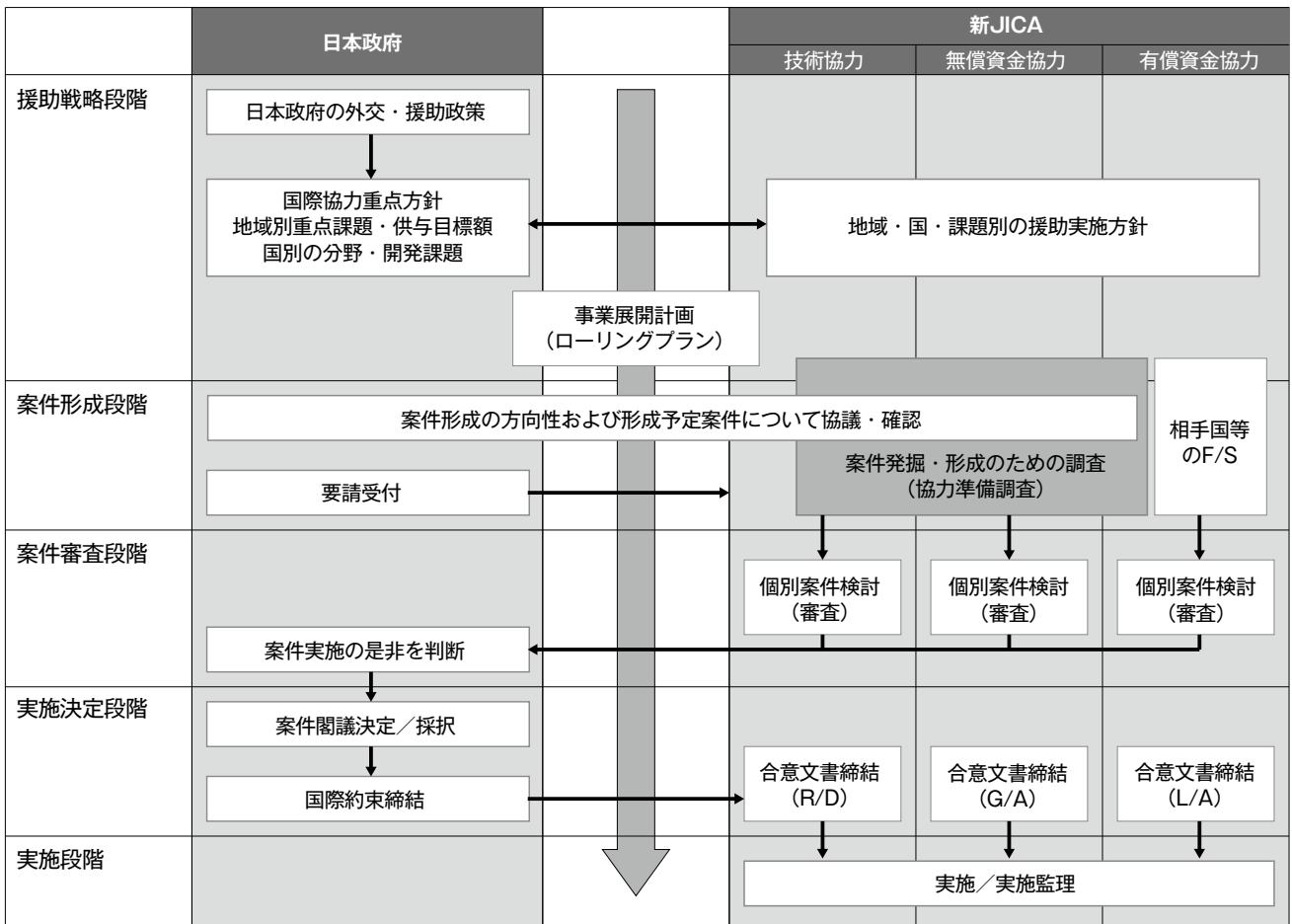
(2) 案件形成段階の迅速化（「協力準備調査」の導入）

案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、3スキームの相乗効果を発現するために、プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性の確認を行う調査として「協力準備調査」を導入した。特に無償資金協力においては、無償事業本体の供与の前の基本設計調査を実施する段階で調査実施に関する要請・採択を別途行っていたが、これを不要としたことは画期的である。

また、協力準備調査の成果として、事業特性に応じた適正な事業費（技術協力を除く）の算定が求められ、「協力準備調査設計・積算ガイドライン」を定めた。特に無償資金協力事業の積算については、新たな方法を導入するための指針とともに、算定された事業費の妥当性を確認する方法も示された。

(3) 案件審査と審査結果の政府報告様式の統一（「案件計画調書」の導入）

図1-5 新JICAの業務と外務省との役割分担



全スキーム共通に、各案件の審査は、協力準備調査等の結果を取りまとめた「案件計画調書」様式に基づき行い、これにより政府に対してJICA内審査結果を説明・報告することとした。

(4) 無償資金協力の国際約束・先方合意文書の変更（「贈与契約」の導入）

JICAが実施を担当する無償資金協力においては、無償事業の実施を決定し、約束する行為を交換公文（E/N：Exchange of Note）として日本政府が締結し、JICAの役割（贈与主体、実施監理責任ほか）を明確にした合意文書として「贈与契約」（G/A：Grant Agreement）を相手国とJICAとの間で締結する方式が新たに導入された。

(5) 予算管理

地域部による地域配分・国配分に関する予算管理上の役割を強化することとした。地域部が策定する3年から5年程度の中期的な予算計画案に基づき年度計画および地域配分計画を作成し、年度ごとの予算執行管理に関しては、ロー

リングプラン更新に伴う配分予算調整・対外折衝などマクロ的管理は地域部が行い、個々の案件の執行管理は事業実施部署が行うことを基本とした。

(6) 有償資金協力勘定による技術支援予算の新設

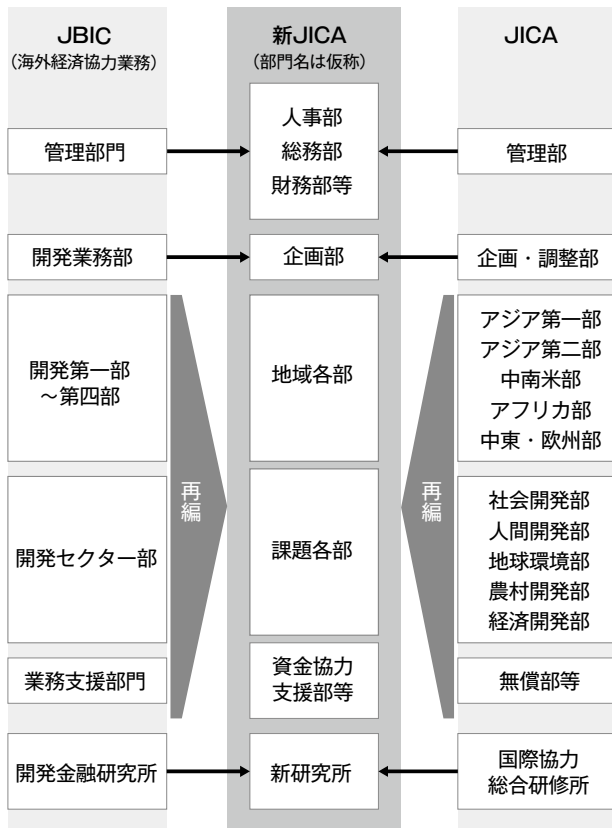
2008年度下期より、円借款の迅速化・開発効果増大のための技術支援を目的とした新規経費が計上された。具体的な用途としては、①円借款迅速化支援業務（F/S、D/Dなど）、②円借款開発効果増大支援業務（専門家、技術支援型プロジェクトなど）、③プログラム/セクター評価、などを想定したものである。

◆組織・機能

新JICAの組織のあり方については、次の方針が「外JJペーパー」に示された。

- ①企画調整機能を統合し、国や地域をまたぎ、3つの援助手法による事業の計画と実施全体を調整するとともに、事業予算の適切な執行が行わ

図1-6 新JICAの組織イメージ



れるよう留意する。

- ②地域を中心とした体制の確立を進め、各国・地域ごとに3つの援助手法をまたぎ、援助の全体像を管理できるようにする。
- ③開発の各分野や各課題の担当については、その知見を生かしつつ、地域担当をサポートし、協働しうる体制を構築する。
- ④組織・機能の改編にあたっては、移行作業がスムーズに行われ、長年蓄積されてきた経験・知見が活用されるよう配慮する。あわせて、各援助手法の特色が十分発揮できるようにする。

具体的な検討では、図1-6のとおり、管理部門については統合・効率化、地域・課題部門については再編・統合といった形で検討が進められた。この結果、新JICA発足時の体制は、本部（26部、5室^{●46}、2事務局、1研究所）、17国内機関、56在外事務所となった。

◆人事・制度

統合前のJICAとJBICの人事・給与・福利厚生等の制度は自ずと異なるものであったが、新JICAの職員の一体感醸成のためには、人事・給与制度の一本化が必須であった。主な検討事項は以下のとおりである。

(1) 就業規則

新JICAの就業規則は、JICA就業規則をもとに、JBICの就業規則と比較検討のうえ、必要な事項を盛り込む形で作成が進められた。例えば就業時間については、JICAでは7時間勤務（9：30～17：30）、休憩時間1時間（12：30～13：30）、一方JBICは7時間30分勤務（9：00～17：15、フレックス制度あり）、休憩時間45分間（12時前後において業務に支障のないように実施）となっていた。新JICAでは、7時間30分勤務（9：30～17：45、フレックス制度あり）、休憩時間45分間（業務に支障のない範囲で、12時30分前後から休憩時間を開始）という形に整理された。

(2) 勤務地限定制度

JICAでは総合職に一本化された職系が構築され、海外勤務受諾・経験を非管理職層の昇格の要件としていた。一方JBICでは、総合職と、転勤命令受諾を雇用条件としない一般職との二職系で運用されていた。新JICAでは職系を一本化したうえで、JBIC一般職職員の適切な移行を考慮して、勤務地限定制度を設け、希望する場合には職員自身の選択によって、一定の給与調整を条件に一時的な転勤免除を確保することとした。勤務地限定制度は、JBIC一般職から移行した職員だけでなく、新JICA職員がライフステージに応じたワークライフバランスを確保するための制度として、活用されることとなった。

(3) 階層・役職、人事評価

新JICAへの移行に伴い、JBIC職員の資格階層ごとの役割要件を勘案し、新JICAの資格階層に格付する作業が行われた。人事評価についても、新JICAの階層ごとの評価基準を定め、評価の分布ガイドラインを設けること、評価結果に基づいて適切な処遇差を設けることが合意された。

(4) 給与

新JICAの俸給表適用にあたり、給与が引き下がる

●46 統合時の組織規程では理事長室、監事室、監査室、広報室の4室とされている。ただし、広報誌「JICA's World」第1号（2008年10月）その他対外的には、理事長室、監査室、広報室、気候変動対策室、民間連携室の5室としており、本書では5室としている。

JBIC職員について、一定期間緩和措置を講じるが、すみやかに給与体系を一本化することが合意された。なお、部長については、統合日での給与水準の一本化が実施された。

◆本部所在地の選定

新JICAの本部をどこに置くかについては、調整が難航したトピックの一つであった。JICA本部は、前身の国際協力事業団設立以来、市ヶ谷山脇ビルおよび経済協力センタービルほか（千代田区九段南および新宿区市谷本村町 ～1974年11月）、新宿三井ビル（新宿区西新宿 ～1996年3月）を経て、統合決定時には新宿マイズタワー（渋谷区代々木）に置かれていた。一方、JBIC本店は、竹橋合同ビル（千代田区大手町）に置かれていた。また、新宿マイズタワーは賃借、竹橋合同ビルは区分所有といった保有形態の違いがあった。

新JICA発足にあたっては、一体的業務運営のために本部事務所を集約することとし、「現在の事務所の扱いや効果・効率性の観点等を考慮しつつ、本部の統合に向けた作業を早急に進めていく。事務所の実際の統合にあたっては、業務の継続性に留意しつつ、統合による効果を十分発揮することを目指す」（外JJペーパー）こととされた。

新JICA本部所在地の選定作業では、2006年中ごろからJICA、JBIC双方がそれぞれ物件の探索にあたった結果、JICA側からは主として早期の本部統合といった観点から、港区海岸、同芝浦の物件が提案され、JBIC側からは竹橋合同ビルの一部の資産活用可能性も踏まえ、千代田区平河町、同大手町等の物件が提案された。しかし、いずれの提案も、市況やタイミング等の関係で日の目を見ることにはならなかった。第三の場所に双方が移転した場合、竹橋合同ビルの持ち分を売却するのか、保有を継続して活用するのかについて確たる合意がないまま検討を進めざるを得なかったことも調整を難しくした一因であった。このようななかで、2007年9月ごろから、現在JICA本部が所在する二番町センタービル（当時は「ベルギー大使館建替計画」）が候補として浮上し、同11月までには、一番現実味のある物件と考えられるようになった。

こうして、新JICAは、新宿マイズタワーと竹橋合同ビルとのほぼ中間にあたる現在の場所を本部と



JICA本部（二番町センタービル）

定めることになったのである。なお、二番町センタービルの竣工は2009年7月であったため、新JICA発足後も、しばらくの間は新宿マイズタワーおよび竹橋合同ビルでの業務を継続したが、一方で竹橋合同ビルに青年海外協力隊事務局ほかJICAに由来する部門がマイズタワーから移動し、他方でJBICの職員は大部分がマイズタワーに移動するなど、新JICAで早期に一体感を醸成するための工夫が行われた。

新JICAが二番町センタービルで業務を開始したのは、統合・新JICA発足約1年後の2009年9月であった。

◆在外事務所の統合

統合が決まった2005年度末時点で、JICAは56ヵ所の在外事務所を、JBICは27ヵ所の海外駐在員事務所（2006年度開設のアンマン事務所を含む）を展開していた。このうち、双方の事務所が存在する19ヵ所について、「受入国毎の事情を踏まえつつ、統合に向けた作業を早急に進めていく」（外JJペーパー）こととされた。そして、事務所ごとに、業務内容や現地採用職員（ナショナルスタッフ）の労働条件等について情報交換、協議が行われた。事務所の物理的な統合に関しては、国ごとに、統合・規模拡大に伴うJICA事務所の増床や新規移転の必要性について検討が行われ、順次在外事務所の統合が進められた。また、JBICが事務所を置いていなかった国のJICA事務所でも、基本的に円借款を含む3スキームを担当することとし、人員配置、研修等の準備が進められた。

◆CI——新JICAのシンボルデザイン

統合に際し、新たな体制と組織文化の創造のために、ロゴを変更する必要性も含めて両機関間で協議を行った結果、JICAのシンボルデザインを改定することになった。極力コストをかけずに新たなロゴを作成することになり、それぞれの機関が統合前のJICAロゴを基調とした候補案を作成した。そして、有識者からの意見聴取、役員間の協議を経て決定された。

新JICAのロゴは、従前の「人」「地球＝世界」をテーマとしたシンボルデザインに、新たに「円弧」のモチーフを追加したものである。円弧のモチーフは、組織の活発な動きとともに、「循環型社会」「持続可能な開発と発展」「日本の国際協力、国際貢献が日本社会への貢献にもつながること」などを表現している。また、「i」に架かる円を赤色とし、「地球＝世界」にあわせて「日本」をイメージできるようにし、円弧のグラデーションとあわせて、3スキームを融合させながら、総合的・戦略的に展開・発展する「オールジャパン」の援助機関であることを示している（巻頭「写真で見る国際協力」2009年参照）。

4 そして統合、新JICA発足

◆新JICA設立記念式典

2008年10月1日、新JICAは、国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務と、外務省から無償資金協力業務の一部を承継し、ODAの3つの手法である「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」を一元的に実施する総合的な援助実施機関として発足した。

同日午前中の記念式典において、緒方理事長は、役職員を前に訓示を行い、「統合による成果を具体的に生み出していくよう、これまでのJICA・JBIC双方の知見を結集して一体となって進んでいくことが必要」としたうえで、新JICAが目指すべき援助のあり方として、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」

を進めるとのビジョンを示し、「日本のODAにイノベーションを起こしてもらいたい」と、3つの心構えを示した。

- ①現場こそが援助の原点であることを忘れずに、援助が途上国の一人ひとりに確実に届くこと、分野横断的な取り組みにより「人間の安全保障」を実現していくこと
- ②現場の発想や視点を重視しながら、スピード感を持って開発課題に対応すること
- ③新しい柔軟な発想で、援助効果を最大限に生み出すために「人」「知恵」「資金」の最適な組み合わせを計画し、実行に移すこと

さらに、それらの前提として、「国民の信頼を得るための不断の努力が必要」とし、緊張感を持って仕事に取り組まなければならない、そして海外で活躍する関係者の安全に十分注意を払っていかなければならないことを強調した。

式典には中曽根弘文外務大臣はじめ政府関係者が出席し、中曽根外務大臣からは祝辞とともに、援助手法の枠にとらわれない広い視野に立った最も効率的かつ機動的な取り組み、戦略的なODAの実施、および援助の質の向上と国際競争力の向上などへの期待が表明された。また、中川昭一財務大臣からの祝辞を竹下亘副大臣が代読し、途上国から最も頼りにされる質の高い援助機関となること、JBICの国際金融等業務が統合した日本政策金融公庫^{●47}と連携して国際的な資金協力の戦略的・効果的な実施に努めること、国際開発金融機関との連携を一層強化すること、ODA資金を適切に管理し、透明性の高い業務運営を図ることなどへの期待を表明した。

◆新JICAのビジョン・使命（ミッション）・戦略、そして「3S」

前述のとおり、新JICAは、その発足にあたって「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」を新しいビジョンとして掲げた。そして、①グローバル化に伴う課題への対応、②公正な成長と貧困削減、③ガバナンスの改善、④人間の安全保障の実現を、ビジョン実現に向けた新JICAの「4つの使命」と位置づけた。

●47 2008年10月、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行の国際金融等業務の4つの政策金融機関を統合して発足

また、支援を推進する「4つの戦略」として、①包括的な支援、②連続的な支援、③開発パートナーシップの支援、④研究機能と対外発信の強化が謳われた。

さらに、「統合によって期待されること」として、新JICAの誕生により3つの援助手法が一体的に運用されることで、ODAの運営も大きく改善され、「Speed-up（援助の迅速な実施）」「Scale-up（援助効果の拡大）」「Spread-out（援助効果の普及・展開）」の「3つのS」の相乗効果が発揮されるようになり、質の高い国際協力の実現が可能となると内外に説明された。

◆統合の効果

こうして船出した新JICAの統合の初期効果について、「平成20年度業務実績報告書」（平成21年6月、独立行政法人国際協力機構）は、「統合効果の発揮」として次のように総括・評価した。

機構は、案件の発掘・形成から実施までのプロセスの迅速化に加え、現場のニーズに応じ、多様な援助の手法を有機的に組み合わせること

によって、開発効果の高いパイロット的な事業やモデル的な協力プログラムの規模を拡大し、また、他の地域やコミュニティにも普及・展開させるといった統合効果の発揮を目指した。

迅速化については、協力準備調査及び業務フローの変更により、案件形成段階に要する期間の短縮を図った。具体的には、正式な要請のプロセスを経る前の段階で、事業展開計画（試行版）を実務的なコンセンサス形成のツールとし



円借款事業の協力準備調査（イラク・クルド地域下水処理施設建設事業）

column »

組織統合に寄せる3つの思い

新JICAの誕生は日本のODA実施機関が一元化された画期的な出来事といえる。その背景には3つの「思い」があった。

まず、開発途上国の思い。新JICAの発端は小泉政権の郵政民営化の議論だ。同政権は郵貯の運用先である政策金融の縮減を目指した。貸付残高を対GDP比率で半減するというものだ。だが、ODAたる円借款についてはアジア通貨危機で疲弊した国や他の途上国から強い要望があった。この途上国の「思い」が円借款の縮減に待ったをかけ、縮減対象となる旧JBICから円借款（海外経済協力業務）を切り離す方向となった。

次に、両組織トップの思い。当時、旧JICAは独立行政法人に移行したばかり。旧JBICも統合して日が浅い。必ずしも円借款業務の統合を歓迎する向きばかりではなかった。これをオーバーライドしたのが両組織トッ

プの決断である。実際に2006年の「海外経済協力に関する検討会」で両組織トップはヒアリングを受けた。これが最終的に新JICAでのODA一元化につながった。

最後に職員の思い。歴史や文化の違う組織の統合は、いわゆる「ホチキス」統合になりがちだ。特に給与水準の統合には時間を要するものである。新JICAでもお互いの激変緩和の意味で、当面は技術協力部門と有償資金協力部門に分けて、人が交じり合わない組織とすることも不可能ではなかった。だが、そうしなかったのは、日本のODAを効率化し途上国の開発効果を最大化したいという両組織職員の熱い「思い」であった。こういうことがあった。2006年の旧JICA在外所長会議に旧JBICからも職員が招かれた。その職員は、多少の反発覚悟でこう言った。「組織内で足の引っ張り合いや綱引きをしても途上国の開発は進まない。力の一つにして同じ方向に進むには職員は交りあってお互いを理解する必要がある」。すると、会場からは満場の拍手。その職員は胸をなでおろすとともに、この組織（新JICA）はよくなると実感したという。

て活用し、開発途上国のニーズに応じて迅速かつ機動的に調査に着手が可能な制度設計とした。こうした制度の改編を通じ、円借款事業を念頭においた協力準備調査について、平均で約7ヶ月を要していた調査の要請から実施決定に至るプロセスを約1ヶ月弱に短縮した。今後は、開発効果の早期発現に向けて、協力準備調査の実施後、円滑な本体事業の実施につなげていくことが課題である。

また、統合により、旧機構の在外事務所を活用できるようになったことで、円借款の進捗管理がよりきめ細かくフォローできるようになり、事業の進捗が大幅に改善された結果、融資の実行が7000億円を超え、ここ数年で最も高い水準となった。

事業面での統合効果については、取り組みが緒についたところではあるが、例えば、パキスタンの農業プログラムでは、技術協力による農民組織強化のモデル構築の成果を円借款事業で面的に拡大して活用する計画に着手したほか、モンゴルの社会セクター支援プログラムローン

では、旧機構の教育及び都市計画分野の技術協力の成果・蓄積を踏まえた政策アクションを設定した上で、それらを借款供与の条件とし、さらに、政策アクションの達成をサポートする技術協力の実施を計画する等、政策制度改善に資する技術協力、資金協力を複合的に活用した支援が実現しつつある。



モンゴルでの「子どもの発達を支援する指導法」に基づく授業（技術協力）

第2章

統合後の
国際協力機構の軌跡

2008～2018

第1節

世界情勢と国際援助の動向

グローバル化の光と影

1 世界金融危機の発生と反グローバルズム

◆世界金融危機の発生

2000年代半ば以降、中国をはじめとする開発途上国経済が高成長を遂げ、世界経済は大きく混乱することもなく、順調に成長していった。特に途上国経済は、中所得国から低所得国まで、平均して大きく先進国の成長率を上回る伸びをみせ、先進国と途上国の「デカップリング」が生じているともいわれた。しかし、このような順調な世界経済の進展の裏で、先進国、特に米国の金融部門では大きなひずみが生まれつつあった。

ITバブルの崩壊と同時多発テロ後の不況を乗り切るため、FRBは大幅な金融緩和を行ったが、その後の経済の回復傾向に伴い、2004年以降は短期金利の引き上げに舵を切った。しかし短期金利の引き上げにもかかわらず、長期金利はほとんど反応せず低位にとどまった。

このような長期金利の低位安定に対し、より利回りの高い投資商品を求める声が強くなるなか、金融機関は住宅融資債権の証券化を進めた。この証券化は、銀行の大きな収益源となる一方、将来的な貸し倒れリスクを負わない（証券化された金融商品の購入者に移転する）ため、金融機関としての適切な審査がないがしろにされ、借り手に対するモニタリングも弱まった。また、低利回りに満足しない投資家向けに、より信用力が劣る債務者への融資をまとめた「サブプライム債券」を組成し売却した。この結

果、本来であれば融資を受けるだけの収入がない、信用度の低い借り手にまで融資が拡大した。当時は住宅価格の上昇が続くと想定されていたため、金融商品の購入者にも損失は発生しないと期待されていた。

投資家には複雑に組成されたサブプライム債券の信用力を判断する情報がなく、格付会社による格付が判断基準となった。しかし格付会社はこれらの債権に対し、必ずしも十分な検討をすることなく投資適格の格付を与えた。このためサブプライム債券は、ローリスク・ハイリターン投資商品と見なされ、多くの投資家が購入した。このような金融環境が、さらに住宅物件への需要を高め、不動産価値も上昇し、それが新たなサブプライム債券を生むという形のサイクルができあがった。こうした状況をバブルではないかと疑う声はあったが、IMFは、すでに住宅市況の変調が出始めていた2007年半ばに至っても、このリスクを過小評価する報告を出していた。この点は、その後、IMF内の独立評価室によっても、強く批判されることとなった。ただし、これはIMFのみに限らず、FRBも楽観的な見方を示していた。

このような金融市場の投機的な動きは、住宅以外の資産市場でも起きていた。特に一次産品市場では、市況の急騰が続き、NY原油価格は2008年7月には前年同月の69.5ドルから131.2ドル（いずれもバレル当たり）へ、1.9倍の急騰となった。食料価格も同様で、コメ価格は、2007年4月の322.3ドルから2008年4月には1015.2ドルへ、小麦価格は、2007年3月の173.3ドルから2008年3月の403.8ドルへ、また大豆価格も、2007年7月の313.5ドルから2008年7月の554.2ドルというように、異常な急騰をみせていた（いずれもトン当たり）。このような農産品

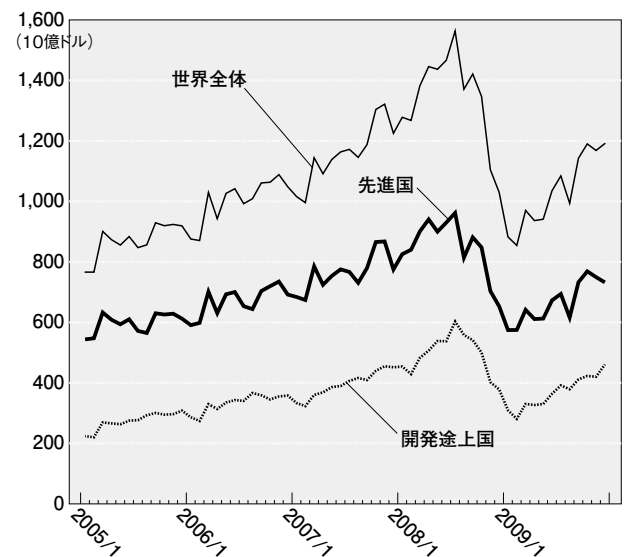
価格の高騰は、途上国の住民の多くが農業に従事していることから、彼らの利益になるはずであったが、農村出荷時の価格にそのまま反映されるわけではなく、農家所得レベルで同じ水準での価格上昇利益は得られなかった一方、肥料、種子などの投入財価格はすでに高騰しており、次の作付けができないという「食料価格危機」を引き起こすことになった。

不動産バブルの崩壊懸念は、2007年春ごろから顕在化し始めていた。2008年9月にリーマン・ブラザーズが破綻すると、「100年に一度」といわれる世界的な金融危機が発生した。この住宅金融危機は、株式などの金融資産のみならず、石油、金、銅をはじめさまざまな商品市況に資金をつぎ込んでいた投機的資金にも影響が及び、商品市況は急落を免れなかった。この結果、それまで資源輸出を主要な収入源として好調な経済を維持してきた途上国経済に、大きな負の影響を及ぼした。世界の経済成長率は、2007年の4.25%から2008年の1.8%、2009年には▲1.7%へと大きく落ち込んだ^{●48}。

当初、この危機は米国等の一部金融機関にのみしかかわる問題であり、必ずしも世界的な影響が及ぶものではないと考える向きもあった。特に米国のサブプライム債券等への投資がほとんどない日本では、この問題の影響は限定的との認識があった。しかし、世界中の資金の流れの大半は、そのどこかで米銀を経由しており、米国金融市場の混乱は瞬く間に世界

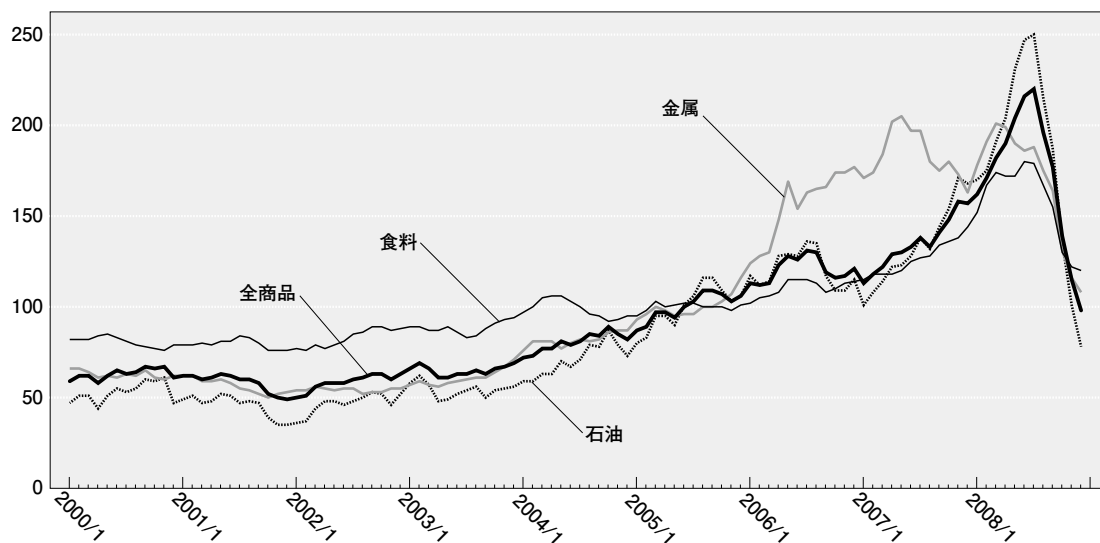
中に広がった。特に実体経済に大きな影響を及ぼしたのが貿易信用である。輸出業者は信用状を担保に運転資金を調達し、輸出製品の製造を行うが、金融機関がリスク回避姿勢を強めると、この資金の流れが滞ってしまう。このため、世界の貿易の流れがGDPの低下以上に急激に収縮することとなり、貿易が「蒸発した」とまでいわれる事態に至った。この結果、1997～98年の金融危機の後遺症から立ち直りつつあった日本経済は、前回の金融危機時以来のマイナス成長に陥った。新興・途上国グループのうち

図1-8 輸出額の推移



(出典) IMF Direction of Trade

図1-7 商品価格の推移 (2005=100)



(出典) IMF Commodity Price データベース

●48 世界銀行World Development Indicators

最も大きな影響を受けたのは東欧地域で、経済は2007年の7.7%から2008年には4.3%、2009年には▲6.1%の大幅なマイナス成長に落ち込んだ。また米国との経済的結びつきが強いラテンアメリカ諸国も、同期間、6.0%から4.1%、▲1.8%へとマイナス成長に落ち込んだ。サブサハラ・アフリカ諸国はマイナス成長こそ免れたものの、2007年の9.0%から2008年には5.8%、2009年には1.5%へと低迷、アジア途上国は他地域に比べれば高い成長率を維持したとはいえ、12.3%から8.4%、7.7%と落ち込み幅はきわめて高かった。

なお、この危機に対し、IMFがとった処方箋は、アジア通貨危機の際とは大きく対照的なものだった。例えばアイスランドのプログラムでは、政府は国内預金に対する全額保護を提供、海外の預金者に対しても財政資金を用いた損失補償を提供することも認めた。また銀行部門の健全性については、すでに破綻状態にあった3行の処理のみに集中し、それ以外の銀行の資産査定などを行うことで、追加的な銀行閉鎖が起きる不安を高める政策は行わないこととした。財政政策についても2009年度は緩和策をとり、将来の再建策の策定についても、その経済成長に与える影響とのバランスを強調する姿勢を明確にしていた。

◆反グローバリズムの隆盛

金融危機は先進国経済の成長率を長期間にわたって低位に押しとどめ、「長期停滞論」がいわれるようになった。この結果、先進国においては、一向に改善しない生活水準の原因を経済のグローバル化に求めるポピュリズムが拡大している。欧州では、流入する難民問題への懸念も絡み、これまでの欧州統合の動きを懐疑的にみるグループが勢力を伸ばしている。また米国では「米国第一主義」を掲げるトランプ政権が誕生し、自由貿易協定への反対、パリ協定からの離脱、難民受け入れの拒否といった内向きの政策を推し進めようとしている。

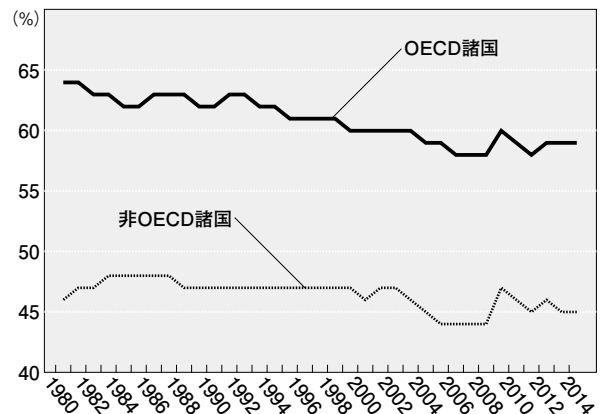
この背景には、過去、財および資本の国境を越えた取引が活発化するなかで、富裕層が劇的に所得を伸ばす一方、中間層以下の国民の所得が伸びなかったという認識がある（むしろ低下したとの指摘もある）。すなわち、1980年代以降のグローバル化の進展において、先進国の中間層は、開発途上国の低賃

金の労働力に雇用を奪われ、これが中間層の貧困化を引き起こしたとする見方である。このような認識のもと、自国の労働者が雇用を奪われないような新たな「公正な貿易」体制をつくるべき、との主張が一定の支持を集めるようになってきている。

経済のグローバル化が進むなかで、必ずしもすべての労働者が利益を得ているとは限らない。先進国の反グローバリズムは、これを先進国労働者と途上国労働者の間での競争とみているが、世界的な視点でみると、付加価値のうち労働者への報酬に充てられる割合（労働分配率）が低下していることが確認される。この背景にはさまざまな要因が考えられているが、その大きなものとして、生産工程の機械化があげられる。これは先進国のみならず、途上国においても同様である。

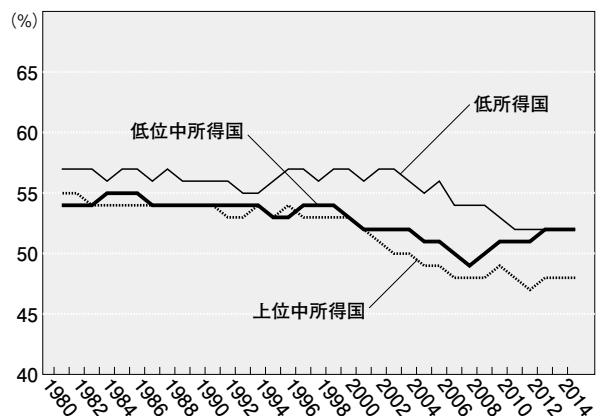
これまで途上国の経済成長は、生産活動に参加す

図1-9 高所得国の労働分配率



(出典) Penn World Table 9.0

図1-10 開発途上国の労働分配率



(出典) Penn World Table 9.0

※開発途上国データは時点により利用可能なデータ数に違いがある点に注意

る労働者の所得の上昇をもたらし、これが中間層を生み出すことで国内消費市場も拡大し、さらに生産活動が活発化する、という好循環の中にあった。しかし今後、中所得国では生活水準の上昇に伴い賃金水準の上昇が避けられず、これにより熟練度の低い製造工程が、さらに賃金の低い低所得国へと流出する圧力に直面する可能性がある。あるいは、中所得国の企業が低賃金競争に抗するため機械化を進めるかもしれない。このいずれの場合においても、中所得国の労働者にとっては痛手となる。労働者の所得の伸びが低下していけば、このような中間層の拡大を伴う経済成長が実現されなくなるおそれがある。これはSDGsにおける貧困からの脱却目標の達成を危うくさせるのみならず、高所得層の所得増を通じて、国内の不平等をさらに悪化させる要因ともなりうる。現在、先進国で起きているのと同様の社会的不満が、中所得国でも発生することが懸念される。

2 国際パワーバランスの変化と新たな国際合意

◆G20サミットの誕生と中国の隆盛

世界金融危機の発生後、米ブッシュ大統領は、G8のみでは世界規模の経済的課題に対応するには不十分として、2008年11月に「G20サミット」を開催した。1999年以降、G20財務相・中央銀行総裁会議は開催されていたが、首脳によるサミットを開催したのは、これが初めてである。この第1回会合以降、2010年までは半年に一度、2011年以降は年一度の頻度でG20サミットが開催されていった。この過程で、国際機関における開発途上国の投票権拡大の必要性がさらに大きく議論されるようになった。

2009年4月のG20財務相・中央銀行総裁会議では、IMFの増資（2500億ドル→7500億ドル）が合意された。また出資金である「クォータ」以外の資金調達手段を拡充して、より多額の資金調達が可能になるよう、「新規借入取極」（NAB：New Agreements to Borrow）の参加国および借入枠を増やすこと、さらにIMFの特別引出権（SDR）の配分額を214億SDRドルから1670億SDR（2500億ドル）へと拡大することも合意した。これに伴い、IMFクォータ見直し

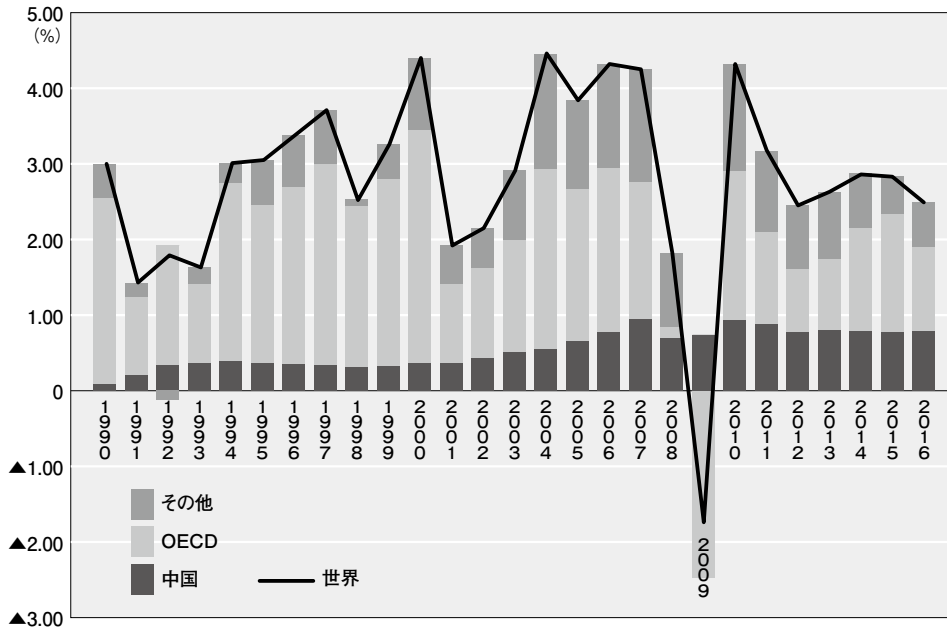
期限を2011年末までと、2年前倒しすることとなった。クォータはIMF理事会における議決権に直結しており、これを世界経済におけるシェアを反映して、新興国により多く配分すべきという声は非常に強く、これにより、中国をはじめとする新興国の発言力を高める国際機関改革が進むこととなった。

一方、中国は金融危機の余波を防ぐため、国内公共投資を大幅に拡充する巨額刺激策を実行した。しかし、この巨額刺激策は、結果的に中国国内の生産能力を過剰な水準にまで高めることとなった。経済成長率自体が安定化に向かい内需の伸びが制約されるなか、工業部門の過剰生産能力は製品価格の下落を引き起こし、結果的に国内投資を抑制し、これが所得と消費を制約した。また企業債務の急増を招いて企業経営を圧迫し、経済運営上のリスク要因ともなった。このため、中国政府は過剰生産能力の解消策として、国内企業に世界経済への展開を促す「走出去」戦略を進めたが、これは国際経済にも大きな影響を及ぼし、特に鉄鋼製品の輸出急増は、日米欧との間での貿易摩擦を深刻化させていった。世界経済が低迷するなか、中国が日本の年間生産量に匹敵する鉄鋼輸出を行ったことで、先進国の鉄鋼産業は大きな損失を被ることになった。

一方、このような国内の過剰生産能力の解消策として、また巨額に積みあがった外貨準備の活用策として、アジアインフラ投資銀行（AIIB）、新開発銀行（NDB、いわゆるBRICS銀行）の設立を含め、中国は途上国支援にも力を入れ始めた。SDGs達成に必要な資金量、特に途上国を世界経済に統合し、貿易・投資のリンケージを進めるうえで必要なインフラ投資の必要額は膨大な金額に上り、世界銀行などの国際機関を含む伝統的なドナーのみで賄いきれるものではない。この観点から中国等の新興ドナーの登場は、多くの途上国にとって歓迎すべき事項ではある。しかしその資金協力（中国輸出入銀行、中国開発銀行等の非ODA資金も含む）が、必ずしもSDGsの達成を最重視したものでなく、自国の資源確保、政治的思惑などから提供されることから、必ずしも経済性が確保されない事業も建設されていった。またこの結果、受け入れ国が債務返済に行き詰まると、資源採掘権や施設運営権等を取るケースも少なからずあることが、広く問題視されるようになってきた。

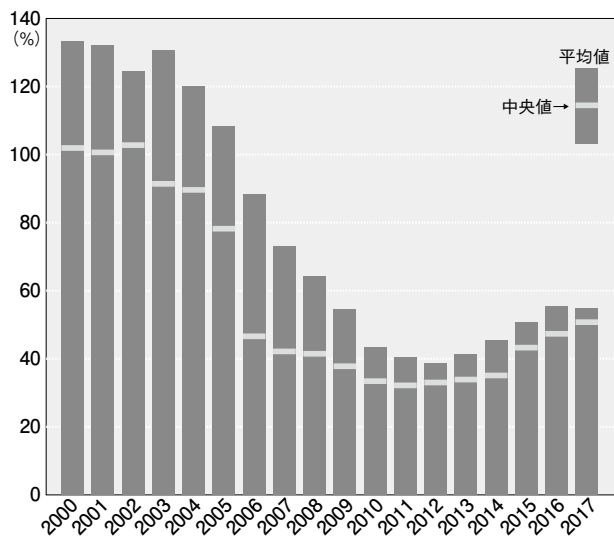
なお、低所得国の債務状況については、中国借款

図1-11 世界のGDP成長率と地域別寄与度



(出典) 世界銀行 World Development Indicators

図1-12 アフリカ低所得国の公的債務比率 (対GDP)



(出典) 世界銀行 World Development Indicators

に限らず、商業借入の拡大も観察できる。未曾有の金融危機に対し、先進各国の中央銀行はゼロ金利政策（あるいはマイナス金利）、量的緩和政策等、「非伝統的金融政策」で対処することとなったが、これが世界的なカネ余り状況をもたらし、機関投資家にとっては、必要な利回りを確保することができなくなった。このため、より利回りの高い融資先を探す動きを強めることとなり、途上国の民間資金調達により容易となった。金融危機対応のための財政出動が容認されたこととも相まって、一部の途上国では

債務状況の悪化が懸念される状況にもなってきている。

◆援助アジェンダとしてのインフラ回帰

世界金融危機への対応策を進めるなか、世界銀行において、このころから「インフラ回帰」ともいえる姿勢が明らかになってくる。世界銀行のインフラ向け融資規模は、2003年度（2002年7月～03年6月）には70億ドル規模だったが、2009年度には200億ドルにまで増加させた。金融危機以前からインフラ重視へと徐々に姿勢を転換していたが、金融危機を経て、危機対応策としてのインフラ支出の維持、さらなる拡大の必要性を主張するようになった。世界銀行は、さらに個々の開発途上国の景気対策にとどまらず、世界的な総需要の維持・拡大の一環としても、途上国のインフラ支出を拡大すべきと呼びかけ、迅速かつ効果的なインフラ支援に向けた協力プラットフォームとして、2008年にInfrastructure Recovery and Assets (INFRA) Platformを立ち上げた。またアフリカを重点支援対象とし、IDA 15次増資（2008～11年）にあたって、アフリカ諸国への資金配分の増額とともに、その資金配分の半分をインフラ開発や地域統合事業へ充当する方針を示した。

このようなインフラ重視の姿勢は、他の二国間ドナーにも共通してみられる。日本は従来もインフラ重視の姿勢だったが、2008年5月に横浜で開催した

第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）において、成長の加速化を重点議題とし、インフラおよび農業分野への40億ドル支援をコミットした。英国国際開発省（DFID）は2007年に策定した「Growth and Infrastructure Policy Paper」において、成長促進に向けたインフラ、民間セクター開発、貿易重視の姿勢を明確にした。EUも、20億ユーロのEU Africa Infrastructure Trust Fundを立ち上げ、加盟各国の追加拠出により、これを50億ユーロにまで拡大する方針を発表した。また米国ミレニアム挑戦公社（MCC）は各国のコンパクトの中で、いずれも運輸インフラを主要な支援事業として取り上げている。

また、国際機関、OECD諸国とは別に、中国のインフラ支援も徐々に拡大しつつあった。HIPC債務削減ののち、先進国からのアフリカにおけるインフラ整備資金（借款）の供与が絞られていたなかで、中国はアフリカを中心に開発途上国において積極的にインフラ建設を推進していった。

日本のインフラ支援に対しては、一時期は「逆風」も吹いたが、それでも日本は首尾一貫してその重要性を唱えてきた。そこに、上述のとおり2000年代に入ってから日本の主張に世界の情勢が追いついてきたような恰好となってきた。日本の継続したインフラ支援は国内（政府、JICAを含む関係機関、民間セクター）へのノウハウの蓄積をもたらし、近年の質の高いインフラ支援を可能とした。

◆持続可能な開発目標（SDGs）の合意

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の合意形成がなされ、2016年1月に発効した。SDGs（Sustainable Development Goals）には、17の目標と169項目の達成基準が盛り込まれている。MDGsで目標とされた貧困や社会開発といった主に開発途上国の開発課題のみならず、気候変動や持続可能な消費と生産といった先進国も含めた課題を対象としていることが特徴の一つである。また、MDGsでは必ずしも明示的に含まれなかった国内での不平等、質的な側面に関する課題も含まれ、さらに目標達成のためのステークホルダーとしても、政府や援助機関

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsの17の目標

のみならず、民間セクター、市民セクターも含むものとなった。

またMDGsが事務局主導で、十分なコンサルテーションなく策定されたことへの批判も受け、SDGsの策定には最終的に70カ国が参加し、市民社会、NGO等も含む大規模なプロセスとなった⁴⁹。一方で、多くの参加者の合意を得るため個々の団体が推す特定 이슈を盛り込むためのロビー活動も活発に行われた結果、MDGsに比べ目標が非常に多くなってしまったことは否めない。さらにSDGsの各々の目標は相互に関連しており、相互補完的な目標もあれば、逆にトレードオフが生じる可能性のある目標もある（飢餓撲滅のための農業生産拡大と自然環境への負荷、食糧生産と再生可能エネルギーの間での土地資源配分など）。このため今後の実施段階においては、このようなSDGsの各目標の相互依存関係を踏まえ、各国が自国の実情にあわせて、最適な政策・プログラムに優先順位をつけ、配分を特定する作業が不可欠である。

MDGsがそれまでの国際目標に比べて優れているとされた点の一つに、そのモニタリングメカニズムの確立があり、SDGsにおいても、このメカニズムは受け継がれている。ただしSDGsに盛り込まれた達成基準については、サービスの質的向上、能力の強化、不平等の是正、人権の擁護など、数値で示すことが困難な指標も含まれる。また測定可能な指標についても、必ずしもすべての開発途上国において統計基盤が確立しているとは限らず、モニタリング体制を含めた国際的な支援の実施が必要となる。

●49 日本はSDGs策定プロセスのなかで、2013年5月、「国際保健外交戦略」を策定し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けて取り組みを強化する方針を打ち出した。また、自然災害を人命や長年の開発成果を一瞬で奪いかねない大きなリスクと位置づけ、防災の視点も盛り込むよう、強く働きかけた。

さらに目標の拡大・多様化の表裏をなす問題として、その達成に必要な資金額が膨大なものとなっている。国連によると、2030年までに年間5～7兆ドルの投資が必要で、今後、途上国全体で年間2.5兆ドルの投資資金が不足するとされている。一義的には国内資源動員を最優先することがアディスアベバ行動目標^{●50}において確認されているが、ODAを含む外部資金の動員も不可欠である。このため、SDGs達成に向けた資金動員としては、民間資金の動員も大きな課題であり、モンテレー合意以降に現れたような「革新的資金動員」の新たなアイデア、規模の拡大が求められている。すなわち公的機関が民間投資家にとってのリスクを引き下げる形で介入することで、さらに多額の民間投資資金をレバレッジし、これによりSDGs達成に向けた十分な量の資金を動員することが期待されている。

世界銀行グループはこの考え方を推し進めた「開発資金最大化」を提唱している。これは、開発事業への資金供与の要請があった場合、①まず民間資金での実施が可能かどうかを検討し、必要であれば、その投資環境整備等にかかる政策改善を行うことを考える。②仮に全般的な投資環境整備のみでは、民間資金の動員に十分な水準までリスクが低減しないと判断されれば、次に保証スキームでの対応など、世銀の直接的な資金負担が少ない形態での対応ができないか検討する。③それでも民間資金での対応が困難と判断される場合にのみ、世銀の譲許的な資金供与を行う、という考え方である。

◆パリ協定の採択

2015年11月30日からパリで開催されていた国連気候変動枠組条約（UN FCCC）第21回締約国会議（COP21）は、12月12日、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス（GHG：greenhouse gas）排出削減のための新たな国際枠組みとなる「パリ協定」を採択した。パリ協定における削減目標は、世界共通の長期目標として、21世紀末の平均気温上昇を産業革命以前との比較で「2℃より十分に低く保つ」という2℃目標に加え、気候変動の影響を受けやすい島嶼国等に配慮して、1.5℃以下に抑えるよう努力することを明記した。同協定は、この気温上

昇抑制目標に向けて、開発途上国を含むすべての国がGHG排出削減に取り組むべきとする初めての枠組みであり、国際的な気候変動対策にとって歴史的な合意となった。しかし、この交渉では、多くの点で貿易競争を背景とした先進国と途上国（特に競争相手となった中国、インドなどの大口排出国）との間の対立もみられた。

1997年の京都議定書は、附属書I国（先進国）、非附属書I国（途上国）の間での「共通だが差異のある責任」の原則のもと、先進国のみが温室効果ガス削減義務を負うものだった。これは当時の経済力の差を踏まえた設計であったが、結果的に自国の経済力への悪影響を懸念した米国の離脱を招いた。さらにその後の新興国（特に経済的にも競争相手となった中国）の排出量の急速な伸びに伴い、先進国の排出量シェアは4分の1以下となったことで、大口排出途上国の入らない枠組みの実効性への懸念が先進国間で強まった。このためパリ協定では、世界全体のGHG削減量の目標数値を盛り込むことは見送られたが、世界全体の排出をできるだけ早期に削減の方向に転換し、今世紀後半までにGHGの排出と吸収のバランスを達成することを目指すこととした。

そのうえで途上国を含むすべての国が、「自国が決定する貢献」（NDCs：Nationally Determined Contributions）を5年ごとに提出し、進捗状況の検証のため、2018年に「促進的対話」、2023年以降5年ごとに「グローバル・ストックテイク」（世界全体の実施状況の検討）を行い、「測定・報告・検証」（MRV）するという形となった。ただし、すでに提出された各国の約束草案（削減目標案）を総計しても2℃目標の達成には不十分な状況にあるため、5年ごとに更新する目標では、その前に提出した目標よりも前進することが求められている。

資金支援も交渉の大きな課題だったが、先進締約国が途上国への資金提供を行う義務を継続するとともに、途上国についても「自主的な資金の提供又はその支援の継続を奨励」され、中国等の新興国も提供主体として位置づけられた。ただし、先進国は資金援助に関する報告を2年に一度行うことを義務づけられているが、途上国には義務づけされていない。

●50 2015年7月にエチオピアのアディスアベバで開催された「第3回開発資金国際会議」において採択された行動目標

また資金の規模については、COP15における目標（2020年までに年間1000億ドル）を2025年まで継続すること、および同年までにこれを下限とした新たな数値目標を設定することとされた。

技術開発・移転については、緩和および適応に関する技術開発・技術移転を完全に実現することの重要性を長期的視点で共有し、包括的な指針となる「技術に関する枠組み」を設定することとされた。交渉の最大の論点は、知的財産権の扱いであったが、最終的には知的財産権に関する言及は一切なくなった。知的財産権を技術移転の障害と見なし、環境技術の知的財産権の強制許諾、知的財産権に守られた技術獲得への資金援助を強く求める途上国側に対し、企業のイノベーションを阻害するリスクへの懸念から先進国が反対するという構図であった。一方、気候変動への対処におけるイノベーションの重要性を

踏まえて、特に初期段階における技術支援、資金支援等を行うことや、グローバル・ストックテイクにおいて途上国に対する協力の状況について考慮に入れることを規定した。

ただし、パリ協定には先送りされた課題も少なくない。このうち最も重要とみられる課題が、各国の温暖化対策の実効性を高める仕組みづくりである。国際エネルギー機関（IEA）は、各国が約束草案の温室効果ガス削減目標を達成したとしても、地球の気温は2100年までに約2.7°C上昇すると予測しており、パリ協定が掲げた1.5～2.0°C目標の実現は容易ではない。また法的な義務づけがないため、各国の目標達成自体も懸念される。5年ごとのレビュー制度を現実的な削減強化に結びつけていくためには、具体的な運用方法を定めることが求められている。

column »

世界金融危機と世界食料価格危機

2008年には世界的な食料価格の急騰があった。投資対象を物色していた金融市場の投機的な動きが、一次産品市場にも目をつけたのだ。国連世界食糧計画（WFP）は、このときの高騰を、「静かなる津波に世界経済が飲み込まれている」と自然災害に例えて表現したほどである。これが「世界食料価格危機」であり、アフリカや中東、南米では暴動を引き起こすに至った（「価格」危機であり、供給量が不足したわけではなかった）。

食料価格危機は投機だけが引き起こしたものではない。基底には世界人口の増加や新興国の経済発展に伴う食生活の変化による穀物需要の増大がある。これに干ばつや洪水などの自然災害、輸出規制、バイオ燃料原料としての穀物利用の増加といった要因が加わるため、真の原因を特定することはなかなか困難である。世界金融危機は各国政府と国際機関が協調して対策を講じた（JICAもアジア3ヵ国計2370億円の緊急財政支援円借款で支援した）ことで2009年以降徐々に落ち着きを取り戻したのに対し、食料価格は、2012年に再び急騰。これは投機とは関係がなく、一大生産地

米国での夏の干ばつ被害を引き金としたものであり、トウモロコシと大豆の価格は過去最高値を更新するほどであった。

幸い、この後の食料価格は砂糖を除き落ち着いている。だが、何らかの事情で再び食料価格は急上昇するかもしれない。食料価格上昇の影響を真っ先に受けるのは世界の貧困層、それも国として輸入する体力に欠ける開発途上国の貧困層だ。また、不思議なことに取引市場での価格が上昇しても生産者買取価格はさほど上昇しない。途上国の農民は世界の食料価格上昇からこれといったリターンを得ていないのだ。

2008年の食料価格危機は、同年の北海道洞爺湖サミットで議論され、対策が共同声明に盛り込まれた。また、SDGsの目標2では食料安全保障と栄養改善の目標が設定された。JICAではこの目標達成に寄与すべく、取り組みの強化を図っている（第4節p.128参照）。金融市場の投機的な動きは世界の食料価格にとってはた迷惑以外の何物でもなかった。しかし、これをきっかけに世界の食料安全保障と栄養改善が強く意識されるようになり、農業・食料の分野でさまざまな支援・対策が実行に移されることになった。その意味では、百害をもたらした投機的な動きにも一利はあったといえよう。

第2節

わが国ODAの新たな展開

1 民主党政権下でのODA改革

◆ODAのあり方に関する検討

2007年のサブプライムローンの不良債権化に端を発した金融市場の混乱は2008年のリーマン・ブラザーズの経営破綻に象徴される世界金融危機に発展し、日本経済も大きな打撃を受けた。そのような状況のなか、2009年7月の総選挙により、同年9月、第172回国会にて民主党・社民党・国民新党の連立政権が誕生した。鳩山由紀夫総理は、「戦後行政の大掃除」を断行する決意を表明し、同月、内閣府に行政刷新会議を設置した。そして、「組織や事業」と「税金の使い途と予算の編成のあり方」の徹底的な見直しが進められるなかで、ODA事業および新JICA組織の見直しも行われることとなった（第3節p.94参照）。

2010年2月、岡田克也外務大臣は、ODAに対する国民の共感が十分には得られていないとの認識のもと、ODAをより戦略的・効果的に実施していくことで、わが国のODAに対する国民の理解と支持が得られるように、ODAのあり方に関する検討を開始した。

検討は、経済界やNGOなど各界の有識者の意見を取り入れつつ、外務省内に設置されたタスクフォースを中心に行われた。中心となる論点は主に、①国際協力に関する理念、基本方針、②国民の理解・支持の促進等、③多様な関係者との連携、④援助の効果的・効率的な実施、⑤JICA、の5点であった。同年6月の「最終とりまとめ」では、「開かれた国益

の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」との理念が打ち出され、あわせて3点の重点分野、①貧困削減（MDGs達成への貢献）、②平和への投資、③持続的な経済成長の後押しが示され、MDGs重視の姿勢が表明された。

また、民間企業やNGOとの連携を通じて日本の「人」「知恵」「資金」「技術」を結集した開発協力を行うとともに、戦略的・効果的な援助の具体策として、①戦略的・効果的な援助の実施のための取り組み（援助の「選択と集中」、プログラムアプローチの強化や円借款の迅速化）、②国際社会におけるリーダーシップの発揮（マルチ・バイ連携の強化）、③開発人材の育成（研修プログラムの拡充やNGOによる人材育成支援）、④政策の企画立案機能と実施体制（JICA）の強化（外務省とJICAの役割分担の徹底、JICAの事業構想力強化、実施体制整備、コスト削減・ガバナンス強化）の4点が提言された。

あわせて、国民に対する情報開示の強化（「見える化」の徹底）と、幅広い開発協力への参加促進（教師・地方自治体関係者の現地視察・ボランティア事業への参加促進）や、開発資金の動員などについても触れられている。また、これらの新たな理念・基本方針をODA大綱に反映するため、大綱改定に向けた政府内の協議も開始されることとなった。

◆成長戦略の策定

ODAの見直しの中では、わが国の成長戦略の実現のためにODAを適切に活用していくことも表明された。経済の低迷を打開するための成長戦略の策定は、民主党政権における最大の課題の一つであり、2009年12月に基本方針を決定したのち、2010年6月に鳩山内閣を継いだ菅直人内閣において「新成長戦略～

『元気な日本』復活のシナリオ〜』として閣議決定された。この戦略の中で主にODAにかかわるのは、パッケージ型インフラ海外展開である。同年9月に開催された第1回新成長戦略実現会議において、菅総理より「関係大臣会合を中心に、官邸主導で政府一体となって、インフラ需要の旺盛なアジアを中心とする地域への海外展開を図る事業者の方々を強力に支援する」との指示がなされ、同月以降、内閣官房長官を議長とするパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を開催して議論が重ねられた。

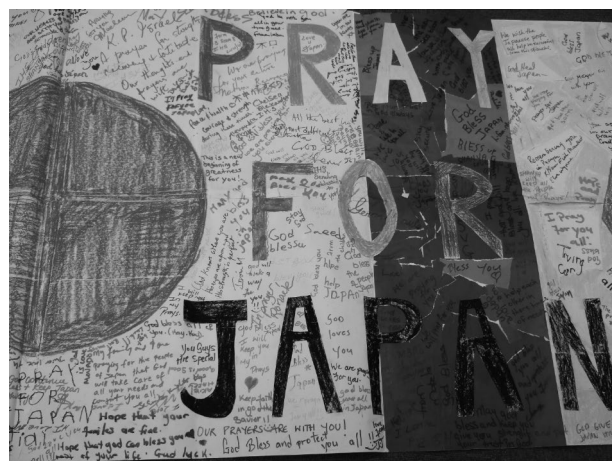
この会合は、横断的・構造的問題にとどまらず、個別案件を俎上に載せてインフラ輸出を後押しした。ここでは、民間資金の補完機能として、JICAを含む関係政府機関のリスクテイク機能を拡大すること、広域開発プロジェクトの上流段階からの関与による面的支援の強化、インフラ案件の発掘・形成力の強化が決定され、JICAの海外投融資の本格再開も決まった。

❖国際社会におけるリーダーシップの発揮

「開かれた国益の増進」では、地球規模課題への取り組みと国際社会のパートナーとの連携において国際社会のリーダーシップを発揮することとされており、日本政府はその実現に力を注いだ。その事例として次の2つをあげておきたい。

2009年9月、国連気候変動首脳会合において、鳩山総理は、気候変動対策を実施する開発途上国の支援策についてさまざまな提案を行い、それら提案事項を具体化する「鳩山イニシアティブ」を、日本の途上国支援の基本的方針として提案した。この提案の中では、COP15の合意成立を条件に、先に発表していたクールアース・パートナーシップを再編して、2012年末までの約3年間に官民あわせて1兆7500億円（おおむね150億ドル）規模の支援を実施することを約束した。この構想のもとでは、2012年末までに約8500億円のODAが実施された。

2010年9月には、菅総理が国連総会場で、最小不幸社会の理念に則り、MDGsの中でも保健医療、教育分野で具体的な貢献策を提示する、いわゆる「菅コミットメント」を発表した。具体的には、世界エイズ・結核・マラリア対策基金への当面最大8億ドルを含む保健分野への50億ドルの支援、教育分野への35億ドルの支援を2011年からの5年間で行う



カリブ海の島国（セントビンセント及びグレナディーン諸島）から届けられた温かいメッセージ 2011年

こととし、また、母子保健支援モデル「EMBRACE」（Ensure Mothers and Babies' Regular Access to Care）、基礎教育支援モデル「スクール・フォー・オール」を提案して、議論をリードした。

一方、組織と事業の見直しは、2009年9月に設置された行政刷新会議を中心に実施された。同会議のワーキンググループにおいて、国の449事業を対象として「事業仕分け」を実施することが決定し、公開の場で外部有識者も交えて議論し、それぞれの事業の要否を判定する形で進められることとなり、JICA事業も対象とされた。JICA事業に関する見直し議論は、2009年11月の事業仕分け第一弾（政府予算対象）を含め、3回にわたって行われ、国内施設や職員の処遇、事業の効率化・透明化といった多岐にわたる指摘事項があげられ、ODAのあり方に関する検討におけるJICAの実施体制整備やコスト削減の議論とあわせて大きな見直しが求められた。

他方、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、震災後に開発途上国の多くの国から温かい支援を受けた。これらの支援は、これまでのODA事業を含む日本の経済協力に対する前向きな評価として、メディアを通じて国民にも広く周知された。事実、2011年10月に内閣府が実施した外交に関する世論調査でも、経済協力を進める理由として、「東日本大震災に際して得られた各国からの支援に応えるためにも引き続き協力すべきだから」との回答が60.8%を占め、ODAに対する国内世論は大きく変化することとなった。

2 開発協力大綱の制定

◆政権交代

2012年12月の総選挙により政権に返り咲いた自民党は、第二次安倍内閣のもとで三本の矢からなるいわゆるアベノミクスに着手した。その第三の矢となる成長戦略は、2013年6月に「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」として発表された。これに先立ち3月に官房長官を議長とする経協インフラ戦略会議が設置され、同会議において5月に採択された「インフラシステム輸出戦略」は、日本再興戦略における重点施策の一つに位置づけられた。

この「インフラシステム輸出戦略」では、「経済分野での国際展開の支援、好ましい国際環境の構築および人間の安全保障の推進の三本柱を踏まえた戦略的ODAを展開する」とされ、ODAは明確に日本再興戦略の中に位置づけられている。

さらに、安倍内閣は、2013年12月、1957年に定められた「国防の基本方針について」を半世紀ぶりに改定し、「国家安全保障戦略」を策定した。米国同時多発テロ事件以降、安全保障政策とODAを結びつける考え方が国際的にも主流となるなか、この戦略では、ODAを国家安全保障に関連する分野として、その政策に指針を与えると明記された。

国家安全保障戦略においては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」のもと、国際社会の平和と安定および繁栄に向け、人間の安全保障の実現および開発課題や地球規模課題の解決に向けてODAを積極的・戦略的に活用されることが強調されている。

◆ODA大綱の見直し

2003年に閣議決定された政府開発援助大綱（ODA大綱）については、その見直しが課題となっており、日本政府は2014年3月、岸田文雄外務大臣の下に「ODA大綱見直しに関する有識者懇談会」を設置して、その見直し作業を開始した。

見直しの背景として、上記2つの戦略に代表されるようにODAに求められる役割が多様化したこと、国際社会の開発に関する議論が変化し、貧困撲滅に

加えて新たな視点や課題が俎上に載せられていること、非ODA資金との連携強化が必要となっていること、および国際平和協力における要請が高まっていることがあげられる。同懇談会の議論は急ピッチで進み、早くも6月には報告書が外務大臣に提出された。その後、時間をかけてNGOおよび経済界との意見交換やパブリックコメントなどが行われ、2015年2月、ODA大綱に代わる「開発協力大綱」が閣議決定された。

同大綱では、国際社会の平和と安定と繁栄の確保により積極的に貢献することを開発協力推進の理念として掲げ、協力の取り組みを通じてわが国の平和と安全の維持および繁栄を実現するとともに、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献することを明確に定義した。さらに、ODAを開発に資するさまざまな活動の中核として位置づけ、民間企業・NGOなどのさまざまなアクターとの連携を通じ、それらアクターを動員する「触媒」としての機能とともに、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に資する原動力としての役割を果たすものと定義した。

同大綱の基本方針では、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力、の3点を示した。特に、「人間の安全保障」を日本の開発協力の根本にある指導理念と位置づけ、脆弱な立場にある人々（子ども、女性、障害者等）の保護と能力強化を通じ、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うこととしている。また、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視し、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等の自助努力および自立的発展の基礎の構築に重点を置くこともあわせて強調している。

以上の目的・基本方針のもと、以下の重点課題が掲げられた。

一点目は、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅である。これは、人道的観点と貧困撲滅のアプローチを重視することに加え、貧困問題の解決にはインフラ整備や法・制度の構築および民間部門の成長を通じた経済成長の実現が必須であるとの考えから、包摂性・持続可能性・強靱性を含意した「質の高い成長」を目指すことを強調している。また、その成長の実現には、日本再興戦略にある本邦企業の

技術・知見・経験を活用したインフラ輸出や中小企業支援を軸とした後押しを想定している。

二点目は、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」である。具体的には、一人ひとりの権利が保障され、安心かつ公正な社会の実現に向けた発展の基盤強化の観点から、法の支配の確立やグッドガバナンスの実現および基本的人権の尊重などの「普遍的な価値」を追求するとともに、平和構築や緊急支援および安定・テロ等の安全への脅威への対応などの「平和・安定・安全な社会の実現」に向けたODA活用を重視する点にある。

三点目は、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」である。一国のみで完結しない地球規模課題に対し、MDGsおよびポスト2015年開発アジェンダなどの議論を踏まえ、国際社会と連帯しながら、持続可能かつ強靱な社会の構築を目指すものである。

以上に加え、地域別重点方針として、特に地域統合や広域開発および連結性強化等の動きもあわせて重視するとともに、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行うなどの方針も掲げられた。そのうえで、実施上の原則として、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図る「戦略的の強化」や、民間等からの提案を取り入れ、インフラ輸出および中小企業支援のアプローチを活用しつつ、ハード・ソフト両面から日本の知見と経験を総合的・積極的に活用する「日本の強みを活かした協力」なども提示された。また、開発協力の適正性確保の観点から、軍または軍籍を有する者が非軍事目的の開発協力に関係する場合には、実質的な意義に着目し個別具体的に検討するなど、軍事的用途および国際紛争助長への使用の回避についての原則もあわせて示されている。

さらに、大綱の実施にあたっては、政府とJICAとの間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努めることが強調された。また連携強化の方向性として、官民連携および自治体連携のみならず、緊急人道支援やPKO等の国際平和協力における連携に加え、国際機関・地域機関や他ドナー・新興国等との連携についても謳われた。

以上のとおり、開発協力大綱の決定により、わが国の開発協力の理念を明確化するとともに、ポスト

2015年開発アジェンダに向けて、質の高い成長と普遍的価値の共有および平和・安全な社会の構築に向けた、新しい時代の開発協力の絵姿を示した。また、民間セクターとの連携を通じた「触媒」としての開発協力を注目し、インフラ輸出・中小企業支援を通じた国益の確保についても強調される形となった。

◆ODA予算の変化

開発協力大綱の決定を踏まえて、その着実な履行と、積極的平和主義の推進に重要な役割を担うODAの戦略的な実施を目指し、2016年度の政府全体のODA予算は17年ぶりに増額となった。

特に2016年は、G7議長国およびアフリカ開発会議（TICAD）のアフリカ初開催など、わが国がリードする主要な国際会議が立て込むなか、国際機関や市民社会等と連携したグローバルな課題への取り組み強化や、インフラ整備および人材育成等における「質の高い成長」の実現に向けて必要となる予算確保の観点から、ODA予算の増額が承認されたものである。これにより、1999年度から続いたODA予算の減少が止まり、開発協力大綱に即したODAの戦略的実施に向けたコンセンサスが得られた形となった。

3 開かれた国益・国際協調主義

——世界共通価値に基づく平和・安全へ

◆地球儀俯瞰外交と積極的平和主義

第一次安倍内閣の2006年11月には、麻生太郎外務大臣のもとで普遍的価値に基づく「価値の外交」として「自由と繁栄の弧」の形成が謳われていたが、第二次安倍内閣では、さらにこれを発展させ、いわゆる「地球儀俯瞰外交」政策が打ち出された。具体的には、2013年1月、安倍総理は所信表明演説の中で、抜本的な外交・安全保障政策についての立て直しが必要としたうえで、「単に周辺諸国との二国間関係だけを見つめるのではなく、地球儀を眺めるように世界全体を俯瞰して、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった、基本的価値に立脚し、戦略的な外交を展開していくのが基本であります」と宣言した。

この戦略を支える基本理念は、国家安全保障戦略

に明記された積極的平和主義である。同戦略は、「我が国は、今後の安全保障環境のもとで、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。このことこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である」と定めている。

安倍総理は、いわゆる戦後70年記念談話の中で、こうした理念と決意をさらに明確に表明した。

私たちは、経済のブロック化が紛争の芽を育てた過去を、この胸に刻み続けます。だからこそ、我が国は、いかなる国の恣意にも左右されない、自由で、公正で、開かれた国際経済システムを発展させ、途上国支援を強化し、世界の更なる繁栄を牽引してまいります。繁栄こそ、平和の礎です。暴力の温床ともなる貧困に立ち向かい、世界のあらゆる人々に、医療と教育、自立の機会を提供するため、一層、力を尽くしてまいります。

私たちは、国際秩序への挑戦者となってしまった過去を、この胸に刻み続けます。だからこそ、我が国は、自由、民主主義、人権といった基本的価値を揺るぎないものとして堅持し、その価値を共有する国々と手を携えて、「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してまいります。

現在のODA政策はこの理念と決意のもとで展開されている。

◆SDGs達成に向けた体制整備

2015年9月、国連サミットにおいて、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）に続く国際目標として持続可能な開発目標（SDGs）が採択された。SDGsは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、発展途上国のみならず先進国も取り組むべきユニバーサル（普遍的）な目標として、2016年から2030年までを対象として設定された。

わが国では、政策対話や国連総会でのサイドイベント開催を通じて、特に人間の安全保障の理念と、わが国が重視する開発課題（質の高い支援、保健、女性など）を盛り込み、国際場裡での議論や交渉へ積極的に貢献した。

SDGsの目標には、わが国が抱える課題と関係が深いものも多く、達成には国内省庁の関与が不可欠であった。そのため、国内での達成に向けた取り組みと、開発支援を通じた国際協力の両面で率先して取り組む体制の確立が必要との認識から、2016年5月にSDGs推進本部が設置され、広範な関係者（政府・NGO・有識者・民間関係者等）が参集し、意見交換を行っている。2016年12月には、第2回SDGs推進本部会合が開催され、日本政府のSDGs実施指針が決定された。

同指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」とのビジョンのもと、2019年をめどに最初のフォローアップを行う想定のもと、8点の優先課題⁵¹と具体的施策が提起されて、同施策に基づいてSDGs推進が行われている。

◆質の高いインフラ・イニシアティブ

第二次安倍内閣において、2013年3月に本邦企業によるインフラシステムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、わが国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るために、「経協インフラ戦略会議」が設置された。この会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」は、波及効果の高いインフラシステム輸出による経済成長の実現を目指して、国際競争を勝ち抜くために官民挙げた取り組みを行い、インフラ輸出、経済協力、資源確保を一体的に推進する具体的施策である。同会議は戦略実現に向けて、個別案件も含めて国別セクター別に活発に議論を行っている。またJICAは経済協力の実施機関として、同会議に積極的に貢献している。

アジア地域の膨大なインフラ需要に応え、「質の高いインフラ投資」を推進すべく、2015年5月に安

●51 ①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs実施推進の体制と手段

倍総理は「質の高いインフラパートナーシップ」を提唱し、今後5年間で約1100億ドルの質の高いインフラ投資を行うことを表明した。そこでは、JICAの支援量の拡大、アジア開発銀行との連携、JBIC等によるリスクマネー供給拡大、「質の高いインフラ」のグローバル展開を4つの柱として、アジア各国による質の高いインフラ投資実施を支援することとされた。11月には経協インフラ戦略会議にて個別案件を含めてさらなる具体策が検討され、JICAもその一翼を担って戦略の実施にあたった（第4節p.109参照）。

2016年5月にはG7伊勢志摩サミットに先立ち、経協インフラ戦略会議にて「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が発表された。世界全体に対するインフラ案件向けリスクマネーの供給拡大として、5年間で約2000億ドルの資金等を供給すること、質の高いインフラ輸出のための円借款の迅速化や民間企業の投融資奨励など、質の高いインフラ輸出のためのさらなる制度改善、関係機関の体制強化と財

務基盤の確保が決まり、これらのイニシアティブは同月に改定された「インフラシステム輸出戦略」に反映されている。

◆気候変動とユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの貢献

SDGsに対する取り組みとあわせて、2015年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて、温室効果ガスの排出に関する各国取り組みを定めたパリ協定が採択され、すべての国による取り組みが実現した（第1節p.80参照）。

わが国は、「すべての国が参加する公平で実効的な枠組み」となるようにとの主張を一貫して続け、実際に本協定はすべての国が参加する協定として結実した。また、開発途上国向けの気候変動に関する資金支援として、2020年に現状の1.3倍に相当する年間約1.3兆円の支援を実施することを発表した。

あわせて、すべての人が保健医療サービスを受

column »

「障害と開発」への取り組み ——インクルーシブな社会の実現に向けて

SDGs（2015年採択）が掲げる「誰ひとり取り残さない」という理念は、あらゆる社会的に弱い立場にある人々を包摂したインクルーシブな社会の実現を目指している。とりわけ障害にかかわる問題は、インクルーシブな社会の実現に向けた大きな課題であり、社会の側にある障害の課題を解決し、障害者とともに開発に取り組むことが不可欠である。SDGsでは教育、格差の縮小などの5つの目標で障害者について直接言及され、世界的な取り組みが進んでいる。

JICAは、人間の安全保障の実現をミッションの一つに掲げ、インクルーシブな開発に挑戦している。そのうち、障害者を排除しない事業を目指す「事業への障害の視点の取り込み（事業への主流化）」と、事業を実施するJICAが障害者を排除しない組織であるための「組織への障害の主流化」の取り組みを紹介したい。

事業への主流化では、障害のある委員を含む外部有識者による課題別支援委員会から、事業への助言を得

ている。2015年には課題別指針をそれまでの「障害者支援」から「障害と開発」へ改訂し、障害は分野横断的に取り組むべき開発課題であること、また障害者を支援の対象のみならず開発の主体として位置づけるという考え方を明確に示した。JICAはこの指針に基づいて、障害者の社会参加への障壁を取り除き、権利を実現するために、障害者団体との連携による障害者リーダーの育成、モンゴル、パラグアイでのアクセシビリティ改善や障害者の能力強化など、社会の側にある障害の除去を目指す事業を多様なパートナーと実施している。

障害の主流化では、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」への障害配慮を追加し（2010年）、例えばインドの「デリーメトロ」建設では、設計段階から障害者団体と協力しアクセシビリティの確保を実施した。

組織への障害の主流化では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013年）に沿い、障害者団体の意見も取り込んだ対応要領の策定、全職員を対象にした研修の実施、部横断的な障害者差別解消定例会を行っている。

誰も取り残さない組織による誰も取り残さない開発を目指し、JICAの挑戦は続く。

することを旨とするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）についても、ODA等を通じた支援強化を進めている（第4節p.121参照）。UHCは、2005年に世界保健機関（WHO）が提唱し、すべての人が経済的困難を伴わずに保健医療サービスを受用することを目的として、「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」と定義されている。

具体的には、必要とされる保健サービスをすべての人に提供するためのインフラ・保健人材確保という「物理的なアクセス」と、医療費負担が原因となって保健医療サービスが利用できない状況を解消する「経済的なアクセス」の改善、また、文化的・慣習的な要因により保健サービスの利用が受けられない「社会的アクセス」などの、主に3つの側面におけるアクセス改善を通じて、すべての人々が保健サービスを受けられる社会を目指すことを目的としており、2012年12月の国連総会にてその推進が決議された。

わが国では、2013年5月に策定された「国際保健外交戦略」において、国際保健を日本外交の重要課題と位置づけ、日本の知見等を総動員し、すべての人が基礎的な保健医療サービスを受けられることを目指すことを確認した。この方針は、2015年9月に発表された「平和と健康のための基本方針」にも引き継がれ、人間の安全保障を具現化した保健協力推進の重要性について強調されている。

◆ 普遍的価値の共有に向けて

——ホスト国としての貢献

地球儀を俯瞰した外交の観点から、総理大臣をはじめとする政府高官による積極的な外国訪問が実施されるなか、わが国は、普遍的価値と人間の安全保障の共有を通じた国益の確保に向け、さまざまな国際会議のホスト国として、多くの国々の代表や首脳を受け入れている。

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議は、185の国連加盟国が参加し、日本で開催された国連関係の国際会議として史上最大級のものとなった。参加者数は、国連事務総長や12カ国の元

首・首脳を含む100人以上の閣僚および6500人以上の関係者、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上に上った。

会議では、防災投資の重要性や、防災に関係する多様なステークホルダーとのかかわり方および「より良い復興」など、日本の提案が取り入れられた「仙台防災枠組2015-2030」および「仙台宣言」が採択された。また、SDGsに防災の視点が盛り込まれることもあわせて確認されるとともに、わが国の貢献策として「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活用し、国際社会に一層貢献していく姿勢を示した。

また、2016年5月に日本で開催されたG7伊勢志摩サミットでは、SDGs採択後初めてのG7サミットということもあり、SDGs達成に向けてG7がリードすべく、幅広い開発課題を議論し確認した。なかでも、質の高いインフラ投資、国際保健、女性の能力開花、テロ対策、食料安全保障等の各分野については、G7首脳宣言の成果文書としてそれぞれ採択された。特にわが国は、アジアのみならず、世界全体に対して、今後5年間で総額約2000億ドル規模の質の高いインフラ投資実施を決定した旨を表明した。

同時に開催されたアウトリーチ会合^{●52}では、「アジアの安定と繁栄」および「開発、アフリカ」の2点について議論が行われ、特に開発の観点から、感染症対策やUHCの達成に向けた保健システムの強化等に対し、今後新たに約11億ドルの支援方針を決定した旨を発表した。またアフリカ支援の観点から、同年8月に開催予定のアフリカ開発会議（TICAD）に対する期待について確認された。

1993年以降、日本政府は、国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）および世界銀行と協力しながら、アフリカの開発について議論するTICADを主催している。TICADは、アフリカ諸国を含めて、アフリカ開発に関する国際機関や民間企業、市民社会も参加する枠組みで実施しており、またアフリカ側のオーナーシップと、国際社会によるパートナーシップの両面の重要性を提唱している。

初めてのアフリカ開発となる第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）は、2016年8月に、ケニア・ナ

●52 チャド、インドネシア、スリランカ、バングラデシュ、パプアニューギニア、ベトナム、ラオス、国連、IMF、世界銀行、OECD、アジア開発銀行が参加

イロビで開催された。この会議には、安倍総理も参加し、アフリカの開発について幅広く議論が行われ、ナイロビ宣言およびナイロビ実施計画が採択された。同宣言では、国際資源価格の下落やエボラ出血熱の流行、また暴力的過激主義の頻発などの現状を踏まえ、①経済多角化・産業化を通じた経済構造の改革の促進、②質の高い生活のための強靱な保健システムの促進、③繁栄の共有のための社会安定化の促進の3つの優先分野が示された。

また、このTICAD VIの基調演説において、安倍総理は「自由で開かれたインド太平洋戦略」を発表した。国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著しいアジアと潜在力あふれるアフリカの「2つの大陸」と、自由で開かれた太平洋とインド洋の「2つの大洋」の交わりによって生まれるダイナミズムで

あると考えており、これらを一体として捉えた外交を進めていくというものである。この戦略の具体化にあたっては、「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化」「連結性の強化」「難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策」そして「テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策」を中心に取り組んでいくとされている。

以上のとおり、国際社会における援助潮流が変化するなかで、近年のわが国の開発協力に向けた積極的な取り組みを確認できる。これらの取り組みの成果は、国際会議等の成果文書等にも反映されており、開かれた国益と、国際協調主義を基調とする開発支援は、国益の確保のみならず、世界全体の平和と安全および繁栄にも大きく貢献している。

第3節

新たな国際協力機構の基盤整備

1 組織の変遷と体制の強化

◆組織編制と本部移転

2008年10月1日、新JICA発足時の本部組織は33部署（26部2事務局5室）と研究所、国内機関は17ヵ所（広尾センター、11国際センター、3支部、2協力隊訓練所）、在外拠点は96ヵ所（56在外事務所、40支所）であった。

同じ機能を果たす部署は一つに統合するとの原則のもと、組織の早期一体化および組織運営管理の効率性・適正性を確保すべく、管理部門等の共通する部局の一本化を図り、JICAの24部署、JBIC（海外経済協力業務関連）の20部署を、新JICAでは33部署に合理化した。部署の編制にあたっては、無償部、有償部などといった援助手法別の縦割りの体制ではなく、地域部（7部）が業務の司令塔となり、課題部（6部）が専門的見地から業務の質の確保を行うことで、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を一元的に運営する体制を実現した。また、JICAとJBICがそれぞれ在外事務所を設置していた19ヵ国すべてにおいて、統合に際し事務所を一本化した。

新JICA発足時には、本部のうち、竹橋合同ビルに、総務部法務課、情報政策部、財務部決算課、資金・管理部管財課と在外事務所課、国内事業部、審査部、債権管理部、評価部、青年海外協力隊事務局、国際緊急援助隊事務局が置かれた。約1年後の2009年9月24日、新宿マインズタワービルと竹橋合同ビルに

分かれていた本部機能を、千代田区麹町の二番町センタービルに集約した。緒方理事長は、職員へのメッセージの中で、「本部の皆さんは名実ともに一体となり、心機一転、新たな気持ちで仕事に取り組んでくださっていることと思います」と述べている。

2010年12月14日の理事会で、「組織のあり方見直し（改革の方向性とアクションプラン）」が承認された。このアクションプランに基づき、本部の戦略性向上を目的として、2011年4月、まずは①東南アジア第一・大洋州部と東南アジア第二部を統合し、東南アジア・大洋州部を設置、②公共政策部、産業開発部、経済基盤開発部の3部を2部に再編、③総務部と情報政策部を再編、の組織改編を行った。次いで2013年7月、資金協力支援部での円借款事業の技術審査（設計・積算）機能の強化を図ったうえで、同部を資金協力業務部に改称した。さらに2017年4月、財務部、資金・管理部、債権管理部の3部の業務を整理し、財務部と管理部の2部に再編した。

この間、2011年11月15日の理事会で承認された「JICA改革の方向性（2015年に向けた行動計画）」を踏まえ、2013年4月、民間連携室を民間連携事業部



JICA本部の執務室 2009年

column »

あの日を忘れない ——ダッカ襲撃テロ事件

2016年7月1日、ダッカ市内のレストラン（Holey Artisan Bakery）を武装集団が襲撃、人質を殺害するというテロ事件が発生した。この事件で、JICAが発注した「ダッカ都市交通整備事業（1号線及び5号線）準備調査」に従事していた日本人コンサルタント7人の尊い命が失われ、1人が重傷を負った。日本人以外にもイタリア人9人、インド人1人、バングラデシュ人7人（うち1人は米国との二重国籍）の計24人が犠牲となり、多数の負傷者を出した。

JICAは、この痛ましいテロ事件の教訓をもとに、国際協力事業関係者に対する安全対策の抜本的な見直し

と強化を進めてきた。

JICA内において事件の経験や教訓を組織として受け継いでいくために、バングラデシュ事務所では、所内に7人の犠牲者を決して忘れないとの意思を示したメモリープレートを設置した。本部でも、当時テロ事件のオペレーションに携わった有志が「あの日を忘れない～同じ悲しみを二度と起こさない～会」を結成し、2018年7月2日に「語り継ぐ会」をJICA内で働く職員・関係者向けに開催、ご遺族とともにダッカに渡航した事件発生当時の経験や安全対策への思いなどを共有し260人以上が議論に参加した。

今後も、ダッカ襲撃テロ事件で家族を失ったご遺族の気持ちに寄り添いながら、あの日のことを忘れず、同じ悲しみを味わう人が二度と生まれぬよう、安全対策の不断の見直しと強化を、強い意志を持って続けていく。

に拡充した。また、2016年7月にバングラデシュで発生した「ダッカ襲撃テロ事件」のような痛ましい事態を二度と繰り返さぬよう、総務部に置かれていた安全管理室を大幅に拡充し、2016年9月、安全管理部を新設した。2017年4月には、資金協力業務部から、有償資金協力案件の技術審査、実施監理や調達監理に対する技術的な検討および助言を行う機能を独立させ、インフラ技術審査部を新設した。

2018年9月末現在、本部組織は31部署（25部2事務局4室）と研究所から構成されている。

国内機関は、2協力隊訓練所を青年海外協力隊事務局の附属機関としたほか、事業仕分け（p.94参照）の結果を受け統廃合を行い、2018年9月末現在、12センターとなっている。

在外拠点については、2010年10月に在外事務所の下部機構であった支所を機構直轄とした。また、2012年4月には、10駐在員事務所（統合後、支所に職員を配置する際に名称変換し、機構直轄としたものなど）を在外事務所に振り替えた。その他、新設・改廃などを行った結果、2018年9月末現在、95ヵ所（70在外事務所、25支所）となっている⁵³。

◆資本金、予算、人員

新JICA発足時の資本金の額は、JBICからの資産承継後に、一般勘定が833億3286万6850円、有償資金協力勘定が7兆3075億6578万5510円で、合計7兆3928億9865万2360円であった。2018年3月末現在の資本金の額は、一般勘定が不要財産や回収金の国庫納付により減少して624億5244万2661円、有償資金協力勘定が政府からの追加出資により増加して8兆374億784万510円、合計8兆998億6028万3171円である。なお、日本政策金融公庫が承継した国際協力銀行既発債券（財投機関債1兆2000億円、政府保証外債84億ドル、12億5000万ユーロ、30億バツ）について、同公庫と連帯して債務を負ったが、その後の償還が進んだことにより、2018年3月末現在の連帯債務は、財投機関債1000億円のみとなっている。

初年度は10月以降の半年間の予算となるため、通年となる2009年度の予算を記すと、運営費交付金が1558億4989万円、有償資金協力部門交付金が70億円、有償資金協力部門出資金が1273億円であった。また、無償資金協力は、外務省実施分を含む全体で1608億円、うちJICA実施分の贈与契約締結額は1020億円となった。有償資金協力の事業規模は8200億円

●53 2018年度中に開設予定のシエラレオネ支所については、2018年9月末現在未設置のため上記数値から除外している。

表 1-3 職員数の推移

(単位：人)

年度	統合前JICA	JBIC	年度	統合後JICA
1999	1,218	889	2008	1,620
2000	1,218	888	2009	1,620
2001	1,217	886	2010	1,620
2002	1,215	883	2011	1,783
2003	1,323	878	2012	1,798
2004	1,328	872	2013	1,798
2005	1,327	869	2014	1,801
2006	1,326	865	2015	1,810
2007	1,326	861	2016	1,828
			2017	1,855
			2018	1,865

※統合前JICA：2002年度までは定員、2003年10月の独立行政法人化以降は常勤職員数
 JBIC：予算定員（ただし、国際金融等業務の定員を含む）
 統合後JICA：予算定員

を見込んだ。

2018年度の予算は、運営費交付金が1497億6433万円、施設整備費補助金が7億902万円、有償資金協力部門出資金が460億1000万円となった。無償資金協力は全体で1605億円、2017年度はJICA実施分の贈与契約締結額が1151億円となった。有償資金協力の2018年度の事業規模は、1兆3630億円を見込んでいる。

職員定数は、統合時の1620人から、研修監理業務と専門家等派遣業務の内製化を行ったことや、2014年度以降の増員査定により、2018年度予算ベースで1865人まで増加した（表1-3）。

◆予算の拡充

(1) 無償資金協力

条約その他の国際約束に基づく無償資金協力のうち、開発途上国の開発ニーズにあわせたプロジェクトを形成・実施するにあたり、専門的・技術的知見が必要なものについては、2008年10月1日以降に閣議決定されたものから、JICAが実施することになった。一般プロジェクト無償、水産無償、人材育成支援無償がその代表例であって、金額規模としては、無償資金協力予算全体の7割弱に相当した。

一方、条約その他の国際約束に基づく「機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務」を「自ら

行うものとして指定するもの」（国際協力機構法第13条による）については、引き続き外務省が実施することになった。外務大臣による指定は、外務省告示により行われ、ノン・プロジェクト無償、テロ対策等治安無償と環境・気候変動対策無償の一部、食糧援助（2010年5月1日以降の閣議決定案件）というサブスキームが外務省による実施の対象となった。

無償資金協力のJICAへの移管により、①政府間の国際約束である交換公文（E/N）に基づく実施機関間での贈与契約（G/A）の締結、②無償資金の管理および支払い、③事後評価の各業務が、従来の実施促進業務に加わった。

それまで技術協力の一環として実施してきた基本設計調査などの事前の調査は、協力準備調査に統合され、課題部が実施の主体となった。また、G/Aの締結は地域部が担い、案件の実施監理は資金協力支援部が行う体制となった。

(2) 有償勘定技術支援

有償勘定技術支援は、2008年度の新JICA発足に伴い、円借款事業の迅速・円滑実施促進や開発効果増大のために実施機関等を支援するものとして導入されたものである。有償勘定技術支援は、有償資金協力事業のための協力準備調査（フィージビリティ調査〈F/S〉等）の実施、有償資金協力の実施に関連する研修員の受け入れ、専門家の派遣等に充てられる。

「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」（2015年）や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（2016年）等において、有償勘定技術支援の積極的活用が掲げられたことを受け、有償勘定技術支援の計画規模の拡充が進められた。タイド型円借款の詳細設計の拡大等による円借款のさらなる迅速化やPPP⁵⁴ F/Sなどの海外投融資の案件形成促進、完成後の運営管理、人材育成支援など開発効果増大のために有償勘定技術支援が活用されている。

(3) 中小企業海外展開支援

ODAを活用した中小企業海外展開支援事業は、2011年度の前年度プロセスを経て、外務省事業である政府開発援助海外経済協力委託費による事業（以下、「外務省委託費事業」）として2012年度に予

●54 Public-Private Partnership

算措置された。閣議決定時は民主党政権であったが、予算成立時は自民政権に移行していた。

この事業が開始されることとなった背景には、主として2つの理由があげられる。第一は、開発途上国の抱える開発課題の解決に、日本の中小企業の有する製品・技術を活用し、開発インパクトを高める目的があったこと、第二は、当時本邦企業が六重苦（過度な円高、高い法人税率、貿易自由化の遅れ、労働規制、環境規制、不安定な電力事情）を抱え、経済的・経営的に非常に厳しい状況に置かれていた一方で、途上国・新興国は、経済成長によりそのマーケット規模を急激に拡大していたことである。このため、政府としては、中小企業も含めた日本の企業がこれらのマーケットを獲得することをオールジャパンで支援しようという政策をとった。

予算措置と並行して、2012年3月には「中小企業海外展開支援大綱」が改定され、JICAも支援実施団体のメンバーとなった。その後、日本再興戦略等でも中小企業支援事業の重要性が示され、また、2015年2月の開発協力大綱においても、中小企業を含む企業などとの連携強化が明記されるに至っている。

事業開始当初は、JICA職員の中には本事業をODAとして実施することについてさまざまな考えもあったが、事業の有用性や特に地方におけるインパクトの大きさもあり、組織内部で徐々に存在感を増してきたといえる。現在では、自治体やNGO、大学との連携事業と並び、国内事業の大きな柱となっている。

2012年度の開始時は、外務省委託費事業として「ニーズ調査」「案件化調査」（「途上国政府への普及事業」を含む）の2スキームのみが実施され、JICAは外務省から委託調査業務の契約関係事務支援業務を受託するという形で実施した。その後2013年2月に成立した補正予算により、JICAに対して「民間提案型普及・実証事業」のために必要な経費20億円が新たに措置された。

これを受けて、JICAは2013年4月から中小企業支援担当特命審議役を置くとともに、企画部に中小企業支援調査課と中小企業支援事業課の2つの課を新設し、業務実施の体制を整えた。2014年1月からは組織再編により国内事業部にこれらの課を集約し、さらには国内機関や在外事務所への担当者の配置も行われ、徐々に体制が強化されて現在に至っている。

2014年度からは、「案件化調査」と「途上国政府

への普及事業」が外務省委託費からJICAの運営費交付金に移管された。2014年5月には、それまで民間連携事業部で実施していた中小企業連携促進基礎調査も、国内事業部に集約した。

中小企業海外展開支援事業を実施することにより、特に地域におけるJICAと産業界や商工会議所等との関係が強化され、地方自治体の窓口も、これまで国際交流を担当する部署が窓口であったものが、産業関連の部署にまで拡大されている。さらには、地方銀行との連携も進められて、2018年9月末現在で、46行との間で連携協力にかかる覚書が締結されている。また、他のODA事業との連携の重要性が、本部だけではなく、在外事務所や国内機関を含むオールJICAで認識されるようになり、今後もさらなる発展が期待されている。

(4) JICA債（有償財源）

JICAは、有償資金協力業務に充当する資金を調達するため、財投機関債と呼ばれる政府保証のない国内公募債を、統合後初年度から毎年発行してきた。

第1回の国際協力機構債券（JICA債）は、2008年12月に、機関投資家向けとして償還期間20年で300億円を発行した。

2011年12月には、個人を対象とするリテール向け債券を償還期間4年（第10回）と10年（第11回）とでそれぞれ100億円、初めて発行した。リテール向け債券は、その後、それぞれ100億円ずつ、2012年12月に償還期間6年（第16回）と10年（第17回）、2013年12月に償還期間5年（第22回）、2014年12月には償還期間5年（第28回）で発行している。

機関投資家向けのJICA債の償還期間については、2011年9月の第8回債および第9回債をそれぞれ15年と30年としたほかは、2012年6月の第12回債を初



リテール向け債券（JICA債）発行に向けた個人投資家向け説明会 2011年

めて10年とした以降、2016年9月の第38回債の30年を除き、10年もしくは20年となっている。2018年9月までに46回発行し、総額5950億円の資金を市場から調達し、有償資金協力の実施に役立てたことになる。

JICA債は、国際資本市場協会（ICMA）の定義するソーシャルボンドの特性に従うものとして、2016年8月に第三者機関からセカンドオピニオンを取得して、同年9月発行の第37回債および第38回債は国内市場初の「ソーシャルボンド」となった。以降JICAは、2018年9月までに累計1450億円の財投機関債を「ソーシャルボンド」として発行し、投資家層の多様化や拡大による起債の安定化が図られた。また、ソーシャルボンド発行体としての各種メディアへの露出や、ESG投資（環境、社会、ガバナンスに配慮した投資）およびSDGsへの貢献に関心の高い投資家によるJICA債への投資表明を通じ、組織全体の広報効果やレピュテーション向上もあった。2018年6月発行の第44回債および第45回債は、日本政府が推進している「アジア債券市場育成イニシアティブ」や東京都が推進している「国際金融都市・東京」構想に貢献することを目指し、東京証券取引所が運営するTOKYO PRO-BOND Marketに初めて上場した。あわせて同Market内のグリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォームへの登録を行い、登録第1号の債券となった。

米ドル建ての有償資金協力の原資とするため、政府保証付きの外債（米ドル建て）を発行している（第1回は2014年11月、償還期間は5年、発行額は5億米ドル）。2016年10月、2017年4月、2018年6月にも、それぞれ償還期間10年、発行額5億米ドル



「グリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォーム登録第1号」を記念して 2018年

で発行しており、起債により調達したドルを、海外投融資のモンゴル「ツェツィー風力発電事業」等の貸付に使用している。

2 事業仕分け等への対応

◆事業仕分け

2009年8月の衆議院総選挙で過半数を獲得し政権交代を果たした民主党政権は、国の予算や制度の見直しのため、同年9月、内閣府に行政刷新会議を設置した。

行政刷新会議は、公開の場で外部の視点を取り入れて事業の要否を議論し判定する事業仕分けの手法を導入した。事業仕分けの第一弾は、事業の廃止を含む抜本的な見直しによって2010年度予算の財源を捻出するため、2009年11月、政府予算による事業を対象として行われた。JICA関連では、運営費交付金について、①技術協力、研修、調査研究、政策増等の経費、②人件費、旅費、事務費、業務委託費等、③国内施設の運営費の3テーマが、無償資金協力について、ハコモノ無償と各案件の選定方法の2テーマが、それぞれ仕分けの対象となった。

事業仕分けに出席した外務省とJICAの担当者は、事前に準備した資料をもとに、仕分け人と呼ばれた評価者からの質問に対し回答したが、与えられた時間では的確な説明ができず、十分な理解を得られなかった事項もあった。評価結果は、いずれも「見直しを行う」あるいは「予算要求の縮減」という厳しいものであった。

事業仕分け第一弾の評価結果は、2010年度予算編成に反映された。政権交代後の改要求において前年度比約50億円の減で概算要求していた運営費交付金では、調査研究予算を30%削減することや航空運賃をエコノミークラスとすることにより、さらに約50億円が削減された。NGO支援や地球規模課題対応国際科学技術協力で約21億円の増額があったため、全体としては前年度比約79億円の減となった。同様に前年度比約37億円の減で概算要求していた無償資金協力では、一般プロジェクト無償と水産無償のいわゆるハコモノの予算を3分の1（約100億円）削減

してその一部を人間の安全保障や環境・気候変動分野の無償資金協力で充当し50億円が純減された。コミュニティ開発支援無償と日本NGO連携無償で20億円の増額があったため、全体としては前年度比約67億円の減となった。

2010年4月には、独立行政法人が行う事業を対象とした事業仕分け第二弾（前半）が実施され、JICAでは、①前回仕分け結果のフォローアップ、②有償資金協力、③取引契約関係および職員宿舎の3テーマが仕分けの対象となった。

外務省とJICAは、事業仕分け第一弾の経験を踏まえ、概要を表などにまとめたパネルを事前に用意し、よりわかりやすく説明するよう努めた。評価結果は、上記①については、「事業規模の縮減」とされ、「見直しは不十分」との意見が付記された。②については、「ガバナンスの強化」とされ、「審査機能の強化」を求める意見が付記された。③はいずれも「事業規模の縮減」と評価され、このうち、取引契約関係では関係法人との契約に関する情報公開の義務づけが、職員宿舎では「事業の廃止を含めた検討」が、それぞれ意見として付記された。

2010年5月の事業仕分け第二弾（後半）は、政府系の公益法人が行う事業が対象とされ、ODA関連では、日本国際協力センター（JICE）、国際開発高等教育機構、国際協力推進協会の行う事業が仕分けの対象となった。このうち、JICEの研修監理業務と専門家等派遣業務を対象とする仕分けでは、外務省とJICAから、これらの業務の多くをJICAが直接実施する、いわゆる内製化を検討していることを説明し、「実施機関を競争的に決定（事業規模は縮減）」「年度内に見直しを行うべき」という結論が出された。

行政刷新会議の指導に基づき、各府省が自らの予算執行状況に関し自己点検する、行政事業レビューが制度化された。レビューは全予算を対象とするが、あらかじめ選定された予算については、外部の視点を入れ公開で議論する、公開プロセスが行われる。外務省では2010年6月に初めて公開プロセスを実施した。この中で、無償資金協力で技術協力に関し、①平和構築・テロ対策、②ミレニアム開発目標の達成・人間の安全保障の推進、③環境・気候変動分野における途上国支援の3テーマがその対象となった。いずれも「抜本的改善」としてコスト縮減のための見直しが必要とされ、外務省は2011年度予算概算要

求に反映させることとした。2011年度予算は、対前年度比で運営費交付金、無償資金協力ともそれぞれ約23億円の減となった。

事業仕分け第三弾は、前半（2010年10月）に特別会計の制度を対象として、後半（同年11月）に事業再仕分け（第一弾と第二弾の仕分け判定後の実施状況の点検）を目的としてそれぞれ実施され、JICA関連では、後半の事業再仕分けにおいて、青年海外協力隊事業と取引契約関係が対象となった。

青年海外協力隊事業については、派遣規模・体制や青年海外協力協会との契約の見直し、国内積立金の位置づけ等の抜本的な検討の必要性が指摘され、評価結果は「見直しを行う」となった。取引契約関係では、一般競争入札への移行、契約単位の細分化などの一層の努力が求められ、これも「見直しを行う」という評価結果となった。

一連の事業仕分けによって、事業に関し国民の理解を深め支持を得ることが不可欠であることや、JICAが公正で効率的なプロセスを自ら主体的に創り出し、効果的に事業を実施することの重要性を、改めて認識させられた。

◆事務・事業の見直し

2010年12月7日、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定された。この基本方針は、独立行政法人のすべての事務・事業と資産・運営について、効率化の徹底とより高度な行政サービスの提供を実現する観点から、基本的な考え方や取り組みを示したうえで、個別の法人ごとに講ずべき措置を定めたものである。

JICAに関しては、国際協力機構法上のすべての業務と、資産・運営の見直しに関し、効率化と透明性の観点から講ずべき措置があげられており、2009年からの事業仕分けプロセスの総まとめのような文書となっている。具体的には、以下のとおり、JICAが講ずべき措置がそれぞれの実施時期とともに記載されている。

〈事務・事業の見直し〉

- ①研修員受入の抜本の見直し（研修コースを協力プログラムに基づくものに限定、学位取得を目的とした長期の研修の廃止、短期の日本語研修と国内研修旅行の縮減、国別研修のコストシェア拡大など）

- ②技術協力、協力準備調査での一般競争入札の実施
- ③有償資金協力と無償資金協力での適正な案件形成と事後評価の質の向上
- ④ボランティア事業の抜本的な見直し（資格、専門的知識・能力または実務的経験が不要な案件や効果が小さい文化交流的な案件の募集の停止、派遣国の見直し、募集広報・説明会・選考等に要する経費の縮減、国内積立金の見直し）
- ⑤草の根技術協力の効果的な実施
- ⑥海外移住者支援での、日系人への日本語教育支援事業の移管、営農普及事業の廃止、日系個別研修の見直し
- ⑦国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施
- ⑧人材養成確保事業での長期研修の制度運用の厳格化、ジュニア専門員のOJT研修の廃止
- ⑨研究活動の第三者評価と外部研究機関等の活用
の推進、援助実績の対外発信、評価で得られた課題の新規事業への反映
- ⑩広報事業の効率的実施
〈資産・運営等の見直し〉
- ①不要資産の国庫返納（区分所有の宿舍、勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八

王子別館、広尾センター、施設整備資金、JICEの内部留保)

- ②事務所等の見直し（ODA卒業国事務所の廃止、その他の海外事務所の見直し、麻布分室の処分、大阪・兵庫の国際センターの統合、札幌・帯広の国際センターの管理部門の統合とその後の両センター統合のための調整、東京・横浜の国際センターの統合を検討）
- ③取引関係の見直し（契約情報公開の徹底、関連法人の利益剰余金等のうち不要なものを国庫返納、一般競争入札への移行）
- ④人件費の見直し（ラスパイレス指数の低減、在勤手当の見直し）
- ⑤組織体制の整備（研修監理業務と専門家派遣支援業務の実施）
- ⑥業務運営の効率化等（本部事務所・研究所の全体規模の縮減、訓練所業務の効率的な実施）

JICAは、これらの措置について着実な実現に取り組み、その結果、2016年度末までにすべての項目について措置済みとなった。組織や資産に関係するところでは、広尾センターを2012年9月に閉鎖し（市民による国際協力を推進するための拠点機能「JICA地球ひろば」はJICA市ヶ谷ビルに移転）、2014年12

column »

広尾の慰霊碑

1968年、当時の日本青年海外協力隊庁舎が広尾に完成し、あわせて広尾訓練所も開設された。用地については、日本赤十字社が宮内庁から譲渡された土地の分譲を受けたものであった。その後、青年海外協力隊全国OB会（現在の公益社団法人青年海外協力協会）が、協力隊経験者からの募金を集め、任期中に亡くなった隊員のための慰霊碑が広尾の敷地内に建立され、1982年11月23日に除幕式が行われた。

広尾の施設は、1996年からはボランティアの訓練専用の施設として、2006年からは市民参加による国際協力の拠点として活用されてきたが、2009年11月の事業仕分け第一弾の結果を受け、土地・建物を国庫納付することが決定した。その際、協力隊経験者をは

じめとする幅広い関係者から慰霊碑存続の要望があり、政府部内で調整した結果、慰霊碑が設置されているスペースについては分筆して引き続きJICAが保有することとなった。

慰霊碑では、今も献花が行われ、志半ばにして逝去した隊員の思いを引き継ぐ場所となっている。



広尾の慰霊碑

月に土地・建物を国庫へ現物納付した。大阪・兵庫の国際センターは、2012年4月から機能を統合し、兵庫において関西国際センターとして組織を改編した。旧大阪国際センターの土地・建物は、2013年3月に現物により国庫に納付した。札幌・帯広の国際センターは、地元との調整を経て、2012年4月に北海道国際センターとして組織を改編した。東京・横浜の国際センターは、第三者による検証を経て検討した結果、統合せず両拠点を有効活用していくこととした。

3 事業実施基盤の強化と発信力の強化

◆援助事業における戦略性向上の取り組み ——統合効果の発揮

JICAでは、国別・課題別のアプローチを強化するなかで、1999年に「協力プログラム」の考え方を導入し、既存の同セクターのプロジェクトをまとめて運営していくことにした。2006年からは、協力プログラムの戦略としての質を高める試みを始めている。新JICAの発足にあたって変更された第2期中期目標で、統合効果の発揮のために、「機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、(中略)援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む」とされ、ここで、事業の「プログラム化」の方針が、初めて公式文書にされた。これに従い、変更後の第2期中期計画において、JICAは協力準備調査を導入し、優良な協力プログラムを形成していくこととした。なお、プログラム化については、第3期以降の中期目標・中期計画においても、「プログラムアプローチの推進」などの文言で、引き続き掲げられている。

協力準備調査は、それまで技術協力、有償資金協力、無償資金協力のそれぞれの援助手法で独自に実施していた案件形成のための調査プロセスを、集約・統合したものである。国際協力機構法第13条第1項第8号に規定する「調査及び研究」を根拠とす

る業務であって、条約その他の国際約束に基づく必要はないので、外務省と協議のうえ、すみやかに実施を決定できる。また、適当と認められる場合は、協力プログラムと個別案件の形成を一つの調査で実施できることから、機動性・迅速性の面で改善が図られた。さらに、3つの援助手法の特色を生かして最適な援助投入の組み合わせを検討し、その後の展開を図ることが可能となったため、相乗効果が発揮され、開発効果の高い協力を実施することができるようになった。協力準備調査は、初年度の2008年度(下半期)で179件が着手された。

協力プログラムは、個別のプロジェクトだけでは達成が困難な高次の開発目標の達成を目指し、各プロジェクトを一体的に計画・管理するものである。新JICA発足後は、開発効果の高い協力を効率的に実施していくために、各援助手法の最適な運用を念頭に置いて協力プログラムを計画することが、ますます重要となった。JICAは、戦略性を強化するため、協力プログラムの策定・見直し、実施・モニタリング・評価のそれぞれの手法について、検討と改善を重ねてきた。

業務改善推進委員会での検討結果を受け(p.102参照)、2014年度以降、技術協力プロジェクトの業務工程の簡素化が行われたとともに、外務省の確認も得て、優先的に戦略性を強化していく協力プログラム(強化プログラム)を選定しており、JICAは在外事務所や関係部等が協同して、その内容の充実を図っている。

従来作成していたJICA国別援助実施方針にかわり、2010年11月からはJICA国別分析ペーパー(JCAP)^{●55}を作成することとした。JICAが開発途上国に対する協力を効果的に実施していくにあたり、対象国の開発の現状などを整理・分析し、協力の実施に関する考え方や方向性を論理的に示すことを目的とするものである。JCAPは、JICAにおいて協力プログラムの作成や新規案件の検討、日本政府による国別開発協力方針への情報提供に活用されている。また、相手国政府や、他ドナーをはじめとする外部関係者への情報共有にも役立っている。2012年度からの第3期中期計画と2017年度からの第4期中期計画においても、国別分析ペーパーの策定や活用が、組織的に

●55 当初はJICA Country Analytical Workという英文名称であり、AWないしJAWと略称されていた。

重要な取り組みであるとされている。JCAP第一号の国は、2011年8月に完成した、モンゴルである。2018年9月末現在、52の国と地域についてJCAPを作成済みである。

こうした戦略性向上のための取り組みを通じて、技術協力と資金協力の一体的運用の成果が蓄積され、その成果は多様化・複雑化・広範化する開発課題に対応した事業効果の向上に貢献し^{●56}、さらに、日本政府の政策実施への貢献や日本のODAの国際社会でのプレゼンス向上にも寄与している^{●57}。

また、事業面における統合の効果は、開発協力のパートナーの拡大^{●58}や革新的な案件の形成・実施^{●59}、3スキームの統一的な評価手法の適用^{●60}といった成果にも現れている。

◆ナレッジマネジメント推進計画の策定

2011年11月に策定された「JICA改革の方向性(2015年に向けた行動計画)」の中で、2020年の世界情勢予測とJICAの中期的事業の方向性から、「変わりゆく国内外の環境の中、途上国の政策・制度までを見据えた中期的・持続的な問題解決をパートナーとして共に創り上げること」がJICAの持つべき優位性であると指摘された。そのためには、ナレッジの集積・活用・分析・概念化・発信を一層強化すべきであることが提言され、「ナレッジマネジメントの推進」が、取るべき中核的なアクションの一つと位置づけられた。

この提言を受け、組織内でのタスクフォースやワークショップでの議論を経て、2013年1月に「JICAナレッジマネジメント推進計画」がまとめられた。推進計画では、①職員の基礎力の向上・専門性の向上、②JICAのナレッジの創造・共有・活用、③JICAのナレッジの対外発信強化、コンプライアンス、④ナレッジマネジメント推進のための組織マネジメント強化、の4つの具体策が示された。

◆ナレッジマネジメントの4つの具体策の推進

(1) 職員の基礎力の向上・専門性の向上

職員研修体系を見直したうえで、海外赴任対象者のみであった赴任前研修を改編し、すべての職員が参加できる「JICAアカデミー」として、2013年6月に開講した。JICAアカデミーは、2ヵ月に一度開催され、事業スキームを理解するための講座や財務・会計、調達、法務等のコアスキルの研修機会が用意されている。2017年度には、46講義が行われ、受講者数は年間3342人となっている。

JICAアカデミーの講座数は年々拡充されており、また、理事長を含む役員からの講義も増えている。JICAアカデミーの内容を時間・場所を問わず受講できるよう、Web based Training (WBT) への移管も少しずつ進められており、JICAアカデミーとWBTが職員の基礎的な能力向上の機会を提供している。なお、WBTは2010年に情報セキュリティ研修から開始され、その後、コンプライアンス、財務・会計研修等の講座が追加されてきている。

職員向けのキャリアコンサルティングも拡充された。新卒採用職員については入構7年目から10年目に、社会人採用職員については入構3年目から5年目に、自らの知識・経験を振り返り、今後のキャリア開発の方向性を複数のメンターと議論する機会を設けている。メンターは、職員との複数回の面談のほか、周辺からのヒアリングも実施している。また、2017年度から試行された「社内インターン」は、若手・中堅職員に幅広い業務経験を提供する機会を増やしている。

学位取得を目的とした海外・国内研修に加えて、世界銀行や国連機関等、他機関で1年程度の実務経験を積む実務経験型専門研修も開始され、職員の専門性を高めるための研修機会が新設されている。

(2) JICAのナレッジの創造・共有・活用

2013年には、それまでの23の分野・課題の分類を見直し、「ナレッジマネジメントネットワーク執務

●56 事業効果向上の具体例については、第2章第4節「開発課題への挑戦と貢献」(p.107)の「1 質の高い経済成長」「2 人間中心の開発」「3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」「4 地球規模課題への対応」を参照。特に「1 質の高い経済成長」に詳しい。

●57 日本政府の政策実施への貢献および日本のODAの国際社会でのプレゼンス向上への貢献の具体的な事例については、第2章第4節「開発課題への挑戦と貢献」(p.107)の「1 質の高い経済成長」「2 人間中心の開発」「3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」「4 地球規模課題への対応」を参照。特に、UHCと防災の分野で日本のプレゼンス向上に貢献した。

●58 第2章第4節「5 多様な担い手との連携強化」(p.140)参照

●59 ゲイツ財団と連携したパキスタン・ポリオ撲滅の円借款事業は、技術協力の実績のうえに形成された。

●60 第2部IX「事業評価・広報」(p.205)参照

要領」に基づいて、19の分野・課題別のKnowledge Management Network (KMN) を創設した。それぞれの分野・課題を所掌する部署が各KMNの事務局を担い、各分野・課題に専門性や経験を有する職員らが広くメンバーとして任命される。課題別アプローチの強化に資するため、分野・課題ごとに情報収集・分析を行うとともに、課題別指針やポジションペーパーの作成・更新・対外発信等を行うことがKMNの主要な業務の一つである。また、2014年から企画部主催のKMN連絡会を定期的に開催し、各KMN間の横断的な情報交換を実施している。このようにKMNは、部署を超えたナレッジの共有や人材活用の基盤となり、さらに外部とのネットワークの強化に努めている。KMN以外の自発的な勉強会も複数立ち上げられており、その活動を活性化させるため、2013年6月から講師招聘費用のサポート等も開始した。こうした勉強会から、研究所が編集するナレッジレポートにその成果を発表する例も生まれている。

部署を超えた職員間のナレッジの共有や情報交換を促進するため、KMNや勉強会に加えて、電子電話帳の備考欄に職員が自らの経験、関心分野等を記載することも始められ、2015年4月に全体部長会で改めて推奨された。職員のプロフィール、経験、関心分野の情報掲載は、現在は、機構内イントラネットの職員ごとのページに引き継がれている。

ナレッジの活用事例としては、事後評価の教訓情報の教訓検索システム上での共有が可能となり、また、年度ごとの事後評価結果は、機構内部へのフィードバック説明会で情報共有されるようになっている。

(3) JICAのナレッジの対外発信強化

研究所が、職員の研究能力の涵養のために設立したリサーチネットワークでは、論文の書き方セミナーの実施やリサーチプロポーザルの募集等を通じて、職員の論文作成能力の強化と研究ナレッジの蓄積・対外発信の強化を進めてきた。研究所の対外発信の例としては、フィールドレポート、ワーキングペーパー、開発協力文献レビュー等の発刊、また英文書籍や英文報告書等の発刊のほか、アフリカ開発

会議 (TICAD) やアジア開発銀行 (ADB) 年次総会等の国際的な会合においてのサイドイベント開催等があげられる。

2010年から協力案件のプロジェクト・ヒストリーシリーズの書籍化を進めており、2018年9月末現在20巻が刊行されている。また、2013年からインフラ開発のセクター別ナレッジ (「JICA途上国開発の潮流」) を日刊建設工業新聞に毎月掲載している^{●61}。さらに技術協力プロジェクトについては、「開発課題別の指標・教訓レファレンス」を21分野で作成し、ホームページにて公開した。

(4) ナレッジマネジメント推進のための

組織マネジメント強化

いわゆる社内表彰制度として、理事長による表彰が2013年度から開始された。優れた事業や業務改善等の取り組みを行った個人および部署を表彰するものである。その取り組みを機構内で共有することで、互いに学び合う組織文化づくりにも貢献している。

また、部署別年間計画に各部署の「ナレッジの蓄積・活用、対外発信」を記載するようにしたほか、職員が人事部に提出する自己申告書においてナレッジ蓄積・活用状況に関する記載を追加するなど、職員のナレッジマネジメント意識の強化を制度化してきている。自己研鑽をサポートする制度の紹介や対外発信の事例等を継続的に機構内イントラ経由で発信することにより、制度の周知や事例共有を図っている。

◆研究機能の強化——JICA研究所の設立

JICAの国際協力総合研修所とJBICの開発金融研究所の海外経済協力業務の研究機能を統合して、JICA研究所が設立された。

研究所では、開発援助機関として蓄積してきた経験とノウハウを生かし、「開発途上国における開発課題の分析とJICA事業戦略への貢献」と「国内外への発信強化と開発援助潮流のリード」を主要な目的として、研究業務を行ってきた。研究活動の基本方針としては、①統合的視点、②過去と未来の融合、③日本およびアジアの経験の発信、④世界への発信と開かれた活動の4つを掲げている。重点研究領域

●61 この成果は『新興国のインフラを切り拓く 戦略的ODAの活用』(日刊建設工業新聞社、2015年)、『インフラビジネス最前線』(日刊建設工業新聞社、2018年)として刊行されている。

は、①平和と開発、②成長と貧困削減、③環境と開発／気候変動、④援助戦略の4つである。

研究成果は論文にまとめ、ワーキングペーパーや書籍として発行するほか、学術誌への掲載が行われている。また、国内外の研究機関との共同研究にも積極的に取り組み、特に米国のブルッキングス研究所とは、4フェーズ目の共同研究を実施中である。

2014年3月には、文部科学省科学研究費助成事業（科研費）の応募資格を有する研究機関として文部科学大臣から指定を受けた。2014年度以降、科研費の交付を受けた研究も行っている。

◆環境社会配慮ガイドライン

2010年7月1日、新しい環境社会配慮ガイドラインと、新しい異議申立手続要綱が施行された。これによって、それまでは旧組織のルールに基づいて実施していたJICAの環境社会配慮業務の、統一と強化が図られることになった。新ガイドラインの検討は、統合前の2008年2月から、学識経験者、NGO、産業界、日本政府関係者の16名からなる有識者委員会を設置して開始された。2010年3月まで、計33回にわたる有識者委員会での議論と、パブリックコメントなどを踏まえて策定作業が進められた。

新ガイドラインの特色は以下のとおりである。

- ①有償資金協力、無償資金協力、技術協力に共通の手続きを設定したこと
- ②確認すべき環境社会配慮要件が強化され、世界銀行のセーフガード政策との整合性が高まったこと
- ③環境社会配慮助言委員会が、協力準備調査（調査段階）、環境レビュー（審査段階）、モニタリング（実施段階）において、JICAからの報告に対して必要に応じ助言を行うことになり、関与が拡大したこと
- ④情報公開の対象に、相手国政府の環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画、モニタリング結果が加わり、拡充されたこと

環境社会配慮助言委員会は、公募で選ばれた24名の外部専門家からなる常設の委員会で、JICAに対し、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を行っている。必要に応じて、臨時委員も任命される。委員全員が参集する全体会合のほか、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件について検討を行う

ワーキンググループ会合も頻回に行われている。

異議申立手続きは、ガイドライン不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受けるおそれのある被援助国の住民またはその代理人が、JICAに異議を申し立てることができる制度である。異議の内容は、JICAの事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査される。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果を理事長に報告する。ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図る役割も担う。JICAはこれまで、2014年度に3件、2015年度に2件、2017年度に1件の異議申立を受領し、異議申立審査役による審査が行われた。

◆コーポレート・ガバナンス

(1) 中期計画と業績評価

JICAは独立行政法人通則法の規定に従い、主務大臣が定める中期目標を達成するため、中期計画および年度計画を作成し、業務を遂行している。また、年度終了時と中期目標期間終了時には、業務実績の評価が行われている。この枠組みを通じて、JICAはPDCAサイクルを確保した効果的・効率的な業務運営を目指している。

新JICAが発足した2008年10月には、新たに統合効果の発揮などを盛り込むなどの第2期中期目標・中期計画の変更が行われた。第2期中期目標期間（2007～2011年度）の業績評価は、外務省独立行政法人評価委員会により実施された。評価対象の21項目すべてで中期目標を達成したと評価され、うち、2項目については「大きく上回って」、6項目については「十分に」達成したとの評価であった。

第3期中期目標期間（2012～2016年度）の業績評価は、2015年4月の改正独立行政法人通則法の施行に伴い、主務大臣によって行われた。総合評定は、「B：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を達成していると認められる」で、評価対象の32項目中、Sが1、Aが13、Bが17、Cが1という評価であった。

2017年度から2021年度を対象とする第4期中期目標は、政府開発援助大綱を改定して2015年2月に定められた開発協力大綱の内容に沿って構成されるとともに、各目標について成果（アウトプット）

を主とした定性・定量指標を設定しているのが特徴である。

(2) 内部統制

独立行政法人整理合理化計画（2007年12月24日閣議決定）において、独立行政法人の内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を行うべきとされた。この間、2006年には会社法が、2008年には金融商品取引法が施行され、企業には、内部統制システムの整備が義務づけられている。JICAは、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」2010年3月）で示された、内部統制の4つの目的（①業務の有効性および効率性、②事業活動にかかわる法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告等の信頼性）と6つの基本要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応）について、JICAとしての考え方を示した「JICAにおける内部統制」を作成し、2013年7月に公表した。また、改正独立行政法人通則法の2015年4月施行に伴い、業務方法書を改正し、同法第28条第2項に規定する内部統制システムの整備に関する事項を記載するとともに、関連規程の整備を行った。「JICAにおける内部統制」についても、主として統制環境について加筆するなどの改訂を行い、2015年10月に公表した。

新JICAは発足時から、理事長の直属部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施している。また、監事監査や会計監査人監査を受け、それらの監査結果を着実にフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保してきた。

情報セキュリティについては、委員会を設置して情報セキュリティの確保に関する対策を検討してきた。2017年度中に、情報セキュリティ関連規程を順次改正し、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠した対策基準とした。個人情報保護については、委員会の設置による対策検討のほか、独立行政法人等個人情報保護法（2017年5月施行）に準拠して2017年に関連規程を改正し、個人情報保護を強化するとともに、非識別加工情報の提供に対応した。なお、独立行政法人等情報公開

法に基づき、ホームページなどで情報公開を行っている。

支出予算に関しては、地域レベルおよび案件レベルで執行状況および計画額を確認し、適切に執行を管理してきた。しかしながら、2015年度から2016年度にかけて後年度負担を伴う技術協力事業実施を促進した結果、2017年度において一般勘定の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となり、事業計画見直しの過程で契約相手先等関係者との間に一部混乱が生じた。この経緯を踏まえ、2018年7月に予算執行管理室を設置^{●62}するなどして予算執行管理体制を強化した。

(3) コンプライアンス強化

新JICA発足時に、旧JBICのコンプライアンスに関する規程等をもとに、「事故報告及びコンプライアンスに関する規程」を制定した。この規程に基づき、副理事長を委員長として、コンプライアンスに関する重要事項について審議・検討する、コンプライアンス委員会を設置している。また、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発を防止することを目的とする、事故報告制度と内部通報制度を設けている。さらに、2015年6月の同規程の改正により、JICAの業務に関する違法行為等の早期発見と是正に資するため、外部通報受付制度を開始した。

なお、2009年5月には、コンプライアンス・マニュアルを作成し、この中で、旧JBICのものをおおむね継承して、新JICAとしての行動理念であるコンプライアンス・ポリシーを定めている。2016年3月には、コンプライアンス・マニュアル第2版を作成した。

ODA事業における不正腐敗の防止に関しては、相手国政府や企業関係者等とも協力して、さまざまな取り組みを行ってきた。2008年8月、ベトナムでのODA事業に関し、贈収賄事件が発覚したことを受け、再発防止策の一環として、2009年4月に不正腐敗情報受付窓口を設置した。しかし2014年3月、インドネシア、ベトナム、ウズベキスタンにおけるODA事業に関して、受注企業による贈賄事案が発覚した。JICAはこれを重く受けとめ、再発防止策をさらに強化した。具体的には、同年7月から不正腐敗情報受

●62 予算執行管理担当特命審議役を設置し、同特命審議役に予算執行管理室長の名称を付与した。

付窓口を不正腐敗情報相談窓口に改め、未然の防止に役立つよう、企業からの相談を積極的に受け付けることにした。同年9月には規程改正により、贈賄に関する措置期間を原則として18ヵ月に固定するなど、措置を強化した。同年10月には、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、関係者が講ずべき取り組みについて解説した不正腐敗防止ガイダンスを作成し、企業、相手国政府・実施機関に対して配布した。2016年以降も、随時、再発防止策を強化しており、2016年4月には、不正腐敗防止の取り組みへの理解を促進し、また、不正な要求を受けた場合等に提示するための携行用カードとして、「Anti-Corruption Policy Guide（不正腐敗防止ポリシーガイド）」を外務省とJICAの連名で作成し、関係者に配布している。

このほか、2012年1月、いわゆるインサイダー取引にJICA役職員等が関与することを未然に防止するため、「内部者取引の管理等に関する規程」を制定した。2012年6月には、法令や都道府県の条例を踏まえ、JICAが反社会的勢力との一切の関係を排除することにより、被害の防止と社会的責任を果たすことを目的として、「反社会的勢力への対応に関する規程」を整備した。JICAが締結する契約書等にも、その内容を反映させた。

◆業務改善の取り組み

統合と同時に、旧JICAで2005年度から設置していた「業務軽量化推進委員会」を改めて設置した。この委員会では、業務上の課題の改善、業務の工程数削減と標準化、外部委託事務の軽量化によるコスト効率化、業務の標準化を踏まえたコンピュータシステムの最適化に取り組むこととした。広く職員から業務改善のための提言を募集し、それぞれの担当部署が提言への対応を検討して、可能な方策から実行に移していった。提言内容、対応案、実施後のモニタリング結果について、その都度内部で公表された。

2009年6月、委員会事務局である総務部が、委員会での議論や統合後モニタリング、在外事務所長会議の結果を踏まえ、業務改善のための優先10項目の洗い出しを行った。10月以降は、社内公募により設置された若手職員12名からなる業務改善検討チームからのインプットも受け、担当部署による改善の取り組みに関するモニタリングが行われた。2010年5

月の理事会において、業務改善のための優先10項目のモニタリング結果と、フォローが必要な重要課題が報告された。その後のモニタリング結果については、部署別年間業務計画の中間レビューや年次評価にあわせて、半期ごとに理事会に報告されることとなった。

2013年3月、田中明彦理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」が設置された（本委員会の設置に伴い、業務軽量化推進委員会は正式に廃止された）。委員会には、「横断的な事務合理化とコーポレート機能の強化に関する小委員会」（小委員長：総務部担当理事）と、「事業の業務工程の簡素化と業務手順の標準化に関する小委員会」（小委員長：経済基盤開発部担当理事）が置かれ、各小委員会において、「強いJICA」を目指して、全体最適の考え方で事務を合理化するための検討を行った。検討結果や改善策については、7月に中間報告、9月に最終報告がなされ、実施に移された。2014年3月と2015年3月に改善策の実施状況のモニタリング報告が行われた。2016年4月には成果の取りまとめがなされ、委員会は解散した。

横断的な事務合理化とコーポレート機能の強化に関する小委員会での検討に基づく成果は以下のとおり。

内部統制に係る体制整備、金融マネジメント強化、ナショナルスタッフの人材育成指針策定、旅費手続きの簡素化・効率化、専門家派遣手続きおよび研修員受け入れ手続きの合理化、本部による国内機関の支援拡充（施設管理・調達支援体制強化）、国内機関および在外事務所の経理事務と調達関連手続きの合理化、業務主管システムの最適化、など。

事業の業務工程の簡素化と業務手順の標準化に関する小委員会での検討に基づく成果は以下のとおり。優先して戦略性を強化する「強化プログラム」の設定・更新、国別で重点とする課題・分野（「重点区分」という）の選定と更新、事業計画作業用ペーパー（WP）の活用枠組み構築、技術協力プロジェクトの中間レビューや終了時評価に代わるモニタリング手法の導入、実施計画書などの文書の合理化、課題部の分野・課題グループ単位の業務体制構築、重要課題への対応や事業の計画性の強化など質の向上のための方策実施、など。

2015年から、部署ごとのアイデアに基づく取り組みによって、働き方を見直し、業務の効率化と労働時間の短縮を目指す、SMART JICA PROJECTを開始した。2017年度からは、これをSMART JICA 2.0としてスケールアップし、多様な人材の多様な働き方の促進、個人の能力強化と生産性向上、業務の合理化・効率化の推進の3つの柱のもとで施策に取り組んでいる。

◆経営諮問会議、国際助言委員会

2016年2月から、北岡理事長が主催し白石隆政策研究大学院大学学長^{●63}を座長とする「JICAの中長期的なあり方に関する有識者懇談会」が、同年10月まで8回にわたって開催された。懇談会は10名の有識者から構成され、JICAからは事務局として若手課長レベル12名、理事長室、総務部、人事部、企画部から14名が議論に参加した。

懇談会の議論を踏まえた取り組みの一つとして、JICAの経営戦略について民間の経営者等から助言を得るための「経営諮問会議」と、JICAの事業戦略について開発途上国を含む国際的な有識者から助言を得るための「国際助言委員会」(International Advisory Board)の設置が検討されることとなった。

経営諮問会議は、企業経営に関する専門性を有するか、開発援助機関等の運営に知見がある委員6名^{●64}から構成され、上記懇談会の有識者のうち、2名が含まれている。

第1回の会合は2017年5月11日に開催され、事業展開上の戦略、国の発展を担う人材育成の強化、質の高いインフラ投資、JICA職員の育成および職場環境の整備などについて議論された。なお、委員から「10年程度を見据えた長期計画を策定しては」との意見があったことが後押しとなり、2030年の日本とJICAを考える「長期経営戦略」の検討が2017年7月から始まった。

第2回の会合は2018年1月11日に開催され、人事

制度の課題と改革の方向性、自由で開かれたインド太平洋戦略と一帯一路構想、策定中の長期経営戦略に関し、意見交換が行われた。

第3回の会合は、2018年5月30日に開催され、多様な国内アクター（民間企業・大学・NGO等）との連携強化と、策定中の長期経営戦略に関し、意見交換が行われた。

国際助言委員会は、国際社会で活躍する国内外の有識者9名（2018年7月現在）^{●65}から構成され、上記懇談会から引き続いて白石隆氏が参加している。

第1回の会合は、2017年6月29日と30日に開催され、JICA事業の概要と戦略についての説明後、「質の高い成長」と地域の安定化に向けたアジアの地域戦略、平和と安定への協力とリスク管理、中南米の地域戦略、アフリカの地域戦略と健康（UHC、栄養を含む）のテーマで意見交換が行われた。

第2回の会合は、2018年7月10日と11日に開催された。SDGsとイノベーション、知見／経験の共有、自由で開かれたインド太平洋のテーマで意見交換する全体会合が初日に行われ、翌日には6グループに分かれての地域別セッションののち、全体総括が行われた。



国際助言委員会第2回会合の出席者 2018年

●63 2017年度まで政策研究大学院大学学長・教授、2018年度熊本県立大学理事長就任

●64 飯島彰己三井物産代表取締役会長、石野博関西ペイント代表取締役社長、更家悠介サハラ代表取締役社長、富山和彦経営共創基盤代表取締役CEO、堀井昭成キヤノングローバル戦略研究所理事特別顧問、弓削昭子法政大学法学部国際政治学科教授

●65 Jean-Marie Guéhenno Centre for Humanitarian Dialogue シニア・アドバイザー、Ginandjar Kartasasmita インドネシア赤十字社臨時総裁・政策研究大学院大学教授（2018年2月～）、勝茂夫ナザルバエフ大学学長、T. K. A. Nair Citizens India Foundation理事（2017年11月～）、二宮正人サンパウロ大学法学部教授、Ngozi Okonjo-Iweala Gavi議長、白石隆熊本県立大学理事長、Joseph Stiglitzコロンビア大学教授、XUE Lan 清華大学公共政策研究院院長・教授

4 危機管理と安全対策

◆東日本大震災時の対応と東北復興支援

2011年3月11日、宮城県沖を震源として、M9.0という未曾有の大地震が発生した。JICAは地震発生当日に緒方理事長を本部長とする安全対策本部を設置し、海外からの研修員等関係者の安否確認を行うとともに、研究所、広尾センター、JICA東京で、帰宅困難者を受け入れた。また、JICA東京では透析が必要な患者を、JICA大阪では海外からの留学生とその家族を受け入れた。

福島県からの要請を受けて、JICA二本松で福島原発周辺地域からの避難者を受け入れるとともに、職員のほか青年海外協力隊員やシニア海外ボランティアなどの要員を派遣し、避難者への支援を継続的に実施した。JICA二本松への避難者は、最も多いときには453人に達した。

海外からの国際的な支援を調整するために日本政府が受け入れた国連災害評価調整（UNDAC）チームや国連人道問題調整事務所（UNOCHA）のチームに対して、有資格のJICAの要員をメンバーとして派遣した。また、イスラエルからの医療チームにも要員を同行させ、活動を支援した。これまで国際緊急援助の現場で培った知見とネットワークが生かされた。

防災・復興に限らず、多様な分野のJICA研修に、東日本大震災被災地での視察や講義を組み込み、多数の開発途上国関係者（2015年度末までで3703人）が被災地の復興の取り組みを学んだ。

日本の被災・復興経験を開発途上地域と共有するとともに、国内復興にも貢献する互恵的な事業として、被災した地域の自治体とともに草の根技術協力事業を展開した。特に宮城県東松島市とは、2004年のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害の被災地であるインドネシアのバンダ・アチェとの間で相互復興を目指す事業を実施した。東松島市は、2013年11月にフィリピン中部を襲った台風ヨランダによる被災からの復興支援にも、東日本大震災の経験を生かした助言などで協力している。また、青年海外協力

協会と連携し、被災地の自治体に対するボランティア経験者の派遣による復興支援を継続している。

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議では、JICAは、災害を契機に教訓を活用して災害前より強靱な社会となるような復興を行う「Build Back Better（より良い復興）」に関する議論に貢献した。

◆エボラ出血熱流行時の対応

2013年12月に、ギニアで発熱や嘔吐の症状を示した幼児が死亡し、2014年1月には近親者や医療従事者にも、同様の症状での死亡が相次いだ。3月になって初めてエボラ出血熱であるとの確定診断がなされたが、感染はギニア国内に広まり、その後は国境を接するリベリアとシエラレオネからも確定例が報告されるようになった。

JICAでは、WHOの公表情報に基づき、4月15日の時点で国際協力人材部健康管理課が関係部局に対し注意喚起し、今後の対応措置の必要性を検討するとした。

その後、ギニア、シエラレオネ、リベリアの3ヵ国で、過去最大規模の蔓延となった。JICAは、8月5日時点では、感染経路が明確でありリスク管理可能であるとして、感染リスクを理由とする関係者の退避や継続中案件の中断は検討せず、治安悪化等のリスクが懸念される場合に必要に対応を検討する方針であった。また、関係者には、水・食料の備蓄を推奨し、状況に応じ航空券の事前手配を検討するよう指示していた。

ところが、8月8日、WHOはエボラ出血熱の蔓延状況を「国際的な公衆衛生上の緊急事態」と認定するに至った。日本政府は同日付で3ヵ国に「感染症危険情報」を発出し、渡航者には不要不急の渡航の延期を、在留邦人には早めの退避の検討を呼びかけた。

JICAは、専門家や調査団等の3ヵ国滞在者計24人に可及的速やかな退避を指示、無償資金協力の本体事業関係者105人（第三国籍の関係者74人を含む）にも早期の国外退避を促した。また、3ヵ国からの研修員の受け入れも、当面見合わせることにした。専門家や調査団等の現地滞在者は8月14日までに国外退避を完了した。無償資金協力の本体事業関係者は、段階的に退避を進め、8月28日までに全関係者



コートジボワールでのエボラ出血熱対策研修 2014年



JICAで実施したテロ対策を重点とする安全対策研修 2016年

の国外退避を完了した。

なお、エボラ出血熱の流行に対し、JICAは以下のような緊急支援を実施した。

①緊急援助による物資供与

シエラレオネ：テント、毛布、プラスチック・シート、スリーピングパッド、発電機、コードリール、ポリタンク、簡易水槽

リベリア：テント、毛布、プラスチック・シート、スリーピングパッド、発電機、コードリール、ポリタンク、簡易水槽、浄水器ほか

ギニア：非接触型体温計、スリーピングパッド、ポリタンク、簡易水槽、浄水器、発電機、コードリール

②緊急援助による物資の輸送（東京都より寄附を受けた個人防護具）

シエラレオネ、リベリア、ギニア：各23万セット
マリ：3万セット

③WHOを通じた専門家の派遣（延べ16人）

2015年末までに、WHOは3ヵ国それぞれにエボラ出血熱流行の終息を宣言した。

❖安全管理

2016年7月1日、バングラデシュの首都ダッカ市内で、武装グループによるレストランへの襲撃テロ事件が発生し、JICAの調査団員7人が死亡、1人が重傷を負った。7月13日には、南スーダンの首都ジュバにおいて治安状況が著しく悪化したことにより、手配したチャーター機で無償資金協力の本体事業関係者を含むJICA関係者等93人が国外に退避した。JICAは1991年7月、ペルーで農業技術協力専門家3人が反政府ゲリラ組織に射殺された事件や、1999年

8月、キルギスで武装勢力により資源開発調査団員が誘拐・拉致された事件を踏まえ、これまで安全管理体制の充実を図ってきた。それに加えて、外務省とJICAが設置した「国際協力事業安全対策会議」が上記2事案を踏まえて2016年8月に公表した最終報告に従い、さらなる安全対策の強化に取り組んでいる。

最終報告では、「組織のトップ自らが安全確保に関する問題意識を強く持って不断に対策を進めることが不可欠になっている」との認識が示された。また、「外務省及びJICAとしては、多種多様な事業関係者やNGOの職員等の安全をあまねく確保することを目指して可能な限りの措置をとるべきものである」とされ、外務省やJICAと直接の契約関係にない関係者も、安全対策の対象とされた。

具体的な安全対策については、以下のような強化を図っている。

①脅威情報の収集・分析・共有の強化

地域情勢、危機管理、治安分析に関する外部情報リソースの拡充

安全対策専用サイトをJICAのホームページ上に開設（2017年11月）、など

②事業関係者およびNGOの行動規範

国別安全対策措置等の情報を提供

派遣前安全ブリーフィングの対象国を13ヵ国に拡大、など

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

本邦および在外における安全対策研修・訓練の実施

防弾車の配備、事務所・宿舎等の安全防護強化、

など

④危機発生後の対応

資金協力事業を含むJICA関係者向け海外旅行保険の新設（2016年10月）

国外退避支援サービスの対象を資金協力事業関係者まで拡大、など

JICAの体制面の強化としては、2016年9月30日付で、安全対策統括役を指名するとともに、それまで総務部に置かれていた安全管理室を安全管理部に格上げし、安全企画課と安全情報対策課の2課を置き、人員も拡充した（2018年9月時点で約3倍増）。脅威度の高い国を中心に、在外拠点において、安全管理業務専任の職員や企画調査員の配置を進め、2018年9月末現在では23拠点に配置済みである。なお、2016年12月1日には、安全対策統括役を理事に就任させ、安全対策担当の役員が配置されることになった。

2017年11月1日、北岡理事長は安全対策宣言を発表し、JICAとして国際協力事業関係者の安全確保のため、以下の取り組みを推進することを改めて宣言した。

- ①危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する
- ②ハード・ソフト両面の防護能力を強化する
- ③危機発生時に迅速かつ的確に対応する

◆建設工事安全の取り組み

開発途上国で行われている施設建設等の工事現場では、日本に比べて安全対策が十分とはいえず、人命が失われる事故も多く発生している。JICAは、途上国における経済・社会の開発を支援する組織であり、その協力事業での建設工事においても、人命や安全を最優先して実施することが求められる。

新JICA設立に際して、2007年から設置されていた旧JBICの「円借款事業の安全対策委員会」を継承する形で、「施設建設事業等の安全対策委員会」が設置された。本委員会では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力で行われる施設建設等事業の安全確保の強化を図ることを目的として、安全対策の取り組み状況の確認、安全対策強化に向けた改善策の検討、事故が発生した事業への対応策の検討を行っている。また、委員長名により、在外拠点における工事安全担当者を指名している（2016年3月1日現在82拠

点）。

工事安全確保のための具体的な取り組みとして、技術アドバイザーを本部および在外事務所に配置し、技術相談へ対応するとともに、施工中の資金協力案件に対して、安全管理・品質・進捗の強化を目的とした実施状況調査を行っている。また、現場における問題点、工事特有の留意点を指摘したり、日本の安全対策の事例を説明したりして、安全対策の知識向上および安全意識啓発を図っている（安全朝礼、安全パトロール、整理整頓、事故の予測活動等）。

労働災害防止に関するデータの科学的分析、労働安全衛生行政執行手法の向上や、大規模インフラ建設を中心とした建設事業の品質管理・安全管理の強化を支援する、技術協力プロジェクトや課題別研修も実施している。

2011年度には、「ODA事業の建設工事の安全管理に関する調査研究」により、事故・災害の傾向を分析し、工事安全管理に関する問題点、課題と改善のための取り組みについて取りまとめるとともに、安全対策事例集、作業員向け危険予知トレーニング教材を作成した。

2012年度から2013年度にかけての調査研究では、建設工事安全管理ガイドライン（素案）、安全施工マネジメント・ツール事例集を作成した。前者については、その後のさらなる検討を経て、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」として2014年度から3つのスキームにおける適用が順次開始されている。ガイダンスは、総則、安全管理の基本方針、建設工事の受注者が作成すべき「安全対策プラン」と「安全施工プラン」の内容、安全施工技術指針（作業別及び災害タイプ別）から構成されている。ガイダンスの内容や運用の仕方については、不断の見直しを行っている。

2015年3月30日、田中理事長は、「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」を公表した。ここで、JICAが協力事業の建設工事における事故・災害の防止・低減に努め、安全対策を行うことで防止できる事故の撲滅を目指すことを宣言するとともに、関係者に安全を最優先する日本の「安全文化」を定着・浸透させることを、JICAの重要な役割として位置づけた。

第4節

開発課題への挑戦と貢献

国内外の期待に応える

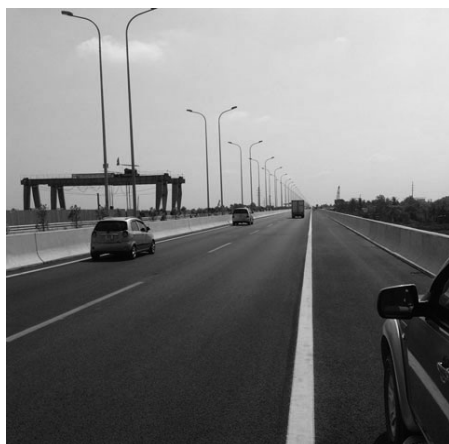
1 質の高い経済成長

◆インフラ開発支援

(1) 統合効果と運輸交通インフラ事業

開発途上国の経済成長のためのインフラ開発は、日本のODAの歴史の中でも中心的な事業であった。組織統合により、技術協力、円借款、無償資金協力の援助スキームを一体的に運用できるようになり、計画から、インフラ建設に加えて施設の運営・維持管理までも含めた、いわば上流から下流までの総合的な支援を迅速に実施できる体制が整った。

ベトナムにおける運輸交通分野での支援を例にあげると、技術協力として2007年11月から2010年5月まで「ベトナム持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査」(VITRANSS 2)を実施し、全国を対象に航空、鉄道、道路を含めた総合交通のあり方を検討して、インフラ開発のマスタープラン作成を支援し



「南北高速道路建設事業」(2008年)により完成したベトナムの高速道路

た。円借款を通じてインフラ施設を建設する支援は、「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業」(2009・2011・2013年度に3回承諾、計592.53億円)、「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ベントインスオイティエン間〈1号線〉)」(2006・2011・2016年度に3回承諾、計1553.64億円)、「南北高速道路建設事業(ホーチミン-ゾーザイ間、ダナン-クアングアイ間、ベンルック-ロンタイン間)」(2007年度から2016年度までに8回承諾、計1814.77億円)など多岐にわたり、物流の効率化や都市交通システムの整備が進み、ベトナムの経済成長促進に大きな貢献を果たしている。

国土を縦断する南北高速道路はベトナム政府もインフラ開発の最重要課題として位置づけているが、JICAは継続的な円借款によるハード面でのインフラ開発と同時並行による技術協力として「高速道路システム運営・維持管理アドバイザー」「運輸交通・都市交通セクターアドバイザー」の専門家派遣や「道路運営維持管理体制強化プロジェクト」(フェーズ1:2011~2013年度、フェーズ2:2014~2017年度)、「高速道路建設事業従事者養成能力強化プロジェクト」(2011~2014年度)を通し、道路行政にかかる体制整備と人材育成の支援を行った。また、都市鉄道分野では、「ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト」(2017~2022年度)を通し、同市の都市鉄道管理局や今後設立予定の運営会社に対し、日本の事業者がこれまで培ってきた経験を生かし、事業運営や運営管理能力向上に向けた支援を実施中である。

JICAは運輸交通セクターでの案件に多数の実績を有し、途上国に有効な運輸交通インフラ分野におけるナレッジの集約と蓄積の重要性について、組織内

では早い段階から認識されていた。例えば、地域統合が進むことにより国境をまたぐクロスボーダー交通インフラが拡大することを見込んでプロジェクト研究を4次(2006・2007・2009・2010年度)にわたって実施し、この領域に関連するナレッジを組織内に蓄積していた。そのような取り組みが、ASEAN経済共同体発足を見据えたメコン地域における重要幹線道路の整備やアフリカの回廊支援についての構想立案や政策提案へとつながっていく基礎となった。

(2) 電力・エネルギーインフラ事業

エネルギー分野においても上流工程である計画策定とその中における優先事業の実施、組織改善・人材育成から成る包括的な支援が進められてきた。例えばバングラデシュでは、近年の堅調な経済成長に伴い電力需要が急増している状況にあって、新たな電力開発は同国の喫緊の課題となっている。JICAは「石炭火力発電マスタープラン調査」(2009～2010年度)を実施して、バングラデシュにおける最上位の電源開発計画である「Power System Master Plan 2010」の策定を支援し^{●66}、それらの提言項目に含まれた「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」に関する協力準備調査を2012年7月に開始した。そして2014年6月には、定格出力1200メガワットの発電所建設事業に対する最初の円借款として414.98億円を承諾する迅速な取り組みを行った。

発電所は2024年完工予定で建設が進められており、その進捗にあわせて円借款(2016年度378.21億円、2017年度107.45億円、2018年度673.11億円)を承諾して支援を継続している。借款資金は、発電所、石炭輸入用の港湾、送電線、発電所に通じる道路等の建設工事のほか、周辺地域の電化・開発、各種設備の調達等に充当される。「超々臨界圧」技術は、資源の少ない日本が燃料を効率的に使うために培ってきた世界をリードする技術である。2017年度には発電所・港湾建設を本邦企業が受注した。日本貿易保険(NEXI)から貿易一般保険も付与され、オール

ジャパンによる支援となっている。

電力開発においては発電・送電・配電の各部門においてバランスの取れたインフラ整備が不可欠であり、JICAはバングラデシュに対して多岐にわたる円借款案件によってこれらを支援してきている^{●67}。また、貧困層の多い西部地域に大型の新規発電所を建設する「ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業」(2009・2012年度、計436.89億円)や、電化が遅れた農村部を対象とする「農村地域配電網整備事業」(2009年度、132.41億円)、「再生可能エネルギー開発事業」(2012年度、113.35億円)のような貧困削減に資する事業も支援している。

また、エネルギー利用の効率化の取り組みとして技術協力「省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」(2013～2014年度)により2030年までの省エネ目標と実施プログラムの策定を支援し、その普及促進のために円借款「省エネルギー推進融資事業」(2016年度、119.88億円)を実施中である^{●68}。2008年10月から2018年9月までにバングラデシュの電力・ガス部門での円借款承諾額は3700億円を超え、同国の安定的な電力供給、電化率の向上に向けての取り組みに貢献をしている。

人材育成では、同国の電力・エネルギー人材を長年にわたって本邦研修に受け入れるとともに、2004年からは「政策アドバイザー」を派遣して電力開発に関しての政策・施策への助言を行っている。組織能力育成では「TQMの導入による電力セクターマネジメント強化プロジェクト」(2006～2009年度)を通じて電力関係者の経営層から一従業員までが一体となって業務・経営の質の向上を追求する組織文化の醸成を支援する取り組みを行ってきた。さらに、近年は民間投資による電力インフラ整備への支援を進めている。海外投融資として、400メガワットの発電所を建設・運営する「シラジガンジ高効率ガス火力発電事業」およびベンガル湾モヘシュカリ島沖合に液化天然ガス(LNG)の洋上輸入ターミナルを

●66 JICAはその後、「電力・エネルギーマスタープラン改訂にかかる情報収集・確認調査(PSMP2016)」(2014～2016年度)を実施し、2041年までの包括的なエネルギーと電力の開発計画の策定を支援するとともに「Power System Master Plan 2010」の各種前提条件や外部要因の見直しとアップデート作業の支援も行った。

●67 発電部門では、「ハリプール新発電所建設事業」(2007・2008年度、計399.77億円)、送電部門では、「全国送電網整備事業」(2012年度、187.36億円)、「ダッカーチッタゴン基幹送電線強化事業」(2015年度、437.69億円)、配電部門では、「ダッカ地下変電所建設事業」(2017年度、204.77億円)など、数多くの円借款承諾実績がある。

●68 同円借款では工業・業務部門、ビル部門、家庭(家電)部門を対象に、ツーステップローンにより実施金融機関が4%の低利貸付を実現している。

建設・運営する「浮体式LNG貯蔵再ガス化設備運営事業」の2つの事業に対して、JICAはそれぞれ2017年3月と7月に、国際金融公社（IFC）等の開発金融機関との協調融資として、プロジェクトファイナンスの貸付契約に調印した。

◆質の高いインフラ

(1) 投資促進と制度改善

2015年の安倍総理による「質の高いインフラパートナーシップ」の表明や2016年の伊勢志摩サミットでの「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」の採択などを通じて、日本は、質の高い成長を達成するために質の高いインフラ投資を推進していくとの明確な方針を国際社会に向けて打ち出した。ODAを活用しての質の高いインフラ投資は、経済協力における最重要課題の一つと位置づけられた。

JICAが作成に参加した『「質の高いインフラ投資」事例集』⁶⁹で、質の高いインフラ案件としての特徴について、以下の要素に基づき説明されている。

- (1) PPP等を通じた効果的な資金動員
- (2) 開発途上国・地域の経済社会開発・開発戦略との整合性やニーズへの包括的な対応を確保

(3) 環境・社会配慮ガイドライン等の質の高いスタンダードの適用

(4) インフラの質の確保（①ライフサイクル・コストの低減等の経済性、②包摂性、③安全性・強靱性、④持続可能性、⑤利便性・快適性）

(5) 現地の社会・経済への貢献

この事例集では、質の高いインフラ投資の具体例として民間ベースのインフラ事業に加えて、表1-4に示される円借款および無償資金協力のアジア地域での実績が多く取り上げられている。

2015年11月に政府は「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして円借款と海外投融資の制度改善を行うことを公表し、JICAはそこに盛り込まれた支援の迅速化・拡大に向けて制度改善に取り組むことになった。

① 迅速化

円借款のさらなる迅速化、海外投融資の迅速化、特別予備費枠の導入

② 民間投資の奨励

海外投融資の対象拡大、JICAと他機関の連携強化（民間金融機関との協調融資）、質の高いインフラ展開のための実証・テストマーケティング事業の実施

表1-4 質の高いインフラ投資 主な事例

分野	対象国	協力形態	対象インフラ（通称）
鉄道	インド	円借款	デリー高速輸送システム建設事業（デリーメトロ）
	フィリピン	〃	マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業
	ミャンマー	〃	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業
	インドネシア	〃	ジャカルタ都市高速鉄道事業（メトロ南北線）
	タイ	〃	バンコク大量輸送網整備事業（メトロパープルライン）
道路・橋	ベトナム	〃	ニャットタン橋建設事業（日越友好橋）
	コンゴ民主共和国	〃	バナナーマタディ間輸送力増強事業（マタディ橋）
	カンボジア	無償資金協力	ネアックルン橋梁建設計画（つばさ橋）
	〃	〃	プノンベン交通管制システム整備計画
空港・港	ベトナム	円借款	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業
	ケニア	〃	モンバサ港開発事業
	フィリピン	〃	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業
エネルギー	ウズベキスタン	〃	タリマルジャン火力発電所増設事業
	ケニア	〃	オルカリア I 4・5号機地熱発電事業
	インド	〃	ブルリア揚水発電所建設事業
	インドネシア	〃	ムアラカラン火力発電所ガス化事業
	バングラデシュ	〃	ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業

（出典）外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、総務省、JICA（外務省国際協力局編集）『「質の高いインフラ投資」事例集』より作成

●69 外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、総務省、JICAが作成し、外務省国際協力局の編集により2015年6月に公表された。

③日本の支援の魅力向上

外貨返済型円借款の拡充、ドル建て借款の創設、ハイスpekク借款の創設、事業・運営権対応型円借款の創設、サブ・ソブリン円借款における新たな対応、「質の高いインフラ」実現のための発注者への有償勘定技術支援の実施

質の高いインフラ投資の量的拡大の観点では、とりわけ円借款供与の規模を拡充させていることが貸付契約（L/A）承諾額の推移にも顕著に表れている。1兆円前後の規模で推移していたL/A承諾額が、2015年度に2兆745億円と過去最大の規模となり、2016年度に1兆4674億円、2017年度には1兆8454億円（ただし、2017年度の実績額は国際機関への融資5004億円を加えた額）となった。なお、その約6割を運輸交通・電力等のインフラ関連分野の実績が占めている。

迅速化への取り組みとしては、協力準備調査の早期実施や詳細設計の部分先行実施による着工・部分開業の迅速化を図ることや、インフラプロジェクトの初期段階から施工のノウハウを持つ工事業者が参画して事業の最適化に向けて発注者と協働して事業の完成まで発注者を支援する「包括的建設サービス方式」（WCS方式：Wrap-up Construction Service）^{●70}の導入に取り組んでいる。

円借款の制度改善に加えてアジア開発銀行（ADB）との連携もフォローアップ策に盛り込まれたが、ADBがアジア・大洋州における質の高いインフラ整備に対するPPP等を通じた支援を目的として設立する信託基金へ、海外投融資により最大15億ドルの出資を行う契約を2016年3月に締結した。さらに、海外投融資として、2017年6月に、フィリピンの「マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業」としてフィリピンの現地法人への融資契約に調印したが、この案件は、JICAと本邦民間金融機関との協調融資の第一号案件となった。

借入国がドル建てで債務管理を行うことで為替変動リスクを軽減できるドル建て借款は「ジャマイカ国エネルギー管理及び効率化事業」で初めて実現し、2017年11月にL/Aが調印されている。

ハイスpekク借款は、質の高いインフラとして特

に認められる案件に対して譲許性の高い円借款を供与する制度である。2017年5月に政府が公表した「ハイスpekク借款の基本的な考え方について」では、電力、運輸交通、上下水道、セキュリティなどの分野での技術が例示されている。調達条件はアンタイドであり、適用については具体的な案件ごとに個別に検討されることになるが、これらの分野で高い技術力を持つ本邦企業の受注が期待されている。

(2) JICAの体制整備と国家的プロジェクトの推進

SDGsの目標9では「レジリエント（強靱）なインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る」と謳われ、インフラ・産業化の重要性が国際的にも共有された。こうして、インフラ支援は、開発途上国・地域の膨大なニーズ、国際社会の共通理解、開発協力大綱と日本の重要経済政策としての位置づけを背景として、より明確にJICA事業の大きな柱となった。2016年10月には質の高いインフラ輸出担当特命審議役を配置し、さらに2017年4月にインフラ技術業務部を新設して、質の高いインフラ投資への対応を強化する体制整備も行った。

質の高いインフラ事業として注目されるのが、インドにおけるムンバイ-アーメダバード間高速鉄道事業である。2015年12月の日印首脳会談で新幹線システムの導入に関する協力覚書が署名され、2017年9月の安倍総理訪印時に円借款供与を表明し、日印両国間の協力による国家的プロジェクトとして進行している。JICAはインド政府と共同で2013年12月から「高速鉄道開発計画プロジェクト」を実施し、事業の基本計画の策定、概算事業費の算出等のフィージビリティ調査を行った。2016年3月からは技術協力として「高速鉄道に係る制度整備支援プロジェクト」を実施し、各種技術基準の策定、駅や駅周辺の開発計画等について技術支援を行い、2016年12月には高速鉄道の土木構造物・システム等の設計や入札関連業務の支援を行う詳細設計調査も開始している。インドで初の高速鉄道路線となることから、建設と並行して、新幹線事業の運営・維持管理を行う現地の人材育成が急務となっている。このため、インド鉄道省やインド高速鉄道公社等の幹部を日本に招聘

●70 「包括的建設サービス方式」は2015年6月に公益社団法人土木学会建設マネジメント委員会ODA活用小委員会の「中間報告書～長期的に質の高いインフラ投資の実現に向けて～」において提言された。

して、日本の駅設備や車両の視察、日本の新幹線の整備・運行・維持管理について技術指導を行ったことに加え、今後、開業後に運営・維持管理の実務を担う職員の人材育成も支援していく予定である。それに先立ち、同人材育成のための研修施設をインド国内に整備する円借款のL/Aを2017年9月に調印している。これらの複合的な支援を行いながら、インド高速鉄道では2023年の開業を目指し、急ピッチで準備が進められている。現行の在来線特急では両都市間約500kmの移動に約7時間かかるのが、完成後

は、高速鉄道の利用で約2時間に短縮される見込みである。

(3) 政府の戦略とJICAの方針

開発途上国に対する開発協力事業としての質の高いインフラ投資は、日本政府が推進するインフラシステム輸出戦略と表裏一体であり、首脳および閣僚級でのハイレベルによるトップセールスとして取り組まれている。インフラ分野の開発支援について司令塔としての役割を担う「経協インフラ戦略会議」が議論し決定する政府の基本方針に沿って、JICAは、

column »

「デリーメトロ」建設事業

インドのデリー首都圏では急速な都市化と人口増が進み、自家用車・二輪車の増加に伴う交通渋滞による経済損失や大気汚染・騒音等の問題が深刻となり、大規模な公共交通システムの整備が課題となっていた。このため、1997年2月に海外経済協力基金が円借款によって地下鉄整備事業を開始し、長年にわたって継続的な支援を行っている。フェーズ1およびフェーズ2により東西および南北に走る190kmの区間が2011年までに整備され、さらに環状線等の整備計画(159km)となるフェーズ3についても2012年3月と2014年3月の二度にわたり円借款を供与した。フェーズ1からフェーズ3まで承諾額の総額は6515.31億円(2018年9月時点)となっている。円借款は、建設(土木工事、電気・通信・信号工事)および車両調達に活用され、計画段階から工事および開業に至る過程では、都市化と公共交通機関の整備を先に経験した日本の技術と知見が共有された。

デリー高速輸送システム(通称「デリーメトロ」)は、女性専用車両の終日導入、優先席配置、犯罪抑止カメラ設置など、女性が安心して公共交通機関を利用できるようにつくられている(包摂性〈p.134「ジェンダー主流化」参照)。車両については、本邦企業の省エネ技術「電力回生ブレーキ」の採用によるCO₂削減効果により、鉄道事業として世界初のクリーン開発メカニズム(CDM)事業として国連に登録された(持続可能性)。また、工事期間中は日本式の現場管理によって納期遵守の概念の導入や労働安全の配慮がなさ

れ、地盤や構造物に変異が生じた際の警報システムが導入されている(安全性)。これらの数々の特徴から、質の高いインフラ投資の代表例となっている。メトロ建設工事現場で日本の技術者たちが直面したさまざまな困難への対応については、阿部玲子『マダム、これが俺たちのメトロだ! インドで地下鉄整備に挑む女性土木技術者の奮闘記』(佐伯印刷、2017年)に詳しい。

デリーメトロはデリー市民にとっての安全・適時・快適な交通手段となり、1日当たり270万人が利用し(2018年時点)、渋滞や大気汚染の緩和に貢献していることに加え、女性の社会進出促進、整列乗車や弱者配慮等の思考変容・行動変革をもたらすなど、単なるインフラ整備にとどまらない事業効果が発現しており、日印パートナーシップのShining Example(2006年日印共同宣言)として高く評価され、インド側からベストアンパサダーと評されている(麻生太郎『とてつもない日本』新潮新書、2007年)。デリーにおける成功体験を受け、パンガロール、チェンナイ、コルカタ、ムンバイ、アーメダバードといった他都市でも円借款を活用したメトロ建設が進んでおり、JICAの支援する質の高いインフラがインドに広く展開されている。



夕方のラッシュアワー時のデリーメトロ

政府対話・政府公約の実現に応えるべく、開発協力事業を実施している。

日本のODAの一元的実施機関として日本と世界をつなぐ立場にあるJICAは、質の高いインフラについて4要件を設定している。それらは、①相手国の開発にとって効果がある、②相手国との二国間関係が重要で、かつ当該関係に好影響を与える、③わが国企業の進出を後押しし、ひいては日本の経済に好影響を与える、④JICAの財務に悪影響を与えない、の4つであり、これらの要件に基づいて事業実施の妥当性と可能性を検討し、政府との密な協議を行っている。

また、JICAは国際基準のガイドラインによる適切な環境社会配慮に基づいてインフラ開発がなされるように、開発の早期段階からモニタリングまでを見越して事業に組み入れるとともに相手国実施機関等の能力向上や相手国による適正な環境社会配慮の実施促進にも留意している。

途上国にとって開発支援のパートナーの選択肢が拡大するなかで、相手国側に対して日本の優れた技術やシステムをアピールしていくことや、ODA事業単独だけでなく官民一体となった経済協力のように相手国にとって魅力ある提案をしていく新たな時代に入りつつある。インフラ開発は、構想から計画段階、工事開始から完工、そして実際の運用開始に至るまでに数年から10年単位の時間を要する息の長い事業であるが、JICAは総合力を発揮して質の高いインフラ開発に取り組んでいる。

◆ASEAN連結性支援

(1) 3つの連結性

東南アジア諸国連合（ASEAN）^{●71}は、日本にとって政治、経済、外交、安全保障のあらゆる面で重要なパートナーであるとともに、加盟10カ国の人口は6億人を超え、成長センターとして、また巨大市場として世界を牽引する役割が期待されている地域である。

ASEANは2008年にASEAN憲章を発効させ、2010年にASEAN連結性マスタープランを作成して3つの連結性、すなわち物理的連結性、制度的連結性、そして人的連結性の強化を計画し、2015年にASEAN共同体を発足させて域内の関係深化に向けて進み始めている。

ASEAN諸国向けの日本のODAの2016年度までの累計は約17.9兆円であり^{●72}、資金協力によるインフラ整備^{●73}と技術協力によるさまざまな分野での人材育成・制度構築によって、この地域の経済成長、MDGs達成、平和と安定を支えてきている。これまでの事業は、二国間支援の枠組みを基本に各国での実施が行われてきたが、それに加えて地域統合への動きにあわせた支援という新たな視点から、日本の知見と技術を生かしてASEAN連結性実現のための支援を展開している。

(2) 物理的連結性——陸の回廊と海の回廊

3つの連結性のうち、「物理的連結性」を強化する観点では、経済成長のための域内大動脈を形成する陸の回廊としての「東西経済回廊」と「南部経済回廊」の2つのルート、また、海の回廊として域内の海上輸送関連を整備する海洋ASEAN経済回廊構想への支援が中心となっている。

東西経済回廊は、ベトナムのダナンからラオスおよびタイを経由してミャンマーのモーラミヤインにまで延びるルートであり、これまでもベトナムに対



「ダナン港改良事業」により改善された同港ティエンサ・ターミナル

●71 1967年に原加盟国タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの5カ国で設立。その後、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟し、現在は10カ国で構成されている。

●72 「政府開発援助（ODA）国別データブック集」（2017年度版）によると、ASEAN地域への累計額は、円借款14兆9487.98億円、無償資金協力1兆5434.69億円、技術協力1兆4344.33億円

●73 経済成長の基盤となるインフラ整備では、運輸・電力・通信等の各分野での日本の貢献度が「有償資金協力・無償資金協力の経済的インパクト評価」報告書（2011年12月）に示されている。

して回廊の東側入口にあたる「ダナン港改良事業」(1998年度円借款、106.90億円)、「ハイヴァントンネル建設事業」(1996年度ほか円借款、計188.59億円)、ラオスでは「国道9号線改修計画」(1999年度ほか無償資金協力、計73.24億円)、そしてタイとラオスの国境の「第2メコン国際橋架橋事業」(2001年度円借款、タイ40.79億円、ラオス40.11億円)をそれぞれ支援・整備してきた。これらの支援に続く形で、無償資金協力によるラオス「国道9号線橋梁改修計画」(2016年度無償資金協力、25.28億円)、さらに西に延びて、ミャンマー国内の東西回廊沿いの3つの橋梁を整備するミャンマー「東西経済回廊整備事業」(2015年度円借款、338.69億円)と、一貫した支援を行っている。

もう一つの回廊は、ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペン、タイのバンコク、ミャンマーのダウエーの4カ国のメコン経済の中心地をつなぐ南部経済回廊である。これまで、ベトナム側の入口である「カイメップ・チーバイ国際港開発事業」(2004年度ほか円借款、計453.06億円)、ホーチミンを通過する「サイゴン東西ハイウェイ建設事業」(1999年度ほか円借款、計550.88億円)、ベトナム・カンボジア国境とプノンペンをつなぐ「国道1号線改修計画」(2005年度ほか無償資金協力、計93.73億円)を整備してきた。カンボジアのメコン川にかかる「ネアックルン橋梁建設計画」(2010年



「第2メコン国際橋架橋事業」により建設された第2メコン国際橋

度無償資金協力、119.40億円、通称「つばさ橋」〈巻頭「写真で見る国際協力」2015年参照〉)によってこれまでフェリーでの渡河しか方法がなく輸送のボトルネックになっていた箇所を解消し、さらに、プノンペンからタイ国境へとつながる「国道5号線改修事業」(2013年度ほか円借款、計581.93億円)によって、JICAは南部経済回廊の整備を一貫して支援している。この回廊整備によって、民間企業やJICAによる実走調査では、ホーチミンからバンコクまで2008年に40時間を要していた陸路の輸送は、2017年には35時間に短縮された。

陸の回廊とともに、ASEAN地域には、インドネシア、マレーシアおよびフィリピンの島嶼部を含めた域内経済連携、域内および域外からの貿易・投資促進のために効率的で競争力のある海洋物流サービスを育成することも重要である。JICAは、Ro-Ro船⁷⁴ネットワーク構築事業としての調査を2010～2011年に実施し、Ro-Ro船運航に必要な制度・基準等の課題の整理と各国制度の調和化に向けた提言、有望航路の設定とASEAN各国の47港がネットワークとしての物流効率を向上させる優先プロジェクトを抽出し、国内外からの資金調達が必要とされるプロジェクト事業概要の作成を支援した。これら47港のうちJICAが直接支援している主な港は図1-13に示すとおりである。

ASEAN共同体発足により、人・物の動きが一層加速するなか、地域の大動脈となる陸の回廊・海の回廊の整備によって、移動・輸送時間の短縮および交通量増加⁷⁵が見込まれ、地域全体の貿易の活性化に寄与することが期待されている。

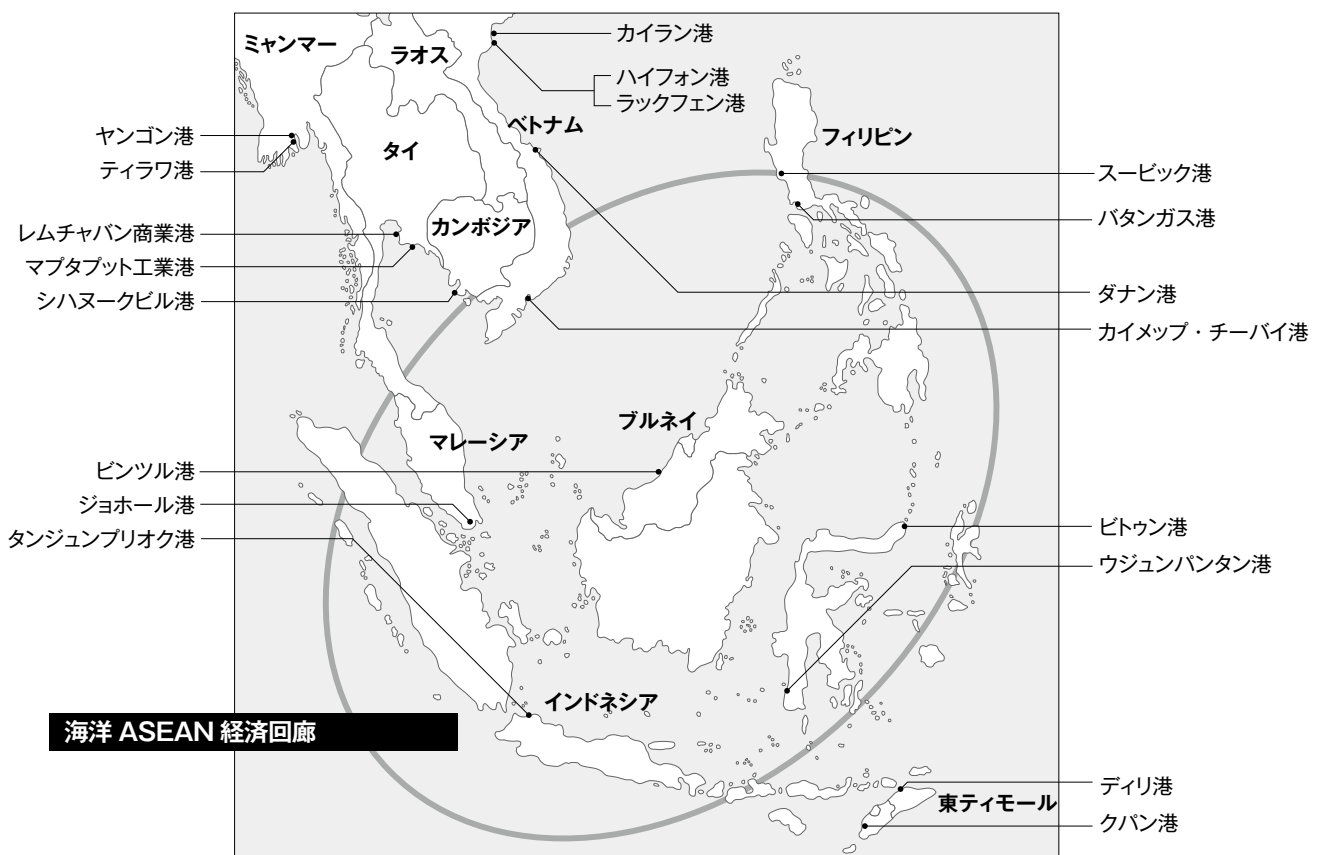
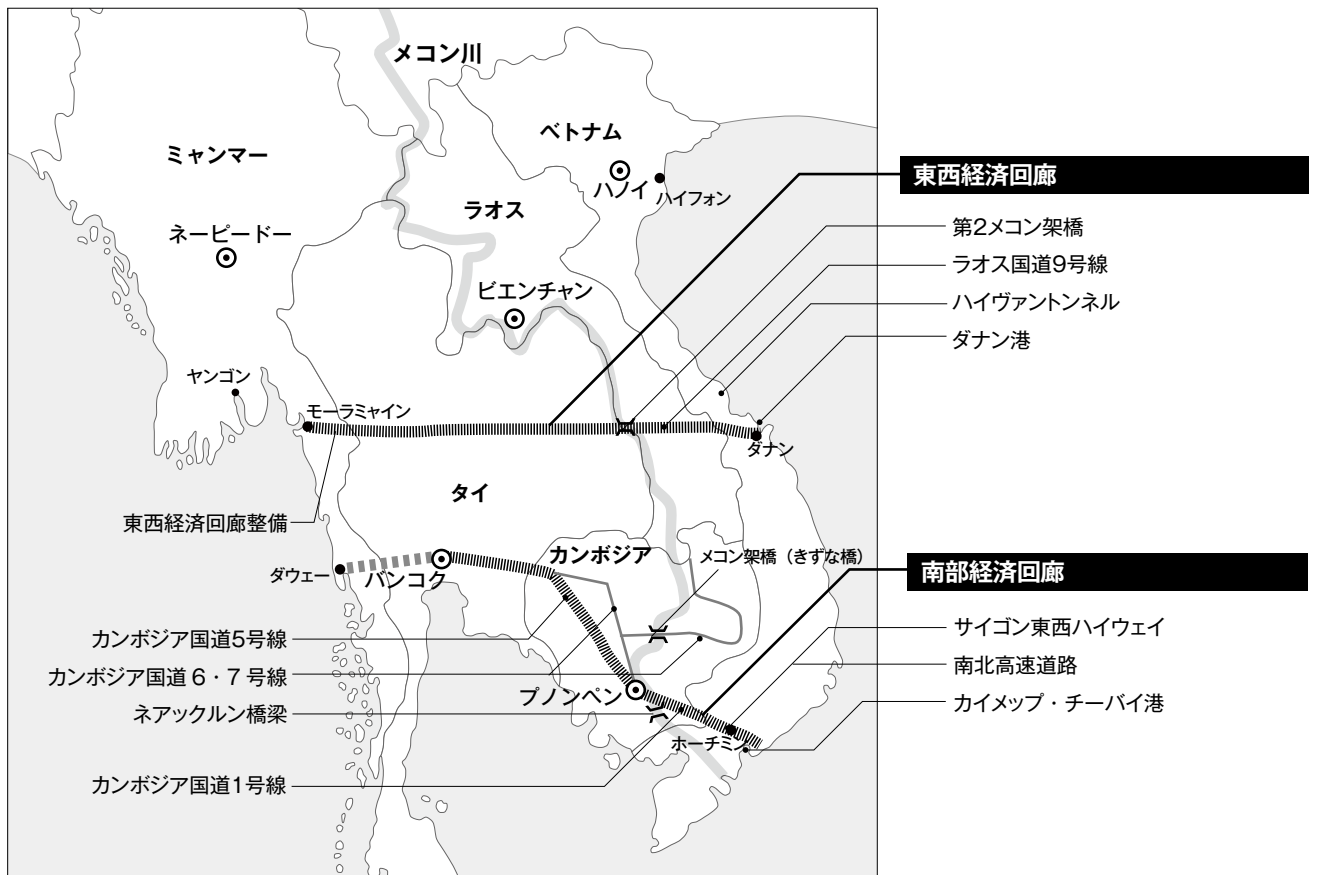
(3) 制度的連結性——税関制度の改善

ASEANの「制度的連結性」の点では、税関協力、投資環境整備、金融制度、PPP推進等の分野で支援を行っているが、特に税関制度については、ASEAN各国で税関の能力向上／制度改善を専門家派遣や技術協力プロジェクトおよび無償資金協力によって集中した支援を行っている。

●74 ROLL ON/ROLL OFF船の略で、岸壁と船体をつなぐランプを装備した貨物専用船。車両がそのまま船体に乗るため、クレーンでコンテナを積み降ろす必要がない。コンテナ船と比べて荷役作業にかかる時間・手間を省くだけでなく、空路に比べてもコストが安く環境負荷も少ない。

●75 例えば、円借款でカンボジアの国道5号線改修事業が整備されることにより、交通量予測は1日当たり乗用車換算台数で、バタンバン-シソボン間が8491台(2011年)から2万2500台(2022年)、スレアム-バタンバン間が6174台(2012年)から1万4229台(2022年)に倍増すると予測されている。

図1-13 ASEAN連結性支援



ベトナムに対する税関分野支援としては、これまで「税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト」(2004～2007年度)、「メコン地域における税関リスクマネジメントプロジェクト」(2007～2010年度、対象国はベトナムのほか、タイ、カンボジア)、「税関行政官能力向上のための研修制度強化プロジェクト」(2009～2012年度)の継続した技術協力によって通関に携わる人材育成を図ってきた。さらに「通関電子化促進プロジェクト」(2012～2015年度)でベトナムでの電子通関システム導入準備を支援し、無償資金協力「税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画」(2011年度3月、26.61億円)によって、日本の技術である輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS: Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)および通関情報総合判定システム技術を活用した電子通関システムの構築を整備し、さらにこの通関システム(VNACCS: Viet Nam Automated Cargo Clearance System)の利活用にかかる技術協力として「VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト」(2015～2018年度)の継続的な支援を行った。こうした総合的で一貫した支援により通関手続きに要する時間を大幅に短縮している。

日本が有する技術である通関ITシステムを各国向けにカスタマイズして導入することで貿易円滑化を図る協力は、ベトナムに続いてASEAN諸国の中でも通関制度の整備が大きく出遅れていたミャンマーでも無償資金協力(2014年度、39.90億円)と技術協力(2013～2018年度)によって支援を行ってきた。その過程ではベトナムの導入・運用経験をミャンマー税関関係者に共有することで、国を越えた域内での学び合いの取り組みを行った。JICAは、両国の



VNACCSを使用して通関関連手続きを行うベトナム税関職員

ほか、ラオス、カンボジア、フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイに対し、税関の専門家の派遣や技術協力の実施によって各国税関の近代化やASEAN地域の貿易円滑化に貢献しており、結果としてASEAN地域と関係が深い日本の民間企業の経済活動にも裨益している。

(4) 人的連結性の強化

ASEAN地域における持続的な経済成長の実現のためには産業の高付加価値化が必要であり、JICAは産業人材育成という観点から「人的連結性」強化にも支援している。2002年度に開始した「ASEAN工学系高等教育ネットワークプロジェクト」(AUN/SEED-Net: ASEAN University Network / Southeast Asia Engineering Education Development Network Project)では、日本の14大学の協力のもとでASEAN各国の工学系トップ26大学を対象に、教員の修士・博士号取得を通じた教育能力強化、国際共同研究を通じた研究能力強化、学術会議の開催や国際学術誌の発行を通じた学術ネットワークの構築を支援している。フェーズ1からフェーズ3までの期間の学位取得者は修士号800人、博士号592人(いずれも見込みを含む)に達し、地域全体の大学のレベルアップが図られ、技術革新やイノベーションを担いえる工学系の高度人材が各国に育っている。2017年度に開始されたフェーズ4では、ASEANと日本の大学がコンソーシアムを組み、企業でのインターンシップや連携講座等も含めた国際共同教育プログラムを開設予定である。

また、ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマーの4ヵ国5ヵ所にある「日本人材開発センター」



ASEAN工学系高等教育ネットワークプロジェクトフェーズ3の署名式典2012年

(通称「日本センター」)では、民間企業の経営・企画・管理を行うミドル・マネジメント層や起業家を対象としたビジネスコースを設定し、日本的経営手法の知見を有したビジネス人材を育成することで民間セクターへの支援を行っている。この取り組みはASEAN各国に進出する本邦企業の海外展開支援にも役立っている。

ASEAN地域は世界でも有数の船舶交通が多い航路のマラッカ・シンガポール海峡、ロンボク海峡、パシー海峡や南シナ海を擁し、エネルギー資源、食糧、製品等の海上物流にとってきわめて重要な地域となっている。海上輸送が安全にかつ円滑に行われるシーレーンの確保は、経済成長がめざましいASEAN地域にとって重要なことであると同時に、海洋国家である日本の経済にとっても生命線であり、世界経済にとっても重要である。そのような背景から日本は海上保安の分野でASEAN地域への長年の協力を行ってきた。技術協力としては、インドネシア、マレーシア、フィリピンを中心に、海上保安組織の能力強化、人材育成を支援してきたが、その協力内容は、海上犯罪の予防・鎮圧に向けた法令執行、海難救助、廃棄物投棄・油などの流出事故を防止する環境防災、海上ルールや海図を整備する海洋情報・航行安全の分野など多岐にわたっている。

また、JICAは、フィリピンに対して、海難救助や海上犯罪への迅速な対応能力向上のための船舶調達にかかる支援として「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業」に円借款を供与している(2013年度ほか、計357.87億円)。この事業では、本邦技術活用条件(STEP)の適用により日本の造船技術の活用がなされている。また、無償資金協力としては、「海上保安通信システム強化計画」(2007年度、6.09億円)、「沿岸警備通信システム強化計画」(2014年度、11.52億円)により、安全で効率的な運営のため船舶航行監視システム(VTMS: Vessel Traffic Management System)を整備することで安全運航のための航行監視体制の強化が図られ、技術協力、円借款、無償資金協力を組み合わせた総合的な協力がなされている。

海上輸送の交通路の安定を図り、海洋をめぐる国際秩序の維持・発展のためには、沿岸国が海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等のさまざまな課題に法の支配に基づいて主体的にかつ域内で連携

して取り組むことが必要となる。こうした国際的な共通認識の形成のため、JICAは2015年度から政策研究大学院大学、海上保安庁等の協力を得て、シーレーンに関係の深いASEAN諸国等(インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムなど)を対象として、海上保安政策の企画・立案を行う高度な能力を持った人材を養成する「海上保安政策プログラム」を開始している。各国の海上保安を担う幹部候補生を対象とする人材育成は、将来のASEAN地域の国際秩序の維持発展に寄与することが期待されている。

(5) ASEANから世界へ——一体的成長の促進

結びつきを強めるASEAN地域ではあるが、ASEAN諸国10カ国も決して一様ではない。先発ASEAN諸国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイなど)は、いわゆる「中進国(中所得国)のわな」に陥らずに持続的な成長が促進されることが課題である。後発ASEAN諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)は、近年は経済回廊の整備が進み、その恩恵を享受して潜在成長力を発揮できる環境が整ってきていることから、先発ASEAN諸国との格差を一層縮められるよう、高い経済成長を実現し国民生活の改善を進めることが必要な段階にある。

JICAは日本の各省、民間団体とともにASEANの連結性強化を支援するための官民合同タスクフォースに参加し、ASEAN側との対話を通じ、これまで述べたような連結性に関連した総合的な協力を行っている。また、国内の格差是正に向け、後発ASEAN諸国における基礎教育やガバナンス、保健、農業、上水供給などの分野への支援も行うことで、各国のニーズへもきめ細かく協力を行っている。

JICAの事業が他の開発パートナー機関、民間企業、NGO、大学などのさまざまなアクターとの連携を通じて実施されることで、開発事業に多様なアクターを動員する「触媒」としての役割を果たしていることも新たな特徴である。

連結性の強化は、ASEAN域内にとどまらず、ASEANと日本、ASEANと世界の連結性を強化することにもつながっている。ASEAN諸国における日本の重要外交政策「自由で開かれたインド太平洋戦略」は、2つの海洋のインド洋と太平洋を介してアジアとアフリカの2つの大陸の「連結性」を向上さ

せ、地域全体の安定と繁栄を促進しようとするものである。ASEAN地域が世界に開かれた地域として、国際社会の普遍的価値を共有して国際秩序を支える地域に進化するように、地域統合と持続的成長を支援することは、すなわち日本がASEANとともに成長することにつながる。JICAの取り組みは、日本と東南アジアの一体的発展、そして世界とともに目指す質の高い成長の一翼を担っている。

❖ ミャンマー支援

開発協力支援対象国の中で、統合後のJICA事業が規模・内容とも従前から大きく変化した支援対象国の一つがミャンマーである。

ミャンマーは日本の経済協力開始のさきがけ⁷⁶の国ではあった。1988年9月の軍事クーデターを経て1989年6月に国名をビルマからミャンマーへ改めた。しかし、民主的な選挙が行われない情勢が続いたため、日本政府はミャンマーに対して新規案件を見合わせ、緊急性が高い人道的な案件や民衆に直接裨益する基礎生活分野に限定して支援を行う時代が長く続いた。JICA事業としても、研修員の受け入れや保健、村落給水、基礎教育、植林・農村開発といった分野での技術協力や無償資金協力の実施促進業務が中心となっていた。

2011年3月にミャンマーで民政移管が行われ、民主化・市場経済化に向けた諸改革が始まったことに伴い、JICA事業は大きく変貌する。日本政府は2012年に経済協力の方針の見直しを行い、重点分野とし

て、①国民の生活向上のための支援、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援、③持続的成長のために必要なインフラや制度の支援、の3分野を設定した。2013年1月には円借款延滞債務解消の措置として、ミャンマー政府が民間金融機関からのブリッジローンを活用する形で一部の債務の返済を行うとともに、JICAは同額のプログラムローンを供与することで、ミャンマー政府はブリッジローンへの返済に充当した。また、残りの債務については、2013年1月および5月に閣議決定を経て債務放棄を実施した。加えて、安倍総理は、同年5月のミャンマー訪問に際して、本格的な経済協力の再開を表明した。

このようなミャンマー支援拡大の政策変化に伴い、ミャンマーでのJICA事業は急拡大していった(表1-5)。2011年には、経済改革に向けたミャンマーの取り組みを支援するため政策提言や行政官育成研修のプログラムを開始した。2012年には、ヤンゴン市の都市開発マスタープランと都市交通マスタープラン、全国運輸交通マスタープランの策定支援を開始し、中長期的な開発ビジョンに基づく社会基盤インフラの優先プロジェクト選定を支援した。これらマスタープランについては、ミャンマーからの要人も招いて2013年、2014年に東京で報告会を開催し、関係省庁、開発関係者に加えて民間企業からも多数の出席があり、ミャンマーの経済発展ポテンシャルに期待を有する強い関心が示された。

官民の注目が集まるミャンマーに対してのJICAの取り組みは、日本政府の経済協力方針の決定に伴い、



パルーチャン第二水力発電所内の発電機

表1-5 ミャンマーへのJICA協力実績

(単位：億円)

年度	技術協力	円借款	無償資金協力
2009	18.11		6.20
2010	17.42		10.08
2011	17.45		8.88
2012	37.99	1988.81	252.50
2013	61.59	510.52	161.32
2014	70.50	983.44	131.22
2015	87.63	1257.38	138.23
2016	98.12	1250.21	55.59
2017	92.00	1278.27	30.58

※実績の円借款はL/Aベース、無償資金協力はG/Aベース

●76 1954年に日本・ビルマ平和条約および賠償・経済協力協定が締結されたのち、その後のODAにつながる戦時賠償第一号案件としてパルーチャン第二水力発電所が建設された。

3つの柱に沿って実施された。「国民の生活向上のための支援」の観点からは、少数民族地域を含む地方開発、貧困層支援、農業開発、教育、保健医療の改善などに取り組んだ。「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」については、経済改革支援として、金融、貿易・投資、中小企業分野での政策提言や法整備支援を実施した。「持続的成長のために必要なインフラや制度の支援」については、ティラワ経済特別区（SEZ）開発、運輸・交通（鉄道・道路・水運）、電力・エネルギー、上下水道、通信などの基幹インフラ支援の整備を開始した。その結果、ミャンマーにおけるJICAの事業実績は、2012年度以降に飛躍的に伸びることとなり、その規模は現在でも継続している。

JICAは、地域部以外に配属されている職員も含めて20人を超す特別チームを結成し、集中的にミャンマー支援に取り組む体制を構築することで、迅速な案件形成と事業開始、円滑な実施に最大限の努力を行った。

持続的成長を促進するために重要な鍵となるインフラや制度・人材の支援に際しては、ハード・ソフトの両面で整備するため、さまざまなスキームを組み合わせて効果的な事業実施を行うことに配慮して取り組んだ。ティラワSEZ開発の関連事業は、海外投融資、円借款、無償資金協力、技術協力のスキームを活用して総合的支援を行っている事例である。工業団地造成、販売、運営を行う現地事業会社ミヤ

ンマー・ジャパン・ティラワ・デベロップメント社⁷⁷に対して、JICAは海外投融資を通じた出資を行い、また、改正経済特区法（SEZ法）や同法細則の策定の法制度整備、ティラワSEZ内に設置されたワン・ストップ・サービス・センターの運営支援、用地取得・住民移転や生計回復等の環境社会配慮支援等の技術協力を展開した。加えて、周辺地域の電力、水、通信、道路、港湾などのインフラ整備については、有償資金協力や無償資金協力により支援が行われている。こうした一連の事業実施により、ティラワSEZ開発を担う民間企業の投資リスク軽減に貢献するとともに、同特区への国内外企業の積極的な投資を誘引し、ミャンマーの経済成長を促進することが期待されている。ティラワSEZ開発は、日緬政府間調整委員会など両政府の強いイニシアティブのもと、JICAが有するスキームを総動員した官民一体の取り組みの象徴的事例の一つといえる。

また、運輸交通セクターにおいても、スキームを組み合わせる総合的な支援が行われている。2014年に完成した全国運輸交通マスタープランでは、道路、鉄道、海運・内陸水運、航空の各分野での2030年を目標とする開発ビジョンを提案し、ミャンマーの社会経済活動の動脈となる優先回廊を選定した。同時期に完成したヤンゴン都市圏総合交通マスタープランでは、公共交通を軸とした都市交通の円滑化のための戦略として、幹線道路・高速道路や都市鉄道などの整備計画が採用された。これらのマスタープランに基づき、鉄道分野では、ヤンゴンとマンダレーを結ぶ幹線鉄道およびヤンゴン市内を走る環状鉄道の近代化のため、軌道および信号等を改修・改良し、新規車両を調達する円借款、ヤンゴン中央駅に列車運行管理のための鉄道監視システムを構築する無償資金協力、保線や車両維持管理の人材を育成する技術協力を実施している。同様に、道路・橋梁分野でも、円借款による幹線・地方道路の整備、無償資金協力による道路建設機材の供与、技術協力による道路・橋梁の設計・施工・維持管理に携わる人材の能力強化を同時並行で実施し、相乗効果を図っている。



ミャンマーの鉄道技術者に対する保線作業訓練 2013年

●77 MJTD：Myanmar Japan Thilawa Development Ltd (MJTD) 社には、ミャンマー企業9社（41%）およびミャンマー政府（10%）のミャンマー側が51%出資、日本の3商社等（三菱商事、丸紅、住友商事）が設立した中間特別目的会社（39%）とJICA（10%）の日本側が49%を出資している。

2016年11月には、安倍総理とアウン・サン・スーチー国家最高顧問との会談において、9つの柱からなる「日本・ミャンマー協力プログラム」^{●78}に合意し、官民あわせて5年間で8000億円規模の支援を行うと表明しており、ミャンマーに対する支援は今後も継続することが見込まれている。

ティラワSEZは2015年9月に開業した。ティラワSEZはヤンゴン都市圏に位置し、豊富な労働力および市場へのアクセス等が利点となっている。2018年3月末現在、全世界18の国・地域から計画を大幅に上回る91社（うち46社が本邦企業）が工業団地への進出を決めており、49社がすでに操業を開始している。さらなる海外直接投資の誘致や雇用創出が行われ、ミャンマーの経済社会開発へ貢献していくことが期待される。

◆アフリカ支援

(1) 対アフリカODA倍増（2008～2012年）

統合後のJICAは、「5年間で対アフリカODA倍増」「5年間で40億ドルの新規円借款供与」など、アフリカ支援の量的拡大という大きな課題に立ち向かうことになった^{●79}。これらの数値目標は、統合直前の2008年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）において、福田総理より発表されたもので、対アフリカ支援の量的拡大を明確にコミットしたものであった。

しかし、ODA、JICAの予算が増えないなかで、対アフリカODA（2008年時点でその大半は技術協力と無償資金協力）を倍増するという事は、他の地域に割り当てられた予算と人員の相当部分をアフリカに振り替えるという困難な課題であった。このためJICAは、総務・企画担当理事を委員長とする「アフリカ支援対策委員会」を設置し、全組織的な取り組み体制を整えて対応することにした。

その結果、技術協力実績（経費支出ベース）^{●80}は、2008年度の270億300万円から2013年度の430億6500万円へ、無償資金協力（E/Nベース）では、2007年

度の310億3500万円（JICA実施促進担当分、食糧援助を除く）から2012年度の403億8700万円へと大幅に増加し、ODA倍増公約達成におけるJICAの責務を果たすことができた。

円借款については、2000年代前半まで、サブサハラ・アフリカ諸国の多くが深刻な債務問題を抱えていたが、2005年のG8 グレンイーグルズ・サミットで開発途上国における債務問題の抜本的な解決が合意された。また、同サミットの中で日本政府より「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA）が発表され、アフリカ開発銀行（AfDB）との連携による5年間（2006～2011年）で10億ドルの新規円借款供与が予定されていた。こうして、サブサハラ・アフリカ向け円借款の再開が徐々に進められるとともに、債務救済措置の対象とならなかったエジプト、モロッコ、チュニジア、ケニアへの供与などとあわせ、2008～2012年度の5年間で3842億1200万円（40億ドル超）の供与を達成した。

このように、2008年のTICAD IVを機にアフリカ支援が大幅に拡充され、同年よりJICAがその実施を担うこととなった。これは偶然の所産とはいえ、量的な拡大を図るのみならず、技術協力と資金協力の一体的な運用、アフリカ各国・国際社会・メディアなどへの一元的な対応とメッセージの発信などの点で、きわめて時宜にかなったものとなった。

また、統合後のアフリカ支援においては、それまでの社会開発（教育、保健、水供給）中心の貧困削減支援から、社会開発と経済開発（インフラ、農業、民間セクター）のバランスのとれた包括的な「質の高い成長」支援へと、その軸足がシフトした。さらに、アプローチとしては、大陸や地域間の共通課題に対して、複数国を対象に広域協力を実施するイニシアティブが積極的に形成されるようになってきたことも、この時期にみられる特徴といえる。例えば、インフラ開発では、AfDBや地域経済共同体（RECs）などとの協調により、回廊開発・地域統合に資する

●78 日本が行っている支援・取り組みの方向性と具体的なプロジェクトを整理することで認識を共有し、効果的な協力を実施するために両国政府間で策定された。地方と都市の発展の好循環をつくり出すことを目指し、「農村インフラ、雇用創出、産業振興、運輸、エネルギー、都市開発、金融制度、通信、保健医療」の9つの柱を設定した。

●79 本節では、北アフリカを含む「アフリカ」を対象とする。北アフリカを含まない場合は「サブサハラ・アフリカ」と明記する。

●80 以下、本節で言及する金額・人数・国数等は、基本的に北アフリカを含むものとする。北アフリカを含まない場合は「サブサハラ・アフリカ」と明記する。

道路、港湾、橋梁、送電線などのクロスボーダー・インフラを重点的に実施するとともに、ヒト・モノの国境通過や通関を効率化・迅速化するOne Stop Border Post (OSBP) イニシアティブなどを、技術協力と資金協力の連携により実施している。



ザンビア・ジンバブエ国境に位置するチルンドOSBPに完成した新しい貨物ターミナル

(2) 官民連携・国際社会との協調による経済成長支援

このような2008年以降のODA倍増は、TICAD IV 横浜宣言で掲げられたように、アフリカの「経済成長の加速化」が目標であった。アフリカは2000年代に入り毎年5%を上回る成長を続けており、民間企業のアフリカへの関心も徐々に上向きつつあった。

2013年6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議 (TICAD V) では、官民連携協議会や経団連等との意見交換も踏まえ、アフリカにおける官民連携の具体策として、回廊開発・戦略的マスタープラン (M/P) によるインフラ整備、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) による人材育成を通じた本邦企業のアフリカビジネス展開を支援することとなり、5年間でODA 140億ドル (1兆4000億円) を含む320億ドル (3兆2000億円) の官民の取り組みを行うことが、安倍総理から表明された。

回廊開発とは、TICAD IV以降のクロスボーダー・インフラの取り組みを、さらに上流部・政策レベル

column »

TICAD IV、V、VIにおける JICAの役割

アフリカ開発会議 (TICAD) は、アフリカ開発をテーマとして、日本政府、アフリカ連合委員会、国連、UNDP、世界銀行が共催する国際的なフォーラムである。TICAD IV (2008年5月、横浜) は、統合直前の開催であったため、JICA・JBIC間で連携しながらの対応であったが、TICAD V (2013年6月、横浜) 以降は、日本政府の一元的な援助実施機関として、また日本で最も深くアフリカ開発の現場と課題を知る機関として、内外の大きな注目を集めることになった。

また、TICADで日本政府より表明されるアフリカ支援策の多くはJICAが実施するものであり、TICADはアフリカでのJICA事業を大きく方向づけるものである。このため、JICAは関係省庁や民間経済団体に対し、JICAとしての貢献策 (案) を積極的に提案し、JICAの提案がわが国の主要なコミットメントにつながり、回廊開発や戦略的M/Pなどの形で結実している。

TICAD Vでは、アフリカ各国からの首脳・政府代表のみならず、国際機関、民間企業、市民社会、地元横浜市民など多数が参加・来場し、日本で開催された国際会議としては空前の規模となった。そのなかで、JICAは20件以上のサイドイベントを主催・共催し、アフリカ各国政府、民間企業、国際機関、メディアなどに、アフリカ支援の実績と国際社会へのメッセージを力強く発信し、国際機関・アフリカ地域機関とのパートナーシップが大きく前進した (本文参照)。

また、TICAD VI (2016年8月、ケニア) では、カガメ・ルワンダ大統領、サーリーフ・リベリア大統領 (ノーベル平和賞受賞者)、オバサンジョ・元ナイジェリア大統領、アデシナAfDB総裁、スティグリッツ・コロンビア大学教授 (ノーベル経済学賞受賞者) の参加を得てのハイレベル・パネルをはじめ、サイドイベントを20件以上主催・共催した。

国外において、これだけ大規模なイベントを開催した例はこれまでになかったが、単にその規模・実績のみならず、JICAのアフリカ開発への取り組みとその経験・知見に対し、アフリカの地で称賛を得たことは、アフリカと国際社会におけるJICAの評価を確立した画期的な出来事であったといえるだろう。

に拡充し、沿線地域の地域開発に計画的・中長期的・包括的に取り組むものである。対象地域を特定することで集中的・効果的な取り組みが可能となり、民間ビジネスのエントリーポイントと位置づけて、民間投資促進に寄与している。対象地域として、北部回廊（ケニア、ウガンダ、ルワンダ）、ナカラ回廊（モザンビーク、マラウイ、ザンビア）、西アフリカ成長リング（コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソ）などがある。

戦略的M/Pとは、広域的なインフラ開発・地域開発を計画的に進めるための中長期的な開発マスタープランで、JICAは上記の回廊開発対象地域のほか、東部アフリカ大地溝帯地熱開発（ケニア、エチオピアなど）、中央回廊（タンザニア、ルワンダなど）などで戦略的M/Pの策定を支援している。

ABEイニシアティブは、アフリカの若手ビジネスマンや官僚などを、日本の大学（修士課程）で2年間の留学プログラムに受け入れるとともに、本邦企業でのインターンシップを経験させ、「アフリカビジネス展開の水先案内人」として育成するものである。2014年より受け入れを開始し、ケニア、南アフリカなどを重点国として、5年間で1218人を受け入れた。受け入れ先の大学・企業からの評判は高く、今後、母国で活躍する修了生が増えるに伴い、各国で本邦企業とのパートナーシップが広がることが期待される。

また、TICAD Vを機に、国際機関・アフリカ地域機関とのパートナーシップが大きく前進し、TICAD VI（2016年8月、ケニア・ナイロビ）では、UHC、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ、カイゼン・イニシアティブなどを、世界銀行、WHO、国連食糧農業機関（FAO）、NEPAD Agency⁸¹などとの連携により立ち上げた。

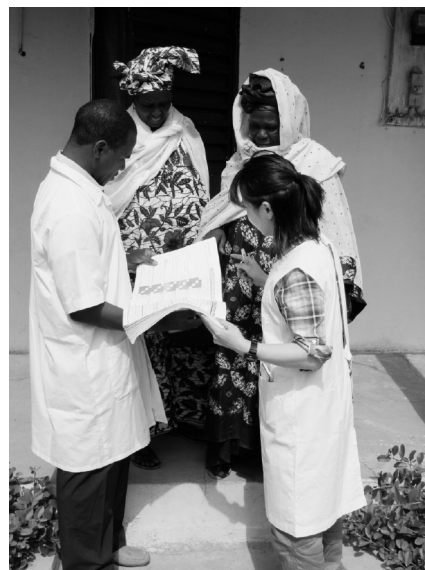
TICAD V期間（2013～2017暦年）の技術協力実績（経費支出ベース）は2316億4100万円、無償資金協力（E/Nベース）は2229億1600万円に達した。さらに円借款の新規供与規模は、TICAD IV期間（2008～2012年度）実績（3842億1200万円）の2倍相当の7801億9100万円に達し、分野的にも主力のインフラ（運輸、電力）に加え、農業、教育、保健、水・衛生などにも拡大、供与先も17ヵ国およびAfDBに

及んだ。これらの合計は1兆2300億円に達し、5年間の達成目標であるODA 140億ドル（1兆4000億円）の88%の達成に貢献した。

2 人間中心の開発

◆保健・医療分野の取り組み

2000年のミレニアム開発目標（MDGs）への合意や同年のG8九州・沖縄サミットでの日本政府のイニシアティブによる感染症対策への関心の高まりを受け、保健・医療分野への世界的な開発援助資金の流れは急拡大をみせた。特に、予防接種の普及・拡大を目的とするGaviワクチンアライアンス（The Vaccine Alliance 2000年設立）や、HIV/エイズ・結核・マラリア対策の普及・拡大を目的とするグローバル・ファンド（2002年設立）を通して、感染症対策を中心とする目的に特化した開発援助資金が大規模に開発途上国に流入することとなった。その動きは、途上国で暮らす人々の健康改善に大きく貢献し、同時に保健医療人材の絶対的な不足など、被援助国のボトルネックを顕在化させることにもなった。本機構史が対象とする10年間（2008～2017年）のJICAにおける保健・医療分野の取り組みは、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けての世



セネガルの助産師、医療従事者と話し合う日本人助産師
2011年

81 アフリカ連合（AU）の開発実施機関（NEPAD：New Partnership for Africa's Development）

界的潮流づくりへの貢献と、新たな援助手法を組み合わせたUHC支援の実践、それらを通じて日本政府とともに保健・医療分野開発協力の世界的動向を牽引する「リーディング・ドナー化」を特徴とするが、その背景には上述の状況が存在した。

JICAの最近10年の保健・医療分野における取り組みを方向づけたのは、2008年に日本政府がホストしたG8北海道洞爺湖サミットである。同サミットでは、「国際保健に関する洞爺湖行動指針」が採択され、それまで国際社会が着目してきた感染症対策等の個別の健康課題に加えて、横断的な保健システム強化推進への合意が形成された。その後も日本政府は保健・医療分野の国際協力を日本外交の最重要課題の一つとして位置づけ、2013年の「国際保健外交戦略」、2015年に「開発協力大綱」制定を契機として制定された「平和と健康のための基本方針」など累次の政策を打ち出し、それらの中でUHC実現を中心課題としてきた。

また2015年には、直前の西アフリカを中心とするエボラ出血熱の大流行を踏まえて「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」が制定され、それらの動きは、2016年G7伊勢志摩サミットで、健康危機への世界的な対応能力の強化を含むUHCの推進を訴えて合意された「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」へと結実した。なお、UHCの実現が2015年に合意された持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットに含まれた背景にも、日本政府らによる強い働きかけがあった。

日本政府の動きに呼応し、JICAもさまざまな政治的機会を捉え、UHCを開発協力の一大潮流として主流化するための取り組みを行ってきた。2013年の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)では、アフリカにおけるUHC推進をテーマとするサイドイベントを企画し、WHO事務局長、国連人口基金(UNFPA)事務局長、セネガル保健大臣らの参加を得た。2016年のTICAD VIにおいては、世界のUHC推進をリー

column »

ゲイツ財団との連携による ポリオ根絶への貢献

ポリオは主に乳幼児が発症する感染症で、手足などの麻痺が一生残ることもある。ワクチン接種による予防が可能であるため、天然痘に次ぐ根絶可能な感染症として、日本を含めた国際社会が根絶に取り組んできた。

JICAは、2011年8月、パキスタン政府と円借款を通じた「ポリオ撲滅事業」を開始した。この事業は、国際機関等と協調して、ポリオワクチンの調達、キャンペーンを通じたワクチン接種を促進することにより、同国のポリオの早期根絶に寄与するものである。最大の特徴は、2000年に創設された慈善基金団体ビル&メリンダ・ゲイツ財団(以下、「ゲイツ財団」と連携し、「ローン・コンバージョン」という革新的手法を円借款で初めて導入したことである。2014年10月、OECD開発援助委員会(DAC)より、革新的かつ成果発現を重視する手法を採用したことが評価され、優良事業として表彰を受けた。その後、ポリオ根絶に向け

たゲイツ財団との同様の連携は、2014年のナイジェリア向け円借款「ポリオ撲滅事業」、2016年のパキスタン向け円借款「ポリオ撲滅事業(フェーズ2)」でも行われている。

現在、ポリオウイルス常在国は、ナイジェリア、アフガニスタンおよびパキスタンを残すのみとなり、これらの政府と国際社会により集中的な対策が進められている。パキスタンの隣国インドでは、2009年時点で世界のポリオ患者の約半数を占めていたが、インド政府と日本を含む多くの援助国による集中的な取り組みが奏功し、2014年3月にWHOはインドがポリオの恐怖から解放されたことを宣言するに至った。2011年1月を最後に新たな患者は発生していない。一方、パキスタンではポリオ予防接種チームが武装勢力に襲撃される事件がしばしば起きるなど、根絶へのハードルが高い。

日本は、上述の円借款を含めて、これまで世界のポリオ根絶のために総額7億ドル以上の貢献を行ってきた。1990年代に中国で日本人専門家が中国からのポリオ根絶に大きな役割を果たした実績もある。残された根絶の最後のハードルを越えるために、わが国のODAは大きな貢献を果たしているのである。

ドする世界銀行、WHO等と協働し、安倍総理、セネガル大統領をはじめ、世銀総裁、WHO事務局長、グローバル・ファンド事務局長、アフリカ開発銀行総裁らが登壇したサイドイベントを主催し、「UHC in Africa」をアフリカ共通の行動枠組みとして打ち出した。

2017年には、日本政府、世銀、WHO、国連児童基金（UNICEF）とともにUHCフォーラム2017を主催し、安倍総理、セネガル大統領、ミャンマー大統領ら各国代表、国連事務総長、世銀、WHO、UNICEF等の主な国際機関の長、市民社会団体代表等の参加を得た。同フォーラムでは北岡理事長も他の国際機関の長と並んで登壇し、全世界のUHC推進におけるJICAの存在感を力強く示した。

これらを背景とする国際社会や日本政府からの期待を受け、JICAではこの10年間世界の人々の健康改善やUHC達成に資する協力を、新たな支援モダリティの活用も含めて拡大しており、着実に成果をあげつつある。パキスタンとナイジェリアにおけるポリオ根絶に向けた取り組みでは、ビル&メリンダ・ゲイツ財団（以下、「ゲイツ財団」）と協力してローン・コンバージョンと呼ばれる支援を展開している。アクセス困難な地域での予防接種率など事前に合意した水準を上回るパフォーマンスを被援助国が達成した場合には、同国政府に代わってゲイツ財団が借款の代理弁済を行うものであり、借入国に着実な成果達成への強いインセンティブを働かせている。日本をはじめとする全世界の協力により、2008年に1600件を超えていた全世界でのポリオ発生件数は、2017年にはわずか22件にまで減少し、根絶というゴールへと近づいている。

日本の製造業で発展したカイゼン手法を病院サービスの安全性や質向上に応用した取り組みは、タンザニアをはじめとする途上国の病院に革新的な変化をもたらし、2012年にはUNDPによって南南協力ソリューション賞を授与され、2015年にはDAC賞ファイナリストに選出された。JICAが積極的に支援している日本発の母子手帳は、いまや40カ国100万人に利用され、携帯で見られる電子母子手帳も開発されている。

また、TICADで日本政府によるUHC支援の重点国

として位置づけられたケニアやセネガルに対しては、2015年以降、JICAはアドバイザー専門家の派遣や日本への政府高官の招聘などの技術協力を通じた政策対話と、開発政策借款^{●82}などの資金協力を組み合わせた支援を提供し、先方政府によるUHC実現に向けた制度改革の実行を後押ししている。

ケニアではJICAを含む多くの援助機関による支援を背景に、2017年11月に大統領自らが2022年までのUHC達成を公約し、同じく大統領自らがUHC達成に強くコミットしているセネガルでは、JICAをはじめとする援助機関からの支援も得て、看護師・助産師が配置される僻地保健所割合が41%（2015年）から50%（2017年）に、健康保険制度に加入する貧困層が19万人（2015年）から148万人（2017年）に拡大するなど、着実にインパクトをあげつつある。

さらに、健康危機対応などにも強いUHC実現を支援するため、長年感染症対策の拠点ラボを支援してきたアフリカでは、日本の大学や研究機関等の協力を得て、アフリカ全域をカバーする感染症ラボネットワークの強化を、アフリカ連合のイニシアティブで2017年に設立されたアフリカ疾病予防管理センター（アフリカCDC）とも協力して展開している。

この10年間で、JICAは健康改善を目指した世界的な取り組みに大きな影響力を持ち、その動向が注目される存在となった。これからもJICAは、非感染性疾患の増加や人口高齢化などの新たな健康課題への対応にも注意しつつ、世界におけるUHC実現、世界の人々の健康改善を目指した取り組みを、さまざまなパートナーと共に積極的に展開する。

◆安全な水と衛生

安全な水と衛生へのアクセスは、人間の生存や健康に不可欠な最も基本的な開発課題の一つである。水は経済活動においても必要不可欠であり、水汲み労働やトイレの未整備の問題は、ジェンダー、教育、栄養など他のセクターの開発とも密接に関係している。気候変動の影響は水分野に最も顕著に表れると予測されており、人口増加や生活水準の向上に伴い、将来の水需給はますます逼迫することが懸念されている。

JICAは2004年に水資源分野の課題別指針を策定し、

●82 相手国政府による政策アクションの実施にディスバース（貸付）を結びつけた一般財政支援型の円借款

2017年にSDGsを踏まえて全面的に改訂を行った。

(1) 協力アプローチ

① 都市給水

水道計画の策定、維持管理能力の強化、施設整備への協力に加えて、水道事業体の経営改善、無収水削減、ガバナンス強化等の分野に協力を拡大した。都市化の進行に伴って、南アジア、アフリカでの案件が増加した。資金協力と技術協力の一体的な実施や、地方自治体との連携を推進した。

② 村落給水

1990年代まで無償資金協力による井戸建設が主流であったが、1998年から技術協力プロジェクトによる維持管理体制の整備や人材育成、政策制度支援を

開始した。無償資金協力にもソフトコンポーネントが導入され、施設整備と能力強化を一体的に推進する体制が整えられた。ニーズの変化にあわせて、ハンドポンプだけでなく管路給水施設への協力が増加した。

③ 衛生

村落給水案件において必ず衛生啓発活動を含めるとともに、セネガル等において衛生改善に特化した案件も形成した。保健・教育セクターとの連携や、青年海外協力隊の活躍など、マルチセクターでの取り組みを推進した。

④ 水資源管理

2010年にプロジェクト研究「統合水資源における援助アプローチの検討—全国水資源マスタープランのレビュー—」の実施や、「水分野における気候変動適応策ハンドブック」の作成により、協力アプローチを整理した。多様なステークホルダーの主張や利害関係を明確にして問題分析を行い、社会的合意形成に基づいて統合水資源管理を促進すべく、スーダン、ボリビア等で協力を開始した。

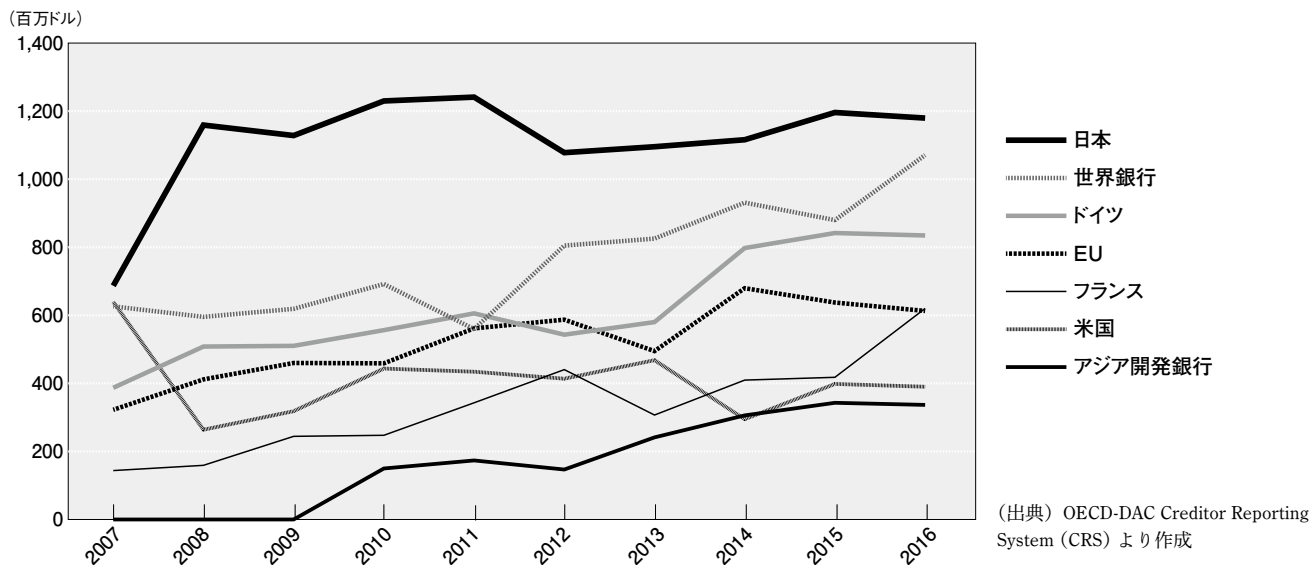
(2) トップドナーの実績

わが国は2007年以来、水・衛生分野の援助額で世界最大のドナーであり、2008～16年の9年間の援助額は約127億ドルに及ぶ。JICAは、2008～16年の9年間で約3070万人に対する給水サービスを実現し、技術協力を通して延べ約4万8000人以上の人材育成に貢献した。



無償資金協力（東ケープ州地方村落給水計画）により南アフリカ・東ケープ州に建設された高架水槽

図1-14 水供給・衛生分野における主要ドナーの支援額



(3) 資金協力と技術協力の一体的活用

統合後、資金協力による施設整備と技術協力による能力強化を一体的に活用した協力を推進してきた。カンボジアでは2007年から地方都市への技術協力を展開し、並行して2010年から3件の無償資金協力と1件の円借款により施設整備も支援した。対象とした地方8都市の水道事業体はすべて黒字化を達成し、50万人以上の給水人口の増加に貢献した。

(4) アフリカ開発会議（TICAD）のコミットメントの達成

TICAD IV（2008年）の5年間のコミットメント（300億円の無償資金協力・技術協力を実施、650万人に対し安全な飲料水を提供、水資源管理者・ユーザー5000人の人材育成）を大幅に上回って達成した。同会議で表明した「水の防衛隊」のボランティア派遣も、2017年時点で230人以上の実績を達成した。TICAD V（2013年）の5年間のコミットメント（1000万人を対象にした給水・衛生改善支援、都市水道技術者1750人の育成）も達成した。

(5) 地方自治体と連携した協力の推進

2005年以降だけでも30以上の自治体と協力し、上水道分野の支援を展開した。2002年の草の根技術協力事業（地域提案型）創設以来、自治体による提案型事業の実施例は多数あり、2010年ごろからは企業の海外展開を支援する自治体の活動も増加した。2017年にはわが国の水道の開発の歴史から教訓を整理するため、プロジェクト研究「日本の水道事業の経験」を取りまとめた。

(6) 開発効果の増大を目指したネットワーク化

横浜市や他の自治体の協力を得て、「アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を2010年以降、4回にわたり開催し、10ヵ国以上の国の水道所管官庁や水道事業体の幹部を招聘して、教訓や知見を共有した。また、プロジェクト間情報共有会議を2012年以来毎年開催している。過去の協力のアセットを活用し、タイ、カンボジア、ブラジル、モロッコ等の協力を得た南南協力も積極的に推進した。

(7) 難民支援・復興支援、気候変動適応策

紛争後の復興支援や難民を受け入れたホストコミュニティに対する支援を行うため、スーダン、南

スーダン、ウガンダ、ヨルダン等において、能力強化と施設整備を組み合わせた迅速な協力を実施した。タイ、キューバ、フィリピン等においては、気候変動適応策の観点から水資源管理、地下水管理等に関する支援を実施した。

◆教育支援

1990年にタイで開催された「万人のための教育世界会議」と2000年にそのフォローアップ会合としてセネガルで開催された「世界教育フォーラム」のダカール行動枠組みにおいて、万人のための教育「Education for All」の達成が国際社会の一致した目標として認識され、ミレニアム開発目標（MDGs）の採択に引き継がれた。このような国際的な動向を踏まえ、日本政府もわが国の教育支援のあり方について検討を重ね、2002年、カナナスキス・サミットにおいて「成長のための基礎教育イニシアティブ」（BEGIN：Basic Education for Growth Initiative）を発表した。

これらを契機とし、それまで高等教育が中心だったJICAの教育協力は基礎教育の分野にも大きく拡大していくこととなった。1990年代から2000年代にかけてアジア、アフリカ、中南米など多くの国で実施した協力は、理数科の教師教育を目的とした理数科教育プロジェクトである。1994年のフィリピンにおける初の技術協力プロジェクト「初中等理数科教育向上パッケージ協力」に始まり、アフリカでは、1998年にケニアで「中等理数科教育強化計画」（SMASSE）を開始し、そのアプローチはアフリカの多くの国に拡大した⁸³。

さらに、日本政府は、2010年9月のMDGsに関する国連首脳会合において、教育分野における新たな5年間の協力政策「日本の教育協力政策 2011-2015」を発表し、MDGs達成への貢献とポスト2015年も見据え教育セクター全体を視野に入れた包括的支援を表明した。

JICAは、同政策に沿って、2010年9月に、2015年に向けたJICAの教育協力方針である「JICAの教育分野の協力—現在と未来—」を策定し、初等・中等教

●83 SMASSEでは1998年から10年間でケニア全国の中等理数科教師約2万人に対する研修を実施した。また、ケニアを中心に設立されたアフリカ理数科教育域内連携ネットワーク（SMASE-WECSA）には27ヵ国（オブザーバーを含む）が加盟し、JICAはSMASE-WECSA加盟国に対する研修の実施、ケニアにおけるプロジェクト活動を通じて育成されたケニア人専門家のWECSAメンバー国への派遣、WECSAメンバー国間の経験共有のための会議・ワークショップ開催などを支援した。

育および高等教育を協力の重点として定めた。

初等・中等教育では、①教員研修の改善を通じた教員の能力強化、②コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営体制の確立、③現地業者を活用した学校校舎の建設、④これらの協力の持続性確保の観点から不可欠な中央および地方の教育行政官の能力強化を重点とした。特に教育開発が最も遅れているサブサハラ・アフリカの国々では、2008年5月に表明されたTICAD IV横浜行動計画に沿って、①アクセス拡大（小・中学校1000校、5500教室を建設）、②教育の質向上（10万人の理数科教員に対する研修を実施）、③学校マネジメント改善（住民参画型の学校運営改善モデル「みんなの学校」を1万校に拡大）に対する包括的な支援を重点的に実施した。その結果、5年間の取り組みとして、1321校7161教室を建設、「みんなの学校」モデルは計1万8376校に拡大し、初中等理数科教員を対象に延べ79万2952人を対象に研修を実施した。代表的なプロジェクトの一つとしては、ザンビア「授業実践能力強化プロジェクト」(STEPS) ●84がある。



ニジェールの「みんなの学校」プロジェクトを通じて開催された住民の集会

高等教育では、国や地域の高等教育セクターを牽引する中核的な拠点大学を支援対象とし、個々の拠点大学への協力とそれら拠点大学と日本の大学との学術ネットワークの構築に取り組んだ。アジア地域では、ASEAN工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）●85への支援を中核に置きながら、マレーシア日本国際工科院（MJIT）●86の設立等を支援した。中東・アフリカ地域では、2010年2月に開校したエジプト日本科学技術大学（E-JUST）●87への支援を中核において取り組んだ。

MDGs目標期間の終了にあたり、2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットでSDGsが採択され、その中で、目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が定められた。日本政府は同サミットにおいて「平和と成長のための学びの戦略」という教育分野の新政策を発表した。

JICAは、同政策に沿って、2015年10月に教育協力ポジションペーパーを策定し、2016年9月には、JICA SDGsポジションペーパー「ゴール4の達成に向けたJICAの取組方針」を策定した。その中で、①子どもの学びの改善、②イノベーション・産業発展を担う人材の育成、③インクルーシブで平和な社会づくりのための教育、を重点として定めた。主な取り組み内容は以下のとおりである。

(1) 子どもの学びの改善

子どもが基礎的な学力の習得と、自ら学び考える力を身につけ、学習意欲を高めていくことを目指し、カリキュラム、教科書・学習教材、授業、学力、評価の一貫性に留意し、学びの改善に向けた相手国の取り組みを支援する。代表的な取り組みとして、「ミャンマー初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」●88がある。また、アフリカで実施している「み

●84 このプロジェクトでは、授業の質の改善のため、2005年より授業研究を校内研修に取り入れる取り組みが行われ、2008年からは対象地域を3州に、2011年にはさらに対象地域を全国10州まで拡大した。本プロジェクトに加え、貧困削減支援戦略無償、教育政策アドバイザーや青年海外協力隊の派遣も行って、包括的な教育セクター支援プログラムを展開した（Strengthening Teachers' Performance and Skills through School-based Continuing Professional Development Project）。

●85 2003年の協力開始以降、メンバー大学の若手教員の本邦大学またはASEAN域内大学への留学による高位学位取得支援、日本・ASEAN大学教員間の共同研究や学術セミナーの開催などを通じて、メンバー大学の研究・教育能力の向上と多国間の学術ネットワークの強化を図り、ASEAN地域の社会・経済発展に必要な工学系人材を継続的に輩出することを支援した。

●86 東方政策の集大成として、2011年9月、マレーシア・日本両国政府の協力によりマレーシア工科大学（UTM）の傘下に研究室中心の教育・研究を行う日本型工学教育を実践する学術研究機関として開校。JICAは設立当初から有償資金協力および技術協力による機材導入、カリキュラム開発、産学官連携等を支援している。

●87 エジプト・日本両国政府の協力によりエジプトのニューボルク・エル・アラブ市に設立。JICAは設立準備段階から協力を行っており、2017年度現在、工学大学院研究能力向上支援、工学部・国際ビジネス・人文学部運営支援、大学運営能力強化支援等に取り組んでいる。

んなの学校」^{●89}プロジェクトでは、ニジェールのプロジェクト対象校で算数テストの平均点が約3割から約7割に向上するなど基礎学力の向上に貢献している。

(2) イノベーション・産業発展を担う人材の育成

高等教育で各国の拠点大学の教育・研究機能を強化し、研究能力や設計・開発力を備えた人材の育成に取り組んでいる。例えば、2013年のTICAD Vで発表した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)」^{●90}は2014年9月から開始し、2018年9月末までに53ヵ国1218人を受け入れた。E-JUST大学院では、2017年度までに106人の工学博士、84人の工学修士を輩出したが、2016年からはアフリカ諸国からの留学生の受け入れも開始し、20人の留学生を受け入れてきた。また、ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT) に設立された汎アフリカ大学構想東部拠点の汎アフリカ大学科学技術院 (PAUSTI) への支援では、JKUATの研究環境整備と研究能力強化を通じたアフリカ型イノベーション振興に取り組み、2017年度までに1～5期生としてアフリカ域内39ヵ国から447人 (修士および博士課程) を受け入れた^{●91}。

(3) インクルーシブで平和な社会づくりのための教育

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の構築に向け、不就学児童や非識字者に対する教育課題の残るパキスタンでは、ノンフォーマル教育の支援に取り組んでいる^{●92}。また、モンゴルでは障害のある子どもが個々のニーズにあった発達支援や教育を受けられるよう、障害の早期発見に資するアセスメント・発達支援体制の構築や、障害のある子

どもに対する教育の質向上に向けた教員等の能力強化や、政策提言等を行っている。長期の内戦によって開発を推進する中核人材が不足しているアフガニスタンでは、復興・開発推進にとって重要な分野の人材を日本の修士課程留学生として受け入れる「未来への架け橋・中核人材プロジェクト」(PEACE)を2011年から開始し、2017年度末までに555人を受け入れた。エジプトでは、2016年2月のエジプト・日本教育パートナーシップに基づいて、就学前教育から、基礎教育、技術教育、高等教育に至るまで、教育システム全体に対し、技術協力、資金協力を通じて、日本式教育を取り入れた包括的な支援に取り組んでいる。

◆食料・栄養

食料の生産、確保と安定供給は、多くの開発途上国にとって基本的な開発課題となっている。食料は生存の基本であり、その量と質が人々の健康と子どもの成長を大きく左右する。ミレニアム開発目標 (MDGs) のターゲット1においても、「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」という目標が掲げられ、飢餓人口の減少に取り組んできた。

こうしたなかでJICAでは、2003年に独立行政法人として新たに生まれ変わった際に、組織改革の柱の一つとして、2004年度より、スキーム・セクター別の業務実施体制から、課題別の業務実施体制に移行し、グローバルな課題への対応強化を図ってきた。

人間の安全保障を念頭に、農業・農村開発分野においても、「課題別指針」では基本課題として、安

●88 2011年の民政移管後の教育制度の包括的な改革をサポートすべく、小学校の全学年、全10科目の教科書と教師用指導書の開発と全国の教職員を対象とした導入研修や教員養成課程の研修を組み合わせた総合的な取り組みを支援することを目的としている。JICAの協力により開発された小学1年生の教科書と教師用指導書は、2017年6月の新学期に全国の児童130万人、担任教師6万人に配布された。2021年までに、小学校全5学年の教科書と教師用指導書を開発する予定。

●89 小中学生の親やコミュニティのメンバーが学校の学習環境の改善に協力するプロジェクト。コミュニティが選挙により学校運営委員会の主要メンバーを選び、コミュニティ、学校運営委員会、教員が一体となって学校活動計画を策定・実施する。子どもの学びの改善のため、補習授業・夜間学習の実施や算数ドリルの活用などを行っている。2004年にニジェールで始まり、セネガル、ブルキナファソ、コートジボワール、マダガスカルにも広がっている。

●90 アフリカの産業の発展と本邦企業のビジネスチャンス拡大のため、5年間で1000人のアフリカの若者に対し、日本の大学や大学院での教育に加え、本邦企業でのインターンシップの機会を提供することを目的としている (African Business Education for Youth)。

●91 2014年の協力開始以降、研究科棟のリノベーション、JKUATの若手教員の本邦大学への留学による修士課程取得支援、国内支援大学教員による学術セミナーなどを通じて、PAUSTIにも裨益するようJKUATの研究環境整備と研究能力強化を行い、アフリカ域内の科学技術分野における高度人材輩出を支援した。

●92 正式名称は、「オルタナティブ教育推進プロジェクト」。パキスタン国内の3州と連邦政府所管地域において、①ノンフォーマル教育を推進する基盤 (政策・実施体制等) の強化、②データに基づくノンフォーマル教育のマネジメントシステムの導入、③質の高いノンフォーマル教育の提供体制の整備を行っている。

定した食料の生産と供給への支援および貧困問題への対応との認識のもとで、3つの開発戦略（①持続可能な農業生産、②安定した食料供給、③活力ある農村振興）を設定し、協力を展開してきた。

グローバルな課題への対応として、アフリカにおいて、2008年にアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）⁹³が立ち上げられた。JICAは、世界銀行、アフリカ開発銀行、国際稲研究所などと連携しながら、CARD参加23カ国の稲作開発戦略（NRDS）の策定を支援し、各国の戦略に沿ったコメの増産支援を行うという、開発パートナーと連携した当時としては画期的な取り組みを開始した。

また、小農への生計向上支援としてケニアで実施した小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion/2006～2009年）および後継案件SHEPUP（2010～2015年）⁹⁴では、換金作物の導入を図る農家に「作ってから売る」から「売のために作る」というビジネスとしての農業への意識変革を起こした。農家自らが市場志向型農業を実践するための各種支援活動（SHEPアプローチ）を行った結果、対象農家



ケニア・SHEPUPプロジェクトのモデル農家グループの担当普及員と話を
する専門家

の所得向上という成果があがっている。こうした取り組みも、TICAD Vを契機として、他のアフリカ諸国等へ事業展開を図ることとなった。

JICAが長く支援を行ってきたアジアに目を向けると、農業の需要も、飢えを満たす段階から、安全で安心な質の高い食の実現へとシフトしている国も多く、生産者から消費者に安全で質の高い農産物を届けるバリューチェーン⁹⁵に関する協力が増加している。

2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、官民連携による海外展開推進が謳われたことを契機に官民パートナーシップ関係が促進された。また、中小企業海外展開事業も開始され、農業分野においても多くの案件が採択された。

農業・農村開発を取り巻く状況は、グローバル化の急速な進展、気候変動、所得の向上に伴う食料に対する嗜好の変化等も相まって、大きく変化してきた。2008年に急激に上昇した食料価格は、2011年、2012年と計3回のピークを迎え、その後も高止まりを続け、途上国の食料安全保障を脅かしている。

2015年以降の新たな開発目標である持続可能な開発目標（SDGs）においても、目標2として「飢餓をゼロに」があげられており、国民に安定的に必要な食料を供給する食料安全保障は、社会と経済の安定の基礎となる重要な政策課題とされている。なお、食料安全保障とは「すべての人々が、常に活動的かつ健康的な生活を送るために必要な食事と食料の嗜好に見合う、十分な量の安全で栄養のある食料に対して、物理的、社会的かつ経済的アクセスを持つときに達成される」（1996年世界食糧サミット）とされている。

こうした流れを受けJICAでは、栄養摂取と食料供給の安定性までを含む「食料安全保障と栄養」という包括的な概念を2016年に取り入れ、食料安全保障

●93 アフリカは、世界でも栄養不足に苦しむ人々の割合が最も高く、食料増産の必要性が最も高い地域とされている。アフリカにおいて、コメは消費が急増しており、今後も持続可能な生産増が期待できるため、アフリカの食料不足解消の鍵となるものと考えられている。こうした背景からTICAD IV（2008年）で立ち上げられた、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けたイニシアティブ。2018年までの10年間で、サブサハラ・アフリカでのコメ生産を倍増することが目標。CARD参加国を含むサブサハラ・アフリカ全体で、1400万トン（基準年）から倍増を達成する見込み。

●94 ビジネスとしての農業による所得向上を目指しながら、農業従事者一人ひとりのやる気を引き出し、自助努力によるさらなる成長を推進する農業普及アプローチ。TICAD V（2013年）開会式において安倍総理のスピーチで取り上げられた。

●95 ASEANにおいては、日本政府のグローバル・フードバリューチェーン戦略も踏まえ、生産、加工、流通、消費をつなぐフードバリューチェーン構築支援に資する協力を二国間協力ベースで多数実施している。例えば、高付加価値の野菜、熱帯果樹の生産および流通改善に軸足を置く「インドネシア官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」が事例。

と栄養改善の達成に向けて、農業・農村開発におけるアプローチの相互関連性と、食料へのアクセスや利用、食料供給の安定性の向上などへの取り組みを一層強化することとした。また、これまで栄養改善に取り組んできた保健セクターのアプローチに加え、農業、教育、水・衛生等も含めたマルチセクターの連携により、途上国の農村地域における食料安全保障と栄養の改善を目指すこととした。

例えば、TICAD VI（2016年）ではアフリカにおける食と栄養の改善のための実践活動の加速化を目的とした食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）を立ち上げ、2025年までの10年間を目標期間とし、各国の栄養状況に関する指標や過去の取り組み状況等を踏まえ、当初10カ国を対象として活動開始した。

JICAでは現在、農業・農村開発分野における開発アプローチを、国連食糧農業機関（FAO）による食料安全保障の4つの構成要素に沿って、①持続可能な生産性向上・フードロス削減（食料供給可能性：Availability）、②食料アクセス改善・フードバリューチェーン強化（食料へのアクセス：Accessibility）、③食の多様化・栄養改善（食料の適切な利用：Utilization）、④レジリエンス強化（安定性：Stability）に整理し、これに横断的なアプローチである⑤農村振興、⑥日本の知見・経験の活用を加えて、農業・農村開発分野における開発アプローチとしている。

3 普遍的価値の共有、 平和で安全な社会の実現

◆ガバナンス支援

開発援助において「ガバナンス」が注目され始めたのは1990年代からである。1980年代における構造調整政策が必ずしも期待どおりの効果をあげなかったのは、政府の腐敗構造、政策決定の透明性・責任性の欠如、法の軽視・不備、公共部門の非効率的な運営といった政策策定・実施能力（ガバナンス）に

問題があったと考えられている。また、東西冷戦終結により安全保障の確保を根拠にODA供与を正当化することができなくなった。あわせていわゆる「援助疲れ」の状況から、限りある援助資金を有効に活用しうる体制を求めて、開発途上国のガバナンスとして民主主義や人権擁護、市場経済化の動向を重視するようになった。

2005年の「援助効果向上にかかるパリ宣言」を踏まえて、途上国政府のオーナーシップのもと、合意した政策に対して開発のアウトカムを出すべく、ドナー間で協調した財政支援型援助が重視された。この実施体制を強化する意味でも、途上国政府のガバナンスおよび公共財政管理を強化する動きが強まった。

旧JICAは設立当初⁹⁶、アジアを中心に途上国の行政制度・組織強化および公務員試験や人事評価、給与といった人事行政や公務員人材育成の能力強化を支援していた。1990年代以降はアジアのみならず、アフリカや中南米を含めて公務員制度構築・人材育成や地方行政能力向上に対する支援を拡充していった。

公共財政管理分野でも、1970年代より東・東南アジア諸国を中心とする税務人材育成をはじめ、1990年代には旧社会主義国の市場経済化を目指した経済政策支援を実施した。2000年代に入ると円借款を通じたアジアやアフリカの貧困削減への財政支援とともに債務管理能力向上支援を実施している。

一方、民商事法分野の法整備支援については、社会主義国の市場経済化支援という文脈で、1996年にベトナムで初めての技術協力プロジェクトを開始した。

また、警察分野への協力としては、旧JICA設立当初より人材育成に取り組んでいる。薬物対策を皮切りに、交通警察行政、交番制度に代表される地域警察活動、犯罪鑑識、国際捜査など、幅広い分野において、日本警察の知見を生かした技術協力等を実施してきた。

このように、統合前においても、旧JICAにおいては法整備支援、行政支援等のガバナンス分野の協力を開始し、基礎研究、調査研究を行いながら、2004年から導入した課題部体制において、ガバナンス分野の案件を集中的に担当する部署も設立された（数

●96 国際協力事業団は、1974年8月設立

度の改編を経て、統合時は公共政策部ガバナンスチームで担当)。

2008年10月の新JICAとなって以降も上記の流れに沿って支援を強化・拡充していった。ガバナンス支援のサブテーマ別のアプローチは以下のとおりである。

(1) 中央・地方行政能力向上支援

公務員人材育成については、ベトナムやバングラデシュ、ガーナで自立的な公務員研修実施体制を強化した。特にベトナムでは共産党幹部候補生511人を育成、バングラデシュでは研修を通じて中央部局および地方の郡レベルで7221テーマのカイゼンを促進した。

また、2000年前後からASEAN諸国を中心に地方分権化を踏まえた地方行政能力強化を支援した。特にタイでは日タイ共同研究からテーマ設定された自治体間協力の分野で技術協力を実施した成果がタイ全土に適用されるモデルとして制度化されている^{●97}。2000年代半ばより南アジアやアフリカ、中南米でも地方行政の計画策定や研修実施体制強化への支援が拡充している。タンザニアでは技術協力プロジェクトと政策アドバイザー専門家との連携により地方開発交付金制度の改革に大きく寄与した。中米カリブ地域では域内各国の地方行政強化経験の共有化を推進している。

(2) 公共財政管理支援

東・東南アジアを中心とした税務行政支援やアジア・アフリカへの政策支援借款を通じた公共財政管理強化支援を引き続き展開する一方で、公共投資管理の強化および成果重視予算枠組みの構築、会計検査院や内部監査の強化といった公共財政管理の具体的施策を実施・促進する技術協力を支援している。

(3) 法整備支援・制度支援・法執行機関への支援

法整備支援については、ベトナムでの技術協力プロジェクト開始以降、対象国が広がりを見せ、ASEAN以外の国にも拡大するとともに、モンゴルの「調停制度強化プロジェクト」や、ミャンマーでの「法整備支援プロジェクト」、インドネシアの「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上

プロジェクト」、ベトナムの「競争法改正、施行能力強化支援プロジェクト」など、支援の内容が、訴訟以外の法的紛争処理、知的財産法や競争法などの投資環境整備等にも寄与する案件が増えた。さらに国外での刑事分野の支援として、「仏語圏アフリカ刑事司法研修(第三国研修)」が、平和と安全の観点から、仏語圏アフリカ8カ国の刑事司法人材を育成する案件として、2015年度に初めて実施された。法務省、日弁連、大学等と連携し、さまざまなニーズに応えられる体制が構築されている^{●98}。

(4) 警察分野への支援

インドネシアやブラジルなどでは、地域警察の制度構築や普及のための支援を進めており、ブラジル「地域警察活動普及プロジェクト」(2014~2017年度)では、6000人以上の警察官や一般市民が関連セミナーに参加し、地域警察への理解を深めた。また、本邦研修については、複雑かつ高度化するグローバルな課題として国際テロ対策やサイバー犯罪捜査・対処分野にも取り組んでおり、2017年度には警察分野全体で年間194人の研修員を受け入れた。

加えて、シンガポールやブラジルでの協力成果を活用した第三国協力や、国際機関等との連携によるアフリカの紛争影響国における警察官の能力強化を支援しており、コンゴ民主共和国では延べ約2万2000人、コートジボワールでは延べ約8700人に対して研修を実施している^{●99}。

(5) 民主政治体制構築支援(選挙、国会、メディア)

国会支援については、2012年のベトナム憲法調査団受け入れが初めての国会に対する技術協力プロジェクトの開始につながった。このプロジェクトは、社会主義国家において、国会が民意を反映するためには、国会事務局の機能を強化する必要があるという着眼点から形成されたところが特徴的といえる。また、民主主義の促進・定着のための健全な言論空間の形成における公共放送局の役割に注目し、組織強化を行う案件を、2010年のネパールを皮切りに、南スーダン、コソボ、ウクライナ、ミャンマーで実施している。選挙制度支援については、初めての長期専門家を2015年からカンボジアに派遣している。

●97 平山修一・永井史男・木全洋一郎『地方からの国づくり 自治体間協力にかけた日本とタイの15年間の挑戦』(佐伯出版、2016年)

●98 『世界を変える日本式「法づくり」 途上国とともに歩む法整備支援』(文芸春秋、2018年)

●99 コンゴ民主共和国は2004~2017年度、コートジボワールは2013~2017年度の概数

民主化支援については、少しずつではあるが案件が増える状況にある。

◆平和構築支援

2009年、新生JICAの平和構築支援は積極的な案件形成で幕を開けた。前年のTICAD IVで平和の定着とグッドガバナンスの促進が重点課題となり、アフリカ支援の倍増が表明されたことを受け、「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」という人間の安全保障の視点を組み込んだ協力が推進された。

同時期に、初版から6年経った課題別指針を改訂し、平和構築支援の対象となる分野を幅広く紹介した初版に代わり、2009年改訂版では、紛争影響国への協力全般に対し、紛争要因を助長しない配慮と、紛争要因を積極的に取り除くための支援を盛り込むことを提唱する。平和構築を新しい協力分野と捉えた直接的なアプローチに限定せず、紛争予防を配慮事項と位置づけ、紛争のリスクを高めないように、またリスクを減らすように工夫しながら開発協力を実施する方式への転換が図られた。

平和構築支援ニーズアセスメント（PNA：Peacebuilding Needs and Impact Assessment）の事例の集積と相まって、①紛争発生・再発予防、②紛争中・直後の不安定要因の削減、③安定的な発展の達成のため、平和構築・紛争予防配慮の視点を案件の形成と実施に確実に取り込むことができるようになった。

ミレニアム開発目標（MDGs）の発表や、国連での人間の安全保障に関する議論の活発化等の国際社会の動きを受け、2010年前後からJICAでも人間の安全保障が一層強調されるようになり、新規案件の要望調査で全要請の6割以上が「人間の安全保障案件」と位置づけられるに至る。平和構築の文脈では、国内紛争終結後の地域間格差に着目した、ウガンダ北部やスーダンのダルフル地域等での、パイロットプロジェクトを活用した小規模社会インフラの整備など、目に見える「平和の配当」を盛り込んだ復興支援事業が代表例である。

2012年度には、緊急人道支援から復興開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を謳う第3期中期計画期間がスタートし、統合のスケールメリットを生かした支援やオールジャパンの協力により、支援効果の増大を図った。イラクでは統合の効果が最大



無償資金協力（ウガンダ北部アチヨリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画、2012年）により整備された小学校

限に発揮され、円借款と技術協力を組み合わせ、大規模インフラの整備から教育、保健・医療、財政支援まで、幅広い分野での協力で民生の安定化をサポートした。

2014年8月には経済基盤開発部を社会基盤・平和構築部と改称し、平和構築・復興支援室を設置した。筆頭課題部名に「平和構築」を冠し、専門の部内室を置いたことにより、JICAにとっての平和構築の重要性を内外に改めて示した。

2015年に発表された開発協力大綱で「平和で安全な社会の実現」が国づくりと開発の前提条件とされ、重点課題に位置づけられたことで、「紛争が発生・再発しない強靱な国家建設と平和の定着を目指す」というJICAの平和構築支援の目的が再確認される。この目的に基づき、①国民から信頼される政府の樹立、②紛争に対して強靱な社会の構築、という上下両面からのアプローチで、平和構築に取り組んでいくこととなった。

この期間の具体的な取り組み事例は以下のとおりである。

(1) アフガニスタン

2001年のタリバン政権の崩壊直後から、JICAはアフガニスタンの復興支援に積極的に取り組んできた。2009年のカルザイ大統領の再選を機に日本政府が打ち出した「テロの脅威に対処するための新戦略」を受け、平和と安定の推進に向けたインフラ整備、農業・農村開発支援をさらに拡充した。しかし、国際治安支援部隊（ISAF）の規模縮小とアフガニスタン治安部隊（ANSF）への権限移譲が進むにつれ、治安の悪化が深刻になる。2013年以降、日本人要員に

よる現地活動が厳しく制限されるが、安全対策を強化し、遠隔管理や現地人材を活用して、粘り強く支援を継続した。

(2) フィリピン（ミンダナオ）

ミンダナオでは、和平プロセスの促進のため、2006年に開始した国際監視団への要員派遣を足がかりに包括的な協力をを行い、政府と武装勢力双方からの信頼を得て、2012年10月の「バンサモロ枠組合意」締結に結実する。2014年3月には包括和平合意文書が調印され、6月に新自治政府設立に向けた方針や課題について話し合う「ミンダナオ平和構築セミナー」を開催した。フィリピンのアキノ大統領、モロ・イスラム解放戦線（MILF）のムラド議長をはじめとする約90人のミンダナオ和平関係者が3日間にわたり広島に集い、公正で公平な自治政府の樹立を目指し、ミンダナオのすべての人々が主体的に開発に参加することを約する「広島宣言」を採択した。

(3) 南スーダン

2011年に独立した南スーダンでは、PKOに参加中の陸上自衛隊施設部隊との連携を実現し、2012年以降、給水設備の用地を自衛隊が整地し、JICAが無償資金協力で施設を整備するなど、情報共有にとどまらない現場での連携協力事業を行った。しかし2013年12月に武力衝突が再燃し、関係者の退避を余儀なくされる。2014年11月にいったんは事務所員がジュバに帰任したが、2016年7月に治安情勢が著しく悪化して再び退避。南スーダン事務所は隣国ウガンダに拠点を移し、日本国内からの遠隔支援を組み合わせることで事業を継続した。

◆難民支援

平和構築・復興支援と切り離せない 이슈 に難民問題がある。高度な政治的中立性が求められる難民支援は従来、もっぱら国際機関が対応すべき人道問題と整理されてきた。この流れが変わるきっかけになったのが、難民問題の長期化、シリア紛争等による難民の大量発生、そして難民の大多数を開発途上国が受け入れているという現実である。

日本政府は2016年9月の国連サミットで、2016年

から3年間で総額28億ドル規模の難民支援を行うと表明した。JICAは、開発機関の強みと経験を生かし、人道支援と開発協力の連携を推進すること、顔の見える支援や国際的発信の強化を通じて日本のプレゼンスを向上させることを基本方針に、①難民受け入れ国への包括的な支援、②難民を対象とした人材育成、③国際機関等との連携強化、の三本柱での難民支援の拡充を決定、シリア周辺地域とアフリカ地域（ウガンダ、ザンビア等）を重点地域として協力を開始した。

シリア難民への支援としては、就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成すべく、2017年度より「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を実施している^{●100}。

ヨルダン、トルコなど多くのシリア難民を受け入れている国に対しては、難民受け入れに伴う負担を軽減するために、円借款からボランティアまで、JICAの協力スキームを縦横に駆使した協力を展開している。また、南スーダンやコンゴ民主共和国から多くの難民を受け入れ、難民に対する農作地の提供や教育・保健サービスへのアクセス許可等の寛容な政策をとるウガンダに対しては、難民と受け入れ地域の双方を対象にして、地方行政の能力向上、難民自立化支援、生計向上および共存促進への支援を開始した。人道と開発にかかわるすべてのアクターが従来の垣根を越え、一致団結して難民問題に取り組むことを目指す国連主導の「包括的難民支援枠組み」（CRRF：Comprehensive Refugee Response Framework）へのJICAの貢献例として、国際機関と連携しつつ積極的な情報発信を行っている。

◆災害復興支援

世界的に自然災害の件数は増加傾向にあり、国際社会の重要な課題の一つとなっている。発災直後に緊急援助が実施されたのちにも、被災地に山積する復興ニーズに応えるべく切れ目なく復興支援を実施し、被災者の生活再建と被災国の立ち直りを支える協力が求められる。JICAは緊急支援、復興支援、その後の開発支援を一体的に実施できる数少ない援助

●100 ヨルダン、レバノンに逃れているシリア難民を対象に5年間で最大100人の留学生受け入れを行う計画で、第1年次の留学生は19人となっている。

機関であり、多くの期待が寄せられている（第2部VI p.191参照）。

JICAの復興支援では、「災害マネジメントサイクル」の考え方にに基づき、緊急援助、復旧・復興、予防を切れ目なく実施し、災害発生後の緊急援助から迅速に復旧・復興へ移行することを戦略目標の一つとしている。また、「Build Back Better（より良い復興）」の思想を被災地で具現化するため、被災地の脆弱性を軽減し、被災前よりもより良い社会の再建と社会の災害対応力の向上を目指し、被災者に寄り添い、一人ひとりに届く復旧・復興支援に取り組んでいる（p.139「防災への取り組み」参照）。

日本は台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂崩れ、地震、津波、火山噴火など世界でもきわめて災害の多い国である。近年では1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災、2016年熊本地震といった大地震に見舞われた。数々の災害からの復興により、より安全で災害対応力を高める社会づくりに取り組み、必要な法制度やその実施・支援体制等を整えてきたわが国は、災害に脆弱な世界の国々にとって参考となりうるさまざまな知見や教訓を蓄積している。

JICAは、日本の被災経験および復興経験を踏まえ、被災地自治体などと協力し、復興計画等上位計画の策定支援、無償資金協力計画策定、より早く被災者一人ひとりに届く草の根レベルの生計回復や公共施設再建等の支援をこれまで複数の国や地域において事業を実施し、積極的に経験を共有している。

切れ目ない復旧・復興支援の取り組みおよび日本の復興経験を活用した事例として、フィリピン「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」をあげる。2013年11月8日に発生した台風ヨランダ（台風30号：国際名ハイヤン、観測記録史上最高風速87.5m/秒）による甚大な被害を受けて、JICAは2013年11月26日から国際緊急援助隊（JDR）専門家チームをフィリピンに派遣し、復旧・復興支援にかかるニーズ調査や緊急に対応すべき具体的な案件の発掘のために情報収集を行った。その結果、最も被害の激しかったサンペドロ・サンパブロ湾岸とサマル島南岸を対象に、被災した地域の早期の復旧・復興と、より災害に強い地域の再建を目的として、災害緊急復旧復興支援プロジェクトを実施する

こととなった。

このプロジェクトでは、フィリピンの復旧・復興政策であるBuild Back Betterの考え方を踏まえるとともに、わが国の災害からの復興経験を生かして、①科学的に裏打ちされたハザードマップを用いた土地利用計画の改訂・自治体の避難計画の策定支援、②無償資金協力事業で実施する事業の選定および設計、③地域の早期復旧・復興に寄与する生計回復・公共サービス再建事業（通称「クイックインパクトプロジェクト」）の計画・実施、を行った。

本協力におけるBuild Back Betterの取り組みとして、水産業の復興があげられる。多くの支援団体が漁民への漁船の供与を行うなか、JICAは現地の水産資源の減少を踏まえて、台風の波浪による被害を回避するために有効な、本邦企業が特許を持つ浮沈式いけすをもとに、現地資材を用いてつくったフィリピン版浮沈式いけすを地元大衆魚の養殖に導入し、災害に強い持続的な水産業の復興を後押しした。

日本の復興経験の活用としては、台風ヨランダによる高潮災害と類似性のある東日本大震災の津波災害からの復興に取り組む宮城県東松島市の協力があげられる。フィリピンの被災地でのセミナー開催、東松島市への計4回にわたるフィリピンの復興関係者の招聘を通じて復興経験および教訓を共有し、土地利用計画改訂・避難計画づくり、カキ養殖などが現地の復興活動に生かされた。

2014年12月に大型台風ルビーがレイテ湾沿岸部に接近した際、JICAによる高潮ハザードマップを活用した土地利用計画と避難計画の有効性が現地関係者の間で広く認識されるとともに、避難所や避難方法の周知不足といった課題も改めて浮き彫りになった。その結果、フィリピン政府指導のもと、自治体と住民が協働してのハザードマップを踏まえた土地利用計画の改訂、防潮堤・かさ上げ道路などの構造物対策の計画づくり、避難計画の改善と避難訓練の実施等の自主的な動きにつながっている。

このプロジェクトでは広報にも力を入れた。気候変動により日本に近い将来上陸可能性のある巨大台風への備えの参考として、日本の多くのメディアで取り上げられた。2016年3月の仙台防災未来フォーラムでは、フィリピン・東松島市復興支援関係者と

●101 見宮美早・平林淳利『屋根もない、家もない、でも、希望を胸に フィリピン巨大台風ヨランダからの復興』（佐伯印刷、2018年）

JICAが復興の取り組みを共同発信。本件の取り組みを現地の視点でまとめたプロジェクト・ヒストリー『屋根もない、家もない、でも、希望を胸に』¹⁰¹を発刊し、一般の読者向けに発信している。

◆ジェンダー主流化

(1) SDGs時代のジェンダー

JICAは事業団時代からジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた取り組みを進めていたが、その重要性についての認識は関係者の間でさらに向上している。また、統合以来、企画部がJICA事業のジェンダー主流化を主管し、現在のジェンダー平等・貧困削減推進室（2010年度まではジェンダー平等推進課）がジェンダー平等と女性のエンパワメントに特化した技術協力を実施しつつ、他部署によるジェンダー視点に立った事業の実施を支援する体制を継続してきた。しかしながら、開発途上国における男性と女性の相対的な関係を問い直し、女性に差別的な制度や社会を改変する「ジェンダーと開発」の概念を事業の中で実践し、定着させることは簡単ではない。

JICA事業において一層のジェンダー主流化を促進するため、2017年度から開始されたJICA第4期中期目標では、ジェンダー視点に立って形成・実施された案件の全支援額における合計金額を期間平均40%以上とすることを定めた。これは、技術協力スキーム中心の農業、保健医療、教育などの分野へのジェンダー主流化にとどまらず、これまでジェンダーには中立と見なされてきた大型インフラ整備案件、すなわち円借款や無償資金協力案件に、その計画段階からジェンダーの視点を統合していくことを意図し、目標設定したものである。

また、MDGsからSDGsへと分野横断的かつ複合的に開発課題に取り組むことが求められるなか、女性や女兒を含めて「誰一人取り残さない」というSDGsを貫く考えがJICAの計画の中に明確に位置づけられたことも意味する。

ジェンダー視点に立った大型インフラ整備案件の代表例としては、1997年から継続している円借款事業、インド「デリー高速輸送システム建設事業」があげられる。同事業はインドの公共交通におけるジェンダーに起因する課題に対応するため、女性専用車両を導入するとともに、防犯カメラを設置し、

女性警備員や女性駅員を配置した。また、女性が着用するサリーの裾がエスカレーターに巻き込まれるのを防ぐ「サリーガード」を整備することで、女性の安心や安全に配慮した交通インフラ整備を実現した。人口増加と都市化の急速な進展に伴う交通渋滞や大気汚染・騒音の改善を主たる目的としていた同事業は、結果として、女性の行動範囲の拡大や社会進出に貢献した好事例となった。

過去、ジェンダー視点に立った事業とは、支援を受ける女性の数さえ増やせばよい、あるいは女性が案件に参加すればよいと考えられがちであったが、このように、さらに進んで女性の社会進出や経済的なエンパワメントまでも実現できたことは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた取り組みとして特筆すべきものである。

(2) 平和で安全な社会の構築に向けたジェンダー

2015年、日本政府は国連安保理決議1325号「女性・平和・安全保障」の国内行動計画を策定した。これは、紛争や災害影響国における国際支援において、女性の社会・経済参画やリーダーシップの推進を進めるものである。同じく2015年に日本政府が閣議決定した開発協力大綱が掲げる「平和で安全な社会の構築をめざし、女性を筆頭とした多様な主体の開発への参画」を推進する方向性と合致する。これらの政策に基づき、JICAでは平和構築と防災分野におけるジェンダー主流化への取り組みを加速させてきた。

防災分野においては、日本の市民団体と連携しつつ、2015年度から招聘事業・課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施している。災害リスク削減のためには、女性、子どもや高齢者、障害者など、脆弱な立場に置かれる多様な人々のニーズに即した支援が必要との認識に基づいて立ち上げられたコースであり、2017年度までに50人を受け入れている。アジア・中南米諸国から、防災担当行政官、男女共同参画担当行政官、市民団体の代表者が3人一組で来日し、自国内における防災のための連携体制を強化すると同時に、東日本大震災の被災地を訪れ、女性の参画を通じた災害対応能力の強化について日本人参加者と「共に学ぶ」ことを目指している。また、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）が主催する災害リスク削減のためのグローバル・プラットフォームや、世界銀行・EU主

column »

国境を越える課題への対応 ——東南アジアにおける 人身取引対策分野での支援

人身取引とは、性的搾取、強制労働、臓器摘出・売買などを目的に、暴行、脅迫、誘拐、詐欺などの手段で、弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、支配下に置くことである。人身取引は、「現代の奴隷制度」とも呼ばれる深刻な人権侵害であり、国際労働機関（ILO）の推計（2017 Global Estimates of Modern Slavery）によると、世界中で4000万人が被害に遭っている。また、このうち71%は女性と女兒であり、人身取引は「ジェンダーに基づく暴力（GBV）」の一形態であるともいえる。自国内で人身取引の被害に遭うこともあるが、毎年80万人が国境を越えて被害を受けているとされ（米国国務省推計〈Trafficking in Persons Report 2008〉）、人身取引は国境をまたいだ深刻な問題でもある。

国境を越えた人身取引の要因には、被害者の受け入

れ国におけるニーズのほかに、送出国における災害や紛争、貧困、ジェンダーに基づいた差別的な慣習・慣行等があり、開発課題とのかかわりが深い。人身取引は人々の生活や生命、尊厳を脅かすものであり、「人間の安全保障」の観点からも真摯に取り組むべき課題である。

このような背景から、JICAでは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた優先課題の一つとして、人身取引対策に取り組んでいる。具体的には、タイ（2009年～）、ベトナム（2012年～）、ミャンマー（2012年～）の3ヵ国において、「被害者の保護・社会復帰」と「人身取引の予防」の分野で技術協力プロジェクトを実施し、人身取引対策にかかわる関係機関の連携体制の強化、被害者への支援提供者の能力強化、人身取引予防や被害者支援のためのホットライン整備等を行っている。また、2015年からはASEAN諸国向け課題別研修を開始し、ASEAN諸国との連携を進めている。

人身取引対策は、SDGsの目標5・8そして16の達成に貢献するものであり、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を具現化するものである。

催の世界復興会議などの国際会議において、前述の課題別研修をはじめとするJICAの防災分野におけるジェンダーや多様性からの視点に立った取り組みについて発信を行っている。

また、この研修の成果を、帰国後に国内関係者に広く共有するため、JICAは各国内でのフォローアップを支援している。2015年度にスリランカから招聘した災害管理省の担当者は、帰国後、共に来日した女性・子ども省担当者とともに国内ワークショップを開催した。さらに、政府機関、国際機関、大学およびNGOの間で意見交換を行ったうえで、ジェンダーと多様性の視点に立った防災計画の策定を提案した。今後このような研修成果がさらに資金協力案件に反映されるようになることが期待されよう。

平和構築分野の取り組みとしては、わが国の国別行動計画において重視されている女性に対する暴力の解消に向けて、JICAは被害者の保護や加害者の処罰強化のために、トルコ国家警察やUNDPと連携しつつ、アフガニスタンの女性警察官の能力強化研修を実施している。「女性に対する暴力の撤廃」はSDGs

の目標5における主要なターゲットであり、UN Womenや女性差別撤廃条約（CEDAW：Convention on Elimination of All forms of Discrimination Against Women）をはじめ、世界的にもその取り組み強化が提唱されている。こうしたグローバルな潮流を踏まえた協力を積極的に推進していることも統合後のジェンダー主流化の特色である。

4 地球規模課題への対応

◆環境管理への貢献

日本の公害経験を踏まえた環境管理分野の協力内容は、開発途上国の環境問題が地球規模の課題として重視されるにつれ変遷を遂げた。おおむね2000年代までは環境管理に資する人材育成や制度など体制整備の支援が中心であった。2004年4月に地球環境部が発足し、公害対策を含む環境管理分野を一元的

かつ総合的に取り扱う体制となった。その後2010年代に入り、アジア等途上国の急速な経済成長に伴う都市化とその環境の悪化という背景もあり、資金協力による環境インフラ支援との一体的な取り組みも含め、特に下水道、廃棄物分野に重点が置かれるようになった。また、SATREPS（後述）など、科学技術関連の協力にも力を入れている。

世界的な流れを受け、SDGsの各課題にも環境管理分野の視点が組み込まれたが、これは環境管理が、社会的・経済的発展の過程で世界の中心的な課題となったことを意味する。開発と環境との間での調整の段階を超えて、経済的発展に資する環境管理の推進に向け、他分野との連携や、さまざまなスキームやリソースを生かした包括的な取り組みが今や求められている。そのため官民連携や自治体との連携の観点も重要になり、特に、日本の地方自治体の知見やノウハウの積極的な活用に向けたさらなる連携に取り組んでいる。

具体的な取り組みは下記のとおりである。

(1) 国際条約等への積極的対応／国際的枠組みへの貢献

気候変動枠組条約や水俣条約など、日本が加盟する条約への対応として、開発途上国のキャパシティ・デベロップメント支援を展開した。前者では、ベトナムやインドネシアへの気候変動プログラムローン供与を通じ、国における気候変動政策の形成と実施に貢献したほか、国としての適切な緩和行動（NAMA）などの国の温室効果ガスの排出削減計画作成支援や温室効果ガス排出源のインベントリ（一覧表）構築支援等を実施し、緩和行動の促進に寄与した。後者は条約への対応促進を念頭においた課題別研修や、ニカラグア、ウルグアイ等で汚染対策支援を実施した。

こうした取り組みに加え、JICAの経験の共有や国際機関との連携も念頭に、国際会議での発信や、太平洋地域環境計画事務局（SPREP）やUNEP国際環境技術センター（IETC）などの国際機関との連携も行ってきた。近年はSDGsに対する注目が一層高まるなか、途上国でも実施可能なモニタリング手法改善の検討に資するべく、指標作成を目的にWHO等の国際機関との連携を行っている。

(2) 資金協力との一体的実施を意識した案件形成・実施

2008年以降、下水分野において、ソフト（技術協力）とハード（資金協力）双方を絡めた包括的支援

を展開した。当初は、ASEANの中でもより経済的に進んだ国（インドネシア、ベトナムなど）や、中南米（ブラジル、パナマなど）で活発に展開してきたが、近年は、開発途上国の都市化の進展、ニーズの多様化も踏まえ、無償資金協力も併用しつつASEAN後発国（ミャンマー、カンボジアなど）や、中東などでも実施している。今後はアフリカも視野に入れる予定である。ベトナムにおいては、ハノイ、ホーチミンなどの大都市から支援を開始したが、地方都市にも支援を広げており、8都市20件にも達する。

廃棄物分野でも主に無償資金協力と技術協力を絡めた総合的な支援を実施した（バングラデシュ、スーダン、パレスチナなど）。

(3) 自治体や省庁（環境省、国土交通省）との連携を通じたネットワーク構築

環境省が推進する、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）や、国土交通省が推進するアジア污水管理パートナーシップ（AWaP）と連携し、開発途上国の水環境管理にかかわる人材育成を展開した。また、自治体が環境管理の実務を担ってきた経験を、廃棄物管理、下水、環境管理の支援において活用した。近年は無償資金協力などにおいて地方自治体と連携したノウハウの活用も推進している。こうしたノウハウは個別事業・人材育成への活用のみならず、効果の最大化を目指し、政策レベルへのアプローチにも活用している。

(4) インフラ輸出への対応——民間連携の強化、拡大

2010年代半ば以降、廃棄物発電や污水処理分野における個別技術・製品の海外展開への官民の関心が一層高まっており、JICAとしてもその対応を検討している。廃棄物発電は、高度なノウハウが求められる一方で事業化が必ずしも容易でないことから、ガイドライン作成を通じた整理や環境省との連携によるフィリピンでの導入検討支援等を実施している。特に都市化が進む地域では開発途上国においても廃棄物処分場用地の確保が難しくなっており、廃棄物焼却処理を通じた減容化および廃棄物発電に対するニーズの増大が見込まれ、今後も着実な実施に向け準備を進めていく予定である。污水管理については、推進工法、非開削管路更生技術、PTF方式^{●102}の推進等を実施した。



「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の活動の一環として実施された本邦研修でゴミ収集作業を模擬体験するアフリカからの研修員 2018年

(5) 都市化が進展する都市における廃棄物管理

開発途上国において、グローバル化の進展とともに進行する都市化に伴い、廃棄物管理の課題がハイライトされている。わが国の経験に基づく3R (Reduce、Reuse、Recycle) の取り組みを含めたマスタープランの作成や、収集運搬・中間処理・最終処分等に関する個別の技術支援など、多様な支援を実施している。3Rへの取り組みや最終処分場の改善（福岡方式）では、自治体のノウハウも活用している。

また、近年アフリカにおける都市の廃棄物管理が重要な共通課題となるなか、各国の取り組みを共有化して対応するため、2017年4月に「アフリカのきれいな街プラットフォーム」（ACCP）を立ち上げた。これは廃棄物管理という課題でアフリカ各国をネットワーク化する初の取り組みであり、関係国の関心・意識の醸成、廃棄物管理問題の主流化といった成果をあげつつある。今後は同プラットフォームを通じた経験・知見の共有や民間との連携など、一層の展開を見込む。

❖ 森林・自然環境保全

従来の林業水産分野における支援領域に加え、野生生物保護、保護区管理、湿地・湖沼・河川・沿岸保全、エコツーリズムなどの自然環境保全の協力を拡充すべく、2000年1月、林業水産開発協力部を、森林・自然環境協力部に改組した。2003年には、自然環境保護分野における課題別指針が作成され、そ

の中でJICAの自然環境保全協力における上位目標を「自然環境の維持と人間活動の調和を図る」と定めた。

2003年の独立行政法人化後、「JICA改革（第一弾）」に基づく本部機構改革により、2004年4月、森林・自然環境協力部に代わり、地球環境部が新たに発足した。

2008年に新JICAが誕生すると、技術協力に有償資金協力・無償資金協力を包含した新しい課題別指針が作成され、その中で「住民による自然資源の持続的利用」「生物多様性の保全」「持続的森林経営」の3つからなる開発戦略目標が明示された。2014年には、「JICA自然環境保全分野事業戦略 2015-2020」が作成され、①持続的森林管理を通じた気候変動対策（REDD+、Eco-DRR）、②脆弱なコミュニティの生計向上のための持続的な自然資源利用、③保護区およびバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全、の3つの基本戦略が打ち出された。

この基本戦略に基づき、事業の質および戦略性の向上・事業の成果発現拡大と効率化に向けた取り組みが下記のとおり実施された。

(1) JICA-JAXA熱帯林監視プログラム

2016年、宇宙航空研究開発機構（JAXA）との間で熱帯林監視プログラムの実施に関する協定を締結し、JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）を用いた広域熱帯林監視体制構築による違法伐採対策等を含む森林ガバナンス改善、持続可能な森林管理を促進する取り組みを開始した。また、開発途上国の現場での開発インパクトの発現に向けた取り組み、および森林保全を通じたSDGsの達成への貢献とその発信を強化する取り組みを推進している。

(2) 地域国際機関との連携

2015年に南部アフリカ開発共同体（SADC）、中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）、湾岸海洋環境保護機構（ROPME）などの地域国際機関との連携による複数国間のネットワーク構築・ナレッジ共有の取り組みを行った。

(3) 森から世界を変えるREDD+プラットフォーム

開発途上国における森林減少や劣化の抑制、持続可能な森林経営を促進するための取り組みとして、2014年に、民間、公的機関、研究機関等と協働で

「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」(Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation-plus)を設置した。同プラットフォームを活用し、ビジネス連携、開発パートナーとのネットワーク形成、森林保全に関する知見の蓄積と情報発信を行っている(参加企業は約90社)。

(4) CHISANと里山里海

日本・JICAの強みを生かし、「CHISAN」(江戸時代以来の日本の治山技術)の技術や知見に基づく「生態系を活用した防災・減災の活動」(Eco-DRR: Ecosystem-based disaster risk reduction)や、農林水産業などの人間の営みにより長い年月維持されてきた二次的自然地域「里山里海」における自然と調和の取れた持続的な自然資源利用・賢明な利用(Wise Use)に向けた協力を展開している。

(5) 国際社会との連携

国際社会との連携・協力を促進するため、下記機関と協力協定を締結した。

2010年 国際熱帯木材機関(ITTO)

2012年 ラムサール条約事務局

2015年 生物多様性条約事務局

2017年 国連食糧農業機関(FAO)●103

また、日本政府の国際公約に関する貢献としては、気候変動対策では、2020年以降の新枠組み「パリ協定」の実施・促進に向けて、REDD+の協力を実施した。また、日本の約束草案への貢献も目指し、民間企業との連携事業に取り組みとともに、緑の気候基金(GCF)●104および中央アフリカ森林イニシアティブ(CAFI)●105等の外部資金の獲得に着手している。

生物多様性保全については、愛知目標(2011~2020年)達成およびポスト愛知目標への貢献に向け、グリーン経済の推進、開発分野への環境社会配慮強化、沿岸域における自然環境保全協力強化を行い、自然環境と調和した開発を念頭に他セクター(エネルギー、農業、観光等)との連携を通じ生物多様性の主流化に向けた取り組みを実施した。

砂漠化の対処については、2017年にアフリカ各国のオーナーシップと国際・援助機関間のパートナーシップにより「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」(AI-CD: African Initiative for Combating Desertification)推進のための協力を実施した。

また、SDGs(2030年目標)に関して、2016年にゴール13、14および15のポジションペーパーを作成した。

これまでの実績として(2000~2016年度)、1214万ha(北海道の約1.5倍)の森林(保護区を含む)の管理を実施した。植林面積は305万ha(四国の約1.5倍)に及ぶ。また、能力向上のための研修を、約64万人(行政官、地域住民等)を対象に実施した。

◆気候変動対策

新JICA発足を機に、気候変動対策に関する協力方針策定、制度立案、案件形成への助言、ナレッジマネジメント等を担う気候変動対策室が設置され、2010年度からは地球環境部の中に置かれることになった。

過去10年間、国際的には国連気候変動枠組条約のもとで国際合意が重ねられた末、2020年以降の新たな枠組みであるパリ協定の締結(2015年)に至った。また、政府の国際公約としてクールアース・パートナーシップ(2008年)、鳩山イニシアティブ(2009年)、美しい星への行動(ACE: Actions for Cool Earth、2013年)、ACE 2.0(2015年)などが相次いで打ち出され、気候変動対策の拡充・改善を要請する機運が国内外で年々高まってきた。

こうした背景のもと、JICAは開発途上国の気候変動対策への支援を拡充・改善し、国際合意の実施や政府の国際公約の実現にも貢献すべく、さまざまな取り組みを行ってきた。

2010年9月、原則としてすべての案件の計画段階で気候変動対策室が案件内容をレビューし、気候変動対策の配慮・統合・効果の把握のための助言を行

●103 2013年にも協力協定を締結。2017年はSDGs貢献を目指し従来の協力関係を一層強化する目的で締結したもの

●104 開発途上国の温室効果ガス削減(緩和)と気候変動の影響への対処(適応)を支援するため、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に基づく資金供与の制度の運営を委託された多国間基金。2010年のCOP16で設立が合意された。

●105 FAO、UNDP、世界銀行などの国際機関が参加し、中央アフリカにおける参加6ヵ国(カメルーン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、ガボン、コンゴ共和国)の森林資源を持続的に活用・保全するための支援を行う投資の枠組み。2015年の国連持続可能な開発サミットで立ち上げられた。

う協議制度を導入した。

同制度の運用を促進するため、緩和策・適応策それぞれについて気候変動対策支援ツールを開発し、2011年6月に運用を開始した。同ツールの緩和策版は温室効果ガスの排出削減量推計の方法論、適応策版は気候リスクの把握とリスク対策検討の指針について、それぞれまとめている。

上記により、各開発課題における気候変動対策の主流化を推進する一方、気候変動対策を主目的とした協力も拡充した。好事例として、気候変動対策に資する政策立案を開発政策借款で促進するかたわら、森林保全やエネルギー、農業等の各セクターで多様なスキームを用いて個別事業を組み合わせたプログラム型支援をインドネシア、ベトナムで実施した。インドネシアでは、国および各州で緩和・適応行動計画が相次いで策定され、同国の骨幹をなす国家中期開発計画(RPJM)に織り込まれ、緩和・適応の開発計画への主流化が実現した。

また、気候変動対策分野の人材育成拠点として、ASEAN地域では、タイに設立された気候変動国際研修センター(CITC)の能力強化を支援した。サモアにおいても太平洋気候変動センター(PCCC)の設立を支援しており、大洋州地域における能力強化の支援も予定している。

2017年7月には、外部資金を活用してJICAの気候変動対策支援を一層拡充・改善していけるよう、国連気候変動枠組条約に基づいて設置された「緑の気候基金」(GCF)の認証機関として認定を受けた。

◆防災への取り組み

2004年4月1日の旧JICAの組織改革において、新たに発足した地球環境部の中に、水資源・防災第1チームおよび水資源・防災第2チームが設置された。統合前の2008年4月には、防災への取り組みを強化するべく防災1課および防災2課の体制となり、現在に至っている^{●106}。

2015年3月に、防災に関するJICAの戦略目標を明示したペーパー「防災の主流化に向けて一災害に強い社会を作る」が作成され、2018年3月には、防災分野のポジションペーパーが作成された。その中

で、「防災への事前投資や被災前よりも災害に強い社会の構築」(Build Back Better)という戦略^{●107}が明記された。

Build Back Betterの戦略は、田中理事長が参加した2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の中の4つの優先行動の一つとして掲げられており、JICAは、「仙台防災枠組」の採択プロセスとその実施への貢献を以下のとおり継続的に果たしてきた。

具体的には、2009年にUNISDR駐日事務所と連携して、「兵庫行動枠組」の中間評価報告書を発刊し、2011年の国連防災白書の発刊記念講演会(NY国連本部)においては、UNISDRとともに登壇し、東日本大震災の知見等を発表して、防災大国日本の地位を国際場裡に示した。

2013年の国連防災白書には、JICAが作成した防災への事前投資が自然災害によるGDP低下を防ぐマクロ経済シミュレーションモデルが掲載された。このころから現在の「仙台防災枠組」の内容と、そこに至る議論への関与を開始した。例えば、2013年のUNISDR主催の世界防災会議にて、JICAは、防災は「人道イシュー」ではなく「開発イシュー」として捉えることの重要性を打ち出し、広く賛同を得た。

2014年より外務省地球規模課題総括課とともに、JICAは仙台防災枠組の交渉プロセスに政府代表として参加し議論をリードした。日本の防災経験やその知見・戦略(①防災への事前投資は国の発展に不可欠、②法制度、予算獲得をはじめ中央防災機関の能力強化が必須、③予算が十分でなく防災への事前投資が行えていない途上国において、不幸にして災害が発生した場合は、災害を奇貨として「より良い復興: Build Back Better」に取り組む)を仙台防災枠組へ反映させた。

また、JICA役員が編集に関与し、日本および世界の防災に関する経験や研究内容を取りまとめた英文書籍“Disaster Risk Reduction for Economic Growth and Livelihood: Investing in resilience and development”が、2015年5月にRoutledge社より発刊された。

「仙台防災枠組」の採択後の取り組みとしては、2016年に仙台防災枠組の7つのグローバルターゲット

●106 2014年に防災第1チーム、防災第2チームに名称を変更

●107 「Build Back Better」という考え方は、2013年11月のフィリピン台風被害復興支援の方針として初めて打ち出された。

トの指標策定に際し、内閣府（防災担当）等とともに17ヵ国との試行作業をサポートし、UNISDRによる36指標策定に貢献した。また、2017年11月に、アジア地域防災機関会合を主催し、仙台防災枠組の着実な実施のために、グローバルターゲットの一つである防災計画の策定の重要性和防災への事前投資の重要性を議論した。同月に仙台で開催された世界防災フォーラム（防災ダボス会議）において、これら議論の成果を含むプレナリーセッションを主催した。

なお、枠組への施策として、日本政府は2015年3月に「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、2015～2018年において、4万人の防災人材の育成と40億ドルの支援を表明し、JICAはこの支援内容の大部分の実現に貢献した。また、2015年12月の国連総会にて、日本が主導し142ヵ国で共同提案された「世界津波の日」（11月5日）が採択された。同採択を踏まえ、JICAは2017年11月に「世界津波博物館会議」を石垣市でUNISDR、外務省と共催した。7ヵ国より博物館関係者を招聘し国内の津波関連博物館を視察するとともに、本会議において津波災害の伝承と博物館の役割等について議論し、各国においては、これまで支援してきた地震や防災関連機関と津波啓発活動や避難訓練に協力した。

このように、日本政府およびJICAは、実務を通じた国際場裡への発信を積極的に展開し、防災分野における日本のプレゼンスを高めてきたが、量的にも、日本はマルチ・バイともに過去数十年間、防災分野では世界のトップドナーであり続けてきた。

復興支援事業における「Build Back Better」への具体的な貢献については、下記のとおりである。

(1) スマトラ沖大地震・インド洋津波

2004年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波において、インドネシア、スリランカ、モルディブ、タイ等に対する復興支援を実施した。大災害に対する初めての大規模復興支援であり試行錯誤も多く、以降の活動に向け知見と改善点を把握した。2006年5月のジャワ島中部地震では、復興支援全体をサポートする「復興ジェネラル・アドバイザー」専門家を派遣した。被災した十数万戸以上の住宅に対し、災害に強い住宅を再建するための制度構築に加え、復興資金の受領の前提条件として、JICA提案の地震に強い補強工法を採用した。支援終了後の1年で倒壊住宅の8割以上にあたる10万戸近い住宅が、

地震に強い住宅として復興・再建を達成した。「ジョグジャの奇跡」と呼ばれ、この成果は2009年のインドネシア・パダン沖地震等にも活用されている。

(2) 台風ヨランダ

2013年11月のフィリピンを襲った台風ヨランダでは、フィリピン政府のトップと協議を重ね、国家復興方針として「Build Back Better」が採用され、第一次復興計画の表紙に記載された。フィリピンの復興過程に宮城県東松島市の東日本大震災による復旧・復興経験を共有した。

(3) ネパール地震

2015年3月の仙台防災枠組の採択直後の2015年4月のネパール地震においては、いち早く先方政府幹部へ日本政府の復興方針としてBuild Back Betterの考え方を打ち出し、5月に田中理事長参加のもと「Build Back Better」セミナーを主催し、6月の先方政府主催の復興支援国会合においても、ネパール政府および各ドナーとBuild Back Betterの思想で復興策を考えることの重要性を共有した。また、2016年4月のエクアドル地震（熊本地震とほぼ同じ時期）、2017年9月のメキシコ地震、2017年11月のイラン地震において、Build Back Betterの考え方を先方政府とドナーと共有すべく、「Build Back Better」セミナーを日本の地方自治体や民間企業の知見を活用しつつ開催した。

5 多様な担い手との連携強化

◆海外投融資の再開

海外投融資業務は、特殊法人等整理合理化計画（2001年12月19日閣議決定）で、「廃止すること」とされ、「承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う」とこととされた。これを踏まえ、2002年度以降、海外投融資の新規業務は行われていなかった。新JICA発足後も、既往案件の業務のみを実施していた。

2009年6月2日に開催された第22回海外経済協力会議で、官民連携の推進は、経済協力の推進や「顔の見える援助」の促進、民間セクターの海外事業展開による開発途上国の開発効果の持続的増大の観点

から重要である、との確認がなされた。官民連携の推進のために、必要な海外経済協力の制度や運用の見直しの一環として、JICAの海外投融資に関し、「民間との意見交換を踏まえ、また、開発効果の高い新しい需要に対応するため、再開に向けて検討する」との決定がなされた。

次いで、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、パッケージ型インフラ海外展開の推進に資するためJICAの海外投融資を再開する、という政府方針が明示された。すなわち、「海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされた。

さらに、2011年1月25日の閣議決定「新成長戦略実現2011」では、「具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う『パイロットアプローチ』の下で、年度内に再開を実現」との、より具体的な政府方針が定められた。

JICAは、2011年3月から海外投融資をパイロットアプローチのもとで再開した。ベトナムでの3案件とパキスタンでの1案件の計4案件を順次対象として審査の手続きを行いつつ、実施体制、審査プロセス等についてのレビューを実施し、案件選択のルールについても整理を行った。その結果、2012年10月、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合において、海外投融資の本格再開が決定された。

2013年1月には、再開後初のインフラ整備事業である「ベトナム・ロンアン省環境配慮型工業団地事業」の融資契約を締結した。出資では、2014年4月に、ミャンマーのティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業に対する合弁事業契約の締結が、再開後初の案件となった。

❖世界と日本を元気にするODA

——大学連携、自治体連携、中小企業支援等

21世紀に入り、これまで右肩上がりであり続けてきたODA予算も1997年をピークに減少を続け、厳しい財

政状況ではありつつも、外務省やJICAは危機感を募らせていた。さらに、本格的なグローバル化が進み、これまで行ってきた事業展開だけでは、国境をまたぐような環境、感染症や平和構築支援等の新たな課題に立ち向かうことに限界を感じていた。

一方で、独立行政法人化を見据え、JICA事業のあり方につき内部ではさまざまな議論や検討が行われ、それまで開発コンサルタントやゼネコン、商社といった首都圏を中心としたプレーヤーで事足りていた事業のあり方にも疑問が呈されるようになった。当時は特に、環境問題や住民移転等の環境・社会配慮の必要性から、NGOなど市民との接点が必要とされていた。

こうしたことを背景に、2000年8月にジャパン・プラットフォーム（JPF）¹⁰⁸が立ち上げられるとともに、ネットワークNGO等との間で、ODAとNGOとの連携のあり方について検討が行われ、2002年度から草の根技術協力が開始された。ODA事業において、住民参加を必要とする案件などでは、もとよりNGOとの連携は必須であったが、「草の根技術協力事業」の開始によって、NGOとの連携はあっという間に深まった（第2部IV p.180「市民参加」参照）。

また、日本社会は、後期高齢社会が確実に到来することを予測しつつも、政治の混乱やリーマンショックなどによる経済的な混乱もあり、なかなか効果的な対策を打ち出せずにいた。特に、地方の衰退は著しく、東京一極集中が進むなかで、人口の減少やさらなる高齢化、地方経済の停滞を招き、「地方が消滅する」とまでいわれた。

JICAは、創設当時から国内機関を有し、主として研修員受入事業や青年海外協力隊、広報等の業務を行うなかで各地域との連携を図ってきたが、国が抱える地域の再活性化という課題に対し、政府機関の一つとして何らかの対応を迫られた。こうしたなか、草の根技術協力の開始によって大学や地方自治体が国際協力事業に応募することが可能となり、その経験を日本の地域社会に還元する取り組みに道筋がつき、さらに、中小企業の海外展開支援事業が開始されたことが、国内の援助リソースを開拓していくうえで大きな原動力となった。

●108 迅速かつ効率的な支援を実施するため、NGO・経済界・政府が対等なパートナーシップのもとに連携し、単独ですばやく包括的に支援する財政基盤等が十分でない日本の加盟NGOをさまざまな形でサポートする中間支援団体

中小企業海外展開支援事業は、民主党政権時代の2011年に、将来の内需縮小に備え、中小企業の海外販路拡大を図ることにより、中小企業の振興とともに地域経済の活性化にも寄与することを目的に構想され、オールジャパンでの支援をするという目標を掲げて予算措置がなされた。2012年12月に発足した第二次安倍内閣においてもこの流れは踏襲され、その後、同政権が掲げた「日本再興戦略」や「インフラシステム輸出戦略」にもこの事業が明記され、さらにはODA大綱でもその道筋が示された。

予算、人員体制等も順調に整備され、現在では、国内事業の大きな柱となっている。

緒方理事長は「内外一元化」という方針を唱え、在外における事業と国内の事業をより有機的に結びつけることで、さらに効果を高めることを志向した。田中理事長は、「世界と日本を元気にするODA」というキャッチフレーズを掲げ、国内、特に地方と開発途上国をつなぐことで、開発途上国の開発課題解決に資するとともに、日本国内の新たなプレイヤーの活用を図り、新たな援助リソースの開拓と地域経済の活性化に取り組む姿勢を明確にした。こうして、事業仕分けで事業規模の縮小や組織の統廃合、人員の削減が顕著に行われた国内機関に新たなモチベーションが生まれ、職員は新領域に取り組むことになった。また、北岡理事長は、就任後に行われた国内機関長会議において、地方も開発途上国もJICAも三者が皆「Win-Win-Win」となるような事業展開を積極的に行っていくべきであるとの考えを示し、今に至っている。

なお、JICAの国内事業では、主として副理事長が自ら地方に足を運び、特に自治体の首長や地方のマスコミへのアプローチを強化するなど、司令塔的立場で総括を行っている。

◆日本の知識・経験・科学技術テクノロジーの活用

開発途上国の社会開発やインフラ開発のニーズに対し、ODAによる支援だけでは対応できない。近年、途上国への資金の流れのなかでは、民間資金が大きな割合を占めている。また、SDGsにおいても、課題解決のための民間企業とのパートナーシップが重視されている。途上国での民間事業は、雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果の発現・持続に貢献しており、特に本邦企業が持つ優れた技術や

ノウハウ、アイデアは、途上国に期待されている。

新JICA発足時には民間連携室を設置し、本邦企業との意見交換を重ねつつ、民間連携に関する基本方針を策定した。

官民の適切な役割・リスク分担のもと、民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民連携（PPP：Public-Private Partnership）形態でのインフラ事業が、途上国においても拡大してきている。JICAは、優良なPPP案件を発掘・形成するための協力準備調査を開始することとし、2010年3月に第1回の公示を行った。本邦企業から事業のコンセプトと計画策定に必要な調査のプロポーザルを募り、JICAが選定したプロポーザルの提案者に対し基本事業計画の策定のための調査を委託して行うもので、第1回公募では9件が採択された。

途上国の貧困層（BOP：Base of the Pyramid）が抱えている開発課題の解決には、民間企業がビジネスを通じて貢献できることが多い。JICAは、BOPビジネスとの連携促進のための協力準備調査を開始することとし、2010年8月に第1回の公募を行った。本邦企業からBOPビジネスの事業計画のプロポーザルを募り、JICAが選定したプロポーザルの提案者に対し、情報収集やJICAとの連携を含む基本事業計画の策定のための調査を委託して行うもので、第1回公募では20件が採択された。2017年2月からは、BOP層にとどまらず、より包括的な課題であるSDGs達成に向けた民間連携を加速させるため、「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」に制度変更している。

途上国の課題解決と「日本方式」の普及の両立を後押しする取り組みとして、JICAは「開発途上国の



ルワンダで実施されたBOPビジネスを支援する協力準備調査

社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を開始することとし、2013年8月に第1回の公募を行った。途上国の政府関係者を主な対象とする日本での研修や現地でのセミナーなどを通じて、本邦企業が持つ優れた製品、技術、システムなどへの理解を促し、活用の可能性を検討することを目的としている。本邦企業などから事業提案を募り、採択されると、JICAの費用負担で提案法人が研修やセミナーなどを実施するものである。第1回の公募では14件が採択された。

2007年4月、第66回総合科学技術会議において、有識者議員から科学技術を外交に生かす「科学技術外交」の強化に向けての提起が初めてなされ、わが国の科学技術力を活用し、持続可能な社会の実現に向けた世界の諸課題に積極的かつ継続的に取り組み、研究協力や技術協力を外交と連携させることが重要であるとの認識が示された。これを契機に、外務省と文部科学省は連携して科学技術外交の強化を図ることとし、わが国と途上国の研究機関が地球規模課題の解決に資する国際共同研究を通じ、途上国自らが課題を解決するための能力を強化する「地球規模課題に対応する科学技術協力」を実施することになった。なお、2008年5月、第75回総合科学技術会議は、「科学技術外交の強化に向けて」最終報告を取りまとめている。

JICAは2008年度から技術プロジェクト型の「地球規模課題対応国際科学技術協力」(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) と、専門家派遣型の科学技術研究員派遣の2事業を開始した。

SATREPSは、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症といった、地球規模の諸課題の解決につながる新たな知見の獲得と、成果の将来的な社会実装(具体的な研究成果の社会還元)を目指すもので、外務省/JICAと文部科学省/科学技術振興機構(JST)の四者が連携して実施している。

日本の研究機関からJSTに提出された研究提案と、途上国からの日本政府に対する要請内容が合致した案件について、科学技術とODAの観点から選考を行う。採択された案件は、JICA技術協力プロジェクトの枠組みによって、国際共同研究が実施される。JICAは相手国内で必要な活動経費等を支援し、JSTは、日本国内や第三国で必要となる研究経費等を支

援する仕組みである。2008年度は12件が採択され、2018年度までに134件が採択された。

なお、2015年度からは、日本医療研究開発機構(AMED)の設立に伴い、感染症分野のSATREPS事業が、JSTからAMEDに移管されている。

科学技術研究員派遣は、特に分野を限定せず、地球規模課題の解決に向けて、途上国のニーズに基づき、共同研究や能力開発に最適な日本人研究員を、JICA技術協力専門家の枠組みにより派遣するものである。日本国内の研究者ネットワークを有する日本学術振興会(JSPS)と連携し、専門家の人選は文部科学省/JSPSが行う。本事業は、2012年度までの5年間で36件が採択されたが、文部科学省/JSPSの予算措置が終了したため、2012年度案件をもって事業終了となった。

◆青年海外協力隊発足50周年

1965年度にラオス、フィリピン、カンボジア、マレーシア、ケニアの5ヵ国へ初めて隊員を派遣した青年海外協力隊事業(JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers)は、2015年に50周年を迎えた。天皇皇后両陛下ご臨席のもと、2015年11月17日パシフィコ横浜で、帰国隊員等関係者約4500人が出席して、記念式典が行われた。

2016年8月、青年海外協力隊事業は、ラモン・マグサイサイ賞を受賞した。同賞は、アジア地域で社会貢献などに傑出した功績をあげた個人や団体に贈られる賞であり、アジアのノーベル平和賞とも称されている。青年海外協力隊事業の「現地の人々と共に生活し、共に働く」という理念に基づく、アジア地域への長年の貢献が認められたものである。

青年海外協力隊に、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアを加えたJICAボランティア事業は、現地の人々と同じ目線に立って創意工夫を凝らして活動することにより、人々の行動変容を促し、技術を向上させてきた。

地方自治体、民間企業、大学と連携することにより、開発途上国のために豊富な人材リソースや知見を活用することが容易になるとともに、わが国のグローバル化に対応する人材の育成にも貢献している。

❖国際援助機関と対話するJICA

(1) 世界銀行との対話の強化・推進

世界銀行とは、OECDは1972年から（1999年からはJBICとして継続）、またJICAは1990年から定期協議を実施し、対話を重ねてきたが、2007年の緒方理事長とゼーリック総裁の会談が契機となり、事業での連携はもとより、組織戦略等の情報・ノウハウの共有、国際的援助潮流の形成・発信、知的対話の推進等、多岐にわたり連携が拡大・強化されてきた。

2010年からは、世界銀行が毎年刊行する「世界開発報告」(WDR)の策定プロセスに研究所が貢献してきた。WDR 2011には副理事長が諮問委員会に参加したほか、研究所からバックグラウンドペーパーを提供した。「WDR 2012ジェンダー」「WDR 2013雇用」「WDR 2014開発のためのリスク管理」「WDR 2015心・社会・行動」「WDR 2016デジタル化がもたらす恩恵」「WDR 2017ガバナンスと法」「WDR 2018教育」など、継続的なWDR策定プロセスへの貢献と日本向けのセミナーの共催により、WDRは世界銀行とJICAの知的対話のチャンネルとして定着した。

2010年のIMF・世銀総会においては、気候変動に関するサイドイベントを共催し、世銀・ADB・JICAによる共同研究「気候変動がアジアの大都市に与える影響」の成果を発信した。2012年のIMF・世銀総会は東京で開催され、「雇用と開発」や「アフリカ地域における電力インフラ開発」をテーマに総会公式セミナーを世銀と共催するなど多数のイベントに田中理事長らが登壇した。JICAが研究プロジェクトとして2009年から5年かけて行ったサブサハラ・アフリカにおける米生産拡大実証分析の成果は、研究代表者の大塚啓二教授と世界銀行の研究者との共同編集^{●109}の形で発刊され、2015年に発刊記念イベントを東京で開催するなど知的共同作業も活発化してきた。

ジム・ヨン・キム世界銀行グループ総裁就任(2012年)後の2014年からは、JICA-世界銀行グループ・ハイレベル対話を開始した。毎年、両組織のトップが参加し、2017年までに4回(東京で2回、ワシントンD.C.で2回)開催された。ここでのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)についての

キム総裁との議論が、2017年のUHCフォーラムの創設につながっている。

なお、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発銀行(AfDB)といった国際開発金融機関との連携も進展している。IDBとは2012年に中米・カリブ地域の再生エネルギーおよび省エネルギー分野における協調融資(CORE: Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency)の実施に向けた枠組合意文書を締結した。ADBとは2016年にアジアおよび大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金(LEAP: Leading Asia's Private Infrastructure Fund)の設立に関する契約書を締結した。AfDBとはTICADを通して連携が強化され、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA)を三度にわたり実施した。

(2) SDGs策定・達成への貢献

JICAは外務省とともにSDGs策定プロセスに積極的に関与し、2013年度には、MDGs主要開発指標の進捗を評価し、包摂性・強靱性の視点を組み込むことなどを提言する内容のワーキングペーパー4本を発表した。また研究所からは「Perspectives on the Post-2015 Development Agenda」を発表した。2014年度には人間の安全保障の理念の浸透、防災、UHCなどを含むJICAの考え方をポジションペーパーにまとめ、国連等国際機関に働きかけた。

2015年9月の国連持続可能な開発サミットにおいては、田中理事長が人間の安全保障、UHC、防災等の会合にてJICAの知見をもとに発信した。その結果、防災、UHCといった日本が独自の経験と知見を有し、開発途上国への開発協力でも他援助機関にも比して優位性を持つ開発課題がSDGsに盛り込まれた。また、日本が理念として主張してきた「人間の安全保障」は、「人間中心」という中心概念として2030アジェンダの序文として採用された。

SDGs採択後も、日本政府のSDGs実施指針やアクションプラン策定への貢献のほか、グローバル指標に関する国際場裡での議論への参画、アフリカ地域持続可能な開発センター(SDGC/A)の設立支援、インドネシア政府によるSDGs計画策定推進のための支援などを行っている。2016年からは研究所がブ

●109 In Pursuit of an African Green Revolution: Views from Rice and Maize Farmers' Fields edited by Keijiro Otsuka and Donald F. Larson, Tokyo, Springer, 2016

ルッキングス研究所との共同研究プロジェクト「サミットから解決策へ：グローバル目標達成のためのイノベーション」を立ち上げ、日本のアジア諸国の経済発展への貢献や、SDGsにおける人間の安全保障や保健の重要性を発信している。

(3) 国連、バイドナーとの関係

国連開発計画（UNDP）とは2009年に連携強化のための業務協力協定（覚書：MOU）を締結し、毎年定期協議を実施している。イラクにおける円借款モニタリング事業や、国際機関連携無償資金協力を活用した事業連携のほか、TICAD共催者としてのTICAD関連イベントの実施など、幅広く連携している。2012年以後はUNDPの「人間開発報告書」（HDR：Human Development Report）の日本向け発表（発刊記念シンポジウム）をJICAとUNDPの共催で実施することが定着した。同年には田中理事長がHDRアドバイザー・パネルのメンバーに就任した。

UNDPとは1988年から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とは2001年から人事交流を行っており、最近では国連食糧農業機関（FAO）とも人事交流を始めている。

二国間ドナーでは、フランス開発庁（AFD）との定期協議を実施し、コートジボワールのアビジャンにおけるAFDとの持続可能な都市開発事業等の連携事業が実現した。米国とは、米国国際開発庁（USAID）と人事交流（2009年まで）を含む協力関係を構築、オバマ政権下では国務省・USAID・外務省・JICAの参加する日米開発対話の枠組みが立ち上がり、米国関連機関との連携による世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）を推進した。その他、英、独、EU、豪などとも対話を重ね、ケニアのオルカリア地熱発電地域の発電所拡張事業に対する、JICA、AFD、ドイツ復興金融公庫（KfW）、世界銀行、欧州投資銀行（EIB）による協調融資など、世界各地で連携事業が行われている。

(4) 新興ドナーとの対話の強化、南南・三角協力への継続的支援

韓国の対外経済協力基金（EDCF）とはJBICが2006年に業務協力協定（MOU）を締結したことを継承し、韓国国際協力団（KOICA）とは2010年9月

の緒方理事長訪韓を契機に、それぞれ定期協議を開始した。

中国とは、中国輸出入銀行とJBICの間で、2007年から開始した定期協議を継承し、研究所や中国事務所等のチャンネルで中国の対外援助についての対話を継続してきた。さらに2010年からは、タイの周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）を含め、JICA、EDCF、中国輸出入銀行によるアジア4ドナー協議を実施している。

これらの対話では、新しく対外援助を始めた機関との間で、環境社会配慮ガイドラインなどの取り組みを含め、これまでのJICAの経験を共有してきた。事業レベルでは、EDCFと2010年にモザンビークの道路整備事業とタンザニアの送電線事業、2013年以降ベトナムに対する気候変動プログラムローンについて協調融資を実施するなどの具体的な連携事業が生まれている。

2011年にKfWの呼びかけで設置された国際開発金融クラブ（IDFC）にJICAは設立当初より参加し、2018年9月現在では23の先進国・新興国・地域開発金融機関の参加するネットワークになっている。JICAは、主要メンバーの一員として副議長・運営委員会の構成員となり、特に気候変動対策への開発金融機関の貢献などについて積極的に発信している。

JICAが長きにわたり南南協力を推進していることは、開発機関のなかでも際立った特徴である。シンガポール等12ヵ国とパートナーシップ・プログラムを実施しているほか、マレーシア等でも第三国研修を積極的に実施している。タイ国際開発協力機構（TICA）、ブラジル国際協力庁（ABC）、メキシコ国際開発協力庁（AMEXCID）などの新興援助機関の能力強化も支援してきた。2012年には、JICAの40年近くにわたる南南協力支援の実績等が評価され、国連南南協力室^{●110}（UNOSSC）より南南協力賞を受賞した。さらに、「人間開発報告書2013 南の台頭——多様な世界における人間開発」には、田中理事長による南南協力および三角協力の重要性に関する記事「日本と三角協力」が掲載された。

(5) 新しいアクターとの連携

民間財団との対話の機会が増加し、2012年度には

●110 1974年の国連総会にて「南南協力特別ユニット」を設立することが決定され、2012年9月の国連決議により名称を南南協力特別ユニットから国連南南協力室に変更。地球規模および国連システム内での南南協力および三角協力に関する啓発、促進、支援を行っている。

アガハーン財団、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、アジア財団と新たに連携協力協定を締結した。ゲイツ財団、コンラッド・アデナウアー財団とも定期的な協議を行い、組織間の共通の関心分野に相互補完的に協力してきた。特にゲイツ財団とは、2011年の対パキスタンのポリオ対策円借款にローン・コンバージョンを導入し、その後ナイジェリアにも展開しているほか、連携分野の拡大に合意した。

6 世界と日本を信頼でつなぐ JICAの使命

◆SDGsへの取り組み

国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な開発を実現するための指針として掲げられている「持続可能な開発目標」（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継とされており、MDGsで未達成となった母子保健や衛生施設へのアクセスなどの目標や、格差や気候変動などの新たな課題の解決も目指すものである。

SDGsには、人間の安全保障の概念や防災の主流化など日本やJICAのこれまでの取り組みも多数取り入れられている。北岡理事長は、SDGsの達成に向けて、「JICAはこれまでに培ってきた経験やノウハウ、ネットワークをフルに生かし、そのフロンティアを拓いていく役割を担っている」と述べている^{●111}。

JICAは、SDGsの達成に貢献するために、その方針を「SDGs達成への貢献に向けて：JICAの取り組み」として、2016年9月に策定した。以下の三本の柱が取り組みの中心である。

- ①JICAは、国際社会の平和、安定、繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現する。SDGsは、この理念を加速、推進するものであり、JICAはリーダーシップを発揮しゴールの達成に積極的に取り組む。
- ②JICAは、我が国自身と開発協力の経験を活かし、SDGsの10のゴールについて中心的役割を果たす。〈10のゴール：飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生、エネルギー、経済成長・雇用、イン

フラ・産業、都市、気候変動、森林・生物多様性〉

- ③JICAは、SDGs達成を加速するため、国内の知見の活用、国内外のパートナーとの連携、イノベーションを図り、SDGsの達成に向けてインパクトを確保する。

日本政府としてのSDGs実施指針は、2016年12月に策定された。その中の具体的施策では、開発協力、防災、気候変動、開発途上国の人材育成など、数々の幅広い施策について、JICAが独立行政法人としては唯一、「関係省庁」として明記されている。また、事業関連以外にも、「社会貢献債の発行」として、「JICA債の発行を通じて国内の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員する」が具体的施策の一つとされている。

◆留学制度を活用した日本をよく知る人材の育成

開発途上国の関係者を日本に招いて行う技術協力である本邦研修は、参加国の開発課題の解決に貢献する人材を育成することが目的ではあるが、日本をよく知る人材の育成、日本国内での地域活性化やグローバル人材の育成にも効果がある。

このうち、留学生として大学院の学位課程に就学して実施される研修は、協力プログラムや日本政府の政策に基づいて実施しており、以下のような例がある。

(1) 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）

アフガニスタンの開発を担う行政官や研究者等を対象に2011年から5年間で507人を受け入れた。2016年からは5年間で最大250人を受け入れる。

(2) 資源の絆プログラム

開発途上国の工業分野を担う行政官や研究者を対象に2014年から10年で約200人を受け入れる。対象国は資源（地熱含む）を有する国で、受け入れ先は北海道大学、秋田大学、東北大学、早稲田大学、九州大学などである。

(3) アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）「修士課程およびインターンシップ」プログラム

アフリカ54カ国の青年を対象に2014年から5年で

●111 「国際協力機構年次報告書 2016」

1200人以上を受け入れ、本邦大学での修士課程教育と本邦企業でのインターンシップの機会を提供する(p.127参照)。

(4) 海上保安政策プログラム

アジア諸国の海上保安機関等の人材を対象に、2015年から受け入れを開始し、海上保安政策の企画・立案にかかわる高度な能力を持った人材を養成する。受け入れ先は、政策研究大学院大学および海上保安大学校である。

(5) 太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS)

大洋州地域14ヵ国の若手行政官を対象に、防災、気候変動、環境、持続可能な開発、大洋・海洋問題・漁業、貿易・投資・観光の各分野において、2016年から3年で100人を受け入れる。

(6) イノベティブ・アジア (Innovative Asia)

アジア地域12ヵ国の大学・大学院60校の、情報技術、IoT、人工知能等の科学技術分野や工学分野を専攻する卒業予定者もしくは卒業生を対象に2017年から受け入れを開始した。本邦企業・研究機関での見学やインターンシップも実施する。

また、技術協力のスキーム以外でも、留学制度を活用した人材育成の取り組みを下記のとおり実施している。

(1) 円借款による留学生受入事業

円借款による留学生受入事業は、これまでマレーシア、インドネシア、ベトナム、中国で実施された実績があり、現在は、エジプトで「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」を実施している。本事業は、主に教

column »

島サミットとPacific-LEADSを通じた大洋州島嶼国との関係深化

太平洋・島サミット (PALM) は、日本と大洋州島嶼国とのパートナーシップ強化を目的として、1997年の第1回以降、3年ごとに開催されている。新JICA発足以降は、2009年のPALM 5 (北海道)、2012年のPALM 6 (沖縄)、2015年のPALM 7 (福島)、2018年のPALM 8 (福島) と4回開催されているが、いずれの会合においてもJICAはPALMで採択されたイニシアティブの実現に貢献してきた。大洋州島嶼国の最適なエネルギーミックスを実現するため、燃料消費量削減のためのディーゼル発電所の効率化とグリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた「ハイブリッド・アイランド構想」や、域内で急増する廃棄物に対応するため、廃棄物分野の人材育成や地域の実情に適したリサイクル制度の導入を支援する「J-PRISM」(大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト) は、PALMへの貢献策の好事例である。

PALMでは開始当初より、課題の解決・改善のための人材育成、人的交流の支援が継続的に打ち出されているが、その代表的なプログラムが、PALM 7で打ち出された「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム(通称Pacific-LEADS: Pacific Leaders' Educational

Assistance for Development of State)」である。同プログラムでは、各国の将来を担う若い世代の行政官等に日本の大学で修士課程を履修してもらうとともに、日本の各省庁や地方自治体等でのインターンシップの機会を提供している。

Pacific-LEADS第1フェーズ(2016~2018年)では、14ヵ国から100人が来日し、日本の各大学で研鑽に励んでいる。2018年に行われたPALM 8でも、主な支援策として「自由で開かれた持続可能な海洋」「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」と並んで「人的交流・往来の活性化」が掲げられ、Pacific-LEADSの継続が安倍総理より表明された。一般に大洋州島嶼国には、人口が極端に少ない国が多く、支援規模は小さくとも対象国の国民一人ひとりにとっての認知度や効果は大きい。Pacific-LEADSによる継続的な研修員の受け入れは、日本の開発経験や技術の習得のみならず、日本人との交流、生活や文化の体験を通じて日本との関係深化に大きく貢献してきている。

2016年8月に来日したPacific-LEADS第一陣の研修員たちは、まずは環境の似ている沖縄に集合し、海外渡航の緊張をほぐしつつ数週間の導入研修を受けた。研修期間中、沖縄海洋博公園にある海洋文化館を訪問した研修員は、同館の展示パネルに、親族の結婚式の写真などを発見し、共に太平洋に生まれた日本と自国とのつながりを実感し、帰国後は架け橋としての役割を担っていくことを強く意識したという。

育・保健セクターを対象に、2016年度から2020年度までの5年間で少なくとも2500人のエジプト人を受け入れる計画である。

(2)人材育成奨学計画

人材育成奨学計画は、日本政府の「留学生受け入れ10万人計画」(1998年度)を契機として、開発途上国の市場経済への移行等を支援するために、1999年度に無償資金協力のスキームのもとで開始された。2017年度には13ヵ国から270人の留学生を受け入れ、これまでに来日した留学生は、3900人を超える。

❖JICA開発大学院連携

「JICA開発大学院連携」は、開発途上国の未来と持続的発展の実現を担う可能性がある人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国(ドナー)としての知見の両面を学ぶ機会を提供するものである。事業の趣旨に賛同する国内の大学とJICAが連携し、途上国から来日した人材が、大学の学位課程(修士・博士課程)の中で、専門分野の教育・研究に加え、日本の開発経験(日本の近代化の経験や戦後のドナーとしての知見)について英語で学ぶ。この事業は、日本政府が推進する「明治150年」関連施策の一つとして、明治維新150周年である2018年から開始された。

「JICA開発大学院連携」は、以下の2つのプログラムから構成されている。

①日本理解プログラム

日本の近現代の発展と開発の歴史を大学の枠組みを超えて広く提供するためJICAが協力大学と共同で実施する短期集中型のプログラム



日本型開発学プログラムの講義 2018年

②各大学におけるプログラム

JICA開発大学院連携に参加する研究科(学府)の学位課程の中に設置され、当該大学で就学する途上国から来日した人材が学ぶことができる日本の近代の開発経験(ODA経験を含む)にかかる授業科目

これにより、途上国の人材が日本を理解し、帰国後に母国の発展に効果的に役立ててもらふこと、さらには、日本で学んだ途上国の人材が、母国で日本をよく知る人材として活躍し、両国間の関係が中長期的に維持・強化されることを狙いとしている。

❖新しいビジョンの策定と5つのアクション

JICAのビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発(Inclusive and Dynamic Development)」が策定されてから時間も経過し、この間、2015年に新しい開発協力大綱が制定されたことや、国際関係に急速な変化がみられることから、北岡理事長は、新しいビジョンを策定することを決意した。

2017年4月、9名の若手職員からなるタスクフォースを結成し、理事長とタスクメンバーとの意見交換を重ねて、新ビジョンは作り上げられ、同年7月の経営理事会で了承された。

新ビジョンは、以下のとおり、ミッション、ビジョンと5つのアクションから構成されている。

ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

ビジョン

信頼で世界をつなぐ

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

アクション

1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
2. 現場：現場に飛び込み、人々と共に働きます。
3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
4. 共創：さまざまな知と資源を結集します。
5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクト

トをもたらします。

こうした新しいビジョンのもとでの当面の課題として、北岡理事長は、以下について指摘している^{●112}。

- ①日本の貢献に対する国内外の認知度の向上に努め、また、国内のパートナーとともに開発課題に取り組むことで、日本国内に対しても貢献する。
- ②安全対策の向上に引き続き努める。
- ③着実な組織事業運営に取り組む。
- ④イノベーションや新技術の活用に向けた新たな取り組みを行う。
- ⑤「日本らしさ」を活かしつつ、世界に向けて

「開発」分野で貢献するべく、JICA開発大学院連携を開始する。また、課題解決先進国日本として高齢化対策等にも取り組む。

また、新ビジョンに関連し、2030年に向けた長期経営戦略に関する理事長への提言書を取りまとめるために、2017年7月、「長期経営戦略タスクフォース」が設置された。2030年の日本とJICAを取り巻く環境を想定し、そのもとで最適なJICAのあり方を考察し、改善の方向性を示そうというものである。JICAは目指すべき将来像の実現に向けて、改革を進める。

column »

日本インドネシア国交樹立60周年

重要性を増すJICAの役割 〈寄稿〉

今年日本とインドネシアが国交を樹立して60周年となります。この60年間、インドネシアにとって日本は、最も重要で大切な開発協力パートナーでした。同時に、日本にとってインドネシアは、最大の開発協力パートナーです。1950年代に東ジャワで行われたブランタス川の流域開発から、2019年に完成予定であるジャカルタの都市高速鉄道（MRT）の建設に至るまで、日本のODAはインドネシアのインフラ、農業、工業、天然資源開発、教育、保健そして社会的成長を常に支えてきました。

日本とインドネシアの協力関係は、両国の長い協力関係とその経験をふまえた次の段階を見据えています。私たちは、より高い技術を生かし、たゆまぬイノベーションを取り入れることで、さらに付加価値のあるパートナーシップに発展させていく必要があります。私たちインドネシア側は、ガバナンスを改善し、技術やイノベーションを受容して運用していく能力を向上させなければなりません。

一方でJICAには、政府機関として時に官僚的すぎるともいえる面がありますが、その改善が期待されます。相手国に対してより柔軟なアプローチが必要なのです。例えば、インドネシアの離島で六つの漁港を整備する事業は、わずか1年で準備が整いました。これはJICAが、革新的で成果を重視するリーダーシップを発揮することで、より効率的で迅速な事業が実現可能であることを証明するものです。

JICAは“支援”から“パートナーシップ”へ、“個別プロジェクト”からその分野の複数の課題を包括的に解決するための“プログラムアプローチ”へ、“アウトプット”から“アウトカム（協力の目に見える形での成果）”重視へとというように、協力の強化・改善を目指していると思います。公共の資産と民間の取り組みを調和させることで、JICAの活動は今後開発協力に関係する力を結びつけていくことになるでしょう。

（ギナンジャール・カルタサスミタ 政策研究大学院大学客員教授）

1941年生まれ。バンドン工科大学在学中に東京農工大学に留学。投資調整庁長官、エネルギー・鉱業大臣、国家開発計画大臣、経済・金融・産業担当調整大臣、地方代表議会議長、大統領諮問委員会委員などの要職を歴任。日本の経済協力に深くかわかり、両国の懸け橋となる。2008年、旭日大綬章を受章。2018年からJICAのIABメンバー。インドネシア赤十字社臨時総裁、インドネシア日本友好協会会長

※「mundi」2018年10月号より再録

第2部
業務の変遷と実績



I 技術協力

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、JICAにおける中心的な協力形態の一つとして重要な役割を果たしてきた。この20年間における途上国からの支援ニーズの多様化・高度化、わが国における外交・ODA政策の動きや行政改革といった内外の状況変化に応じて、人を介した協力という基本姿勢を堅持しつつも、新たな要素を取り入れながら、内外のニーズに応じていくためにさまざまな工夫や取り組みを行ってきた。加えて、統合によって資金協力との連携がより密接になったことにより（第1部p.70「統合の効果」参照）、協力効果をこれまで以上に高めることが可能となり、技術協力の役割はさらに重要なものとなっている。また、多様化する途上国のニーズに応えるため、南南協力（p.154コラム「中南米地域における南南・三角協力」参照）に取り組んでいる。高中所得国やODA卒業移行国に対しては、相手国に全額または一定割合以上の事業経費の負担を求める、コストシェア技術協力の機会も増えている。また、円借款事業の効果発現のための技術協力（有償勘定技術支援〈第1部p.92参照〉）も予算的に大きな位置を占めている。

1 研修員受入事業

◆研修員受入事業の制度と特徴

研修員受入事業は、開発途上国から当該分野の開発の中核を担う人材（主に行政官）を招き、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修を日本

で行う方法（本邦研修）と、途上国内で行う方法（在外研修）に大別される。

本邦研修は1954年の日本のコロombo・プラン加盟に伴い開始され、在外研修は1975年に南南協力^{●1}の一形態として開始された。現在では、本邦研修は年間1万人、在外研修は年間5000～1万人を超える研修員を受け入れている。

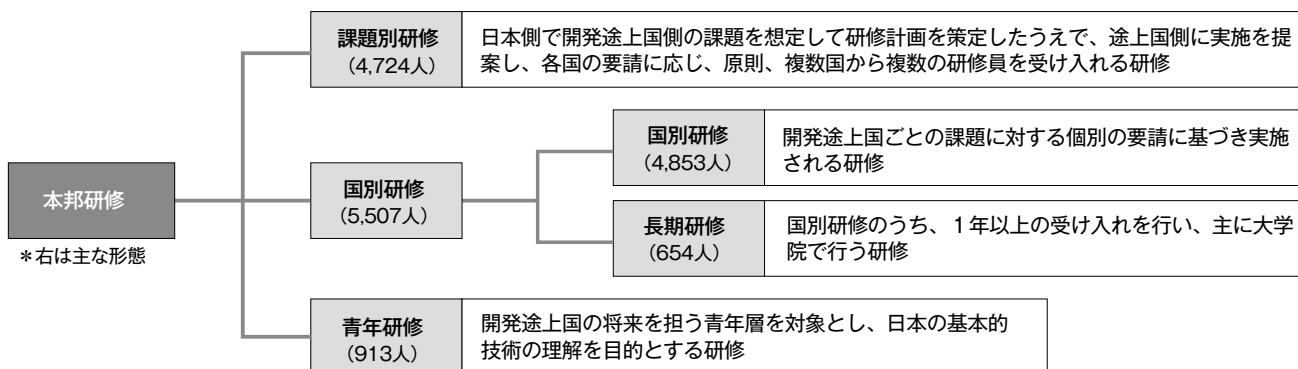
本邦研修は、全国12ヵ所の国内拠点にて、国や地方自治体のほか、大学、民間企業、公益法人やNGOなどとも連携し、国内各方面からの協力を得て実施しており、幅広い分野をカバーしている。日本での経験を生かし、日本ならではの知識、技術、経験を用いて途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする、規模と内容の多様性という点でも世界でもきわめてユニークな技術協力である。

在外研修は、途上国間の南南協力を日本が第三国で実施する「第三国研修」^{●2}と、研修実施国でその自国民を対象として実施する「現地国内研修」に分類される。在外研修の特徴として、実施場所と参加国の社会・経済または自然環境が比較的近いため、



地域活性化に取り組む山梨県の若手農業者の畑で実習を受ける研修員

図 2-1 本邦研修2017年度受入実績（新規）



より現地事情に適合した技術を移転することができる点や、実施主体が第三国または現地の研修実施機関となるため、実施国の能力向上、ひいては自助努力の促進が期待できる点などがあげられる。

◆研修事業の拡充

事業開始以降、この20年間で研修内容もさらに多様化し、日本国内への受け入れ人数の合計は、約1.3倍にまで増加した（1999年度9449人／2017年度1万1931人）。図2-1に本邦研修の主な形態と、2017年度の形態別受入実績を示す。

1999年度には、開発途上国での中核的役割を担う人材の育成として、1年以上、主に大学院への長期研修員の受け入れを開始した。当初は31人でスタートしたが、ニーズの高まりや日本の政策課題への対応から、現在では年間600人を超えている。

1年未満の短期の研修においても、関係省庁や研修実施機関の協力のもと、途上国のニーズに最大限応える形で、研修コース数・人数ともに拡大してきた。

また、JICAは1999年度に組織改編を行い、各途上国の実情に沿った事業を展開するため、地域部を創設した。本邦研修においても、途上国が抱える国別の開発課題にきめ細かく対応すべく、国別・地域別研修コースを拡大した。

2004年度には、スキーム別の事業体制型から課題別の体制への組織改編が行われたため、本邦研修においても、課題別アプローチの強化取り組みの一環として、参加者が帰国後の目標と行動計画などを研修の成果としてアクションプランに取りまとめ、さ

らにこのアクションプランとJICAが行うフォローアップ事業を組み合わせることで帰国後の支援を図るという取り組みを始めた。

2006年度には、行財政改革での指摘を踏まえ、課題別研修第三者助言委員会を設置し、2007年度にはそれまで交流色の強いプログラムとして実施されてきた青年招へい事業の研修事業への改編等の改革が行われた。さらに、より戦略的に成果を見据えて本邦研修を実施すべきという観点から、開発課題ごとのコースラインナップを検討したうえで、研修コースを①中核人材育成型、②人材育成普及型、③課題解決促進型、④国際対話型の4タイプに類型化し、各類型に応じたコース設計を行う取り組みも実施された。これにより、参加者のみならず、研修実施主体であるJICAにおいても「何を成果とするのか」という意識づけが明確になり、より成果を意識したコース運営が行われるようになった。

2011年度以降はさらにプログラムレベルでの戦略性強化を行うべく、それまで各国内機関が主体的に実施していた課題別研修について、課題部を主管部署とし、開発課題全体として適切な研修のラインナップの再構築と、各国への戦略的な投入を行うことを目指した。同時に、課題部と国内機関からなる「分野課題検討会」を設置し、各分野課題における本邦研修を途上国のニーズと日本国内のリソース両面から議論・検討する場が設けられた。今後はすべての分野課題検討会において、課題別研修のみならず、国別研修、青年研修、長期研修を含め、本邦研修全体の各課題における位置づけについて検討する

●1 開発途上国間での開発協力を「南南協力」、先進国による南南協力への支援を「三角協力」と呼んでいる。
 ●2 過去に日本が協力を実施した機関が主として研修実施機関となる。

場となることが期待されている。また、2015年度にJICAは「研修事業戦略」を策定した。ここで本邦研修が、①効果的な協力を実施するうえでの基幹的役割であると同時に、②開発途上国の未来を担う人材に対し日本理解を促進する機会の提供を行うものであり、③さらには日本の地域の国際化にも貢献するものであることが再認識された。この認識のもと、近年の途上国の発展に伴い、途上国を対等なパートナーとし、日本との双方向の学びにより新たな価値を創造する「共創」の考え方に立ち、研修内容の改善・充実が図られている。

◆本邦研修の展望

近年は、研修の質の向上に加え、外交や安全保障の観点からも、本邦研修の参加者（帰国研修員）を親日派・知日派として育成していくことの重要性も再認識されている。途上国の将来を担う人材に対し、伝統と近代を両立し、民主的な国を創り上げた「日本の経験」について体系的に学ぶ機会を提供すべく、大学との連携のもと、日本理解のためのプログラム

を充実させたカリキュラムの提供も開始している。

こうした取り組みの一環として、2018年度より、「JICA開発大学院連携」が開始された。この枠組みは、国内の大学と連携し、途上国政府から派遣される人材に大学の修士・博士課程の中で、専門分野の教育に加え日本の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供することを目的としている（第1部p.148「JICA開発大学院連携」参照）。

2 専門家派遣

◆専門家派遣制度の変遷

「専門家派遣」とは、専門家を相手国に派遣し、その国の経済・社会開発の中心となる行政官や技術者に、その国の実情に即した技術移転の提言を行い、人づくり、組織・制度づくりに貢献する技術協力の形態である。

column »

中南米地域における 南南・三角協力

JICAは、1975年から開発途上国間での開発協力である南南協力への支援を開始しており、他ドナーと比較しても豊富な経験を有している。中南米地域では、各国間の言語や文化的な共通性が高く、地域内にODA卒業を目の前にした国も存在し、これらの国々に地域内他国に対して協力を行う意思があることから、1991年、アルゼンチンでの漁業分野への協力を皮切りに、南南協力への支援を開始した。

その後、中南米地域での三角協力は、第三国集団研修や第三国専門家派遣を含む包括的な協力枠組みである日本とのパートナーシップ・プログラムに基づいて実施されることとなり、1999年にチリとの間で「日本・チリ・パートナーシップ・プログラム」の合意文書が締結され、続いてブラジル、アルゼンチン、メキシコにおいてもパートナーシップ・プログラムが実施された。

特筆すべき実績として、2000年から11年間にわたり、ブラジルが、JICAの技術協力により導入した「日本の交番」制度を中米諸国に対して技術移転した事例をあげておきたい。

まず、ブラジルでの技術協力は、サンパウロ州が主体となり、同州に交番制度を定着させることから始まった。そして、その成果をブラジル全土に広げるとともに、2008年からは、治安対策に頭を抱える中米5ヵ国（エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス）を対象に、ブラジル型の交番システムを活用した「地域警察活動普及プロジェクト」を三角協力として実施している。同プロジェクトは、サンパウロ州軍警察が主体となり、サンパウロ州で培った地域警察にかかる知見・経験を中米各国の特性にあわせて実施しているもので、今後、中米地域において、この三角協力の成果を生かして、警察官への信頼が生まれ、地域の治安が改善し、犯罪が軽減されることが期待される。

こうしたJICAの南南・三角協力に対する長期的かつ革新的な取り組みに対して、2012年11月に開催された国連「南南協力Expo 2012」において、国連南南協力賞が授与された。



ミャンマー投資企業管理局で助言を行う専門家

従来、専門家派遣では、関係省庁に専門家候補者の推薦を依頼するケースが多かったが、1997年度からは専門家の公募を実施している。1999年8月に外務省によりODA中期政策が策定され、JICAでは2000年1月に地域部が設置されたことにより、開発途上国それぞれの開発課題とともに、従来以上に人材育成や制度、政策などのソフト面での協力を重視し、多様なメニュー（個別専門家、プロジェクト方式技術協力、チーム派遣、研究協力、重要政策中枢支援、第三国専門家^{●3}、開発パートナー事業、国民参加型専門家など）で対応できる体制となった。

2002年度からは、独立行政法人化にあたり、「技術協力専門家派遣に必要な経費」の予算項目が廃止され、技術協力プログラムの予算とともに、「海外技術協力事業費」に統合されて、より幅広く、柔軟に技術協力事業を展開することが可能となった。

◆専門家確保の取り組み

こうして、市場経済化移行、災害復興、平和構築などの新たな開発課題や開発課題の多様化に対応するための体制整備が行われ、専門家派遣は目的別に大きく、①成果達成を目的とした技術協力プロジェクトにおける専門家、②政策に関する提言・助言を行うアドバイザー型の専門家の2種類に分類された。

また、専門家確保の制度改善を推進するため、2000年1月に派遣支援部を設置し、個別専門家だけでなくプロジェクト方式技術協力における専門家を一元的に確保するための専門家リクルート体制の拡

充を図った。派遣支援部は、2004年4月の組織改革により廃止され、新たに新設された国際協力人材部が専門家の派遣前から帰国後まで一貫して対応する体制を整えた。

加えて、技術的ノウハウや経験が民間部門に蓄積されている分野・課題も増えたことから、2001年度から、民間の人材やノウハウを積極的に活用し、プロジェクトの運営全体を民間機関に委託する方式を導入した。

3 技術協力プロジェクト

◆技術協力プロジェクトの概要

技術協力プロジェクト（旧プロジェクト方式技術協力）は、専門家派遣、研修員受け入れ、機材供与の3つの要素を、一つの協力事業として有機的に組み合わせ、計画の立案から実施、評価までを一貫して実施する技術協力の形態である。

技術協力は、①案件発掘・形成、②要請、③採択・詳細計画策定・事前評価、④相手国政府との合意、⑤案件の実施・事業進捗促進、⑥終了・フォローアップ・事後評価の6段階のプロセスにより進められる。なお、技術協力プロジェクトを実施運営するにあたっては、特に、①パートナーシップ、②オーナーシップ、③組織づくり・制度づくりの3点への留意が求められている。

1999年8月に発表された外務省によるODA中期政策にて、国別・地域別アプローチを強化する方針が打ち出され、2000年1月にはJICA内に地域部が設置された。加えて、技術的ノウハウや経験が民間部門に蓄積されている分野・課題も増えたことから、2001年度から、民間の人材やノウハウを積極的に活用し、プロジェクトの運営全体を民間機関に委託する「民間委託型プロジェクト方式技術協力」（民活技プロ）を導入した。

一方、これまで展開されていたプロジェクト方式技術協力では、専門家派遣、研修員受け入れ、機材

●3 南南・三角協力として、相手国の地域性や歴史的背景、言語などを考慮し、日本人よりも、第三国（日本と相手国以外の国）からの人材派遣が効果的な場合に第三国の専門家を派遣

供与を組み合わせた支援を実施してきたが、開発途上国のニーズの多様化・高度化に伴い、よりの確かつ迅速にこれらのニーズに応えるため、類似の技術協力事業（専門家チーム派遣、研究協力、アフターケアなど）の投入要素と統合し、より幅広く、柔軟な組み合わせに基づくプロジェクトが展開できるよう、2002年度からは、従来「技術協力専門家派遣に必要な経費」と「プロジェクト方式技術協力事業」に区分されていた技術協力の予算を「海外技術協力事業費」に統合した。こうして、名称も「プロジェクト方式技術協力」から「技術協力プロジェクト」に変更された。

◆キャパシティ・デベロップメント

2003年10月に就任した緒方理事長の強いリーダーシップのもと、「現場主義」「人間の安全保障」「効果・効率性、迅速性」の3つの柱が掲げられ、特に現場主義を受けた組織再編・権限移譲が推進されるようになった。

2008年10月の新JICA誕生後は、資金協力と技術協力の有機的な連携による統合効果の発揮に向けてスキームを超えた連携が行われるようになった。また、技術協力プロジェクトのマネジメント手法についても改善が図られた。「キャパシティ・デベロップメント」(CD) ●4の考え方がプロジェクトマネジメントに導入されたことがその最大の特徴である。

CDの考え方が打ち出されてきた背景としては、1990年代後半から、多数のドナーが独自に実施しているプロジェクト型援助の濫立が効果的な援助を阻害しているという議論がドナーコミュニティの間で巻き起こり、2005年の「パリ宣言」においてプールファンドによる財政支援が最良の援助モダリティとして位置づけられ、プロジェクト型の技術協力に対する否定的な見方が支配的になったという状況が指摘できる（第1部p.9参照）。このような批判のなかで、改めて日本の技術協力の経験や比較優位を見直したうえで、今後の技術協力の視座としてCDという概念を打ち出し、援助の調和化の議論に対応しようとした。CDとは、「途上国の課題対処能力が、個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセス」を指し、その考え方の特徴は、キャパシティを「途上国が自らの手で開発課題に対処するための能力」と定義し、それを「制度や政

策・社会システムなどを含む多様な要素の集合体」として包括的に捉え（包括性）、開発途上国自身の主体的な努力（内発性）を重視することである●5。

包括性については、プロジェクト方式技術協力の時代から組織・制度づくりの考え方が取り入れられ、1990年代よりプログラムアプローチ●6が導入されている。内発性については、従来より途上国の自助努力支援が日本の基本的な援助理念の一つであった。このような過去の技術協力の経験に基づき、単なる技術移転を超え、途上国の開発戦略および他ドナーの援助戦略との調和化を念頭に入れたCDの考え方が打ち出され、広く開発効果に貢献するアプローチとして位置づけられた。このCDの概念は、現在の技術協力プロジェクトに、事業マネジメントの基本的な考え方として取り入れられている。また、カウンターパート機関のマネジメント向上がプロジェクト活動の必須の一つとなるなど、CD導入による変化は大きい。

一方で、案件によっては技術的持続性やスキルの向上のみに焦点が当たり、予算確保による財政的持続性の向上や政策への反映が取り組みとして弱い場合がある。また、柔軟性に欠けるとの指摘もある。今後は案件の持続性確保とインパクトの向上のため、現場の状況に柔軟に対応しつつ、予算面、政策面でも事業マネジメントを強化していく。

◆効果向上への取り組み

効果的な技術協力を行うためには、日本の技術や経験をそのまま移転するのではなく、お互いの文化や社会についての理解を深めるとともに、現地に適合した技術や制度に改良することが必要である。日本の技術や知識、経験はあくまで触媒として捉え、開発途上国にすでに存在する人材、組織、社会の潜在能力を刺激し、強化していくことが技術協力の基本である。

災害復興・平和構築の分野では、緊急援助などに続く復興支援の一環として、災害直後に被災地に専門家を派遣するなど、必要とされる分野の支援を迅速かつ機動的に現地に届けるための工夫を行っている。特に、技術協力の後に続く資金協力が円滑に実施されるための工夫も行い、支援が紛争を助長することなく、関係者が安心して業務に従事できるよう、十分な安全対策を行っている。

また、事業の選択と集中、迅速化を目指すなかで、スキームを超えた有機的な連携を行うべく、事業関係者の連絡体制を密にすることにより、一層の効果向上、効率化およびレバレッジ（戦略的活用）を見込んでいる。

加えて、従来は相手国と日本政府の間の二国間で行われていた技術協力ではあるが、感染症や気候変動、災害、人の移動、人材育成など、国境を越えた課題に対し、複数国に同時に協力を行うほうが効果的な場合もある。そのような場合は、同一プロジェクトに対して複数国と合意文書（R/D：Record of Discussions）を締結するなど、新しい取り組みも行われている。

4 開発計画調査型技術協力

◆開発計画調査型技術協力の概要

開発計画調査型技術協力は、開発途上国の経済・社会発展に役立つ公共的な各種事業の開発計画の策定を支援するとともに、その過程で相手国のカウンターパートに対して、計画策定方法、調査・分析技術などを技術移転する事業である。

2008年10月の新JICA発足以降、それまで「開発調査」と呼ばれていた事業が「開発計画調査型技術協力」と「協力準備調査」の2種類の調査に分かれることとなった。具体的には、将来の有償資金協力および無償資金協力の協力案件の形成や事前準備としての性格を有する調査は、国際約束の不要な協力準備調査と整理した。他方、開発調査のうち、途上国への技術移転やカウンターパートとの密接な共同作業が必要な政策立案または公共事業計画策定、マスタープラン策定や、パイロット事業が含まれるようなものは、国際約束が必要な開発計画調査型技術協力として取り扱うこととなった。



アフガニスタン・カンダハールの道路を現地踏査する専門家

開発計画調査型技術協力は、①基礎データ整備、②マスタープラン調査、③フィージビリティ調査、④パイロット事業、⑤研修の5種類のアプローチで構成されており、これらのアプローチをベースとして、通常マスタープラン調査やフィージビリティ調査に加えて、政策支援型調査、地域総合開発計画調査、実施設計調査、セクター・プログラム調査、緊急支援調査なども実施される。

◆ファストトラック制度の導入

JICAはこれまでも災害復興支援、平和構築支援を進めてきたが、それらの経験や教訓を踏まえ、制度の改善と経験の共有化を進めることで、より迅速かつ機動的に事業を実施することを目指し、2005年7月にファストトラック制度を導入した。

ファストトラック制度とは、緊急性の高い開発調査等の事業を組織的にファストトラック適用事業として認定し、従来の制度を柔軟に運用し、簡素化された実施手続きを駆使するなど、組織が一丸となって事業に取り組むための制度である。ファストトラックは、災害復興・平和構築にとどまらず、感染症や経済危機など、何らかの事情により緊急の対応が求められるさまざまな事業にも適用することを想定している。

なお、この制度導入により、案件採択後、数ヵ月

●4 JICA国際協力総合研修所調査研究報告書「事業マネジメントハンドブック」（2007年12月）および同報告書「キャパシティ・アセスメントハンドブック」（2008年9月）参照。なお、CDの概念は、スキームを超えた援助アプローチの考え方である。

●5 JICA国際協力総合研修所調査研究報告書「キャパシティ・デベロップメント（CD）」（2006年3月）参照

●6 1990年代のプログラムアプローチの実施方法としては、パッケージ協力和アンブレラ協力の方式があった。パッケージ協力は、比較的絞り込まれた開発課題、例えば、特定セクターの重点分野の小課題への支援プログラムであり、技術協力を中心に必要に応じて無償資金協力も含めて実施されていた。アンブレラ協力は、上位の国家開発目標や一つの開発セクター全体の重点分野の中課題以上への支援プログラムで、技術協力、無償資金協力に加え、必要に応じて円借款も導入して実施された。

以内に準備を完了し、迅速に現場での事業を実施できるようになった。

◆有機的な連携による効果

調査を通じて作成された報告書は、相手国政府が経済・社会開発に関する政策判断をする場合や、国際機関や援助供与国が、資金協力や技術協力を検討する際の資料になる。これらの報告書で提言された計画は、日本の円借款や無償資金協力などの資金による具体化のために活用されている。また、相手国の国会等による承認により相手国の公式な開発計画となるケースもある。

調査を通じて移転された技術やノウハウは、相手国の自己資金などによる事業の実施や、別の調査を行う際にも役立てられている。

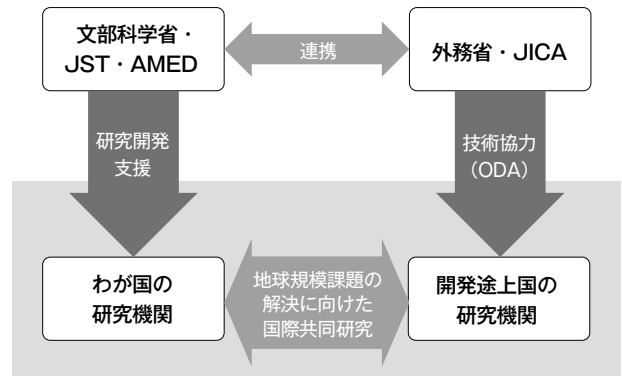
開発計画調査型技術協力は、具体的なインフラ整備などの幅広い協力につながることから開発途上国のニーズは高く、また、インフラ輸出促進の観点からも重要視されるスキームである。今後は、開発計画調査型技術協力の中で策定した政策・制度・計画を途上国政府が具体化するよう一層の働きかけを行うほか、技術協力プロジェクトと同様、迅速化を目指すなかで、スキームを超えた有機的な連携を実現すべく、事業関係者の連絡体制を密にすることにより、一層の効果向上・効率化およびレバレッジを見込んでいる。

5 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)

◆事業創設の背景

内閣府に設置された総合科学技術会議⁷における最終報告書「科学技術外交の強化に向けて」(2008年5月19日)の提言⁸、および2008年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の横浜宣言、同年7月のG8北海道洞爺湖サミット首脳宣言を背景として⁹、外務省と文部科学省は、科学技術とODAとの連携を通じて科学技術外交の強化を図るために、地球規模課題に対応する科学技術協力を実施することとした。この具体的な事業として、技術協力プロジェクトの枠組みを活用した「地球規模課題

図2-2 SATREPSの実施体制



ガーナにおけるSATREPS案件(ガーナ由来薬用植物による抗ウイルス及び抗寄生虫活性候補物質の研究プロジェクト)

対応国際科学技術協力」(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)が始まった。

◆事業目的と概要

SATREPSは、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の地球規模課題をテーマに、これら4分野の課題解決につながる新たな知見の獲得とその成果の社会実装、すなわち具体的な研究成果の活用による社会還元を目指し、開発途上国の研究能力向上とともに国際共同研究を推進する事業である。その実施は、途上国へのODA事業を実施するJICAと日本の研究機関向けの競争的資金を提供する科学技術振興機構(JST: Japan Science and Technology Agency)が連携して行うことになった(図2-2)¹⁰。なお、2015年4月に日本医療研究開発機構(AMED: Japan Agency for Medical Research and Development)の設立に伴い、感染症分野はJSTからAMEDに移管された。

事業開始当初は企画部において制度構築を行い、その後本格的実施に対応するため、2009年4月、経

済基盤開発部（現在の社会基盤・平和構築部）内に国際科学技術協力室を設置して、事業の企画・促進、案件選考を含む外部関係機関との調整、予算管理と契約事務などを担当している。SATREPS案件のJICA内選考には地域部、課題部および在外事務所が関与し、採択後は課題部が案件を担当する。

◆事業の事例と展望

2008年度から開始されたSATREPS事業は、2017年度までの10年間で47ヵ国、124案件が実施されるまでになった（表2-1）。例年、日本側で応募される研究提案数が4分野合計で100件近くあり、毎年およそ10件前後が採択されている。この倍率は研究開発分野の競争的資金事業の中でも高いものであり、研究者の関心の高さと地球規模課題の重要性の証左である。学術的な成果である論文や学会発表もきわめて活発に行われており、2016年度までの実績として、論文2900件以上、学会発表（ポスター発表を含む）9000件以上が報告された。

SATREPS事業では、単に研究活動に終わることなく、開発の観点から研究成果を社会に還元する社会実装が求められており、その成果も着実にあがっている。例えば、ベトナムでの在来イネ品種改良の案件では、九州大学等が遺伝子マーカー選抜技術を活用することで、短期間で生育、増収、病虫害耐性、低温耐性の特徴を持つ新系統種を開発し、ベトナム政府による品種登録を終え、普及が進行している。ケニアの感染症対策案件では、長崎大学等が地方でも使用できる黄熱病等の迅速診断キットを開発するとともに、携帯電話を活用した早期警戒システムを実証した。チリの津波対策を目的とした案件では、日本の港湾空港技術研究所等が精度の高い津波警報システムを構築し、避難訓練も実施したため、共同研究実施中の2015年に実際に発生した津波の被害を最小限にとどめた。さらにチリの研究成果は、その後にJICAの中南米地域を対象とする広域技術協力プロジェクトで活用されている。

表2-1 SATREPS研究分野別採択案件実績

年度	環境・エネルギー			生物資源	防災	感染症	合計
	技術協力	低炭素社会 エネルギー	地球規模の 環境課題				
2008	4		3		3	2	12
2009	4		2	6	4	4	20
2010		4	4	5	2	2	17
2011		3	1	2	2	2	10
2012		1	2	3	1	1	8
2013		1	3	1	2	3	10
2014		2	1	2	2	3	10
2015		2	3	4	3	2	14
2016		2	4	4	2	2	14
2017		2	2	2	1	2	9
合計	8	17	25	29	22	23	124

※地域別件数実績：アジア地域（66）、大洋州（2）、中南米（20）、アフリカ（27）、中東（4）、欧州（5）

それまでの技術協力は、日本の有する既存の技術や知識・経験に基づいて行われるアプローチであったのに対して、SATREPSは、開発途上国との共同研究を通じて科学的な根拠を有する新たな知見と技術を創出し、社会的なイノベーションにつなげる、という特徴を有している。また、特筆すべきは、SATREPS案件の相手方となった開発途上国の研究機関や大学が、JICAが長年にわたって技術協力や無償資金協力により支援し、実力を備えてきた機関が多いことである。今後もSATREPS事業は、JICAが築いた資産の活用・連携も念頭に置きながら、開発途上国におけるイノベーションを目指す。

6 「協力プログラム」の推進と日本の経験の共有——今後の課題

◆「協力プログラム」の推進

JICAが推進している「協力プログラム」のアプローチは、個別の案件や援助形態だけでは達成が困難な高次の開発目標の達成と開発効果の拡大のために欠かせない。1999年の導入以来、協力プログラム

- 7 2014年5月19日に「総合科学技術・イノベーション会議」と改称された。
- 8 開発途上国のニーズと要請に基づいた共同研究の実施と大学・研究機関等の能力向上の必要性が明示された。
- 9 同宣言において科学技術は人材育成・開発を促進する手段として重要であるとされた。
- 10 案件の採択では、ODAの技術協力案件として開発途上国政府から提出された要請書と日本側の研究機関が競争的資金に応募した研究提案書がそろふことが条件とされ、その後、JSTが委託した外部有識者からなる審査会での審査を経て採択案件が決まる。採択案件の実施期間は最大5年、予算は途上国側を支援する活動費としてJICAから1件当たり年6000万円程度、日本および第三国における研究費としてJSTから年3500万円程度となる。

は多くの国で形成され実施されてきたが、技術協力が起点あるいは中核になっている事例が多い。

例えば、技術協力プロジェクトでパイロット事業を通じて開発モデルを策定、その開発モデルを他の地域へ面的展開するために必要なインフラの一部を無償資金協力で支援し、その成果を踏まえて全国展開を行う政策のサポートのため他ドナーと協調して有償資金協力による開発政策借款を行うなどである。例えば開発計画調査型技術協力で特定地域の「回廊開発」の提言を行い、資金協力事業に展開した事例も多い。

今後は技術協力を含む協力プログラムの好事例を改めて選定し内外で広く共有していくとともに課題を洗い出し、協力プログラムの一層の推進と、技術協力事業の形成や制度・運営方法の改善等に活用していく。

また、協力プログラムの開発効果拡大のためには、他ドナーとの連携も積極的に進めていく必要がある。今後、世界銀行、国際機関、先進国ドナー、新興国ドナー、NGO、各種財団、民間企業等多様な開発協力の担い手とのパートナーシップを深化させるためにも、開発途上国のニーズに応じて付加価値のある援助メニューを提案し、迅速に実施できる体制を整えていく。

◆日本の経験

JICAの技術協力は、カイゼン、母子手帳、理数科教育、防災など日本の経験に基づき実施され、大きな成果を収めてきた。一方、日本自身の開発課題の力点は伝統的なものから新しいものへと変遷を遂げている。例えば、現在の日本の最大の課題の一つは、少子高齢化、労働力の縮小、過疎化などであり、また一部地域の過度の都市化や老朽化したインフラへの対応などがあげられる。

実はアジアやその他の中進国でも、伝統的な課題に加えて、このような新たな課題が近年現出してきている（Double Burden）。例えばタイやスリランカといった国は、すでに少子高齢化の問題に面しつつ、保健分野では感染症などの伝統的な課題とともにガンや高血圧、糖尿病などの新たな課題を有している。

JICAは、タイでは高齢者向け介護サービス導入に資する案件を実施し、ガーナでは従来の母子保健改善プロジェクトを、生活習慣病を含むライフサイクルを対象を拡大し実施するなど、実績がある。JICAは、開発途上国の開発課題は発展プロセスに応じて変容するものと認識し、日本のリアルタイムの試行錯誤の取り組みを、技術協力を通じて途上国と共有していく。

また、前述の「本邦研修の展望」でも記載したとおり、JICA開発大学院連携のなかでも日本の経験の共有を図っていく。

Ⅱ 有償資金協力

1 円借款

❖旧国際協力銀行（旧JBIC）における海外経済協力業務

日本は、開発途上国に低利かつ長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付ける円借款により、途上国の発展への取り組みを支援し続けている。途上国の経済成長や貧困削減のためには、その国自らのオーナーシップが必要不可欠である。円借款は、返済を前提としているため、途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、途上国のオーナーシップを後押ししてきた。また、わが国にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段であった。

旧国際協力銀行（旧JBIC）は、日本の外交政策や国益にかかわる政策との連携に留意しながら、途上国を支援する役割を担い、通貨危機の克服といった短期的視野と、その後の経済社会基盤整備、そして持続可能な開発の確保といった長期的な視野に立って資金協力を行った。

❖特別円借款、本邦技術活用条件（STEP）の創設

1997年にタイの通貨危機に端を発してアジアのほぼ全域に広がった経済状況の悪化に対し、1998年10月、日本政府が「新宮澤構想」（総額300億ドル）を打ち出し、同年11月に「緊急経済対策」を公表し、経済回復の道筋を示したことを受け、3年間で総額6000億円を上限とする特別円借款が創設された。

特別円借款は、アジア経済の早期回復に向けて景

気刺激効果および雇用促進効果が高い事業を推進することを目的とし、円借款の特別枠として追加・拡充されたものである。また同時に、民間資金にとって魅力ある投資環境を整備し、生産性を向上させることで経済構造改革を実現することも目指している。

具体的には、物流の効率化、生産基盤強化、大規模災害対策の3分野におけるインフラ整備等のための資金ニーズを対象としている。金利、償還期間とも通常の円借款よりさらに緩やかなものにするとともに、国際ルール上可能な範囲で、原則として契約者を本邦企業に限定し、アジア経済再生に向けての貢献が期待されている本邦企業の事業参加機会の拡大を図るものであった。その後1999年11月には、日本政府の「経済新生対策」を踏まえて特別円借款の対象国および対象分野が拡大された。

さらに2002年7月には、特別円借款のタイド性を引き継ぎ、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進するため、「本邦技術活用条件」（STEP）



特別円借款（キャンディ上水道整備事業、2001年）により整備されたスリランカ・カツガスタ浄水場



STEP制度を活用して建設されたベトナムのニャッタン橋が完成 2015年

が導入された（第1部p.55参照）。STEP制度については、きわめて譲許的な供与条件のもとで日本の優れた製品と技術が導入されることから途上国政府等の評価は高い。現在はアフリカ諸国からも要望されるなど、広く世界で活用されている。2018年9月末時点でのSTEPの実績は、2兆5586億円（L/A締結ベース）に達する。STEPの事例としては、インドネシアの「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業」（2004年度ほか）、ベトナムの「ニャッタン橋（日越友好橋）建設事業」（2005年度ほか）、ケニアの「モンバサ港開発事業」（2007年度）などがあげられる。

◆持続的成長に向けての個別課題への対応

(1) 環境保全対策、気候変動対策支援

環境分野への円借款では、1995年度から通常よりも低い金利を適用し、開発途上国の環境問題への取り組みを積極的に支援してきた。また、1997年9月には、特別環境案件金利が導入され、地球環境問題対策案件や公害対策案件に対し適用されることになった。加えて、1997年12月には、気候変動枠組条約第3回締約国会議閣僚級会合の際に発表された「円借款等による地球温暖化対策の強化—京都イニシアティブの拡充—」の一環として、特別環境案件金利の対象範囲を拡大するとともに、中進国に対する地球環境問題対策案件や公害対策案件の金利をさらに引き下げた。2001年12月の円借款供与条件の改定においても、公害阻止や自然環境保全に資する事業に対する円借款には、一般条件より譲許性の高い供与条件（優先条件）が適用されることとなった。

気候変動対策については、2008年1月に日本政府が発表した「クールアース推進構想」に基づく「クールアース・パートナーシップ」資金メカニズ

ムの一部として、各国の地球温暖化対策プログラム実施等のために、特別金利で5000億円程度の気候変動対策円借款が創設された。気候変動対策円借款制度のもと、インドネシア、ベトナムなどに対しては、複数回にわたり気候変動対策支援プログラムが供与された。またケニアやコスタリカに対しても気候変動対策としての地熱発電開発事業支援を行っている。

(2) 人材育成、中小企業支援

1997年12月16日の日・ASEAN首脳会議にあわせて、人材育成支援、中小企業支援に対し、特別環境案件と同等の緩やかな供与条件が導入された。同時に、複数国にわたる広域インフラ事業に対し、当該関係国の中でも最も所得水準の低い国の供与条件を一律に適用することとした。2001年12月の供与条件改定においても、人材育成支援、中小企業支援に資する円借款に対しては、地球環境案件と同様に、一般条件より譲許性の高い優先条件が適用されることとなった。

(3) 平和構築支援

2001年に発生した米国同時多発テロは、平和構築の重要性に対する世界の認識を新たにするものであった。わが国としても、テロや争いの背景となっている経済格差、貧困問題への取り組み、平和の定着や国づくりのための協力を強化してきた。こうしたなか、2004年3月の供与条件改定では、平和構築対象国（紛争後の平和構築努力の対象となる国）および周辺国（平和構築対象国または紛争当事国に隣接し、紛争に起因する難民の大量流入、貿易への悪影響による国際収支の大幅悪化等の深刻な経済的困難に直面している国）において、復興に資する事業を円借款にて実施する場合には、譲許性の高い優先条件が適用されることとなった。

これを受けて、2004年度より日本政府が導入した「平和の構築支援のための優遇金利」が、スリランカの円借款事業（2004年度）において初めて適用された。

(4) 貧困国支援

2006年3月31日、日本政府は「円借款制度の改善について」において、貧困国支援に対する以下3点の対応策を公表した。

① 無利子近似条件の適用

日本はミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けて、5年間でODA事業量の100億ドル積み増しを

目指すことを受け、途上国の中でも開発ニーズがとりわけ大きい後発開発途上国（LDC）のうち貧困国について、無利子近似条件（0.01%）を適用する。同条件が適用された事例としては、バングラデシュの「パドマ多目的橋建設事業」（2011年度）、ミャンマーの「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業」（2014年度ほか）、マダガスカル「トアマシナ港拡張事業」（2016年度）などがあげられる。

② アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA for Africa）

EPSAによるアフリカ開発銀行との協調融資においては、各国の所得水準に応じた優先条件で支援する。また、民間企業向け融資を目的としたアフリカ開発銀行を貸付先とするツーステップローンの供与条件を金利0.75%、償還期間40年（うち据置期間10年）として支援する。このイニシアティブに基づき、2005年度に初めてセネガル向けに「バマコーダカール間南回廊道路改良・交通促進事業（EPSA for Africa）」の支援が行われた。以降、このイニシアティブに基づく2018年9月末までの承諾実績累計額は、3335.9億円（L/A締結ベース）となっている。

③ プログラム借款オプションの適用

IMFによる開発途上国の構造改革支援に協力するという観点から、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更する。なお、協調融資の場合は、譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。

(5) 中進国支援

中進国支援については、2004年3月23日「円借款制度の見直しについて」により供与条件が改定された。

それまで中進国に対する円借款の供与可能な分野は、原則として「環境」「人材育成支援」「地震対策」に限定されていたが、多様な開発ニーズに一層応えるべく、「貧困地域における特定の経済社会基盤整備を通じた格差是正支援」を新たに対象分野とした。中進国では、近年急速な経済発展のひずみとして、所得格差・地域間格差が深刻化しており、こ

の問題を解決するため、格差是正に向けた自助努力を促しつつ、わが国としても円借款の供与をもって支援することとした。制度導入後、初の事業として、パナマ向けに「パナマ市及びパナマ湾浄化事業」（2007年度）が供与されている。

(6) 債務問題への対応

円借款債務の救済について、わが国は従来、債務救済無償を供与することにより対応してきた。救済対象となったのはTDB無償^{●11}対象国および重債務貧困国支援無償^{●12}対象国である。しかし、①開発途上国の債務問題のより早期の解決、②債務国の負担の軽減、③ODAの透明性および効率性の向上の観点から、2003年度以降、これらの諸国に対する円借款債務の救済を旧JBICの債権放棄により実施することとなった（第1部p.42「債務救済方式の変更」参照）。

◆国際協力機構（新JICA）における円借款

2008年10月、旧JBICの海外経済協力業務との統合により、新JICAが発足した。新JICAにおいても、円借款では、旧JBICにおいて実施してきた「短期的緊急課題」や「環境保全対策支援」、「人材育成、中小企業支援」「平和構築支援」および「貧困国支援」など、重要な個別課題に引き続き積極的に取り組んできた。また、新たな時代の要望に応えるべく、「経協インフラ戦略会議」において「円借款の戦略的活用のための改善策について」などが検討され、実施されることとなった。

(1) 緊急財政支援円借款の導入

2009年4月のロンドン・サミットにおいて、日本政府は、世界的な金融・経済危機の影響で内需拡大政策の実施が困難となっているアジア諸国の成長力強化と内需拡大を支援するために、2012年3月末までの時限措置として、最大3000億円規模の特別なタイプのプログラム・ローン（「緊急財政支援円借款」）を導入することを表明した。緊急財政支援円借款の供与条件は、変動金利（6ヵ月円LIBOR〈ロンドン銀行間取引金利〉）、償還期間15年（うち据置期間3年）と設定された。その実績としては、ベトナム「第8次

●11 深刻な重債務問題を抱える開発途上国に対して、国際的な合意に基づき債務救済を行う目的で創設。1978年に開催された国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回特別貿易開発理事会（TDB）において採択されたため、TDB無償と呼ばれている。

●12 重債務貧困国（HIPC）とは、経済状況が最も貧しく債務状況が最も重いと判断される開発途上国の総称。1996年のG7リヨン・サミットでHIPCの債務負担を軽減させる「HIPCイニシアティブ」が合意され、これに基づき創設されたのが重債務貧困国支援無償（HIPC無償）

貧困削減支援借款（景気刺激支援含む）、フィリピン「緊急財政支援円借款」およびインドネシア「気候変動対策プログラム・ローン（Ⅱ）（景気刺激支援含む）」（いずれも2009年度）があげられる。

(2) 持続的成長に向けての個別課題への対応

① 本邦技術活用条件（STEP）

2002年7月に導入されたSTEPについては、その後数度の制度改善を経て、2013年4月15日に日本政府が公表した「円借款の戦略的活用のための改善策について」にて大きな制度改善が行われた。具体的には、主契約者条件の緩和（海外子会社の適格化）、本邦調達比率の計算ルールの緩和（先進国子会社から調達する資機材の適格化等）、支援分野の拡大（「医療機器」「防災システム・防災機器」の追加）に加えて、本邦企業および借入国・実施機関に対する情報提供の拡充などの改善である。

② 災害復旧スタンドバイ借款

上記の「円借款の戦略的活用のための改善策について」では、開発途上国で災害が発生したのちに生じる資金需要に対して迅速な支援を行うべく、借入国からの要請を踏まえてすみやかに融資を実行できるよう、災害発生に備えた融資枠を合意する「災害復旧スタンドバイ借款」の創設が発表されている。この借款では、災害分野での日本の知見や技術が活用されることが期待され、本邦企業にも資することが想定されている。その後、フィリピン、ペルー、エルサルバドルで災害復旧スタンドバイ借款の供与がなされた。

③ 中進国支援、卒業移行国支援

中進国化しつつある国々の新たな課題は、いわゆる「中進国のわな」に陥らないことである。経済成長につれて国内の絶対的貧困層は減り、MDGsの各指標の改善も進んできた。しかし、1日1.25ドル以下で暮らす貧困層は依然として多く、むしろ国内の貧富の格差が拡大した中進国も目立つようになった。そのため、国内格差の存在は、社会全体が発展していくうえで大きな懸念材料となっている。

2011年8月、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合および外務省の「ODAのあり方に関する検討」における議論を受け、中進国と中進国を超える所得水準の開発途上国に対し、具体的なパッケージ型インフラ事業の本邦企業による受注や日本の資源獲得等のために直接的に有効であることが確認でき

る場合には、戦略的かつ例外的に円借款を活用していくこととした。

また2013年4月には、円借款供与条件の改定がなされ、従来の中進国支援の協力分野（環境、人材育成、防災・災害対策、格差是正の4分野）に「広域インフラ」と「農業」が追加された。加えて、これらの分野以外でも、わが国の知見や技術が最大限活用できるなど、日本として戦略的意義が認められる場合には円借款の供与（原則として変動金利を適用）を行うこととなった。

中進国・卒業移行国支援の事例としては、トルコの「地方自治体インフラ改善事業」（2015年度）やチュニジアの「スファックス海水淡水化施設建設事業」（2017年度）などがあげられる。

◆円借款の戦略的活用

——国民理解の促進と経済社会開発への支援

2013年3月、本邦企業によるインフラシステムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の確保など、わが国の海外経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図ることを目的とし、閣僚レベルによる第1回「経協インフラ戦略会議」が開催された。同会議は、2018年9月末までに38回開催されている。同会議を通じて、「インフラシステム輸出戦略」（2013年5月）が決定され、その後定期的にフォローアップがなされるとともに、「質の高いインフラパートナーシップ」（2015年5月）、「『質の高いインフラパートナーシップ』のフォローアップ」（2015年11月）も発表され、以下の新たな円借款制度が導入されることとなった。

(1) セクター・プロジェクト・ローン（2014年6月）

円借款事業の迅速化の施策の一つとして、複数事業に対して包括的に交換公文（E/N：Exchange of Notes）を締結する供与方式「セクター・プロジェクト・ローン」（SPL）が発表された。SPLは同一国・同一セクターの複数事業に対し、一つのE/Nで包括的に円借款を供与するものであり、手続きの効率化により迅速化が図られ、類似事業の同時進行による相乗効果等が期待されている。実績は表2-2のとおりである。

(2) PPPインフラ整備促進に向けた円借款による包括的支援（2013年5月）

「インフラシステム輸出戦略」において「日本の

表 2-2 セクター・プロジェクト・ローンの承諾実績

(単位：億円)

国名	E/N			L/A		
	案件名	締結年度	金額	案件名	承諾年度	金額
インドネシア	地熱開発促進プログラム	2011	552.99	地熱開発促進プログラム（トゥレフ地熱発電事業（詳細設計等））	2012	51.04
				地熱開発促進プログラム（フルライス地熱発電事業（詳細設計等））	2015	6.57
				案件未確定	未締結	—
				案件未確定	未締結	—
コスタリカ	グアナカステ地熱発電セクター・ローン	2013	560.86	グアナカステ地熱発電セクター・ローン（ラス・バイラスII）	2014	168.10
				グアナカステ地熱発電セクター・ローン（ボリンケンI地熱開発事業）	2017	259.91
				案件未確定	未締結	—
ウズベキスタン	電力セクター・プロジェクト・ローン	2014	868.39	トゥラクルガン火力発電所建設事業	2014	718.39
				電力セクター能力強化事業	2014	30
				タシケント熱電併給所建設事業	2015	120

※2018年9月末時点

優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につながるよう（中略）円借款を戦略的に展開する」とされたことを受け、これを具体化する形で以下の各種新制度が順次導入された。ただし、下記①のVGF円借款と③のPPPインフラ信用補完スタンバイ借款については、2018年9月末現在、実績はない。

① VGF（Viability Gap Funding）円借款

途上国政府の実施する電力・水・交通等のインフラ事業に本邦企業が出資し、途上国政府が民間事業者に採算補填を実施する場合、その補填の原資として円借款を利用する制度。

② EBF（Equity Back Finance）円借款

途上国政府・国営企業等と本邦企業が出資する電力・水・交通等のインフラ整備事業等に対して、途上国側の出資金の原資を円借款として貸し付け、官民連携（PPP）によりインフラ整備を促進する制度。この制度を活用し、2015年12月にバングラデシュでEBF事業を含めた「外国直接投資促進事業」が実現した。

③ PPPインフラ信用補完スタンバイ借款

途上国政府によるオフテイク契約の履行保証や、短期の流動性供給に必要な資金を確保するために、同政府の要請に基づき当該資金を円借款として貸し付ける制度。政府とオフテイカー（引き取り手）の信用力を補完することにより、官民の適切なリスク・シェアリングに基づくPPPインフラ整備を促進することを目的とする。

◆制度の拡充

(1) 借款における外貨建ての活用（2013年～）

2012年11月に日本政府が発表した「外貨返済型円借款の導入について」に基づき、償還期間15年（うち据置期間5年）および20年（うち据置期間6年）の期間短縮化オプション適用で、かつ借入国から要望がある場合は、米ドルを返済の適用通貨とする外貨返済型円借款を2013年1月に導入した。その後2015年11月に発表された『「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ』により、中進国以上の国に対しても外貨返済型円借款の適用が可能となった。

次いで、2015年11月にはドル建て借款の創設が発表され、2016年4月に一般条件の供与条件が設定されて運用が開始されたことを受け、開発途上国は直接JICAからドル資金を借り入れることができるようになった。ドル建て借款の貸付条件は、期待調達コストを上回る変動金利を設定し、全途上国で同一金利を適用することとした。また、償還期間は15年（うち据置期間は5年）、20年（同6年）、25年（同7年）から選択可能となっている。制度導入後、初の事業として、ジャマイカ向け「エネルギー管理及び効率化事業」（2017年度）に対してドル建て借款が供与されている。

(2) ハイスpekク借款（2015年11月）

「質の高いインフラ」を推進すると特に認められる事業に対し、譲許性の高い借款を供与することが盛り込まれた。ハイスpekク借款適用の可否は、個別具体の事業に即して検討される。2018年9月末現在、同借款適用の実績はない。

(3) サブ・ソブリン円借款 (2015年11月)

開発途上国では多様な開発ニーズがあり、政府のみならず、政府機関、地方公共団体が行う地域の経済および社会の開発に資する事業に対しても円借款を供与している。こうした状況を踏まえ、2015年11月、日本政府は「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策として、途上国のサブ・ソブリン主体に対して円借款を直接供与する際の政府保証の例外的な免除について、関係閣僚会議においてケース・バイ・ケースで決定することを公表した。ただし2018年9月末現在、サブ・ソブリン円借款が適用された実績はない。

❖ 円借款事業によるソフト面の支援と円滑な実施に向けて

(1) 制度づくり支援

円借款事業によるインフラ整備など「ハード面」での支援の重要性に加えて、円借款事業実施に関連した開発政策の提言や事業実施能力強化といった「ソフト面」での支援を積極的に推進することにより、開発の効果が適切に発現されるための制度づくりを支援した。具体的には、有償資金協力促進調査(SAF)等により、開発途上国の諸問題に対する政策提言業務を強化するとともに、円借款事業における技術支援等のソフトコンポーネントや構造調整型借款を通じ、途上国側の自助努力を促すことなどがあげられる。

このような「ソフト面」の支援は、新JICAにおいては、円借款事業のソフトコンポーネントに加え、有償勘定技術支援(第1部p.92参照)の実施により強化している。また、「質の高いインフラパートナーシップ」でも有償勘定技術支援の活用が謳われている。

(2) 案件監理強化

円借款事業の実施状況に鑑みると、借入国における実施手続きの不慣れや、政権交代や経済状況の変化などに伴い、入札や調達に関する遅延が生じ、借入国において円借款事業の期限内の実施が困難になるケースがみられた。こうした事態を未然に防ぐため、2006年3月31日に「円借款制度の改善について」を公表し、貸付契約(L/A)の期限延長を行う際に延長年数等に応じたチャージ(期限延長チャージ、0.2%)を原則課すことで、円借款事業の期限内実施に対するインセンティブを高めることとした。

その後、2007年3月30日に発表された「円借款制度の改善について」では、より効率的かつ円滑な事業実施の促進を図るため、その期限延長チャージ(0.2%)および従来より課してきた貸付実行チャージ(0.1%)に代わり、L/A発効後の未貸付残高に応じ年0.1%のコミットメント・チャージを課すこととなった。

その後、円借款の魅力向上の観点から2013年4月にこれを廃止し、代わりに円借款供与時に供与金額の0.2%をフロント・エンド・フィーとして徴収することとした。これは、貸付実行期限を延長することなく完了した場合、フロント・エンド・フィーの半分にあたる0.1%相当分を遡及的に免除することにより、借入国に対して円借款事業実施迅速化へのインセンティブを付与するものである。

JICAは、在外事務所等と本部の一体的な案件監理の強化や実施機関との定期的な進捗の確認の徹底、コンサルタントや工事受注業者との密な情報交換に加えて、問題事案が発生した際の有償勘定技術支援を活用した問題解決に向けた取り組みなどを通じ、案件監理の強化を進めている。

(3) 円借款業務の迅速化

円借款業務の迅速化により、開発事業の効果発現を促進するとともに、わが国の援助の戦略的な有用性を高めることが期待されている。その方策の一つとして、2003年12月26日付「円借款業務の迅速化について」で日本政府が公表した標準処理期間の導入をはじめ、要請から供与決定までの迅速化について具体的な取り組みを進めてきた。

また2007年1月には、借入国およびわが国産業界からの要望や、新JICA発足の動きなどを踏まえ、上述の要請から供与決定までの迅速化のみならず、案件形成から事業完了までの一連の手続きを点検し、さらなる迅速化に向けて以下の具体的施策を実施することとなった。

- ① JICAが案件形成に関与する事業のうち、案件形成から工事等契約まで7年以上かかっているものについて、先方政府の協力を得つつ、期間の半減に向けて努力する。
- ② 円借款要請からL/A調印までの期間についてすでに設定している標準処理期間(9ヵ月)の遵守をさらに推進し、期間内に処理できた割合を2007年度供与分から公表する。

③コンサルタントおよび本体工事の調達に要する期間を2年以内に短縮することを目標とする。

2015年11月に発表された『「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ』では、外交上重要な事業に対する早い段階での「プレ・プレッジ」^{●13}の実施、フィージビリティ調査（F/S）を実施したコンサルタントとの随意契約による詳細設計の実施とともに、「OECD通報の前倒し」の着実な実施を通じて、重要事業の政府関係手続き期間を最大約1年半まで短縮し、その他事業についても最大約2年まで短縮するとしている（従来の手続き期間は約3年）。

また、2016年5月に日本政府が発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」では、円借款のさらなる迅速化に向けて「F/S調査開始から着工までの期間を最短1年半に短縮」するとした。具体的には、重要事業における協力準備調査の早期実施や、詳細設計の部分先行実施による着工・部分開業などを通じて迅速化を図っている。

具体的な事例として、インドネシアの「パティンバン港開発事業（第一期）」（2017年度）があげられる。この事業は、G7伊勢志摩サミットアウトリーチ会合で両国の象徴的事業として協力して実施することが合意されたものである。具体的には、先行調査の活用による協力準備調査期間の短縮、有償勘定技術支援での詳細設計による入札準備の先行実施、入札における事後資格審査（Post-qualification）の採用といった策を組み合わせることによって事業実施の大幅な迅速化が図られた。

◆さらなる拡充に向けて

日本政府が掲げる質の高いインフラ投資を推進するため、円借款の制度拡充や支援規模の拡大および迅速な実施が進められている。

本邦企業の優れた技術を活用した大型インフラ事業への円借款による支援は、拡大傾向にある。JICAの実施体制や財務基盤への影響、本邦企業の供給能力や入札の競争性確保などについて十分留意しつつ、引き続き支援拡大を進めていく。

また、開発途上国への資金流入に占める民間資金

の割合が増加しており、従来円借款を活用しインフラ整備を実施していた途上国政府からも、PPPによるインフラ開発への期待が高まっている。しかし、多くの途上国政府ではPPP関連の法律・制度が依然として未整備であり、民間投資を促す事業の形成には至っていない。そのため、新たに創設されたPPP関連の円借款制度や制度構築のための技術支援および海外投融資等を通じて、民間資金を動員した支援を実施することが期待されている。

JICAは、これまで事業を通じて培ってきた途上国政府・本邦企業からの信頼に基づき、途上国の多様な開発ニーズに対応した支援を行っていく必要がある。

2 海外投融資

◆海外投融資の役割

開発途上国において、インフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの開発効果の高い事業を行う本邦企業等に対して、「融資」や「出資」を行う制度が海外投融資である。

実際のところ、途上国の社会開発やインフラ開発のニーズに対し、途上国の政府予算やODAのみで解決することは不可能である。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）にもみられるように、国際的に官民が協働で途上国の開発課題に取り組むことが重視されている。

途上国での民間事業は、雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果の発現に貢献しており、本邦企業の持つ優れた技術やノウハウは途上国からの期待も大きい。他方、途上国での事業には高いリスクや低い収益見込みといった障壁があるため、一般の金融機関からの融資が受けにくい状況にある。海外投融資は、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、資金面から支えることにより、途上国の民間投資促進の触媒機能を果たしている。

海外経済協力基金（OECF）による海外投融資は

●13 関心表明。迅速な案件の形成・供与検討・実施促進を目的に、日本政府が相手国政府に円借款供与の決定を通報する「プレッジ」よりも早い段階で、円借款による案件実施の関心表明を行うこと

1970年代から始まり、資源開発案件などの途上国の大型プロジェクトを数多く手がけ、途上国の開発と本邦企業の海外展開を支援してきた。その後も1980～90年代に事業を展開してきたが、2001年に行財政改革の一環で、新規事業に対する海外投融資はいったん廃止された。その後、途上国開発における民間セクターの役割が大きくなり、新興国や途上国に流入する民間資金が急速に拡大したことを背景に、海外投融資の役割が再認識された。海外投融資の事業実施体制を検証する導入期間を経て、2012年10月に海外投融資の本格再開が日本政府により決定された。

◆海外投融資の事例

(1) ティラワ経済特別区開発事業

(出資：2014年度、融資：2017年度)

この事業は、ミャンマーのヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区（SEZ）で工業団地開発・販売・運営を行うものである。2015年9月に完成したA区域と呼ばれる400ha分の工業団地では、2018年9月時点ですでに5000人以上の雇用が創出されている。なお、JICAは海外投融資による共同事業体への出融資に加え、円借款を通じて、ミャンマー政府による道路や電力、港湾といった周辺インフラの開発を支援するほか、技術協力を通じて、工業団地内

column »

モンゴル「ツェツィー風力発電事業」

(海外投融資)

2016年9月、JICAはモンゴルのゴビ砂漠地帯に建設予定の「ツェツィー風力発電事業」（50メガワット）に対する融資契約を締結した。融資先であるClean Energy AsiaはソフトバンクグループのSBエナジーとモンゴル企業のNewcomが共同で設立した特定目的会社だ。

この融資は海外投融資として3つの「初」を持つ。すなわち、初めての再生可能エネルギー分野でのプロジェクトファイナンス方式での融資であり、初めての米ドル建て融資であり、そして初めての欧州復興開発銀行（EBRD）との協調融資である。

また、事業実施に際し、モンゴル政府が整備する関連変電所設備の資金を日本政府がEBRDに設けた日本・EBRD協力基金を活用したことも特筆される。JICAとEBRDの協調融資があったからこそ、この基金が活用できたといえよう。

ただ、協調融資に関しては最初から順調だったわけではない。当初はJICA海外投融資業務が再開されたばかりで、EBRD側に同スキームの内容が知られていなかった。また、EBRD自体も協調融資にあまり乗り気ではなかった。双方の担当者が長い時間をかけて議論を重ねることで、協力体制を構築していったのである。

実は、この事業では地域部と事務所の協力も受けながら審査に1年近く費やした。実績に乏しいモンゴルでの再生可能エネルギーの電力買取制度の持続可能性

や電力買取契約の妥当性など、多岐にわたる検証が必要だったからだ。ところが、融資契約調印以降はきわめて順調で、この規模の事業としては異例の、調印から1年という短期間で完工し、2017年10月には稼働を始めた。

ちなみに、稼働開始に先立つ2017年3月、本事業は、世界的な業界紙「インフラストラクチャー・ジャーナル」より、エネルギー・インフラ開発分野の優れた融資プロジェクトとして「IJ Global Awards 2016」を受賞した。事業の関係者は、本事業をきっかけにゴビ砂漠が再生可能エネルギーのハブとなり、ゆくゆくは電力がモンゴルの最大の輸出品になると期待を述べている。



モンゴルのツェツィー風力発電所

の行政サービスの向上などを支援している。

(2) ツェツィー風力発電所建設事業

(融資：2016年度)

この事業は、モンゴル国内の電力需給逼迫の緩和への貢献と自然エネルギーの促進を目的として、同国ウムヌゴビ県ツォグトツェツィー郡に出力規模50メガワットの風力発電所を建設するものである。再生可能エネルギー分野におけるJICA初のプロジェクトファイナンス案件であり、同国の持続的な経済発展と気候変動の緩和に寄与している。

(3) 日本ASEAN女性エンパワーメントファンド

(出資：2016年度)

この事業は、ASEAN諸国を中心とするアジア地域において、貧困層の女性などの金融サービスへのアクセスを向上させることで女性のエンパワメントを支援しているマイクロファイナンス機関に対し、ファンド経由で出資を行うものである（海外投融資再開後初のマイクロファイナンス機関向けファンドへの出資）。このファンドには、JICAのほか、国内機関投資家やJBICも出資を行っている。

(4) マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業

(融資：2017年度)

この事業は、フィリピンのマニラ首都圏西地区で上下水道事業を運営しているマニラッド社への融資を通して同社の実施している無収水対策事業を支援し、漏水等を防止して効率的な水供給の実現を図り、同地区の上水道サービスの改善に寄与することを目的としている。また、同事業はJICA海外投融資再開後初の本邦民間金融機関との協調融資案件であるとともに、海外投融資初の現地通貨建て融資であり、JICAはフィリピンペソ建てで融資を行い、事業者の為替リスク負担の軽減を図っている。

❖ 支援の拡大と海外投融資のインパクト

世界的に財政上の制約があるなか、SDGs達成の手段として、民間資金動員の重要性が高まっており、

国際開発金融機関や二国間開発機関は民間向けファイナンス業務を拡大してきている。JICAに対しても、インフラ需要の拡大に伴い海外投融資に大きな期待が寄せられており、民間資金の動員を通じて開発課題の解決に取り組むうえで効果的・効率的な支援ツールとして一層の役割を果たしている。また、民間企業からも既存の金融機関では対応できないリスクマネーの供給や、JICAが政府機関として関与することで受入国政府の義務履行意思を確保するいわゆる「ソプリフック」に対する期待が高まっている。これらを踏まえ、中長期的には、開発途上国の一人当たり所得の増加に伴い、相対的に海外投融資のニーズが高まっていくものと考えられる。

海外投融資再開後の新規承諾は、2011～2014年度には毎年度1～2件にとどまっていたが、民間企業に海外投融資制度の認知が進んだことなどの結果、2015年度4件、2016年度6件、2017年度6件と増加傾向にある。特に、国際金融公社（IFC）、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）といった国際開発金融機関との協調融資を通じた支援実績が目立ってきている。なかでも、ADBが管理するアジアおよび大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金（LEAP）に対し、2016年3月にJICAが最大で15億ドルを出資することで合意した。また、IFCとは2017年5月に業務協力覚書を締結し、5年間で各々15億ドルの協調融資を目指す旨合意するなど、国際機関との協働を通じた途上国・地域の経済社会開発の貢献が進んでいる。

同様に、二国間開発機関とも随時、意見交換を行い、今後の連携にかかわる協議を継続している。特に、米国の海外民間投資公社（OPIC：Overseas Private Investment Corporation）とは、2018年9月に業務協力覚書を締結し、途上国における民間セクター向け支援を協調して推進することで合意している。

Ⅲ 無償資金協力

1 制度の変遷

◆実施状況と支援対象

(1) 所掌とサブスキーム

無償資金協力とは、被援助国である開発途上国に返済義務を課さないで資金を供与する援助の形態である。日本では、1968年に食糧援助をもって外務省により開始された。JICAでは、1978年から無償資金協力の一部の本体事業の実施促進業務を担っており、1988年の行政監察の勧告をきっかけに本体予算のJICA移管が検討されてはいたものの、数年の準備ののち、見送りや再検討が繰り返されていた。その後、検討開始から20年の時を経て、2008年10月の統合の際に、無償資金協力の一部の本体事業の実施監理業務が移管された。2008年に移管されるまで、JICAが行っていた事前の調査および無償資金協力本体事業の実施促進の所掌は表2-3のとおりである。また、2008年以降の事前の調査および実施監理の所掌は表2-4、2014年度にサブスキームによる区分が廃止されてからのJICAと外務省の所掌は表2-5のとおりである。

なお、外務省所掌のサブスキームの実施促進をJICAが実施した事例として、2005年10月のパキスタン地震の際の「地震復興のためのノン・プロジェクト無償資金協力」^{●14}（2005年度）、およびウズベキスタンの「国境税関大型貨物用検査機材整備計画」、ベトナムの「ハイフォン港税関機能強化計画」^{●15}（ともに2009年度の「テロ対策等治安無償資金協力」）

などがある。

(2) 支援対象

無償資金協力の支援対象は、ODA大綱の精神に則り、原則としてOECD開発援助委員会（DAC）被援助国リストの中の世界銀行の融資ガイドラインにおける貧困国や低所得国とされていた。なお、近年は外交政策や政府の進めるインフラ海外展開戦略による個別判断により、中所得国以上への実施も行われている。

◆予算と実績

1990年度に2000億円を超えていた無償資金協力の本体予算は、1997年度の2635億円をピークに、独立行政法人化が行われた2003年度には1895億円と2000億円を下回り、本体業務の一部移管が行われる2008年度には1747億円まで落ち込んでいる。その後、微増減はあったが再び2000億円を超えることはなく、2018年度予算は1604億7100万円となっている。

全体予算に対するJICA実施促進担当分の予算については、本体一部移管が行われた2008年度で全体予算の6割強であった。2008年度に一部移管されるまでの10年間は、全体予算の6割前後がJICA実施促進担当分として推移していた。2009年度以降からのJICA担当分の実績は、無償資金協力全体の実績額の6割から7割弱で推移している。なお、2008年度以降も、移管されていない本体事業の一部を実施促進として担当していることがあるため、JICA担当分実績としては実施監理と実施促進担当の両方が含まれている。

◆実施体制の変革

20世紀末からの20年の間に、JICAの無償資金協力

表 2-3 2008年10月本体一部移管前のJICAの事前の調査および実施促進の所掌

(○がJICAの所掌)

予算区分	サブスキーム	事前の調査	実施促進
経済開発等援助費（外務省）	一般プロジェクト無償	○	○
	債務救済無償（2003年度廃止）	×	×
	ノン・プロジェクト無償	×	×
	草の根・人間の安全保障無償	×	×
	日本NGO支援無償（草の根無償）	×	×
	留学研究支援無償（2007年度から人材育成研究支援無償）	○（うち留学生支援無償のみ）	○（うち留学生支援無償のみ）
	テロ対策等治安無償	○	○
	防災・災害復興支援無償	○	○
	コミュニティ開発支援無償	○	○
	貧困削減戦略支援無償	×	○
	水産無償	○	○
	文化無償	○（一部）	○（一部）
	緊急無償	×	×
食糧増産等援助費 （2005年から経済開発等援助費に統合）	食糧援助（KR）	×	○
	食糧増産援助（2KR）（2005年度から貧困農民支援）	○	○

表 2-4 2008年10月以降のJICAの事前の調査および実施監理の所掌

(○がJICAの所掌)

予算区分	サブスキーム	事前の調査	実施監理
経済開発等援助費	一般プロジェクト無償	○	○
	ノン・プロジェクト無償	×	×
	紛争予防・平和構築無償	○（一部）	○（一部）
	草の根・人間の安全保障無償	×	×
	日本NGO支援無償	×	×
	人材育成研究支援無償（2010年度から人材育成支援無償、2015年度から人材育成奨学計画）	○	○
	テロ対策等治安無償	○	○（2009年度までは実施促進）
	防災・災害復興支援無償	○	○
	コミュニティ開発支援無償	○	○
	貧困削減戦略支援無償	×	○
	環境プログラム無償（2010年度から環境・気候変動対策無償）	○（一部）	○（一部）
	水産無償	○	○
	文化無償	○（草の根文化無償を除く）	○（草の根文化無償を除く）
	緊急無償	×	×
	貧困農民支援	○	○
食糧援助（KR）	×	○（2010年度から外務省実施）	

表 2-5 スキーム区分廃止後のJICAの事前の調査および実施監理の所掌

(○がJICAの所掌)

	事前の調査	実施監理
施設機材等調達方式	○	○
包括方式	○	○
財政支援方式	×	○
国際機関連携方式	×	○（要請段階から関与している案件）
調達代理方式	○	○
緊急方式	×	×
草の根方式	×	×
草の根文化方式	×	×
日本NGO連携方式	×	×



無償資金協力（ヌアディブ漁港拡張整備計画、2013年）により整備されたモーリタニア・ヌアディブ漁港の栈橋（左側、右側は既存施設）

●14 実施促進業務の根拠は、旧国際協力機構法第13条第2項イ（2）による。

●15 両案件ともに、実施促進業務の根拠は、国際協力機構法第13条第1項第3号ロに基づいた外務大臣通知による。

では二度の大きな実施体制の変革が行われた。量から質への議論を受け、無償資金協力事業の事前の調査、実施の促進、事後のモニタリングの各段階におけるきめの細かい案件監理を実現し、さらに実施効果の早期発現と最大化、持続性の確保のために迅速かつ適切な対応ができる体制づくりが求められた。1990年代後半から行われていた国際協力事業団全体の組織改革の議論の流れのなかで、無償資金協力関連の業務を一元管理し、事業の各段階の案件審査機能を強化する体制の整備も進められ、1999年度に「事前の調査」を担う無償資金協力調査部と「実施の促進、事後のモニタリング」を担う無償資金協力業務部の2部を統合して無償資金協力部が新設された。

また、同年にJICAは、実施の段階において被援助国政府が従うべき手続きについて取りまとめた「無償資金協力調達ガイドライン」を策定した。そして、被援助国政府と日本政府により交換公文（E/N）と同時に交わされる合意議事録（Agreed Minutes）において、「実施の促進」業務を担当する機関としてJICAが指名され、無償資金協力調達ガイドラインに従って実施することが記載されることになった。こうしてJICAは、この無償資金協力調達ガイドラインに基づき、外務省の無償資金協力業務の実施を促進する役割を担うことが対外的に明示された。

なお、2003年の独立行政法人化に際して国際協力事業団法が廃止され、国際協力機構法が制定されたが、無償資金協力のJICAにおける実施体制の変更はなく、外務省と独立行政法人としてのJICAの性格に鑑みた役割分担の明確化が行われた。

ODAの企画・立案については、2006年2月の海外経済協力に関する検討会の最終報告書や、自民党の海外経済協力に関するワーキングチームの最終報告書などを受けて、閣僚級の「海外経済協力会議」が新設され、これを頂点としつつ、外務省が外務大臣の下にODAの企画本部を設けて調整の中核を担う体制が確立された。

統合後の国際協力機構法の改正により、無償資金協力については、外務省から一部本体事業の業務移管も行われた。2008年10月の統合時の体制整備で、事前の調査は他スキームの事前の調査と統合されて協力準備調査と名称を変更し、分野ごとに5つの各課題部が担当することになった。また、実施監理と

事後モニタリングは業務部門を残した無償資金協力部を名称変更した資金協力支援部（現在の資金協力業務部）が、本体業務移管に伴って生じた資金管理は債権管理部（現在の管理部）が、制度全体は企画部が担当するという整理となった。

2 支援効果向上への取り組み

◆国際社会の多様化するニーズ

無償資金協力は、従来、道路や橋、送・配電設備の整備などの社会・経済の基盤づくりや、教育、感染症や子どもの健康などへの対応といった開発途上国の将来の国づくりの基礎となる協力を幅広く行っている。近年は、これらに加え、SDGsの達成、環境、防災・災害復興、平和構築、テロ・海賊対策、投資環境の整備、資源エネルギーなど対象分野が多様化している。また、日本の優れた技術や製品など日本の品質の高さを海外に展開していくことにも貢献し、日本再興戦略／インフラシステム輸出戦略をはじめとするわが国重要政策実現の一翼を担っている。

◆プログラムアプローチによる案件形成

無償資金協力は、外交政策上の重要性によりその実施が決定されることが多い。しかしながら、無償資金協力単体で実施することには、その開発ニーズの高さに比して、成果発現や持続性に限界がみられることがある。1990年に入り、開発ニーズに応えるという観点から、開発調査による事前の計画づくりや技術協力による実施体制と能力構築といった、他の援助手法との連携が議論されるようになった。

1999年度の地域部発足に伴い、国ごとに支援重点課題が整理され、各課題に応えるために協力成果の最大化を目指したプログラムに従って体系的にプロジェクトを形成し、プロジェクト間の相乗効果をあげるプログラムアプローチが強化された。無償資金協力もプログラムの一部としての役割を担い、技術協力との連携による相乗効果が図られるようになった。また先に見たとおり、多様化する国際社会のニーズに応じていくために2008年の統合前から、無償資金協力、有償資金協力、技術協力という援助手

法を有機的に組み合わせたプログラムが積極的に形成され、さらなる相乗効果と開発効果の向上が図られてきた。

❖ 二国間の関係強化

1990年代に入ると、二国間の関係強化という観点から「顔の見える援助」の機運が高まり、銘板設置場所の検討や、物品へのODAステッカー貼りつけの徹底など、日本からの支援という軌跡を残すことがより強化されていった。通常のラベルにとどまらず、例えばスーダンの廃棄物処理トラックに、現地で絶大な人気を誇る日本の漫画キャラクターの「キャプテン翼」が描かれ、ごみ収集の意識向上に一役買ったといった例もある。

また、開発途上国の政府の発意で、無償資金協力を日本との友好関係の証として捉え、象徴的な命名を行うものもある。カンボジアでは、国道7号線につながるメコン架橋を日本語の「絆」から通称「きずな橋（スピエン・キズナ）」と命名、国道1号線につながるネアックルン橋は、2羽の鳥が手を取り合い、つばさを広げているように見えることから、通称「つばさ橋（スピエン・ツバサ）」と命名されており、現地通貨の500リエル紙幣には、カンボジ



無償資金協力（キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画、2009年）により整備された道路

ア・日本の国旗とともに、きずな橋とつばさ橋が描かれている。コンゴ民主共和国では、首都の幹線道路の一つであるポワ・ルー通りが「コンゴ・日本大通り」と命名されている。このような事例は協力対象国に多くみられ、わが国の長年の協力が良好な二国間関係の強化に大きく貢献しているといえる。

❖ 帰国留学生の活躍

日本政府の「留学生受入10万人計画」のもと、1999年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業、人材育成奨学計画（JDS^{●16}）では、2018年度の受け入れ数を加えて、述べ4300人を超える留学

column »

人材育成を通じた 旧ソ連諸国の独立・体制移行支援

1991年のソビエト連邦の崩壊に伴い、独立を果たした中央アジア・コーカサス諸国は、ソ連時代のモスクワを中心とする中央集権の計画経済体制から市場経済体制へと移行し、独力で新しい国づくりを行うこととなった。

そうしたなか、日本政府・JICAは、他国にさきがけて独立直後より支援を開始し、経済発展に向けたインフラ整備、市場経済化に向けた法整備支援や人材育成、保健医療を含む社会セクターの再構築支援等、多岐にわたる支援を行ってきた。

特に、人材育成面では、研修員の受け入れ、専門家

の派遣、日本人材開発センターを通じたビジネス人材の育成など、新しい国づくりに必要な人材の育成に注力した。なかでも、人材育成奨学計画（JDS）では、これまでウズベキスタン、キルギス、タジキスタンの若手行政官、計534人（2017年度まで）を支援してきており、その多くが、帰国後、国づくりの中心的な役割を担っている。例えば、キルギスではJDS留学生で初めてとなる閣僚（法務大臣）を輩出したほか、経済省次官等を輩出し、タジキスタンでも観光開発委員会副委員長（副大臣級）や大統領府副首相顧問、ウズベキスタンでも国民教育省副大臣を輩出するなど、各国の中核で国づくりに大きく貢献している。

中央アジア・コーカサス諸国は、独立直後の最困窮期に日本政府・JICAが手を差し伸べてくれたと、忘れることなく感謝を示し続けてくれており、そのことが、今日の日本・JICAに対する好感度や期待の高さにつながっている。

生を受け入れてきた。留学生の多くは、帰国後、政府の要職に就くなどして母国の発展のために活躍している。キルギスでは2016年にJDS留学生が法務大臣に就任しているほか、他国においても副大臣、事務次官などに就任している事例が続いている。このように、留学生らも、日本の良き理解者として両国友好関係の強化に貢献している。

◆他の援助機関、開発パートナー、国内関係機関等との連携

(1) 財政支援（コモンファンドへの拠出）

貧困削減戦略を実施している特定の開発途上国に対する支援では、他ドナーと協調して財政支援を行うことが求められている。この状況に対応するため、必要な資金を供与する無償資金協力として2008年度から財政支援型の無償資金協力が実施されることとなった。事例として、2011年度、2012年度および2014年度にザンビア政府の教育セクター計画を支えるプールファンドに対し、「貧困削減戦略支援無償（教育）」として、各3億円の供与が行われた。

(2) 国際機関連携による実施（紛争地支援）

冷戦後、国際社会では地域紛争が頻発し、さらに米国同時多発テロ以降、紛争の様相が複雑化するなかで、難民支援や紛争後の復興支援へのニーズが高まった。それまでであれば、治安面や社会インフラの未整備といった状況から無償資金協力事業の実施を見合わせていた地域においても、ニーズに応じていくことが求められた。こうした地域では、国連安全保安局（UNSS）安全管理部隊を含む国連の複数の機関が現地で活動していることを生かし、国際機関経由の無償資金協力による難民支援や、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）を調達代理機関としたアフガニスタンにおける無償資金協力などが実施されている。

(3) 日本国内の地方自治体との連携

開発途上国におけるニーズは多様化しており、きめ細やかな対応が求められている。日本の地方自治体は、都市をめぐる幅広い課題に対応してきた経験を蓄積しており、類似の課題に直面する途上国の諸都市に対し、知見を提供することができる。技術協力とも連携しながら上下水道や廃棄物処理などの分野で地方自治体の技術・ノウハウを途上国支援に生かした無償資金協力が実施されている。

3 無償資金協力の成果

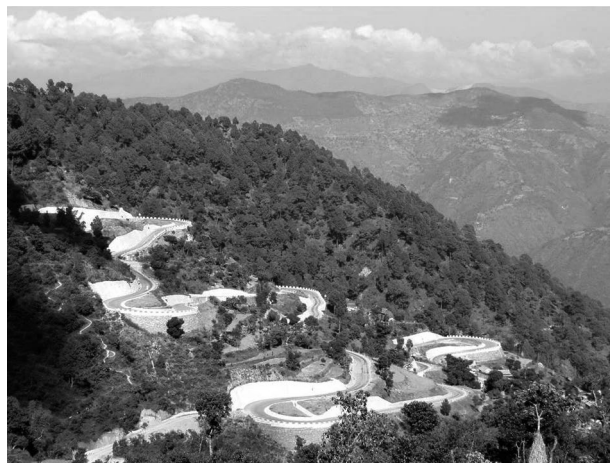
◆国際社会での評価

(1) 災害に強い施設と施工技術

近年、世界各国で頻発している大規模な自然災害においても無償資金協力により建設された施設が多くの人命を救ったり、復興・復旧のために活用され、日本の協力の評判を高めている。

2004年末にアジアを襲ったスマトラ沖大地震・インド洋津波の被災国の一つであるモルディブの首都マレでは、日本の支援で建設された防波堤が住民を守った（VI p.192参照）。過去に何度もサイクロンの襲来で多大な被害を出していたバングラデシュでは、サイクロンシェルターと気象レーダーに関する累次の協力の結果、予警報機能や避難体制が強化され、かつては数十万人単位であった犠牲者数が大きく減少した。2009年にホンジュラス北部のカリブ海沖でM7.3の地震が発生したときには、無償資金協力で建設されたデモクラシア橋は落橋しなかったが、横にあった旧橋がその地震により落橋し、多くのホンジュラスの人々に対し、日本の質の高い橋の建設技術を示すこととなった。

1996年に着工し、2015年に全線開通したネパールのシンズリ道路は、首都カトマンズ近郊と南部の穀倉地帯を結ぶ総延長160kmの幹線道路で、1300mの高低差がある。山岳部では、道路建設に加えて斜面



2015年に全線開通したネパール・シンズリ道路

整備を実施したが、その建設技術の確かさから、開通直後に発生した大地震でも大きな被害はなく、震災後の救助や救援物資の輸送などに大きな役割を果たした。

災害頻発国である日本ならではの防災関連の技術と施設にかかわる協力が国際的に評価されている。

(2) 国際回廊の整備

20世紀最後の10年はグローバル化の10年であった。21世紀に入るとさらにグローバル化の勢いは増し、国境を越えた経済交流が拡大して、世界経済の成長が加速化する。無償資金協力は、これらの経済成長を支えるための国際的な回廊整備に大きな貢献をしている。カンボジアの国道1号線、ネアックルン橋（通称つばさ橋）の整備により、ベトナム、カンボジア、タイを結ぶ南部経済回廊が国境を越えた物流の大動脈としてつながり、2015年末に発足したASEAN経済共同体の経済成長を支えている（第1部 p.112参照）。

(3) 現地からの感謝の声

現地の道路や橋が整備される、学校や病院が建設

されるといったように、実際に目に見えるモノができあがる無償資金協力は、完工式典などの機会に大々的に現地で報道されることが多く、開発途上国における日本の知名度と好感度向上に大きなインパクトを与えている。日本人にはほとんど知られていない遠い国の国民が、日本人というだけで通りすがりに協力への感謝を述べてくるといったことも稀ではない。

こうした例や、前述のJDS留学生事業のような長期の協力の積み重ねが、例えば阪神・淡路大震災や東日本大震災のときなどに途上国から次々と届いた支援物資や応援メッセージにつながっていると考えられる。最近では、西日本豪雨被災地に、同じく台風ヨランダによる洪水被害の復興支援で建てられたフィリピン小学校の子どもたちから手紙と応援メッセージ動画が届けられた。

◆より効果的・効率的な無償資金協力を目指して

(1) 成果の持続性の確保に向けて

施設を建設して、あるいは機材を設置して完了と

column »

ネパール・シンズリ道路

2015年4月25日「ネパール地震」が発生し、9000人に近い死者、2万人を超える負傷者を出した。この地震によって首都カトマンズと国内外を結ぶ主要道路は寸断されたが、物流のライフラインをつないだ道路がある。無償資金協力により建設されたシンズリ道路だ。

シンズリ道路は全長160kmの山岳道路である。着工は1996年11月、全線の建設に約20年の年月を要し、2015年3月に竣工した。新設の山岳道路というその特徴から、標高差のある山を切り拓き、斜面を安定させるための土木工事が多く、掘削された土の量は約240万㎡、盛土された土の量は約140万㎡。東京ドーム約2個分の土が削られ、1個分を超える土が埋められた。また、斜面を保護するための構造物や、道路の基盤を整備するための土木工事の量は、約94万㎡に上った。建設期間の20年は、ネパールの内戦、そし

て王制廃止から民主化に至る激動の時代と重なり、現場は反政府ゲリラの活動に振り回されたうえ、度重なる自然災害にも見舞われ、施工は困難を極めた（亀井温子『未来をひらく道 ネパール・シンズリ道路40年の歴史をたどる』佐伯印刷、2016年）。

この一大プロジェクトに従事した技術者、労働者の数は延べ580万人、うち日本人技術者はコンサルタントから30人、施工企業から54人、そして多くのJICA職員も活躍した。こうした人々の尽力によって完工したシンズリ道路は、インドと中国という大国に挟まれた山岳小国ネパールの国家としてのレジリエンスを向上させ、周辺地域の経済活動や域内のコネクティビティを活性化させ、さらには教育・医療施設、銀行、役所、NGOへのアクセスを通じて人々の生活の質の向上をもたらした。また施工現場では、日本人の指導により、多くのネパール人の技術者、そして企業が育ち、彼らは海外にまで活躍の場を広げていった。

無償資金協力の目的が、基礎生活分野（Basic Human Needs）の向上であるとするならば、シンズリ道路はまさにその象徴であり、ネパールと日本人の交流の証であるといえるだろう。

なる無償資金協力では、運営・維持管理や必要な施設・備品の更新は開発途上国に委ねることとなる。さまざまな課題を抱えている途上国では、予算の確保などが計画どおりに進まず、持続性が課題となる事例が発生しやすい。持続性の確保を図るためには、支援対象国の事情や状況を十分に加味した計画とすることが有効であり、具体的な運営・維持管理の体制、方法、必要経費を明示するなども含め、事前の調査を充実させることを教訓として得ている。

また、施設の建設などの実施段階において、円滑な工事を実施するためには、地質や水文などの自然条件調査をしっかりと行うことの重要性は言を俟たない。

なお、施設の有効な活用のためには、技術協力を連携して実施することで、さらなる成果発現を促すことに加え、持続性が高まることも実証されており、今後も資金協力と技術協力の連携を推進していく。

(2) 包括的改善に向けたJICAの取り組み

JICAが行う無償資金協力事業については、2008年の統合時における外務省からの業務の一部移管以降、より良い事業実施のための制度や業務の改善、新制度の導入等に取り組んできている。特に2014年以降、包括的改善としてその取り組みを加速してきた。包括的改善においては、主に、①リスク対応能力の強化、②リスクの低減（開発途上国における事

業リスク、無償資金協力の調達制度・契約上のリスク）、③調査内容の充実化、④実施／事後の体制強化、⑤ニーズ対応能力の強化の5点について取り組んできた。これまでに、追加贈与、予備的経費の導入、プログラム型の無償資金協力の実施、贈与契約（G/A）雛形の改訂による先方負担事項モニタリングの強化・履行促進、調達ガイドラインの改訂、建設工事における国際的な標準契約約款に準拠した契約約款の導入、工物品質管理会議の実施、事後監理チェックシート導入など、事業実施段階のリスク回避・低減および品質向上のための制度改善が実現した。

残された課題として、免税の確実な担保を含む先方負担事項の確実な実施、設計変更手続きを含む事業実施の迅速化および柔軟化、世界的な治安リスクへの対応などが必要である。また、法的な制約などから贈与に充てるための無償資金が累積しているが、この推移も踏まえ、無償資金の交付金化の可能性についても検討を進める必要がある。

今後も多様化するニーズに対応するための新しい事業の開拓や手法の導入、無償資金協力の戦略性・予見性の向上や、品質確保・持続性の確保に向けた取り組みを推進していく。また、時代に即した実施体制の改善にも継続的に取り組む必要がある。

IV 市民の国際協力活動への支援

1 ボランティア

◆事業目的の見直し

JICAボランティア事業は、1965年の青年海外協力隊（JOCV）の派遣に始まり、海外技術協力事業団から国際協力機構へと継承されてきた。青年海外協力隊事業は、開発途上国に対する草の根レベルの技術協力であるとともに、わが国の青年の国際理解の促進とこれを通じた青年の育成という3つの側面を有する事業として発足した。その後、独立行政法人化に伴い、法律上は国民等の協力活動を促進・助長する事業として位置づけられた。現在は、青年海外協力隊に加え、シニア海外ボランティア（1990年度発足、ただし1995年度までは「シニア協力専門家」、日系社会青年ボランティア（1985年度発足、ただし1995年度までは「海外開発青年」）および日系社会シニア・ボランティア（1990年度発足、ただし1995



ブータンで農産物加工を指導するシニア海外ボランティア

年度までは「移住シニア専門家」の4つのプログラムを一体的に募集・選考・訓練し、各国へ派遣している。2017年1月には派遣人数（累計）が5万人を突破し、派遣国は96カ国に達した。

2015年度には、青年海外協力隊事業50周年を機に、今後の事業の方向性を検討するため、外部有識者による「JICAボランティア事業の方向性に係る懇談会」を開催した。同懇談会からの提言を受けてボランティア事業の目的を見直すこととし、日本国民の海外渡航が事業発足当初と比べ格段に一般化し、その態様が多様化している現状を踏まえ、「友好親善」「国際的視野の涵養」を事業目的から外し、一方、現地住民と共に取り組むことが事業の意義としてきわめて重要であることから「共生」を新たに加えた。

- ①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- ②友好親善・相互理解の深化 → 異文化社会における相互理解の深化と共生
- ③国際的視野の涵養とボランティア経験の社会還元 → ボランティア経験の社会還元

青年海外協力隊事業は皇室との関係が深く、その歴史は1965年の初代派遣隊員のご接見まで遡る。2005年の40周年および2015年の50周年の記念式典には天皇皇后両陛下にご臨席賜り、また毎年、天皇皇后両陛下および皇太子同妃両殿下によるご接見が出発前の青年海外協力隊員や帰国隊員の代表者などに対して行われている。

事業発足以来50年以上の長きにわたり受け継がれてきた青年海外協力隊の「共に暮らして同じ言葉を話し、現地の文化・習慣を尊重し、共に困難を乗り越えていく草の根レベルの協力活動」は国内外で高く評価されており、2016年8月には、アジアのノーベル平和賞といわれる「ラモン・マグサイサイ賞」

を日本の団体として初めて受賞した。皇后陛下は同年の1年を振り返っての嬉しいニュースとして青年海外協力隊の同賞受賞に言及された。

◆新たな課題への取り組み

(1) 開発をめぐる新たな動きへの対応

2015年2月に閣議決定された「開発協力大綱」では、ボランティアについて、「その積極的な活用を含め」「開発協力への国民各層の広範な参加」および「参加者の知見の社会還元を促進する」とされている。また、大綱では、「専門性を持った国際人材の育成」も求められており、JICAボランティア事業を通してそれら人材の育成を進めていく必要がある。

さらに、2015年9月の国連総会において採択された持続可能な開発目標（SDGs）の「人間中心の開発」という考え方は、「途上国の人々と同じ目線で共に生活し、考え、課題解決にあたる」というボランティア事業の基本理念と共通しており、SDGsの目標達成へのボランティアの貢献も期待されている。

(2) 開発課題解決に向けた取り組み

開発課題の解決に的確に対応するため、柔軟性のある短期派遣制度の導入（2005年度）、国別ボランティア派遣計画の策定（2006年度）、職種の見直しや在外研修の効果的活用など不断の改善を進め、開発課題に沿った派遣は8割以上を維持している。また、JICAの各種スキームとの連携を促進し、 Bangladeshの母子保健分野における円借款および技術協力との連携、ルワンダの「水の防衛隊」による技術協力および無償資金協力との連携など、多数の連携事例を積み上げた。

(3) Sport for Tomorrow (SFT)

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本政府は、2014年から2020年までの7年間で開発途上国をはじめとする100ヵ国・1000万人以上を対象にスポーツを通じた国際貢献を行うことを公約とし、「Sport for Tomorrow (SFT)」を推進している。JICAも、SFTへの貢献として、2020年度までに体育・スポーツ分野の新規派遣倍増（2012年度比）を公約に掲げ、順調に目標を達成している。また、日本ラグビーフットボール協会、日本野球機構、日本サッカー協会（JFA）、日本プロサッカーリーグ（Jリー

グ）と連携協定を締結し、指導者の派遣、研修の実施等を行った。

(4) 民間・大学・地方自治体との連携

少子高齢化や雇用情勢の変化を踏まえつつ、開発途上国の開発ニーズに応え途上国の社会経済開発に貢献するには、適格な人材の確保が必要である。このため民間企業、大学、地方自治体等との連携を推進し、現職参加を効果的に活用することが求められている。民間連携では、2012年より民間企業人材の現職参加による活用と、グローバルな視野や素養を備えた人材の育成への企業の関心をつなぐ民間連携ボランティア制度を新たに設けた^{●17}。大学連携は、参加者の裾野拡大、大学が有する高い専門性の活用、大学側のグローバル人材育成の機会の提供という効果が期待される枠組みである。2017年には拓殖大学との間で覚書を締結し、人材確保が困難な農業分野に対応するなど、効果的な連携の事例が蓄積されてきている。地方自治体連携は、地方自治体が有する技術や知見を生かし、人材確保が困難な上水道、観光、行政サービス等の分野での派遣を拡充し、さらには地方自治体のグローバル化に寄与するものであるが、これまで（2018年9月末現在）、12の地方自治体と連携合意書を締結し、48人を派遣した。

(5) 開発パートナーとの連携

① 国連ボランティア計画（UNV：The United Nations Volunteers）

UNVと提携し、青年海外協力隊経験者を国連ボランティアとして派遣するJOCV枠UNV制度を設け、1972年以来340人以上を派遣し、帰国隊員の国際協力分野でのキャリアアップを支援してきた。2016年11月にボランティア事業の開発への貢献に向けた連携を促進・強化することを目的に、JICAとUNV間で包括連携協力に関する覚書を締結した。本覚書によって、JOCV枠UNV制度のより戦略的活用に加え、開発途上国でのボランティア活動に関する研究への協力や、効果的な事業展開を促進するための人材交流や知見の共有などの包括的な連携を進めている。

② 国際ボランティアネットワーク（FORUM：International Forum for Volunteering in Development）

FORUMは27の加盟団体を擁するボランティア派遣団体の国際ネットワークであり（2018年9月末現在）、

●17 2018年9月末現在までの派遣累計は55社99人（うち17社26人が派遣中）

青年海外協力隊事務局は2003年に加盟し、国際ボランティアを取り巻く情報の収集や他ボランティア派遣団体との連携の模索を行ってきた。FORUMの活動の一つである国際ボランティア会議（IVCO）にも1997年以降毎年参加し、他団体とのネットワーク構築や、JICAボランティアの取り組みの発信を行い、2005年は青年海外協力隊派遣40周年を、2015年には50周年を記念して同会議を東京で共催し、ホスト役を務めた。

(6) 帰国後の進路開拓支援

青年海外協力隊事業は発足当初から青年育成の側面を有し、参加経験の社会還元を目的の一つに掲げ、帰国後の進路支援や、日本社会への還元を促進する人材育成にも積極的に取り組んできた。帰国隊員の進路は長年の課題でもあったが、地方自治体や教員採用を対象にした帰国隊員向け採用優遇制度の拡大（教員：38自治体、公務員：68自治体、2017年3月末時点）、大学・大学院入学優遇措置の実施（17の大学・大学院、2017年3月末時点）などのさまざまな取り組みが結実し、大幅に改善された。2017年度の帰国隊員を対象にした調査では、回答者の約9割が帰国後1年以内に就職や進学が決まっている。

❖日本社会への還元

(1) 東日本大震災の復興に貢献する協力隊経験者

二本松訓練所で訓練を受け、派遣された協力隊員の中には、活動後に福島県に戻り復興に携わる人も多い。2009年からチュニジアで作業療法士として活動した元協力隊員の一人は、「アラブの春」による一時帰国中に、避難所となった二本松訓練所で震災ボランティアとして活動し、その後、復興庁の職員として南相馬市に赴任した。2017年度末までの累計で復興庁に復興支援専門員として128人の帰国隊員が就職した。

(2) 地域おこし協力隊

総務省所管の地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に住居と生活の拠点を移した者を、地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みである。青年海外協力隊としてキルギスに派遣された東京出身の女性隊員は、その経験から地方で就職することを希望



マダガスカルで助産師として母子保健を支援する青年海外協力隊

し、帰国後は広島県神石高原町の地域おこし協力隊として活躍している。

❖より高次の事業へ

JICAのボランティア事業は、発足以来一貫した「ボランティア理念」を基本に据えつつ、国内外の変化にあわせて制度等を見直しながら発展を遂げてきた。今後、急速に変化する日本社会や開発途上国の要請に的確に対応し、「国民参加型事業」として新たな価値と機会を提供していくために、事業の各段階において以下のような取り組みを推進する。

- ①事業成果の国内外への積極的発信（帰国後の活躍と貢献）
- ②中長期的な派遣戦略の策定（全派遣国、国・地域別、課題別）
- ③事業サイクルを通じた評価体系の構築
- ④有意な人材の安定的確保（連携型派遣の促進等）
- ⑤派遣前訓練等の質の向上（訓練所機能の拡充）
- ⑥協力活動の促進・展開のための効果的・効率的な支援
- ⑦他プログラムやスキームとの連携による効果拡大

特に、本事業が有する人材育成機能については近年高い評価と期待が寄せられており、「国際社会で通用するグローバル人材の育成におけるきわめて有効な機会」でもある青年海外協力隊の価値の一層の拡大と活用に取り組む。

また、これらの取り組みを通じて、青年海外協力隊ならではの価値を社会へ提供・発信することにより、青年海外協力隊のブランド力の向上につなげ、より高次の事業目的の達成を目指す。

2 市民参加

◆市民との協働による双方向事業

JICAは、地域との結節点である国内拠点を中核として、市民参加に取り組んできた。市民参加とは、開発途上国と日本をつなぐ架け橋として、日本の市民による国際協力活動をJICAが促進・支援し、また協働して事業を行うことである。2003年には、独立行政法人化を機に、「市民参加」を新たな主要業務の一つと位置づけ、日本の市民の発意に基づく国際協力活動の推進に取り組むこととなった。

JICAの市民参加は、1990年代半ばごろから日本の市民社会が徐々に拡大するなか、国際協力を志すNGO/CSO^{●18}、地方自治体、大学・教育機関、民間企業などのさまざまなアクターとの対話を通じて、市民との協働でつくりあげてきた事業である。また、途上国の開発への貢献に加えて、途上国での開発を通じて得られた経験・知見を日本国内に還元することで、国際協力への支持拡大、国際協力の担い手・グローバル人材育成や地域活性化にも資する、途上国と日本の間を循環する双方向の事業という点も特徴の一つである。

具体的には、エッセイコンテストや教師海外研修等の開発教育支援事業（JICA設立当初より実施）、各県の窓口としての国際協力推進員の配置（1996年度開始）や、国際協力出前講座（1997年度開始）、NGO/CSOとの対話と連携促進を目的としたNGO-JICA協議会（1998年度開始）、NGO-JICA相互研修（1998年度開始）など、多様なアクターとの連携強化のためのさまざまな事業に取り組んできた。また、2002年度に草の根技術協力事業が開始されて以降、着実に事業の規模と質が拡大した。その後、2006年に開設したJICA地球ひろばをはじめとする国内拠点の窓口機能の強化により、市民との接点はさらに拡大した。

また、2008年には課題別指針「市民参加」を作成し、JICA事業による協力の方向性を示した（2017年

改訂）。2008年以降も、新成長戦略・日本再興戦略・地方創生戦略などの戦略や開発協力大綱が策定され、多様化する途上国ニーズにきめ細かく対応するとともに、日本の地域活性化に貢献するため、市民社会との連携がますます重視されるようになった。そのようななか、JICAは国内拠点を中心に地域のさまざまなアクターとの連携を深化させ、また各アクターの要望を踏まえながら、ODA事業へ市民が参加できるメニューを充実させてきた。

◆NGO/CSOとの連携

日本国内では、1995年に発生した阪神・淡路大震災を契機にNGO/CSOの活躍への期待や評価が高まり、特に保健・医療や福祉、教育、農漁村地域の振興やまちづくりといった分野での市民活動も活発化してきた。近年では、開発途上国と日本社会が共通して抱える少子高齢化や過疎化といった分野で、これまで主に国内で活動を展開してきたNGO/CSOが途上国での活動を開始する事例もみられる。

これまでJICAは、①対話、②連携、③支援という主に3つの柱を軸に、国際協力の分野で活躍するNGO/CSOとの協力を強化してきた。

NGO/CSOとの対話促進では、2008年10月にNGO-JICA協議会を設置し、定期的に意見交換を行い（旧JICAとNGO、旧JBICとNGOとの定期会合は、それぞれ1998年度、2001年度より実施）、2013年度からは年間テーマを設けるなど、さらなる連携の強化に向けて議論を重ねてきた。その成果の一つに、「草の根技術協力事業 10年の振り返りのための分科会」（2012年11月～2015年1月）がある。分科会の報告書としてJICAとNGO/CSOの効果的な協働に向けた提言が取りまとめられ、その結果、草の根技術協力事業へ参画するアクターの裾野拡大や案件の質の向上といった制度改善につながった。

また、NGO/CSOとの連携については、草の根技術協力事業を通じて、各団体の独自性や自発性、現地での強み、アプローチの多様性を開発に生かした事業を実施している。草の根技術協力事業は、「開発福祉支援事業」「開発パートナー事業」や「小規模開発パートナー事業」のNGO/CSOとの連携事業、「国民参加型専門家」や「地域提案型研修」の地方

●18 Civil Society Organization

column »

草の根技術協力事業 10年の振り返りのための分科会

草の根技術協力事業の開始から10年が経過した2012年、事業の成果と課題を明らかにするとともに、JICAとNGOの連携を強化し、効果的な協働に向けた展開について検討することを目的として、NGO-JICA協議会のもとに「草の根技術協力事業 10年の振り返りのための分科会」が設置された。

分科会は、「開発途上国へのインパクト：開発への貢献（NGOとJICAの連携による相乗効果）」「日本国

内へのインパクト：国際協力への支持の拡大（市民参加の拡大・担い手の拡充）」「連携によるNGO・JICA双方の学び、効果、影響」の3点を柱として、アンケートやインタビューによる調査を実施しながら、2年余の間に15回の会合を開催し、その後1年を超える時間をかけて2016年3月に報告書を取りまとめた。この分科会のプロセスを通してNGOとJICAでは双方の強みと課題について共通認識が醸成され、学びあいの必要性と連携により相乗効果が発揮できることを実感するに至った。NGOとJICAの信頼関係がさらに深まった意義はきわめて大きい。

この分科会の提言を踏まえ、NGOとJICAは同事業のさらなる案件の質の向上および裾野拡大に共同で取り組んでいる。

自治体との連携事業の見直しと整理統合により、2002年度に創設された。同事業の特徴は、日本のNGO/CSO等が培ってきた経験や技術を生かして、JICAと共同で途上国への協力活動を実施する提案型事業であり、現地住民の生活改善・生計向上に役立つ、きめ細やかな協力という点である。

NGO/CSOは草の根レベルのニーズに対する働きかけや地域住民へ直接手が届く支援を強みとしており、同事業を通じて政府間協力だけでは対応が難しい途上国の多様な課題を解決してきた。さらに2015年度からは、途上国の経験を日本国内に還元する活動を事業内容に盛り込むことを奨励し、日本の地域活性化にも貢献している。

NGO/CSOへの支援としては、より効果的な国際協力活動に必要な組織運営や事業実施のための能力強化を目的に研修等のプログラムを実施し、加えて、途上国の現場で活動する日本のNGO/CSOのための窓口として、世界20ヵ国（2018年9月末現在）にNGO-JICAジャパンデスクを設けている。同デスクでは草の根技術協力事業の案件発掘やモニタリング、事業実施に必要な現地情報の提供・相談受付、研修の実施、NGO間の交流促進に対応し、NGO/CSOの活動を側面支援してきた。さらに、2007年度に開始した世界の人々のためのJICA基金では、市民からの寄附金を国際協力に取り組む中小規模のNGO等の活動資金として活用、2014年には全国のネットワーク型

NGOと共同で寄附キャンペーンを実施し、NGOの資金拡充を支援した。

◆地方自治体・大学との連携

1990年代から経済・社会のグローバル化の進展とともに、地方自治体による国際貢献・国際協力、経済交流が活発になり、2000年代にかけては日系人や研修・技能実習生を含む在外国人の増加に伴い、多文化共生が重要なテーマとなった。さらに2010年前後になると少子高齢化などを背景に地方での官民一体となった海外展開の動きが増大した。一方、大学でも国際化や国際競争力の向上が重要な課題となっており、高度な知識や技能を持ったグローバル人材、外国人留学生の戦略的受け入れに対するニーズが高まっている。

JICAは、国際協力のパートナーとして、地方自治体や大学との関係強化、協力拡充を進めてきた。連携を通じて、地方自治体や大学による国際協力活動や海外展開が促進され、地方自治体が有する行政ノウハウや技術・リソース、また大学が有する専門的知見や社会への発信機能がJICA事業に数多く生かされるとともに、日本の地域社会へその経験・知見が還元され、地域の活性化にも貢献している。

例えば北九州市は、JICAとの連携により、上下水道・環境・防災の分野で多くの研修コースや草の根技術協力案件を実施し、開発途上国の課題解決への

貢献に加えて、これらの活動が水分野の地元企業の海外展開や、地元高校生を対象としたグローバル人材育成事業につながるなど、地域の国際化にも貢献した。また島根県海士町では、地域づくりや地方創生のノウハウといった地方自治体独自の知見を途上国に伝える一方で、JICA研修員の受け入れを通じて町の活性化を図り、地域課題の解決に取り組んでいる。

◆開発教育支援事業

JICAは、1974年の設立時から、世界の現状と課題や国際協力への理解を深めてもらうため、開発教育支援事業を実施してきたが、2003年の独立行政法人化のときに国際協力機構法に明文化された。OECD/JBICでも、児童・生徒向けの講演会や授業等の形で実施してきた。開発教育は、1998年の学習指導要領の改訂で「総合的な学習の時間」が導入され、国際理解が例示されたこと、また2005年以降、持続可能な開発のための教育やグローバル人材の育成の必要性が謳われたこともあり、学校等で実践される機会が増加している。2003年のODA大綱改定では開発教育が明記され、2015年の開発協力大綱においても開発教育の推進が謳われている。

これを受けて、従来からJICAが行ってきた開発教育支援事業の取り組みも強化された。JICAでは文部

科学省、教育機関、NGO等の多様な主体と連携し、学校教育などの場を通じて、児童・生徒向け、教員向けに幅広いプログラムを提供している。JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト（1962年開始）は2008年以降、応募数が7万件を超え、JICA職員や青年海外協力隊経験者らを講師として学校等に紹介する国際協力出前講座（1997年開始）は、2017年実績で年間約2300件を実施するまでに至っている。また、1967年に高校の教員を対象として開始された教師海外研修は、1996年に中学校、2002年に小学校、そして2014年には教育行政官へと対象者を広げてきた。さらに、教員を中心とした開発教育の担い手の育成のため、2001年度から日本各地で開発教育指導



JICA地球ひろばの体験ゾーンを見学する生徒たち

column »

JICA地球ひろば

JICA地球ひろばは、緒方理事長の強いイニシアティブのもと、国内事業改革の一環として、広尾青年海外協力隊訓練所の施設を引き継いで2006年4月に設立された。地球ひろばでは、世界が直面する課題や開発途上国と日本とのつながりなどについて「見て、聞いて、触って」理解を深める体験型展示に加えて、NPO・学生・民間企業等向けに施設の貸し出しなどを行い、国際協力活動について発信し交流を深める場となっている。

その後、いわゆる事業仕分けにより2012年10月に市ヶ谷（新宿区）に移転することとなったが、体験型

展示に限っても設立以来38万人以上（～2017年度）の来館者を受け入れ、10年以上にわたって開発教育や市民向けの国際理解の推進に大きく貢献している。

JICA地球ひろばは、人間の安全保障をテーマとする基本展と、話題性のあるテーマを取り上げる企画展を交互に開催。企画展は、これまで25のテーマで実施した。2011年3月の東日本大震災の影響は地球ひろばの来館者減にも及んだが、日本が世界163もの国・地域からさまざまな支援を受けたことを受け、急遽5月に企画展「世界はつながっている—今こそ考えよう、世界と日本の関係」を行った。この企画展では世界中からの震災への支援も展示し、世界と日本のつながりを考える機会を提供することで、世界やJICAと日本国内のつながりに対する人々の関心を高める端緒となった。

者研修を実施している。また、グローバルな視点を持った教育の必要性が謳われるなか、2011年から2016年までグローバル教育コンクールを実施した。

国内拠点においては、市民の国際協力の理解・参加促進・交流を行う拠点として、2006年4月に東京の広尾に「JICA地球ひろば」が設立された（2012年に市ヶ谷へ移転）。2009年には「なごや地球ひろば」（JICA中部内に設置）、2017年には「ほっかいどう地球ひろば」（札幌市のJICA北海道内に設置）も開設した。いずれも、体験型展示の見学に加え、開発途上国での活動体験談や参加型学習を組み合わせたプログラムを実施しており、市ヶ谷のJICA地球ひろばの展示スペースには毎年3万人を超える来場者が見学に訪れている。また、他のJICAの各国内拠点でも同様なプログラムを実施している。

教育行政との連携では、文部科学省国立教育政策研究所と共同で「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」（2011～2014年）を実施し、同調査により、開発教育の重要性とJICAの果たす役割が認知された。その後、2015年に次期学習指導要領

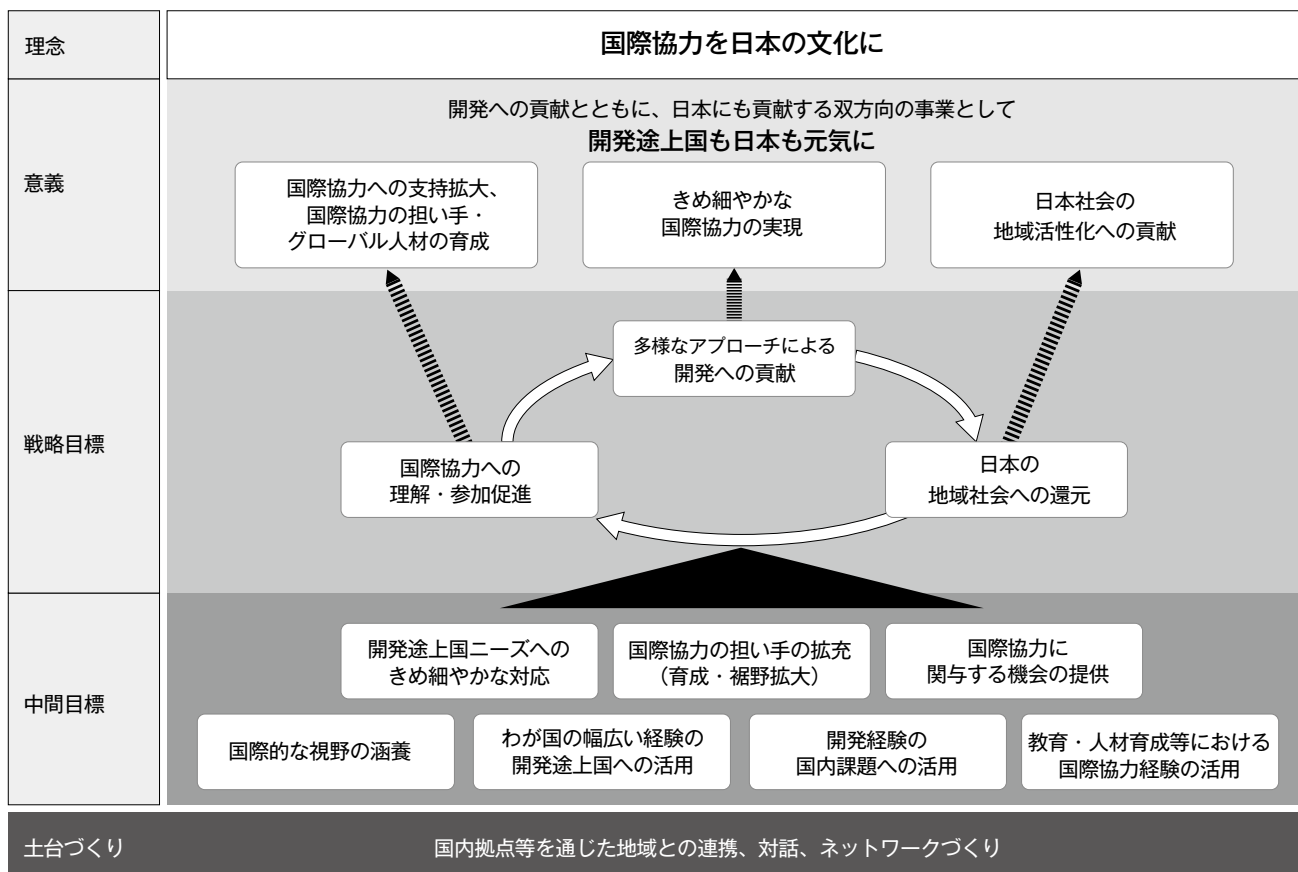
の策定に向けた文部科学省中央教育審議会の高校社会・地理歴史・公民ワーキンググループの専門委員としてJICA地球ひろば所長が選任され、国際協力の観点から議論に貢献した。

2020年以降に始まる新学習指導要領では、「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられており、海外に関する知見・情報、人材を有するJICAによる開発教育支援事業の果たす役割はますます大きくなっている。

◆国際協力を日本の文化に

SDGsの目標17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」においては、民間企業、NGO/CSO、地方自治体、研究機関等のマルチステークホルダー・パートナーとの連携を通じた取り組みの重要性が掲げられている。これにより、政府レベルでは手が届きにくい分野への協力や先駆的な取り組みが可能になり、SDGsの基本的理念「誰一人取り残さない」の達成に向けた相乗効果が期待できる。

図 2-3 市民参加型国際協力の概念図



このため、JICAは市民参加の戦略目標として「多様なアプローチによる開発への貢献」「日本の地域社会への還元」「国際協力への理解・参加促進」の3つを、またその土台づくりとして地域連携の推進を掲げ、地域との結節点であるJICAの国内拠点を中心となり、「国際協力を日本の文化に」という市民参加の理念実現を目指している（図2-3）。

具体的には、開発途上国に有用な知見や経験、技術などを有する地域の多様なアクターとより一層連携し、国際協力を展開し、また多様なアクターとともに途上国での取り組みを積極的に発信することで、日本国内で国際協力に関心を持つ市民がさらに増加し、国際協力活動を行う土壌が醸成されていくことが期待される。

さらに、途上国での国際協力活動の経験・知見を日本の地域社会活性化に活用することで、上記3つの戦略目標を有機的に結びつけ、相乗効果を生みながら国際協力を展開し、国内外の共通課題の解決に貢献していくこと、加えて、市民参加と、技術協力プロジェクトや研修員受入事業など他の事業との相乗効果を生み出し、より効果的な事業を展開することも期待される。

3 民間連携・中小企業海外展開支援

◆支援制度の変遷

日本の民間企業が持つ製品・技術を、多様化する開発途上国の課題解決に生かすため、JICAは民間企業と積極的に連携し、効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進している。

雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果をもたらす途上国での民間企業のビジネスが重要になるなかで、本邦企業の持つ優れた技術やノウハウ、アイデアは途上国においても期待されている。JICAは、本邦企業の活動を拡大する触媒としての役割がODAに期待されているとの認識のもと、ODAを活用した中小企業の海外展開支援事業を含むさまざまな支援メニューを提供してきた。

(1) 民間連携

2008年10月の統合に際し、組織が一体として民間

連携に取り組むために民間連携室を新設し、2010年1月に「JICAの民間連携に関する基本方針」を制定した。同方針では、「民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、途上国・民間企業・ODAがWin-Win-Winの関係になることを目指す」として、民間企業等との各種連携のあり方を検討した。具体的には、2010年3月より、開発途上国におけるPPP形態でのインフラ事業の促進を図るため、民間企業の発案による事業形成調査を支援する「協力準備調査（PPPインフラ事業）」を実施している。

また、2010年8月に、貧困層（BOP）を巻き込むビジネスであるBOPビジネスの情報収集やJICAとの連携を含む事業計画立案を支援するための「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」を開始した。その後、2016年までに114件の案件を採択してきたが、上述のとおりSDGsが2015年9月に採択されたことを契機に、BOP層にとどまらない、より包括的な課



自転車搭載型浄水器を活用した調査（SDGsビジネス調査）を通じ、日本企業の技術を使って浄化した水「Cycloaqua」をバングラデシュ・ダッカのスラムで配布

題であるSDGs達成に向けた民間連携を加速させるため、2017年2月、「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」へ制度を変更した。

また、日本政府が掲げる日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略などの政策において、先進的で高い競争力を持つ「日本方式」の普及が重要課題として位置づけられたことを踏まえ、途上国の課題解決と「日本方式」の普及の両立を後押しする取り組みとして、2013年8月より「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を開始した（第1部p.142～143参照）。

(2) 中小企業海外展開支援

2012年2月には、中小企業が有する優れた製品・サービスや技術を活用した事業を開発途上地域に展開することを支援するために「中小企業連携促進調査（F/S支援）」（現在の基礎調査）を開始した。

2012年3月の「中小企業海外展開支援大綱」の改訂により、JICAもオールジャパンでの中小企業の海外展開支援体制にメンバーとして加わることとなったため、JICA内に政府開発援助中小企業等海外展開支援事業本部を設置し、「政府開発援助（ODA）による中小企業海外展開支援」を2012年度より開始した。具体的には、中小企業が海外展開のために必要な情報収集、開発途上国政府等とのネットワーク形成や、途上国政府等への働きかけによる現地の市場創造、制度づくり等の促進を支援することを目的として、外務省からの委託に基づき、新たに3つの調査事業（「ニーズ調査」「案件化調査」「途上国政府への普及事業」）を実施している。

2014年度には「案件化調査」が外務省からJICAに移管されるとともに、「基礎調査」と「普及・実証事業」を加え、中小企業の海外展開検討に必要な基礎的な情報収集から、途上国に自社の技術・製品を普及するための実証事業までのニーズに対応した支援メニューをJICA運営費交付金事業として実施する体制とした。また中小企業向け支援の充実とともに、中堅企業の海外展開への支援の取り組み強化が求められていることを背景に、2017年度には中堅企業枠を新設した。

◆民間連携事業・中小企業海外展開支援事業の事例 (1) ガーナ「離乳期栄養強化食品事業化準備調査」（BOPビジネス連携促進）

2011年から2014年にかけて、味の素は本調査を通じて、乳幼児の栄養不足や死亡率の高さが深刻な問題となっているガーナで、伝統的な離乳食kokoに加えると不足している栄養素を補うことができる「KOKO Plus」を、ガーナ大学等との協働により開発した。また販売に向けて、同社が市場概況を調査・分析し、BOP層が購入可能となる価格帯と購買単位を設定した。その後、KOKO Plusは2万人以上の乳幼児の栄養改善に貢献し、事業を引き継いだ味の素ファンデーションがさらなる事業拡大に取り組んでいる。同社の取り組みは、乳幼児の栄養改善だけでなく、現地人材の雇用やエンパワメントへの貢献にもつながったほか、同社と米国国際開発庁（USAID）、JICAの三者で連携した先例となった。同社のこうした取り組みや姿勢は、SDGs達成に向けた取り組みの好事例であるだけでなく、企業活動の先行事例となるものと評価され、2017年に企業提案型事業として初めてJICA理事長表彰を受賞した。

(2) ベトナム「危険物漏洩対策に係る技術の移転を伴うSF（鋼製強化プラスチック製）二重殻タンクの普及・実証事業」（中小企業海外展開支援事業）

2012年から2014年にかけて、玉田工業（石川県）は、本事業を通じて、ガソリンスタンドをはじめとする地下タンク用途となる、漏洩防止機能に優れたSF二重殻タンク製品の実証、SF二重殻タンクの普及の前提となる法制度整備の推進、関連の啓発活動を実施した。あわせて、JETRO「中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業」を活用し、現地工場設立に向けた必要な準備を進め、JBIC、三菱東京UFJ銀行、北國銀行の協調融資（融資額約9億5400万円）を受け、ベトナムに現地法人タマダベトナムを設立し、2015年にハイフォン市ディンブー工業団地内に工場を開設した。本事業は、関係機関の支援を有機的に活用し、企業が海外展開を実現させた好事例となった。

◆実績と位置づけの変化

JICAは2018年9月末までに1006件の民間連携事業・中小企業海外展開支援事業を実施し、こうした実績や報告書に加え、事業から得られた教訓や優良

事例を外部公開している。2015年度には「途上国の課題やニーズ」と「国内リソースの持つ技術・ノウハウ」を結びつけ、効果的なODA事業を発掘・形成・実施するため、「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」をホームページ上で公開した。また、調査や事業の実施後に実際のビジネスやODA事業につながった案件の実績も多数に上り、中小企業海外展開支援事業を受託した約8割の企業が事業後も引き続き海外事業展開を継続している。

2015年2月に政府開発援助大綱の改定版として閣議決定された「開発協力大綱」では、中小企業を含む民間の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることから、ODAは民間部門の技術・ノウハウを途上国の課題解決に役立てつつ、企業活動を拡大するための触媒としての機能を果たすことが期待されているが、この点はJICAの民間連携事業・中小企業海外展開支援事業がまさに目的としていることであり、ODA事業全体の指針である開発協力大綱に明確に位置づけられている点は、前身のODA大綱からの大きな変化であった。

◆一層の連携強化に向けて

グローバルな企業活動が拡大していくなかで、海外の他の開発援助機関においても民間企業の資金や

リソースの活用に向けた取り組みを強化している。本邦企業の間でもSDGsや、環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視・選別して行うESG投資について関心が高まっており、日本経済団体連合会や持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する企業間プラットフォームであるグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)をはじめとする各団体も、SDGs達成に向けた取り組みを推進している。同時に、地方創生の取り組みも国内での課題となっており、民間連携事業・中小企業海外展開支援事業は、一層の具体的な成果を期待されている。

2017年度には外部有識者懇談会等を開催し、同提言に基づいて民間連携事業の制度改善・支援事業のさらなる充実を図った。引き続き、地方の中小企業の途上国展開支援という観点からも、民間企業にとって一層わかりやすく、使いやすい制度となるよう、支援メニューや実施体制を整理するとともに、課題発信型の公募といった、より積極的な案件形成を検討している。また、経済団体、金融機関、地方自治体、商工会議所、JETRO、中小企業基盤整備機構等の企業支援機関とより緊密に連携しながら、民間企業とのパートナーシップの強化を通じた共創に取り組んでいる。

V 移住者支援、日系社会支援

1 海外移住事業と日系社会

◆日本と日系社会

中南米地域は、日本と自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配、環境への配慮等の基本的価値を共有し、国際社会の平和と繁栄のために共に貢献する重要なパートナーであるとともに、きわめて親日的である。この親日感情の根底に、推定210万人を超える世界最大の日系社会がある。

日本の日系社会に対する政策は1955年に設置された海外移住審議会の答申・意見に基づいて行われてきた。1985年の答申では、日系人の活動支援は重要な課題であるとして、初めて日系人との協力が打ち出された。1993年の意見では、移住者支援の観点からは少なくともおおむね3世までを対象とすべき旨を述べるとともに、さらに日系人を支援し、居住国における日本の理解者として育成していくことが日本と当該国との良好な二国間関係の促進に資するとの考えが示された。

2000年の最後の海外移住審議会意見では、以下の基本的考え方が示されていた。すなわち、①日系人の活躍は日本にとって有形無形の財産であり、日系人は日本との「懸け橋」、②日系人の間にある、日本語や日本文化を学びたい、日本におけるルーツを確認したい、日本とのかかわりを求めたいなどの要望に応えることは、日系人社会の居住国への一層の貢献に役立つ、③日本との関係は互恵的であるべきであり、「支援」から「協力」へと移行する意識が

重要、④日系人社会の求めるところの変化にあわせた支援継続の必要性、⑤移住の歴史・日系人社会の現状についての正しい国民理解の促進の必要性、である。また、この考え方を踏まえた具体的施策として「日系人の招聘や研修」「日系社会による日本語、日本文化普及への協力」「日系人材の活用・雇用」「県人会を通じた交流、海外日系人大会」などが提言された。これが今日の「日本と海外日系社会の在り方」の一つの基礎となっている。

◆海外移住事業の変遷

現JICAの前身組織である国際協力事業団以前から実施されてきた海外移住事業は、2001年12月の特殊法人等整理合理化計画に基づき入植地事業と移住者送出業務が廃止され、また、融資事業は段階的に整理し2005年度末に廃止された。これと相前後し、1994年に廃止された移住事業部の業務を承継した企画部内の移住企画調整課は、2000年には中南米部に移管され、2018年9月末現在、計画・移住課として日系社会関連の事業を統括している。

2006年12月の行政改革推進本部決定、2010年12月の閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、2011年12月の政策評価・独立行政法人評価委員会「独立行政法人国際協力機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」に基づき、日系人の日本語教師や日本語学校生徒の日本での研修については、効果的かつ効率的な事業実施の観点から日本語教師コース（上級2コース）を国際交流基金に移管し、日系アイデンティティ向上を目的とするコースを引き続きJICAで実施するものと整理された。日系個別研修については、日系社会の世代交代が進んでいる状況から日系社会

のニーズと外交政策上の重要性を踏まえつつ事業規模の縮減を行うものとされ、第3期中期計画期間(2012～2016年度)中に取り組みを行った。また、海外移住者の団体に対する支援事業については、助成金交付実績が年々減少している状況などから、日系社会のニーズと外交政策上の重要性を踏まえつつ、役割を終えたと判断される事業は廃止するなど、さらなる事業の重点化を行い、効果的かつ効率的に実施するものとされた。これを受けて、重点分野を高齢者福祉と人材育成としたうえで、2018年9月末現在も助成金交付事業を実施している。

◆日系社会を担う人材の育成

JICAは、移住者の定着と安定のためにさまざまな人材育成事業を実施してきた。移住者子弟技術研修事業(1971年度開始)、日本語教師育成事業(1978年度開始)、医師本邦研修事業(1979年度開始)、中堅移住者技術研修事業(1984年度開始)、日系人研究者技術研修事業(1989年度開始)は、当初は海外移住事業の一部として実施されていたが、技術研修員受入事業に整理されたのち、2004年度からは日本の地方自治体、大学、公益法人、NGOなどの団体からの提案に基づきJICAがこれら団体に研修員の受け入れを委託して行う国民参加型事業である日系研修員受入事業として実施されている。1971年度以降2017年度までの日系研修員受入実績は4489人である。

日本の中学生に相当する生徒を日本に招聘して行う研修は、1987年度に日本語学校生徒研修事業として開始され、2012年度からは名称を「日系社会次世代育成研修」として実施している。この研修では、



ララ物資について学び、物資が最初に上陸した横浜の新港パークにある記念碑を見学する日系社会次世代育成研修の中学生

日本人の海外移住の歴史に関する学習、その他各種研修を通じて自分たちのルーツ、日本の文化、習慣等を学んでもらい、日本に対する理解を深めることで、自らの日系人としてのアイデンティティを強化することを目的としている。さらには、本研修が現地日系社会での継承語教育の振興を促し、日系社会の次代を担う人材の育成に寄与することを上位の目標としている。1987年度以降2017年度までの中学生の受入実績は1257人である。

2014年8月に安倍総理が中南米を訪問した際に、日系社会次世代育成研修をそれまでの年50人から年100人に倍増する旨公表した。これを受けてJICAは、2015年度に日本の高校生や大学生に相当する学生を日本に招聘するプログラムを新設し、研修を行っている。2015年度以降2017年度までの受入実績は、高校生93人、大学生60人である。

また、2000年度からは、中南米地域の日系人の日本における修学を通して、将来の日系社会を担いようリーダーを育成することにより移住者の定着・安定を図ることを目的とした日系社会リーダー育成事業が実施されている。日系社会リーダー育成事業は、日本の大学院に入学が決定しているか、入学を希望している中南米地域の日系人に対し、手続きおよび費用を支援するとともに、日系人としてのアイデンティティ強化のための集合研修を行う事業で、2000年度以降2017年度までの受入実績は178人である。

2 幅広い連携の推進

◆日系社会との民間セクター連携について

JICAでは2008年10月に民間連携室を設置し、BOPビジネス連携促進やPPPインフラ事業に関する協力準備調査などを導入し、ODAと民間のビジネス活動の連携を推進している。しかし、中南米地域に関しては地理的距離もあり、他地域と比べると日本の民間企業の関心が限られている。他方で、新興国として存在感を高めているブラジルを含む多くの中南米諸国には、戦前、戦後に移住した日本人の子弟である日系人が多数居住している。

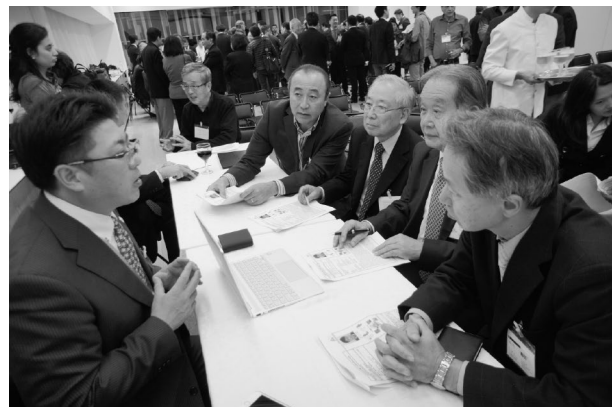
中南米地域では日系社会が築かれている国が多く、

日本と日本人への高い信頼感、親近感へとつながっている。こうした日本との歴史的な関係を背景として、現地で活躍している日系人および日系人が経営する企業と日本の民間セクターとの連携により現地の開発課題の解決に貢献し、さらに民間企業が中南米への事業展開を実現するといった互恵的な協力の可能性を探ることを目的に、2012年度から公募により参加企業を選定し調査団を派遣している（2012年度以降2017年度までの派遣実績は87社・団体）。

この調査団派遣を通して、参加企業は現地の日系社会と連携し、中南米へ独自の事業を実施したり、JICAの中小企業支援制度、民間連携ボランティア派遣、日系研修員受入といった新たな事業を展開している。また、JICAや業界団体、地元経済団体が開催するセミナーや発行する広報誌で、中南米における開発および日系社会との連携、民間投資の可能性について情報発信を行っている。今後、中南米地域のJICA事業および日系社会との連携事業の一層の促進が期待される。

◆海外移住資料館

2002年にJICAは、国際協力機構法第13条第5号イに基づき、「日本人の海外移住の歴史、世界の日系社会に関する資料・情報の収集・整理、調査・研究」を、日本政府による移住者・日系人に対する支援事業の実施状況を踏まえて実施するとともに、こ



日本企業とブラジルの日系人とのビジネスネットワーキングセミナー

れらの情報・資料の展示、情報提供等を通じた海外移住についての知識の普及および教育を国内外で行うことを目的として、JICA横浜国際センター（JICA横浜）開設時に、JICA海外移住資料館（以下、「海外移住資料館」）をJICA横浜の施設内2階に設置した。

海外移住資料館が設置されている横浜は、1868年にハワイ向け移住者（明治元年であったことから「元年者」といわれている）が出航した港であり、戦前・戦後を通じて多くの移住者を送り出した場所である。横浜には多くの移民宿や移民向け貿易会社等が存在し、日本各地から参集した移住者が時間を共にした。戦後、1956年に外務省により横浜市根岸に移住斡旋所が開設され、1964年に海外移住事業団へ移管されて「海外移住センター」（2002年に廃止）

column »

海外移住

——期限のない「国際協力」

移住は、人がより良き生活を求め国境を越える動きである。日本人の集団による海外移住の歴史は、江戸時代が終焉し新たな時代が始まった1868年（明治元年）に始まり、グローバル化、国際化という言葉が普及するよりはるか以前に、多くの日本人が出稼ぎ労働や開拓の志を抱いて海を渡った。

移住者は、それぞれの土地で、長い時間をかけて現地の人々と生業を共にしながら、結果的には日本的な価値観と移住先国との文化を生活の中で融合させて

いった。例えばブラジルでは、農場経営に乗り出した日本人移住者が、早くも1920年代から次々と農業協同組合を設立し、品種改良を行ってじゃがいもやトマトを普及させるなど青果の生産流通を含め食文化の発展に寄与した。1960年代のサンパウロでは、青果卸商の8割を日系人が占めていたという。

150年の時を経て、一人ひとりの日本人、日系人が移住先国で「嘘はつかない」「誠実・努力」といった信頼を勝ち得た。それがゆえに、移住先国の多くが「親日国」でいてくれるし、これらの国を訪れる日本人はとても快適でいられる。移民を通じて日本社会と移住先国の歴史が密に絡み合い、共有される。彼らの人生が「日本への信頼」を勝ち取るための期限のない壮大な「国際協力」そのものだったともいえる。

と改称されたのちも、横浜は海外移住の拠点となってきた。こうした経緯により、JICA横浜の施設内に海外移住関連の資料館が設置されることとなったものである。

海外移住資料館は、1866年の海外渡航禁止令の廃止以来の日本人の海外移住をテーマとした常設展示場、日本人の海外移住の歴史と海外日系社会等に関する特定テーマによる期限つきの展示を行う企画展示室、移住関連資料・書籍を整備し一般からの情報照会等に対応する図書資料室（海外移住）、一般収蔵庫・写真特殊収蔵庫を有する。

常設展示の内容は、創設時の特別監修者、梅棹忠夫国立民族学博物館初代館長の「われら新世界に参加す」をコンセプトに、国立民族学博物館や日本移民学会などの協力を得て製作された。JICA（前身の海外協会連合会、海外移住振興会社、海外移住事業団および国際協力事業団）が、太平洋戦争後、主に中南米への移住事業の一翼を担っていたことから、中南米と、それに先行するハワイ、北米への移住を主な展示対象としている。

企画展示は、特定のテーマについて年2～4回程度計画・実施されているもので、これまでに国・地域、移民県、スポーツ・絵画などをテーマとして展示を行った。

また海外移住資料館は、2006年から、日本国内および世界各国の日本人の海外移住をテーマにした博物館・資料館等と連携し、それらのハブ機能としての役割を担う「移住資料ネットワーク化プロジェクト」を進めている。海外移住資料館のホームページ

上で、広島市デジタル移民博物館やオキナワポリビア歴史資料館など、内外の移住関係資料のバーチャル展示を行い、相互に有効活用することを可能としている。

バックヤードの収蔵庫には収集した一般資料や写真資料等が保管されており、その分類・整理も重要な業務である。

2017年度の入館者数は4万8239人、開館以来の累計人数は52万4593人に上る。

◆中南米日系社会との連携強化

2017年5月に取りまとめられた外務省「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」報告書にはJICAによる連携のための施策が謳われている。

この報告書では、次世代人材育成、大学院レベルの留学プログラム、日系研修などの人材育成事業、日系社会との共生のためのボランティア事業や日本の若い世代の日系社会訪問・交流事業といったJICAの中南米日系社会向け事業は、各プログラムの対象および内容を日系社会の進展を念頭において見直したうえで拡充を検討すべきであり、また従来の移住者支援事業の実績を踏まえ、日系社会の世代変遷にあわせて日系社会を核とする中南米の知日・親日社会と日本の各界・各層の連携を推進するために必要な取り組みについても検討が行われるべきとされている。

JICAには、従来の移住者支援事業を必要に応じて実施しつつ、未来志向の新たな連携事業を推進することが求められている。

VI 国際緊急援助

1 国際緊急援助と大規模災害

◆国際緊急援助体制

国際緊急援助は、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づいて実施される事業である。JICAが実務を担う支援形態としては、国際緊急援助隊の派遣と、緊急援助物資供与の2つがある（図2-4）。

国際緊急援助隊（JDR）には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5種類の援助区分がある。国際緊急援助隊は、1987年9月に施行された「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（JDR法）に基づいて、外務大臣が派遣を決定し、JICAが派遣およびこれに必要な業務を

担う。一方、緊急援助物資供与は、国際協力機構法を根拠としてJICAが実施する業務である。

◆大規模災害への対応

1999年以降の主な大規模災害への対応事例を以下にあげた。

(1) トルコ地震（1999年）

1999年8月のトルコ地震では、救助、医療（一次、二次）、専門家（耐震診断）の各チームを同時に派遣した。救助チームは災害発生日に、医療チームも翌日にそれぞれ日本を出発した。また、兵庫県から無償で提供された仮設住宅が、JDR法に基づいて海上自衛隊の艦船で輸送された。この仮設住宅の建築指導のために、民間の技術者を中心とする専門家チームを派遣した。救助チームは、8月18日から22日までヤロヴァ市で救助活動を実施し、1人（74歳女性）の生存者を救出した。これは、1987年にJDR法が施行されて以降、初めてのことであった。

図2-4 日本の国際緊急援助体制



(2) 台湾地震 (1999年)

1999年9月、台湾中部で21日午前1時47分ごろ(現地時間)にM7.6の大地震が発生した。台湾中部地域の南投県、台中県を中心に人的、物的両面で甚大な被害が生じ、死者約2500人、家屋損壊は約10万戸に上った。日本政府は国連人道問題調整事務所(UNOCHA)の要請に基づき、JDR救助チームとして最大となる110人の隊員を派遣し、また医療チームと専門家チームも同時に派遣した。各チームとも、高度な技術と豊富な経験に裏打ちされた活動により関係者から高い評価を得るとともに、その活動の様子は台湾の記念切手として発行された。

(3) アルジェリア地震 (2003年)

2003年5月21日、アルジェリア北部の首都アルジェ近くで発生した地震は死者2200人に上る大災害となった。日本はJDRの救助チーム61人、医療チーム22人、そして専門家チーム7人を派遣した。救助チームは現地時間5月23日深夜(日本時間24日)、倒壊したホテルのがれきの下から、行方不明になっていたホテル従業員を全員発見、うち1人(21歳男性)の生存が確認された。この救助活動はトルコの救助隊と合同で実施した。それは、偶然トルコチームの中に、JICAの研修員として大阪消防局で研修を受けた隊員がいたため、現場で決定したものであった。

また医療チームは、献身的な医療サービスに加え、清掃活動にまで率先して取り組み、現地で高く評価された。

(4) スマトラ沖大地震・インド洋津波災害 (2004年)

スマトラ沖大地震・インド洋津波は、インド洋沿岸の12ヵ国という広範囲にわたり甚大な被害をもたらした。この地震および津波被害に対し、JICAはインドネシア、スリランカ、タイ、モルディブの4ヵ国に、医療7チーム、救助1チーム、専門家4チーム、自衛隊2部隊の計14チーム、1875人を派遣し、一つの災害として過去最大の国際緊急援助隊となった。また、支援の種類も多様で、通常の救助や医療チームに加え、洋上捜索を行うヘリコプター部隊や感染症対策、心的外傷ストレス障害(PTSD)対策チームなども派遣した。

この未曾有の広域・巨大災害に迅速で幅広い支援活動を行ったことに対し、被災各国から多くの感謝と称賛の声があがった。また、1987年から15年をかけて日本が行ってきたモルディブの首都マレ島の護

岸工事支援によって築かれた防波堤により、マレの被害は軽減された。モルディブ政府からは、護岸工事を含む日本の貢献に対して、2006年に「グリーン・リーフ賞(環境賞)」が贈られている。

救助チームが派遣されたスリランカでは、隊員が移動のバスに乗り込むときやホテルに帰った際に、靴・着衣などをきちんと消毒していたことに対して、その意識の高さや現地への配慮を忘れないチームの姿勢にホテルオーナーが大きな感銘を受けたといった事例もあった。このように、救助や医療といった直接的な災害緊急援助のみならず、チームの姿勢や、過去の防災協力を含めて、日本の援助は総合的に大きく評価されている。

(5) 中国西部大地震 (2008年)

2008年5月、中国西部の四川省で発生した地震は、死者6万9227人(新華社通信2008年9月18日時点)に上るなど甚大な被害をもたらした。中国政府の要請に応じて、日本は救助チームと医療チームの派遣を行った。救助チームは派遣の要請を受けてから約6時間で第一陣が日本を出発した。第二陣は、日本航空との間で2006年に締結した覚書を初めて活用し、同社チャーター便により被災地の成都に直接向かったため、きわめて迅速に活動を開始することができた。チャーター便は医療チームの派遣にも活用され、その有用性が実証された。

救助チームは四川省青川県および北川県で活動し、計3ヵ所で16人の死亡者を発見し、その収容を行った。青川県喬庄鎮の病院職員寮では母子を発見し死亡を確認して黙禱を捧げ、中国側に引き渡した。これは救助隊員が日本国内で通常取る行動であったが、その姿は中国国内で好意的に捉えられ、その後チームが活動する際には、現地住民からの励ましの声やチームへのボランティアの希望など、多くの声が寄せられるとともに、報道やインターネットではこの行為をもとに日中友好の気運が高まった。一つの行為が国と国との関係を強固にする、単なる捜索救助活動の結果ではなく、日本人の誠実さが生み出した大きな成果であった。

(6) フィリピン台風 (2013年)

2013年11月にフィリピン・ビサヤ地方を襲った台風ヨランダ(ハイヤン)は、観測史上最大級の勢力に達し、死者・行方不明者数約7300人、被災者数約1608万人(2014年1月29日時点)という甚大な被害をも

たらした。JICAは、国連災害評価調整（UNDAC）チームへ2人を派遣し、国際支援の調整等を支援した。

医療チームの一次隊はレイテ島タクロバン市に活動拠点を構え、三次隊に至る約1ヵ月間で約3300人に対して診療を行った。この派遣では、東日本大震災の教訓を生かし、支援が十分に行き届いていない村落部への巡回診療や、他地域の病院支援も積極的に行った。また、日本が携行したレントゲンや検査機材は他国の医療チームからも使用を依頼されるなど、広く被災地域の医療活動に貢献した。医療支援に加え、早期復興に関する助言を行う専門家チームや台風の影響により座礁したバージ船から流出した重油の防除のための専門家チームを派遣し、シームレスで効果的な被災後復興支援の実現に努めた。

(7) ネパール地震（2015年）

ネパールで4月に発生したM7.8の大地震により、首都カトマンズを含む広い地域で甚大な被害が生じた。発災翌日に出国した救助チームは、被災後の混乱でカトマンズの国際空港が飽和状態となって、搭乗機がなかなか着陸できない状況に直面したが、現地到着の直後から現場での捜索救助活動に従事した。

医療チームは、従来の基本的診療機能に加え、手術・透析といった高度な医療モジュールを付加した機能拡充型チームとして初めての派遣であった。一次隊は被害の甚大な地域の一つであるシンドゥパルチョーク郡バラビセ村にて機能拡充型のフィールドホスピタルを開設し、診療活動を行った。

二次隊が一次隊から活動を引き継いで数日後、M7.3の余震があり、チームは余震による被災者の治療を行いつつカトマンズに移動し、カトマンズ近郊の病院において医療支援を行った。医療チームは一次隊、二次隊あわせて延べ987人の診療、22件の手術（現地病院での手術支援を含む）を実施した。

今回派遣された隊員の中には1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災などで災害医療に携わった者もあり、国内の経験を国際支援に生かしたい、国内被災地で受けた支援の恩返しをしたいという熱い思いをもって、活動にあたった。

(8) メキシコ地震（2017年）

2017年9月19日（現地時間、以下同）にメキシコ・プエブラ州を震源に発生した地震では、首都のメキシコシティでも数十棟の建物が倒壊した。同災害に対して派遣された救助チームは、9月21日の現地到着



メキシコ地震後に救助活動を行う救助チーム 2017年

着直後よりメキシコ市内で活動に着手し、オブregon、ブリターニャ、トラルパン地区において、パンケーキ状に倒壊したビルからの捜索・救助活動を実施し、同時に2つの現場において昼夜継続して活動するという、国際機関から「ヘビー級」（後述）の認定を受けているチームならではの活動を展開した。

ブリターニャ地区では1人の死亡者を収容し、チーム一同により黙禱を捧げた。また、トラルパン地区では飼い犬1匹を発見・救出し、地震発生後6日ぶりに持ち主に返すことができた。JICAや日本大使館は写真、動画、記事を日本大使館のSNS上で公開し、9日間で3000万回を超える閲覧を記録するなど広報面でも大きな成果があった。

この活動では、日墨協会および日系企業からそれぞれ滞在拠点や移動用車両が提供されるなど、日系社会関係者から多大な支援があった。また多くのメキシコ市民から心のこもった声援や差し入れを受けたことも支えとなり、過酷な環境下でも希望を失うことなく効率的に活動を継続することができた。チーム撤収時には、多くの市民に囲まれ、感謝の声が寄せられた。また、メキシコにおける救助チームの活躍は同国の中学校の「公民」の教科書にも取り上げられることとなった。

2 対応力の強化

◆救助チーム

救助チームは、1990年のイラン地震から、2017年のメキシコ地震まで、これまでに20回の派遣実績がある。この間、実派遣での経験や、捜索救助の国際

ネットワークである国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）をはじめとする国際社会の要請をもとに、チームの機能拡充や活動内容の改善を図ってきた。

1999年には、コロンビア地震への救助チーム派遣に初めて医師1人および看護師1人が帯同し、その経験を踏まえて、医療班の帯同を標準の派遣形態とすることが決定された。また、2001年にINSARAGガイドラインが国連総会で承認されたことを受け、同方法論に沿って、2003年のアルジェリア地震からは救助犬およびハンドラー、通信班が隊員として加わった。さらに、2010年には構造評価専門家が隊員に加わり、ほぼ現在と同様のチーム構成となった。

2010年、救助チームはINSARAGが認定する外部評価（IEC：INSARAG External Classification）を受検し、「ヘビー級」の認定を受けた。ヘビー級は、2つの災害現場において同時に24時間10日間連続で捜索救助活動を継続できるなど、高度な救助能力や、国際調整能力が求められる最高水準の認定レベルである。救助チームは2015年、5年次の再認定試験（IER）においても、再度ヘビー級の認定を受けた。

近年ではヘビー級の資格を持つチームとして、世界の都市型捜索救助活動（USAR：Urban Search and Rescue）をリードする役割が求められている。INSARAG チームリーダーズ会合を2016年9月に東京で開催するとともに、2017年にはアジア太平洋地域の副議長として議論をリードした。また、INSARAGの訓練、医療など各ワーキンググループに検討員を派遣し、捜索救助活動の改善に向けた提言を行うほか、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州消防）やフィリピンなど、IEC/IERの受検を目指す海外の国際USARチームに対する助言活動にも取り組んでいる。

◆医療チーム

2003年イラン・バム地震に派遣された医療チームは、開発途上国を含む各国がフィールドホスピタルによる支援を展開しているのを目の当たりにした。これを契機に、従来の外来診療機能のみの医療チームでは不十分なのではないかとの機運が高まり、同年には医療登録者有志と事務局による機能拡充検討会が設置された。2000年代後半を通じて技術検討を継続した結果、手術・病棟・透析の各機能をモ

ジュールとして付加する「機能拡充型チーム」のガイドラインが2014年に策定された。機能拡充型チームは、2015年ネパール地震で初めて派遣された。

一方、2010年ハイチ地震における海外からの医療支援に倫理的・技術的な問題が散見された反省から、2012年、世界保健機構（WHO）主導による緊急医療チーム（EMT：Emergency Medical Team）の国際標準化が始まった。このイニシアティブにJICAも当初から参画している。また国際EMTの質を保証するため、WHOは2015年から国際登録制度を導入した。JDR医療チームは、2016年、WHOによる審査の結果、世界で4番目の認証取得済EMTとして国際登録された。

JICAは、EMTイニシアティブの一環として、各国の医療チームが被災地で活動するにあたり、被災国政府に報告すべき最重要項目（MDS：Minimum Data Set）を選定するワーキンググループをイスラエルと共同で運営し、国際標準化をリードした。同ワーキンググループには、JDR医療チーム登録医師も参加し、技術的検討や各種原案の作成・報告書の取りまとめに中心的な役割を果たした。この取り組みが実を結び、2017年2月、MDSは国際標準としてWHOに採択された。

近年、途上国がEMTを整備し、自国の災害対応力を高めるとともに、地域内扶助に貢献しようとする機運が高まっている。医療チーム登録者は、ASEAN地域の災害医療体制強化を目的とするJICA技術協力プロジェクトへさまざまな形で参画しており、JDRを含めた日本の災害医療の知見・経験を世界に発信していくことに努めている。

◆感染症対策チーム

2014年から15年にかけて西アフリカで大流行したエボラ出血熱への対策を支援するため、JICAはJDR専門家チームとして16人の感染症専門家をシエラレオネ、ギニアへ派遣した。同派遣は、WHO Global Outbreak Alert and Response Network（GOARN）の人的支援枠組みを通じた支援であった。

この経験を踏まえ、日本としてより効果的に感染症による被害を抑えるための国際支援実施に向けて、2015年、新たにJDR「感染症対策チーム」が設立された。同チームは、日本政府の「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（2016年）

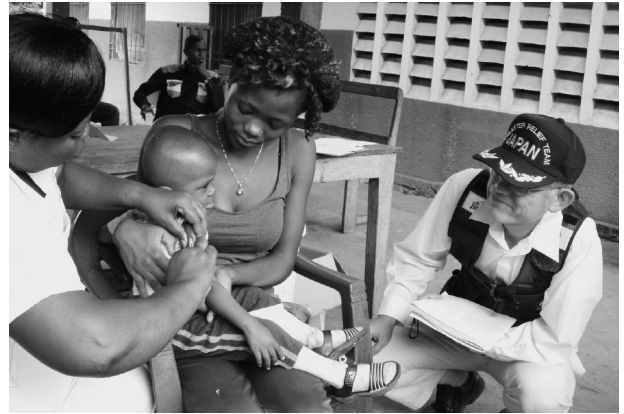
において、「国際感染症対応人材育成・派遣プロジェクト」の重要施策の一つに位置づけられている。

2016年には、コンゴ民主共和国の黄熱流行対策のため、設立以来初めて感染症対策チームが派遣された。現地では、試薬不足のために中断していた検査診断の再開を支援するとともに、1400万人を対象とするワクチン接種キャンペーンを技術的に支援した。

◆緊急援助物資供与

緊急援助物資を被災地へ迅速かつ確実に供与するために、JDR事務局は事前に物資を調達し、海外倉庫に備蓄している。2017年時点の備蓄物資は6品目（テント・スリーピングパッド・浄水器・毛布・ポリタンク・プラスチックシート）である。備蓄品目の選定は、現場での必要性、使用頻度を考慮し更新を行っており、2014年には、簡易水槽と発電機の備蓄を廃止した。

1997年には、世界5ヵ所（成田、ワシントンD.C.、ロンドン、メキシコシティ、シンガポール）に備蓄倉庫が設けられていた。その後、2005年に南アフリカ、2006年にフランクフルトに設置されたが、物資供与業務の効率化や、災害多発地域への迅速な対応に向けて再編した結果、2017年時点で、世界5ヵ所（シンガポール、マイアミ、ドバイ、パラオ、マー



コンゴ民主共和国における黄熱の流行対策を支援する感染症対策チーム
2016年

シャル）に備蓄倉庫を配置している。このほか、国連人道支援物資備蓄庫（ガーナ）も活用している。

備蓄品目以外のニーズがあり、当該品目を日本もしくは被災国内で即時に調達可能である場合、緊急調達を行って供与することもある。過去には、コレラ対策用の噴霧器・消毒剤（1999年、2000年マダガスカル）、鳥インフルエンザ用検査診断機器（2005年インドネシア）、油流出対策用の吸着材（2007年韓国）、エボラ出血熱対策用の個人防護服（2014年シエラレオネ、リベリア、ギニア、マリ）、森林火災対策用の消火剤（2015年インドネシア、2017年チリ）などの事例がある。

column »

JICA主導による 災害医療情報のWHO国際標準化

2017年2月、JICAの主導による災害医療情報の標準化手法（MDS: Minimum Data Set）がWHOにより国際標準として採択された。MDSは、緊急医療チーム（EMT）が患者のカルテから抽出し、日報として被災国保健省へ報告すべき症例、処置、衛生状態など46の必須項目を定めたものである。これらの標準化により、被災国保健省はすべてのEMTの日報データを合算して被災地の最新状況を把握し、医療資源の配分や感染症流行の早期対応などの意思決定に迅速に反映させることが可能となった。

JICAは2016年2月、MDSの標準化のために国際検

討グループ（WG）の設置をWHOへ提案、イスラエル外務省と共同でWGを主導することとなった。検討会合を東京（2016年5月）、エルサレム（同年9月）で開催し、国際赤十字、国境なき医師団など15ヵ国・機関から専門家延べ28人が参加した。JICAは日本側メンバーとして国際緊急援助隊（JDR）事務局に加え、医療チーム登録医師5人がWGの取りまとめに中心的な役割を果たした。

MDSを概念化する契機となったのは、2013年にフィリピンを襲った台風ヨランダの被害に対するJDR医療チームの派遣である。JDRは同国保健省が開発していた報告様式の活用を提案・支援し、以後の災害医療データの集計を効率化した。この経験をもとに、JDRは独自の標準様式を開発するとともに、国内災害用の標準化にも参画している。後者は熊本地震（2016年）、西日本豪雨（2018年）で活用され、有効性が確認されている。

VII 開発人材の養成と確保

1 人材養成・確保の取り組み

◆人材の養成・確保事業の位置づけ

多様化、複雑化する開発途上国の開発ニーズに対応し、協力の成果をあげるためには、技術協力専門家などの事業の担い手に、必要な経験、能力を備えた人材を確保することが不可欠である。このため、適確な人材を広く社会から求め確保するとともに、こうした人材の育成や質の向上を図り、中長期的視点をもってその養成を積極的に後押しし、開発人材の裾野を拡大する必要がある。ODA大綱（1992年、2003年）、開発協力大綱（2015年）においても、協力の実施を支える人材の育成・確保・活用の重要性和体制整備の必要性が繰り返し謳われている。設置法上「業務の遂行に必要な人員の養成及び確保」が業務として位置づけられているJICAでは、開発人材の養成・確保事業をその時々々のニーズに対応しながら実施している。

◆国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の開設・運営

2002年、外務省の第二次ODA改革懇談会はODAへの国民参加を中心概念とした最終報告を取りまとめ、開発人材の発掘・育成や既存の人材・技術の有効活用のための「国際協力人材開発センター（仮称）」の創設やJICAが派遣する専門家の公募・委託契約の幅の拡大を提言した。JICAはこの提言を受け、2003年10月に国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」

を立ち上げ、国際協力人材センターの機能を開設、運営している。

PARTNERは、国際協力の業務に関心を持つ個人と関係団体を結ぶオールジャパンの情報プラットフォームとして大きく発展し、2018年9月末時点で、個人登録3万3640人、登録団体（NGO/NPO、国際協力にかかわる民間企業、公益法人、政府・自治体、国際機関など）1637団体を数え、同サイトを通じた求人情報が年間に3208件、研修・セミナー等の情報が1786件（それぞれ2017年度実績）掲載され、国際協力に携わる個人と団体の有効なネットワークの場を形成している。JICAは、同サイトを通じてJICA事業人材の養成・確保を行うとともに、関係機関と協働しながらそのコンテンツの拡充、情報発信強化に努め、震災復興や地方創生に関する人材ニーズの特集やワークライフ・バランス・セミナーを開催するなど、日本の国際協力、開発協力人材の幅広い活躍の場の提供、拡充に取り組んでいる。

◆開発人材の確保

1990年代以降、市場経済化、民主化・ガバナンス支援、平和構築、環境、貧困、食料、エネルギー等地球規模課題、防災、ジェンダー、ミレニアム開発目標（MDGs）、持続可能な開発目標（SDGs）への対応など新たな支援分野が登場し、また、より多くの国民の開発協力への参画や民間部門と連携した協力事業の実施が求められるようになった。開発途上国の国づくりという多岐にわたる分野での協力活動を行うJICAでは、従来から中央省庁、自治体、政府関係機関、大学、民間企業、NGO/NPOなどさまざまな関係機関の協力のもとで専門家などの人材を確保してきたが、こうした新たな要請に応えるため、

人材確保の一層の強化に取り組んでいる。

まず、過去単発で行われるのみであった専門家の一般公募による確保を1998年から継続的に実施することとした。2003年のPARTNER設立後は、技術協力事業開始当初から運営してきた専門家登録制度をPARTNERの個人登録に統合し、JICAだけではなく、PARTNERを活用するすべての団体と個人が国際協力関連のキャリア、求人、研修情報などを発信、入手、応募できるようにしたことで、登録者の国際協力への参画が一層活性化された。

また、JICA事業の質の向上のため高い専門性と豊かな国際業務経験を持つ人材を確保する国際協力専門員制度においても、1983年の制度創設以降、必要とされる分野・課題の広がりや期待される役割の変化に応じた制度運用を行ってきたのち、2015年には制度、契約、処遇などを包括的に見直し、高度化、多様化する開発協力のニーズに的確に対応できる体制を整えた。同様に、人材確保が困難な分野、課題において優秀な人材を一定期間JICAが身分を確保し海外派遣に備える特別嘱託制度でも、分野・課題、地域の人材ニーズを踏まえた事業運営を行ってきた。

❖ 開発人材の養成

JICAでは、長年にわたり開発人材の養成のために



国際協力人材赴任前研修を受講するJICA専門家

多方面の取り組みを行ってきたが、2004年、独立行政法人化前後の情勢変化を踏まえて国際協力人材の確保・養成に関する基本方針案の検討を行い、国際協力人材に求められる6つの資質、能力を、①分野・課題専門力、②総合マネジメント力、③問題発見・調査分析力、④コミュニケーション力、⑤地域関連知識・経験、⑥援助関連知識・経験、と整理したうえで、2006年度に事業の抜本的な見直しを行った。その結果、現在は、大別して次の4類の事業を実施している。①派遣前の専門家に協力活動に必要な知見、技能を付与するための「国際協力人材赴任前研修」、②即戦力としての活躍が期待される人材の短期間での能力強化を目的とした「能力強化研

column »

PARTNERの挑戦

世界最大の検索サイトGoogleには、「Googleトレンド」という機能がある。このツールを立ち上げ、ある調べたい言葉を検索キーに入力すると、そのワードがGoogleの検索キーに入力された回数、時期、地域が統計的に示され、「人気度」がわかるという便利な機能だ。試みに「国際協力」を検索キーに入れると、2004年から現在までに「国際協力」が検索された回数は、下降の一途をたどっている。

PARTNER事業では、多くの国際協力人材を獲得できるようWebサイトの工夫やイベントを行っているが、この「国際協力」という言葉が、ある先入観を伴い、

敷居の高さや「国際協力で食べていけるのか？」という疑問を若年層に与えているのではないかと推察された。

このため、2018年4月からのPARTNERサイトのリニューアルに伴い、JICAはある実験をした。「国際協力キャリア総合サイト」という従来の看板を「国際キャリア総合サイト」に架け替え、「協力」という言葉を落としたのである。

これ以降、イベントの参加者等にちょっとした変化を感じるようになってきた。従来からいた献身的な国際協力派に加え、社会起業家的な、ビジネスを介した開発途上国とのWin-Win関係を模索する若者が目立ってきたことである。

PARTNERでは、今後も新たな国際協力人材を獲得するために、さまざまな国際協力の形、多様な働き方を提示していく。



国際協力に関心のある若手社会人や学生を主な対象に、キャリア形成のために有益な情報を提供する「キャリアセミナー」 2017年

修」、③一定の専門性を持ち将来活躍が期待される若い人材に対して開発協力の実務経験を付与する「ジュニア専門員制度」、④開発協力にかかわる人材の裾野拡大を目的とした「インターンシップ」や「キャリアセミナー」などの情報発信である。

このうち能力強化研修は、従来、近い将来に専門家として派遣される人材を対象に一般研修（開発理論や技術移転手法など）、語学研修、海外実地研修を組み合わせた8週間程度の「技術協力専門家養成研修」として実施してきたものを、2006年度の事業見直しにより、開発コンサルタントなど開発協力の即戦力人材を対象とし特定テーマ・課題に特化した

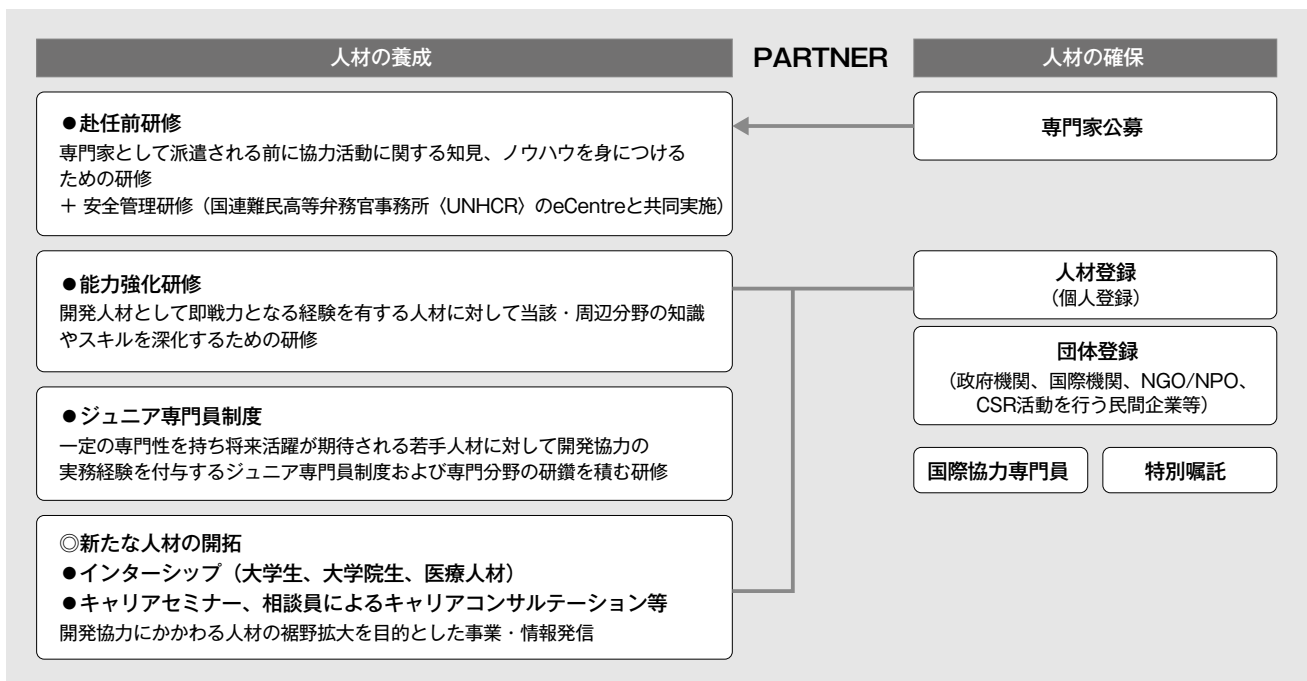
能力深化型の研修に改編したもので、期間も数日から2週間程度で実施している。本研修は開発協力ニーズに応じ毎年コースを見直しながら実施しており、近年は20コース前後、約500人の参加者がある（1999年度の技術協力専門家養成研修は20コース154人受講）。2017年度には、「森林保全を通じた気候変動対策」「社会基盤マネジメント」「日本と途上国による地方創生」「障害と開発」など24コースが開設された。

2 他の開発パートナー、国内関係機関との連携

❖オールジャパンによる国際協力活動のプラットフォーム「PARTNER」

「PARTNER」は、JICAが管理・運営しているが、「オールジャパンの国際協力活動促進」という理念のもと、国際協力にかかわるすべての人々のための情報プラットフォームとして、JICAの情報のみならず、国際機関、開発コンサルティング企業、国際協力NGO/NPO、国際協力関連機関、政府機関・地方自治体、大学、民間企業など、幅広い実施主体の国

図2-5 PARTNER事業の骨格



際協力関連情報を、一元的に発信している。

PARTNERサイト上で「国際協力団体」として登録された開発パートナーは、同サイトを通じて、人材の募集、セミナー等のイベントの周知を無料で行うことができ、PARTNERサイトを通じて人材確保につながった事例も多い。特に、国際協力や開発途上国に特化した関連人材が登録されているサイトは稀有であり、国際協力や開発途上国に焦点を絞った効率的な情報のやりとりを可能としている。

国際協力人材では、例えば、大学卒業後、民間企業を経て、青年海外協力隊員となり、その活動中に国際協力の意義に目覚め、開発コンサルタントやNGO、国連機関、あるいはJICA関連職種などの、国際協力を本業とする仕事に向かっていくという、国際協力にかかわる各種団体を行き交いながら経験を積むキャリアパスを歩む例が多い。また、上述のとおりJICAの事業は、各関係機関、開発パートナーの協力のうえに成り立っており、これら機関との連携なしには事業が実施できない。このため、優秀な事業人材の確保は、国際協力にかかわる多くの関係機関、開発パートナー全体の人的資源の発展や人材育成、人材の裾野拡大と密接不可分の関係にあり、JICAの開発人材の養成・確保事業は、「PARTNER」事業に代表されるように他の開発パートナーとの連携のうえ進めることが重要である。

◆地方人材の活用へ

グローバル社会が到来し日本でもグローバル人材の育成の取り組みが続いているが、高度化、複雑化する開発協力を担う人材の確保はますます厳しくなっている。国際社会で日本が求められる開発協力

への役割を果たしていくためには、将来にわたって適確な開発協力人材を育成・確保していくことが求められる。

国際協力人材となるためには、開発途上国における経験とそれを通じて得られた知識、コミュニケーション能力、異文化を理解し日本の知見を発信する能力が必要とされる。短期的には、すでにその素養を身につけた有望な海外協力隊経験者や国際機関、NGOの途上国経験者などを事業人材としての確に養成し確保することが望ましい。

中長期的には、日本社会の少子高齢化の影響のほか、若年層の内向き志向化や海外活動に対する二極化傾向が大きな問題である（小中学生を対象とした民間調査機関のアンケートで8割以上が「海外で仕事をしたくない」と回答という結果もある）。喫緊の協力ニーズに対応する即戦力人材の養成確保を進める一方で、若い世代が将来の進路に国際関係業務や開発協力業務を描けるように開発教育などの裾野拡大の取り組みが重要となる。

また、現在のPARTNERの登録状況によれば、国際協力人材の約5割、開発コンサルタントの約8割以上、国際協力NGO/NPOの7割以上は、首都圏に集中しており、地方部での登録人材数や関連業務の機会が圧倒的に少ない。他の海外援助機関が持っていないJICAの強みの一つは、国内に15の拠点を持ち全国の各地域のリソース（人的資源、開発経験）をもとに協力事業を展開していることであり、日本の地方部は海外開発事業の重要なリソースとして潜在力を有していることから、今後は一層、日本の地方部での人材の掘り起こし・養成に注力する必要がある。

VIII 調査・研究

冷戦構造崩壊に伴う国際政治経済環境の激変に伴い、わが国のODA実施機関は、援助対象国の増加や多様化（体制移行国、重債務貧困国、紛争終結国、援助からの卒業が近い中進国等）に加えて、ガバナンス改善や体制移行支援・民主化支援といった従来とはまったく異なる多様で新しい開発課題に直面するようになった。このため、他の援助機関の動向および開発援助のあり方に関する国際的な議論の動向を素早く吸収・咀嚼することや、被援助国の多様な援助需要を的確に把握することが、効果的で効率的な援助の実施にとって不可欠となった。また、わが国ODAの急速な拡大に伴って、開発途上国側から日本との政策対話に寄せる期待も大きくなり、案件形成の初期段階（いわゆるアップストリーム）において、日本の経験を生かした政策提言等を含む知的協力が求められるようになった。さらに、これまでの援助経験から得られた独自の知見を国際場裡において発信し、国際援助潮流の形成に積極的に貢献することも必要となった。

1 調査・研究と組織の特徴

◆JICA国際協力総合研修所

JICA国際協力総合研修所は、上記のような情勢変化に必要な基礎的調査研究を行うという重要な役割を担うようになった。国際協力総合研修所は専門家の確保および養成を主目的として1983年に設立され、国際協力専門家の確保や技術協力専門家の派遣前研修等を実施していた。1990年代には、冷戦終結に伴

う体制移行支援や民営化支援などの新しい援助課題に関する調査研究を実施するようになり、2003年度には、同研修所は、①JICA事業の計画・実施・評価の各段階の効果向上と効率化を目的とし、事業実施のためのマニュアル、ハンドブック、事例集を作成すること、②国別・地域別、分野・課題別の事業戦略を提言すること、③調査研究を支える知的基盤として開発理論や国際援助潮流の論点を整理し、JICA事業への含意を検討すること、の3つを主要な業務として掲げた。さらに2005年度には、現場主義を柱とする機構組織改革の流れのなかで「JICAの実践的シンクタンク」と位置づけられ、「事業経験の体系化」「新たな開発課題に対する分析・提言」「事業横断的手法」の整備の3つを主要な業務として掲げて活動を展開するようになった。

◆JBIC開発金融研究所

1999年10月の海外経済協力基金（OECF）と日本輸出入銀行の統合に伴って設立された国際協力銀行（JBIC）の開発金融研究所は、OECFの開発援助研究所が行っていた開発問題研究を継承して実施することとなった。OECFの開発援助研究所は開発途上国への知的協力を強化するために1993年に設立され、その研究成果は借入国との政策対話や援助方針の決定に活用された。とりわけ1996年度から導入された開発政策・事業支援調査（SADEP）はOECFが行う知的支援の重要な手段の一つとなった。またOECFでは、1990年代以降に世界銀行やアジア開発銀行（ADB）との協調融資が増加しており、こうした開発金融機関と協調しながら被援助国のマクロ経済やセクター改善のための政策を形成すること、時には世界銀行の政策に対して異見を提示することが求め

られるようになっていた。特に、世界銀行の新自由主義的な構造調整政策が批判されるなか、わが国独自の開発経験およびアジア諸国への援助経験に基づく助言を行う必要性が高まっていた。こうしたなか、研究所は、開発金融機関との政策協議を支える知的基盤を提供することも求められるようになった。

その主な活動は、開発援助や途上国の諸問題に関する研究、開発政策の改善への知的支援の実施に加えて、開発援助や途上国問題に関する情報・知識センターとしての機能を果たすこと、であった。統合以前は、OECFの開発援助研究所は「開発援助研究」および「Journal of Development Assistance」を、日本輸出入銀行の海外投資研究所は「海外投資研究所報」および「EXIM Review」をそれぞれ刊行していた。

統合後は「開発金融研究所報」および「JIBC Review」を創刊し、2000年から2008年までにそれぞれ37巻、14巻を刊行して研究員による論考を発表したほか、外部の研究者による論考も掲載した。また、調査研究成果はリサーチペーパー（36本）やワーキング・ペーパー（32本）としても刊行された。

◆JICA研究所

2008年10月の統合による新JICA設立に伴い、国際協力総合研修所と開発金融研究所を母体として、現在のJICA研究所が設立され、同年11月25日に「新JICA発足およびJICA研究所設立記念シンポジウム」が開催された。JICA研究所の活動の重点は、実施機関に付随する研究機関であることの利点を生かした



新JICA発足およびJICA研究所設立記念シンポジウム 2008年

がら、開発課題の解決に貢献する実証的な政策研究を、国際的な学術水準と方法論を踏まえて実施することに置かれた。

「現場とアカデミクスとの往復」が掲げられ、国内外の開発実務者と研究者が協働する国際共同研究、一次データに基づく実証的研究が数多く実施された。もう一つの重点方針は国際的発信力の強化であった。JICA研究所は、国際援助潮流に対するわが国の知見や経験の発信を強化するため、開発途上国政府や国際ドナーコミュニティ、学界への発信を念頭に置いた国際的発信の強化を目指すこととした。研究領域としては、①平和と開発、②成長と貧困削減、③環境と開発／気候変動、④援助戦略、の4つを設定した。2017年度末までに、ワーキング・ペーパー172本、ポリシー・ブリーフ12本、書籍（英文33冊／和文22冊、うち「プロジェクト・ヒストリー」シリーズ20冊）を発刊した。現在、JICA研究所に併設されている図書館は、1987年以来、JICAが作成した各種報告書の公開や途上国事情や開発問題に関する書籍の供覧などを行っている。

2 それぞれの開発課題への取り組み

◆JICA国際協力総合研修所

JICA国際協力総合研修所は、JICA事業の国・地域別アプローチを強化するという目的のもと、19ヵ国・5地域について国別・地域別援助研究報告書を作成した。また、課題別アプローチを強化するという目的のもと、平和構築や貧困削減などの21分野について、分野・課題別援助研究報告書を作成した。さらに2002年からは、個別の開発課題を体系的に整理しJICAの当該分野への取り組みの指針を示した「開発課題に対する効果的アプローチ」シリーズを16冊作成した。1985年に創刊した「国際協力研究」は、1999年の29号を経て2008年までに47号を発刊した。同誌は、わが国では数少ない開発と援助研究の専門誌として、JICA内外の実務者・研究者に対して開発関係の論考を発表する貴重な場を提供した。

研究の一例としては、JICAが長年重視してきたテーマであるキャパシティ・デベロップメント（CD）

column »

「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの刊行

「プロジェクト・ヒストリー」とは、JICAが行っているさまざまな国際協力プロジェクトを、JICA職員だけではなく、直接プロジェクトの現場に携わった人たちの目線で、その思いや考えなども描いて紹介している書籍である。つまり、「人」に焦点を当て、そのプロジェクトが置かれている社会・経済・歴史・文化的環境などの多面的な側面も描き出している点が特徴である。また、通常の報告書とは異なり、個々のプロジェクト期間を超えた長期的な視点からの分析も行われていることも特徴としてあげられる。

JICA研究所は、2010年から「プロジェクト・ヒストリー」シリーズを刊行しており、2018年3月末までに合計20冊を刊行している。記念すべき第1巻は、JICAが1969年から20年余にわたって南米のチリで

行った「日本／チリ・サケプロジェクト」についてまとめた『南米チリをサケ輸出大国に変えた日本人たちゼロから産業を創出した国際協力の記録』（細野昭雄）であり、サケ漁に適した自然条件を備えながらサケが一匹もいなかったチリを、日本からの卵の移入から始めて、ついには世界有数のサケ大国にした日本人とチリ人の物語である。

また、最新の第20巻『マダム、これが俺たちのメトロだ！ インドで地下鉄整備に挑む女性土木技術者の奮闘記』（阿部玲子）では、インドのデリーメトロの円借款事業を通じて、女性である著者が土木技術者として土木工事現場で指揮を執るようになるまでの紆余曲折、インフラ事業が現地女性の社会進出の拡大や行動様式に与えた影響、開発途上国における土木工事現場の安全管理の現状とその改善策が描かれている。

「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの刊行によって、単なる成果の記述にとどまらない国際協力の現場における臨場感を伝えることにより、国際協力に対する国民の理解促進に貢献することが期待される。

に関するものがあげられる。「キャパシティ・デベロップメントと開発効果にかかる国際共同研究」と題するこの研究は、CDがより効率的に行われる技術協力のあり方をテーマにしており、アジア6ヵ国、アフリカ5ヵ国の計11ヵ国を対象とし、世界銀行やADB、国連開発計画（UNDP）と協力して研究が行われた。その成果は、総括報告書と11ヵ国それぞれの事例研究報告書として発刊されたほか、2008年の第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（アクラ・ハイレベル・フォーラム）では研究成果を簡潔にまとめた小冊子が各国政策立案者に配布された。

◆JBIC開発金融研究所

研究テーマは幅広く、国別・セクター別の開発課題に関する研究に加えて、国際援助潮流や海外の援助実施機関の援助戦略の調査分析が行われた。なかでもインフラ整備が経済成長や貧困削減に及ぼす効果の定量的把握は、主要な研究対象となった。これは、当時の国際援助潮流において貧困削減に注目が集まるなか、日本がインフラ整備を通じた経済成長

が貧困削減に貢献することを主にアジアの発展経験の検証を通じて国際社会に注意喚起したいと考えていたことを背景とするものであった。

インフラ分野の研究実績の例として、世界銀行の主導のもと設立された開発研究機関の世界的なネットワークであるGlobal Development Network（GDN）の活動において、2000年の第2回東京年次総会にてインフラ開発と経済成長・貧困緩和との関係を理論的、実証的に分析した研究成果を発表するセッションを企画・主催した。2003年にはインフラの貧困削減効果やインフラ整備の官民連携のあり方に関する世界銀行・ADBとの共同研究プロジェクト「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」を開始し、2005年に最終報告書を3機関共催シンポジウムにて発表した。また、2008年に報告書を刊行した「インフラへの援助がもたらす効果に関する東アジアとアフリカの比較研究」プロジェクトでは、東アジアとサブサハラ・アフリカのインフラ整備事例の比較を通じて2つの地域の発展経験の共通点と相違点を考察した。

◆JICA研究所

JICA研究所が重視する一次データに基づく実証研究の一例としては、「スリランカにおける灌漑インフラの貧困削減効果研究」があげられる。これは、JBIC開発金融研究所が2001年からスリランカとパキスタンにおいて実施した、インフラの貧困削減効果のミクロ実証研究を継承したもので、スリランカにおいて家計調査を約10年間にわたって継続して行った。その結果、わが国のODAで建設された灌漑インフラの貧困削減効果や集落の住民の団結の向上といった社会関係資本の強化に及ぼす効果が実証的に検証され、国際的な学術雑誌への掲載等を通じて対外発信された。このほか、「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析」(CARD)や「アフリカ小農民の商業化による貧困緩和の実証研究」(SHEP)といった、わが国のODA事業の効果を実証的に検証して教訓を抽出するとともに、国際的に発信することを目的とする案件が多数実施されている。

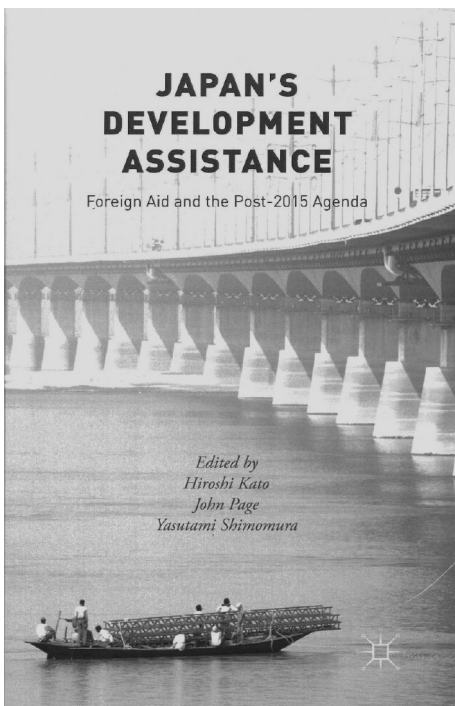
また、「アフリカにおける暴力的紛争の予防：開発協力が果たす役割」研究は、アフリカでは民族・宗教・文化等を共有するアイデンティティ集団間の政治・経済・社会・文化的地位の不平等（水平的不平等）、当該国の政治制度、人々の意識という3つの要因が、当該国の政治的安定性（紛争リスク）に

影響を及ぼすことを指摘し、紛争リスクが高い国での開発援助実施に際しての水平的不平等への配慮の必要性を訴えた。

米ブルッキングス研究所や国際戦略問題研究所(CSIS)、コロンビア大学政策対話イニシアティブ(IPD: Initiative for Policy Dialogue)等の海外の研究機関との共同研究も積極的に実施してきた。これらは、コロンビア大学のスティグリッツ教授のような学界の第一線で活躍する研究者と協働することでJICA研究所の研究能力を高めるとともに、有力な研究機関を通じて成果を発信することで、JICA研究所の国際的発信力を高める狙いを持つものであった。

世界銀行およびADBとは「アジア大都市の気候変動への適応」に関する共同研究を実施した。これは、気候変動がアジア沿岸部の大都市（マニラおよびジャカルタ）に与える影響を分析し、沿岸部の大都市の都市計画担当部局が気候変動への適応策を検討する際の指針を提示することを目的としたものであった。また、世界銀行が毎年公刊する「世界開発報告」に対しては、早い段階からその内容に貢献するインプットを行うためのワークショップの開催やバックグラウンドペーパーの提供を行ったほか、報告書の発刊記念ローンチ・イベントを共催し、さまざまな形で貢献を実施している。

2015年には、わが国がODAを開始してから60周年を迎えた（2014年）ことを記念して、日本の開発協力の歴史を日本自身の開発経験と関連づけながら学術的に検討した英文書籍『Japan's Development Assistance: Foreign Aid and the Post-2015 Agenda』（日本の開発援助：対外援助とポスト2015アジェンダ）を発刊した。



日本のODA60年を振り返る
『Japan's Development Assistance』2015年

3 研究成果とその活用

◆研究成果

(1) JICA国際協力総合研修所

国別・地域別アプローチ、課題別アプローチを強化するという方針のもとで作成されたJICA国際協力総合研修所の調査研究の成果は、JICA事業の指針づくりや協力手法の改善、専門家養成のための研修教

材作成の基礎資料としてJICA内で幅広く活用された。このことにより、各国や地域、各開発課題に対する調査研究が業務の促進・改善にとって有用であることが改めて確認された。

(2) JBIC開発金融研究所

1990年代の国際援助潮流の大きな変化はOECDの開発援助研究所が設置される契機となったが、JBIC開発金融研究所の研究成果により、2000年代に入ってから一層加速化した援助潮流の変化を的確に把握し、業務に反映させる必要性和重要性が改めて確認された。

(3) JICA研究所

21世紀に入り、わが国の援助が量から質への転換を迫られるなか、前身となった両機関の研究成果の蓄積に依拠しながら、10年にわたって一貫して英語での学術的な発信に重点を置いて研究および発信活動を展開してきたJICA研究所は、国内のみならず国際場裡においても一定の認知を獲得した。例えば、ペンシルヴァニア大学シンクタンクの国際ランキングにおいて、JICA研究所は2017年に開発部門で世界36位のランキング（国内では2位）となっている。

こうした10年の経験からは、以下のような教訓が得られた。まず、国際的な発信力・影響力を維持するうえで重要なのは、援助課題に関する国際的な議論の動向を的確に捉え、国際的に認知された方法論と独自に収集した証拠に則り、実証的な研究と具体的な政策提言を行うことである。また効果的な発信のうえで、すでに国際的影響力を確立している海外の著名な研究者・研究機関と連携したり、国際ジャー

ナルで論考を发表或しすることも重要である。

◆独自の貢献の実績と新たな任務の展開

新興国の台頭に伴う国際秩序の変容や日本の国際的地位の相対的低下を考慮すれば、わが国のODAが量から質への転換をますます迫られることは必至である。そうしたなか、国際的な学術的議論の水準と方法論を踏まえ、エビデンスに基づく研究成果を発信していく重要性はますます高まると予想される。JICA研究所は、開発援助実施機関の内部に設置された研究所という国際的にも類例の少ない存在であり、わが国の援助経験や自身の開発経験を踏まえた独自の貢献を行うことが、これまでに増して求められている。

今後は、新興国による研究や発信の活発化も予想され、新興諸国の研究機関とのネットワークを構築し、研究交流を行うことも重要となっている。また、わが国の開発協力の歴史を総括し、一次史料に依拠した正確で客観的な実像を後世に伝えることも重要な任務となろう。現在進行中の「日本の開発協力の歴史」研究プロジェクトはこうした問題意識に基づくものであり、日本の開発協力の歴史を全7巻からなる叢書として出版する計画である。またJICA研究所は、各セクターにおいてわが国が展開してきた援助の歴史をまとめる試みとして、日本の国際教育協力研究を開始している。さらに、国内外の研究者とのネットワークを発展させ、開発課題についての研究の場や材料を広く共有することも重要なJICA研究所の任務であろう。

IX 事業評価・広報

1 事業評価

◆事業評価の始まりと国際基準の導入

事業評価は、1975年、海外経済協力基金（OECE）調査開発部による円借款個別事業の事後評価に始まった。1981年にはOECEに円借款事後評価を担う業務監理室が設置された。同年、国際協力事業団（旧JICA）では評価検討委員会が設置され、翌1982年から事後評価が始まり、1988年には、企画部に評価室が設置された。また、外務省も1981年に、開発援助についての事後評価を開始している。

評価結果は、1991年度からOECEが円借款事業事後評価報告書を、1995年度から旧JICAが事業評価報告書を、毎年公表している。個別事業の事後評価結果のほか、テーマ別評価や横断的分析などもすべて公開している。



在外事務所による調査（バルバドス他5カ国・カリブ災害管理プロジェクトフェーズ2事後評価）

当時の事後評価は、個別事業の適切な管理・改善（フィードバック）を主な目的としていた。1992年に制定されたODA大綱でも、「今後の協力にも資するよう第三者による評価及び他の国との合同評価を含めた評価活動を充実する」と謳われ、学習に軸足が置かれていた。

国際的には、1981年、OECD開発援助委員会（DAC）が評価の国際ネットワークを立ち上げ評価手法の検討を開始し、1991年、「開発援助における評価原則」を採択した。そこで提唱されたDAC評価5項目（妥当性、有効性、インパクト、効率性、持続性〈自立発展性〉）は、JICAを含む多くの開発援助機関で基本的な評価基準として採用されている。

◆「学習と改善」と「説明責任」の両立

2001年、国際協力銀行（JBIC）で円借款事業事前評価表作成を開始し、旧JICAでは技術協力プロジェクトの事前評価制度を導入した。これにより円借款、技術協力で、事業開始前に設定した評価指標に基づき、モニタリング、事後評価を一貫して行う制度が確立された。

2002年、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、目標管理型の政策評価を各省庁が実施している。一方、JICAの事業評価は、成果重視の国際議論を踏まえて、事業効果の発現の確認・分析を重視した手法が特徴である。

同年、評価のフィードバック、説明責任（アカウントビリティ）の拡充の観点から、JBICでは「円借款事後評価フィードバック委員会」、JICAでは「外部有識者評価委員会」が設置された。2008年統合後は、「事業評価外部有識者委員会」が2010年に発足し、現在も年2回の定期会合等により継続的に助言

を得ている。

2003年にODA大綱が改定され、事業評価に関して情報公開、透明性、説明責任が強調されるとともに、評価のさらなる充実と評価結果の効率的・効果的な事業への活用が求められた。同年、円借款では、説明責任の観点から評価結果のわかりやすい示し方として事後評価レーティングが導入された。レーティングを導き出すフローチャートはJICAが独自に開発したもので、妥当性、有効性・インパクト、効率性、持続性の順で各項目を評価し総合評価を導出する。この方法は、妥当性および有効性・インパクトを重視しており、現在も継続している。

2003年以降、JICAは災害援助、草の根技術協力、集団研修、ボランティア事業、協力プログラムの評価を試行し、多様化する事業の評価方法を検討した。2005年には個別事後評価におけるNGOとの連携も試行した。同時期、事業効果（アウトカム）重視の指標設定を進めるため、過去の事業評価結果などから標準的な指標例を抽出する円借款事業「運用・効果指標レファレンス」の作成が開始された。無償資金協力と技術協力は、2014年以降、開発課題別の指標例が作成されている。

2006年度から、円借款事業でインパクト評価が開始され、その後順次、無償資金協力事業や技術協力事業にも対象が拡大されている。インパクト評価は、開発成果重視の潮流を背景に、開発課題の改善・解決のために行われる施策や事業、開発モデルが対象社会に引き起こした変化を精緻に検証する評価手法である。同時期、開発途上国の事業評価能力向上支援も強化し、合同事後評価の実施や、開発途上国の評価制度・能力強化などを支援した。

◆事業評価制度の統一

2008年、統合にあたり評価部が設置され、外務省から移管された無償資金協力も含め、有償資金協力、無償資金協力、技術協力のそれぞれの事業特性を踏まえつつ、整合性のある評価手法をこれら3スキームで統一的に適用している。2010年には、3スキーム間で整合性のある評価ができるよう「事業評価ガイドライン」を制定した。同ガイドラインは2014年に改訂され、2015年に実務者用資料を分けた「事業評価ハンドブック」が作成された。なお、3スキーム以外のJICAが実施する事業評価は、それぞれの実

施要綱で規定されている。

2010年の外務省「ODAのあり方に関する検討」では、評価の改善、ODA評価体制の強化、過去の成功例・失敗例から確実に教訓を学び取るための仕組み、評価の見える化による情報開示などが提言された。2014年以降JICAは、蓄積された事後評価結果の教訓の分野・課題別抽出に着手し、各分野・課題別の教訓を次の事業計画や実施により使いやすい形でまとめた。また、事後評価結果や得られた教訓を次の事業形成・計画・実施に生かすため、分野・課題の横断分析やテーマ別評価も実施している。

2015年、ODA大綱に代えて開発協力大綱が制定され、評価については開発協力の効果向上のための学習・改善と説明責任の両面が明示されるとともに、PDCAサイクルの中での事業評価の位置づけが示された。同年、行政事業レビューで事業評価が対象になり、多様な主体の事後評価への参加の必要性などが提言され、2016年からの事後評価では、より専門的・多様な視点を取り入れるために有識者（国内外の大学、NGO関係者等）からのコメントを導入している。

◆評価の質のさらなる向上へ

2016年、組織統合後に始まった地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）や海外投融資の評価手法の検討に着手した。また、目標を同じくする複数のスキームの事業の一体評価（例えば、目標を同じくする円借款事業と有償附帯プロジェクト、無償資金協力と技術協力プロジェクトの一体評価等）に着手し、単体の事業ごとの評価ではなく、複数の事業を一体のものとして全体を捉えた事業効果の評価に取り組んでいる。

同年、DAC評価5項目に基づく事業評価を補完するため、事業実施過程や事業効果の発現プロセスに焦点を当てた「プロセスの分析」に着手した。初年度にはインド「デリー高速輸送システム建設事業」を対象に、プロジェクト・エスノグラフィーの手法を活用し、DAC評価5項目の枠組みでは拾えなかったエピソードを通して、関係者の苦労や工夫、事業の影響、教訓等を抽出した。事例分析の経験を通じて、より多くの事業で効果発現プロセスの確認・分析を進めるため、プロセスの分析手法の活用方法を検討中である。

2017年には、国際的な知見共有の動き、世界銀行が主導する国際的ナレッジマネジメントの枠組み（GDI：Global Delivery Initiative）に参加、JICAのプロセスの分析事例をケーススタディとして提供し、国際的な知見共有にも取り組んでいる。

さらに2016年以降、それまで蓄積された約1000件の外部事後評価結果をもとに、事業の計画・実施へのフィードバック等を目的とした統計分析を継続的に実施している。分析に際しては、事業実施部署の協力を得て、国・地域、分野・課題、事業実施年などと総合評価結果（レーティング）の関係を分析することによって、事業形成・計画立案・実施における学習・改善の強化を図っている。

また統合後は、さらなる評価の質の向上を実現するため、事業評価に関する能力向上のための評価関連の研修・セミナーを開催し、関係者の事業評価に対する意識向上と評価能力の向上に努めている。

◆最大限の効果発現を目指して

事業評価の役割は、説明責任の観点からも、また学習と改善の観点からも、一層重要となっている。国際協力事業は長年DAC評価5項目を評価の視点としてきており、その有用性には変わりはないが、多様化する事業や状況の変化、事業の特殊性などそれぞれの事情を考慮した評価が求められ、より多角的な観点からの評価方法の検討が必要になっている。すでにプロセスの分析など、DAC評価5項目以外の観点からの評価分析に取り組んでいるが、より一層の事業形成・計画・実施の改善に資するため、分析事例を積み重ね、新しい観点からの評価手法の開発にも努めるとともに、評価結果のさらなる活用方法の検討や、国内外の関係者への評価結果の発信による知識・経験の共有を進めている。

近年は、限られた財源を一層効率的・効果的に使用するため、科学的な根拠に基づく政策立案や事業の実施が国内外で注目されている。国内では「根拠に基づく政策立案（EBPM）推進委員会」が内閣府に設置され、「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる「骨太の方針」2017、2018年）でもEBPMについて言及された。JICAでも、限られた財源で最大限の効果発現を目指すには、インパクト評価も含めEBPM推進に貢献できるような取り組みが期待されている。

2 広 報

◆広報および情報公開意識の高まり

JICAは、早くから広報を重視し、1974年の設立時に、総務部に広報課を置いた。OECDも1991年11月に総務部に広報課を新設した。1980年代から90年代にかけて、ODA量の増加と関心の高まりのなかで、情報公開を含むODA広報に対する要求も高まった。1992年6月閣議決定のODA大綱において、内外の理解と支持を得る方法として情報公開の促進と広報活動の強化が明示された。

こうしたなか、1998年11月に対外経済協力関係閣僚会議の幹事会は「ODAの透明性・効率性の向上について」を申し合わせた。この申し合わせでは、情報公開を促進する措置として、①ODAの入札プロセスの一層の情報公開、②事業実績、評価結果に関する各種報告の拡充、③ODA関連情報の集約化とインターネットを通じた公表を実施することが定められた。

2002年10月には独立行政法人等情報公開法が施行された。2003年8月のODA大綱改定では、日本国内に向けた情報公開・広報に加えて、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対する情報発信の強化が謳われた。

また、2005年に一世を風靡したホワイトバンド・プロジェクト（日本国内では、特定非営利活動法人「ほっとけない世界のまずしさ」が推進）にみられるような、営利での出演等にとどまらない著名人の広報・宣伝を含む参画や、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の浸透、それらによる動員を含む一般市民の各種形態での参加が進んでいる。

◆JICAの広報

こうした背景のもと、JICAは、月刊広報誌として「国際協力」（教育関係者、一般市民向け）、「JICAフロンティア」（実務者・関係者向け）、「クロスロード」（ボランティア事業）および「海外移住」（移住事業）を擁し、1996年にはインターネットのホーム

ページも開設し、広報活動を展開していた。1999年度にはメディアセンターを設立し、2000年度にはすべての写真のデータベース化を完了するなど、情報の発信を推進し、1999年度から2002年度には衛星放送「地球家族～JICA Report」の放映も行った。

2001年2月にはメールマガジン発行を開始し、2002年度にはインターネット上に各在外事務所と国内機関のページを設けるとともに、eメールによるプレスリリースを開始するなど、ネットを活用した広報活動に努めた。

対面での広報活動としては、2001年度からODAタウンミーティングを外務省と共催した。情報公開に対する対応としては、2002年4月に総合受付窓口JICAプラザを開設し、各国内拠点にも7月に開設した。

大きな転機となった2003年10月の独立行政法人化に際しては、国民の理解を深めるため、コーポレート・アイデンティティ（CI）のための新しいシンボルデザイン、組織としての理念を文章化したミッションステートメントおよびスローガンを策定・周知し、統一的なイメージの定着に努めた。国内機関の呼称として「JICA〇〇」（〇〇は所在地）を使用することも、独立行政法人化に際してのCIの観点から始まった。体制も、2004年4月には総務部内に広報室を立ち上げて強化した。

独立行政法人化に際してのJICAの新たな柱である「復興支援」と「国民参加」の意義を中心に国際協力やJICA事業全般について理解を促進するため、平和と国際協力の列島シンポジウム「ピース・トーク・マラソン2003-2007」を2003年8月に開始した（2007年まで3年半かけて全47都道府県を回った）。2004年は国際協力50周年にあたり、外務省と協力しつつ、ピース・トーク・マラソンを含め全国でのイベントや、国際協力シンポジウム「転機の海外援助」を開催した。

広報誌は、「海外移住」を廃刊し、2005年10月に「国際協力」（教育関係者・一般市民向け）と「JICAフロンティア」（実務者・関心者向け）を統合し、ボランティア事業や海外移住・日系人支援も取り込んだ新たな統合広報誌「monthly Jica」を発刊した。

JICA内の広報業務強化の手段として、2004年度に広報に関する意識の向上と優良事例の共有を目的とする内部活動として広報グランプリを開始し、職員

向けの広報マニュアルを作成、翌2005年度にはナショナルスタッフ向けに英語版を作成した。

2002年に伊達公子氏、2004年には北澤豪氏がJICAオフィシャルサポーターに就任し、その知名度を生かして、広く国民への浸透を図る広報を展開した。

外務省やJBIC、国際協力NGOセンター（JANIC）とともに共催してきた「国際協力フェスティバル」は、2005年から「グローバルフェスタJAPAN」と名称を変更し、継続開催されてきている。

◆JBICの広報

1999年10月に設立されたJBICでは、当初、総務部に報道課および広報課を置き、情報公開制度の発足に伴い総務部内に広報室を設置し、情報公開を含む広報業務を担っていた。情報公開の要求に適切に対応するべく、2000年8月に情報・資料センターを開設し、独立行政法人等情報公開法が施行・適用された2002年10月には広報センターに移行した。

設立当初は、国際金融等業務とは別に、開発援助業務広報誌「Development & Cooperation」を発行していたが、2003年からは両者を統合した「JBIC TODAY」を隔月で刊行した。また、2004年度には「円借款と私たち～平和で豊かな地球社会をめざして」を発行するなど、ヒューマンストーリーで訴えにくい有償資金協力において、国民の理解・支持を得るべく、広報に努めた。国際協力フェスティバル（グローバルフェスタJAPAN）に加えて、大阪の「ワン・ワールド・フェスティバル」、名古屋の「ワールド・コラボ・フェスタ」や「よこはま国際フェスタ」などにも参加していた。

◆新JICAの広報

独立行政法人化後のJICAとJBICとでそれぞれ実施されてきた広報業務は、2008年10月の組織移行に伴い、新たなビジョンやロゴに代表されるコーポレート・アイデンティティの構築、10月1日の理事長記者会見、新広報誌「JICA's World」の発刊と、綿密な準備のうえで始まった。

新しいJICAのシンボルデザインは、「人」「地球＝世界」をテーマとした以前のシンボルデザインに、新たに「円弧」のモチーフを追加したものである。円弧のモチーフはJICAロゴに始まりJICAロゴに戻ることで、組織の活発な動きとともに、「循環型社会」

「持続可能な開発と発展」、そして、「日本の国際協力、国際貢献が日本社会への貢献にもつながること」などを表現している。また、新たに「i」に架かる円を赤い色とし、「地球＝世界」にあわせて「日本」をイメージできるようにした。モチーフのグラデーションは、新しいJICAが「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」の3つのスキームを融合させながら、総合的・戦略的に展開・発展する



「JICA's World」創刊号

「オールジャパン」の援助機関であることを示す。3つのスキームの有機的な統合は円弧のモチーフが3つの側面を見せて運動するデザインでも表現されている。それまでのJICAシンボルデザインの、「人間的なやさしさ（jとiは人が寄り添う姿）」「地域との連携、人と人との連携（2つの円の重なり合い、共鳴）」という理念を生かしながら、よりスピード感のあるダイナミックな新しいJICAを象徴するデザインである。

体制としては、総務部から独立した部門として、報道課と広報課からなる広報室を設けて強化を図った。2009年9月には広報戦略を策定、2009年10月「広報ガイドライン」を作成して戦略の周知・実施に活用した。

しかし、2009年度から2010年度にかけて実施された一連の事業仕分けおよび行政事業レビューでは、広報事業の効率的実施も取り上げられ、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則としてJICAに集約化し、効率的に実施することとなった。これを受けて、2010年度に、外務省との定期協議等を通じて、外務省広報とJICA広報の連携を強化しつつ、業務の重複を回避し、具体的には、外務省の見える化

column »

なんとかしなきゃ！プロジェクト

「なんとかしなきゃ！プロジェクト」（通称「なんプロ」）は、2010年7月から、国際協力にかかわる四者（国連広報センター〈UNIC〉、国連開発計画〈UNDP〉、国際協力NGOセンター〈JANIC〉、JICA）による実行委員会を中心に、開発途上国の現状や国際協力の意義・必要性を、WebやSNS、相互の広報媒体等を用い、連携して発信し、広く市民の理解や支持、参画を得ることを目的に実施されている。

UNDP親善大使である紺野美沙子氏やJICAオフィシャルサポーターである伊達公子氏、北澤豪氏、高橋尚子氏のみならず、芸能、スポーツ、漫画家、料理研究家等、各界の著名人が「なんプロサポーター」に就

任し、エンターテインメント性のある発信を行っていることが特徴である。例えば、アーティスト倉木麻衣氏の手による楽曲「STAND BY YOU」は、2015年のカンボジア視察がもとになっており、2018年のいのうえきみどり氏制作「アフガニスタンで警察官になった女性たち」は漫画を通じて難しいテーマを平易に伝えることで、リリース直後に月間2万viewを獲得した。また2015年9月のSDGs採択以降、「SDGsバトンリレー」や俳優やついいちろう氏を「調査隊長」に見立てて身近にあるSDGsを発見しようとする企画等にも取り組んできた。

なんプロサポーター135人、Facebook登録者3万人超、登録NGO団体も260を上回るなどの動員を達成し（2018年9月末現在）、広く市民に関心を持ってもらう機会を提供するという観点で成果をあげてきたといえる。



ミャンマーで高橋尚子氏（なんプロサポーター）からランニングの指導を受ける未来のランナーたち

サイトのJICAへの一元化などを進めることにより、引き続き広報を効率的に実施することとなった。見える化サイトは、重要な情報公開手段として拡充されてきている。また、その流れのなかで、2013年10月から広報誌「JICA's World」を「mundi」に衣替えした（英文は季刊「JICA's World」を継続）。説明責任の観点では、年次報告書を日英仏西の4ヵ国語で発行している。

2010年7月には、広報強化の方針のもと、国際協力無関心層へのアプローチの必要性や、ODAのあり方に関する検討における国民参加の促進の方向性を踏まえ、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」（通称「なんプロ」）が開始された。国際協力を実施する団体、機関がパートナーとなって、開発途上国の現状や国際協力の意義、必要性を啓発し、広く市民に知ってもらい、理解、支持、参画につなげる市民参加型広報事業であり、JICA、国連、NGOの三者により実行委員会を形成し、事務局をJICA広報室に置いた。また、SNSが広く活用されるようになるなかで、2010年度からTwitter、2011年度からFacebookの利用を開始し、2018年9月末現在、それぞれ17、158のアカウントから発信を行っている。

日本国内での理解の促進を図るという観点では、2009年に実施した「日本・途上国相互依存度調査」は重要であり、その後、各種広報素材へと展開した。日本国内、特に地方へのJICAの浸透という観点では、従来からの研修事業やボランティア事業に加え、2012年度から実施している中小企業海外展開支援が重要な広報素材となっている。また、2015年度には

「ジャパンプランド」パンフレットを発行し、国内外へ日本の技術・アイデアを発信した。

開発教育支援事業は、JICAやODAの広報ではないが、国民、特に児童・学生の国際問題に関する理解を高めるものであり、広報活動とも親和性が高く、2014年度からは地球ひろば推進課が広報室の下に置かれるとともに、各国内拠点でも開発教育支援業務と広報業務の両者に取り組んでおり、相乗的な効果を生み出していくことが期待される。

メディア向けにはメディア懇談会を2010年から実施し、論説委員クラスへのブリーフを定期的に行っているほか、テーマに応じた記者勉強会、プレスリリース等を行っている。

2011年9月に高橋尚子氏がJICAオフィシャルサポーターに就任し、伊達公子氏・北澤豪氏に加えて3名となっているが、伊達氏は2008年に現役復帰したときから活動を休止している。

◆広報戦略とJICAブランド

JICAは、2017年7月の理事会で、2009年に策定した広報戦略に代えて、第4期中期計画（2017年4月～2022年3月）に沿って、新たな広報戦略を制定した。事業・組織戦略の取り扱いの方針に基づき、2018年2月には2018年度に向けて一部改定され、2022年3月までは、大きな枠組みとしては現行の戦略のもと、広報業務が推進されることが期待される。そこでは、広報をJICA役職員全員が取り組むべき業務と位置づけるとともに、その方向づけ・調整・支援を担う存在として広報室を位置づけている。

開発途上国でのJICA支援に対する認知と支持、国際社会での日本の国際協力とJICAの存在に対する認識と評価、それらに基づく信頼の獲得・向上を目指して海外広報を行う。また、それら国際的な評価を日本国内に向けて発信することで、JICAとその活動に対する国民の理解と支持を拡大していくことが重要である。そうした広報業務において、多様な部門が多様な事業を実施するとともに、その成果を発信することはJICAの強みであり、とりわけ、国内および海外に拠点を構えるネットワークはきわめて重要な広報媒体である。それらが一体となって、大きなJICAブランドを形成し、発信していく。

3 情報システム

◆IT環境の変遷

1990年代に一人一台のパソコン環境が実現して以降、IT環境の充実がJICA業務の効果的・効率的実施に重要な役割を果たしてきた。近年では、パソコンがノート化され、在宅勤務を含むモビリティの向上やペーパーレスの促進にも寄与しているほか、2017年には、Skype会議の導入やリモート接続環境の充実により、柔軟に相手国政府等のステークホルダーと意見交換ができるようになるなど、働き方改革促進の重要なツールとなっている。

そのようなIT環境の変遷のなかでも、JICA事業の効果的実施に貢献した画期的な取り組みとして、遠隔技術協力のツールとしての「JICA-Net」の導入があげられる。まず、2001年度に日本国内と海外3拠点（フィリピン、マレーシア、インドネシア）が接続され、開発途上国にいながらにして日本からの技術協力研修を受けられるようになった。これは、研修参加者が日本に渡航しなくても研修が受講できるようになったというだけでなく、日本人講師にとっても途上国に渡航せずとも、一度に多くの研修員に研修を提供できるという点において、地理的・時間的な制約を克服する、画期的なツールであった。同様の遠隔技術協力ツールである世界銀行のGDLN（Global Development Learning Network）が2004年に開始されたことを考えてもJICA-Netは先進的であり国際協力における遠隔技術協力の先駆的役割を果たした。JICA-Netは順次対象国を広げ、2018年9月末現在、日本国内18拠点、海外では計78ヵ国、82拠点到設置されている。

2004年度から、JICAは海外拠点への権限委譲を含めた現場強化の取り組みを開始した。このため、海外拠点から直接、業務システムやグループウェアの利用を可能とすべく、また、それまで日本国内に蓄積されてきた過去の国際協力に関するデータベースに海外拠点から直接アクセスできるようにすべく、専用線による国内・海外拠点間の大規模ネットワークの構築を行い、その結果、海外拠点でも迅速な意

思決定が行えるようになった。当時、途上国では通信インフラが十分でなかった国も多く、通信衛星を介してネットワーク構築した国も少なくなかった。

同時に前述のJICA-Netをこの専用線ネットワーク上で利用できるようにしたことに伴い、JICA-Netのテレビ会議としての利用が促進され、海外拠点におけるJICA-Netの活用が飛躍的に進んだ。こうして専用線によるネットワークは、日本国内と海外拠点をつなぐ、不可欠なコミュニケーション基盤となっている。

◆情報システムと情報セキュリティ

パソコン環境の充実にあわせ、JICA業務を効果的・効率的に実施するために、事業や予算の管理のための情報システムや、国際協力人材の派遣や研修員受け入れのための情報システムなど、多数の情報システムが開発され、JICAの業務に欠かせないものとして日々活用されてきた。そのようななか、2003年の独立行政法人化を機に、それまでスキームごとに開発されてきた情報システムの最適化を図るべく、JICA全体の業務、データの流れなどに基づき刷新可能性調査および最適化計画の作成を行い、その結果に基づいて複数の情報システムを統合し、業務、予算両面での効率化を実現した。最適化計画の実現にあたっては、複数のシステム開発プロジェクトが同時並行することとなったことから、PMO（Project Management Office）を設置し、システム開発全体の管理体制の強化を行い、これを機に、以降、大型のシステム開発においてはPMOの設置がJICAでも標準となり、プロジェクトマネジメントの管理レベル、品質管理の標準化が進展した。

情報システムのガバナンスとしては、2007年のCIO（Chief Information Officer、情報化統括責任者）、CIO補佐の設置に続いて、2008年の旧JBIC海外経済協力業務との統合を機に情報システム委員会を設置し、個別の情報システムの投資に関する審議を行うのみならず、JICA全体の情報システム投資について経営的観点から審議する体制を築いてきた。加えて、情報システムを運用するうえで確保しなければならない情報セキュリティについては、2005年の個人情報保護に関する法律の施行にあわせて、情報セキュリティ委員会および個人情報保護委員会を設置するとともに、情報セキュリティ確保の指令塔たる

情報セキュリティ総括管理責任者（現在のCISO：Chief Information Security Officer、最高情報セキュリティ責任者に相当）を設置し、情報資産の保護体制を確立した。さらに、旧JBICとの統合にあたって、約11兆円の金融資産を管理する有償資金協力システムを保有することになったことも踏まえ、新しいセキュリティポリシーの策定および、それに基づく全面的な施策を実施して情報セキュリティの大幅な強化を行い、金融機能を有する機関としてふさわしい、強固な体制を築くに至った。

4 受託事業

◆効果の発現

2008年から、国際協力機構法第13条第3項において、「受託業務」が新たに規定された。JICAの業務の範囲内で、他機関から業務を受託すること自体は、独立行政法人通則法の一般解釈に基づき可能であったが、「受託業務」が新たに法定されたことにより、JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に扱う総合的援助機関として、日本政府からの交付金以外の多様なリソースを動員し、これまで以上に、より効果的な協力ができるようになった。

かつての被援助国から、順調な経済発展を達成し、中進国やODA卒業国となった国も出てきている。これらの国については、これまでわが国の協力により構築し強化してきた協力・友好関係や外交上の重要性等に鑑み、ODAによる協力が終了したのちも、受託事業により国づくりを支援することで、引き続き二国間関係を維持増進していくことが可能となっている。

さらには、世界エイズ・結核・マラリア対策基金や、ゲイツ財団などの新しいタイプの支援機関の誕生や企業の社会的責任の浸透からの民間企業による国際協力の形も広がり、持続可能な社会構築に向けた共通価値を求める活動が増えており、より多様なアクターとの連携による協力効果の発現の拡大が図られるようになってきている。

◆受託事業の事例

(1) スーダン「南部スーダン・ジュバ職業訓練センター機能強化」

(2008～2009年、受託金額：64万8700米ドル)

スーダン政府が運営しているマルチドナー信託基金（世界銀行が運営支援）によるジュバ職業訓練センターの機能強化事業を受託した。同センターに対するJICAの技術協力プロジェクトの実績を踏まえて、同センターの能力強化を図りたい信託基金から要請があり、受託に至った。

(2) アフガニスタン「アフガニスタン・結核対策支援」

(2012～2015年、受託金額：253万5435ユーロ)

アフガニスタン政府が世界エイズ・結核・マラリア対策基金に申請を行った資金の適正管理や事業遂行を行う「資金受入責任機関」業務を受託した。2004年からJICAはアフガニスタンにおいて結核対策プロジェクトを実施し、同基金との連携による結核対策の全国展開において中心的役割を担っていた実績から受託に至った。



ジュバ職業訓練センターの金属加工教室



アフガニスタン国家標準検査室における結核菌培養検査

(3) 新しい取り組み「緑の気候基金」

「緑の気候基金」(GCF: Green Climate Fund)は、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく資金供与の制度の運営を委託された多国間基金である。日本が2015年に拠出を確定し、GCFは同年支援事業を開始した。JICAは2017年に「認証機関」として承認され、これによりGCFに事業提案書を提出することが可能となった。提案書が承認されれば、GCFから事業を受託する仕組みである。

❖可能性の拡大

上記の事例のとおり、これまでは、現地でのJICA事業の浸透と実績を評価されたうえでの受託が多い。世界的に関心の高い感染症対策では、協力効果の面的展開につながるようなJICAの活動が必要とされ、評価されている。技術協力に関する面的展開やさら

なる効果発現に際しては、外部リソースからの受託業務が新たな選択肢として加えられる可能性があり、これまでと同様に、各JICA事業の成果を国内や現地のみならず、現地ドナーコミュニティにも積極的かつ効果的に広報し、潜在的な外部リソースの獲得につなげていくことが重要である。また、受託事業とのすみ分けにより、よりJICAの強みを発揮できるところへの選択と集中、連携を図ることによって、援助の協力効果発現の強化が求められている。

受託事業以外にも、寄附金やコストシェア技術協力等、JICA以外からのリソースを活用した事業を実施するメニューがいくつかあり、潜在的な外部リソースのニーズを把握するためコミュニケーションを図る必要がある。また、それらの事例の共有を通じて、多様な案件形成・案件実施方法の可能性を追求していくことが必要とされる。

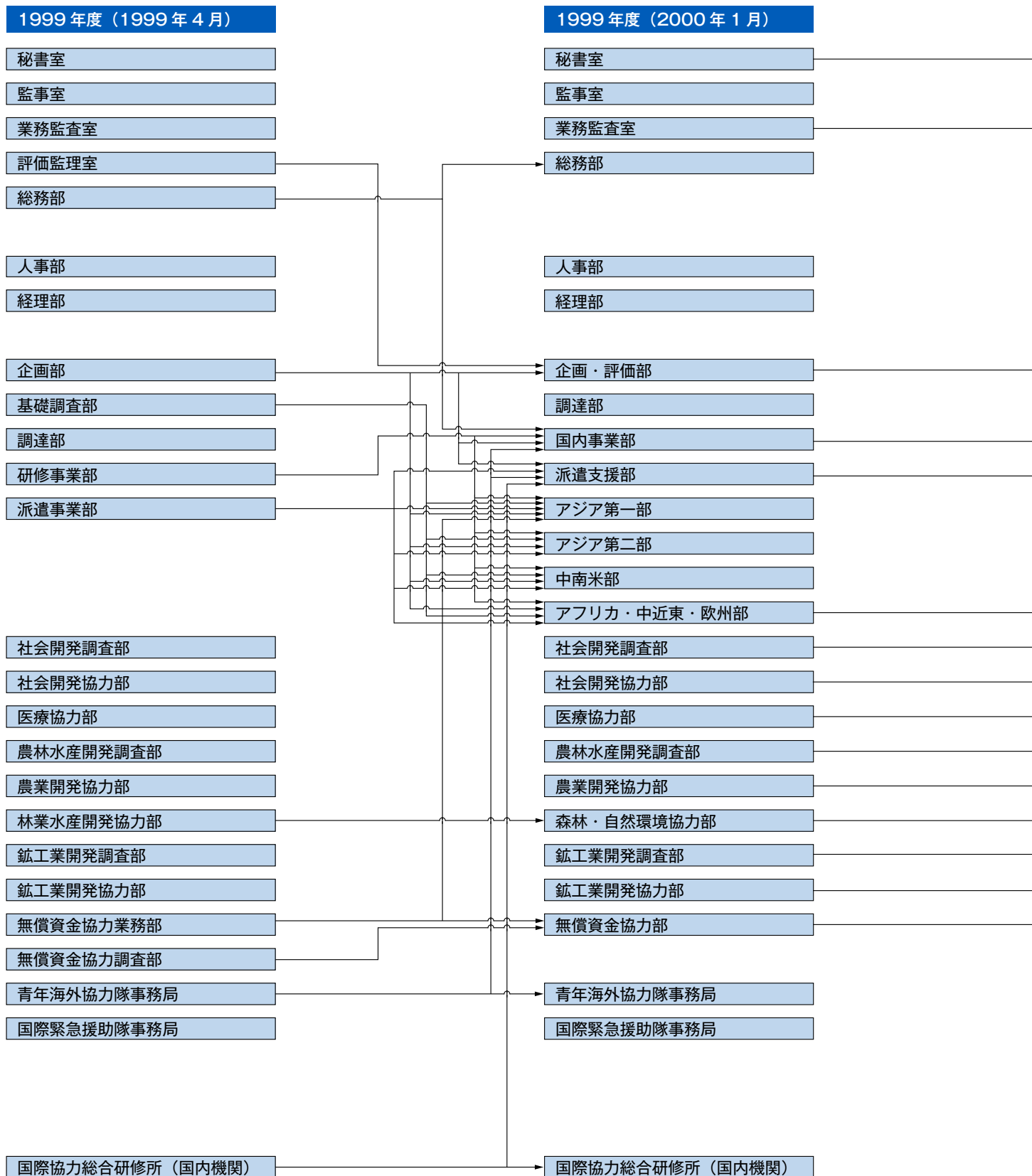
資料編

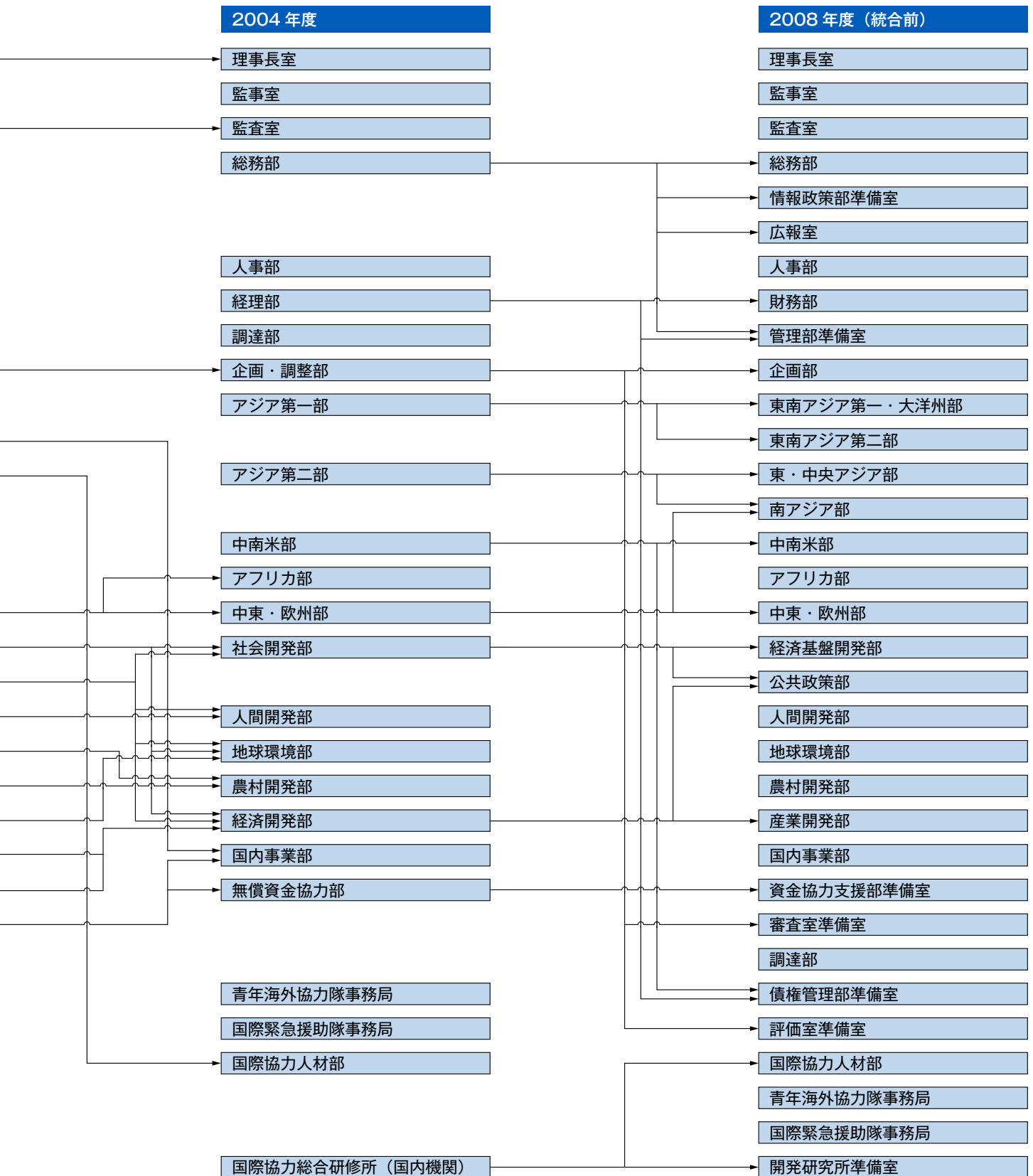


I 組織

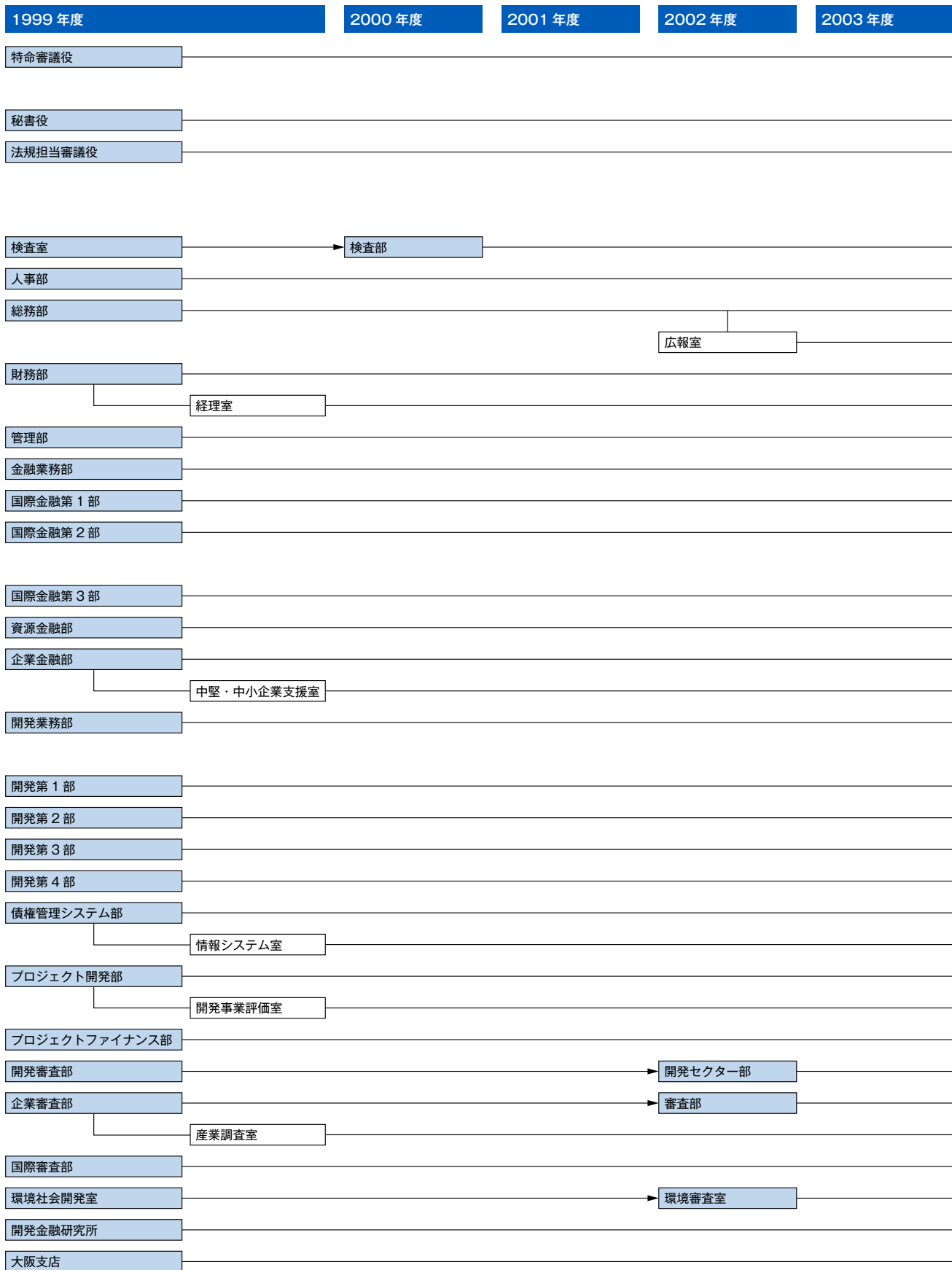
〔1〕本部組織等の変遷

(1) JICA (1999年4月～2008年9月)





(2) JBIC (1999年10月～2008年9月)



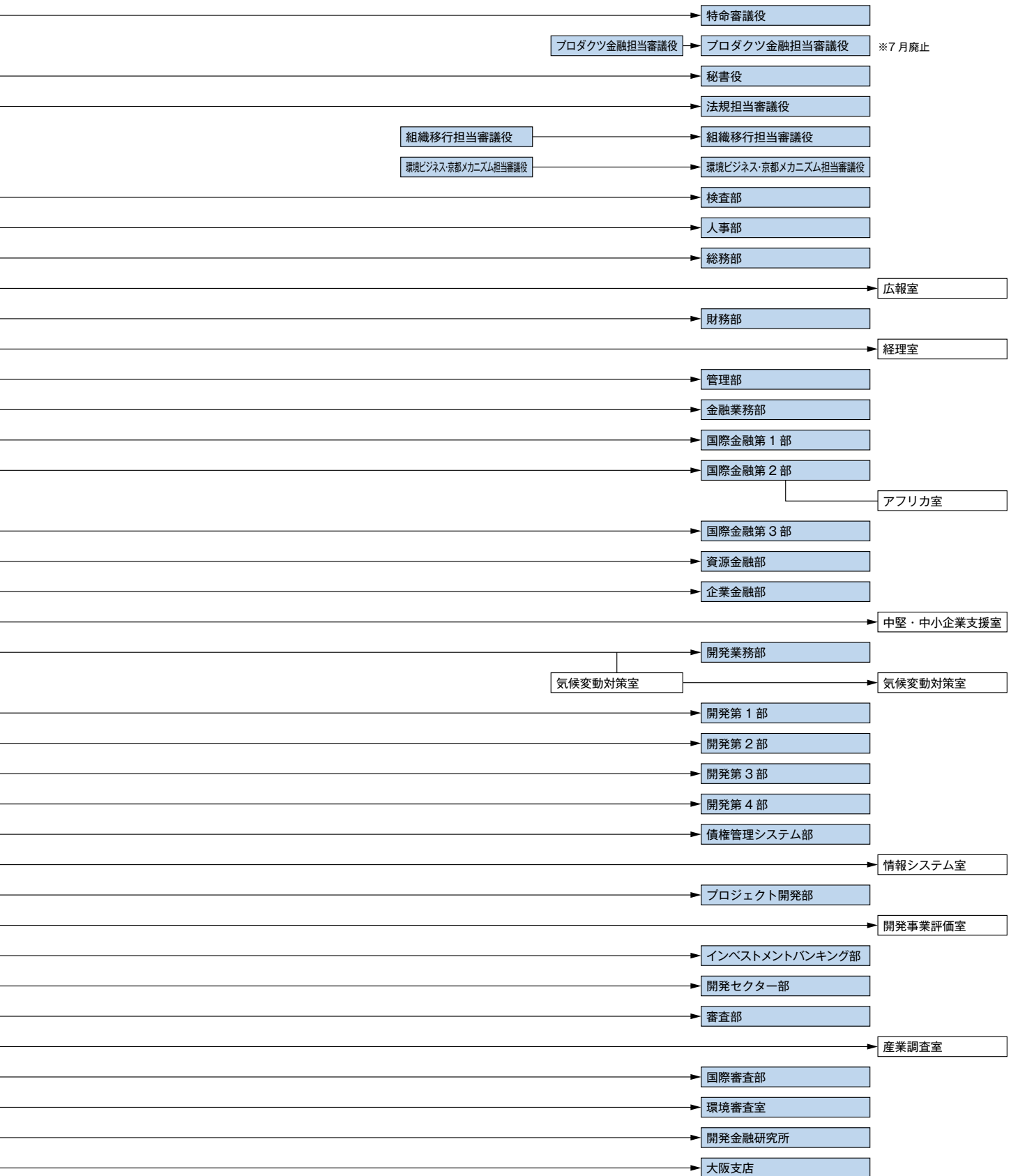
2004 年度

2005 年度

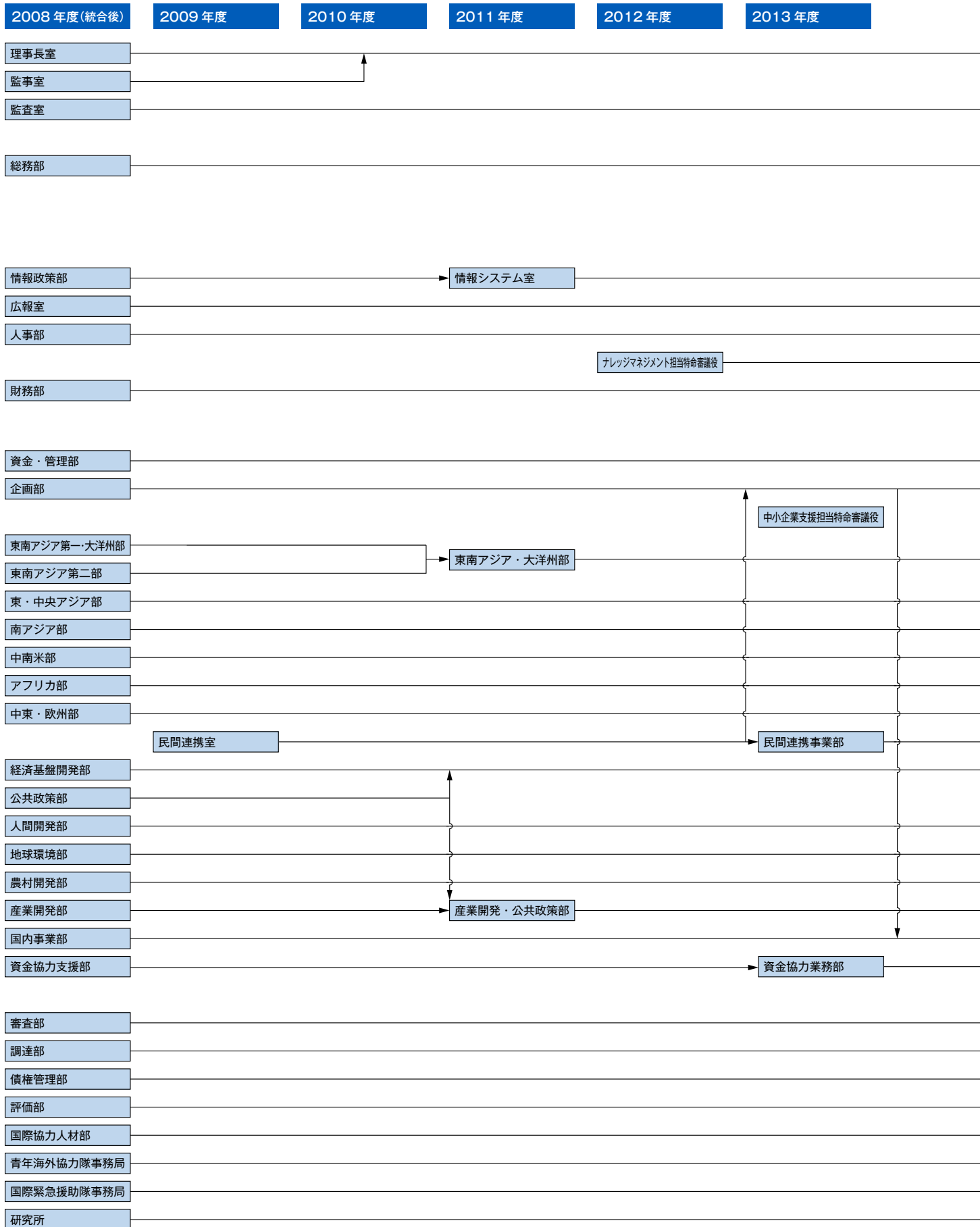
2006 年度

2007 年度

2008 年度 (統合前)



(3) JICA (2008年10月～2018年9月)



2014 年度

2015 年度

2016 年度

2017 年度

2018 年度

理事長室

監査室

環境社会配慮ガイドライン異議申立担当特命審議役

環境社会配慮ガイドライン異議申立担当特命審議役

総務部

金融リスク管理担当特命審議役

金融リスク管理担当特命審議役

安全管理部

安全管理部

安全対策強化策推進担当特命審議役

安全対策強化策推進担当特命審議役

情報システム室

広報室

人事部

ナレッジマネジメント担当特命審議役

財務部

予算執行管理担当特命審議役
(予算執行管理室)

管理部

管理部

企画部

東南アジア・大洋州部

東・中央アジア部

南アジア部

中南米部

アフリカ部

中東・欧州部

民間連携事業部

社会基盤・平和構築部

社会基盤・平和構築部

人間開発部

地球環境部

農村開発部

産業開発・公共政策部

国内事業部

資金協力業務部

質の高いインフラ輸出担当特命審議役

インフラ技術業務部

インフラ技術業務部

審査部

調達部

評価部

国際協力人材部

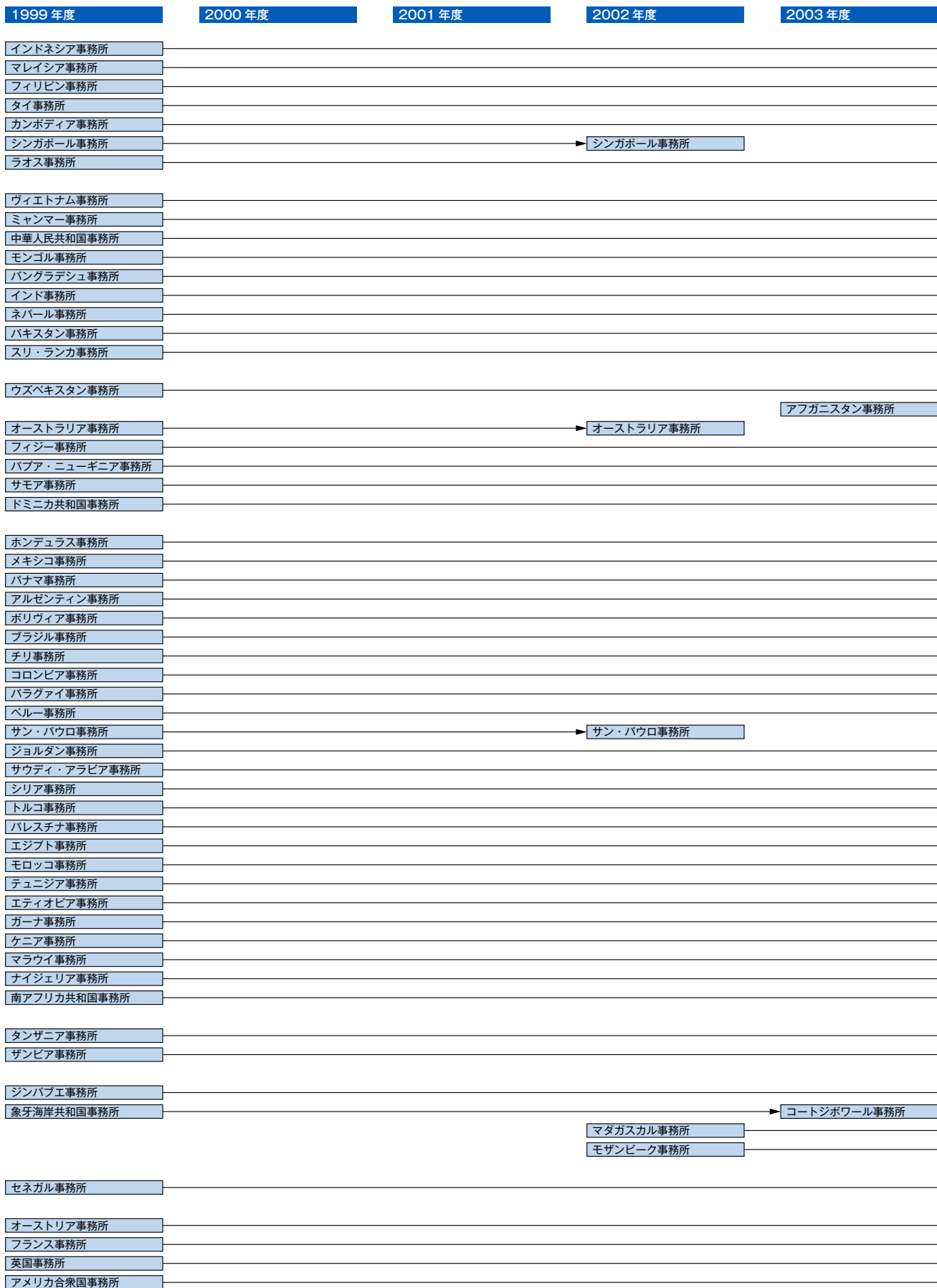
青年海外協力隊事務局

国際緊急援助隊事務局

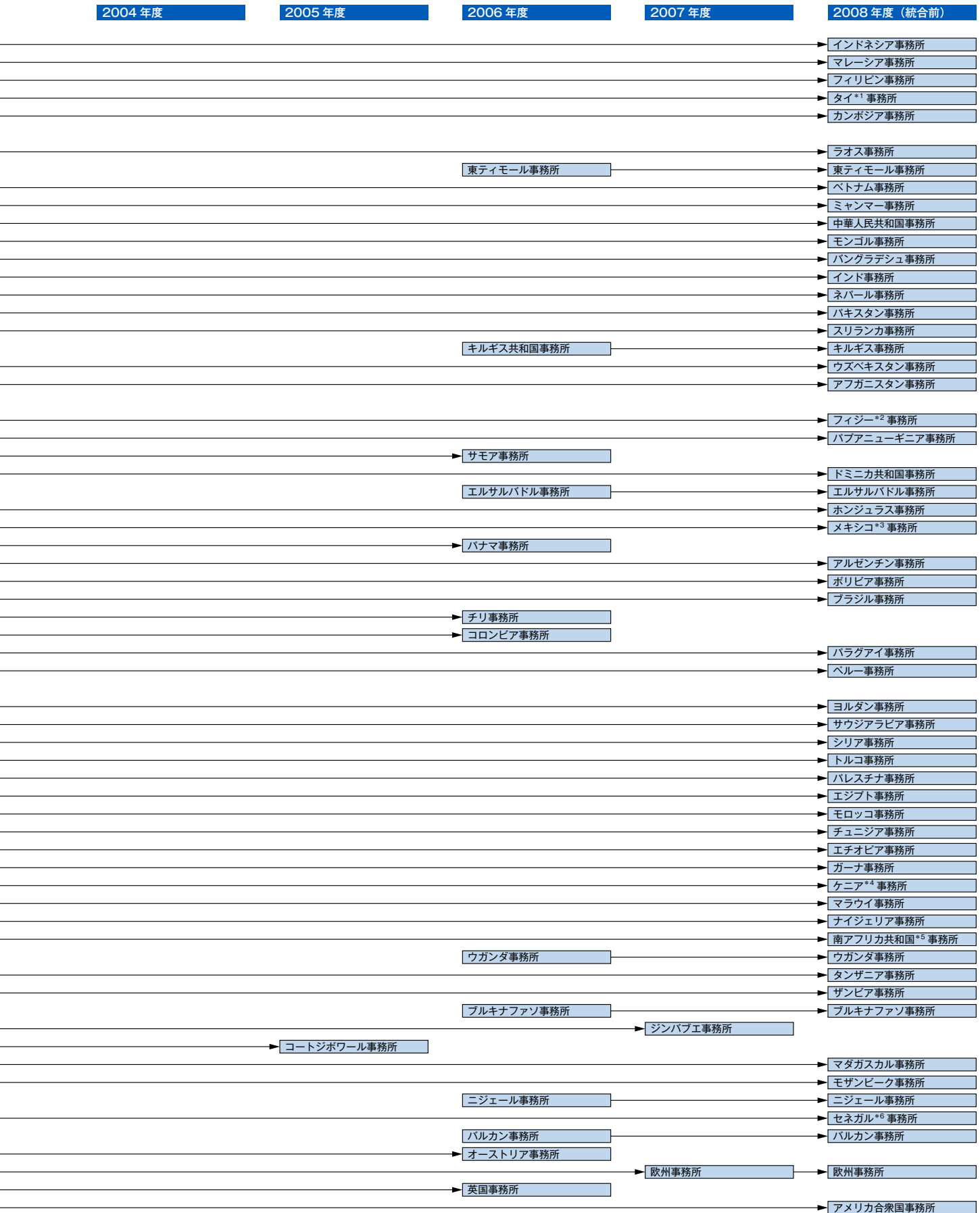
研究所

[2] 在外拠点の変遷

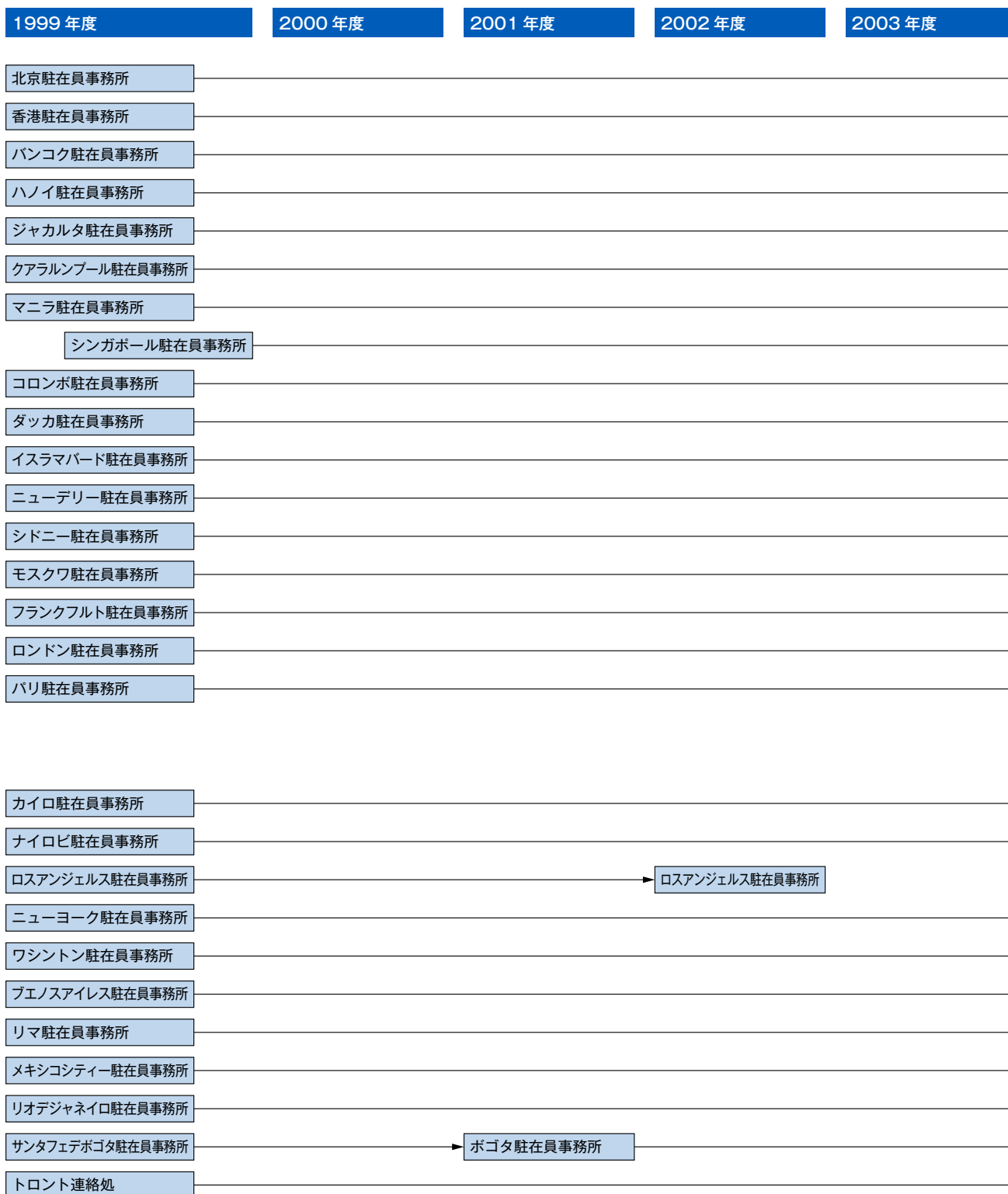
(1) JICA 在外事務所 (1999年4月～2008年9月)



(注1) 2004年度に各地に設置された地域支援事務所(*1アジア、*2大洋州、*3中米・カリブ、*4東南部アフリカ、*5アフリカ、*6中西部アフリカ)のうち、中米・カリブおよびアフリカ(東南部アフリカ地域支援事務所から名称変更)を除く4ヵ所の地域支援事務所が2008年度に廃止された
 (注2) サン・パウロ事務所については、2002年度に廃止、その後出張所となった



(2) JBIC 駐在員事務所等 (1999 年 10 月～ 2008 年 9 月)



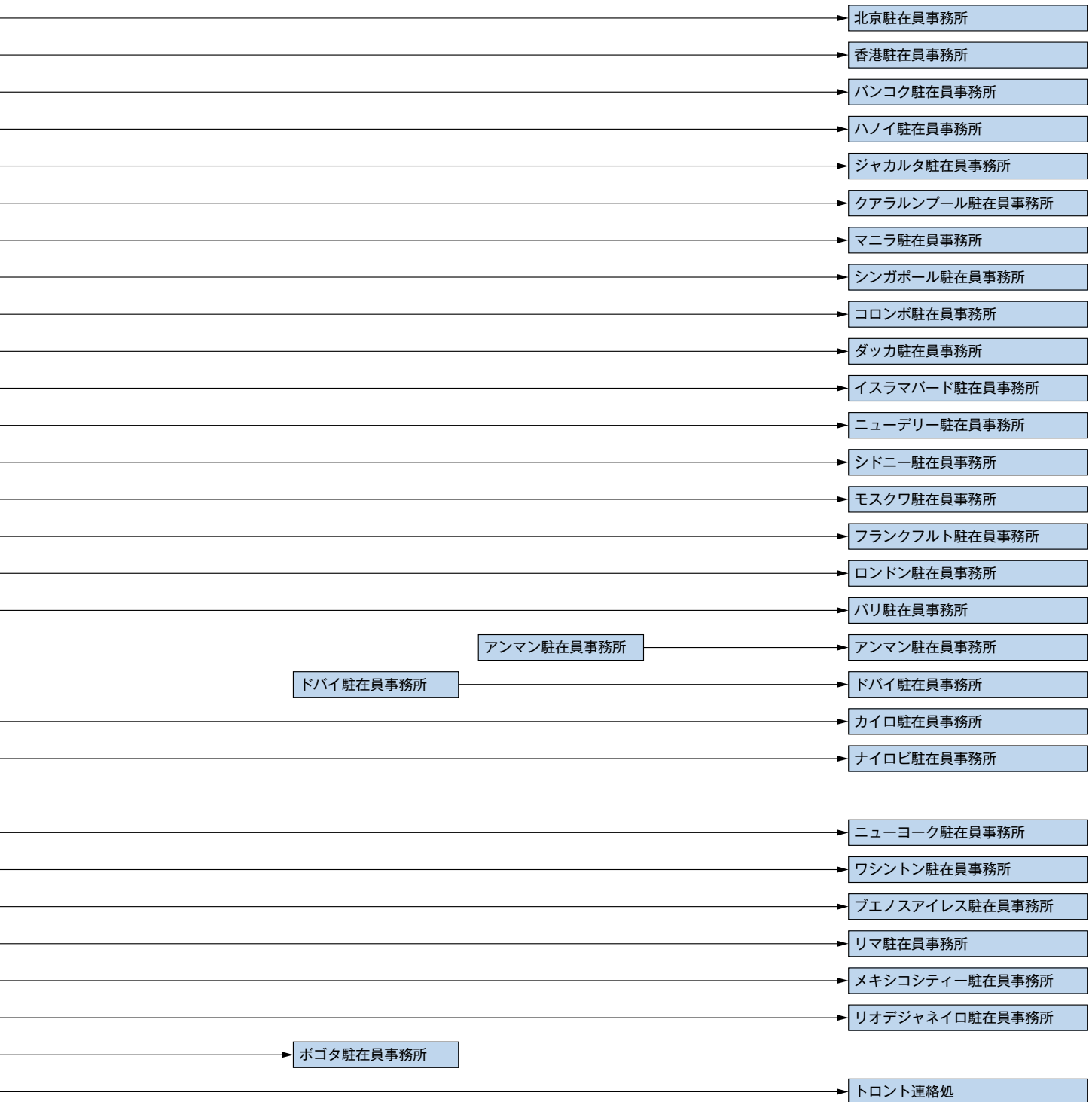
2004 年度

2005 年度

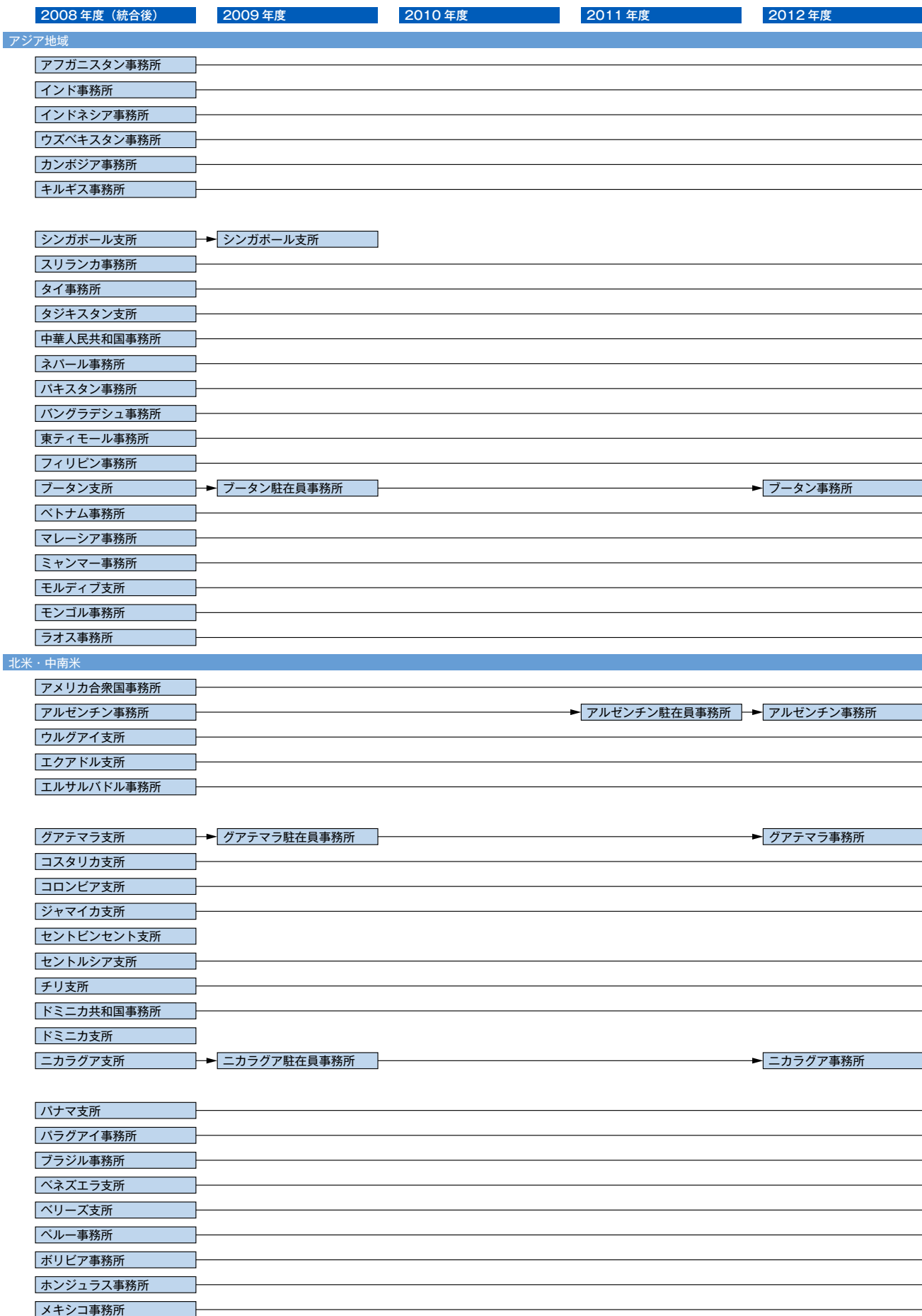
2006 年度

2007 年度

2008 年度（統合前）

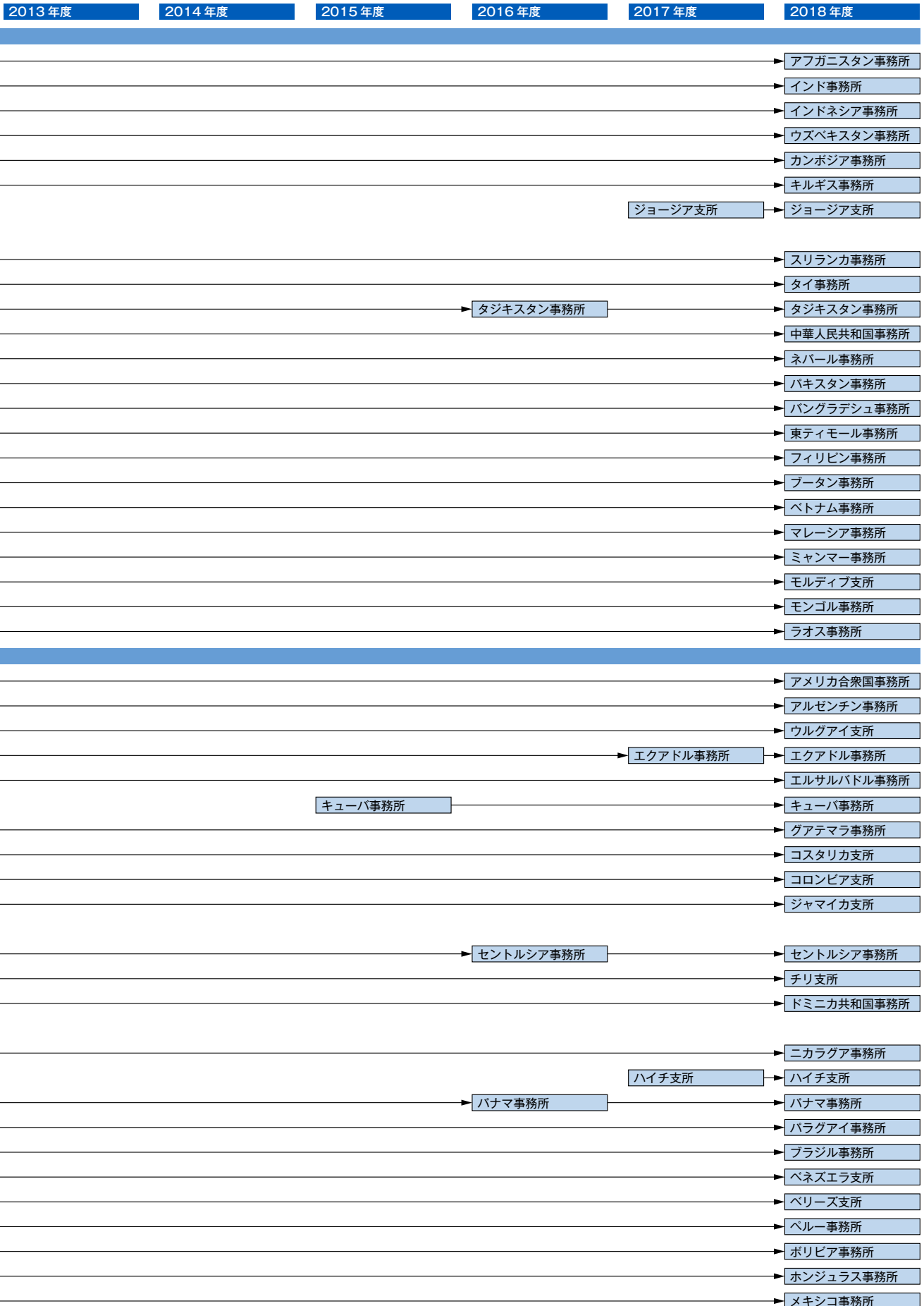


(3) JICA 在外拠点 (2008 年 10 月～2018 年 9 月)



(注1) 2008年10月時点で、メキシコ、ケニア事務所が地域支援事務所（それぞれ「中米・カリブ」「アフリカ」）を兼ねていたが、2009年度に廃止された

(注2) 2012年度、「駐在員事務所」の区分を廃止し、「在外事務所」に統一



2008年度(統合後)

2009年度

2010年度

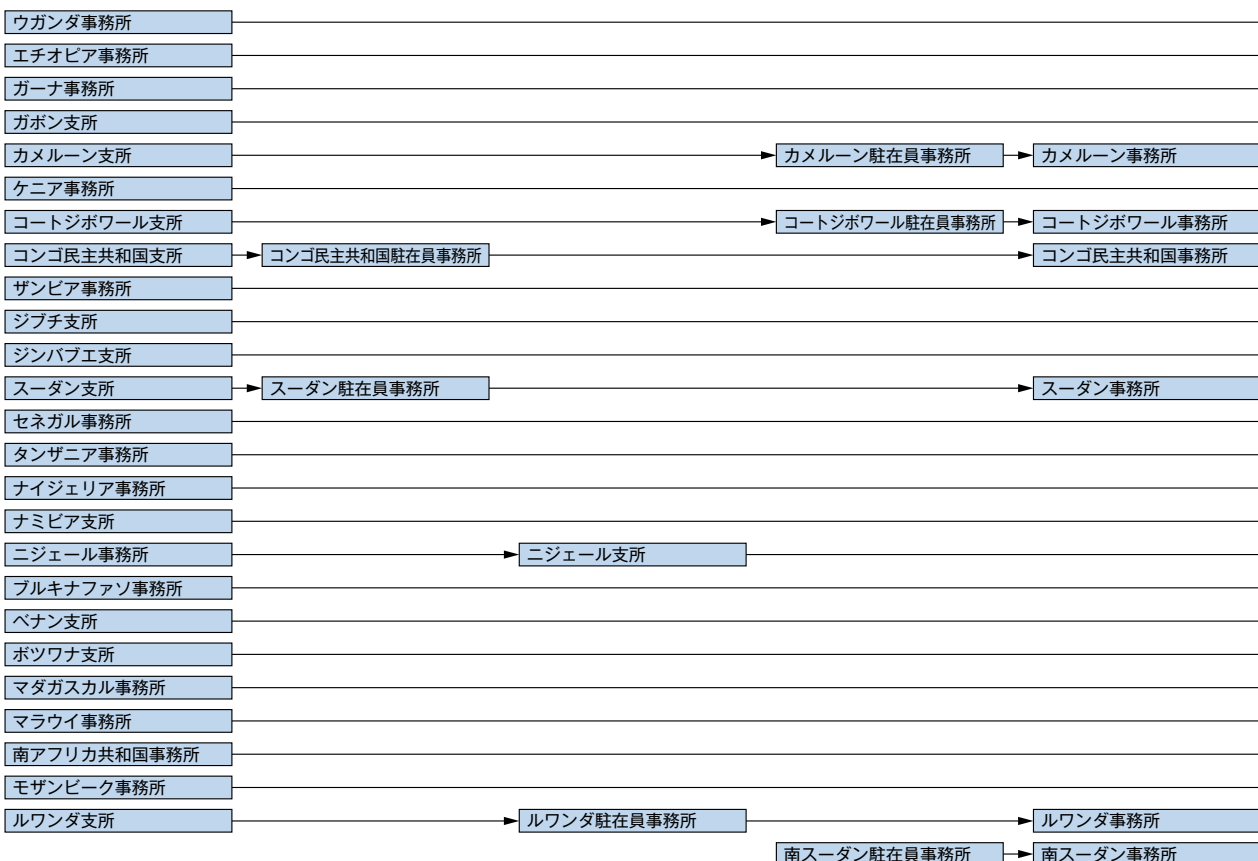
2011年度

2012年度

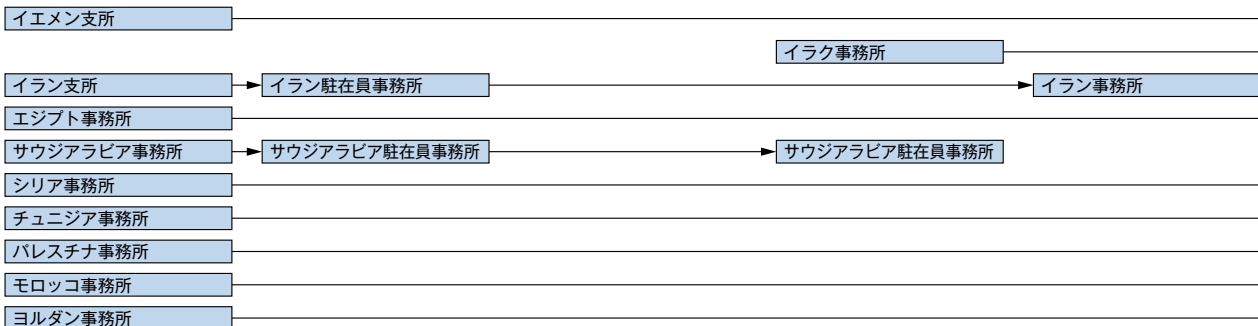
大洋州

- サモア支所
- ソロモン支所
- トンガ支所
- バヌアツ支所
- バブアニューギニア事務所
- パラオ支所
- フィジー事務所
- マーシャル支所
- ミクロネシア支所

アフリカ



中東



欧州

- 英国事務所
- トルコ事務所
- バルカン事務所
- フランス事務所
- ブルガリア支所
- ルーマニア支所

2013年度

2014年度

2015年度

2016年度

2017年度

2018年度

- サモア支所
- ソロモン支所
- トンガ支所
- バヌアツ支所
- ババニューギニア事務所
- バラオ支所
- フィジー事務所
- マーシャル支所
- ミクロネシア支所

- アンゴラ事務所
- ウガンダ事務所
- エチオピア事務所
- ガーナ事務所
- ガボン支所
- カメルーン事務所
- ケニア事務所
- コートジボワール事務所
- コンゴ民主共和国事務所
- ザンビア事務所
- ジブチ支所
- ジンバブエ支所
- スーダン事務所
- セネガル事務所
- タンザニア事務所
- ナイジェリア事務所
- ナミビア支所
- ニジェール支所
- ブルキナファソ事務所
- ベナン支所
- ボツワナ支所
- マダガスカル事務所
- マラウイ事務所
- 南アフリカ共和国事務所
- モザンビーク事務所
- ルワンダ事務所
- 南スーダン事務所

- イエメン支所
- イラク事務所
- イラン事務所
- エジプト事務所

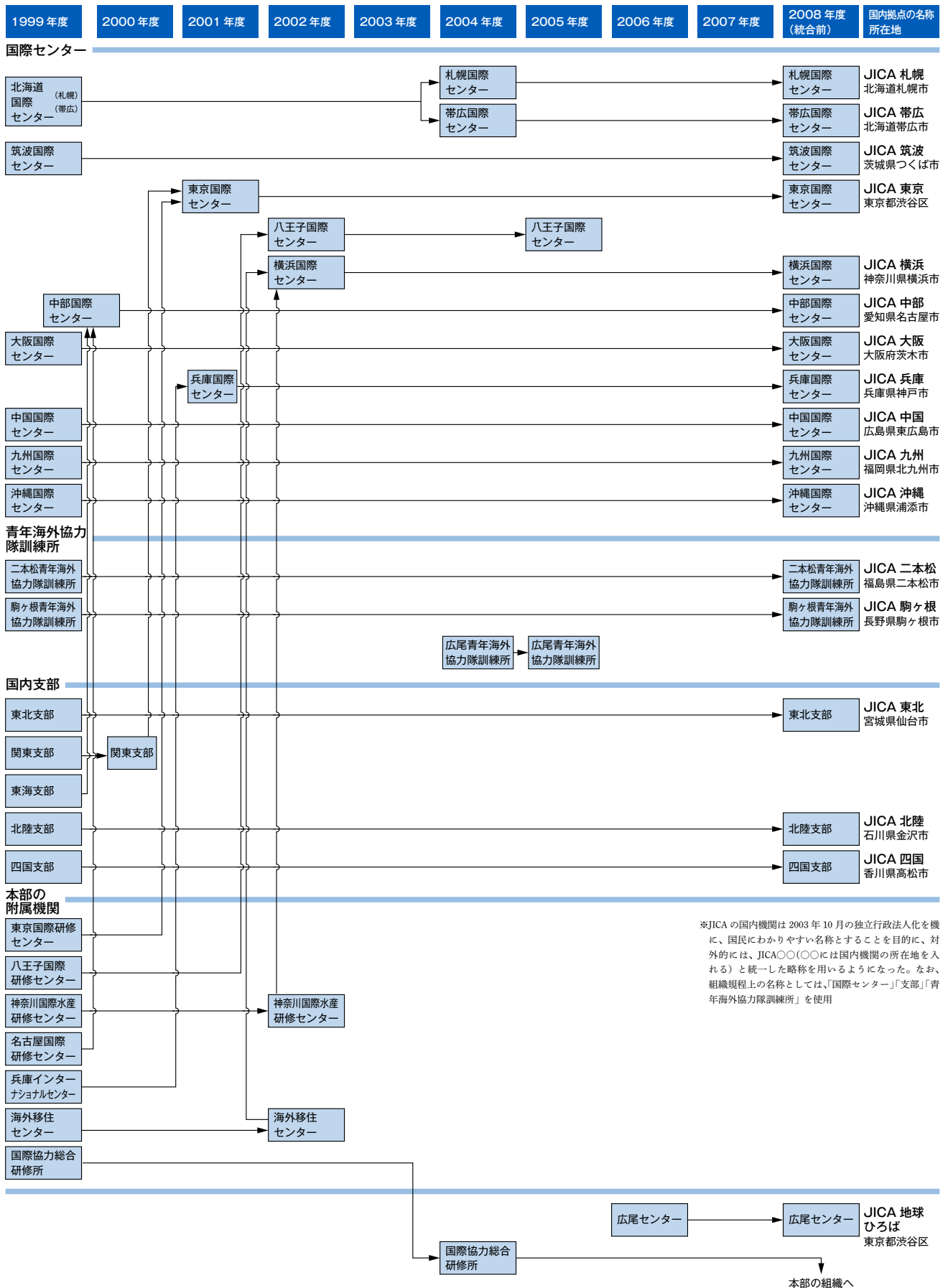
- シリア事務所
- チュニジア事務所
- パレスチナ事務所
- モロッコ事務所
- ヨルダン事務所

→ 英国事務所

- トルコ事務所
- バルカン事務所
- フランス事務所

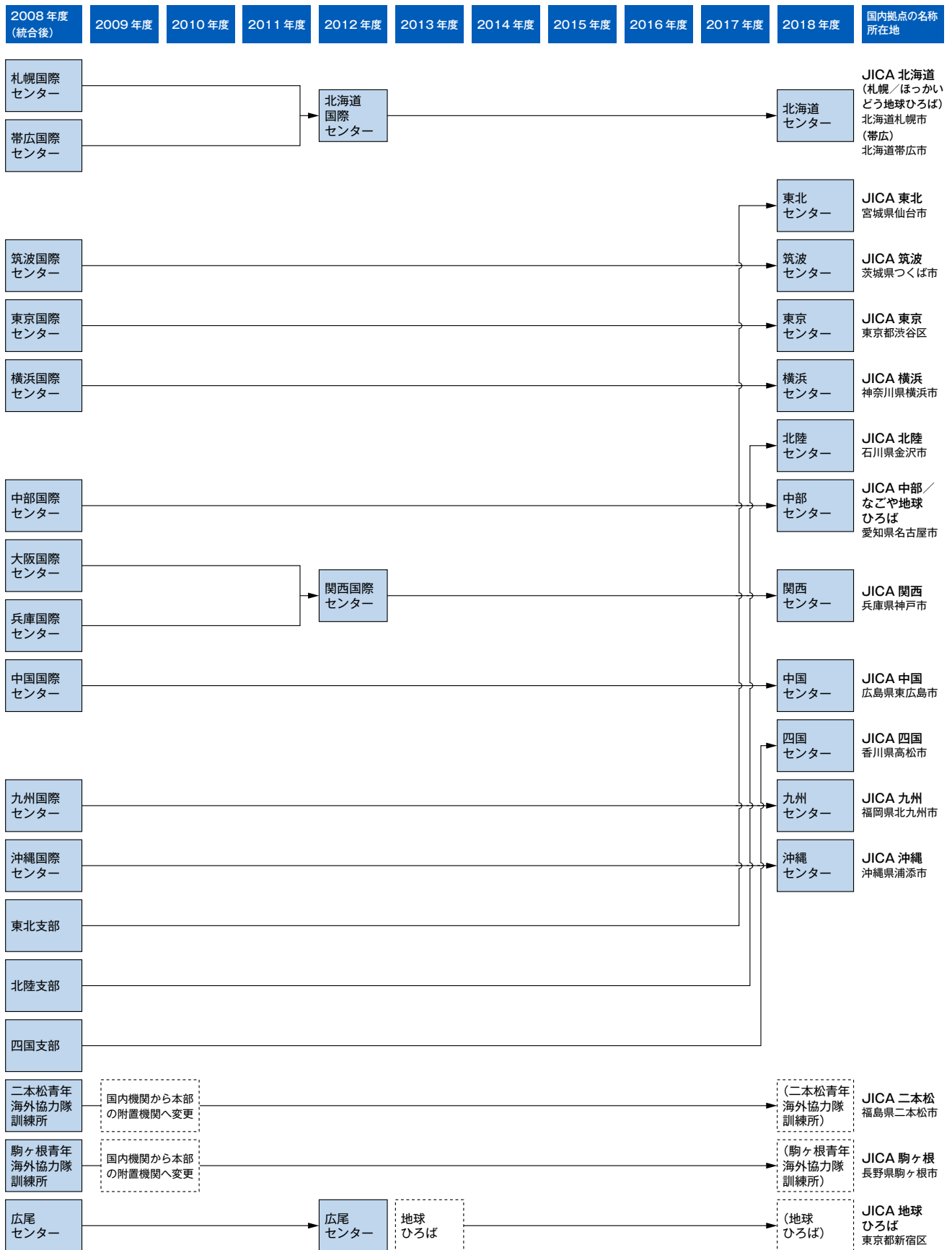
[3] 国内拠点の変遷

(1) JICA (1999年4月～2008年9月)



※JICAの国内機関は2003年10月の独立行政法人化を機に、国民にわかりやすい名称とすることを目的に、対外的には、JICA〇〇(〇〇には国内機関の所在地を入れる)と統一した略称を用いるようになった。なお、組織規程上の名称としては、「国際センター」「支部」「青年海外協力隊訓練所」を使用

(2) JICA (2008年10月～2018年9月)



※2012年9月に「地球ひろば」を
JICA 市ヶ谷ビルに移転
広尾センターを2012年度末に廃止
し、2013年度から地球ひろばを本
部内の一つのセクションに変更

※2018年7月に組織規程上の国内機関の名称について、「国
際センター」「支部」から、「センター」に統一
対外的には、これら12の国内機関に2ヵ所の青年海外
協力隊訓練所を加えて国内拠点と位置づけている。また、
体験型の展示・交流施設である「地球ひろば」を東
京(市ヶ谷)、札幌、名古屋の3ヵ所に設置

Ⅱ 予算・財務

[1] 一般会計 ODA・JICA 関連予算（1999～2018 年度）

（単位：億円）

年 度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
運営費交付金（補正予算含む）	1,706	1,743	1,757	1,650	1,623	1,612	1,601	1,575	1,556	1,538
運営費交付金（当初）	1,751	1,766	1,768	1,689	1,640	1,612	1,601	1,575	1,556	1,538
運営費交付金（補正）	▲45	▲24	▲11	▲38	▲17	—	—	—	—	—
無償資金協力事業資金	2,379	2,405	2,370	2,321	1,895	1,821	1,765	1,682	1,636	1,588
有償資金協力勘定への出資金（補正予算含む）	3,126	3,063	2,845	2,191	2,003	1,866	1,744	1,659	1,591	1,495
有償資金協力勘定への政府交付金	—	—	—	—	300	300	300	300	200	135
一般会計 ODA 予算	10,489	10,466	10,152	9,106	8,578	8,169	7,862	7,597	7,293	7,002

年 度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
運営費交付金（補正予算含む）	1,617	1,517	1,433	1,497	1,530	1,593	1,540	1,554	1,543	1,498
運営費交付金（当初）	1,559	1,480	1,457	1,454	1,469	1,503	1,464	1,490	1,503	1,498
運営費交付金（補正）	58	37	▲24	43	61	90	76	64	40	—
無償資金協力事業資金	1,608	1,542	1,519	1,616	1,642	1,667	1,605	1,629	1,631	1,605
有償資金協力勘定への出資金（補正予算含む）	1,273	1,044	419	503	506	485	483	1,301	452	460
有償資金協力勘定への政府交付金	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般会計 ODA 予算	6,722	6,187	5,727	5,612	5,573	5,502	5,422	5,519	5,527	5,538

（注1） 2003年度分は、国際協力事業団交付金（上半期）および国際協力機構運営費交付金（下半期）の合算値

（注2） 2018年度運営費交付金（補正）については、2018年9月時点では措置されるか未定

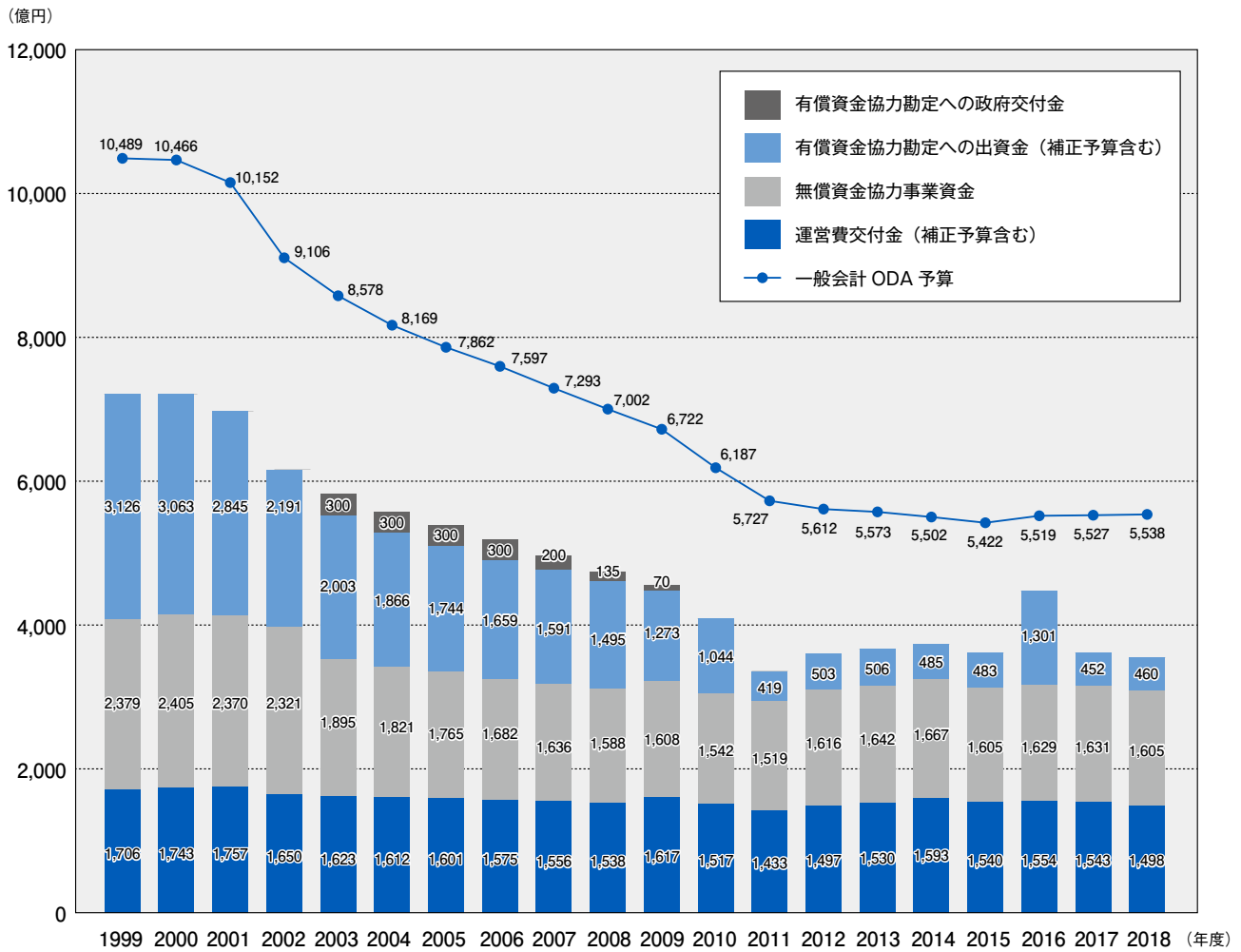
（注3） 無償資金協力事業資金は外務省予算。2008年度下半期以降、一部の業務が JICA に移管

（注4） 有償資金協力勘定について、1999年度分は、海外経済協力基金（上半期）および旧国際協力銀行海外経済協力勘定（下半期）の合算値。2000年度以降は旧国際協力銀行海外経済協力勘定。2008年度分は、旧国際協力銀行海外経済協力勘定（上半期）および国際協力機構有償資金協力勘定（下半期）の合算値

（注5） 有償資金協力勘定への政府交付金は、債務救済方式の見直しに関する政府方針に従い、債権放棄に伴う費用の一部について交付されたもの

（注6） 有償資金協力勘定への出資金は補正予算を含む（2011年度、2012年度、2016年度）

※ 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある（p.232～241）



[2] 一般勘定予算 (1999～2018 年度)

(単位：百万円)

年度	運営費交付金 (当初) (2003 年度までは交付金)	運営費交付金 (補正込)	出資金/補助金 (補正込)	受託収入
1999	175,056	170,571	1,933	8,526
2000	176,623	174,263	2,577	8,164
2001	176,850	175,728	2,189	8,069
2002	168,855	165,045	1,200	7,116
2003	164,006	162,293	—	3,075
2004	161,206	161,206	—	5,204
2005	160,077	160,077	—	4,163
2006	157,516	157,516	—	3,108
2007	155,626	155,626	—	2,990
2008	153,786	153,786	—	2,819
2009	155,850	161,652	—	2,693
2010	147,986	151,726	—	2,014
2011	145,681	143,301	—	1,512
2012	145,379	149,663	1,984	1,553
2013	146,919	152,973	188	1,472
2014	150,274	159,293	287	990
2015	146,413	154,036	—	485
2016	149,049	155,450	159	342
2017	150,296	154,316	167	288
2018	149,764	149,764	709	75

(注1) 出資金/補助金について、2001 年度までは国内拠点の施設整備に係る予算が出資金として手当され、2002 年度は施設整備費補助金が手当された。2003 年度の独立行政法人化後は、施設整備にかかる予算を施設整備資金で手当してきたが、2012 年度以降は施設整備費補助金が措置されている (2012 年度から 2014 年度は補正予算が措置されている)

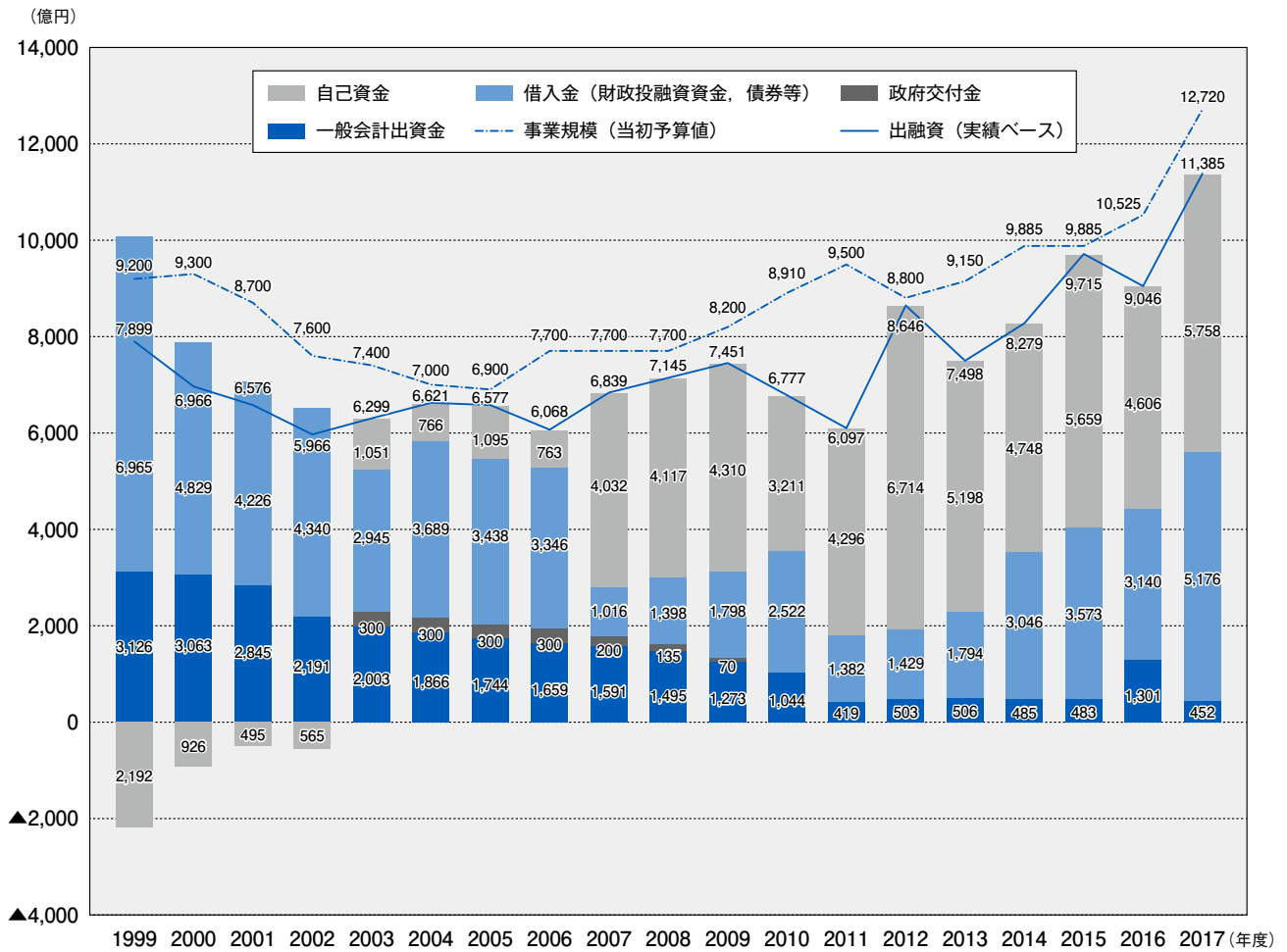
(注2) 受託収入については、海外開発計画調査事業収入 (～2018 年度)、総合食料対策調査等事業収入 (～2005 年度)、野口英世アフリカ賞基金運営受託収入 (2007 年度～)、科学研究費 (2016 年度～)、有償技術協力事業収入 (2004 年度～) を含む。なお、外務省からの委託事業 (海外経済協力事業 (2012～2013 年度)) は含まない

〔3〕 有償資金協力勘定 出融資実績および財源構成（1999～2017年度）

（単位：億円）

年 度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
出融資（実績ベース）	7,899	6,966	6,576	5,966	6,299	6,621	6,577	6,068	6,839	7,145
事業規模（当初予算値）	9,200	9,300	8,700	7,600	7,400	7,000	6,900	7,700	7,700	7,700
原資合計（実績ベース）	7,899	6,966	6,576	5,966	6,299	6,621	6,577	6,068	6,839	7,145
一般会計出資金	3,126	3,063	2,845	2,191	2,003	1,866	1,744	1,659	1,591	1,495
政府交付金	—	—	—	—	300	300	300	300	200	135
借入金（財政投融资資金、債券等）	6,965	4,829	4,226	4,340	2,945	3,689	3,438	3,346	1,016	1,398
自己資金	▲2,192	▲926	▲495	▲565	1,051	766	1,095	763	4,032	4,117

年 度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
出融資（実績ベース）	7,451	6,777	6,097	8,646	7,498	8,279	9,715	9,046	11,385
事業規模（当初予算値）	8,200	8,910	9,500	8,800	9,150	9,885	9,885	10,525	12,720
原資合計（実績ベース）	7,451	6,777	6,097	8,646	7,498	8,279	9,715	9,046	11,385
一般会計出資金	1,273	1,044	419	503	506	485	483	1,301	452
政府交付金	70	—	—	—	—	—	—	—	—
借入金（財政投融资資金、債券等）	1,798	2,522	1,382	1,429	1,794	3,046	3,573	3,140	5,176
自己資金	4,310	3,211	4,296	6,714	5,198	4,748	5,659	4,606	5,758



(注1) 1999年度分は、海外経済協力基金(上半期)および旧国際協力銀行海外経済協力勘定(下半期)の合算値。2000年度以降は旧国際協力銀行海外経済協力勘定。また2008年度分は、旧国際協力銀行海外経済協力勘定(上半期)および国際協力機構有償資金協力部門(下半期)の合算値

(注2) 自己資金は貸付回収金等の収入から、借入金元利払い、経費等の支出を差し引いたもの

(注3) 2012年度出融資実績は、ミャンマー「社会経済開発支援借款」貸付実行額1,989億円を含む

(注4) 政府交付金は、債務救済方式の見直しに関する政府方針に従い、債権放棄に伴う費用の一部について交付されたもの

〔4〕財務諸表

(1) JICA 貸借対照表〈一般勘定〉(1999～2017年度)

統合前 (1999～2007年度)

(単位：百万円)

年 度	1999	2000	2001	2002	2003 (上半期)	2003 (下半期)	2004	2005	2006	2007
資産の部										
流動資産	72,324	75,452	79,082	74,029	63,511	37,280	36,950	41,889	44,921	41,924
現金及び預金	69,635	75,049	78,687	73,298	63,400	32,226	32,604	38,662	41,292	37,362
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	2,690	403	395	731	111	5,055	4,345	3,227	3,629	4,562
固定資産	91,738	90,814	88,821	87,038	84,483	75,996	73,439	71,655	67,727	64,828
有形固定資産	60,655	60,700	62,940	65,244	64,393	62,811	61,545	60,917	58,786	57,342
無形固定資産	37	36	37	37	37	18	23	22	16	14
投資その他の資産	31,047	30,078	25,844	21,757	20,053	13,167	11,871	10,716	8,925	7,472
資産合計	164,062	166,267	167,903	161,067	147,994	113,277	110,389	113,543	112,648	106,753
負債の部										
流動負債	33,289	32,553	33,028	26,689	12,290	25,686	23,856	27,696	23,474	30,149
運営費交付金債務	—	—	—	—	—	10,377	6,563	5,027	—	6,899
無償資金協力事業資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	33,289	32,553	33,028	26,689	12,290	15,309	17,294	22,669	23,474	23,250
固定負債	5,800	6,202	6,801	8,658	7,694	127	1,099	1,954	2,104	2,137
資産見返負債	3,758	3,790	4,163	5,491	5,038	127	1,099	1,554	1,875	2,036
その他	2,042	2,412	2,638	3,167	2,656	—	—	399	229	101
負債合計	39,089	38,755	39,829	35,347	19,985	25,814	24,955	29,649	25,577	32,286
純資産の部										
資本金	130,028	132,605	134,794	134,794	134,794	88,508	88,508	88,508	88,508	83,333
政府出資金	130,028	132,605	134,794	134,794	134,794	88,508	88,508	88,508	88,508	83,333
資本剰余金	255	261	337	456	426	▲1,372	▲4,038	▲6,434	▲9,050	▲11,225
利益剰余金	▲5,310	▲5,355	▲7,057	▲9,530	▲7,210	327	964	1,820	7,613	2,359
純資産合計	124,974	127,511	128,074	125,720	128,009	87,463	85,434	83,894	87,071	74,467
負債純資産合計	164,062	166,267	167,903	161,067	147,994	113,277	110,389	113,543	112,648	106,753

統合後 (2008～2017年度)

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
資産の部										
流動資産	75,468	116,649	132,389	153,056	144,331	173,967	193,609	207,925	210,855	227,482
現金及び預金	66,868	104,944	121,420	57,339	48,350	54,695	74,554	97,615	86,547	198,210
有価証券	—	—	—	76,000	80,000	100,000	99,000	84,000	98,000	—
その他	8,600	11,705	10,969	19,716	15,981	19,272	20,055	26,311	26,307	29,272
固定資産	64,677	62,212	58,515	52,615	49,499	48,958	44,889	44,087	44,101	43,849
有形固定資産	57,564	55,962	53,788	49,009	46,297	46,077	42,426	41,901	41,443	40,342
無形固定資産	11	10	7	6	5	5	7	54	604	1,736
投資その他の資産	7,101	6,239	4,720	3,599	3,197	2,876	2,456	2,132	2,054	1,772
資産合計	140,145	178,861	190,904	205,670	193,830	222,925	238,498	252,012	254,956	271,332
負債の部										
流動負債	65,269	104,816	117,277	113,208	134,282	165,808	184,062	196,808	164,135	199,569
運営費交付金債務	15,471	23,976	30,906	—	22,624	31,732	46,241	46,637	—	20,101
無償資金協力事業資金	30,887	57,826	66,918	90,199	95,993	115,082	116,676	130,378	145,895	164,071
その他	18,911	23,014	19,453	23,009	15,665	18,993	21,145	19,792	18,240	15,398
固定負債	2,272	2,259	2,496	2,601	2,825	2,740	2,811	3,063	4,517	5,690
資産見返負債	2,220	2,074	2,106	2,177	2,250	2,099	2,162	2,531	4,053	5,208
その他	52	185	390	424	574	641	649	531	464	482
負債合計	67,541	107,075	119,773	115,809	137,106	168,547	186,872	199,871	168,652	205,260
純資産の部										
資本金	83,333	83,333	83,333	79,986	67,279	66,701	63,217	63,217	62,452	62,452
政府出資金	83,333	83,333	83,333	79,986	67,279	66,701	63,217	63,217	62,452	62,452
資本剰余金	▲13,415	▲15,347	▲17,119	▲19,646	▲16,687	▲16,507	▲16,743	▲17,867	▲19,057	▲20,193
利益剰余金	2,686	3,800	4,917	29,521	6,131	4,185	5,151	6,792	42,909	23,813
純資産合計	72,604	71,786	71,131	89,861	56,723	54,378	51,625	52,142	86,304	66,072
負債純資産合計	140,145	178,861	190,904	205,670	193,830	222,925	238,498	252,012	254,956	271,332

(2) JICA 損益計算書〈一般勘定〉(1999～2017年度)

統合前 (1999～2007年度)

(単位：百万円)

年度	1999	2000	2001	2002	2003 (上半期)	2003 (下半期)	2004	2005	2006	2007
経常費用	177,956	566,761	570,154	530,580	239,080	88,519	171,482	166,834	162,212	157,900
業務費	148,490	160,015	160,232	148,090	64,244	82,815	160,373	156,664	152,110	144,835
一般管理費	28,699	28,633	29,273	28,640	13,428	6,113	11,106	10,039	9,943	12,189
財務費用	—	—	—	—	—	1	2	12	38	840
その他	768	189	1,613	1,434	1,021	231	2	1	120	36
経常収益	176,598	188,899	189,481	176,031	77,803	89,486	172,202	167,730	168,103	153,146
運営費交付金収益	167,025	173,930	177,410	165,846	72,785	83,783	164,725	160,905	161,854	148,122
無償資金協力事業資金収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	9,573	14,969	12,071	10,186	5,018	5,703	7,477	6,825	6,250	5,023
臨時損失	65	117	70	347	785	0	83	41	99	16
臨時利益	373	10	4	7	3,996	1	1	1	1	7
運営費交付金精算収益化額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	373	10	4	7	3,996	1	1	1	1	7
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,803
当期総利益 (当期総損失)	▲1,049	▲45	▲1,702	▲2,473	2,320	327	637	855	5,793	39

統合後 (2008～2017年度)

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
経常費用	154,630	218,824	238,652	236,503	242,247	234,337	253,319	246,619	246,946	238,184
業務費	143,265	208,119	229,187	227,176	233,527	225,623	244,331	236,630	237,401	229,248
一般管理費	10,997	10,126	8,788	8,837	8,451	8,676	8,843	9,631	9,451	8,586
財務費用	367	569	658	468	36	27	23	324	90	348
その他	1	9	19	22	233	11	122	33	2	3
経常収益	155,024	220,448	239,805	261,129	226,546	232,411	254,339	248,252	258,918	227,716
運営費交付金収益	144,475	152,460	144,254	173,619	126,465	143,523	144,189	152,781	175,834	132,494
無償資金協力事業資金収入	5,563	62,044	90,587	83,433	96,618	85,423	106,528	91,152	79,246	90,152
その他	4,986	5,944	4,964	4,077	3,463	3,466	3,623	4,230	3,838	5,071
臨時損失	67	510	38	35	2,022	32	89	38	45	690
臨時利益	—	0	2	13	8	7	40	48	24,190	90
運営費交付金精算収益化額※	—	—	—	—	—	—	—	—	24,128	—
その他	—	0	2	13	8	7	40	48	62	90
前中期目標期間繰越積立金取崩額	25	190	12	146	17,454	3,894	465	253	501	15,372
当期総利益 (当期総損失)	352	1,305	1,129	24,750	▲261	1,943	1,436	1,896	36,619	4,304

※ 独立行政法人会計基準改訂 (2015年1月) により、運営費交付金債務に関し、精算のために収益に振り替えられた金額を臨時利益として計上するための規定が新設された (第二期中期目標期間末まで経常収益に含むこととしていた)

(3) JBIC 海外経済協力勘定 貸借対照表 (1999 年度～2008 年度上半期)

(単位：百万円)

年 度	1999	2000	2001	2002	2003
資産の部					
貸付金	10,304,056	10,717,516	11,024,438	11,234,105	11,325,655
出資金	154,651	155,092	153,842	154,129	153,336
現金預け金	94,883	67,020	49,614	59,533	34,677
未収収益	100,026	96,516	108,829	127,988	81,255
雑勘定	534	540	544	563	581
動産不動産	6,976	7,824	7,568	7,335	7,218
繰延勘定	30	25	20	15	10
貸倒等引当金	—	▲34,640	▲35,084	▲401,962	▲401,819
資産合計	10,661,157	11,009,894	11,309,771	11,181,706	11,200,915
負債の部					
借入金	4,791,238	4,783,312	4,699,831	4,611,717	4,365,907
債 券	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
未払費用	16,247	17,509	17,636	17,677	17,222
雑勘定	743	1,032	1,342	2,299	2,650
貸倒等引当金	7,881	—	—	—	—
負債合計	4,841,110	4,826,853	4,743,808	4,656,694	4,410,780
資本の部					
資本金	5,694,444	6,000,744	6,285,244	6,504,344	6,704,644
積立金	90,799	125,602	182,296	280,719	20,667
当年度利益金 (又は▲当年度損失金)	34,803	56,694	98,423	▲260,052	64,823
資本合計	5,820,047	6,183,041	6,565,964	6,525,012	6,790,135
負債資本合計	10,661,157	11,009,894	11,309,771	11,181,706	11,200,915

年 度	2004	2005	2006	2007	2008 (上半期)
資産の部					
貸付金	11,340,485	11,428,913	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	155,060	152,798	139,940	134,602	134,843
現金預け金	63,689	18,435	67,966	1,529	3,973
未収収益	81,328	72,876	65,683	61,768	60,744
雑勘定	549	615	613	721	1,062
動産不動産	6,902	6,848	6,800	6,681	6,785
繰延勘定	5	—	—	—	—
貸倒等引当金	▲402,946	▲401,580	▲394,095	▲393,445	▲393,737
資産合計	11,245,073	11,278,906	11,265,523	11,198,988	11,082,052
負債の部					
借入金	4,200,459	4,020,220	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債 券	25,000	10,000	—	—	—
未払費用	16,393	15,947	13,633	13,589	13,299
雑勘定	651	1,032	114	325	114
貸倒等引当金	—	—	—	—	—
負債合計	4,242,504	4,047,199	3,728,550	3,320,618	3,127,676
資本の部					
資本金	6,891,244	7,065,644	7,231,508	7,390,572	7,456,772
積立金	85,491	111,325	166,062	305,464	487,798
当年度利益金 (又は▲当年度損失金)	25,834	54,738	139,402	182,333	9,806
資本合計	7,002,569	7,231,707	7,536,973	7,878,370	7,954,376
負債資本合計	11,245,073	11,278,906	11,265,523	11,198,988	11,082,052

(注) 特殊法人等会計処理基準に準拠

(4) JICA 有償資金協力勘定 貸借対照表 (2008~2017年度)

(単位: 百万円)

年 度	2008	2009	2010	2011	2012
資産の部					
流動資産	10,864,946	10,995,490	11,064,082	11,035,796	11,011,073
貸付金	10,922,715	11,054,312	11,051,139	11,032,404	11,020,269
貸倒引当金 (▲)	▲138,453	▲131,415	▲96,054	▲131,589	▲140,847
その他	80,684	72,593	108,996	134,981	131,651
固定資産	172,272	137,534	129,717	112,849	118,426
有形固定資産	17,629	17,719	10,575	9,222	9,035
無形固定資産	—	0	0	0	0
投資その他の資産	154,643	119,816	119,142	103,626	109,391
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	53,326	24,557	25,089	24,557	72,617
貸倒引当金 (▲)	▲33,872	▲24,557	▲24,803	▲24,557	▲40,577
その他	135,190	119,816	118,856	103,626	77,352
資産合計	11,037,218	11,133,025	11,193,799	11,148,645	11,129,499
負債の部					
流動負債	417,755	412,744	335,151	351,514	386,807
1年以内償還予定財政融資資金借入金	403,029	394,775	318,067	323,204	317,109
その他	14,726	17,969	17,084	28,310	69,698
固定負債	2,638,113	2,422,950	2,289,580	2,104,810	1,930,813
債 券	30,000	80,000	140,000	200,000	260,000
財政融資資金借入金	2,600,370	2,335,395	2,141,775	1,896,771	1,662,561
その他	7,743	7,555	7,805	8,040	8,252
負債合計	3,055,868	2,835,694	2,624,731	2,456,324	2,317,620
純資産の部					
資本金	7,390,856	7,518,156	7,622,556	7,664,456	7,714,798
政府出資金	7,390,856	7,518,156	7,622,556	7,664,456	7,714,798
利益剰余金	590,585	779,252	942,223	1,036,291	1,129,789
準備金	497,603	590,585	779,252	942,223	1,036,291
その他	92,982	188,666	162,972	94,068	93,497
評価・換算差額等	▲91	▲76	4,289	▲8,427	▲32,708
純資産合計	7,981,350	8,297,331	8,569,068	8,692,321	8,811,879
負債純資産合計	11,037,218	11,133,025	11,193,799	11,148,645	11,129,499
年 度					
2013					
2014					
2015					
2016					
2017					
資産の部					
流動資産	11,054,800	11,276,598	11,526,038	11,778,767	12,171,739
貸付金	11,068,669	11,223,481	11,502,091	11,661,980	12,005,004
貸倒引当金 (▲)	▲142,613	▲145,267	▲153,208	▲165,531	▲171,804
その他	128,745	198,384	177,155	282,319	338,539
固定資産	99,048	60,124	52,268	85,380	107,204
有形固定資産	8,902	8,742	8,610	8,607	8,904
無形固定資産	0	1	236	647	5,236
投資その他の資産	90,146	51,381	43,422	76,125	93,064
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	68,575	68,325	63,845	87,063	87,063
貸倒引当金 (▲)	▲46,566	▲60,989	▲63,845	▲73,484	▲75,454
その他	68,137	44,045	43,422	62,546	81,455
資産合計	11,153,848	11,336,721	11,578,306	11,864,147	12,278,942
負債の部					
流動負債	322,221	316,261	291,432	232,426	213,256
1年以内償還予定財政融資資金借入金	275,876	244,355	219,212	188,060	150,179
その他	46,345	71,906	72,220	44,366	63,076
固定負債	1,834,175	1,884,309	2,019,783	2,149,375	2,451,974
債 券	320,000	417,305	477,305	590,596	683,132
財政融資資金借入金	1,506,086	1,459,231	1,537,319	1,552,259	1,761,334
その他	8,089	7,773	5,159	6,520	7,508
負債合計	2,156,396	2,200,570	2,311,215	2,381,801	2,665,229
純資産の部					
資本金	7,765,398	7,813,898	7,862,158	7,992,228	8,037,408
政府出資金	7,765,398	7,813,898	7,862,158	7,992,228	8,037,408
利益剰余金	1,255,358	1,369,796	1,472,558	1,546,921	1,626,110
準備金	1,129,789	1,255,358	1,369,796	1,472,558	1,546,921
その他	125,569	114,438	102,762	74,363	79,188
評価・換算差額等	▲23,303	▲47,542	▲67,625	▲56,803	▲49,805
純資産合計	8,997,452	9,136,152	9,267,091	9,482,347	9,613,713
負債純資産合計	11,153,848	11,336,721	11,578,306	11,864,147	12,278,942

(5) JBIC 海外経済協力勘定 損益計算書 (1999 年度下半期～2008 年度上半期)

(単位：百万円)

年度	1999 (下半期)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (上半期)
損 失										
経常費用	105,800	219,896	204,903	554,161	639,690	670,115	633,253	540,615	494,195	507,653
借入金利息	91,989	173,103	156,644	139,377	121,090	103,210	88,995	80,958	68,317	28,925
債券利息	372	740	740	740	740	740	610	180	—	—
支払雑利息	0	2	4	—	—	353	—	1	—	—
事務費	4,805	9,322	9,358	9,302	9,200	9,192	8,950	9,173	10,069	6,006
動産不動産減価償却費	131	340	502	445	395	353	315	325	344	158
支払手数料	618	1,564	1,787	2,027	2,225	2,199	2,834	4,027	4,166	1,651
外国為替損	—	—	210	0	—	—	—	0	69	1
出資金処分損	—	—	543	—	420	—	1,684	4,624	—	—
貸付金償却	—	—	—	—	103,114	146,663	127,476	46,590	17,735	77,051
債券発行差金償却	3	5	5	5	5	5	5	—	—	—
雑 損	1	179	26	303	682	4,454	804	640	48	124
貸倒等引当金繰入	7,881	34,640	35,084	401,962	401,819	402,946	401,580	394,095	393,445	393,737
当年度利益金	34,803	56,694	98,423	—	64,823	25,834	54,738	139,402	182,333	9,806
合 計	140,604	276,590	303,326	554,161	704,513	695,949	687,991	680,017	676,528	517,459
利 益										
経常収益	140,604	276,590	303,326	294,109	704,513	695,949	687,991	680,017	676,528	517,459
貸付金利息	131,347	265,295	264,912	255,505	269,047	259,672	248,333	240,360	231,892	112,285
受取配当金	251	2,215	2,646	2,632	2,307	3,455	5,692	7,142	15,052	4,337
一般会計より受入	—	—	—	—	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	6,750
預け金利息	5	62	13	4	0	—	0	11	216	134
受入雑利息	1	1	1	0	0	0	2	1	1	0
受入手数料	426	657	683	606	630	686	686	561	669	219
外国為替益	—	—	106	3	—	—	0	0	11	—
有価証券益	1	8	—	—	—	—	—	—	—	—
出資金処分益	—	—	—	—	—	—	—	75	14,308	—
雑 益	1,151	471	324	275	566	317	331	287	285	288
貸倒等引当金戻入	7,422	7,881	34,640	35,084	401,962	401,819	402,946	401,580	394,095	393,445
当年度損失金	—	—	—	260,052	—	—	—	—	—	—
合 計	140,604	276,590	303,326	554,161	704,513	695,949	687,991	680,017	676,528	517,459

(注) 特殊法人等会計処理基準に準拠

(6) JICA 有償資金協力勘定 損益計算書 (2008 年度下半期～2017 年度)

(単位：百万円)

年度	2008 (下半期)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
経常費用	37,154	77,888	82,135	124,557	128,703	92,278	94,688	90,402	99,105	94,049
有償資金協力業務関係費	37,154	77,888	82,135	124,557	128,703	92,278	94,688	90,402	99,105	94,049
債券利息	209	1,412	2,523	3,627	4,334	4,950	5,431	5,751	6,116	7,327
借入金利息	25,929	46,871	42,819	35,646	31,348	27,388	24,068	21,180	18,633	17,130
金利スワップ支払利息	—	—	2,029	6,126	8,297	10,147	9,291	8,228	8,270	7,395
業務委託費	2,355	13,665	15,876	22,564	21,031	21,278	18,978	22,204	24,432	32,484
物件費	4,360	10,813	13,218	11,749	12,795	12,669	13,068	12,542	12,605	14,212
貸倒引当金繰入	—	—	—	35,535	25,278	7,755	17,076	10,798	21,961	8,244
偶発損失引当金繰入	—	—	—	—	20,196	—	2,526	4,089	—	—
その他	4,302	5,127	5,669	9,309	5,424	8,090	4,250	5,610	7,088	7,258
経常収益	130,102	266,660	252,049	219,527	222,202	217,847	209,144	190,130	173,483	173,329
有償資金協力業務収入	123,173	259,200	251,172	219,035	221,549	217,419	208,688	189,266	172,676	171,701
貸付金利息	110,089	214,547	206,370	196,680	184,958	178,962	169,039	161,474	152,761	145,294
受取配当金	9,567	9,691	7,604	19,964	27,520	24,430	36,187	24,369	13,645	19,319
貸倒引当金戻入	2,859	16,353	35,361	—	—	—	—	—	—	—
偶発損失引当金戻入	—	—	—	—	—	10,877	—	—	2,600	2,532
その他	658	18,610	1,837	2,391	9,071	3,150	3,463	3,423	3,670	4,556
その他	179	460	877	492	653	428	456	864	807	1,627
政府交付金収入	6,750	7,000	—	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	130	6,943	904	2	1	19	6	21	97
臨時利益	33	24	0	2	0	0	1	3,041	6	6
当期総利益	92,982	188,666	162,972	94,068	93,497	125,569	114,438	102,762	74,363	79,189

〔5〕 国際協力機構債券 (JICA 債) 発行実績 (2008～2018 年度)

財投機関債

年度	回 号	発行額	期 間	償 還 日	発 行 日	利 率 (%)	備 考
2008	第 1 回	300 億円	20 年	2028 年 9 月 20 日	2008 年 12 月 19 日	2.470	
2009	第 2 回	300 億円	20 年	2029 年 6 月 20 日	2009 年 6 月 19 日	2.341	
	第 3 回	200 億円	20 年	2029 年 12 月 20 日	2009 年 12 月 16 日	2.134	
2010	第 4 回	200 億円	20 年	2030 年 6 月 20 日	2010 年 6 月 18 日	2.079	
	第 5 回	200 億円	20 年	2030 年 9 月 13 日	2010 年 9 月 15 日	1.918	
	第 6 回	200 億円	20 年	2030 年 12 月 13 日	2010 年 12 月 15 日	2.098	
2011	第 7 回	200 億円	20 年	2031 年 6 月 13 日	2011 年 6 月 16 日	1.991	
	第 8 回	150 億円	15 年	2026 年 9 月 18 日	2011 年 9 月 26 日	1.554	
	第 9 回	50 億円	30 年	2041 年 9 月 20 日	2011 年 9 月 26 日	2.129	
	第 10 回	100 億円	4 年	2015 年 12 月 18 日	2011 年 12 月 20 日	0.380	リテール
	第 11 回	100 億円	10 年	2021 年 12 月 20 日	2011 年 12 月 20 日	1.140	リテール
2012	第 12 回	100 億円	10 年	2022 年 6 月 20 日	2012 年 6 月 22 日	0.901	
	第 13 回	100 億円	20 年	2032 年 6 月 18 日	2012 年 6 月 22 日	1.752	
	第 14 回	100 億円	10 年	2022 年 9 月 20 日	2012 年 9 月 24 日	0.825	
	第 15 回	100 億円	20 年	2032 年 9 月 17 日	2012 年 9 月 24 日	1.724	
	第 16 回	100 億円	6 年	2018 年 12 月 26 日	2012 年 12 月 26 日	0.300	リテール
	第 17 回	100 億円	10 年	2022 年 12 月 26 日	2012 年 12 月 26 日	0.720	リテール
2013	第 18 回	100 億円	10 年	2023 年 6 月 20 日	2013 年 6 月 20 日	0.868	
	第 19 回	100 億円	20 年	2033 年 6 月 20 日	2013 年 6 月 20 日	1.725	
	第 20 回	100 億円	10 年	2023 年 9 月 20 日	2013 年 9 月 20 日	0.787	
	第 21 回	100 億円	20 年	2033 年 9 月 20 日	2013 年 9 月 20 日	1.734	
	第 22 回	100 億円	5 年	2018 年 12 月 20 日	2013 年 12 月 24 日	0.260	リテール
	第 23 回	100 億円	10 年	2024 年 2 月 21 日	2014 年 2 月 21 日	0.684	
2014	第 24 回	100 億円	10 年	2024 年 6 月 20 日	2014 年 6 月 20 日	0.655	
	第 25 回	100 億円	20 年	2034 年 6 月 20 日	2014 年 6 月 20 日	1.520	
	第 26 回	100 億円	10 年	2024 年 9 月 20 日	2014 年 9 月 22 日	0.588	
	第 27 回	100 億円	20 年	2034 年 9 月 20 日	2014 年 9 月 22 日	1.451	
	第 28 回	100 億円	5 年	2019 年 12 月 20 日	2014 年 12 月 22 日	0.150	リテール
2015	第 29 回	100 億円	10 年	2025 年 6 月 20 日	2015 年 6 月 22 日	0.583	
	第 30 回	100 億円	20 年	2035 年 6 月 20 日	2015 年 6 月 22 日	1.299	
	第 31 回	100 億円	10 年	2025 年 9 月 19 日	2015 年 9 月 24 日	0.530	
	第 32 回	100 億円	20 年	2035 年 9 月 20 日	2015 年 9 月 24 日	1.212	
	第 33 回	100 億円	20 年	2035 年 12 月 20 日	2015 年 12 月 21 日	1.130	
	第 34 回	100 億円	10 年	2026 年 2 月 12 日	2016 年 2 月 12 日	0.245	
2016	第 35 回	100 億円	10 年	2026 年 6 月 19 日	2016 年 6 月 20 日	0.080	
	第 36 回	100 億円	20 年	2036 年 6 月 20 日	2016 年 6 月 20 日	0.313	
	第 37 回	200 億円	10 年	2026 年 9 月 18 日	2016 年 9 月 20 日	0.100	ソーシャルボンド
	第 38 回	150 億円	30 年	2046 年 9 月 20 日	2016 年 9 月 20 日	0.590	ソーシャルボンド
	第 39 回	50 億円	20 年	2037 年 2 月 20 日	2017 年 2 月 20 日	0.744	ソーシャルボンド
2017	第 40 回	100 億円	10 年	2027 年 6 月 18 日	2017 年 6 月 28 日	0.220	ソーシャルボンド
	第 41 回	100 億円	20 年	2037 年 6 月 19 日	2017 年 6 月 28 日	0.602	ソーシャルボンド
	第 42 回	200 億円	20 年	2037 年 9 月 18 日	2017 年 9 月 20 日	0.597	ソーシャルボンド
	第 43 回	200 億円	20 年	2037 年 12 月 18 日	2017 年 12 月 20 日	0.625	ソーシャルボンド
2018	第 44 回	150 億円	10 年	2028 年 6 月 20 日	2018 年 6 月 28 日	0.200	ソーシャルボンド
	第 45 回	100 億円	20 年	2038 年 6 月 18 日	2018 年 6 月 28 日	0.559	ソーシャルボンド
	第 46 回	200 億円	20 年	2038 年 9 月 17 日	2018 年 9 月 20 日	0.664	ソーシャルボンド

政府保証外債

年度	回 号	発行額	期 間	償 還 日	発 行 日	利 率 (%)
2014	第 1 次	5 億米ドル	5 年	2019 年 11 月 13 日	2014 年 11 月 13 日	1.875
2016	第 2 次	5 億米ドル	10 年	2026 年 10 月 20 日	2016 年 10 月 20 日	2.125
2017	第 3 次	5 億米ドル	10 年	2027 年 4 月 27 日	2017 年 4 月 27 日	2.750
2018	第 4 次	5 億米ドル	10 年	2028 年 6 月 12 日	2018 年 6 月 12 日	3.375

Ⅲ 事業実績

〔1〕 年度別事業実績（1998～2017 年度）

年度	日本全体の ODA 実績（暦年）*1 （億円）		JICA 援助対象の 開発途上国・ 地域数*2	技術協力								その他経費	
				経費									
	支出総額	支出純額		総計 （億円）	形態別（百万円）								
					研修員受入	専門家派遣	調査団派遣	青年海外 協力隊派遣	その他ボラン ティア派遣*3	機材供与	その他経費		
1998	17,377	14,046	153	1,558	28,224	43,812	42,337	16,543		19,082	5,795		
1999	17,374	13,924	151	1,495	27,410	41,132	40,799	16,088	2,444	15,575	6,017		
2000	17,772	14,465	154	1,572	27,251	40,837	46,129	16,762	4,085	15,130	6,986		
2001	15,593	12,029	152	1,600	28,238	41,505	43,329	17,332	5,751	15,409	8,436		
2002	15,552	11,718	152	1,476	27,054	37,354	37,370	15,274	6,894	12,860	10,771		
2003	15,343	10,012	158	1,416	27,041	35,065	33,880	14,759	7,355	10,017	13,458		
2004	17,738	9,750	158	1,506	24,303	35,936	32,017	14,820	7,104	9,166	27,226		
2005	20,782	14,602	155	1,539	23,236	36,769	29,484	15,069	6,497	7,485	35,340		
2006	20,145	13,162	154	1,512	21,749	20,811	23,871	15,372	6,214	6,950	56,272		
2007	16,161	9,148	153	1,461	19,234	20,158	22,993	15,889	4,917	4,182	58,776		
2008	18,289	10,060	151	1,508	23,658	19,592	19,988	15,880	4,362	4,368	62,962		
2009	15,524	8,920	147	1,760	25,057	21,291	14,861	14,720	4,568	4,388	91,147		
2010	16,673	9,784	150	1,688	20,713	24,207	10,490	12,453	4,642	4,220	92,043		
2011	16,220	8,780	152	1,889	20,125	64,678	40,268	9,922	3,855	8,761	41,340		
2012	14,939	8,424	147	1,678	17,023	56,761	36,714	8,283	3,432	5,337	40,296		
2013	21,906	11,107	152	1,773	17,599	65,314	38,546	7,671	3,396	4,066	40,682		
2014	16,869	9,992	154	1,764	17,258	61,390	38,229	8,330	3,494	4,473	43,209		
2015	18,209	11,097	150	1,917	18,596	64,124	47,550	8,922	3,522	4,352	44,618		
2016	18,300	11,294	154	2,077	21,170	64,548	60,160	8,686	3,256	3,651	46,277		
2017	20,716	12,810	146	1,923	22,047	58,672	33,787	8,700	3,295	2,323	63,522		

年度	有償資金協力（件/億円）										無償資金協力（件/億円）	
	承諾件数		承諾額		実行額		回収額		残高（年度末）*5		件数 （新規 G/A 締結）	G/A 締結額
	円借款	海外投融資	円借款	海外投融資	円借款	海外投融資	円借款	海外投融資	円借款	海外投融資		
1998	79	3	11,116	16	9,031	69	2,964	24	97,941	1,886		
1999	84	1	10,537	9	7,874	25	3,218	39	102,716	1,871		
2000	68	3	6,674	50	6,953	13	3,007	24	106,866	1,860		
2001	58		6,878		6,559	18	3,492	77	109,982	1,801		
2002	46	1	5,531	5	5,959	7	3,969	190	112,265	1,617		
2003	62		5,877		6,296	3	5,135	23	113,198	1,592		
2004	49		7,986		6,597	24	5,134	19	113,359	1,596		
2005	50		5,698		6,576	1	5,027	11	114,247	1,570		
2006	77		7,637		6,067	1	6,186	88	113,748	1,437		
2007	58		9,012		6,839	0	6,601	200	113,837	1,380		
2008	54		9,294		7,143	3	6,798	8	113,828	1,372	82	371
2009	62		9,676		7,450	1	6,417	327	114,809	1,279	217	1,020
2010	36		5,389		6,777	0	6,803	6	114,792	1,272	137	1,052
2011	62	2	9,490	4	6,097	0	6,287	111	113,686	1,159	103	1,074
2012	55	1	12,229	38	8,644	3	7,891	330	113,423	727	131	1,416
2013	53	1	9,857	1	7,495	3	7,050	58	113,490	666	118	1,158
2014	49	2	10,138	21	8,273	6	6,725	250	115,038	422	102	1,112
2015	71	4	20,745	1,864	9,700	15	6,960	8	117,825	429	97	1,117
2016	51	6	14,674	184	8,790	257	7,003	4	119,611	682	81	980
2017	53	6	18,454	430	11,099	286	7,742	11	122,968	953	92	1,151

技術協力									
新規人数(人)					件数(件)				
研修員受入	専門家派遣	調査団派遣	青年海外協力隊派遣	その他ボランティア派遣*3	技術協力プロジェクト(実施中)*4	地球規模課題対応国際科学技術協力(実施中)	草の根技術協力(実施中)	緊急援助(援助隊の派遣および援助物資供与の両方を含む)	
19,718	3,423	8,482	1,170		229				37
17,903	4,003	8,818	1,290	202	232				33
17,513	3,381	9,428	1,370	276	239				15
21,024	3,233	9,391	1,137	438	237				9
19,683	2,802	8,505	1,234	529	241		64		24
16,277	2,946	7,753	1,310	539	299		112		22
20,089	4,340	7,548	1,422	457	370		153		45
24,504	3,488	6,862	1,804	633	578		140		24
30,334	4,541	5,747	1,529	395	715		144		18
21,280	4,940	6,104	1,482	410	748		165		23
36,319	4,597	4,624	1,367	494	734	5	170		26
29,982	6,659	5,788	1,708	515	685	31	190		21
23,978	8,296	7,046	1,459	433	732	47	211		26
27,847	9,082	8,527	1,046	297	664	58	219		24
26,081	9,325	9,021	948	329	600	66	206		17
22,240	10,359	8,615	1,081	337	552	74	250		24
24,101	9,889	8,056	1,267	347	541	75	244		29
25,203	11,134	8,914	1,198	322	572	77	246		15
17,613	10,284	9,955	1,132	343	549	77	260		16
17,138	11,098	10,228	1,171	297	526	67	222		20

III 事業実績 (p.242~280) 凡例

- 各年度の値は公表当時の統計処理方法等に基づくものであり、各年度の実績の合計が最新の統計処理ルール等に基づく総累計額と一致しない場合がある
- 各種表の数値の一部は、四捨五入による端数処理のため、合計値と内訳の積算値とが一致しない場合がある
- 空欄となっている場合は実績がないことを示す。また「0」は、実績はあるが小数第一位の値を四捨五入した結果の値であることを示す
- 技術協力の経費には有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費は含まない
- 有償資金協力の件数および金額に債務返済は含まない（[2]の「債務返済」(p.262~263)は除く）。また、件数に承諾済L/A増額変更分は含まない
- 無償資金協力は贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額（2008年10月に外務省よりJICAに移管された実施監理分を集計）。ただし、複数の会計年度に及ぶ案件については、各会計年度の供与限度額を計上

(注)

- * 1 日本全体の ODA 実績のみ暦年。東欧・卒業国等への支援を含む（2017 年実績は 2018 年 12 月末現在の数値）
- * 2 JICA の事業実績があった国から当該年度の DAC 諸国を除いた国・地域数
- * 3 その他ボランティアの実績は 1999 年度からであり、それ以前はシニア海外ボランティア、日系社会シニアボランティアは専門家に、国連ボランティア、日系社会青年ボランティアは協力隊に区分
- * 4 2001 年度以前の技術協力プロジェクトの実績件数は、プロジェクト方式技術協力の実績を記載
- * 5 残高は債権管理上の実績であり、独法会計基準に基づく決算値とは計上方法が異なる

[2] 年度・国・事業形態別事業実績 (1998～2017 年度)

地域	国	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
東南アジア	インドネシア	技術協力	109	102	101	113	106	91	80	85	78	61	
		有償	円借款	2,305	719		951	908	1,936	1,148	930	1,252	1,060
			海外投融資										
		無償資金協力											
	カンボジア	技術協力	18	23	31	43	40	38	41	46	40	38	
		有償	円借款		41					73	3	26	47
			海外投融資										
		無償資金協力											
	シンガポール	技術協力	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	タイ	技術協力	103	66	66	69	57	43	47	36	30	24	
		有償	円借款	1,476	1,518	957	64	452		449	355		624
			海外投融資			33							
		無償資金協力											
	東ティモール	技術協力			11	6	5	5	5	6	4	6	
		有償/円借款											
		無償資金協力											
	フィリピン	技術協力	78	73	76	72	75	67	51	43	49	45	
		有償	円借款	1,570	1,357	742	1,691	10	124			85	365
			海外投融資										
		無償資金協力											
ブルネイ	技術協力	1	0	0	0	0	0	0	0		0		
ベトナム	技術協力	46	61	74	79	67	56	57	57	53	52		
	有償	円借款	880	1,013	709	743	793	793	820	908	951	979	
		海外投融資		9									
	無償資金協力												
マレーシア	技術協力	47	37	38	42	35	27	23	17	14	10		
	有償/円借款	1,077	1,256					820	76				
ミャンマー	技術協力	8	11	16	33	28	17	14	16	17	16		
	有償	円借款											
		海外投融資											
	無償資金協力												
ラオス	技術協力	30	32	35	45	35	30	28	26	24	22		
	有償	円借款				40			33		5	5	
		海外投融資	1										
	無償資金協力												
東アジア	大韓民国	技術協力	3	2	1	1	0	0	0		0	0	
	中華人民共和国	技術協力	98	73	82	78	62	62	59	52	43	37	
		有償/円借款	2,066	1,926	2,144	1,614	1,212	967	859		1,371	463	
	無償資金協力												
	香港	技術協力	0	0	0	0	0		0		0		
	マカオ	技術協力				0							
モンゴル	技術協力	25	19	20	19	18	15	15	15	16	15		
	有償	円借款			61					30			
		海外投融資											
	無償資金協力												
南アジア	アフガニスタン	技術協力				0	20	26	21	31	27	24	
		無償資金協力											
	インド	技術協力	10	10	9	10	10	10	10	8	13	12	
		有償/円借款	115		189	561	1,208	1,250	1,345	1,555	1,849	2,251	
無償資金協力													

(単位：億円)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	63	81	86	92	62	60	54	60	62	64
	1,206	500	1,078		256	822		1,407	740	1,272
						1				80
	0	0	46	8	9	36				
	40	44	39	43	37	39	39	34	40	36
	35	72		114		89	368	173	111	235
								10	17	
	8	37	104	40	78	58	81	78	50	25
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19	24	28	35	35	28	17	24	26	27
	630	45	239					382	1,669	
					80					
	6	6	7	7	9	11	10	12	8	8
				53						
		11	19		0	1	16	38	4	30
	38	50	44	58	45	52	56	66	43	122
	341	680	508	683	618	687	195	2,757	214	1,299
										163
	9	30	16	21	36	13	72	19	10	22
	0	0	0			0	0		0	
	60	61	72	105	85	83	77	102	90	67
	832	1,456	866	2,700	1,750	1,656	827	1,899	1,871	618
				2	38			29		80
		8	10	35	12	4	4	27	11	25
	9	11	10	13	9	7	9	12	12	10
				67						
	19	18	17	17	38	62	70	88	98	92
					1,989	511	983	1,257	1,250	1,278
							10			11
	2	6	10	9	253	161	131	138	56	31
	25	32	28	34	33	31	30	35	28	23
		15		42		151		103		
	9	11	18	23	53	47	23	28	22	43
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	34	33	35	33	25	20	14	8	5	4
		0	3	4	4	2	1			
	0	0		0			0	0	0	
	12	13	13	18	17	18	19	24	25	24
	288	29	50	16		117		369		320
									66	
	7	22	37	45	30	19	9	8	44	39
	27	27	48	59	62	69	49	38	35	23
		18	56	133	122	13	48	53	24	10
	12	19	17	27	25	35	38	48	159	91
	2,360	2,182	480	2,669	3,493	3,115	1,210	3,773	3,088	3,984
		2	10	1		15				14

地域	国	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
アジア地域	スリランカ	技術協力	28	31	28	30	26	21	23	30	26	22	
		有償/円借款	261	235	303	461	336		266	328	392		
		無償資金協力											
	ネパール	技術協力	23	19	20	18	18	15	18	14	14	11	
		有償/円借款			55								
		無償資金協力											
	パキスタン	技術協力	11	11	9	9	14	18	17	21	25	14	
		有償	円借款				40	31			276	232	
			海外投融資										
		無償資金協力											
	バングラデシュ	技術協力	19	21	24	22	19	26	23	16	16	16	
		有償	円借款		164	138		92		113		249	430
			海外投融資										
		無償資金協力											
	ブータン	技術協力	6	6	5	5	7	8	11	9	9	8	
		有償/円借款										36	
		無償資金協力											
	モルディブ	技術協力	4	3	2	2	2	2	3	4	2	2	
有償/円借款										27			
無償資金協力													
アゼルバイジャン	技術協力	1	4	8	6	1	1	1	1	1	1		
	有償/円借款		183						293				
	無償資金協力												
アルメニア	技術協力	2	1	1	1	2	2	3	4	2	2		
	有償/円借款	54						159					
	無償資金協力												
ウズベキスタン	技術協力	4	5	4	8	11	12	9	8	8	9		
	有償/円借款		156	63		250		164					
	無償資金協力												
カザフスタン	技術協力	11	9	12	9	11	9	5	4	6	8		
	有償/円借款	221		165			214						
キルギス	技術協力	6	5	2	3	4	10	12	9	8	7		
	有償/円借款	53	23										
	無償資金協力												
ジョージア	技術協力	1	1	2	3	1	1	1	3	1	2		
	有償/円借款												
	無償資金協力												
タジキスタン	技術協力	1	2	1	2	2	3	3	3	5	6		
	無償資金協力												
トルクメニスタン	技術協力	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
	無償資金協力												
アジア地域 (広域)	技術協力	3	8	3	15	16	19	9	6	7	3		
	無償資金協力												
アジア地域 計	技術協力	698	636	682	743	694	636	587	572	538	476		
	有償	円借款	10,077	8,592	5,527	6,165	5,292	5,284	6,250	4,754	6,440	6,259	
		海外投融資	1	9	33								
	無償資金協力												
合計	10,777	9,238	6,241	6,908	5,986	5,919	6,837	5,326	6,979	6,735			
大洋州地域	オーストラリア	技術協力	0	0	0	0	0				0		
	キリバス	技術協力	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	
		無償資金協力											
	クック諸島	技術協力	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	サモア	技術協力	5	4	5	4	6	5	5	4	6	6	
		有償/円借款										46	
無償資金協力													

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	18	25	23	18	24	13	22	21	29	24
	350	367	331	495	411	350	137	704	331	448
	9	23	7	18	32	5	2	5	38	4
	14	15	15	20	19	19	18	35	33	20
					151			260	166	
	7	30	24	33	20	23	38	43	30	19
	12	19	24	19	18	15	16	24	25	17
	479	233	197	50			50	50	63	27
				2						
	4	9	29	34	50	31	40	38	60	65
	22	25	24	29	28	42	38	46	42	46
	397	388		600	1,664		1,210	1,333	1,735	1,782
									34	37
	12	9	1	7	16	40	13	25	22	15
	7	8	8	7	7	9	11	10	15	10
				22						
	2	10	11	19	5	2	29	11	14	13
	1	3	2	2	2	1	2	4	3	2
	4	13								28
	0	1	1	1	1	2	1	0	1	1
		329								
	4			3		8				
	2	1	3	2	1	2	2	6	3	3
	105									
	9	2							1	16
	12	9	8	8	7	6	6	7	7	7
			274	181		349	867	120		
	4	2	5	2	2	2	2	9	2	4
	5	5	3	2	2	1	2	2	2	1
			64							
	7	10	8	10	8	11	9	10	9	12
								119		
	6	0	11	2	5	5	33	29	21	17
	0	1	0	1	0	0	0	1	1	2
		177						44		
			5							
	4	4	4	3	5	7	5	5	7	5
	18	8	3	30	20	1	26	14	26	27
	1	2	1	0	0	0	0	0	0	2
	7	9	8	7	10	8	5	8	8	9
			2			13				10
	474	557	576	672	613	650	623	730	816	750
	7,025	6,472	4,087	7,691	10,332	7,846	5,848	14,748	11,239	11,263
				4	38	1	10	39	116	370
	114	253	428	467	825	498	568	563	435	457
	7,613	7,282	5,091	8,834	11,808	8,995	7,048	16,081	12,605	
		0	0	0	0	0	0	0	0	
	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1
			1	4	12	9	5		3	14
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	5	3	3	3	3	3	5	6	4
		7		1		18		31	13	2

地域	国	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
大洋州地域	ソロモン	技術協力	3	5	3	1	1	1	2	3	3	4
		無償資金協力										
	ツバル	技術協力	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0
		無償資金協力										
	トンガ	技術協力	4	4	3	5	4	4	3	2	3	3
		無償資金協力										
	ナウル	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ニウエ	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ニュージーランド	技術協力						0			0	0
	バヌアツ	技術協力	2	2	2	3	3	2	2	3	5	5
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	パプアニューギニア	技術協力	10	8	13	13	10	11	10	9	11	9
		有償/円借款			54							
		無償資金協力										
	パラオ	技術協力	2	3	4	4	4	5	5	5	4	3
		無償資金協力										
	フィジー	技術協力	6	8	8	10	10	10	9	9	8	6
		無償資金協力										
	米領太平洋諸島	技術協力					0	0				
マーシャル	技術協力	1	2	2	2	3	2	3	2	2	2	
	無償資金協力											
ミクロネシア	技術協力	3	3	4	5	5	3	3	5	3	2	
	無償資金協力											
大洋州地域 (広域)	技術協力	3	0	2	1	0	1	2	2	3	3	
大洋州地域 計	技術協力	43	42	47	47	45	46	46	45	49	42	
	有償/円借款			54							46	
	無償資金協力											
	合計	43	42	100	47	45	46	46	45	49	88	
北米・中南米地域	アンティグア・バーブーダ	技術協力	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
		無償資金協力										
	英領モンセラット	技術協力	0						0			
	エルサルバドル	技術協力	11	12	16	19	13	12	6	6	10	9
		有償/円借款				112						
	無償資金協力											
	ガイアナ	技術協力	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0
		無償資金協力										
	キューバ	技術協力	1	1	1	2	4	5	5	4	3	1
		無償資金協力										
	グアテマラ	技術協力	8	11	18	20	11	11	7	8	8	9
		有償/円借款		58						74		
		無償資金協力										
	グレナダ	技術協力	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		無償資金協力										
	コスタリカ	技術協力	6	6	8	8	6	6	7	8	8	5
		有償/円借款				167				150		
		無償資金協力										
	ジャマイカ	技術協力	7	7	6	6	4	4	4	3	3	3
		有償/円借款										
無償資金協力												
スリナム	技術協力	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
セントクリストファー・ネーヴィス	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
無償資金協力												
セントビンセント	技術協力	1	1	1	0	1	1	1	2	1	1	
	無償資金協力											

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	3	3	4	3	4	5	4	4	4	6
	1	12	23	19		1	7	27	20	5
	1	2	2	2	2	1	1	4	2	1
			8	7		15				
	3	3	3	4	3	2	3	2	4	2
		7	4	15	16			15	15	24
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			0	1	0				0	
	4	4	3	4	3	3	3	3	4	4
					49			46		
				1	4	13	0			
	8	6	9	11	9	11	15	15	12	11
		83				83		269		
	10	8	13	11	9	10	32		12	
	2	2	3	3	1	2	2	3	4	4
		5			17			18	7	
	6	7	7	10	9	6	7	7	7	7
		9			3			9		
	2	1	2	2	1	1	2	1	2	2
	8	5			13					11
	3	2	2	3	2	2	3	3	3	2
		5				11			12	
	3	3	1	2	3	3	2	3	2	3
	38	41	40	48	42	42	46	54	52	48
		83			49	83		315		
	19	58	49	58	74	77	44	101	81	56
	58	181	89	106	166	203	90	470	133	
	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		13						6		
	10	11	10	13	8	9	7	9	9	7
							126		50	
					4			0		
	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9		3	3						
	2	4	4	4	3	3	5	5	4	2
					0		1		13	12
	9	11	8	9	5	6	5	4	7	6
					99					
		16								
	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		12					5			
	5	7	5	5	3	5	4	4	5	5
							168			260
		1	0		1					
	3	4	2	1	1	2	2	3	4	3
										17
			0					1		14
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	1	0	0	0	0	1	0	0
					9			2		
	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
							5			

地域	国	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
中米・カリブ	セントルシア	技術協力	1	1	2	1	1	1	1	1	3	2	
		無償資金協力											
	ドミニカ	技術協力	2	1	1	0	0	1	1	1	0	1	
		無償資金協力											
	ドミニカ共和国	技術協力	11	10	16	22	17	13	11	12	13	12	
	トリニダード・トバゴ	技術協力	2	2	2	1	3	2	2	2	1	0	
	ニカラグア	技術協力	11	10	11	12	11	10	16	11	10	10	
		有償/円借款											
		無償資金協力											
	ハイチ	技術協力	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
		無償資金協力											
	パナマ	技術協力	10	8	8	10	10	13	9	8	9	8	
		有償/円借款											194
		無償資金協力											
	パハマ	技術協力	0	0	0				0				
	バルバドス	技術協力	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	
	ベリーズ	技術協力	0	0	0	1	1	1	2	2	2	2	
		無償資金協力											
ホンジュラス	技術協力	15	11	15	17	14	12	12	12	13	10		
	有償/円借款												
	無償資金協力												
メキシコ	技術協力	37	31	25	29	24	24	16	17	16	14		
	有償/円借款		221										
アルゼンチン	技術協力	21	17	20	21	15	14	14	10	8	6		
	無償資金協力												
ウルグアイ	技術協力	7	9	7	6	5	4	5	3	4	3		
	無償資金協力												
エクアドル	技術協力	6	6	8	5	7	8	11	10	7	6		
	無償資金協力												
コロンビア	技術協力	12	12	10	12	6	4	5	7	10	8		
	無償資金協力												
チリ	技術協力	18	17	22	18	12	9	10	8	9	7		
	有償/海外投融資			5									
パラグアイ	技術協力	33	33	30	24	21	19	17	17	15	13		
	有償/円借款	350							214				
	無償資金協力												
ブラジル	技術協力	54	52	48	35	30	24	19	22	15	12		
	有償/円借款						36	213					
ベネズエラ	技術協力	4	5	3	3	1	5	4	2	3	2		
	無償資金協力												
ペルー	技術協力	12	14	9	10	8	10	9	7	8	8		
	有償/円借款		572	449						60			
	無償資金協力												
ボリビア	技術協力	27	23	22	26	24	24	24	19	17	15		
	有償/円借款												
	無償資金協力												
北米	アメリカ合衆国	技術協力	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
	カナダ	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北米・中南米地域 (広域)	技術協力	1	2	1	2	1	2	2	6	9	10		
北米・中南米地域 計	有償	技術協力	323	308	312	318	256	242	223	212	205	176	
		円借款	350	851	449	279		36	213	438	60	194	
	海外投融資			5									
	無償資金協力												
合計		672	1,159	765	597	256	278	436	649	264	370		

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	1	1	2	2	1	1	1	1	2	2
							6			3
	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	7							2		
	10	11	8	7	6	8	7	8	8	7
			0	0	0	0	0	0	0	0
	10	10	8	7	10	8	7	10	12	9
						15				49
	5	9	5	17	20	5	15	13	3	11
	0	2	4	3	2	3	3	3	3	3
	2	8	10	4	13	16	4	3	14	34
	7	6	5	5	4	6	3	3	11	3
									296	
		0								
								0	0	0
	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		5								
	10	10	8	8	8	7	7	8	9	7
							160			
			0	5	20	1	6	0	8	11
	12	10	8	8	9	9	10	9	10	9
	6	8	4	4	4	4	4	4	4	6
			2							
	2	4	3	2	1	1	1	1	2	1
		8								
	8	9	7	5	6	7	9	6	10	5
		0	2	5	2	0	10	3		
	6	7	8	8	6	6	5	9	8	7
				1						
	6	7	4	4	3	3	3	3	3	3
	15	18	13	12	9	10	9	11	12	8
			48				179			
	9			16			3	14	3	
	14	20	20	23	17	20	18	20	18	16
		144	254	336	164					
	2	2	2	2	1	1	1	1	0	1
		1								
	8	15	17	13	11	10	12	12	10	9
	166	149		76	211	100	94			
		4	18	1	5	9		1	1	
	15	17	14	14	11	11	10	11	9	10
							25		615	
	9	5	27	0	6			1		
	0	1	1	2	1	1	2	2	2	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	12	10	5	4	5	11	13	10	7
	179	210	179	168	138	148	147	163	178	139
	166	293	302	412	475	115	752		961	326
	41	81	69	52	79	32	55	45	43	84
	386	584	549	632	693	295	954	208	1,181	

地域	国	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
中東地域	アラブ首長国連邦	技術協力	1	0	0	0	0					
	アルジェリア	技術協力	1	1	1	0	1	3	2	5	4	2
		有償/円借款								19		
	イエメン	技術協力	2	3	3	3	2	2	3	3	5	4
		無償資金協力										
	イスラエル	技術協力	0	0	0							
	イラク	技術協力						4	9	8	6	4
		有償/円借款										1,827
	イラン	技術協力	5	8	13	8	12	17	13	9	6	5
		有償/円借款			75							
		無償資金協力										
	エジプト	技術協力	25	27	27	21	17	15	11	10	12	15
		有償/円借款				52		185	57	107	396	
		無償資金協力										
	オマーン	技術協力	8	10	9	4	2	4	6	2	1	1
	カタール	技術協力	0	0	0							
	クウェート	技術協力	0	0	0				0			
	サウジアラビア	技術協力	12	13	9	10	6	4	4	5	5	5
	シリア	技術協力	14	11	15	13	11	10	11	11	15	12
		無償資金協力										
	チュニジア	技術協力	8	11	15	10	9	11	11	9	8	8
		有償/円借款	156	161	132	125	45	80		99	210	99
		無償資金協力										
	バーレーン	技術協力	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	パレスチナ	技術協力	4	4	3	2	2	2	2	7	6	11
		無償資金協力										
モロッコ	技術協力	11	12	17	14	12	15	15	11	9	8	
	有償/円借款	131	50	138	128	74	89		272	138	221	
	無償資金協力											
ヨルダン	技術協力	14	18	19	15	13	8	11	9	10	9	
	有償	円借款		72								
		海外投融資										
	無償資金協力											
リビア	技術協力				0	0			0	0	0	
レバノン	技術協力	0	0	1	1	2	4	0	0	0	0	
	無償資金協力											
中東地域 (広域)	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
中東地域 計	技術協力	107	119	134	102	91	99	99	90	88	84	
	有償	円借款	287	283	345	305	118	355	57	497	743	2,147
		海外投融資										
	無償資金協力											
	合計	393	402	478	407	209	454	156	588	831	2,231	
アフリカ地域	アンゴラ	技術協力	5	2	3	3	0	1	2	5	3	2
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	ウガンダ	技術協力	7	8	6	6	7	6	8	8	11	10
		有償/円借款										35
		無償資金協力										
	エチオピア	技術協力	8	8	8	15	11	12	12	13	14	13
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	エリトリア	技術協力	1	0	0	0	1	1	1	2	3	1
無償資金協力												
ガーナ	技術協力	19	19	24	21	17	15	18	19	23	20	
	有償/円借款		156									
	無償資金協力											

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	1	1	2	2	1	2	2	1	1
	4	5	5	1	1	1	1		0	0
		13	10	7	6					
									0	
	5	8	10	12	14	20	13	21	16	11
	941	878			670	391	202	1,132		788
	6	6	7	7	5	6	6	9	11	12
										28
	14	25	25	35	32	28	21	22	33	24
	240	389		327			59	542	905	288
	5	10						16	20	10
	1	1	0	1	2	1	0	0	0	
	0		0		0	0	0	0	0	
						0	0	0	0	
	4	3	1	0	1	1	2	2	1	1
	9	13	15	5	0	1	4	1	2	2
	9	16								
	6	7	8	8	8	11	8	5	4	6
		46		212		109	485			367
		10					7	0		
								0		
	12	12	8	8	8	10	12	10	15	11
	9	28	27		8				6	6
	6	9	8	9	7	9	10	11	11	11
		239		234	108	89		163	54	
			6					16		
	11	11	11	9	8	11	9	11	11	9
					122	120		240	300	
										60
		11	0	3	17	37	2	6	16	38
	0	0	0	0	0	1	0			
	0	0	0	2	0	0	0	1	1	2
										1
	1	1	1	1	0	0	0	1	2	1
	80	101	99	101	88	103	90	97	108	92
	1,181	1,552		773	901	709	746	2,077	1,259	1,443
										60
	22	87	42	10	31	37	9	37	42	83
	1,283	1,741	141	884	1,020	849	844	2,211	1,408	
	2	2	3	4	4	5	5	2	5	4
								236		
			12	2					21	
	16	24	22	23	15	19	17	16	24	16
		88	92					200		
	7	7	6	28		40	25		21	17
	13	20	26	36	31	35	30	26	31	22
									55	
	14	33	18	31	48	104	18	6		38
	1	2	1	2	1	1	1	1	2	0
		1								
	20	18	20	25	21	22	25	21	21	15
									112	
	5	32	23	49	40	18	25	13	112	18

地域	国	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ア フ リ カ 地 域	カーボヴェルデ	技術協力	2	1	0	1	1	1	0	1	1	0
		有償/円借款										45
		無償資金協力										
	ガボン	技術協力	0	0	1	0	1	1	1	1	2	3
		無償資金協力										
	カメルーン	技術協力	2	2	1	2	1	2	2	2	2	3
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	ガンビア	技術協力	1	1	1	2	3	2	2	4	1	1
		無償資金協力										
	ギニア	技術協力	4	3	2	1	3	2	3	3	3	2
		無償資金協力										
	ギニアビサウ	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		無償資金協力										
	ケニア	技術協力	36	31	32	31	27	28	32	30	30	24
		有償/円借款						106			56	267
		無償資金協力										
	コートジボワール	技術協力	10	12	6	4	5	1	1	1	2	1
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	コモロ	技術協力	0							0		0
		無償資金協力										
	コンゴ共和国	技術協力	0		0	0	0	0	0	0	0	
		無償資金協力										
	コンゴ民主共和国	技術協力		0	0	0	0	0	0	1	1	3
		無償資金協力										
	サントメ・プリンシペ	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無償資金協力												
ザンビア	技術協力	16	15	15	15	18	16	17	16	20	20	
	有償/円借款											
	無償資金協力											
シエラレオネ	技術協力	0		0		0	0	0	2	5	4	
	無償資金協力											
ジブチ	技術協力	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	
	無償資金協力											
ジンバブエ	技術協力	14	13	11	7	6	5	5	4	5	4	
	無償資金協力											
スーダン	技術協力	0	0	0		0	1	0	2	8	7	
	無償資金協力											
スワジランド（現エズワティニ）	技術協力	1	3	3	3	3	2	1	1	1	0	
	有償/円借款			44								
	無償資金協力											
赤道ギニア	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
セーシェル	技術協力	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	
	無償資金協力											
セネガル	技術協力	10	13	14	17	15	18	17	18	16	14	
	有償/円借款								10			
	無償資金協力											
ソマリア	技術協力											
タンザニア	技術協力	22	24	29	30	25	23	22	24	24	21	
	有償/円借款									89	20	
	無償資金協力											
チャド	技術協力	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	
	無償資金協力											

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	2	3	2	0	0	0	0	1	1	0
				62		153				
	12	3								
	4	3	3	4	4	5	4	4	4	4
		19								
	3	3	4	7	6	6	6	10	10	7
	45		29				63			59
	11	5		10	8	4				14
	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	5	17								
	2	1	1	1	2	1	5	2	5	4
		1				13	13		4	31
	1	1	0	1	0		0	0	0	1
		3	19	10						
	22	26	30	49	34	34	47	50	44	33
		295	256		277		321	497		225
	4	21	31	56	34	1	13	10		27
	1	1	1	0	5	9	15	17	12	18
									109	
		13				2		7	25	29
	0	0	1	1	2	1	1	0	0	0
		5								
	0	0	0	0	1	2	2	1	1	1
		2	3	5						23
	8	14	8	8	8	11	9	11	15	11
		54	22	52	46		6		33	23
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3								
	22	17	21	21	16	19	16	17	18	19
	55				29					
	0	6	13	44	5	35	20		3	39
	5	4	6	7	6	8	5	5	6	5
	3	1	8			16			1	
	1	3	3	5	3	5	5	5	4	4
		32	5		13	7	10		12	
	2	1	2	3	4	3	4	5	6	5
	2	1	5					18		
	12	19	23	22	22	14	13	13	15	15
		17	9	12	5	34	16	32	5	19
	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1
		2	11			1				17
	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0
								15		
	14	18	20	28	23	23	23	25	24	18
									359	
	23	32	32	8	18	19	11	21	3	57
	0					0	0	0	1	0
	20	23	26	35	26	29	33	34	34	23
	20	20	132	15		126	15	118	60	
	25	19	83	27	41	31	54	37	27	3
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3								

地域	国	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ア フ リ カ 地 域	中央アフリカ	技術協力	3	2	2	1	1	0	0	0	0	0
		無償資金協力										
	トーゴ	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		無償資金協力										
	ナイジェリア	技術協力	0	1	2	2	1	2	3	4	5	3
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	ナミビア	技術協力	1	4	3	2	1	1	1	0	1	2
		有償/円借款									101	
	ニジェール	技術協力	7	6	10	8	5	7	7	7	10	11
		無償資金協力										
	ブルキナファソ	技術協力	3	5	4	5	6	7	7	6	5	8
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	ブルンジ	技術協力		0	0	0	0	0	0	0	2	3
		無償資金協力										
	ベナン	技術協力	3	4	2	1	2	1	1	3	4	6
		無償資金協力										
	ボツワナ	技術協力	3	3	4	4	3	3	3	2	2	2
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	マダガスカル	技術協力	7	8	9	6	4	6	7	8	9	7
		有償/円借款										
		無償資金協力										
	マラウイ	技術協力	17	17	15	15	15	14	16	11	13	13
		無償資金協力										
	マ リ	技術協力	4	7	8	7	4	2	2	4	4	2
		無償資金協力										
	南アフリカ共和国	技術協力	4	4	5	12	7	7	7	6	5	3
		有償/円借款	62									
無償資金協力												
南スーダン	技術協力											
	無償資金協力											
モザンビーク	技術協力	5	9	9	5	3	3	4	5	8	9	
	有償/円借款									33		
	無償資金協力											
モーリシャス	技術協力	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	
	有償/円借款	45										
	無償資金協力											
モーリタニア	技術協力	3	3	3	7	4	5	3	2	2	3	
	無償資金協力											
リベリア	技術協力		0						0	0	0	
	無償資金協力											
ルワンダ	技術協力	0	0	0	0	0	0	1	2	5	7	
	有償/円借款											
	無償資金協力											
レソト	技術協力	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	
	無償資金協力											
アフリカ地域 (広域)	技術協力	3	2	3	1	2	2	2	5	2	4	
	無償資金協力											
アフリカ地域 計	技術協力	224	235	242	240	208	198	212	228	253	237	
	有償/円借款	108	156	44			106		10	279	367	
	無償資金協力											
	合 計	332	391	286	240	208	304	212	238	532	604	

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	0	0	0	0	0		0	0		0
		4	5	12						
	0	0	1	5	4	3	2	1	1	1
	5	7		9			1	4	37	11
	4	4	7	11	10	13	10	10	12	7
							83			
		13	20	38	12		13	13		
	3	4	3	4	3	4	5	4	3	3
	11	9	7	4	3	5	3	4	2	3
	5	25	4	1		16	2			
	10	13	15	14	10	12	10	12	13	9
										57
	1	40	13	5	30	3	21	15		20
	2	4	4	6	6	6	3	2	1	1
	2	22	1	17	10		1	20	7	
	6	5	7	6	4	4	6	5	4	5
	7	9	11	10	12		19	11		2
	1	2	3	4	4	5	4	5	8	4
					87					
						0				
	11	9	8	10	6	5	5	6	8	9
									452	
							2	9	1	2
	15	18	14	20	13	19	16	17	14	14
		15	33	12	6	38	7	13	24	72
	3	3	4	7	1	1	3	1	4	2
	8	20	20	19			5			
	4	4	6	10	8	6	7	8	12	12
			1							
				20	17	23	10	11	7	5
					4	59	76	23		
	8	11	9	26	22	27	32	30	26	23
		60			79	240		292		
	25	20		9	39	21	37	57	14	29
	0	1	1	1	4	3	2	1	1	1
			70							
						12		2		
	3	2	1	1	1	1	1	1	2	2
		6				11			12	
	3	4	1	3	2	1	1	2	3	2
		2	11		21	11	17	19	14	2
	8	9	10	13	11	12	12	13	14	15
									69	77
	10	15	27	1	11	6	26	22	1	1
	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
		2		14						
	9	13	11	11	15	15	6	12	18	13
				3					2	
	274	322	339	463	382	419	405	412	436	358
	121	463	579	77	472	519	482	1,344	1,216	418
	174	531	445	483	404	502	436	365	380	471
	568	1,316	1,363	1,023	1,258	1,440	1,323	2,121	2,032	

地域	国	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
欧州 地域	アイスランド	技術協力											
	アイルランド	技術協力								0			
	アルバニア	技術協力	1	0	1	0	0	0	1	2	1	1	
		有償/円借款											
		無償資金協力											
	イタリア	技術協力				0	0	0					
	ウクライナ	技術協力	0	1	1	0	1	1	1	1	2	1	
		有償/円借款								191			
		無償資金協力											
	英国	技術協力	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
	エストニア	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0			
	オーストリア	技術協力	0	0	0	0	1	1	1	0	0		
	オランダ	技術協力			0	0	0	0					
	キプロス	技術協力	0										
	ギリシャ	技術協力		0									
	クロアチア	技術協力	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	
	コソボ	技術協力					0	0	0	0	0	0	
		無償資金協力											
	スイス	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	スウェーデン	技術協力		0						0	0		
	スペイン	技術協力			0								
	スロバキア	技術協力	3	2	1	2	2	1	0	0	0	0	
		有償/円借款	111										
	スロベニア	技術協力	1	0	0	0	0	0	0	0			
	セルビア	技術協力		0		2	1	1	1	2	3	3	
		有償/円借款											
		無償資金協力											
	チェコ	技術協力	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	デンマーク	技術協力		0		0	0						
	ドイツ	技術協力	0		0	0	0	0		0			
	トルコ	技術協力	19	27	18	19	17	14	12	10	6	9	
		有償/円借款		654				120		987			
	ノルウェー	技術協力				0				0			
	ハンガリー	技術協力	5	4	5	3	4	3	2	1	1	0	
	フィンランド	技術協力						0					
	フランス	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブルガリア	技術協力	11	9	7	6	4	4	5	5	5	3	
		有償/円借款	143				129						
		無償資金協力											
	ベルギー	技術協力			0	0	0					0	
	ボスニア・ヘルツェ ゴビナ	技術協力	4	4	4	1	3	7	9	4	4	4	
		有償/円借款	41										
無償資金協力													
ポーランド	技術協力	8	5	4	3	3	4	3	2	1	1		
ポルトガル	技術協力												
マケドニア旧ユーゴ スラビア共和国	技術協力	5	1	2	0	1	2	4	4	4	2		
	有償/円借款						97						
マルタ	技術協力	0	0	0	0	0	0						
モルドバ	技術協力	1	0	3	2	2	1	1	1	1	1		
	有償/円借款												
	無償資金協力												
モンテネグロ	技術協力									1	2		
	無償資金協力												
ラトビア	技術協力	0	2	1	0	0	0	0					
リトアニア	技術協力	2	1	2	1	1	3	1	0	0			

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
		0					0			
	1	2	2	2	2	1	1	1	2	4
	111									
		7								
		0	0	0	0	0	0	0	0	
	1	2	2	2	0	2	2	10	5	15
							100	1,452		
			0							
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0		
	0		0	0	0	0		0	0	
				0		0	0			
	0	0	0	2	1	0	0		0	
	0	0	1	1	2	3	1	5	2	2
			5		1					
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0		0	0	
			0			0		0	0	
					0					
	1	4	4	3	3	2	2	4	5	2
				283						
			6							
		0								
		0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8	6	5	6	5	7	9	10	4	3
		268	421	170		430		450		
			0		0	0	0	0	0	
	0	0		0	0	0				
				0	0	0	0		0	
	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	1	0	1	0	0	0	0			
	369									
		0	1							
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	3	2	1	1	3	4	3	2	1
		126								
			0							
	0	0				0	0			
				0	0	0			0	
	2	1	1	2	2	2	2	1	0	0
	0	1	1	3	4	1	1	1	1	1
						59				
		2		4	1	12				
	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0
		0	6							

地域/ 国際機関	国/国際機関 [国際機関英略]	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
欧州 地域	ルクセンブルク	技術協力											
	ルーマニア	技術協力	12	8	7	7	9	7	6	7	6	3	
		有償/円借款			256				287				
	ロシア	技術協力	0	0		0							
	欧州地域 (広域)	技術協力	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
欧州地域 計	技術協力	74	68	60	51	51	51	49	39	36	30		
	有償/円借款	295	654	256	129	120	97	1,466					
	無償資金協力												
	合 計	369	722	316	179	172	148	1,515	39	36	30		
全 世 界	技術協力	79	76	87	92	125	140	287	350	341	414		
	無償資金協力												
そ の 他	有償/海外投融资	15		12		5							
国 際 機 関	国際連合 [UN]	技術協力										0	
	アフリカ経済委員会 [ECA]	技術協力	0										
	アジア太平洋経済社会委員会 [ESCAP]	技術協力	1	1	1	1	0	0					
	国連食糧農業機関 [FAO]	技術協力	0										
	国際原子力機関 [IAEA]	技術協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国際復興開発銀行 [IBRD]	有償/円借款											
	国際開発協会 [IDA]	有償/円借款											
	国際労働機関 [ILO]	技術協力	0	0	0	0	0						
	国連開発計画 [UNDP]	技術協力		0	0	0					0		
	世界保健機関 [WHO]	技術協力	0	0			0	0	0	0			
	国連ボランティア計画 [UNV]	技術協力	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1	
	経済協力開発機構 [OECD]	技術協力									0	0	
	開発援助委員会 [DAC]	技術協力										0	
	世界野菜センター [AVRDC]	技術協力	0	0									
	東南アジア漁業開発センター [SEAFDEC]	技術協力	2	2	2	1	1	0	0	0			
	アジア工科大学院 [AIT]	技術協力	1	1	1	0	0	0			0	0	
	アフリカ稲センター [WARDA]	技術協力	0	0	0						0	0	
	東南アジア教育大臣機構 [SEAMEO]	技術協力	0										
	アジア太平洋電気通信共同体 [APT]	技術協力	0	0	0	0	0						
	コロポ計画事務局 [CP]	技術協力	0	0	0	0							
	アフリカ開発銀行 [AfDB]	技術協力										0	0
		有償/円借款										115	
	アフリカ開発基金 [AfDF]	有償/円借款											
	国際農業開発基金 [IFAD]	技術協力										0	
	メコン河委員会 [MRC]	技術協力	0	1	0	0	0				0		
	アジア太平洋郵便研修センター [APPTC]	技術協力	0	0	0								

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
			0					0	0	
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		419								
				0	0	0			0	
	1	1	1	0	0	1	1	1	2	1
	26	24	22	25	22	24	26	38	25	28
	481	813	421	453		489	100	1,902		
		10	19	4	2	12				
	506	847	462	482	23	525	126	1,939	25	
	437	504	432	412	392	385	425	423	463	507
								6		
							11	1,824	68	
		.								
	0	0								
										1,000
							1,904			2,924
	1	1	2	1	2	2	1	1	0	1
	0	0								
	0									
	321			84		95	307	359		344
										736

	国際機関 [国際機関英略]	事業形態	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007		
国際機関	国連パレスチナ難民救済事業機関 [UNRWA]	技術協力	1	1	1	1	1	1	0	0				
	南太平洋沿岸鉱物資源共同探査調整委員会 [CCOP]	技術協力	0	0	0	0	0	0						
	南太平洋応用地球科学委員会 [SOPAC]	技術協力	0	0	0	0	0	0						
	保険監督者国際機構 [IAIS]	技術協力		0		0	0							
	国連難民高等弁務官事務所 [UNHCR]	技術協力				0	0	0	0	0		0		
	政府間開発機構 [IGAD]	技術協力					0							
	南部アフリカ開発共同体 [SADC]	技術協力	0	0	0	0	0							
	東アフリカ共同体 [EAC]	技術協力											0	
	包括的核実験禁止条約機関 [CTBTO]	技術協力	0											
	その他 [Others]	技術協力			0							1	0	
国際機関 計	技術協力		11	11	10	7	5	3	3	2	3	2		
	有償/円借款										115			
	合計		11	11	10	7	5	3	3	2	118	2		
合計	技術協力		1,558	1,495	1,572	1,600	1,476	1,416	1,506	1,539	1,512	1,461		
	有償	円借款		11,116	10,537	6,674	6,878	5,531	5,877	7,986	5,698	7,637	9,012	
		海外投融資		16	9	50		5						
	無償資金協力													
合計		12,690	12,040	8,296	8,478	7,012	7,292	9,492	7,237	9,149	10,474			
債務救済	有償/円借款		73	508	1,032	1,476	884	7,084	221	2,573	597	3		
債権放棄	有償/円借款		—	—	—	—	—	0	1,605	1,268	500	209		

(注1) 技術協力は経費支出、有償資金協力は承諾、無償資金協力はG/A締結をベースとする

(注2) 技術協力および無償資金協力では、同一地域内の複数国にまたがる実績は当該地域名(広域)の実績として、複数地域にまたがるものは「全世界」の実績として計上

(注3) 海外投融資では、同一地域内の複数国、または複数地域にまたがるものは「その他」に計上

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	0									
	1	1	2	1	2	2	1	1	0	1
	321			84		95	2,211	359		5,004
	322	1	2	85	2	96	2,212	359	0	
	1,508	1,760	1,688	1,889	1,678	1,773	1,764	1,917	2,077	1,923
	9,294	9,676	5,389	9,490	12,229	9,857	10,138	20,745	14,674	18,454
				4	38	1	21	1,864	184	430
	371	1,020	1,052	1,074	1,416	1,158	1,112	1,117	980	1,151
	11,173	12,457	8,129	12,457	15,361	12,788	13,034	25,642	17,915	21,959
	0	45	219	0	0	0	0	79	0	0
	776	69	104	957	1,153	2,147	0	0	0	0

[3] 年度・分野・事業形態別事業実績（1998～2017年度）

(1) 技術協力

経費

年度	分野		公共・公益事業				農林水産				鉱工業	
	計画・行政	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信・放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業
1998	35	150	71	87	98	30	180	37	49	50	49	102
1999	49	138	77	85	97	25	168	32	53	47	45	99
2000	69	132	79	103	102	21	177	34	54	48	46	96
2001	56	147	61	101	106	29	170	32	49	53	48	87
2002	52	141	51	105	81	29	142	27	44	40	36	63
2003	61	137	52	92	68	25	134	26	38	30	24	54
2004	65	143	41	91	74	15	117	19	36	28	16	53
2005	68	152	52	94	88	16	117	15	31	28	9	44
2006	63	150	46	82	74	10	123	17	31	25	6	40
2007	58	129	49	79	72	8	118	15	29	23	6	30
2008	61	130	54	75	64	7	132	15	25	20	4	33
2009	66	145	77	108	86	13	147	13	26	20	4	31
2010	71	149	77	111	86	14	143	13	30	19	4	28
2011	93	157	83	164	132	16	165	13	39	20	3	25
2012	84	134	64	124	118	15	163	9	33	23	4	22
2013	100	149	76	145	99	13	185	9	37	25	3	20
2014	93	137	78	146	75	10	161	7	33	25	4	24
2015	79	162	97	170	90	11	159	14	42	24	7	18
2016	67	137	93	289	83	14	174	9	34	22	6	28
2017	39	129	102	282	60	12	140	8	32	25	7	22

人数

年度	分野 形態	計画・行政		公共・公益事業				農林水産			
		開発計画	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信・放送	農業	畜産	林業	水産
1998	研修員受入	690	4,881	306	633	512	578	1,099	215	211	356
	専門家派遣	143	354	82	199	142	78	382	117	138	135
	調査団派遣	393	770	717	925	691	105	741	84	288	254
	協力隊派遣		141	8		50	9	146	29	18	24
1999	研修員受入	720	2,422	957	541	531	698	1,312	320	426	331
	専門家派遣	167	453	102	286	159	111	437	128	166	122
	調査団派遣	471	614	949	913	648	72	730	124	314	305
	協力隊派遣		160	5	2	44	4	155	28	28	17
	その他ボランティア		13	5	1	4	3	14	2	1	1
2000	研修員受入	1,503	2,936	386	530	530	722	1,235	350	265	427
	専門家派遣	139	458	76	220	162	68	356	114	118	116
	調査団派遣	660	497	902	1,075	690	58	958	89	388	326
	協力隊派遣		194	4	1	37	7	150	31	22	17
	その他ボランティア		29	1	8	10	5	31	1	2	4
2001	研修員受入	778	4,865	622	574	534	600	1,669	301	244	400
	専門家派遣	140	476	94	187	142	87	329	134	154	123
	調査団派遣	421	793	729	1,010	811	156	906	60	328	322
	協力隊派遣		172	5		44	2	128	26	14	11
	その他ボランティア		48	13	12	24	4	31	3		7
2002	研修員受入	506	3,747	874	592	552	381	1,255	284	321	584
	専門家派遣	115	429	59	152	129	24	323	104	113	89
	調査団派遣	328	836	698	973	571	187	803	97	299	234
	協力隊派遣		172	1	2	37	2	158	22	19	13
	その他ボランティア		13	54	5	21	28	9	36	5	4

(単位：億円)

	エネルギー	商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他	合計
		商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化				
	44	19	9	175	21	183	40	129	1,558
	39	19	12	161	21	177	28	123	1,495
	40	22	12	180	21	175	25	135	1,572
	41	26	13	196	26	192	23	144	1,600
	34	25	5	194	23	170	22	191	1,476
	37	22	8	197	23	155	21	213	1,416
	30	22	9	190	19	148	32	359	1,506
	28	24	8	189	19	133	26	398	1,539
	29	25	8	201	17	148	20	398	1,512
	28	24	10	172	14	136	20	441	1,461
	32	20	11	169	13	136	23	484	1,508
	51	26	12	171	12	130	28	593	1,760
	57	32	11	164	14	120	35	511	1,688
	73	37	13	168	12	137	36	505	1,889
	59	33	10	141	12	115	26	490	1,678
	73	34	14	143	16	115	25	490	1,773
	79	36	13	157	14	109	28	536	1,764
	84	37	12	200	13	111	23	562	1,917
	81	39	19	236	10	115	23	597	2,077
	57	45	11	206	9	98	26	614	1,923

(単位：人)

	鉱工業		エネルギー	商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他	合計
	鉱業	工業		商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化				
	139	900	285	1,110	78	2,923	89	2,428	2,123	162	19,718
	67	238	55	54	7	303	24	487	313	105	3,423
	271	571	581	45	108	321	5	772	53	787	8,482
	2	96		1	5	320	103	185	1	32	1,170
	111	726	318	672	74	3,885	68	3,154	500	137	17,903
	60	292	72	59	9	356	19	553	306	146	4,003
	282	555	420	33	134	438	14	783	78	941	8,818
		115		4	7	368	102	234	3	14	1,290
		24	2	4		82	11	9	8	18	202
	96	862	387	893	108	3,527	73	2,184	456	43	17,513
	84	158	69	80	9	406	19	558	104	67	3,381
	313	589	489	29	100	536	34	646	70	979	9,428
	1	114		2	6	410	105	243	13	13	1,370
	2	37	2	19	2	72	11	17	11	12	276
	140	830	362	813	147	5,471	73	2,286	267	48	21,024
	92	172	48	79	11	298	8	593	34	32	3,233
	330	427	556	38	108	654	45	748	143	806	9,391
	1	68		3	5	337	106	187	7	21	1,137
	1	80	4	24	2	92	19	22	15	37	438
	137	443	345	1,005	112	5,633	93	2,515	254	50	19,683
	59	117	64	73	11	299	5	560	57	20	2,802
	253	254	468	40	13	652	20	647	124	1,008	8,505
	2	67		3	6	401	100	197	5	27	1,234
	2	103	2	30	6	102	29	27	22	21	529

年度	分野 形態	計画・行政		公共・公益事業				農林水産			
		開発計画	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信・放送	農業	畜産	林業	水産
2003	研修員受入	544	3,461	723	575	525	276	1,328	333	461	573
	専門家派遣	185	425	69	128	126	21	305	79	116	69
	調査団派遣	554	684	565	1,027	390	49	697	70	218	169
	協力隊派遣		213	9		30	1	165	22	19	10
	その他ボランティア	37	60	8	23	23	16	25	9	3	11
2004	研修員受入	489	3,782	1,287	687	571	324	1,314	204	414	660
	専門家派遣	146	507	70	189	129	28	314	60	114	76
	調査団派遣	608	722	501	1,184	644	48	639	72	141	141
	協力隊派遣		210	3		32	2	186	18	16	9
	その他ボランティア	16	42	12	11	18	13	22	3	1	5
2005	研修員受入	1,071	8,826	1,096	744	410	284	1,298	259	217	962
	専門家派遣	170	629	76	227	128	39	296	58	138	84
	調査団派遣	484	573	508	1,110	937	36	430	44	83	168
	協力隊派遣		184	7	1	39	3	237	36	27	11
	その他ボランティア	23	53	20	13	45	19	38	8	4	9
2006	研修員受入	705	8,159	762	936	379	257	5,013	500	270	476
	専門家派遣	178	916	154	300	154	35	344	64	170	110
	調査団派遣	321	694	531	642	536	38	509	57	104	105
	協力隊派遣		136	2		23	1	235	29	10	12
	その他ボランティア	14	29	6	7	13	10	34	4	1	8
2007	研修員受入	395	3,551	545	830	531	247	3,396	763	405	343
	専門家派遣	240	925	222	326	210	112	425	48	137	114
	調査団派遣	343	537	339	1,002	731	16	415	23	77	133
	協力隊派遣		109	5		21	3	225	30	14	5
	その他ボランティア		37	10	2	24	7	22	7	1	6
2008	研修員受入	752	4,725	963	668	523	151	3,755	601	419	661
	専門家派遣	176	794	276	265	178	66	408	54	114	121
	調査団派遣	280	406	327	473	463	20	405	25	66	114
	協力隊派遣	1	110	4	1	24	6	259	24	6	7
	その他ボランティア		47	19	5	15	14	33	7	1	7
2009	研修員受入	1,195	4,488	796	770	649	516	3,425	237	864	238
	専門家派遣	340	1,133	370	558	325	132	710	49	131	131
	調査団派遣	366	318	544	1,009	557	57	521	9	124	65
	協力隊派遣	2	124	10	1	19	1	317	20	5	4
	その他ボランティア		59	17	10	25	9	33	5	1	10
2010	研修員受入	1,303	6,494	1,374	806	806	277	1,624	233	906	273
	専門家派遣	414	1,299	580	603	590	66	725	75	364	103
	調査団派遣	505	333	720	1,599	705	96	451	38	115	69
	協力隊派遣	2	134	4		22	1	264	10	5	3
	その他ボランティア		43	15	5	24	12	26	4	2	11
2011	研修員受入	1,040	6,850	865	902	2,015	264	2,009	411	1,536	220
	専門家派遣	352	1,674	596	720	692	63	1,034	54	440	153
	調査団派遣	678	377	814	2,131	655	140	563	37	163	80
	協力隊派遣	3	77	5		8	4	155	20	8	6
	その他ボランティア		26	17	1	10	14	19	3	1	4
2012	研修員受入	601	7,202	721	1,054	4,904	213	2,212	428	915	298
	専門家派遣	324	1,494	704	992	620	56	1,136	41	426	162
	調査団派遣	673	471	742	2,085	1,088	60	624	41	59	91
	協力隊派遣	6	85	6		13	3	170	13	3	4
	その他ボランティア	1	39	13	4	15	9	17	1	1	6
2013	研修員受入	549	7,018	597	947	1,834	172	2,149	136	828	209
	専門家派遣	251	1,703	853	957	747	62	1,234	46	432	192
	調査団派遣	889	548	542	1,920	789	59	535	30	157	107
	協力隊派遣	110	59	3		7	5	83	14	6	
	その他ボランティア	3	28	12	3	6	3	20	4	1	2

	鉱工業		エネルギー	商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他	合計
	鉱業	工業		商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化				
	129	422	357	648	91	2,677	87	2,397	315	355	16,277
	52	75	51	63	11	352	9	537	234	39	2,946
	167	231	493	42	56	698	41	566	84	952	7,753
		70		2	5	425	102	198	13	26	1,310
	2	96	5	41	15	94	23	20	12	16	539
	134	675	316	646	123	4,212	115	3,303	547	286	20,089
	26	87	70	61	4	425	6	581	1,382	65	4,340
	108	255	450	92	59	558	50	507	59	710	7,548
		66			13	468	89	267	11	32	1,422
	2	76	5	45	7	98	26	30	15	10	457
	124	443	341	549	164	4,541	63	2,405	310	397	24,504
	20	71	78	64	13	523		551	235	88	3,488
	78	203	408	73	10	503	37	438	123	616	6,862
		97		2	18	601	124	301	22	94	1,804
	2	100	6	67	11	119	39	33	20	4	633
	111	676	352	586	112	5,483	78	4,841	251	387	30,334
	7	110	99	70	35	816	7	675	192	105	4,541
	65	155	432	76	31	481	11	357	79	523	5,747
		56			10	556	86	337	23	13	1,529
	2	50	7	36	11	73	28	32	23	7	395
	109	397	356	746	209	2,871	83	4,605	375	523	21,280
	4	109	114	86	55	777	9	757	146	124	4,940
	107	85	548	128	48	530	16	398	65	563	6,104
		56		1	7	513	104	316	53	20	1,482
		53	4	39	11	96	23	28	21	19	410
	74	840	501	666	204	15,691	26	4,521	350	228	36,319
		113	129	69	52	695	18	737	223	109	4,597
	49	110	447	129	22	474	11	345	55	403	4,624
		42		1	14	472	69	265	45	17	1,367
	1	63	8	52	8	105	34	30	33	12	494
	36	477	576	785	197	11,735	41	2,405	348	204	29,982
	3	101	174	129	64	850	30	905	299	225	6,659
	80	118	850	90	35	267	19	253	32	474	5,788
		57		1	12	629	98	274	104	30	1,708
	1	76	5	46	3	120	17	22	38	18	515
	20	354	772	633	238	3,448	18	3,761	524	114	23,978
	9	94	336	297	79	933	73	984	420	252	8,296
	60	117	912	130	71	377	23	234	39	452	7,046
		55		1	9	518	73	254	87	17	1,459
	1	46	5	26	14	115	26	29	17	12	433
	47	296	838	1,123	276	5,336	78	2,595	665	481	27,847
	9	106	409	275	77	802	103	1,022	322	179	9,082
	41	115	1,106	269	49	511	16	293	54	435	8,527
		27		3	5	401	46	207	54	17	1,046
	1	23	2	31	3	87	13	9	15	18	297
	71	145	787	829	308	2,886	83	1,594	416	414	26,081
	6	156	507	295	130	727	137	1,010	223	179	9,325
	79	157	1,008	236	43	561	7	337	56	603	9,021
		19		3	12	355	46	164	35	11	948
	1	33	3	30	5	79	11	24	27	10	329
	62	319	982	645	263	2,961	87	1,564	402	516	22,240
	7	208	605	307	171	818	68	1,027	338	333	10,359
	28	148	872	220	27	651	57	304	53	679	8,615
		25		9	14	501	43	170	32		1,081
		34	4	24	5	92	43	24	15	14	337

年度	分野 形態	計画・行政		公共・公益事業				農林水産			
		開発計画	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信・放送	農業	畜産	林業	水産
2014	研修員受入	462	6,947	691	967	1,257	169	2,997	115	909	234
	専門家派遣	177	1,821	1,000	878	592	79	1,207	106	299	152
	調査団派遣	781	576	584	1,617	562	23	476	27	182	137
	協力隊派遣	206	38	5		6	1	45	17	7	1
	その他ボランティア	4	22	14	3	10	5	13	3		3
2015	研修員受入	339	9,036	698	1,019	491	210	3,235	79	216	295
	専門家派遣	270	2,119	1,175	1,064	716	93	1,124	124	344	109
	調査団派遣	863	690	608	1,706	613	74	623	16	174	126
	協力隊派遣	186	37	5		6	2	30	15	4	15
	その他ボランティア	5	18	13	6	9	4	16	5		5
2016	研修員受入	373	4,270	832	1,069	600	253	2,408	93	297	309
	専門家派遣	209	1,417	1,020	1,234	511	148	1,000	92	431	49
	調査団派遣	596	740	775	2,328	518	75	639	5	242	138
	協力隊派遣	124	26	3		8	2	36	17	1	28
	その他ボランティア	5	20	10	2	14	3	11	2	1	5
2017	研修員受入	471	4,214	562	989	527	152	2,208	68	228	301
	専門家派遣	228	1,260	1,094	1,521	544	197	1,068	122	429	130
	調査団派遣	612	897	745	3,095	468	96	464	13	199	128
	協力隊派遣	130	29	8		5	3	26	16	4	31
	その他ボランティア	9	17	10	3	4	1	10	3		6

	鉱工業		エネルギー	商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他	合計
	鉱業	工業		商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化				
	72	262	1,001	760	211	3,326	78	2,442	416	785	24,101
	18	144	532	358	130	884	44	841	194	433	9,889
	91	114	863	111	74	712	29	328	44	725	8,056
		16		11	14	564	53	231	50	2	1,267
		26	4	30	3	110	47	24	20	6	347
	104	251	836	844	208	4,918	58	1,622	339	405	25,203
	51	161	456	418	109	1,030	47	848	325	551	11,134
	52	82	1,041	168	119	679	8	515	84	673	8,914
		18		13	16	571	45	191	43	1	1,198
		30	3	33	7	91	35	28	13	1	322
	118	143	877	816	171	2,194	7	1,562	369	852	17,613
	34	216	398	395	178	1,348	39	768	247	550	10,284
	83	88	877	251	193	787	10	548	70	992	9,955
		14	1	13	9	570	45	179	56		1,132
		20		19	3	127	59	25	10	7	343
	98	175	920	892	155	2,272	9	1,375	401	1,121	17,138
	29	143	345	436	151	1,420	25	839	373	744	11,098
	132	174	875	475	53	607	4	383	60	748	10,228
		8		16	8	630	38	174	45		1,171
		16	3	21	4	109	44	22	15		297

(2) 有償資金協力（円借款/海外投融資）〈承諾額〉

年度	分野 形態	電力・ガス					運 輸							通 信		
		多目的 ダム	発電所	送電線	ガ ス	その他 電力・ ガス	道 路	橋 梁	鉄 道	空 港	港 湾	海 運	その他 運輸	通 信	放 送	その他 通信
1998	円借款		1,581	549			1,363	216	860	279	396	200	41	134		
	海外投融資		1													
1999	円借款		891	236			1,792	180	767	487	195	47		213	195	19
	海外投融資															
2000	円借款	322	754	146			803	367	1,743	363	247				32	
	海外投融資															
2001	円借款		1,221	83	90		1,702	334	826	566	112	170				
2002	円借款		891	302	869		157	262	340	348				195		
	海外投融資															
2003	円借款	97	2,633	50		32	99	119	779	150	121	56			202	
2004	円借款		959	33	85		621		1,344	697	407			30		
2005	円借款		1,374	272		56	571	274	596	355	147					
2006	円借款		619	614		45	682		491		69			116	41	
2007	円借款		636	882			1,121	33	1,774		569					
2008	円借款	61	421	560		63	944	257	2,254	288	369					
2009	円借款		1,551	419			685	57	2,562	126	72		304			
2010	円借款		842	598			1,269	340	603							
2011	円借款		686	592		300	1,253	433	2,428	496	119					
	海外投融資															
2012	円借款		697	954		201	1,002	933	2,689	108	218		164	117		
	海外投融資															
2013	円借款		639	351		211	1,138	519	2,872	351	602	187				
	海外投融資															
2014	円借款		2,503	350	236	330	1,015		200		321			105	137	
	海外投融資															
2015	円借款		794	2,825		538	1,075	959	5,972	1,274	661					
	海外投融資															
2016	円借款		1,954	49		120	2,822	423	4,230		561	165				
	海外投融資		99								17					
2017	円借款		792	231		289	878	577	3,857	768	1,424	85				
	海外投融資		140	37												

(3) 無償資金協力〈G/A 締結額〉

(単位：億円)

年度	分野		公共・公益事業				農林水産				鉱工業		商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他	合計	
	計画	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業	商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化					
2008			36	34	55		31			16			5			34	11	54	75	20	371
2009		12	89	121	71	9	46			5	56		153			72	15	104	238	30	1,020
2010		14	180	254	57	13	65			8	26		94			139	6	117	44	36	1,052
2011	25	13	182	465	40		52			1	9		27			179	2	80			1,074
2012	0	29	134	549	80	32	64	0	1	19	0	0	169	0	0	147	1	146	35	9	1,416
2013	0	100	134	469	45	0	49	0	3	31	0	0	56	0	0	127	9	123	13	0	1,158
2014	5	28	135	447	16	0	79	0	0	34	0	0	53	0	0	119	2	135	59	0	1,112
2015	0	61	168	362	19	9	70	0	0	47	0	0	107	0	0	112	3	106	40	14	1,117
2016	0	10	77	428	0	24	22	14	0	53	0	0	84	0	1	100	8	160	0	0	980
2017		28	123	271	18	52	40						158	4		185	12	191		2	1,151

(単位：億円)

	灌漑・治水・干拓	農林・水産業			鉱工業			社会的サービス							商品借入金等	その他	合計	
		農業	林業	水産業	鉱業	工業	その他鉱工業	上下水道・衛生	教育	保健・医療	観光	都市・農村生活基盤	行政機能強化	総合的環境保全				その他の社会的サービス
	352	375		24		351		203	351		36	358		479		2,968		11,116
																	15	16
	643	259	41			613	7	1,770	125		72	80		307		1,598		10,537
						9												9
	298		120			48	22	905	63	15		108		264		54		6,674
			5				33							12				50
	454		80			52		188	307			387		307				6,878
	477	106	415					542	275		73	193		10		74		5,531
									5									5
	111		213	34				549	344	262		25						5,877
	511		315			210		2,053	81		95	113		186	118	128		7,986
	372		139			33		635	232	18	26	148	97		100	254		5,698
	469		422			180		1,872	254		348	423	64	411		286	231	7,637
	505		228		521	218		1,441	146			118		227		523	70	9,012
	189		52			300		2,239	57			26			286	606	321	9,294
	31	146	54			231		1,810				322				1,308		9,676
	132	50	88			50		693								624	99	5,389
	342	61	433			502		1,160	67	227		70		72		166	84	9,490
									2			2						4
	224				451			1,695		102	29				122	2,521		12,229
								38										38
	135					200		444	395	59		270	71			1,318	95	9,857
									1									1
	1,119	99	114			300		393		83		307				2,219	307	10,138
						10								11				21
	47					356		2,587	245	717		388				1,450	859	20,745
						29				10				114			1,710	1,864
	779	201	207	54		55		966		63	593	240			170	1,026		14,674
												34					34	184
	733	305	111			278		1,682	185			280				5,634	344	18,454
		80				11		163										430

[4] 国別事業実績 (1954～2017 年度累計額)

地域	国	技術協力								有償資金協力(億円)		無償資金協力(億円)	
		総計(億円)	形態別(百万円)							円借款	海外投融資		
			研修員受入	専門家派遣	調査団派遣	青年海外協力隊派遣	移住者渡航	その他ボランティア派遣	機材供与				その他経費
東 南 ア ジ ア 地 域	インドネシア	3,574	49,714	134,147	101,971	7,568		3,641	40,177	20,231	49,984	1,443	99
	カンボジア	863	11,056	32,839	21,895	4,616		2,756	5,220	7,877	1,401	28	558
	シンガポール	219	8,135	7,709	1,809				3,630	568	12	83	
	タイ	2,319	41,477	76,440	56,630	7,314		3,577	40,025	6,428	23,695	195	80
	東ティモール	132	1,857	5,622	3,781	546			379	1,014	53		119
	フィリピン	2,423	34,769	67,481	77,981	13,969		31	26,624	21,462	28,444	213	248
	ブルネイ	39	1,744	1,012	678				416	97		4	
	ベトナム	1,577	20,639	55,903	50,621	4,066		1,436	11,955	13,083	27,249	164	137
	マレーシア	1,178	30,533	27,166	30,156	11,193		2,614	13,819	2,304	9,238	255	
	ミャンマー	880	14,543	29,740	28,612	11		223	9,134	5,743	11,368	21	797
	ラオス	753	10,468	28,494	17,170	6,630		2,087	4,897	5,598	484	4	276
	大韓民国	245	9,545	3,803	1,841				9,003	280	5,962	27	
	中華人民共和国	1,849	38,075	48,609	53,626	8,705		316	28,640	6,931	33,597	221	14
	香港	19	1,157	313	50				387	2		38	
	マカオ	0	1										
	モンゴル	476	6,746	13,381	15,668	5,132		1,435	3,224	2,026	1,579	66	260
	アフガニスタン	610	10,849	26,328	10,654				2,120	11,084	7		476
	インド	733	10,461	16,580	33,511	987		4	3,745	8,030	52,980	22	42
	スリランカ	828	16,347	19,124	24,634	8,905		649	7,452	5,707	10,860	15	143
ネパール	762	9,747	23,860	19,346	11,021		1,838	7,361	2,997	1,213		266	
パキスタン	579	11,374	17,247	18,177	1,750		572	4,595	4,148	8,175	33	360	
バングラデシュ	857	13,645	24,160	25,046	11,788		169	5,706	5,216	15,464	108	160	
ブータン	211	2,963	4,970	4,715	4,515		1,506	1,707	740	58		118	
モルディブ	78	1,698	253	1,913	3,385		56	217	257	27		45	
アゼルバイジャン	35	818	147	2,372				1	187	1,012		14	
アルメニア	45	1,047	895	2,243				59	210	318		28	
ウズベキスタン	177	3,031	4,409	5,052	1,854		751	1,138	1,469	2,766		35	
カザフスタン	134	2,296	2,514	7,498				593	548	951			
キルギス	179	3,209	4,693	5,505	1,685		183	1,002	1,622	376		129	
ジョージア	23	717	208	1,146				100	174	275		5	
タジキスタン	79	2,868	2,295	1,650			33	708	323			173	
トルクメニスタン	11	728	165	113					113	45			
アジア地域(広域)	212	1,651	2,733	11,044				688	5,036	125	6	25	
アジア地域計	22,100	373,910	683,238	637,108	115,640		23,876	234,721	141,503	287,719	2,945	4,608	
大 洋 州 地 域	オーストラリア	3	32	21	99	1	25		4	72			
	キリバス	48	1,050	763	2,366	378			158	46		48	
	クック諸島	9	347	80	399				31	6			
	サモア	148	2,504	2,347	1,750	5,286		1,411	865	597	46	73	
	ソロモン	121	1,746	2,479	2,556	3,826		231	692	580		4	115
	ツバル	30	538	366	1,408				81	571			30
	トンガ	114	1,782	1,711	1,438	4,418		869	1,011	208			96
	ナウル	3	205	11	53					1			
	ニウエ	2	191		2					3			
	ニューカレドニア	0			2								
	ニュージーランド	3	2	142	6				127	0			
	バヌアツ	87	1,209	1,653	1,220	3,119		911	327	251	95		18
バブアニューギニア	348	6,662	8,623	6,563	7,850		1,654	1,947	1,510	1,057	88	105	

地域	国	技術協力									有償資金 協力(億円)		無償資金 協力(億円)
		総計 (億円)	形態別(百万円)								円借款	海外 投融资	
			研修員 受入	専門家 派遣	調査団 派遣	青年 海外 協力隊 派遣	移住者 渡航	その他 ボラン ティア 派遣	機材 供与	その他 経費			
大洋州 地域	パラオ	74	765	1,368	1,624	2,051		818	424	318			47
	フィジー	289	5,634	7,469	5,309	5,542		1,830	2,382	766	23	10	20
	米領太平洋諸島	0	4	0	2				8				
	マーシャル	51	570	261	1,286	2,401		365	138	104			37
	マリアナ諸島	0	2									9	
	ミクロネシア	91	1,101	1,139	1,532	3,846		753	594	141			28
	大洋州地域(広域)	53	296	1,269	2,485				563	699			
	大洋州地域 計	1,473	24,640	29,704	30,098	38,719	25	8,844	9,352	5,874	1,222	111	618
中米・ カリ ブ 北米・ 中南 米 地域	アンティグア・バー ブーダ	10	264	360	261				37	29			19
	英領モンセラット	0	1						6				
	エルサルバドル	254	3,310	7,136	5,880	5,156		349	1,720	1,847	568		4
	ガイアナ	18	497	505	474	10		174	101	62			15
	キューバ	68	2,074	2,091	1,588				575	476			26
	グアテマラ	311	3,533	6,974	9,310	7,608		280	1,748	1,659	368	2	16
	グレナダ	12	307	305	461				108	3			17
	コスタリカ	233	3,580	5,140	4,992	5,890	1	1,056	2,086	582	1,022	3	2
	ジャマイカ	100	1,368	1,702	992	3,841		758	811	513	551		15
	スリナム	8	282	215	250				4	4		6	
	セントクリスト ファー・ネーヴィス	5	186	6	159				44	114			11
	セントビンセント	18	425	454	310	525			72	8			5
	セントルシア	33	495	563	471	1,463		189	58	99			8
	ドミニカ	16	335	343	324	400			156	25			9
	ドミニカ共和国	348	4,006	9,033	6,561	6,806	38	3,954	2,582	1,779	316		
	トリニダード・トバゴ	33	399	1,829	640				413	13		3	
	ニカラグア	260	3,350	6,129	6,945	6,337		546	1,475	1,260	275		102
	ハイチ	39	898	1,371	1,045				132	404			109
	パナマ	308	3,555	7,972	7,812	4,773		1,456	4,046	1,173	619		0
	バハマ	1	61		4				14				
	バルバドス	13	236	703	54				138	157			
	プエルトリコ	0	1	1						0			
	仏領ギアナ											1	
	ベリーズ	24	455	128	23	1,527		99	93	43			5
	ホンジュラス	443	3,665	10,903	9,386	12,864		1,859	4,277	1,344	508	28	52
	メキシコ	766	21,974	23,371	12,558	2,825	238	2,797	10,302	2,486	2,054	200	
蘭領アンティル	0	3	2					1					
南 米	アルゼンチン	491	9,456	13,403	10,156	803	686	3,911	7,868	2,853	82		2
	ウルグアイ	155	3,104	4,627	2,351	105	1	2,010	2,925	349	72	5	8
	エクアドル	260	3,392	5,773	7,140	6,077		832	2,362	446	638	5	22
	コロンビア	335	8,524	6,193	10,405	3,033	27	1,439	3,134	700	466		1
	チリ	434	7,220	14,158	10,126	2,256	75	1,127	7,881	560	244	122	
	パラグアイ	882	10,143	27,473	12,803	12,675	623	4,745	13,015	6,716	1,548	23	45
	ブラジル	1,176	30,314	30,458	18,358	1,374	2,235	9,011	15,645	10,251	3,313	914	
	ベネズエラ	108	2,869	2,666	3,365	962	3		764	124			1
	ペルー	568	14,810	12,915	15,215	2,734	53	500	6,930	3,611	4,216	123	39
	ボリビア	737	8,520	20,121	16,310	10,541	401	2,431	8,953	6,465	1,110	5	48
北 米	アメリカ合衆国	19	1	501	650				137	563			
	カナダ	6	133	206	39		34		22	142			
	北米・中南米地域(広域)	131	2,134	1,247	5,105				467	4,120			
	北米・中南米地域 計	8,620	155,881	226,977	182,527	100,585	4,416	39,523	101,102	50,983	17,968	1,439	580

地域	国	技術協力								有償資金協力(億円)		無償資金協力(億円)			
		総計(億円)	形態別(百万円)							円借款	海外投融資				
			研修員受入	専門家派遣	調査団派遣	青年海外協力隊派遣	移住者渡航	その他ボランティア派遣	機材供与				その他経費		
中東地域	アラブ首長国連邦	38	299	1,889	1,314					211	68		4		
	アルジェリア	77	2,180	1,849	1,790					1,618	297	139	5		
	イエメン	103	1,786	2,837	2,702	552				1,669	769	493		36	
	イスラエル	0	16	6	23										
	イラク	207	7,928	2,641	5,310					1,084	3,711	6,830	12		
	イラン	289	6,429	8,189	10,317	11				2,878	1,030	461	65		28
	エジプト	818	15,365	23,545	26,440	2,474			311	9,168	4,472	7,136	24		60
	オマーン	144	1,334	3,629	8,873					468	92				
	カタール	11	245	531	269					23	39				
	クウェート	10	379	489	42					44	8		1		
	サウジアラビア	215	4,170	9,444	4,346					3,040	546		313		
	シリア	304	3,947	5,684	7,326	6,142			1,360	3,602	2,314	1,386			24
	チュニジア	271	3,149	5,873	8,633	3,670			1,985	2,634	1,197	3,412			17
	バーレーン	14	530	772	6					53	7		1		
	パレスチナ	156	3,636	5,761	3,051					611	2,556				83
	南イエメン	7	67	334	279	2				17	6				
	モロッコ	394	3,862	8,554	11,787	9,502			1,762	2,998	903	3,116	2		22
	ヨルダン	364	3,823	9,261	8,575	5,748			2,551	4,286	2,181	2,688	62		130
	リビア	2	174	11	25					0	2		13		
	レバノン	18	410	205	1,111					17	13	130			1
中東地域(広域)	19	566	17	1,085					3	250					
中東地域 計	3,461	60,296	91,519	103,305	28,102			7,970	34,424	20,459	25,792	502		401	
アフリカ地域	アンゴラ	68	875	1,876	3,575				26	453	236			36	
	ウガンダ	321	4,451	10,478	8,794	4,449		151	1,770	1,978	477			150	
	エチオピア	480	5,891	16,429	12,094	6,149		317	3,531	3,569	92	5		311	
	エリトリア	27	534	586	858				401	287				1	
	ガーナ	589	8,942	17,802	9,571	13,237		312	4,816	4,233	1,363	2		333	
	カーボヴェルデ	24	420	375	1,201				126	319	259			15	
	ガボン	54	919	1,387	1,294	1,348		90	229	161				19	
	カメルーン	102	2,104	2,730	3,067	1,298		70	706	184	292	4		51	
	ガンビア	30	682	397	1,221				488	226		1		22	
	ギニア	83	1,428	1,119	4,560				795	382	160	29		62	
	ギニアビサウ	9	314	192	370				29	26				32	
	ケニア	1,255	17,605	47,255	27,429	15,458		343	12,145	5,276	3,981	2		196	
	コートジボワール	182	3,538	4,836	6,113	2,281			933	486	231	23		75	
	コモロ	14	365	569	213				138	70				5	
	コンゴ共和国	12	283	2	804				60	10				10	
	コンゴ民主共和国	177	3,687	6,758	5,119				1,333	827	356	83		235	
	サントメ・プリンシペ	8	340	150	242				73	5				3	
	ザンビア	637	7,652	20,740	11,447	14,167		948	5,815	2,927	465			165	
	シエラレオネ	78	1,201	3,722	1,364				262	1,205	20	0		29	
	ジブチ	62	1,016	736	2,574	1,245			140	472				79	
	ジンバブエ	195	3,362	2,277	5,716	6,625			1,079	403	381	0		26	
	スーダン	237	3,633	9,024	4,710	533		2	2,540	3,232	105	1		149	
	スワジランド(現エスワティニ)	46	1,226	877	1,943	7		16	252	258	44	3		32	
	赤道ギニア	4	261	55	4				29	2					
	セーシェル	19	865	258	678				57	77				15	
	セネガル	509	5,044	14,566	13,163	11,186		136	3,181	3,666	514	7		224	
ソマリア	11	348	329	248				106	22	65					

地域	国	技術協力								有償資金協力(億円)		無償資金協力(億円)	
		総計(億円)	形態別(百万円)							円借款	海外投融資		
			研修員受入	専門家派遣	調査団派遣	青年海外協力隊派遣	移住者渡航	その他ボランティア派遣	機材供与				その他経費
アフリカ地域	タンザニア	914	13,410	30,094	21,197	14,748		24	7,078	4,838	801	1	347
	チャド	10	515	137	226				58	42			3
	中央アフリカ	28	569	370	1,401				451	13	6		22
	トーゴ	26	742	140	1,618	1			28	56	93		73
	ナイジェリア	205	4,794	6,268	6,800				1,812	779	634	15	109
	ナミビア	56	1,006	1,013	1,905	1,178			195	305	101		
	ニジェール	212	1,850	3,854	5,646	7,813			1,203	833	32	112	53
	ブルキナファソ	183	2,098	5,054	5,839	3,439			495	1,366	57	2	145
	ブルンジ	48	828	1,046	2,020	48			226	590	33		81
	ベナン	89	1,678	2,032	2,260	2,394			141	362	38		82
	ボツワナ	86	1,368	1,509	1,441	3,332		504	257	158	220		0
	マダガスカル	208	2,314	7,157	6,697	1,578			1,691	1,330	559	5	14
	マラウイ	458	5,482	11,358	7,791	16,300		442	2,609	1,816	331		220
	マリ	105	1,308	574	8,035	121		1	152	296	87		73
	南アフリカ共和国	149	3,598	4,451	4,281	923		126	521	954	141		1
	南スーダン	93	674	3,972	4,167				256	214			162
	モザンビーク	291	3,133	11,206	9,330	2,490		152	787	2,008	704		251
	モーリシャス	62	882	2,309	2,478				363	126	161		13
	モーリタニア	68	1,050	927	4,506				259	35	111	9	29
	リベリア	61	1,324	822	1,651	1,664			451	180	40	17	97
ルワンダ	158	2,470	5,668	3,185	2,284		26	478	1,646	192		120	
レソト	13	767	0	269	14		11	182	60			16	
アフリカ地域(広域)	165	2,614	909	7,056				242	5,711			5	
アフリカ地域計	8,915	131,460	266,392	238,169	136,307		3,671	60,999	54,473	13,383	323	4,191	
欧州地域	アイスランド	0			0					3			
	アイルランド	0			0								
	アルバニア	33	988	514	1,446				195	155	181		7
	イタリア	1		14	30				63	4			
	ウクライナ	48	927	682	1,740				170	1,277	1,743		0
	英国	5		237	100				4	136			
	エストニア	1	129										
	オーストリア	5		475	12				31	6			
	オランダ	0			14					5			
	キプロス	1	93										
	ギリシャ	3	138	8	172				26	4		3	
	クロアチア	11	329	323	416				17	24			
	コソボ	18	524	604	511				103	73			6
	スイス	4		237	127				3	51			
	スウェーデン	0		7	21					5			
	スペイン	0		0	7					1			
	スロバキア	15	630	102	720				36		111		
	スロベニア	5	158	158	150				9				
	セルビア	50	1,263	1,980	924			124	451	261	283		6
	ソヴィエト連邦	1		38					95				
チェコ	6	354	149	4				66	5				
チェコ・スロヴァキア	6	438	8	149				1					
デンマーク	0		2	13					21				
ドイツ	1		24	96					19				
トルコ	463	9,433	13,919	13,923	81		778	6,864	1,323	6,972	21		

地域/ 国際機関	国・国際機関名 〔国際機関英略〕	技術協力								有償資金 協力(億円)		無償資金 協力(億円)	
		総計 (億円)	形態別(百万円)							円借款	海外 投融资		
			研修員 受入	専門家 派遣	調査団 派遣	青年 海外 協力隊 派遣	移住者 渡航	その他 ボラン ティア 派遣	機材 供与				その他 経費
欧州 地域	ノルウェー	0		0	13					3			
	ハンガリー	77	1,647	1,123	2,235	1,936				735	21	49	
	フィンランド	0			5								
	フランス	11		196	494	106				6	310		
	ブルガリア	113	1,711	2,053	3,116	3,286		5	913	195	770		1
	ベルギー	2		173	30						8		
	ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	71	1,397	1,371	3,153					338	803	167	0
	ポーランド	90	1,673	1,910	2,958	1,427		15	952	58	214		
	ポルトガル	2	33		177								
	マケドニア旧ユーゴス ラビア共和国	46	1,154	523	2,608					127	219	97	
	マルタ	4	252	95	44					5	3		
	モナコ	0			2								
	モルドバ	25	639	288	1,235					236	74	59	19
	モンテネグロ	9	187	11	528					85	52		6
	ラトビア	4	138	22	270					1			
	リトアニア	11	141	84	844					43			
	ルクセンブルク	0			2						1		
	ルーマニア	101	2,181	1,635	3,473	1,460				1,055	268	1,182	
	ロシア	1	0	1	5					124			
	欧州地域(広域)	19	130	554	904					141	209		
欧州地域 計	1,266	26,685	29,520	42,671	8,297		923	12,896	5,596	11,828	25	46	
全 世 界	7,377	23,868	19,380	68,027	9,130	748	1,400	12,800	602,325			6	
そ の 他											2,403		
国 際 機 関	国際連合 [UN]	0		2	42					0			
	アフリカ経済委員会 [ECA]	1		137					7	2			
	アジア太平洋経済社会 委員会 [ESCAP]	43	1	4,115					145	38			
	ヨーロッパ経済委員会 [ECE]	0		1									
	ラテンアメリカ・カリ ブ経済委員会 [ECLAC]	0		15						1			
	国連食糧農業機関 [FAO]	2	110	95					3	2			
	国際原子力機関 [IAEA]	7	715	4						1			
	国際復興開発銀行 [IBRD]	0	1	6							1,000		
	国際民間航空機関 [ICAO]	0		19					0	0			
	国際開発協会 [IDA]										4,828		
	国際労働機関 [ILO]	9	54	718					113	3			
	国際電気通信連合 [ITU]	1	45	10					0	2			
	国連開発計画 [UNDP]	3	282	17									
	国連教育科学文化機関 [UNESCO]	1	60	1					1	0			
	国連工業開発機関 [UNIDO]	2	166										

	国際機関名 〔国際機関英略〕	技術協力								有償資金 協力(億円)		無償資金 協力(億円)
		総計 (億円)	形態別(百万円)							円借款	海外 投融资	
			研修員 受入	専門家 派遣	調査団 派遣	青年 海外 協力隊 派遣	移住者 渡航	その他 ボラン ティア 派遣	機材 供与			
	万国郵便連合 [UPU]	0	13									
	世界保健機関 [WHO]	7	599	149					1	1		
	世界気象機関 [WMO]	0	4									
	国連災害救済調整官事務所 [UNDRO]	1		139					3	0		
	国連ボランティア計画 [UNV]	46		10	7	1,637		2,876	35	29		
	世界銀行経済開発研究所 [EDI]	0	32									
	国連南部アフリカ教育訓練計画 [UNETPSA]	10	959		1					1		
	経済協力開発機構 [OECD]	0		35								
	開発援助委員会 [DAC]	0			11							
	世界野菜センター [AVRDC]	3	4	296					27	3		
	東南アジア漁業開発センター [SEAFDEC]	58	242	5,186					370	38		
	アジア工科大学院 [AIT]	30		2,817					179	17		
	行政に関するアジア・太平洋地域機関 [EROPA]	0		17					0	0		
	ISVS [ISVS]	0		0						0		
	米州機構 [OAS]	1		89					8	1		
	東南アジア農業大学 [SEARCA]	1		85					15	1		
	米州農業協力機関 [IICA]	1		57					3			
	アフリカ稲センター [WARDA]	5	8	453					15	3		
	東南アジア運輸通信開発局 [SEATAC]	4	2	383					4	6		
	東南アジア教育大臣機構 [SEAMEO]	3	30	191					29	4		
	アジア太平洋協議会食糧肥料技術センター [ASPAC-FFTC]	0	2	12					2	1		
	アジア太平洋電気通信共同体 [APT]	7	95	515					32	8		
	アジア中小企業技術ネットワーク [TNA]	3	2	279					22	16		
	国際熱帯農業研究所 [IITA]	2		175					28	3		
	国際土壌研究管理委員会 [IBSRM]	0		2					0			
	国際熱帯木材機関 [ITTO]	0	35	2								
	コロポ計画事務局 [CP]	1		140					4	0		
	コロポ計画スタッフカレッジ [CPSC]	3		241					12	3		
	国際防災の10年本部 [IDNDR]	1		88					3			

国際機関

	国際機関名 〔国際機関英略〕	技術協力								有償資金 協力(億円)		無償資金 協力(億円)
		総計 (億円)	形態別(百万円)							円借款	海外 投融資	
			研修員 受入	専門家 派遣	調査団 派遣	青年 海外 協力隊 派遣	移住者 渡航	その他 ボラン ティア 派遣	機材 供与			
	南太平洋委員会 [SPC]	0		5								
	南太平洋フォーラム事務局 [SPF]	0	0	46					1	0		
	アジア開発銀行 [ADB]	0	2							0		
	アフリカ開発銀行 [AfDB]	3		252					9	3	1,625	
	アフリカ開発基金 [AIDF]										736	
	国際農業開発基金 [IFAD]	0		1	1							
	輸出信用保証庁(スウェーデン) [EKN]	0		3								
	メコン河委員会 [MRC]	4		375					10			
	アジア太平洋開発行政センター [APDAC]	0		8						0		
	アジア太平洋放送開発研究所 [AIBD]	4		368					32	6		
	世界食糧理事会 [WFCL]	0		1						0		
	国際トウモロコシ・小麦改良センター [CIMMYT]	0		34					5	1		
	西インド諸島大学 [UWI]	1		32					28	1		
	国際乾燥地農業研究センター [ICARDA]	2		231					16	1		
	国際動物病研究所 [ILRI]	3		246					35	1		
	国際半乾燥熱帯地作物研究所 [ICRISAT]	0		11					2	0		
	国際馬鈴薯センター [CIP]	2	6	154					24	1		
	国際海事機関 [IMO]	0	3	2					0	1		
	南太平洋経済協力機関 [SPEC]	0		3						0		
	アジア太平洋郵便研修センター [APPTC]	1	0	127					3	1		
	国連パレスチナ難民救済事業機関 [UNRWA]	13	576	632					44	5		
	最高会計検査機関アジア地域 [ASOSAI]	0	6									
	国連環境計画 [UNEP]	0	5	40					2	1		
	パナマ運河代替案調査 [PCAS]	4		416					1	5		
	アジア太平洋総合農村開発センター [CIRDAP]	2		157					2	1		
	国際刑事警察機構 [ICPO]	0		1								
	国際かんがい管理研究所 [IIMI]	1		64					3	0		
	熱帯農業研究訓練センター [CATIE]	0		23					3	1		

	国際機関名 〔国際機関英略〕	技術協力								有償資金 協力(億円)		無償資金 協力(億円)	
		総計 (億円)	形態別(百万円)								円借款		海外 投融资
			研修員 受入	専門家 派遣	調査団 派遣	青年 海外 協力隊 派遣	移住者 渡航	その他 ボラン ティア 派遣	機材 供与	その他 経費			
国際 機 関	汎米衛生工学環境科学 センター〔CEPIS〕	1		50					10	0			
	国際水路機関〔IHO〕	0		2						1			
	南太平洋沿岸鉱物資源 共同探査調整委員会 〔CCOP〕	2		175					7	1			
	アラブ治安研究訓練セ ンター〔ASSTC〕	0		5					0	0			
	国際下痢性疾病研究セ ンター〔ICDDR〕	0		8					1				
	ICIMOD〔ICIMOD〕	0		5					1				
	国際アグロフォレスト リー研究センター 〔ICRAF〕	1		52									
	南太平洋応用地球科学 委員会〔SOPAC〕	1		142					1				
	保険監督者国際機構 〔IAIS〕	0		23					0				
	国連難民高等弁務官事 務所〔UNHCR〕	1		114									
	政府間開発機構 〔IGAD〕	0	3										
	南部アフリカ開発共同 体〔SADC〕	1	1	140					4				
	東アフリカ共同体 〔EAC〕	0		14									
	カリブ共同体 〔CARICOM〕	0	3										
	包括的核実験禁止条約 機関〔CTBTO〕	0	3										
	その他〔Others〕	1		14	73								
	国際機関計	307	4,069	20,477	136	1,637		2,876	1,307	215	8,189		
総 計	53,518	800,807	1,367,208	1,302,043	438,416	5,190	89,083	467,601	881,428	366,100	7,748	10,451	

(注1) 移住者渡航は1995年度に終了

(注2) 技術協力は経費支出、有償資金協力は承諾、無償資金協力はG/A締結をベースとする

(注3) 技術協力および無償資金協力では、同一地域内の複数国にまたがる実績は当該地域名(広域)の実績として、複数地域にまたがるものは「全世界」の実績として計上

(注4) 海外投融资では、同一地域内の複数国、または複数地域にまたがるものは「その他」に計上

〔5〕 有償資金協力（円借款）の融資条件

円借款平均貸付条件

年度	固定金利 (%)	償還期間	うち据置期間	grant・ エレメント (%)
1998	1.33	32年 6ヵ月	9年 7ヵ月	72.2
1999	1.36	33年 1ヵ月	9年 4ヵ月	72.0
2000	1.34	34年 2ヵ月	9年 6ヵ月	72.7
2001	1.44	34年 5ヵ月	9年 10ヵ月	72.3
2002	1.52	33年 1ヵ月	9年 9ヵ月	71.0
2003	1.33	31年 10ヵ月	9年 11ヵ月	72.2
2004	0.98	34年 7ヵ月	9年 7ヵ月	76.1
2005	0.99	32年 1ヵ月	9年 3ヵ月	74.6
2006	1.03	33年 8ヵ月	9年 9ヵ月	75.6
2007	0.86	32年 5ヵ月	9年 2ヵ月	75.8
2008	0.76	32年 2ヵ月	9年 1ヵ月	76.5
2009	0.79	32年 11ヵ月	9年 4ヵ月	76.5
2010	0.74	32年 0ヵ月	8年 8ヵ月	76.2
2011	0.76	32年 5ヵ月	9年 3ヵ月	76.8
2012	0.47	35年 11ヵ月	9年 9ヵ月	81.0
2013	0.75	33年 8ヵ月	9年 7ヵ月	77.9
2014	0.37	35年 11ヵ月	9年 4ヵ月	81.4
2015	0.35	35年 3ヵ月	9年 4ヵ月	81.6
2016	0.44	32年 4ヵ月	9年 1ヵ月	79.2
2017	0.55	33年 6ヵ月	9年 10ヵ月	79.6

(注) 承諾ベース、ドル建て借款は含まない

円借款調達条件構成比

(単位：%)

年度	一般 アムタイド	部分 アムタイド	二国間 タイド	タイド
1998	91.5	7.2	1.3	0.0
1999	83.6	3.0	11.6	1.9
2000	64.7	0.0	18.2	17.2
2001	60.1	0.0	15.6	24.3
2002	88.1	0.0	3.5	8.5
2003	92.1	0.0	2.1	5.8
2004	77.2	12.1	0.3	10.4
2005	89.9	0.2	0.0	9.9
2006	91.5	1.3	0.0	7.1
2007	93.2	1.4	0.1	5.3
2008	87.4	0.0	0.0	12.6
2009	87.3	0.0	0.0	12.7
2010	75.1	13.4	0.6	10.8
2011	79.4	0.0	0.0	20.6
2012	70.7	0.0	0.0	29.3
2013	78.1	4.7	1.1	16.2
2014	85.2	3.7	0.0	11.1
2015	58.2	1.7	0.0	40.1
2016	90.9	0.0	0.0	9.1
2017	80.1	2.6	0.0	17.3

(注) 承諾ベース

IV 表彰

JICA の業務に特に功労があった個人・団体に対して感謝の意を表すため、また、特に優秀な成果を収めた案件や事業および優秀な活動を行った個人・団体を優良事例として表彰を行っている。

〈表彰制度の変遷〉

● 1975～2003 年（国際協力事業団時代）

1975～2003 年

国際協力功労者表彰（個人または団体）

1994 年と 1999 年

国際協力特別表彰（事業）

● 2004～2009 年（国際協力機構以降）

2004～2009 年

JICA 理事長表彰（個人または団体）

2004 年と 2008 年

JICA 賞（事業）

● 2011 年以降

2011～2017 年

JICA 理事長表彰（3 部門）

① JICA 国際協力感謝賞（個人または団体）

② JICA 理事長賞（事業部門）（案件・事業）

③ JICA 理事長賞（専門家/ボランティア部門）（個人）

2018 年～

JICA 理事長表彰（個人または団体）

1975 年に表彰制度を開始し、JICA 事業に功績のあった個人・団体を対象とする「国際協力功労者表彰」を毎年行っていたが、独立行政法人化に伴って「JICA 理事長表彰」の名称に変更し、同様に個人・団体を表彰してきた。1994 年の国際協力事業団設立 20 周年の際に、優良な案件・事業を対象とする「国際協力特別表彰」を行い、それ以後は基本として 5 年ごとに表彰をすることとし、1999 年に 2 回目の表彰、そして独立行政法人化以降は 2004 年および 2008 年に名称を「JICA 賞」に変更して表彰を行った。

2011 年に表彰制度を再編し、以降、3 部門からなる「JICA 理事長表彰」を 2017 年まで行った。JICA 国際協力感謝賞は、国際協力功労者表彰の趣旨を引き継ぐもので、長期にわたって貢献のあった個人や団体への感謝表明を目的とし、JICA 理事長賞は JICA 賞を引き継ぐものとして、特に優秀な成果をあげた案件・事業を表彰するのに加え、優秀な活動を行った個人についても表彰する制度とした。

さらに 2018 年からは、事業形態の多様化や業務手法の変化に対応して表彰を行うため、表彰部門・対象を見直し、3 部門を「JICA 理事長賞」に統一して、機構に対する長年の

顕著な貢献があったもしくは個別事業等に対する顕著な貢献があった個人・団体を対象に表彰を行う制度に変更した。これは表彰単位をプロジェクトではなく個人・団体として国内外の関係者を幅広く表彰することにより、多様なパートナーとの関係強化の機会として表彰制度を活用することを意図したものである。

表彰については毎年、その年の表彰者を機構ホームページに掲載し、広く紹介している。

表彰件数（1999～2018 年）

年	国際協力功労者表彰		国際協力特別表彰
	個人	団体	事業
1999	30	18	6
2000	26	13	
2001	26	14	
2002	25	14	
2003	23	12	

年	JICA 理事長表彰		JICA 賞
	個人	団体	事業
2004	16	8	21
2005	24	11	
2006	20	9	
2007	20	8	
2008	32	10	21
2009	18	7	

年	JICA 理事長表彰			
	① JICA 国際協力感謝賞		② JICA 理事長賞	③ JICA 理事長賞
	個人	団体	事業	専門家/ ボランティア
2011	21	4	5	3
2012	7	10	4	4
2013	10	7	5	2
2014	22	7	7	2
2015	12	7	9	5
2016	13	5	8	5
2017	23	6	9	3

年	JICA 理事長表彰	
	JICA 理事長賞	
	個人/団体	
2018	49	

V 役員在任期間

JICA (1999年1月~2008年9月)

氏名	在任期間	
	就任	退任
総裁		
藤田 公郎	1994年 8月 1日	2000年 8月 31日
斉藤 邦彦	2000年 9月 1日	2001年 8月 31日
川上 隆朗	2001年 9月 1日	2003年 9月 30日
理事長		
緒方 貞子	2003年 10月 1日	(2012年 3月 31日)
副総裁		
広海 正光	1998年 7月 1日	2002年 7月 31日
東 久雄	1998年 8月 1日	2003年 9月 30日
藤本 裕	2002年 8月 1日	2003年 9月 30日
副理事長		
畠中 篤	2003年 10月 1日	2007年 9月 30日
大島 賢三	2007年 10月 1日	(2011年 9月 30日)
理事		
鏡味 徳房	1995年 7月 31日	1999年 9月 30日 (非常勤)
亀若 誠	1995年 8月 1日	1999年 7月 31日
目崎 八郎	1997年 4月 1日	2002年 7月 31日
安本 皓信	1997年 7月 15日	1999年 7月 12日
大塚 功	1997年 8月 18日	1999年 9月 30日 (非常勤)
	1999年 11月 1日	2001年 2月 16日 (非常勤)
木谷 隆	1997年 12月 22日	2000年 1月 16日
伊集院明夫	1998年 1月 10日	1999年 11月 29日
泉 堅二郎	1998年 8月 1日	2003年 9月 28日
阿部 英樹	1998年 10月 1日	2001年 9月 30日
諏訪 龍	1999年 1月 1日	2002年 12月 31日
大津 幸男	1999年 7月 13日	2001年 7月 31日
後藤 洋	1999年 8月 1日	2001年 7月 31日
高島 有終	1999年 12月 1日	2002年 9月 19日
浜中秀一郎	2001年 3月 27日	2002年 9月 1日 (非常勤)
望月 久	2001年 8月 1日	2003年 9月 30日
鈴木 信毅	2001年 8月 1日	2004年 3月 31日
隅田 栄亮	2001年 10月 1日	2005年 3月 31日
吉永 國光	2002年 8月 18日	2005年 5月 25日
松井 靖夫	2002年 9月 20日	2004年 9月 9日
志賀 櫻	2002年 10月 23日	2003年 1月 17日 (非常勤)
松岡 和久	2003年 1月 1日	2007年 9月 30日
岩下 正	2003年 6月 1日	2003年 9月 30日 (非常勤)
伊沢 正	2003年 10月 1日	2007年 9月 30日
北原 悦男	2004年 4月 1日	2006年 1月 25日
小島 誠二	2004年 10月 2日	2006年 5月 7日
金子 節志	2005年 4月 1日	(2009年 12月 31日)
上田 善久	2005年 6月 7日	(2010年 3月 31日)
松本 有幸	2006年 1月 26日	(2009年 7月 31日)
黒木 雅文	2006年 5月 8日	(2009年 7月 13日)
永塚 誠一	2007年 10月 1日	(2009年 7月 31日)
橋本 栄治	2007年 10月 1日	(2011年 8月 31日)
監事		
山田 昭郎	1997年 7月 22日	2001年 9月 30日
島田 尚武	2001年 10月 1日	2005年 9月 30日
庵原 宏義	2003年 10月 1日	2007年 9月 30日
船渡 享向	2005年 12月 16日	(2008年 12月 13日)
金丸 守正	2007年 10月 1日	(2011年 9月 30日)

JBIC (1999年10月~2008年9月)

氏名	在任期間	
	就任	退任
総裁		
保田 博	1999年 10月 1日	2001年 6月 29日
篠沢 恭助	2001年 6月 29日	2007年 9月 30日
田波 耕治	2007年 10月 1日	2008年 9月 30日
副総裁		
篠沢 恭助	1999年 10月 1日	2001年 6月 29日
長瀬 要石	1999年 10月 1日	2001年 6月 29日
田波 耕治	2001年 6月 29日	2007年 9月 30日
神 信一	2001年 6月 29日	2004年 10月 1日
森田 嘉彦*	2004年 10月 1日	2008年 9月 30日
理事		
篠塚 徹	1999年 10月 1日	2000年 3月 31日
林 康夫	1999年 10月 1日	2000年 6月 23日
梅田 和範	1999年 10月 1日	2000年 10月 2日
内田 富夫	1999年 10月 1日	2000年 10月 3日
大塚 功	1999年 10月 1日	2001年 2月 16日
神 信一	1999年 10月 1日	2001年 6月 29日
丸川 和久	1999年 10月 1日	2003年 9月 30日
古角 光一	2000年 4月 1日	2001年 3月 31日
岩田 満泰	2000年 7月 17日	2003年 9月 30日
森田 嘉彦	2000年 10月 2日	2004年 10月 1日
河村 悦孝	2000年 10月 3日	2002年 10月 6日
浜中秀一郎	2001年 2月 16日	2002年 9月 1日
河野 善彦	2001年 4月 1日	2003年 9月 30日
山田 高行	2001年 7月 10日	2005年 9月 30日
志賀 櫻	2002年 9月 1日	2003年 1月 17日
古屋 昭彦	2002年 11月 15日	2006年 4月 11日
岩下 正	2003年 4月 14日	2006年 10月 31日
岡本 巖	2003年 10月 1日	2005年 9月 30日
丹呉 圭一	2003年 10月 1日	2005年 9月 30日
野崎 茂	2003年 10月 1日	2007年 3月 31日
星 文雄*	2004年 10月 1日	2008年 9月 30日
近藤 純一	2005年 10月 1日	2007年 9月 30日
武田 薫	2005年 10月 1日	2007年 9月 30日
齋藤 浩	2005年 10月 1日	2007年 9月 30日
塩口 哲朗	2006年 4月 12日	2008年 9月 30日
森本 学	2006年 11月 1日	2008年 7月 13日
吉田 亘	2007年 4月 1日	2008年 9月 30日
角谷 講治*	2007年 10月 1日	2008年 9月 30日
松井 英生*	2007年 10月 1日	2008年 9月 30日
新井 泉	2007年 10月 1日	2008年 9月 30日
大村 雅基*	2008年 7月 27日	2008年 9月 30日
監事		
渡辺 孝夫	1999年 10月 1日	2002年 8月 1日
下村 恭民	1999年 10月 1日	2003年 3月 31日
古館 康生	2002年 8月 1日	2006年 10月 1日
豊岡 弘昌	2003年 4月 1日	2006年 3月 7日
成田 頼博	2006年 4月 12日	2008年 9月 30日
佐藤 久尚	2006年 10月 1日	2008年 9月 30日

*印の役員は、2008年10月1日に株式会社日本政策金融公庫の役員に就任

JICA (2008年10月~2018年9月)

氏名	在任期間	
	就任	退任
理事長		
緒方 貞子	(2003年10月1日)	2012年3月31日
田中 明彦	2012年4月1日	2015年9月30日
北岡 伸一	2015年10月1日	
副理事長		
大島 賢三	(2007年10月1日)	2011年9月30日
堂道 秀明	2012年4月25日	2016年4月24日
越川 和彦	2016年5月23日	
理事		
金子 節志	(2005年4月1日)	2009年12月31日
上田 善久	(2005年6月7日)	2010年3月31日
松本 有幸	(2006年1月26日)	2009年7月31日
黒木 雅文	(2006年5月8日)	2009年7月13日
永塚 誠一	(2007年10月1日)	2009年7月31日
橋本 栄治	(2007年10月1日)	2011年8月31日
恒川 恵市	2008年10月1日	2011年3月31日
新井 泉	2008年10月1日	2012年4月19日
佐渡島志郎	2009年7月14日	2010年1月14日
黒田 篤郎	2009年8月1日	2011年7月31日
高島 泉	2009年8月1日	2011年9月30日
佐々木弘世	2010年1月1日	2012年6月30日
粗 信仁	2010年2月25日	2011年8月31日
小寺 清	2010年4月1日	2015年9月30日
市川 雅一	2011年8月1日	2015年9月30日
黒川 恒男	2011年9月1日	2013年8月19日
渡邊 正人	2011年9月1日	2013年9月30日
荒川 博人	2012年4月20日	2013年6月28日
黒柳 俊之	2012年7月1日	2015年9月30日
植澤 利次	2013年10月1日	2015年9月30日
木山 繁	2013年10月1日	2016年9月30日
加藤 宏	2013年10月1日	
柳沢 香枝	2014年10月1日	2016年9月30日
伊藤 直樹	2015年10月1日	2017年1月17日
入柿 秀俊	2015年10月1日	2017年9月30日
神崎 康史	2015年10月1日	2017年9月30日
富吉 賢一	2015年10月1日	2017年9月30日
江島 真也	2016年10月1日	2018年7月31日
鈴木 規子	2016年10月1日	
加藤 正明	2016年12月1日	
前田 徹	2017年1月18日	2018年7月31日
長谷川浩一	2017年10月1日	
前田 秀	2017年10月1日	
山田 順一	2017年10月1日	
田中 寧	2018年8月1日	
本清 耕造	2018年8月1日	

氏名	在任期間	
	就任	退任
監事		
船渡 享向	(2005年12月16日)	2008年12月13日
金丸 守正	(2007年10月1日)	2011年9月30日
中澤 健	2008年10月1日	2010年9月30日
丸山 淳一	2009年1月23日	2009年8月24日
松尾 庄一	2009年8月25日	2011年9月30日
伊藤 隆文	2011年10月1日	2015年9月30日
黒川 肇	2011年10月1日	2017年6月29日
町井 弘実	2014年1月1日	
乾 英二	2015年10月1日	
早道 信宏	2017年7月1日	

(非常勤)

VI 協定・覚書

[1] 連携協定・覚書締結機関

(1) 大学

包括連携協定 (2018年9月末現在)

大学名	締結日
帯広畜産大学	2005年 2月 10日
北海道大学	2005年 4月 12日
筑波大学	2005年 5月 26日
埼玉大学	2008年 7月 4日
東京大学	2010年 10月 18日
一橋大学	2004年 6月 23日
早稲田大学	2004年 6月 11日
上智大学	2011年 9月 12日
横浜国立大学	2005年 6月 17日
金沢大学	2017年 3月 21日
名古屋大学	2007年 7月 16日
京都大学	2004年 7月 14日
立命館大学	2004年 3月 31日
大阪大学	2007年 2月 16日
神戸大学	2005年 7月 1日
広島大学	2004年 7月 27日
山口大学	2004年 5月 7日
九州大学	2005年 6月 30日
九州工業大学	2017年 10月 19日
立命館アジア太平洋大学 (APU)	2004年 3月 31日

連携覚書

大学名	締結日
秋田大学	2013年 11月 19日
茨城大学	2013年 9月 19日
中央大学	2014年 3月 19日
芝浦工業大学	2016年 2月 8日
横浜市立大学	2005年 9月 16日
国際大学	2015年 5月 23日
愛知大学	2012年 3月 5日
愛知淑徳大学	2015年 10月 26日
三重大学	2014年 10月 16日
関西国際大学	2018年 5月 12日
徳島大学	2006年 3月 16日
鳴門教育大学	2006年 3月 16日
香川大学	2006年 3月 16日
愛媛大学	2006年 3月 16日
高知大学	2006年 3月 16日
宮崎大学	2014年 7月 9日
琉球大学	2017年 2月 23日

(2) 地方自治体

協定 (2018年9月末現在)

自治体名	締結日
埼玉県	2013年 11月 26日
横浜市	2011年 10月 25日
兵庫県	2013年 10月 9日
神戸市	2013年 10月 9日
島根県海士町	2018年 3月 31日
北九州市	2013年 2月 6日
沖縄県	2013年 3月 29日

覚書

自治体名	締結日
東松島市	2015年 7月 31日
富山市	2017年 2月 2日
大阪市東成区	2017年 10月 30日

(注) 包括的な協定/覚書を締結している自治体を掲載

(3) 地域金融機関

覚書

(2018年9月末現在)

金融機関名	締結日
帯広信用金庫（北海道）	2017年 5月 12日
青森銀行（青森県）	2017年 4月 21日
岩手銀行（岩手県）	2016年 10月 25日
七十七銀行（宮城県）	2017年 2月 1日
北都銀行（秋田県）	2017年 5月 26日
秋田銀行（秋田県）	2017年 5月 26日
山形銀行（山形県）	2017年 5月 26日
荘内銀行（山形県）	2017年 5月 26日
東邦銀行（福島県）	2017年 9月 20日
常陽銀行（茨城県）	2016年 11月 21日
筑波銀行（茨城県）	2018年 3月 20日
栃木銀行（栃木県）	2018年 4月 11日
群馬銀行（群馬県）	2016年 11月 30日
東和銀行（群馬県）	2016年 11月 30日
千葉銀行（千葉県）	2017年 5月 11日
第四銀行（新潟県）	2016年 11月 25日
北國銀行（石川県）	2017年 4月 11日
福井銀行（福井県）	2018年 5月 7日
山梨中央銀行（山梨県）	2017年 5月 29日
八十二銀行（長野県）	2016年 7月 1日
岐阜信用金庫（岐阜県）	2016年 10月 28日
十六銀行（岐阜県）	2017年 2月 13日
静岡銀行（静岡県）	2017年 4月 17日
磐田信用金庫（静岡県）	2017年 6月 26日
清水銀行（静岡県）	2017年 6月 30日
しずおか信用金庫（静岡県）	2018年 1月 31日
名古屋銀行（愛知県）	2016年 10月 27日
中京銀行（愛知県）	2017年 2月 15日
第三銀行（三重県）	2016年 12月 27日
滋賀銀行（滋賀県）	2016年 7月 14日
京都中央信用金庫（京都府）	2016年 9月 23日
京都信用金庫（京都府）	2016年 10月 5日
尼崎信用金庫（兵庫県）	2016年 8月 30日
南都銀行（奈良県）	2016年 11月 24日
鳥取銀行（鳥取県）	2017年 1月 11日
山陰合同銀行（島根県）	2018年 3月 12日
山口フィナンシャルグループ（山口県）	2018年 4月 25日
阿波銀行（徳島県）	2017年 7月 14日
百十四銀行（香川県）	2016年 12月 21日
愛媛銀行（愛媛県）	2016年 12月 1日
伊予銀行（愛媛県）	2016年 12月 1日
四国銀行（高知県）	2016年 7月 28日
福岡ひびき信用金庫（福岡県）	2017年 10月 31日
大分銀行（大分県）	2017年 3月 29日
宮崎銀行（宮崎県）	2017年 12月 14日
沖縄振興開発金融公庫（沖縄県）	2017年 1月 24日
沖縄銀行（沖縄県）	2018年 8月 31日

〔2〕 技術協力協定締結国

(2018年9月末現在)

	国名	署名日	発効日
1	ブラジル	1970年9月22日	1971年7月15日
2	コロンビア	1976年12月22日	1978年12月12日
3	グアテマラ	1977年3月28日	1978年5月16日
4	ボリビア	1978年3月22日	1978年3月22日
5	チリ	1978年7月28日	1978年12月2日
6	パラグアイ	1979年2月8日	1979年7月24日
7	ペルー	1979年8月20日	1980年2月15日
8	アルゼンチン	1979年10月11日	1981年8月11日
9	タイ	1981年11月5日	1981年11月5日
10	エジプト	1983年6月15日	1984年1月31日
11	コスタリカ	1985年5月24日	1986年8月1日
12	ヨルダン	1985年7月16日	1985年7月16日
13	シリア	1985年7月18日	1987年1月29日
14	メキシコ	1986年12月2日	1987年12月24日
15	ベネズエラ	1988年4月6日	1988年11月10日
16	ウルグアイ	1989年9月12日	1991年4月10日
17	エクアドル	1992年6月25日	1994年10月20日
18	イエメン	1993年11月9日	1993年11月9日
19	ベトナム	1998年10月20日	1998年10月20日
20	ニカラグア	2001年5月30日	2001年5月30日
21	バングラデシュ	2002年12月8日	2002年12月8日
22	カンボジア	2003年6月17日	2003年6月17日
23	ネパール	2003年9月3日	2003年9月3日
24	マダガスカル	2003年10月24日	2003年10月24日
25	モンゴル	2003年12月5日	2003年12月5日
26	ラオス	2003年12月12日	2003年12月12日
27	ケニア	2004年4月29日	2004年4月29日
28	ウクライナ	2004年6月10日	2004年7月30日
29	カザフスタン	2004年8月27日	2005年7月6日
30	キルギス	2004年10月6日	2005年8月18日
31	タンザニア	2004年11月2日	2004年11月2日
32	アルジェリア	2004年12月7日	2006年3月28日
33	ブルガリア	2004年12月15日	2005年4月12日
34	モーリシャス	2005年1月12日	2005年1月12日
35	ルワンダ	2005年1月14日	2005年1月14日
36	カメルーン	2005年1月17日	2005年10月13日
37	東ティモール	2005年1月25日	2006年3月21日
38	パラオ	2005年2月10日	2005年2月10日
39	タジキスタン	2005年2月15日	2005年6月20日
40	ガイアナ	2005年2月18日	2005年2月18日
41	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2005年3月1日	2005年3月1日
42	ガンビア	2005年3月2日	2006年4月27日
43	ハイチ	2005年3月30日	2005年3月30日
44	モザンビーク	2005年3月31日	2005年3月31日
45	パキスタン	2005年4月30日	2005年4月30日
46	アフガニスタン	2005年5月18日	2005年5月18日
47	カーボヴェルデ	2005年6月7日	2006年9月18日
48	アルメニア	2005年6月8日	2006年6月8日
49	エリトリア	2005年8月8日	2005年10月21日
50	エルサルバドル	2005年8月17日	2005年12月23日
51	ミクロネシア	2005年8月19日	2005年8月19日

	国名	署名日	発効日
52	ドミニカ共和国	2005年9月29日	2006年8月3日
53	スリランカ	2005年10月12日	2005年10月12日
54	ジブチ	2005年11月14日	2005年11月14日
55	パレスチナ*1	2005年11月15日	2005年11月15日
56	セルビア*2	2005年11月30日	2006年5月11日
57	モンテネグロ*2	2005年11月30日	2006年5月11日
58	コンゴ*2	2005年11月30日	2006年5月11日
59	ウガンダ	2005年12月8日	2005年12月8日
60	バヌアツ	2006年2月28日	2006年2月28日
61	マラウイ	2006年3月1日	2006年3月1日
62	アゼルバイジャン	2006年3月10日	2007年2月27日
63	フィリピン	2006年4月4日	2011年4月8日
64	パナマ	2006年5月4日	2006年12月1日
65	ウズベキスタン	2006年6月5日	2006年6月5日
66	サントメ・プリンシペ	2006年6月5日	2006年6月5日
67	ザンビア	2006年6月27日	2006年6月27日
68	アンティグア・バーブーダ	2006年9月4日	2007年8月15日
69	ベリーズ	2006年9月19日	2007年1月19日
70	アルバニア	2006年12月15日	2007年4月20日
71	ホンジュラス	2007年1月12日	2007年11月30日
72	ジョージア	2007年3月8日	2007年7月6日
73	モーリタニア	2007年12月18日	2007年12月18日
74	ガボン	2008年3月21日	2008年5月15日
75	モルドバ	2008年5月14日	2008年12月5日
76	ソロモン	2008年9月10日	2008年9月10日
77	キューバ	2009年10月14日	2010年4月30日
78	モルディブ	2010年8月16日	2010年8月16日
79	セネガル	2011年5月1日	2011年5月1日
80	南アフリカ共和国	2011年6月2日	2011年6月2日
81	スワジランド (現エスワティニ)	2011年10月5日	2011年10月5日
82	エチオピア	2011年12月1日	2011年12月1日
83	トルクメニスタン	2013年9月11日	2013年10月22日
84	ジャマイカ	2013年11月5日	2013年11月5日
85	バプアニューギニア	2015年10月14日	2015年10月14日
86	レソト	2016年8月24日	2016年8月24日
87	クウェート	2017年7月13日	2018年7月31日

*1 パレスチナ解放機構との間の技術協力に関する書簡の交換によるもの

*2 セルビア・モンテネグロと締結した協定をセルビア、モンテネグロ、コンゴが各々承継

VII JICA/JBIC 関連会議等メンバー

(政府レベルで設置されたもの)

21世紀に向けてのODA改革懇談会 (第一次ODA改革懇談会)	
外務大臣の私的諮問機関/1997年4月～1998年1月	
河合 三良	国際開発センター会長〈座長〉
五百旗頭真	神戸大学教授
伊藤 道雄	NGO活動推進センター常務理事・事務局長
國廣 道彦	元駐中国大使
古賀 憲介	日新製鋼会長
小島 明	日本経済新聞論説主幹
谷川 平夫	読売新聞論説副委員長
千野 忠男	野村総合研究所理事長
藤井 義弘	日立造船会長
渡辺 利夫	東京工業大学教授

円借款制度に関する懇談会	
外務省経済協力局長の私的諮問機関/2000年1月～2000年8月	
石川 滋	一橋大学名誉教授〈座長〉
阿部 義章	早稲田大学教授
内田 茂男	千葉商科大学教授 (前日経新聞論説委員)
香西 昭夫	経団連副会長 (前国際協力委員長)、住友化学会長
鴻池 一季	海外建設協会会長 (鴻池組社長)
小浜 裕久	静岡県立大学教授
下沢 嶽	シャプラーニール＝市民による海外協力の会事務局長
下村 恭民	国際協力銀行監事 (法政大学教授)
田中 明彦	東京大学教授
遠山 敦子	国立西洋美術館長 (前駐トルコ大使)
中村 修三	世界銀行東京事務所長
山内 昌之	東京大学教授

第二次ODA改革懇談会	
外務大臣の私的諮問機関/2001年5月～2002年3月	
渡辺 利夫	拓殖大学国際開発学部長〈座長〉
浅沼 信爾	一橋大学教授
荒木 光弥	国際開発ジャーナル社代表取締役・編集長
五百旗頭真	神戸大学教授
池上 清子	ジョイセフ企画開発事業部長
市川 博也	上智大学教授、比較文化研究所所長
上島 重二	三井物産会長
河合 三良	国際開発センター会長 (21世紀に向けてのODA改革懇談会座長)
小島 明	日本経済新聞社常務・論説主幹
小島 朋之	慶應義塾大学教授
田中 明彦	東京大学教授
千野 境子	産経新聞社編集委員・論説委員
船戸 良隆	国際協力NGOセンター理事長
弓削 昭子	フェリス女学院大学教授

対外関係タスクフォース	
小泉総理の私的諮問機関/2001年9月～2002年11月	
岡本 行夫	外交評論家 (内閣官房参与)〈座長〉
小此木政夫	慶應義塾大学教授
北岡 伸一	東京大学教授
田波 耕治	国際協力銀行副総裁
谷野作太郎	前駐中国大使
張 富士夫	トヨタ自動車社長
西原 正	防衛大学校長
山内 昌之	東京大学教授
渡辺 修	日本貿易振興会理事長

ODA総合戦略会議	
外務大臣の私的諮問機関/2002年6月～2006年6月 (委員は2002年6月時点)	
川口 順子	外務大臣〈議長〉
渡辺 利夫	拓殖大学国際開発学部長〈議長代理〉
杉浦 正健	外務副大臣
今村 雅弘	外務大臣政務官
青山 温子	名古屋大学教授
浅沼 信爾	一橋大学教授
荒木 光弥	国際開発ジャーナル社代表取締役・編集長
磯田 厚子	日本国際ボランティアセンター副代表、女子栄養大学教授
伊藤 道雄	国際協力NGOセンター常務理事
大野 健一	政策研究大学院大学教授
草野 厚	慶應義塾大学教授
小島 朋之	慶應義塾大学総合政策学部長
砂川 真	日商岩井総合研究所所長
脊戸 明子	日本外国語専門学校副校長
千野 境子	産経新聞社編集委員・論説委員
西岡 喬	三菱重工業社長
宮原 賢次	日本貿易会会長、住友商會会長
牟田 博光	東京工業大学教授

海外経済協力に関する検討会	
内閣官房長官の私的諮問機関/2005年12月～2006年2月	
原田 明夫	弁護士・前検事総長、国際民商事法センター理事長〈座長〉
葛西 敬之	東海旅客鉄道会長
坂元 一哉	大阪大学教授
西岡 喬	日本経済団体連合会副会長 (国際協力委員長)、三菱重工業会長
浜田 広	社会保険庁最高顧問、リコー最高顧問
古田 肇	岐阜県知事

国際協力に関する有識者会議	
外務大臣の私的諮問機関/2007年3月～2009年2月 (委員は2008年9月時点)	
渡辺 利夫	拓殖大学学長〈議長〉
菊地 靖	早稲田大学教授
牟田 博光	東京工業大学教授
草野 厚	慶應義塾大学教授
村田 俊一	UNDP駐日代表 (前関西学院大学教授)
坂元 一哉	大阪大学教授
大野 泉	政策研究大学院大学教授
荒木 光弥	国際開発ジャーナル社代表取締役・主幹
阿部 重夫	「FACTA」編集発行人
米倉 弘昌	住友化学社長、日本経済団体連合会評議員会議長
辻 亨	丸紅相談役、日本経済団体連合会国際協力委員会前共同委員長
岡 素之	住友商會会長、日本貿易会前副会長
熊岡 路矢	国際協力NGOセンター理事
神田 浩史	関西NGO協議会提言専門委員

(注) 所属先・役職等は設置当時

VIII 年 表

統合前 JICA の動き	JBIC の動き*
1999	
<p>6. 1 組織・業務改革に向けた本部準備室体制がスタート</p> <p>7.30 JICA 設立 25 周年記念式典開催</p> <p>8.23 キルギス南部でイスラム武装勢力による JICA 派遣の調査団 4 名の拉致事件発生、10 月 25 日、63 日ぶりに解決</p> <p>8.ー 開発パートナー事業始動</p> <p>8.ー トルコ北西部での大地震に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣、救助チームが初めて生存者を救出（～11 月）</p> <p>9.16 日本・カナダ合同シンポジウム「開発と平和構築」を外務省、カナダ国際開発庁と共催（～18 日）</p> <p>9.ー 台湾での大地震に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣（～10 月）</p> <p>11. 9 JICA 技術参与が国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）の副代表に就任</p>	<p>2. 9 国際協力銀行法案閣議決定、国会提出</p> <p>3.ー インドネシア向け円借款事業に対し、無償資金協力のスキーム（「リハビリ無償」）を初めて適用（JICA との連携）</p> <p>4. 1 「調達実施支援調査」（SAPMAN）導入</p> <p>4.23 「国際協力銀行法」公布</p> <p>9.16 「国際協力銀行法施行令」公布</p> <p>9.ー タイ向け円借款事業において JICA との合同事後評価を実施</p> <p>10. 1 国際協力銀行（JBIC）発足</p> <p>12. 1 初の「海外経済協力業務実施方針」（対象期間は 1999 年 10 月 1 日～2002 年 3 月 31 日、10 月 1 日に遡及して適用）策定</p>
2000	
<p>1. 1 JICA 新体制発足、地域部（4 部）、派遣支援部、国内事業部、無償資金協力部（無償一部体制）の新設等組織再編を実施</p> <p>1. 2 「地球家族～JICA Report」衛星放送放映開始（2002 年度まで）</p> <p>1.ー 人材育成奨学計画（JDS 事業）開始</p> <p>6.ー 青年海外協力隊、派遣隊員が 2 万人を突破</p> <p>8. 3 人材育成奨学計画（JDS 事業）対象者第一陣（ラオス・ウズベキスタン）が来日</p> <p>9. 1 斉藤邦彦総裁就任</p> <p>9.ー ラオスとベトナムで「日本人材開発センター」（通称「日本センター」）事業開始</p> <p>9.ー 小規模開発パートナー事業始動</p>	<p>1.ー 定期刊行物として「開発金融研究所報」を創刊（以後、季刊として発行）</p> <p>3.29 初の特別円借款貸付契約を締結、対象はベトナム</p> <p>6.ー タイ向け円借款事業において、日本の「道の駅」の導入可能性に関し、初の地方自治体（岐阜県）との連携調査を実施</p> <p>9.22 初の年次報告書を発行</p> <p>9.25 初の事後評価報告書を発行</p>
2001	
<p>2.ー SMASE-WECSA（アフリカにおける理数科教育支援—アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク）発足</p> <p>5.18 グアテマラ政府から「ケツァル大十字勲章」を受章</p> <p>8. 5 第 1 回 ODA タウンミーティング（外務省と共催、2005 年度まで実施）</p> <p>9. 1 川上隆朗総裁就任</p> <p>9.ー 北九州市が地方自治体で初の「小規模開発パートナー事業」を受託、カンボジアで水道事業を支援</p> <p>10. 4 シンポジウム「21 世紀の開発協力：南南協力支援のあり方～新たなパートナーシップの構築に向けて」を国連開発計画（UNDP）と共催（～5 日）</p> <p>10.29 「JICA と NGO との連携のあり方（国民参加型協力推進のために）」第 1 回研究会</p> <p>12.19 「特殊法人等整理合理化計画」により、① JICA の独立行政法人化、② 海外移住事業に関し入植地事業、移住者送出国</p>	<p>1. 6 中央省庁改革関連法施行により、JBIC の主務大臣が経済企画庁長官および大蔵大臣から財務大臣および外務大臣へ変更</p> <p>3. 9 日中環境改善セミナーを北京で開催</p> <p>4. 1 円借款の「事業事前評価制度」導入</p> <p>4.16 第 1 回 NGO-JBIC 定期協議会開催</p> <p>5.30 円借款の「事業事前評価表」の作成・公表について発表</p> <p>6.29 篠沢恭助総裁就任</p> <p>9. 7 「業務運営評価表」の中間とりまとめを公表、パブリックコメントを募集</p> <p>9.28 初の「行政コスト計算書」（民間会計基準準拠財務諸表）作成・公表</p> <p>11.28 「ベトナム ODA 再開 10 周年記念式典」をハノイで開催</p> <p>11.ー GDN-Japan 開発研究情報検索エンジン運用開始</p> <p>12.19 「特殊法人等整理合理化計画」により、海外経済協力業務の</p>

* 1999年9月30日以前の項目は海外経済協力基金（OECD）時

	日本の動き	世界の動き
	<p>5.14 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）公布（2001年4月1日施行）</p> <p>5.31 ODA 民間モニター募集開始</p> <p>7.16 「独立行政法人通則法」公布</p> <p>8.10 政府開発援助（ODA）に関する中期政策を策定</p>	<p>3.－ 国連「人間の安全保障基金」設置</p> <p>4.30 カンボジア、ASEAN に加盟</p> <p>6.18 第25回主要国首脳会議（G8ケルン・サミット）をドイツで開催、「拡大 HIPC イニシアティブ」を表明（～20日）</p> <p>9.27 第60回世界銀行・IMF 合同開発委員会、拡大 HIPC イニシアティブの具体的取組につき合意</p> <p>10.15 「国境なき医師団」のノーベル平和賞受賞が決定</p> <p>10.25 国連気候変動枠組条約第5回締約国会議（COP5）をドイツ・ボンで開催（～11月5日）</p> <p>12.－ 世界銀行・IMF が貧困削減戦略ペーパー（PRSP）プログラムを開始</p>
	<p>3.－ 政府開発援助関係省庁連絡協議会第1回会合</p> <p>4. 5 第一次森喜朗内閣成立（第85代）</p> <p>4.22 第2回太平洋・島サミットを宮崎県で開催</p> <p>7. 4 第二次森喜朗内閣成立（第86代）</p> <p>7.23 G8九州・沖縄サミットで、「『紛争と開発』に関する日本からの行動－アクション・フロム・ジャパン」「国際的な情報格差問題に対する我が国の包括的協力策」「沖縄感染症対策イニシアティブ」を公表</p> <p>8. 1 円借款制度に関する懇談会、報告書を外務大臣に提出</p> <p>8.10 ジャパン・プラットフォーム設立</p> <p>10.－ 日中経済協力20周年記念式典を中国・北京で開催</p> <p>12. 1 特殊法人改革などを柱とした「行政改革大綱」を閣議決定</p> <p>12.11 外務省海外移住審議会、「海外日系人社会との協力に関する今後の政策」公表</p>	<p>4.26 世界教育フォーラムをセネガル・ダカールで開催、1990年に決議された「万人のための教育」（EFA）の進捗について検討（～28日）</p> <p>7.21 第26回主要国首脳会議（G8九州・沖縄サミット）を沖縄で開催、G8首脳宣言「沖縄2000」を発表（～23日）</p> <p>9. 5 国連ミレニアム・サミットをニューヨークで開催、国連ミレニアム総会で「国連ミレニアム宣言」を採択（～8日）</p> <p>11.13 国連気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）をオランダ・ハーグで開催（～25日）</p>
	<p>1. 6 中央省庁再編、1府22省庁が1府12省庁に</p> <p>4.26 第一次小泉純一郎内閣成立（第87代）</p> <p>5.23 「第二次ODA改革懇談会」第1回会合</p> <p>10.26 1998年5月のインドおよびパキスタンの核実験実施に伴い発動された両国への経済措置を解除</p> <p>11. 7 外務省主催第1回ODA評価東京ワークショップ開催（～8日）</p> <p>12. 5 「独立行政法人等情報公開法」公布（2002年10月1日施行）</p> <p>12.19 「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定</p> <p>12.－ ODA 予算10%削減を発表</p>	<p>4.－ 人間の安全保障委員会設置</p> <p>4.－ OECD-DAC「後発開発途上国向けのODAのアンタイド化勧告」採択（2002年1月より実施）</p> <p>7.16 国連気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）再開会合をドイツ・ボンで開催（～27日）</p> <p>7.20 第27回主要国首脳会議（G8ジェノバ・サミット）をイタリアで開催（～22日）</p> <p>7.－ コロンボ・プラン創立50周年記念式典</p> <p>9.11 米国同時多発テロ事件</p> <p>10.23 「アフリカ開発のための新パートナーシップ」（NEPAD）成立</p> <p>10.29 国連気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）をモロッコ・マラケシュで開催（～11月9日）</p>

統合前 JICA の動き	JBIC の動き
<p>務は廃止、融資事業は段階的に整理し 2005 年度末廃止、③ 開発投融資事業は廃止し 2003 年度以降は承諾済み案件に限り融資を行うことが決定</p>	<p>一つである海外投融資業務の 2005 年度からの廃止が決定 12.25 円借款供与条件改定（環境保全、人材育成等に資する案件に優先条件を適用）</p>
2002	
<p>3. 1 外務省と共同でアフガニスタン支援調査団を派遣（～15 日） 3. 一 JICA-Net 導入、国内の東京と沖縄にコアセンター、海外 3 拠点（フィリピン、マレーシア、インドネシア）にサテライト・センターを設置 4. 1 市民へのワンストップサービスの拠点「JICA プラザ」が JICA 本部にオープン 4. 一 総務部内に独立行政法人化準備室設置 5. 一 アフガニスタンへの技術協力を開始 6.14 「外部有識者評価委員会」を設置（2004 年度に外部有識者事業評価委員会に改称） 6.19 JICA の独立行政法人化に向けた有識者懇談会第 1 回会合（以降 10 月第 4 回まで） 8.13 伊達公子氏が初の JICA オフィシャルサポーターに就任 8.26 持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で「能力開発」「南南協力」に関する 2 つのワークショップを開催、パネル展示（～9 月 4 日） 8. 一 分野課題、プロジェクト、人材に関する情報を内蔵したシステム「ナレッジ・サイト」始動 9. 一 草の根技術協力事業開始 10. 4 横浜国際センター内に「JICA 海外移住資料館」を開設 12. 6 「独立行政法人国際協力機構法」公布</p>	<p>1.14 世界銀行・IMF がワシントンで主催する「貧困削減戦略ペーパー（PRSP）レビュー会合」に参加（～17 日） 1.16 案件形成促進調査（SAPROF）に提案型と発掘型を導入 2.18 「地方自治体－国際協力銀行連携促進フォーラム」を岐阜市で開催 4. 1 「海外経済協力業務実施方針」（2002 年 4 月 1 日～2005 年 3 月 31 日）策定 4. 1 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（新環境ガイドライン）制定（2003 年 10 月 1 日より完全施行） 4. 1 「業務運営評価制度」導入 4.16 初めて円借款の提案型案件形成促進調査（SAPROF）契約を締結 7. 1 円借款に本邦技術活用条件（STEP）を導入 7. 一 「紛争と開発：JBIC の役割」をテーマに初の開発政策・事業支援調査（SADEP）を実施 8.30 持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で「アジアにおける持続的開発のための貧困削減と成長戦略」に関するワークショップを開催 12.10 債務救済方式の見直しにより債務救済無償を廃止し、債権放棄の実施に変更（2003 年度より実施）</p>
2003	
<p>3. 一 ベトナムで重症急性呼吸器症候群（SARS）に対し、国際緊急援助隊を派遣（～4 月） 5. 一 アルジェリア大地震に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣、救助チームが生存者を救出（～8 月） 8.30 全国 47 都道府県「ピース・トーク・マラソン 2003-2007」を開催（～2007 年 2 月） 9.30 特殊法人国際協力事業団解散 10. 1 独立行政法人国際協力機構設立 10. 1 緒方貞子初代理事長就任 10. 1 第 1 期中期計画（2003 年 10 月 1 日～2007 年 3 月 31 日）策定 10. 1 「PARTNER」をホームページ上に開設、サービス開始 10. 一 新シンボルデザインと新スローガンを策定 11.19 「青年海外協力隊派遣取極」をガボンと締結（80 ヶ国目の派遣取極締結）</p>	<p>1.23 円借款業務における国民参加を一層推進するため、初めての国民参加型援助促進セミナーをタイで開催（～28 日） 3.10 日本の地方自治体との連携促進パンフレットを初めて発行 3.14 国連大学を通じ、私費留学生育英資金貸与事業（海外投融資）への出資を実施、初めての私費留学生支援 5. 1 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」制定（2003 年 10 月施行） 10. 1 第 1 回 JBIC 大学院生論文コンテスト募集開始 11.20 初のマケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府向け円借款貸付契約を締結 12. 8 京都メカニズムに対する取り組み強化のため、初めて民間団体（国際排出量取引協会〈IETA〉）との業務協力協定を締結 12. 一 円借款迅速化実施（標準処理期間の導入など）</p>
2004	
<p>2.27 青年招へい 20 周年記念式典を開催（～28 日） 3.22 「JICA 改革プラン」発表 4. 1 「環境社会配慮ガイドライン」施行</p>	<p>1.23 初のアジア開発銀行（ADB）・世界銀行との共同調査「東アジアのインフラ整備：その前進に向けて」を開始（～2005 年 3 月）</p>

	日本の動き	世界の動き
	<p>1.21 アフガニスタン復興支援国際会議において2年半で最大5億ドルの支援を表明（～22日）</p> <p>3.29 「第二次 ODA 改革懇談会」最終報告、ODA への国民参加を中心概念に据え、参加する人材の発掘・育成・活用の具体的なあり方を提示</p> <p>4. 1 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」施行（2001年6月29日公布）</p> <p>4. 1 紛争予防・平和構築無償（サブスキーム）新設</p> <p>5.13 日本の2001年 ODA 実績が米国に抜かれ第2位に（OECD発表）</p> <p>6.26 「成長のための基礎教育イニシアティブ」（BEGIN）をG8カナナスキス・サミットで公表</p> <p>6.27 「ODA 総合戦略会議」第1回会合</p> <p>6.28 「日本 NGO 支援無償資金協力」開始</p> <p>7. 9 「ODA 改革・15の具体策」公表</p> <p>7.22 外務省改革に関する「変える会」最終報告書公表</p> <p>7.25 小泉総理私的諮問機関「対外関係タスクフォース」が「わが国の ODA 戦略について」公表（座長：岡本行夫内閣官房参与）</p> <p>8. 1 「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ」（EcoISD）公表</p> <p>10. 1 情報公開制度開始</p> <p>10.18 特殊法人等改革推進本部、「特殊法人等の廃止・民営化及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」公表</p> <p>12.10 「ODA 改革：三項目の実施について」公表</p> <p>12.10 債務救済無償を廃止し、債権放棄の実施に変更</p> <p>12.18 「国際平和協力懇談会」最終報告</p>	<p>1. 1 世界エイズ・結核・マラリア対策基金設立</p> <p>1.21 アフガニスタン復興支援国際会議を東京で開催、61ヵ国および21の国際機関から閣僚と代表が参加、各国が支援内容や拠出額を表明（～22日）</p> <p>3.18 第1回開発資金国際会議をメキシコ・モンテレーで開催、「モンテレー合意」を採択（～22日）</p> <p>5.20 東ティモール独立</p> <p>6.11 アフガニスタンの国民大会議ロヤ・ジルガ開催、カルザイを暫定政府大統領に選出（～19日）</p> <p>6.14 アフガニスタンの大統領にカルザイ議長を選出</p> <p>6.26 第28回主要国首脳会議（G8カナナスキス・サミット）をカナダで開催（～27日）</p> <p>7. 9 アフリカ連合（AU）成立（OAUからの改組）</p> <p>8.26 持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）を南アフリカ・ヨハネスブルグで開催（～9月4日）</p> <p>10.23 国連気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8）をインド・ニューデリーで開催（～11月1日）</p>
	<p>2. 4 「無償資金協力実施適正会議」第1回会合</p> <p>2.22 「アフガニスタン『平和の定着』東京会議」（DDR会議）開催</p> <p>3.16 第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議を京都で開催、「日本水協力イニシアティブ」発表（～23日）</p> <p>4. 1 「草の根無償資金協力」を「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称</p> <p>4. 1 現地 ODA タスクフォースの設置を開始</p> <p>5.16 第3回太平洋・島サミットを沖縄県で開催（～17日）</p> <p>5.30 「個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」公布（2005年4月1日施行）</p> <p>6. 9 「スリランカ復興開発に関する東京会議」開催（～10日）</p> <p>8.29 新 ODA 大綱閣議決定</p> <p>10.24 イラク復興支援国際会議で50億ドルの支援を発表</p> <p>11.19 第二次小泉純一郎内閣成立（第88代）</p> <p>12.11 日・ASEAN 特別首脳会議を東京で開催、「東京宣言」「日本 ASEAN 行動計画」を採択</p>	<p>2.24 調和化ハイレベル・フォーラムをイタリア・ローマで開催（～25日）</p> <p>3.15 世界保健機関（WHO）は重症急性呼吸器症候群（SARS）拡大により史上初めて緊急注意喚起（Global Health Alert）を发出</p> <p>5. 1 「人間の安全保障委員会」報告書を国連事務総長へ提出</p> <p>6. 1 第29回主要国首脳会議（G8エビアン・サミット）をフランスで開催（～3日）</p> <p>9.29 第3回アフリカ開発会議（TICAD III）を東京で開催（～10月1日）</p> <p>9. 1 人間の安全保障諮問委員会（ABHS）設置</p> <p>12. 1 国連気候変動枠組条約第9回締約国会議（COP9）をイタリア・ミラノで開催（～12日）</p>
	<p>1.16 イラクへの自衛隊派遣を開始</p>	<p>6. 8 第30回主要国首脳会議（G8シーアイランド・サミット）を米国で開催（～10日）</p> <p>12. 6 国連気候変動枠組条約第10回締約国会議（COP10）をアル</p>

統合前 JICA の動き	JBIC の動き
<p>4. 1 本部組織再編（スキーム別・分野別に分けられていた8部の事業実施部門を分野横断的な開発課題により5部に再編、アフリカ地域の事業拡大に対応するために、地域計画部門を4部から5部に再編）</p> <p>4. ー 国民参加型事業「日系研修員受入事業」開始</p> <p>7.26 北澤豪氏が JICA オフィシャルサポーターに就任</p> <p>7. ー 「アフリカ支援対策会議」設置</p> <p>10.14 国際協力 50 周年記念シンポジウム「転機の海外援助」開催</p> <p>11.10 環境マネジメントに関する国際規格「ISO14001」認証取得</p> <p>11.15 外務省・国連大学・JICA 共催国際協力 50 周年シンポジウム「日本の援助は現地からどのように見られているのか」を東京で開催</p> <p>12. ー スマトラ沖大地震・インド洋津波災害の被災地（インドネシア、スリランカ、タイ、モルディブの4ヵ国）に、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣（～2005年4月）</p>	<p>2.13 「MICHINO EKI（道の駅）」セミナーを世界銀行、国土交通省と東京で共催</p> <p>2. ー イラク復興支援に対し、国連との初の協調による経済インフラ整備支援共同調査を実施</p> <p>3.31 初の大学連携協定を立命館大学および立命館アジア太平洋大学と締結</p> <p>3.31 初の STEP を適用、対象はインドネシア向け円借款</p> <p>3. ー 円借款供与条件改定（平和構築対象国および周辺国における復興に資する円借款に対し優先条件を適用、中進国支援の対象分野拡大および格差是正支援を供与条件に追加）</p> <p>12. 1 アジアで初の温暖化ガス削減基金（JGRF）と投資組合契約を締結</p> <p>12. 7 初の平和構築支援のための優遇金利を適用。対象はスリランカ向け円借款</p> <p>12.24 初の JICA 技術協力プロジェクトとの連携を実施。対象はベトナム向け円借款</p>

2005

<p>1.21 国連防災世界会議にて、パブリック・フォーラム「災害に強い国づくり人づくり～国際協力の成果とより良い支援に向けて～」を開催</p> <p>2.10 初の大学連携協定を帯広畜産大学と締結</p> <p>3.25 「JICA 改革プラン第二弾」発表</p> <p>4. 1 業務軽量化推進委員会設置</p> <p>4. 1 仕事と家庭の両立のための行動計画策定</p> <p>7. 1 ファストトラック制度導入</p> <p>7.25 パレスチナ・ガザ支援およびジェリコ地域開発計画調査承認、ファストトラック制度適用第一号</p> <p>9. ー インドネシアに鳥インフルエンザ対策の緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣（～10月）</p> <p>10.29 青年海外協力隊 40 周年記念式典開催</p> <p>10. ー パキスタン北部大地震に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣（～11月）</p> <p>10. ー 国際ボランティアネットワーク（FORUM）主催の国際ボランティア会議（IVCO 2005）を東京に招致、ホスト役として共催</p> <p>10. ー 月刊広報誌「monthly Jica」創刊</p>	<p>1.18 国連防災世界会議にて、シンポジウム「日本の防災ノウハウ 途上国との架け橋に—地方自治体の防災知見を生かした国際協力—」を開催</p> <p>1. ー スマトラ沖大地震・インド洋津波災害に対する復興支援の緊急ニーズ調査を実施</p> <p>2.14 業務運営評価制度に基づく「2002～2004 年度業務戦略評価報告書」を公表</p> <p>3.31 初のウクライナ向け円借款貸付契約を締結</p> <p>3.31 業務運営評価制度に基づく「業務戦略」策定</p> <p>4. 1 「海外経済協力業務実施方針」（2005年4月1日～2008年3月31日）策定</p> <p>9.19 日本経済新聞朝刊「ゼミナール」にて「大競争時代の ODA」を 22 回にわたって連載（～10月19日）</p> <p>10.30 中国政府主催の「第 1 回 中国都市・城鎮水セクター発展戦略国際フォーラム」を世界銀行、アジア銀行とともに後援、北京で分科会を開催（～31日）</p> <p>10. ー パキスタン北部大地震に際し、JICA、世界銀行、アジア開発銀行および各国ドナー等と合同で復興支援ニーズアセスメント調査を実施</p>
--	---

2006

<p>4.15 広尾（渋谷区）に「JICA 地球ひろば」を設置、開所式</p> <p>4. ー 統合準備室を設置</p> <p>4. ー 新基幹業務システム「経理業務統合システム」「事業管理支援システム」導入</p> <p>5. ー インドネシア・ジャワ島中部地震に対し緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣（～6月）</p> <p>6.12 「新時代の ODA 実施体制作り（新 JICA の制度設計のポイント）」（外 JI ペーパー）公表</p> <p>10.18 ミンダナオ国際監視団の社会経済開発部門長に JICA 職員が就任</p> <p>11.14 SHEP（市場志向型農業振興）アプローチが開発された技術協力プロジェクト「ケニア小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト」開始（～2009年11月13日）</p>	<p>1.13 パキスタン向け緊急震災復興支援のための円借款貸付契約を締結</p> <p>1.25 アフリカ開発銀行（AfDB）と「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA）に基づく協調融資促進スキームにかかる実施ガイドラインを締結</p> <p>3. ー 円借款制度改善（無利子近似条件の適用、EPSA 案件に優先条件適用、プログラム借款オプションなどの貧困国支援に対する制度改善を実施、期限延長チャージを導入）</p> <p>3. ー EPSA によるアフリカ開発銀行との協調融資第一号案件として、セネガル向け円借款貸付契約を締結</p> <p>4. 1 海外経済協力業務の JICA への承継に向けた移行準備室を設置</p> <p>6.29 初の無利子近似条件を適用、対象はバングラデシュ向け円借款</p>
--	--

	日本の動き	世界の動き
		<p>ゼンチン・ブエノスアイレスで開催（～17日）</p> <p>12.26 スマトラ沖大地震・インド洋津波発生</p>
	<p>1.18 第2回国連防災世界会議で「防災協力イニシアティブ」を発表（～22日）</p> <p>2. ー 新たな ODA 中期政策を策定</p> <p>3.25 2005 年日本国際博覧会「愛・地球博」（愛知万博）開催（～9月25日）</p> <p>4.17 日中外相会談（北京）において、2008 年の北京オリンピック前までに円借款の新規供与の円満終了で一致</p> <p>4. ー 「食糧増産援助」を「貧困農民支援」に改称</p> <p>4. ー 「文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を統廃合し「一般文化無償資金協力」に改称</p> <p>6.21 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（「骨太の方針 2005」）閣議決定</p> <p>7. ー G8 グレンイーグルズ・サミットで、①日本の ODA 事業量につき、5 年間で、対 2004 年比 100 億ドルの積み増し目標、②「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA）に基づくアフリカ開発銀行（AfDB）との連携による 10 億ドルの新規円借款供与を発表</p> <p>9.21 第三次小泉純一郎内閣成立（第 89 代）</p> <p>10. ー 「経済財政諮問会議」において政策金融改革に関し議論（11月29日に取りまとめ）</p> <p>10. ー 「自民党政策金融機関改革に関する合同部会」にて JBIC の ODA 部門と JICA の統合に関し議論を開始</p> <p>12.16 海外経済協力に関する検討会第 1 回会合</p>	<p>1.18 第2回国連防災世界会議を神戸市で開催、「兵庫行動枠組」採択（～22日）</p> <p>2.28 第2回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムをパリで開催、「援助効果にかかるパリ宣言」採択（～3月2日）</p> <p>7. 6 第31回主要国首脳会議（G8 グレンイーグルズ・サミット）を英国で開催、「多国間債務救済イニシアティブ（MDRI）」合意（～8日）</p> <p>10. 8 パキスタン北部で大地震発生</p> <p>11.28 国連気候変動枠組条約第 11 回締約国会議（COP11）、京都議定書第 1 回締約国会合（CMP）をカナダ・モントリオールで開催（～12月9日）</p>
	<p>2.28 「海外経済協力に関する検討会」報告書を公表</p> <p>4. ー 海外経済協力会議設置を決定（同会議設置の閣議決定により、対外経済協力関係閣僚会議を廃止）</p> <p>5. 8 第1回海外経済協力会議</p> <p>5.26 「行政改革推進法」成立（2008 年度に JBIC の海外経済協力業務を JICA に承継させることを規定、6月2日公布施行）</p> <p>5.26 第4回太平洋・島サミットを沖縄県で開催（～27日）</p> <p>5.29 世界銀行開発経済年次会合（ABCDE 東京会合）開催（～30日）</p> <p>6. 7 ドミニカ移民訴訟一審判決</p> <p>7. 5 アフガニスタンの「平和の定着」に関する第2回東京会議を開催</p> <p>8. ー 外務省国際協力局設置（ODA の企画、立案、実施体制、二</p>	<p>1.16 リベリア、サーリーフ大統領就任、アフリカ初の女性大統領</p> <p>7.15 第32回主要国首脳会議（G8 サンクトペテルブルク・サミット）をロシアで開催（～17日）</p> <p>10.13 グラミン銀行とムハマド・ユヌス氏のノーベル平和賞受賞が決定</p> <p>10.18 援助効果向上にむけて、アジア地域フォーラムをフィリピン・マニラで開催（～20日）</p> <p>11. 6 国連気候変動枠組条約第 12 回締約国会議（COP12）、京都議定書第 2 回締約国会合（CMP2）をケニア・ナイロビで開催（～17日）</p>

統合前 JICA の動き	JBIC の動き
<p>12.20 中国への青年海外協力隊派遣 20 周年の記念式典とシンポジウムを北京で開催</p>	<p>7. 5 初のモルディブ向け円借款貸付契約を締結 8. 9 初のナミビア向け円借款貸付契約を締結 8.11 世界銀行、アジア開発銀行 (ADB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、英国国際開発省 (DFID)、ドイツ復興金融公庫 (KfW) との間で「インフラ事業を通じた HIV/AIDS 拡大予防共同イニシアティブ」を締結 9.18 IMF・世界銀行年次総会で、「持続可能な都市開発にかかる共同イニシアティブ」を発表</p>
2007	
<p>2. 9 インドでの JICA 事業 40 周年を記念してニューデリーで式典を開催 4. 1 第 2 期中期計画 (2007 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日) 策定 4. 1 兵庫県と共同で神戸市に「国際防災研修センター」(DRLC) を開設 4. 寄附金制度「世界の人びとのための JICA 基金」開始 4. 日本政府が創設した野口英世アフリカ賞基金の運営を内閣府から受託 4. 青年招へい事業を「青年研修」に再整理 5.20 ポーランドにおける技術協力・協力隊事業が終了、記念式典を開催 6. 青年海外協力隊、隊員数 3 万人突破 8. 地球ひろば来訪者 10 万人突破 9.16 国際緊急援助隊正式発足 20 周年 9.24 青年海外協力隊 3 万人突破記念シンポジウム「国際協力を日本の文化に」開催 11.13 ハンガリーにおける技術協力・協力隊事業が終了、記念式典を開催 12. 大韓民国で発生した油流出事故に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣</p>	<p>1. 円借款迅速化実施 (案件形成から事業完了までの一連の手続きを点検、①期限の半減に向けて努力、②要請から締結までの標準期間 (9 ヶ月) の遵守、期限内処理率の公表、③コンサル/本体の調達に係る期間 2 年以内の短縮など) 2.20 「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」(EPSA) により、初のアフリカ開発銀行を通じた民間セクター向け円借款貸付契約を締結 3. 9 25 年ぶりにタンザニア向け円借款貸付契約を締結 3.19 初のモザンビーク向け円借款貸付契約を締結 3.30 円借款制度改善 (コミットメント・チャージの導入を公表、10 月 1 日以降プレッジ (事前通報) の借款契約に適用) 4.23 クリーン開発メカニズム (CDM) 事業および共同実施 (JI) 事業について日本政府の承認を取得、世界銀行プロトタイプ・カーボン・ファンドを通じた初の排出権を獲得 5. 9 初のブータン向け円借款貸付契約を締結 5. 9 「アジアの持続的成長のための日本の貢献策」(ESDA) への貢献を含む協力関係の強化のため、アジア開発銀行 (ADB) との業務協力協定を締結 6.22 エジプト向け風力発電の円借款が大型 ODA 案件として世界初の CDM 事業化 6.25 15 年ぶりにパナマ向け円借款貸付契約を締結 9.26 アジア開発銀行との間で、初の円借款の協調融資促進スキーム (ACFA) の事務手続きを定めた実施枠組み協定を締結 9.26 建設中のベトナム向け円借款「クローン (カントー) 橋建設事業」で崩落事故 10. 1 田波耕治総裁就任 12.10 初のサモア向け円借款貸付契約を締結 12.21 最後の中国向け円借款貸付契約を締結</p>
2008	
<p>4. 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 研究提案の募集開始 5. 中国・四川省の大地震に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣 (~6 月) 5. アフリカ緑の革命のための同盟 (AGRA) と共同で「アフリカ稲作振興のための共同体」(CARD) を発足</p>	<p>1.11 インド向け円借款である「デリー高速輸送システム建設事業」が世界初の鉄道事業の CDM 事業として登録 1.25 「イラク復興支援」のための初の円借款貸付契約を締結 1. 気候変動対策円借款の創設 3.25 初のカーボヴェルデ向け円借款貸付契約を締結 3. 海外経済協力業務実施方針 (2005 年 4 月 1 日～2008 年 3 月 31 日) の対象期間を半年間延長 (2008 年 9 月まで) 6.30 12 年ぶりにアルバニア向け円借款貸付契約を締結 7.31 業務運営評価制度に基づく「業務戦略等評価報告書」公表 9. 2 「クールアース・パートナーシップ」に基づき、初の気候変動対策円借款貸付契約を締結、対象はインドネシア 10. 世界銀行、アジア開発銀行と共同で「気候変動がアジアの大都市に与える影響研究」(SADEP) を開始 (~2012 年 3 月 31 日)</p>

	日本の動き	世界の動き
	<p>国間・多国間援助の連携を強化)</p> <p>9.26 第一次安倍晋三内閣成立 (第 90 代)</p> <p>11.15 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布 (2008 年 10 月 1 日施行)</p>	
	<p>3. 5 「国際協力に関する有識者会議」第 1 回会合</p> <p>4. ー 日本の 2006 年 ODA 実績が英国に抜かれ 24 年ぶりに第 3 位に (OECD 発表)</p> <p>5. 6 アジア開発銀行第 40 回総会 (京都市) で、日本政府とアジア開発銀行 (ADB) との共同イニシアティブとして「アジアの持続的成長のための日本の貢献策」(ESDA) を公表</p> <p>5.25 「株式会社日本政策金融公庫法」公布 (2008 年 10 月 1 日施行)</p> <p>5. ー 円借款供与国が 100 ヶ国に到達</p> <p>9.26 福田康夫内閣成立 (第 91 代)</p> <p>12.24 独立行政法人整理合理化計画を閣議決定</p>	<p>6. 6 第 33 回主要国首脳会議 (G8 ハイリゲンダム・サミット) をドイツで開催 (～8 日)</p> <p>6.21 アフガニスタン安定に向けた DIAG (非合法武装集団の解体) 会議を東京で開催</p> <p>10.12 アル・ゴア氏と気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のノーベル平和賞受賞が決定</p> <p>12. 3 国連気候変動枠組条約第 13 回締約国会議 (COP13)、京都議定書第 3 回締約国会合 (CMP3) をインドネシア・バリ島で開催 (～15 日)</p>
	<p>1.26 福田総理、世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議/スイス、25～27 日) で特別講演 (開発途上国の温暖化対策支援を含めクールアース推進構想)</p> <p>4. 4 日本の 2007 年 ODA 実績がドイツ、フランスに抜かれ第 5 位に (OECD 発表)</p> <p>4. ー 財政支援型無償資金協力を開始</p> <p>5.19 第 75 回総合科学技術会議「科学技術外交の強化に向けて」(案) 政府に提出</p> <p>5.28 TICAD IV 初日に野口英世アフリカ賞第 1 回授与式</p> <p>9.24 麻生太郎内閣成立 (第 92 代)</p>	<p>5.28 第 4 回アフリカ開発会議 (TICAD IV) を横浜市で開催 (～30 日)</p> <p>7. 7 第 34 回主要国首脳会議 (G8 北海道洞爺湖サミット) を日本で開催、「国際保健に関する洞爺湖行動指針」採択 (～9 日)</p> <p>9. 2 第 3 回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムをガーナで開催、「アクラ行動計画」(AAA) 採択 (～4 日)</p>

新 JICA の動き

2008

- 10. 1 国際協力銀行の海外経済協力業務および外務省の無償資金協力業務（の一部）が国際協力機構に統合、新 JICA 発足（本部〈26 部、4 室、2 事務局、1 研究所〉、17 国内機関、56 在外事務所）
- 10. 1 第 2 期中期計画を変更
- 10. 1 NGO-JICA 協議会設置
- 10. 1 財投機関債（政府保証の付かない公募国内債）のための格付（発行体格付）につき日本国政府と同格の格付を取得
- 10. ー 新シンボルデザインと新ビジョンを策定
- 10. ー 新月刊広報誌「JICA's World」創刊
- 12.19 JICA 初となる財投機関債（政府保証の付かない公募国内債）を発行
- 12.25 第 1 回「外部有識者事業評価委員会」開催

2009

- 1.21 科学技術振興機構と「地球規模課題対応国際科学技術協力」に関する連携協定を締結
- 1. ー 「JICA の民間連携に関する基本方針」策定
- 3. 6 緒方貞子理事長がアフガニスタン・パキスタン支援に関する総理特使に任命
- 3.28 ODA（円借款）を活用した民間企業の事業としてスリランカ向け「ココナッツ殻の炭化及び発電事業」が初めて CDM 事業登録
- 3.31 22 年ぶりにカメルーン向け円借款を再開
- 4. 1 不正腐敗情報受付窓口を設置
- 4. ー 緊急財政支援円借款を導入（2012 年 3 月末までの時限的措置）
- 4. ー 経済基盤開発部（現社会基盤・平和構築部）内に国際科学技術協力室を設置
- 5. ー コンプライアンス・マニュアル作成
- 6. 1 なごや地球ひろば開設
- 7.10 円借款迅速化実施（①案件形成および事業実施スケジュールの情報共有、②有償勘定技術支援による詳細設計、③案件進捗管理の強化、④ OECD 通報の前倒しなど）
- 9.24 JICA 本部、麴町（二番町センタービル）へ移転
- 9. ー 「日本・途上国相互依存度調査」報告書公表
- 11.10 初めての緊急財政支援円借款貸付契約を締結、対象はベトナム
- 11. ー 行政刷新会議による事業仕分け第一弾実施

2010

- 1. ー ハイチにおける地震被害に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣
- 3.31 「パキスタン支援国会合」に基づく、最初のパキスタン向け円借款貸付契約を締結
- 3. ー 「協力準備調査（PPP インフラ事業）」開始
- 3. ー 国際緊急援助隊（JDR）救助チームが国際捜索・援助諮問グループ（INSARAG）による外部評価（IEC）を受検し、「ヘビー級」に認定
- 4. 1 「新環境社会配慮ガイドライン」公布（7 月 1 日施行）
- 4. ー 事業仕分け第二弾実施（～5 月）
- 5. 1 アジア開発銀行（ADB）の中央アジア地域における協調融資促進を目的としたスキーム（ACFA）による、初の円借款貸付契約を締結、対象はウズベキスタン
- 6. ー 新 JICA 事業評価ガイドライン制定
- 7.27 「なんとかしなきゃ！プロジェクト 見過ごせないー 55 億人」スタート、JICA 広報室に事務局を開設
- 8. ー 「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」開始
- 11. ー 事業仕分け第三弾実施
- 11. ー 国別分析ペーパー導入
- 12. 7 韓国国際協力団（KOICA）との間で第 1 回定期協議を実施（～8 日）
- 12.14 「組織のあり方見直し（改革の方向性とアクションプラン）」理事会で承認

日本の動き	世界の動き
<p>10. 1 改正「独立行政法人国際協力機構法」施行（新国際協力機構発足）</p>	<p>11.14 G20 ワシントン D.C.・サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）を米国で開催（～15日）</p> <p>12. 1 国連気候変動枠組条約第14回締約国会議（COP14）および京都議定書第4回締約国会合（CMP4）をポーランド・ポズナンで開催（～12日）</p>
<p>4. 9 世界的な金融・経済危機克服のために、アジアに対して日本の貢献策「アジア経済倍増へ向けた成長構想」を表明</p> <p>4.17 パキスタン支援国会合を東京で開催、2年間で最大10億ドルの支援を表明</p> <p>5.22 第5回太平洋・島サミットを北海道で開催（～23日）</p> <p>6.30 ODAの不正腐敗事件の再発防止のための検討会第1回会合を開催</p> <p>7.一 ODAの政策・企画立案機能強化のため外務省国際協力局機構改革（援助手法担当課の廃止、国別担当課の機能強化、新設した開発協力総括課の下での3つの援助手法〈無償資金協力、技術協力、有償資金協力〉一体の支援の推進を図る体制を整備）</p> <p>8.30 衆議院選挙で民主党圧勝、政権交代</p> <p>9. 1 消費者庁設置</p> <p>9.16 鳩山由紀夫内閣成立（第93代）</p> <p>9.18 内閣府に「行政刷新会議」を設置</p> <p>9.22 国連気候変動首脳会合で「鳩山イニシアティブ」を提唱</p> <p>11.11 行政刷新会議、概算要求「事業仕分け」を公開（～27日）</p>	<p>4. 1 G20 ロンドン・サミットを英国で開催（～2日）</p> <p>6.11 WHOが新型インフルエンザの世界的大流行を宣言</p> <p>7. 8 第35回主要国首脳会議（G8ラクイラ・サミット）をイタリアで開催（～10日）</p> <p>9.24 G20ピッツバーグ・サミットを米国で開催（～25日）</p> <p>12. 7 国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）および京都議定書第5回締約国会合（CMP5）をデンマーク・コペンハーゲンで開催（～19日）</p>
<p>3.23 総務省「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書公表</p> <p>6. 8 菅直人内閣成立（第94代）</p> <p>6.18 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」閣議決定</p> <p>6.29 ODAのあり方に関する検討最終取りまとめ「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」公表</p> <p>9. 9 第1回新成長戦略実現会議</p> <p>9.22 MDGs国連首脳会合（20～22日、ニューヨーク）で、菅総理が「国際保健分野と教育分野における新たな5年間の開発政策」を発表</p> <p>12. 7 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定</p>	<p>5.20 人間の安全保障に関する初の国連総会公式討論開催（～21日）</p> <p>6.25 第36回主要国首脳会議（G8ムスコカ・サミット）をカナダで開催（～26日）</p> <p>6.26 G20トロント・サミットをカナダで開催（～27日）</p> <p>7.16 人間の安全保障に関する国連総会決議採択</p> <p>9.20 MDGs国連首脳会合をニューヨークで開催、2015年の目標期日までに8つの貧困撲滅目標を達成するためのグローバルな行動計画「約束を守って：ミレニアム開発目標を達成するために力を合わせて」を採択（～22日）</p> <p>10.18 日本がホスト国となり名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議を開催（～29日）</p> <p>10.29 ASEAN 関連首脳会議をベトナム・ハノイで開催、「ASEAN 連結性マスタープラン」を採択</p> <p>11.11 G20ソウル・サミットを韓国で開催（～12日）</p> <p>11.19 第1回アジア開発フォーラムを韓国・ソウルで開催</p> <p>11.29 国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）および京都議定書第6回締約国会合（CMP6）をメキシコ・カンクンで開催（～12月10日）</p> <p>12.16 開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ第8回総会を東京で開催（～17日）</p> <p>12.17 チュニジアで「アラブの春」の端緒となった民衆による政変始まる（～2011年1月）</p>

新 JICA の動き

2011

- 2.14 世界銀行炭素基金 (PCF) を通じて取得した排出権を初めてカーボン・オフセットに活用
- 3. ー 東日本大震災に対する支援活動を開始 (被災者支援のボランティア活動 (宮城県、岩手県)、被災・避難者の施設での受け入れや物資の提供、国際的な支援への協力、NGO の活動協力、義援金とりまとめなど)
- 6. 6 グローバル教育コンクール募集開始 (外務省から移管、2016 年度まで毎年実施)
- 7.28 「ベトナムの PPP インフラ開発及び資金調達メカニズムの支援に関するワークショップ」を米国国際開発庁 (USAID)、ベトナム政府とベトナムで共催
- 8.18 円借款事業に初めて民間資金 (ビル&メリンダ・ゲイツ財団) を活用、合意文書 (債務承継契約) を締結、対象はパキスタンのポリオ撲滅
- 8. ー 円借款供与条件改善 (中進国および中進国を超える所得の開発途上国に対し、戦略的かつ例外的に円借款を活用)
- 9. 9 高橋尚子氏が JICA オフィシャルサポーターに就任
- 10.25 横浜市と包括的連携協定を締結 (初の地方自治体との包括的連携協定)
- 10. ー 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト (PEACE) による研修員受け入れを開始
- 11.11 海外投融資再開後、ベトナム向け初のパイロットアプローチ案件の契約を締結
- 11.15 「JICA 改革の方向性 (2015 年に向けた行動計画)」理事会で承認
- 11.24 初のセルビア向け円借款貸付契約を締結
- 12.20 JICA 債 (政府系機関初の個人向け債券) 発行

2012

- 2.25 「JICA 国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」50 周年記念式典
- 2. ー 「中小企業連携促進調査 (F/S 支援)」制度導入 (現基礎調査)
- 3.16 米州開発銀行 (IDB) との間で、中米・カリブ地域向け再生可能エネルギーおよび省エネルギー分野における協調融資 (CORE) の枠組合意文書を締結
- 4. 1 田中明彦理事長就任
- 4. 1 第 3 期中期計画 (2012 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日) 策定
- 4. ー 中小企業海外展開支援大綱の改定により、「政府開発援助 (ODA) による中小企業海外展開支援」として、外務省委託費事業「ニーズ調査」「案件化調査」「途上国政府への普及事業」を開始
- 5. ー 田中理事長が UNDP HDR (人間開発報告書) アドバイザリー・パネルメンバーに就任
- 6.13 初のバヌアツ向け円借款貸付契約を締結
- 6.28 初の南スーダン向け無償資金協力贈与契約を締結
- 7. ー 民間連携ボランティア制度を創設
- 10. 1 「JICA 地球ひろば」が JICA 市ヶ谷ビルに移転
- 10.13 IMF・世界銀行年次総会東京会合における公式セミナー「ポスト 2015 グローバル開発枠組み」を外務省、世界銀行と共催
- 10.14 国際開発金融クラブ第 1 回年次総会において国際セミナー「グリーン成長に向けた官民連携—成功事例、課題そして将来の可能性—」を開催
- 10. ー 海外投融資を本格再開
- 11.19 国際連合南南協力事務所主催「南南協力 Expo 2012」(～23 日、オーストリア・ウィーン) で JICA が国連南南協力賞を受賞
- 11. ー NGO-JICA 協議会のもとに「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」設置

2013

- 1. 1 円借款制度拡充 (外貨返済型円借款制度を導入)
- 1.20 国際緊急医療チーム (JMTDR) 30 周年記念セミナーを JICA 関西 (神戸市) で開催
- 1.25 「JICA ナレッジマネジメント推進計画」策定
- 1.30 海外投融資本格再開後初のインフラ事業案件としてベトナム向け融資契約を締結
- 3.28 初のセクター・プロジェクト・ローン (SPL) を締結、対象はインドネシア
- 4. 1 民間企業との連携強化等に向けた組織改編 (中小企業支援担当特命審議役を設置、民間連携室を民間連携事業部に改組)
- 4. ー 円借款制度拡充 (重点分野の見直しと金利引き下げ、中進国・卒業移行国支援に対する支援強化、本邦技術活用条件 (STEP) の適用分野拡大と金利引き下げ、災害復旧スタンバイ借款創設、変動金利制導入など)
- 4. ー 円借款迅速化実施 (コミットメント・チャージを廃止、フロント・エンド・フィーの徴収を開始)
- 6.27 初のモルドバ向け円借款貸付契約を締結
- 6. ー JICA 職員全般の業務知識の研修の場「JICA アカデミー」開講
- 7. 9 職員等に対する理事長表彰の制度を導入
- 7. ー 「JICA における内部統制」策定
- 8. ー 「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」開始
- 10. 8 米州開発銀行とのエネルギー分野協調融資枠組みによる、初のニカラグア向け円借款貸付契約を締結
- 10. ー 新月刊広報誌「mundi」創刊
- 10. ー JICA 地球ひろば来館者が 100 万人を突破

日本の動き	世界の動き
<p>1.25 「新成長戦略実現 2011」閣議決定</p> <p>3.11 東日本大震災発生、政府が緊急災害対策本部設置、東京電力福島第1原発で事故が発生、原子力緊急事態宣言</p> <p>6.23 中小企業海外展開支援大綱を策定</p> <p>9. 2 野田佳彦内閣成立（第95代）</p> <p>10.18 第1回開発協力適正会議を開催</p>	<p>5.26 第37回主要国首脳会議（G8 ドーヴィル・サミット）をフランスで開催（～27日）</p> <p>6. 2 ミレニアム開発目標（MDGs）フォローアップ会合を東京で開催（～3日）</p> <p>7. 9 南スーダン独立</p> <p>9.23 IMF・世界銀行年次総会公式イベントとして、日本政府・世界銀行・EU 共催の防災セミナーを米国・ワシントン D.C. で開催</p> <p>11. 3 G20 カンス・サミットをフランスで開催（～4日）</p> <p>11.28 国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）および京都議定書第7回締約国会合（CMP7）を南アフリカ・ダーバンで開催（～12月11日）</p> <p>11.29 第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムを韓国・釜山で開催（～12月1日）</p> <p>12. 5 アフガニスタンに関するボン国際会議をドイツ・ボンで開催</p>
<p>3. 9 中小企業海外展開支援大綱を改定</p> <p>5.25 第6回太平洋・島サミットを沖縄県で開催（～26日）</p> <p>7. 8 アフガニスタンに関する東京会合をアフガニスタン政府と共催、東京宣言を発表</p> <p>10.16 「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」にて JICA 海外投融資の本格再開が決定</p> <p>11.30 外貨返済型円借款制度の導入を公表</p> <p>12.26 第二次安倍晋三内閣成立（第96代）</p>	<p>5.18 第38回主要国首脳会議（G8 キャンプデービッド・サミット）を米国で開催（～19日）</p> <p>6.18 G20 ロスカボス・サミットをメキシコで開催（～19日）</p> <p>6.20 国連持続可能な開発会議（リオ+20）をブラジル・リオデジャネイロで開催（～22日）</p> <p>7.31 国連事務総長、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に関するハイレベルパネルを立ち上げ</p> <p>9.10 国連総会にて、「人間の安全保障に関する決議」採択</p> <p>9.10 日本政府、ポスト MDGs 国連総会サイドイベントを米国・ニューヨークで開催</p> <p>10. 9 IMF・世界銀行年次総会を東京で開催（～14日）</p> <p>11.26 国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）および京都議定書第8回締約国会合（CMP8）をカタール・ドーハで開催（～12月8日）</p>
<p>3.12 閣僚レベルの「経協インフラ戦略会議」を設置</p> <p>5.17 経協インフラ戦略会議、「国際保健外交戦略」「インフラシステム輸出戦略」決定</p> <p>6. 1 第5回アフリカ開発会議（TICAD V）で、5年間で ODA 約 1.4 兆円を含む最大 3.2 兆円の支援を表明（～3日）</p> <p>6.14 「日本再興戦略」閣議決定</p> <p>7.23 TPP 交渉に正式参加</p> <p>9. 7 国際オリンピック委員会総会で、「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを公表</p> <p>9.14 医学誌ランセット、安倍総理寄稿「我が国の国際保健外交戦略—なぜ今重要か—」掲載</p> <p>9.15 「美しい星への行動」(ACE) 策定</p> <p>9.25 国連総会のサイドイベントとして「ポスト 2015：保健と開発」をニューヨークで開催</p> <p>9.26 国連総会で、「女性が輝く社会」の実現に向け、3年間で 30 億ドルを超す ODA の実施を表明</p>	<p>6. 1 第5回アフリカ開発会議（TICAD V）を横浜市で開催（～3日）</p> <p>6.17 第39回主要国首脳会議（G8 ロックアーン・サミット）を英国で開催（～18日）</p> <p>9. 5 G20 サンクトペテルブルク・サミットをロシアで開催（～6日）</p> <p>11.11 国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）および京都議定書第9回締約国会合（CMP9）をポーランド・ワルシャワで開催（～23日）</p>

新 JICA の動き	
10. -	円借款制度拡充 (PPP インフラ整備促進に向けた円借款による包括的な支援のための VGF 円借款、EBF 円借款導入)
11. -	フィリピンでの台風ハイヤン (ヨランダ) に対し国連災害評価調整 (UNDAC) チームに 2 名を派遣、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣 (~12 月)
2014	
3.19	フィリピン向けに初の災害復旧スタンドバイ借款貸付契約を締結
3.25	「業務改善推進委員会」設置
3.27	ミンダナオ包括和平合意の署名式に田中理事長が立会人として出席
3. -	文部科学省国立教育政策研究所および JICA 地球ひろば共同プロジェクト「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」最終報告書公表
3. -	「資源の絆プログラム」(開発途上国の資源分野の人材育成プログラム) による研修員の受け入れを開始
3. -	JICA 研究所、文部科学省科学研究費助成事業 (科研費) の機関指定を取得
4.23	宇宙航空研究開発機構 (JAXA) と連携協力協定を締結
4.23	海外投融資再開後、初のミャンマー向け経済特区 (SEZ) 開発事業実施に関する合弁事業契約を締結
4. -	中小企業海外展開支援事業の案件化調査が外務省から JICA に移管
6. -	海外投融資制度拡充 (現地通貨建て融資スキーム創設)
6. -	円借款迅速化実施 (セクター・プロジェクト・ローン導入)
7.10	第 1 回 JICA-世界銀行グループ・ハイレベル対話 (~11 日)
7.11	国際開発協会 (IDA) 向け初の円借款貸付契約を締結
8. -	西アフリカにおけるエボラ出血熱流行に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣 (~2015 年)
9. -	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ) による研修員の受け入れを開始
10. -	「JICA 不正腐敗防止ガイドライン」策定
11. 7	JICA と森林総合研究所が中心となって「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」を創設
11.11	青年海外協力隊が協力隊を育てる会、青年海外協力協会とともに第 21 回読売国際協力賞特別賞を受賞
11.13	JICA 初となる政府保証外債を発行
11.17	外務省・JICA 共催「国際協力 60 周年」記念シンポジウムを東京で開催
11.21	円借款制度拡充 (PPP インフラ整備促進に向けた円借款による包括的な支援拡大のための「PPP インフラ信用補完スタンドバイ借款」創設)
11.28	中南米における省エネ事業や再生可能エネルギー事業に投融資するファンド (MGM) と出資契約を締結、海外投融資再開後初の気候変動対策事業
12.26	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) と覚書を締結
2015	
2. 5	「青年研修 30 周年記念事業」を公益財団法人日本ユースリーダー協会と東京で共催 (~9 日)
2.18	「アジアの開発途上・フロンティア諸国: 包括的な高度成長の支援」と題するハイレベル会議を IMF と JICA 研究所で共催
2. -	「国内事業戦略」策定
3. 4	インドネシア・コタバンジャン水力発電所建設事業のダム建設における住民移転訴訟で最高裁判所が上告を棄却、原告らの訴求を全面的に棄却した東京高等裁判所の判決が確定
3. 5	国際緊急援助隊救助チームが国際捜索・援助諮問グループ (INSARAG) による外部評価の 5 年次の再認定試験 (IER) で再度ヘビー級に認定
3.30	「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」公表
4.17	沖縄国際センター設立 30 周年記念式典を開催
4.18	国際金融公社 (IFC) と民間セクター向け協調融資に関する基本協力協定を締結
4. -	ネパールにおける地震被害に対し、緊急援助物資を供与、国際緊急援助隊を派遣 (~5 月)
4. -	SMART JICA PROJECT 開始
7.26	第 2 回 JICA-世界銀行グループ・ハイレベル対話 (~28 日)
8.17	初のアンゴラ向け円借款貸付契約を締結
9.17	日本サッカー協会 (JFA)、日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) と連携協定を締結
9.25	田中理事長、「国連持続可能な開発サミット」の人間の安全保障、UHC、防災などの関連会合において JICA の知見を発信 (~26 日)
10. 1	北岡伸一理事長就任
10. 4	国際ボランティアネットワーク (FORUM) 主催の国際ボランティア会議 (IVCO 2015) を東京に招致、ホスト役として共催 (~7 日)
10. -	国際緊急援助隊・感染症対策チーム創設
11.17	青年海外協力隊発足 50 周年記念式典を横浜市で開催 (世界各地でも開催)
11. -	円借款・海外投融資迅速化実施 (円借款の政府関係手続き期間短縮〈プレ・プレッジの実施など〉、海外投融資の申請から審査開始までの期間短縮など)
11. -	円借款制度拡充 (ドル建て借款、外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入、ハイスpek 借款、サブ・ソブリン円借款、事業・運営権対応型円借款創設など)

	日本の動き	世界の動き
	<p>3.31 政府開発援助（ODA）大綱見直しに関する有識者懇談会第1回会合を開催（全4回）</p> <p>4. ー 無償資金協力サブスキーム（区分）を廃止</p> <p>12.24 第三次安倍晋三内閣成立（第97代）</p>	<p>4.15 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ第1回ハイレベル会合をメキシコ・メキシコシティで開催（～16日）</p> <p>6. 4 第40回主要国首脳会議（G7ブリュッセル・サミット）をベルギーで開催、2015年開発アジェンダ、アフリカの開発等を議論（～5日）</p> <p>8. 8 WHOが西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言</p> <p>11.15 G20ブリスベン・サミットをオーストラリアで開催（～16日）</p> <p>12. 1 国連気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）および京都議定書第10回締約国会合（CMP10）をペルー・リマで開催（～14日）</p>
	<p>2.10 「開発協力大綱」閣議決定</p> <p>3.14 第3回国連防災世界会議で「仙台防災協力イニシアティブ」を発表</p> <p>4. 1 改正「独立行政法人通則法」施行</p> <p>5.21 第21回国際交流会議アジアの未来で「質の高いインフラパートナーシップ」を公表、5年間でアジア地域に約1100億ドルの「質の高いインフラ投資」提供を表明</p> <p>5.22 第7回太平洋・島サミットを福島県で開催、3年間で太平洋島嶼国に対し550億円以上の支援、4000人の人づくり・交流支援実施を表明（～23日）</p> <p>9.11 「平和と健康のための基本方針」策定</p> <p>9.11 「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」策定</p> <p>9.29 第70回国連総会における一般討論演説で、国際安保理決議1325号を履行するための「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を公表</p> <p>9.29 第70回国連総会における年次ハイレベル会合で、シリア・イラクの難民・国内避難民向けの支援およびEUの周辺国に対する人道支援を表明</p> <p>11.21 ASEANビジネス投資サミットで、『「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ』を発表</p> <p>11.30 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、「美しい星への行動2.0」（ACE2.0）を発表</p>	<p>3.14 第3回国連防災世界会議を仙台市で開催、「仙台防災枠組2015-2030」採択（～18日）</p> <p>4.22 アジア・アフリカ会議（バンドン会議）60周年記念首脳会議をインドネシア・ジャカルタで開催（～23日）</p> <p>6. 7 第41回主要国首脳会議（G7エルマウ・サミット）をドイツで開催（～8日）</p> <p>7.13 第3回開発資金国際会議をエチオピア・アディスアベバで開催（～16日）</p> <p>9.25 国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発目標」（SDGs）2030アジェンダを採択（～27日）</p> <p>11.15 G20アンタルヤ・サミットをトルコで開催（～16日）</p> <p>11.30 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）および京都議定書第11回締約国会合（CMP11）をフランス・パリで開催、12月12日「パリ協定」採択（～12月13日）</p> <p>12.16 国際会議「新たな開発目標におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）：強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」を東京で開催</p> <p>12.23 第70回国連総会で日本の主導のもと142ヵ国が「世界津波の日（11月5日）」を共同提案、採択</p> <p>12.25 中国主導の国際金融機関アジアインフラ投資銀行（AIIB）発足</p> <p>12.31 ASEAN経済共同体（AEC）発足</p>

新 JICA の動き	
11. ー	海外投融資制度拡充（ドル建て融資制度の導入）
12. 8	なごや地球ひろばの来館者が 50 万人を突破
2016	
2. ー	第 1 回「JICA の中長期的なあり方に関する有識者懇談会」開催
3.29	「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」提言
3.30	アジア開発銀行（ADB）が設立する信託基金（LEAP）への出資契約を締結
4. 9	米州開発銀行（IDB）との協調融資拡大のための覚書と実施合意書に署名、過去最大の中南米向け協調融資枠組
4.14	海外投融資業務の再開後、初めての中東・北アフリカ地域向け事業（民間企業の活動を支援するファンド〈IFC Middle East and North Africa Fund, LP〉）に出資
4. ー	「不正腐敗防止ポリシーガイド」を外務省と共同作成
5.25	第 3 回 JICA-世界銀行グループ・ハイレベル対話（～26 日）
5. ー	円借款迅速化実施（F/S 調査開始から着工までの期間を最短 1 年半に短縮など）
7. 1	バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件、JICA の調査業務に従事していたコンサルタント 7 名が死亡、1 名が負傷
7. 1	初めて地域金融機関と「業務提携に関する覚書」を締結（JICA 駒ヶ根と八十二銀行）
7. ー	コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、国際緊急援助隊・感染症対策チームを設立以来初めて派遣（～8 月）
8.27	第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）において「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」（IFNA）を創設
8.31	青年海外協力隊がラモン・マグサイサイ賞を受賞、北岡理事長がフィリピンを訪問し授賞式に出席
8. ー	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）による研修員の受け入れを開始
9. 7	国連人道問題調整事務所、外務省、JICA 国際緊急援助隊事務局の協力により、国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG）チームリーダーズ会合を初めて東京で開催（～9 日）
9.12	女性のエンパワメントを目的にした、初のマイクロファイナンス機関（JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund）向けファンドに海外投融資を通じて出資
9.12	「SDGs 達成への貢献に向けて：JICA の取り組み」策定
9.20	日本初のソーシャルボンド（社会貢献債）としての JICA 債を発行
9.28	モンゴル向けに、海外投融資で初の再生可能エネルギー分野でのプロジェクトファイナンス方式による融資契約を締結
9.30	安全管理部新設
9. ー	国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト 55 周年に過去最高の応募（80814 作品）
10.11	国際緊急援助隊医療チームが WHO の緊急医療チーム（EMT）として国際認証を取得
11.30	「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」（JISR）によりシリア難民留学生受け入れの募集を開始
2017	
1. ー	JICA ボランティアの派遣人数（累計）が 5 万人を突破
2. 7	国際緊急援助隊医療チームが主導した災害医療情報の標準化手法「MDS」（Minimum Data Set）が国際標準として WHO に採択
2. ー	「途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」制度を新設
3. 9	海外投融資を通じて支援した モンゴル「ツェツィー風力発電事業」が「IJGlobal Awards 2016」を受賞
4. 1	第 4 期中期計画（2017 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）策定
4. ー	ほっかいどう地球ひろば開設
5. 5	ニカラグアにおける最高位の勲章「ルベン・ダリオ文化独立勲章」を国際援助組織として初めて受賞
5.11	経営諮問会議第 1 回会合
5.23	DEALWATCH AWARDS 2016 の社債部門で「Bond Issuer of the Year」を受賞
6.29	国際助言委員会（International Advisory Board）第 1 回会合（～30 日）
7. 6	JICA が日本の機関として初めて、国連気候変動枠組条約に基づいて設置された「緑の気候基金」（GCF）から GCF 認証機関として認定
7.12	バングラデシュ初の天然ガス輸入事業に対する海外投融資貸付契約（プロジェクトファイナンス）を締結
7.20	第 4 回 JICA-世界銀行グループ・ハイレベル対話（～21 日）
8.25	海外移住資料館の来館者が 50 万人を突破
9. ー	メキシコ地震の被害に対し、国際緊急援助隊を派遣
9. ー	イノベティブ・アジア（高度人材育成事業）による研修員の受け入れを開始
11. 1	国際協力事業関係者の安全確保のために「安全対策宣言」を公表
11. 5	「世界津波博物館会議」を国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、外務省と石垣市で共催
11.23	初のドル建て借款貸付契約を締結、対象はジャマイカ
12.13	UHC フォーラム 2017 開催（財務省、外務省、厚生労働省、世界銀行、WHO、UNICEF、UHC 2030 と共催）、2030 年までの UHC 達成に向けて「UHC 東京宣言」を採択（～14 日）
12.16	関西地域の民間企業、NGO/NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関とともに「関西 SDGs プラットフォーム」を創設
12.20	ナイジェリアにおけるポリオ撲滅対策支援のための債務承継契約に基づき、ゲイツ財団への債務承継を実行

	日本の動き	世界の動き
	<p>5.20 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部立ち上げ</p> <p>5.23 第24回経協インフラ戦略会議で、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を公表</p> <p>8.28 第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）で、3年間で約1000万人の人材育成、官民総額300億ドル規模のアフリカの未来への投資を行う旨を表明</p> <p>9.19 「難民及び移民に関する国連サミット」で、3年間で総額28億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援、受け入れ国・コミュニティ支援を行うことを表明</p> <p>11. 2 安倍総理とアウン・サン・スー・チー国家最高顧問との会談で「日本・ミャンマー協力プログラム」に合意</p> <p>11. 8 パリ協定批准を閣議決定、受諾書を国連事務総長に寄託（11月14日公布、12月8日、日本で効力発生）</p> <p>12.22 「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」策定</p>	<p>4.22 ニューヨークの国連本部においてパリ協定（気候温暖化対策）の署名式開催、日本を含めた175の国・地域が署名</p> <p>5.26 第42回主要国首脳会議（G7伊勢志摩サミット）を日本で開催、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」に合意（～27日）</p> <p>8.27 第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）をケニア・ナイロビで開催（～28日）</p> <p>9. 4 G20杭州サミットを中国で開催（～5日）</p> <p>9.19 「難民及び移民に関する国連サミット」を米国・ニューヨークで開催</p> <p>11. 4 パリ協定発効</p> <p>11. 7 国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）および京都議定書第12回締約国会合（CMP12）、パリ協定第1回締約国会合（CMA1）をモロッコ・マラケシュで開催（～18日）</p> <p>11.28 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）第2回ハイレベル会合をケニア・ナイロビで開催（～12月1日）</p>
	<p>5. 9 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」報告書を提出</p> <p>11. 1 第四次安倍晋三内閣成立（第98代）</p> <p>12.14 UHCフォーラム2017で、保健（保健システム強化、感染症対策、母子保健等）、栄養、水・衛生分野で総額約29億ドルの支援を行う旨を表明</p> <p>12. ー 第4回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合で「SDGsアクションプラン2018」を決定</p>	<p>5.26 第43回主要国首脳会議（G7タオルミーナ・サミット）をイタリアで開催（～27日）</p> <p>7. 7 G20ハンブルク・サミットをドイツで開催（～8日）</p> <p>8. 8 東南アジア諸国連合（ASEAN）設立50周年</p> <p>11. 6 国連気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）、京都議定書第13回締約国会合（CMP13）、パリ協定第1回締約国会合第2部（CMA1-2）をドイツ・ボンで開催（～17日）</p>

2018

- 1.15 セルビア青年海外協力隊派遣取極締結
- 2. 7 初のアフリカ開発基金（AfDF）との円借款貸付契約を締結
- 3. 2 初のブルキナファソ向け円借款貸付契約を締結
- 5.17 緑の気候基金（Green Climate Fund）と、GCF 資金を活用した気候変動対策事業の形成・実施に向けた包括的認証取極を締結
- 6.12 第 1 回「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を開催
- 6.29 JICA 債を TOKYO PRO-BOND Market に上場、同 Market が創設したグリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォームの登録第一号
- 9. - JICA 開発大学院連携開始

日本の動き	世界の動き
<p>5.18 第8回太平洋・島サミットを福島県で開催（～19日）</p> <p>6. 6 日本人の海外移住から150年を記念し、最初の移住先であるハワイで第59回海外日系人大会を開催（～7日）</p>	<p>6. 8 第44回主要国首脳会議（G7シャルルボワ・サミット）をカナダで開催（～9日）</p>

主要事項索引

凡例

1. 索引項目は本編（第1部～第2部）の本文・コラムを対象とした
2. A—Wには英語語をまとめた
3. 原則として日本語項目中の英語語はアルファベットの読みとした

A—G

ACE（美しい星への行動） 138
ACFA（Accelerated Co-financing scheme with ADB） 58
ADB→アジア開発銀行
AFD→フランス開発庁
AfDB→アフリカ開発銀行
AMC（ワクチンの事前購入制度） 8
AMED→日本医療研究開発機構
AMRO→アジア地域マクロ経済研究機構
ASEAN→東南アジア諸国連合
BEGIN→成長のための基礎教育イニシアティブ
BOP（Base of the Pyramid） 142
Build Back Better 104, 133, 139
CAFI→中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD→アフリカ稲作振興のための共同体
CDF（Comprehensive Development Framework） 58
CDM→クリーン開発メカニズム
CHISAN 138
CORE（再生エネルギーおよび省エネルギー分野における協調融資） 144
CRRF（包括的難民支援枠組み） 132
CSIS→国際戦略問題研究所
DAC(OECD開発援助委員会) 6, 8, 13, 41, 58, 122, 205
DFID→英国国際開発庁
DIB（development impact bond） 8

E/N（交換公文） 66
Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災の活動） 138
EDCF→韓国対外経済協力基金
EMBRACE（母子保健支援モデル） 83
EPSA（EPSA for Africa） 50, 58, 119, 144, 163
FAO→国連食糧農業機関
FORUM（国際ボランティアネットワーク） 178
Gaviワクチンアライアンス 121
GCF→緑の気候基金
GDI（Global Delivery Initiative） 207
GDN（Global Development Network） 59

H—N

HIPC→重債務貧困国
IDB→米州開発銀行
IDFC→国際開発金融クラブ
IFC→国際金融公社
IFFIm（予防接種のための国際金融ファシリティ） 8
IFNA（食と栄養のアフリカ・イニシアティブ） 129
IMF（国際通貨基金） 4～6, 74, 76, 77
INSARAG（国際捜索・救助諮問グループ） 194
IPD（コロンビア大学政策対話イニシアティブ） 203
JANIC→国際協力NGOセンター
JBIC→国際協力銀行

JCAP（JICA国別分析ペーパー） 97
JDR→国際緊急援助隊
JDS→人材育成奨学計画
JEXIM→日本輸出入銀行
JST→科学技術振興機構
KfW→ドイツ復興金融公庫
KOICA→韓国国際協力団
L/A→貸付契約
LEAP（Leading Asia's Private Infrastructure Fund） 144, 169
MCC→ミレニアム挑戦公社
MDGs（ミレニアム開発目標） 6, 7, 9, 10, 15, 50, 51, 79, 121, 125～127, 162
MDRI（多国間債務救済イニシアティブ） 5
MDS（Minimum Data Set） 194, 195
MOU（業務協力協定） 145
NEDA→タイ周辺諸国経済開発協力機構
NGO（非政府組織） 5, 56

O—W

ODA（政府開発援助） 5, 8, 13, 17, 41, 48, 49
OECD（経済協力開発機構） 6
OECD開発援助委員会→DAC
OECF→海外経済協力基金
OPIC（Overseas Private Investment Corporation） 169
OSBP（One Stop Border Post） 34, 120
OTCA→海外技術協力事業団
Pacific-LEADS（太平洋島嶼国リーダー

教育支援プログラム) 147
PEACE (未来への架け橋・中核人材プロジェクト) 127, 146
POVNET (貧困削減ネットワーク) 51
PROTECO (提案型技術協力) 38
PRSP→貧困削減戦略文書
R/D (Record of Discussions) 157
RECs (地域経済共同体) 119
REDD+ 137, 138
SADEP→開発政策・事業支援調査
SAF→有償資金協力促進調査
SAPMAN (調達実施支援調査) 49
SAPROF→案件形成促進調査
SATREPS→地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs (持続可能な開発目標) 7, 77, 79~81, 86~88, 110, 122, 126~128, 134~138, 142, 144, 146, 167, 178, 183, 185
SHEP (小規模農家向け市場志向型農業振興) 128
SMASSE (中等理数科教育強化計画) 125
STEP→本邦技術活用条件
TICAD→アフリカ開発会議
UHC→ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UN→国際連合
UNDP→国連開発計画
USAID→米国国際開発庁
WHO (世界保健機関) 88, 104, 105, 194, 195

あ

アクラ・ハイレベル・フォーラム 9, 202
アクラ行動計画 (AAA) 9
アジアインフラ投資銀行 (AIIB) 77
アジア開発銀行 (ADB) 51, 54, 58, 110, 144, 169, 200, 202
アジア債券市場育成イニシアティブ 94
アジア地域マクロ経済研究機構 (AMRO) 4
アジア通貨危機 4~6, 25, 50, 52, 76
ASEAN工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net) 115, 126
ASEAN連結性支援 112
アディスアベバ行動目標 80
アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト 146
アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)

34, 128
アフリカ開発会議 (TICAD) 11, 18, 33, 50, 51, 79, 85, 88, 89, 119~123, 125~129, 131, 144, 145, 158
アフリカ開発銀行 (AfDB) 50, 58, 119, 121, 144
アフリカ地域持続可能な開発センター (SDGC/A) 144
アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP) 137
アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ (EPSA) 50, 58, 119, 144, 163
アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) 120, 121, 127, 146
アフリカ連合委員会 (AUC) 88
アルジェリア地震 192
案件化調査 93, 185
案件形成促進調査 (SAPROF) 49

い

EBF円借款 165
移住事業→海外移住事業
伊勢志摩サミット 87, 88, 109, 122, 167
イノベーター・アジア 147
インパクト評価 206
インフラシステム輸出戦略 84, 86, 111, 142, 164

う

美しい星への行動 (ACE) 138
運営費交付金 185

え

英国国際開発省 (DFID) 9, 79
ABEイニシアティブ→アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ
エジプト日本科学技術大学 (E-JUST) 126
NGO-JICA協議会 180, 181
NGO-JICAジャパンデスク 181
円借款 14, 15, 20, 40, 42~44, 46, 48, 50, 58, 62, 66, 110, 122, 152, 161, 166

円借款事後評価 44, 205
円借款制度に関する懇談会 14, 44
円借款の協調融資促進スキーム (ACFA) 58
援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム 9

お

欧州復興開発銀行 (EBRD) 168
ODA (政府開発援助) 5, 8, 13, 17, 41, 48, 69
ODA改革懇談会 (21世紀に向けてのODA改革懇談会・第一次) 13, 24
ODA改革懇談会 (第二次) 14, 196
ODA建設工事安全管理ガイドランス 106
ODA総合戦略会議 14
ODA大綱 (政府開発援助大綱) 13, 17, 84, 142, 206
ODA民間モニター制度 59
沖縄感染症対策イニシアティブ 18

か

海外移住事業 26, 29, 187
海外移住事業団 29
海外移住資料館 29, 189
海外移住審議会 187
海外技術協力事業団 (OTCA) 23
海外経済協力会議 20, 21, 140, 172
海外経済協力勘定 41, 43, 45, 63
海外経済協力基金 (OECF) 19, 40, 144, 200, 205
海外経済協力業務実施方針 42, 49
海外経済協力に関する検討会 20, 21, 61
海外投融資 40, 41, 42, 48, 110, 140, 167
外貨返済型円借款 165
海上保安政策プログラム 147
カイゼン 121, 123, 130
開発教育支援事業 180, 182
開発協力大綱 84, 85, 93, 100, 110, 122, 131, 134, 178, 182, 186, 206
開発協力適正会議 17
開発計画調査型技術協力 157
開発政策・事業支援調査 (SADEP) 54, 55, 200
開発政策借款 123
開発調査 157

開発投資融資事業 26, 29
 開発パートナー事業 25, 180
 開発福祉支援事業 25, 180
 外部通報受付制度 101
 海洋ASEAN経済回廊（構想） 112
 顔の見えるODA 20
 科学技術研究員派遣 143
 科学技術振興機構（JST） 143, 158
 拡大HIPCイニシアティブ 50
 貸付契約（L/A） 44, 54, 110, 111, 166
 課題別・分野別指針 23
 課題別研修 37, 106, 134～136, 153
 カナナスキス・サミット 125
 環境社会配慮 25, 43, 44
 環境社会配慮ガイドライン 43, 100
 環境社会配慮助言委員会 100
 韓国国際協力団（KOICA） 145
 韓国対外経済協力基金（EDCF） 58, 145
 菅コミットメント 83
 感染症 18, 37, 121～123, 159, 194, 195

か

気候変動 8, 48, 53, 80, 83, 138, 139, 162, 164
 気候変動対策円借款 53, 162
 技術移転 16, 81, 154, 157
 技術協力 20, 26, 92, 152
 技術協力プロジェクト 58, 97, 99, 143, 155, 156
 キャパシティ・デベロップメント（CD） 9, 136, 156, 201, 202
 九州・沖縄サミット 10, 18
 行政改革推進法 62
 行政改革推進本部 26, 62, 187
 行政改革大綱 19, 42
 行政刷新会議 83, 94
 業績評価制度 29
 京都イニシアティブ 52
 業務運営評価制度 47
 業務改善推進委員会 97, 102
 業務協力協定（MOU） 145
 業務軽量化推進委員会 102
 協力準備調査 65, 157, 172, 184
 協力プログラム 97, 159
 緊急財政支援円借款 163
 金融庁検査 45

く

クールアース・パートナーシップ 18, 53, 162
 草の根技術協力事業 28, 38, 104, 125, 141, 180, 181
 国別・課題別アプローチ 26
 国別研修 37
 国別事業計画 23, 25
 国別ボランティア派遣計画 178
 グリーン・リーフ賞（環境賞） 192
 クリーン開発メカニズム（CDM） 53, 111
 グリーンボンド 8
 グリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォーム 94
 グレンイーグルズ・サミット 18, 48
 グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ） 186
 Global Development Network（GDN） 59, 202
 グローバル教育コンクール 183
 グローバルフェスタJAPAN 59, 208

け

経営諮問会議 103
 経協インフラ戦略会議 84, 86, 111, 164
 経済協力開発機構（OECD） 6
 経済財政諮問会議 19, 20, 60
 ゲイツ財団→ビル&メリンダ・ゲイツ財団
 ケレン・サミット 42
 ケレン債務イニシアティブ 5
 研修員受入事業 37, 152
 研修事業戦略 154
 現地通貨建て融資 169

こ

小泉構想 18
 交換公文（E/N） 66
 港湾空港技術研究所 159
 国際エネルギー機関（IEA） 81
 国際開発金融クラブ（IDFC） 145
 国際監視チーム（IMT） 36
 国際協力NGOセンター（JANIC） 208,

209
 国際協力機構債券（JICA債） 93
 国際協力機構法→独立行政法人国際協力機構法
 国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER） 196～199
 国際協力銀行（JBIC） 17, 19～21, 40, 42, 43, 61, 91, 161, 200, 205, 208
 国際協力研究 201
 国際協力事業団 19, 22
 国際協力推進員 180
 国際協力出前講座 180, 182
 国際協力に関する有識者会議 21
 国際協力フェスティバル 59, 208
 国際緊急援助隊（JDR） 37, 191, 194
 国際金融公社（IFC） 109, 169
 国際交流基金 187
 国際助言委員会（IAB） 103
 国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター（UNHCR eCentre） 36
 国際戦略問題研究所（CSIS） 203
 国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG） 194
 国際通貨基金（IMF） 4～6, 74, 76, 77
 国際平和協力懇談会 17
 国際保健に関する洞爺湖行動指針 122
 国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン 122
 国際ボランティアネットワーク（FORUM） 178
 国際約束 22, 25, 27, 30, 32, 66, 92, 97, 157
 国際連合（国連） 6, 7, 88
 国民参加事業 27～29
 国連安全保安局（UNDSS） 174
 国連開発計画（UNDP） 7, 54, 59, 88, 145, 202
 国連災害評価調整（UNDAC） 104, 193
 国連持続可能な開発サミット 79, 126
 国連食糧農業機関（FAO） 129
 国連人道支援助物資備蓄庫（UNHRD） 195
 国連人道問題調整事務所（UNOCHA） 104, 192
 国連南南協力室（UNOSSC） 145
 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR） 34, 36
 国連プロジェクトサービス機関（UNOPS） 174
 国連防災世界会議（WCDRR） 54, 88, 104
 国連ボランティア計画（UNV） 178
 国連ミレニアム宣言 6

個人情報保護委員会 211
個人情報保護方針（プライバシーポリシー） 46
コミットメント・チャージ 166
コロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD） 203
コロポ・プラン 13, 22, 152
コンディショナリティ 5
コンプライアンス・マニュアル 46, 101
コンプライアンス委員会 46

か

災害緊急復旧復興支援 133
在外研修 152
災害復旧スタンドバイ借款 164
災害復興支援 36, 54, 132, 157
再生エネルギーおよび省エネルギー分野における協調融資（CORE） 144
財投機関債 45, 91, 93, 94
債務救済無償 42
砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ 138
サブ・ソブリン円借款 166
三角協力 145, 154

し

ジェンダー主流化 134, 135
事業仕分け 83, 94
資源の絆プログラム 146
事後評価 26, 41, 44, 57, 99, 205~207
事後評価レーティング 206
事故報告及びコンプライアンスに関する規程 101
事故報告制度 101
施設整備費補助金 92
四川大地震（中国西部大地震） 192
事前評価 26, 44, 205
持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD） 18
持続可能な開発目標→SDGs
実施監理 66, 92, 170
実施促進業務 64, 92, 117, 170
質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則 109
質の高いインフラパートナーシップ 109, 164, 165

質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ 87, 167
シニア海外ボランティア 28, 104, 143, 177
市民参加 38, 180, 184
JICAアカデミー 98
JICAオフィシャルサポーター 208~210
JICA改革 31, 137
JICA開発大学院連携 148, 154
JICA国別援助実施方針 97
JICA国別分析ペーパー（JCAP） 97
JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト 182
JICA債 93
JICA-JAXA熱帯林監視プログラム 137
JICA's World 208, 210
JICA-世界銀行グループ・ハイレベル対話 144
JICAナレッジマネジメント推進計画 98
JICA-Net 211
社会配慮ハンドブック 52
ジャパン・プラットフォーム（JPF） 141
重債務貧困国（HIPC） 5, 43
重債務貧困国支援無償 163
集団研修 37
自由で開かれたインド太平洋戦略 116
受託業務 64, 212
ジュビリー運動 5
小規模開発パートナー事業 180
小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP） 128
情報公開制度 39
情報システム委員会 211
情報セキュリティ委員会 46, 211
情報セキュリティポリシー 46
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA） 129
食料安全保障 10, 81, 128, 129
シリア平和への架け橋・人材育成プログラム 132
自立のための道具の会 56
新開発銀行（NDB、BRICS銀行） 77
人材育成奨学計画（JDS） 148, 173
人材養成確保 96
人事制度改革 39
新成長戦略 141
シンボルデザイン 39, 69, 208
新宮澤構想 161

す

スクール・フォー・オール 83
Sport for Tomorrow（SFT） 178
SMART JICA 103
スマトラ沖大地震・インド洋津波 37, 54, 104, 140, 174, 192

せ

政策アドバイザー 108
政策金融改革 20, 60
政策金融機関改革に関する合同部会 62
生態系を活用した防災・減災の活動（Eco-DRR） 138
成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN） 125
青年海外協力協会 104
青年海外協力隊（JOCV） 95, 96, 143, 177
青年研修 153
青年招へい事業 153
政府開発援助→ODA
政府開発援助大綱→ODA大綱
政府間技術協力プロジェクト合意文書→R/D
世界エイズ・結核・マラリア対策基金 10, 83, 212
世界銀行 5~8, 51~54, 58, 59, 88, 120, 144, 202, 211, 212
世界金融危機 74, 81
世界津波の日 140
世界保健機関（WHO） 88, 104, 105, 194, 195
セクター・プロジェクト・ローン（SPL） 164
仙台防災協力イニシアティブ 88, 140
仙台防災枠組 139
専門家派遣 154

そ

贈与契約（G/A） 66
ソーシャルボンド 94
組織（本部） 22, 32
卒業移行国支援 164

た

大学連携 57, 178
第三国研修 152
第三国専門家 155
タイ周辺諸国経済開発協力機構 (NEDA)
58, 145
タイド借款 55
対日援助審査 41
太平洋・島サミット (PALM) 147
太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラ
ム (Pacific-LEADS) 147
台湾地震 192
多国間債務救済イニシアティブ (MDRI)
5
ダッカ襲撃テロ事件 91, 105
DAC (OECD開発援助委員会) 6, 8, 13,
41, 51, 58, 122, 205
DAC新開発戦略 6
DAC評価5項目 205, 206
DACリスト (被援助国) 170
ダボス会議 18
短期派遣制度 178
炭素基金 53

ち

地域経済共同体 (RECs) 119
チーム制 33
チェンマイ・イニシアティブ 4
地球規模課題 85
地球規模課題対応国際科学技術協力
(SATREPS) 136, 143, 158, 159
地球サミット (UNCED) 52
地球ひろば 38, 96, 182, 183
地方自治体上下水道整備事業協力
(MWLFI) 59
地方自治体連携 174, 178, 181
中央アフリカ森林イニシアティブ (CAFI)
138
中期計画 63
中国西部大地震 (四川大地震) 192
中小企業海外展開支援 92, 185
中進国支援 163, 164
中等理数科教育強化計画 (SMASSE)
125
長期研修 96, 153
調達ガイドライン 46, 172, 176
調達実施支援調査 (SAPMAN) 49

て

提案型技術協力 (PROTECO) 38
TDB無償 163

と

ドイツ復興金融公庫 (KfW) 58, 145
統合効果 41, 50, 70, 71, 97, 100, 107,
156
東西経済回廊 112
東南アジア諸国連合 (ASEAN) 112
特殊法人整理合理化 18
特殊法人等整理合理化計画 19, 22, 26,
42, 60, 187
特別円借款 49, 55, 161
特別環境案件金利 162
特別環境円借款制度 52
独立行政法人化 22, 26, 27, 30, 172, 180,
208, 211
独立行政法人国際協力機構法 19, 27,
28, 64
独立行政法人整理合理化計画 101
独立行政法人通則法 26, 100, 101
独立行政法人等情報公開法 207
トルコ地震 191
ドル建て借款 165

な

内部通報制度 101
ナイロビ宣言 89
ナレッジバンク 6
ナレッジマネジメント 98, 99
Knowledge Management Network (KMN)
99
なんとかしなきゃ!プロジェクト 209,
210
南南協力 152, 154
南南協力賞 145
南部経済回廊 112, 175

に

ニーズ調査 93, 185

日系研修員受入事業 188
日系社会次世代育成研修 188
日系社会シニア・ボランティア 177
日系社会青年ボランティア 177
日系社会リーダー育成事業 188
日本医療研究開発機構 (AMED) 143,
158
日本学術振興会 (JSPS) 143
日本国際協力センター (JICE) 95
日本再興戦略 142
日本人材開発センター (日本センター)
115
日本政策金融公庫 69, 91
日本輸出入銀行 (JEXIM) 19, 40, 200
人間開発報告書 (HDR) 7, 145
人間の安全保障 7, 10, 14, 17, 31, 131,
144
人間の安全保障基金 10

は

PARTNER (国際協力キャリア総合サイ
ト) 196~199
パートナーシップ・プログラム 154
ハイスpek借款 110, 165
ハイヤン→ヨランダ
八王子国際センター 38
パッケージ型インフラ海外展開 83
鳩山イニシアティブ 83
パリ協定 80, 87, 138
パリ宣言 9, 58, 156
万人のための教育 (Education for All)
125

ひ

BOPビジネス連携促進 184, 185
ピース・トーク・マラソン 208
PPPインフラ事業 184
PPPインフラ信用補完スタンドバイ借款
165
東日本大震災 83, 104
非政府組織→NGO
ビル&メリンダ・ゲイツ財団 8, 122,
123
広島宣言 132
貧困国支援 162
貧困削減 8, 10, 11, 47~52
貧困削減戦略支援無償 174

貧困削減戦略文書 (PRSP) 5, 58
貧困削減ネットワーク (POVNET) 51

ふ

ファストトラック制度 35, 36, 157
ファンジビリティ 9
フィージビリティ調査 (F/S) 23, 57, 92
フィールドオフィス 34, 35
VGF円借款 165
部署別年間計画 99
不正腐敗情報 (受付窓口、相談窓口) 101, 102
復興ジェネラル・アドバイザー 140
復興支援専門員 179
フランス開発庁 (AFD) 58, 145
ブルッキングス研究所 203
プログラム・ローン 163
プログラムアプローチ 97, 156, 172
プログラム借款オプション 163
プロジェクト・ヒストリー 99, 201
プロジェクト方式技術協力 33, 155, 156
フロント・エンド・フィー 166

へ

米国国際開発庁 (USAID) 12, 58, 145, 185
米国同時多発テロ 11, 25
米州開発銀行 (IDB) 144
平和構築支援 17, 27, 34, 36, 53, 131, 162
平和と繁栄の回廊構想 36
ベトナム国立衛生疫学研究所 37

ほ

包括的建設サービス方式 (WCS方式) 110
包括的難民支援枠組み (CRRF) 132
防災協力イニシアティブ 54
母子保健支援モデル (EMBRACE) 83
北海道洞爺湖サミット 10, 18, 81, 122
ボランティア 28, 29, 96, 104, 143, 177
ポリオ 122, 123

本邦技術活用条件 (STEP) 55, 116, 161, 164
本邦研修 146, 152, 153

ま

マスタープラン調査 108, 157
マルチドナー信託基金 212
マレーシア日本国際工科院 (MJIT) 126

み

水の防衛隊 125, 178
3つのS 70
緑の気候基金 (GCF) 138, 139, 213
未来への架け橋・中核人材プロジェクト (PEACE) 127, 146
ミレニアム開発目標→MDGs
ミレニアム挑戦公社 (MCC) 8, 11, 79
民間委託型プロジェクト方式技術協力 155
民間準拠財務諸表 45
民間連携事業 90, 185
民間連携ボランティア制度 178
民主政治体制構築支援 130
ミンダナオ平和構築セミナー 132
みんなの学校 126

む—も

無償資金協力 20, 64, 92, 170
無償資金協力実施適正会議 17
無利子近似条件 162, 163
mundi 210
メキシコ地震 193
森から世界を変えるREDD+プラットフォーム 137, 138
モンテレー合意 8

ゆ

UHCフォーラム 144
有償勘定技術支援 92
有償資金協力 14, 63, 91~94, 161

有償資金協力勘定 63
有償資金協力促進調査 (SAF) 41, 48, 166
有償資金協力部門出資金 91, 92
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 88, 121, 144
ユネスコ世界遺産センター 59

よ

要望調査 23, 131
予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm) 8
ヨランダ (ハイヤン) 140, 192
より良い復興 (Build Back Better) 104, 133, 139

ら—ろ

ラモン・マグサイサイ賞 143, 177
リハビリ無償 57
留学生受入事業 147, 173
Ro-Ro船ネットワーク 113
ローン・コンバージョン 122
ロンドン・サミット 163

わ

ワクチンと予防接種のための世界同盟 →Gavi
ワクチンの事前購入制度 (AMC) 8

編集後記

2018年10月が統合10周年を迎えることを契機に、2017年7月に本機構史編纂が決定された。本機構史の前には、国際協力事業団（旧JICA）による「国際協力事業団25年史」（1974年～1998年）と、国際協力銀行（JBIC）による海外経済協力基金（OECF）に係る「海外経済協力基金史」（1961年～1999年）が編纂されており、本機構史は、その続編と位置づけられる。具体的には1999年4月から2018年9月までを対象としている。

この20年間は、両組織にとって、まさに波瀾万丈の時代であったと言える。旧JICAにとっては、「事業団」から「独立行政法人」へ脱皮していく歩みであった。また、OECFにとっては、日本輸出入銀行と合併してJBICが発足した後に、同行との分離と旧JICAとの統合を迎えた。

同じODA事業の実施を担当しているとはいえ、もともとの成り立ちや事業の性質が異なる面があった2つの組織がどのように融合し、発展してきたのか、「正史」として位置づけられるようになるべく正確に記すことを心がけた。そのため、第1部では、当時、実際に業務に従事した方々に、第2部では責任を有する担当部署の方々に原稿の執筆を依頼するとともに、資料編は担当部署のデータを基に作成した。外務省、財務省、JBICにも、データや事実確認等について一部ご協力を頂いた。最終的には、機構史編纂委員会を経て、機構史編纂事務局が文責を負う形でこれを作成した。

皆様に、これまでのJICAの来し方を正確にご理解いただき、これからの組織の発展を考えていくうえでの一つの有益な資料となれば幸いである。

2019年3月

機構史編纂事務局長

国際協力機構 上級審議役 岩切 敏

機構史編纂委員会

委員長

山田 順一
入柿 秀俊 (2017年9月まで)

委員

岩切 敏
高杉 優弘
天田 聖
戸川 正人
森 睦也
中澤 慶一郎
新井 和久
藤田 安男
早川 友歩
加藤 正明 (2018年11月まで)
三浦 和紀 (2018年8月まで)
江島 真也 (2018年12月まで)
山中 晋一 (2018年5月まで)
萱島 信子 (2018年3月まで)
平田 仁 (2018年7月まで)

機構史編纂事務局

事務局長

岩切 敏

事務局長補佐

藤田 安男
萱島 信子 (2018年3月まで)
三浦 和紀 (2018年8月まで)

事務局員

武 徹
根岸 精一
宮林 由美子
岸本 純子
蔵原 幸
小口 美穂
江口 秀夫 (2018年9月まで)
阿部 幸生 (2018年3月まで)

第1部草稿作成者

安達 一
入柿 秀俊
岩切 敏
植嶋 卓巳
江口 秀夫
佐藤 恭仁彦
田中 雅彦
中田 亮輔
平田 仁
三浦 和紀
(50音順)

※2019年1月1日現在

写真提供一覧

【口絵 (写真で見る国際協力)】

- 今村健志朗 …………… 2002年東ティモール草の根技術協力／2003年国際協力機構／2004年インドネシア国際緊急援助隊隊員／
2012年メキシコ自動車部品製造工場
- 大石芳野 …………… 2002年アフガニスタン専門家
- 久野真一 …………… 2000年ラオス日本センター／2002年インド・デリーメトロ／2002年タイ・ラマ5世橋／
2005年ウクライナ・ポリスポリ空港／2010年セネガル村落給水／2011年東日本大震災ボランティア／
2011年南部スーダン・ジュバ近郊／2012年キルギス専門家／2013年JICA地球ひろば／
2013年トルコ・ボスポラス海峡横断地下鉄／2013年横浜TICAD V／2014年ベトナム・ノイバイ国際空港／
2015年カンボジアつばさ橋／2015年ミャンマー・ティラワ経済特別区／2016年安全対策研修・訓練
- 篠田有史 …………… 2008年ウガンダ専門家
- 庄司康治 …………… 2001年ジンバブエ専門家
- 鈴木 革 …………… 2002年パラオ友好橋
- 其田益成 …………… 2001年ザンビア専門家
- 谷本美加 …………… 2005年バングラデシュ専門家／2008年インドネシア植物栽培園 (SATREPS)／
2010年アフガニスタンJICA事務所関係者／2014年研修事業
- 和田 浩 …………… 2017年JICAボランティア
- 公益財団法人日本サッカー協会 …………… 2015年JICA・JFA・Jリーグ連携協定
- 日東建設株式会社 …………… 2014年ナイジェリア専門家
- 有限会社お花屋さんぶんど清川 …………… 2018年カンボジア農園

※原則として提供写真の掲載箇所 (口絵：年次)、主な撮影対象を記載

【本編】

- Sayad Jan Sabawoon …………… 第2部IXp.212アフガニスタン結核菌培養検査
- Raymond Wilkinson …………… 第1部第2章p.121セネガル助産師
- 飯塚明夫 …………… 第2部I p.158ガーナSATREPS案件
- 今村健志朗 …………… 第1部第1章p.37インドネシア国際緊急援助隊／第2章p.142ルワンダ協力準備調査
- 大石芳野 …………… 第1部第1章p.34チャドJICAフィールドオフィス／第2部I p.157アフガニスタン専門家
- 久野真一 …………… 第1部第1章p.34マラウイ専門家／p.51バンコク地下鉄／p.53スリランカ学校／p.68二番町センタービル／
第2章p.90JICA本部執務室／p.113第2メコン国際橋／第2部IXp.212南部スーダン・ジュバ職業訓練センター
- 久野武志 …………… 第1部第1章p.12ルワンダ除隊兵士／第2章p.128ケニアSHEPUP専門家
- 鈴木 革 …………… 第2部IVp.184バングラデシュ「Cycloaqua」
- 高橋智史 …………… 第1部第1章p.55ベトナム カイメップ・チーバイ国際港
- 谷本美加 …………… 第1部第1章p.7フィリピン予防接種
- 船尾 修 …………… 第1部第2章p.111インド・デリーメトロ
- 和田 浩 …………… 第2部IVp.177ブータン・シニア海外ボランティア／p.179マダガスカル青年海外協力隊
- 公益社団法人青年海外協力協会 …………… 第1部第2章p.96広尾慰霊碑

※原則として提供写真の掲載箇所 (本文：ページ)、主な撮影対象を記載

国際協力機構史

2019年3月発行

編纂・発行 独立行政法人国際協力機構

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

電話番号 03 (5226) 6660

<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 凸版印刷年史センター

印刷・製本 凸版印刷株式会社

©2019 国際協力機構 Printed in Japan